

平成 28 年

第 3 回 定例会 会議録

奄美市議会

第3回定例会 会議録目次

議事日程・付議事件	1
第3回定例会一般質問通告	5
9月5日（月）（第1日目）	
出席議員及び欠席議員	16
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	16
職務のため出席した事務局職員	17
会議録署名議員の指名	18
会期の決定	18
報告第5号（1件） 上程	18
議案第77号～第84号（8件） 上程	19
「ミカンコミバエ問題」に関する特別委員会最終報告 上程	21
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	21
9月6日（火）（第2日目）	
出席議員及び欠席議員	24
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	24
職務のため出席した事務局職員	25
一般質問	
奥 輝人 君（自由民主党）	26
西 公郎 君（自民新風会）	37
関 誠之 君（社会民主党）	46
師玉 敏代 君（自民新風会）	56
川口 幸義 君（自由民主党）	67
9月7日（水）（第3日目）	
出席議員及び欠席議員	79
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	79
職務のため出席した事務局職員	80
一般質問	
橋口 和仁 君（自民新風会）	81
林山 克巳 君（自由民主党）	92
安田 壮平 君（自民新風会）	102

栄 ヤスエ 君（公明党）	113
元野 景一 君（自由民主党）	122

9月8日（木）（第4日目）

出席議員及び欠席議員	133
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	133
職務のため出席した事務局職員	134
一般質問	
橋口 耕太郎君（公明党）	135
三島 照 君（日本共産党）	146
平川 久嘉 君（自由民主党）	154
戸内 恭次 君（無所属）	164

9月9日（金）（第5日目）

出席議員及び欠席議員	176
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	176
職務のため出席した事務局職員	177
一般質問	
津畑 誠 君（無所属）	178
与 勝広 君（公明党）	189
崎田 信正 君（日本共産党）	199
松山 さおり君（無所属）	210

9月12日（月）（第6日目）

出席議員及び欠席議員	221
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	221
職務のため出席した事務局職員	222
議案第77号～第84号（8件） 上程	223
議案第85号～第87号（3件） 上程	239
議案付託	242
発議第6号（意見書）（1件） 上程	242
請願・陳情付託	243

9月23日（金）（第7日目）

出席議員及び欠席議員	244
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	244
職務のため出席した事務局職員	245

議案第 77 号～第 87 号（11 件） 上程	246
請願第 3 号（1 件） 上程	254
平成 27 年陳情第 16 号（1 件） 上程	257
陳情第 3 号，平成 27 年陳情第 17 号（2 件） 上程	258
議案第 100 号（1 件）（監査委員の選任） 上程	260
議案第 88 号～99 号（12 件）（決算関係） 上程	262
議員派遣について	264
閉会中の継続審査申出.....	265

別紙

各常任委員会審査報告書	266
閉会中の継続審査の申出について	269
「ミカンコミバエ問題」に関する特別委員会最終報告書	270

参考資料（意見書等）	275
------------------	-----

会期・議事日程 付 議 事 件

平成28年 第3回奄美市議会定例会議事日程表

○平成28年 8月26日 奄美市議会第3回定例会を招集した。
○会 期 19日間
○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
9月5日	月	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（19日間） 3 報告第5号 上程 説明 質疑 討論 採決 4 議案第77号～84号（8件） 上程 説明 5 「ミカンコミバエ問題」に関する特別委員会最終報告 上程 報告 6 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
9月6日	火	本会議	1 一般質問 - 奥議員，西議員，関議員，師玉議員，川口議員（質問順）
9月7日	水	本会議	1 一般質問 - 橋口（和）議員，林山議員，安田議員，栄議員，元野議員（質問順）
9月8日	木	本会議	1 一般質問 - 橋口（耕）議員，三島議員，平川議員，戸内議員（質問順）
9月9日	金	本会議	1 一般質問 - 津畑議員，与議員，崎田議員，松山議員（質問順）
9月10日	土	休 会	
9月11日	日	休 会	
9月12日	月	本会議	1 議案第77号～84号（8件） 上程 質疑 付託 2 議案第85号～第87号（3件） 上程 説明 質疑 付託 ☆付託区分 { - 総務企画－議案第85号～87号（3件） - 文教厚生－議案第78号～80号（3件） - 産業建設－議案第81号～84号（4件） - 全委員会－議案第77号 平成28年度一般会計補正予算（第2号）は，所管する各常任委員会に付託 3 発議第6号（意見書） 上程 説明 質疑 討論 採決 ※ 請願・陳情付託報告（前議会からの継続審査事件を含む。） 総務企画－陳情第3号（1件） （継続分）陳情第2号，平成27年陳情第17号（2件） 文教厚生－請願第3号（1件） 産業建設－（継続分）平成27年陳情第16号（1件）
9月13日	火	休 会	※ 各常任委員会審査（文教厚生，産業建設）
9月14日	水	休 会	※ 各常任委員会審査（総務企画）
9月15日	木	休 会	報告書整理・議案等調査
9月16日	金	休 会	報告書整理・議案等調査
9月17日	土	休 会	
9月18日	日	休 会	
9月19日	月	休 会	敬老の日
9月20日	火	休 会	報告書整理・議案等調査
9月21日	水	休 会	報告書整理・議案等調査
9月22日	木	休 会	秋分の日
9月23日	金	本会議	1 議案第77号～87号（11件） 上程 報告 質疑 討論 採決 2 請願第3号 上程 報告 質疑 討論 採決 3 平成27年陳情第16号 上程 報告 質疑 討論 採決 4 陳情第3号，平成27年陳情第17号 上程 報告 質疑 討論 採決 5 議案第100号（1件）（監査委員の選任） 上程 説明 質疑 討論 採決 6 議案第88号～99号（12件）（決算関係） 上程 説明 質疑 付託 7 議員派遣について 8 閉会中の継続審査 議案第88号 平成27年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について 議案第89号 平成27年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について 議案第90号 平成27年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について 議案第91号 平成27年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 議案第92号 平成27年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

		議案第93号	平成27年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について
		議案第94号	平成27年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
		議案第95号	平成27年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
		議案第96号	平成27年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について
		議案第97号	平成27年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
		議案第98号	平成27年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
		議案第99号	平成27年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について

○ 付議事件は、次のとおりである。

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(1)	報告第 5 号	専決処分の承認を求めることについて (専決第 9 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて)	H28. 9. 5	承認	本会議
(2)	発議第 6 号	人口内耳を補装具として対象品目に加えることを求める意見書の提出について	H28. 9. 12	原案可決	本会議
(3)	議案第 77 号	平成 28 年度奄美市一般会計補正予算(第 2 号)について	H28. 9. 23	原案可決	全委員会
(4)	議案第 78 号	平成 28 年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)について	H28. 9. 23	原案可決	文教厚生
(5)	議案第 79 号	平成 28 年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第 2 号)について	H28. 9. 23	原案可決	文教厚生
(6)	議案第 80 号	平成 28 年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)について	H28. 9. 23	原案可決	文教厚生
(7)	議案第 81 号	平成 28 年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)について	H28. 9. 23	原案可決	産業建設
(8)	議案第 82 号	平成 28 年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)について	H28. 9. 23	原案可決	産業建設
(9)	議案第 83 号	平成 28 年度奄美市水道事業会計補正予算(第 2 号)について	H28. 9. 23	原案可決	産業建設
(10)	議案第 84 号	奄美市笠利大島紬共同のり張場条例の一部を改正する条例の制定について	H28. 9. 23	原案可決	産業建設
(11)	議案第 85 号	工事請負契約の締結について	H28. 9. 23	原案可決	総務企画
(12)	議案第 86 号	工事請負契約の締結について	H28. 9. 23	原案可決	総務企画
(13)	議案第 87 号	工事請負契約の締結について	H28. 9. 23	原案可決	総務企画
(14)	議案第 100 号	監査委員の選任について	H28. 9. 23	同意	本会議
(15)	請願第 3 号	学校給食センターを性急に建設しないよう求める請願	H28. 9. 23	不採択	文教厚生
(16)	陳情第 3 号	奄美市独自による自衛隊配備に関する説明会開催の陳情	H28. 9. 23	不採択	総務企画

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(17)	議案第 88 号	平成 27 年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について	H28. 9. 23	継続審査	一般会計決算等審査特別委
(18)	議案第 89 号	平成 27 年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28. 9. 23	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(19)	議案第 90 号	平成 27 年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	H28. 9. 23	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(20)	議案第 91 号	平成 27 年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	H28. 9. 23	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(21)	議案第 92 号	平成 27 年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28. 9. 23	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(22)	議案第 93 号	平成 27 年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	H28. 9. 23	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(23)	議案第 94 号	平成 27 年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28. 9. 23	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(24)	議案第 95 号	平成 27 年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28. 9. 23	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(25)	議案第 96 号	平成 27 年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について	H28. 9. 23	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(26)	議案第 97 号	平成 27 年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	H28. 9. 23	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(27)	議案第 98 号	平成 27 年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	H28. 9. 23	継続審査	特別会計決算等審査特別委
(28)	議案第 99 号	平成 27 年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	H28. 9. 23	継続審査	特別会計決算等審査特別委

※前議会からの継続審査

番号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(1)	平成 27 年 陳情第 16 号	「商店版リフォーム助成制度の創設」を求める陳情	H28. 9. 23	採択	産業建設
(2)	平成 27 年 陳情第 17 号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情	H28. 9. 23	不採択	総務企画
(3)	陳情第 2 号	「奄美に大学を設置する審議会」の発足に関する陳情	H28. 9. 23	継続審査	総務企画

第3回定例会一般質問通告

9月6日（火）

◎自由民主党 奥 輝人

1 奄美・沖縄航空運賃低減化について

- (1) 割引制度の中身について
- (2) 離島割引カード制度と同様のレベルに改善できないか。

2 さとうきびの振興

- (1) 収穫面積の減少について
 - ① 要因は何か。
 - ② 維持・拡大について
- (2) 生産農家の戸数について
 - ① 現状について
 - ② 生産農家の育成について
- (3) 反収向上対策について
 - ① 作型毎の反収について
 - ② 土づくり・地力向上について
 - ③ 夏植の面積拡大について
 - ④ 品種の切り替えについて
- (4) 手取り価格について
 - ① 現状の価格について
 - ② 鹿児島県・沖縄県連携での要請について

◎自民新風会 西 公郎

1 世界自然遺産を目指して

- (1) 奄美空港欠航便の解消について
 - ① 奄美空港ターミナル拡張の意図は何か。
 - ② 平成28年現時点での欠航便の実績は。
 - ③ 台風接近時以外での欠航便の原因は何か。
 - ④ 奄美空港計器着陸（ILS）の導入について

2 防災対策について

- (1) 防災会館建設について
 - ① 本市における築40年以上の公民館は何棟あるか。
 - ② 避難所に指定されている公民館は何棟か。
 - ③ 防災会館としての位置づけでの建て替えは考えられないか。
 - ④ 建て替えでの補助率はどの様になると予想するか。

3 奄美市定住対策について

(1) 若年定年自衛官の雇用促進について

- ① 本市での防災関連部署での再雇用をどの様に考えるか。
- ② 本市として、再就職等の斡旋をどの様に考えるか。

4 生活弱者対策について

(1) 生活困窮者対策について

- ① 生活困窮者相談支援員の具体的業務内容は。
- ② 本市が行う生活困窮者対策とは何か。
- ③ 奄美市社会福祉協議会との連携はあるか。実績は。
- ④ 奄美市社会福祉協議会が行っている対策は。実績は。

5 都市整備及び土木行政について

(1) 2コア1モール構想について

- ① 2コア1モール構想の今後の方向性。
- ② もう1つのコア（核）は具体的に何処を予定しているか。
- ③ おがみ山トンネル、三儀山バイパス等の今後の方向性は。

6 学力向上について

(1) 本市，小，中学校での校長室，職員室のクーラー設置状況について

◎社会民主党 関 誠之

1 市長の政治姿勢について

(1) 奄美市総合計画前期基本計画検証報告について

- ① まちづくりの将来目標の検証について
- ② 基本施策（中項目）の検証結果について
- ③ 分野別基本方向（後期基本計画移行ポイント）検証。

(2) 陸上自衛隊ミサイル・警備部隊の配置について

- ① 現在の進捗と現況・今後の日程について
- ② 環境調査業務について結果を公開しないのか。
- ③ 陸自部隊の配備で環境破壊・騒音による生態系の影響など世界自然遺産登録への負の評価はないのか。

2 教育行政について

(1) 学校給食センター建設の課題事項について

- ① 事故があったときの危機管理体制はどのように構築しようと考えているのか，具体的施策を示せ。
- ② 台風常襲地帯として食材の調達の安定した供給体制はどのように図られるのか。
- ③ 災害時の対応・異物混入・食中毒の事故発生時の対応・給食費の問題・給食の質の低下・地産地消を含めた食材の調達はどのように考えているのか。

3 その他の施策について

(1) 行政の施策に対する取り組みの姿勢について

- ① 自治基本条例…平成20年第2回定例会質問

(新市総合計画の中で議論する…)

② 公契約条例…平成 27 年 2 回定例会・7/8 採択

・平成 27 年陳情第 7 号公契約条例の制定に関する陳情

③ 名瀬・笠利保育料の格差の検討委員会の設置

・平成 22 年第 3 回定例会質問

(H28 年第 1 回定例会付帯決議…6 月中に公立幼稚園あり方検討委員会)

◎自民新風会 師玉 敏代

1 福祉政策について

- (1) 保育士の処遇と保育士不足対策について
- (2) 人工内耳体外機助成について
- (3) 要介護者の機能訓練の地域外送迎について

2 防災と生活基盤整備事業について

- (1) 奄美市津波防災計画について
- (2) 集落排水事業・合併浄化槽の進捗状況と今後の進め方は。
- (3) 住用町の住宅整備について
 - ① 新設住宅建設計画は。
 - ② 既存の市営住宅の水洗化と整備について

3 自然環境と街並み観光整備について

- (1) 山間山のオキナワウラジロガシ等生息地の環境・道路整備について
- (2) 住用町スタルマタ展望台の整備について
- (3) 屋仁川通り（サガリ花）街路樹は

4 教育行政について

- (1) 魅力ある学校づくり支援事業の成果と今後の取組みについて
- (2) 平成 22 年 10 月の集中豪雨より、奄美博物館に預けられている住用町の文化財について

◎自由民主党 川口 幸義

1 市長の政治姿勢について

- (1) 有人国境離島地域について
- (2) 特定有人国境離島地域について

2 建設業者指名の在り方について

- (1) 本市のランク付け基準について
- (2) 公共事業の工期について
- (3) 金久中学校体育館工事について

3 小宿区画整理事業について

- (1) 区画外地域の下水道導入について
- (2) 小宿・平松両地域にまたがる水路の悪臭について

4 と畜場建設について

- (1) 広域的な取組みと経緯について
- (2) 先進地への視察等について

5 大浜海浜公園整備について

- (1) 公園全体の整備計画について

9月7日(水)

◎自民新風会 橋口 和仁

1 まちづくりについて

(1) 空き家対策について

- ① 空き家について、その現状と課題は。空き家の減少が図られているのか。
- ② 定住促進住宅建設に向けての取組みは考えられないか。
- ③ 特定空き家について、危険を要する箇所はどのくらいあるのか。
- ④ 空き家の計画策定が 17 年度までの予定となっているようですが、策定の効果はどのように考えているのか。

(2) 総合戦略においての地域づくりについて

- ① 本気で人口を増やしたい集落応援事業とは。人口を増やすためにどのように取り組んでいくのか。
- ② 活性化協議会を母体にした取組みはできないのか。
- ③ 長期的な政策として取り組まなければならないと思うが、検討はしているのか。

2 道路行政について

(1) 笠利・赤木名線の現状と課題は

- ① 復旧に向けての対策は。開通までの見通しは、目途が想定されているのか。
- ② 迂回路対策はどのようにされているのか。その現状と課題は。
- ③ 今後優先的に対策を講じて頂きたいが、検討をされているのか。

3 防災行政について

(1) 災害時において避難誘導について

(2) 個別受信機への対応について

- ① 台数の増数は図られないのか。

(3) 少子高齢人口減少社会での今後の取組みは。

◎自由民主党 林山 克巳

1 奄美市総合計画について

(1) 前期基本計画（平成 23 年～27 年）においての検証を踏まえた上での後期基本計画（平成 28 年～32 年）の意味と決意について

- ① 最重要点はなにか。
- ② 対策、施策について

2 財政状況の見通しについて

- (1) 合併特例法における普通交付税の流れと、合併特例債の流れについて
 - ① 奄美市における合併算定替と一本算定について
 - ② 合併特例債の内容と流れについて
 - ③ ①と②の終了に伴う配分額が及ぼす財政的な影響は。
 - 3 第一次産業（農業）における作物について
 - (1) 日本におけるアボカドの取組みと奄美における取組み
 - ① アボカドの消費推移と輸入量，国内生産量。
 - ② 瀬戸内町における予算を含む取り組みについて
 - 4 朝仁浜の整備について
 - (1) 海水浴場，他マリンスポーツ浜としての新しい観光地について
 - ① 護岸整備や近辺道路整備について
 - 5 ふるさと納税返礼品について
 - (1) 返礼品のアイテムと価格について
 - ① 他地方市町村返礼品との比較。
 - ② ふるさと納税寄附金額推移とベスト 10 アイテム。
- ◎自民新風会 安田 壮平
- 1 防災
 - (1) 「奄美市地域防災計画」について
 - ① 今年改定された本市地域防災計画について，実効性のある防災対策を推進していくために，誰が，何を，いつまでに実施するのか。
 - ② 自治体のBCP（業務継続計画）策定について，どのように進めていくか。
 - ③ 自主防災組織による地区防災計画の策定について，どのように進めていくか。
 - 2 スポーツ振興
 - (1) 名瀬運動公園（三儀山）の施設整備について，これまでの取り組みは如何か。また，今後の課題は何か。
 - (2) 4年後の東京オリンピック・鹿児島国体に向けて，選手・団体の合宿等をより多く誘致することは如何か。
 - (3) 中学校において，部活と勉強のバランスをいかに図っていくか。
 - 3 地方創生
 - (1) 総合戦略の諸事業を着実に推進・継続していくために，財源確保の状況は如何か。
 - (2) 観光活性化の柱である「奄美大島DMO」について，事業の進捗状況は如何か。また，具体的にどのような効果を見込んでいるのか。
 - (3) 情報通信産業活性化のカギとなる「フリーランス支援事業」について，進捗状況は如何か。また，ゴールを目指すに当たり課題は何か。

◎公明党 栄 ヤスエ

- 1 市民の安心・安全について

- (1) 本市における、災害時の要援護者・災害業務の対応システムについて
 - ① 高齢者・体が不自由な方など要援護者の把握・情報管理について（地域安心ネットワーク）
 - ② 業務（避難所・緊急物資・証明書等の発行）等の対応について
 - (2) 被災者台帳「被災者支援システム」の導入・運用について
 - (3) 自主防災組織について
 - (4) AED（自動体外式除細動器）について
 - ① 学校に設置の AED を屋内から屋外に設置できないかを伺う。
 - ② コンビニエンスストア等への設置推進について
- 2 市民生活について
- (1) 世界自然遺産登録を見据えた飼い猫・ノネコ・野良猫対策の現状について
 - (2) 「奄美市飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例」について

◎自由民主党 元野 景一

- 1 奄美市総合計画における公園・緑地の充実について
- (1) 奄美市総合計画では、「公園施設長寿命化計画を策定し、既存公園の計画的な整備改善に努めます。」となっているが、平成 25 年度に策定した公園施設長寿命化計画に基づく既存公園の計画的な整備改善の状況を伺う。
 - (2) 赤崎公園の活用について、現在の奄美市民の動向を踏まえて伺う。
- 2 第2次奄美市行政改革実施計画について
- (1) 平成 22 年3月に策定した、平成 22 年度から平成 26 年度までの5年間を実施期間とした、第2次奄美市行政改革実施計画について、その進行管理に基づく検証結果を伺う。
- 3 ふるさと納税について
- (1) 奄美市職員の名刺作成費用を予算措置し、ふるさと納税のPRに活用できないか伺う。
 - (2) 奄美市職員を、ふるさと納税先進市町村等へ派遣し、短期研修を実施する予定はないか伺う。
 - (3) 奄美市は今年度、ふるさと納税に関する事務処理の一部を株式会社JTB西日本に委託しているが、奄美市の組織内で事務処理を行い、臨時職員の雇用創出を図れないか。仮に、奄美市の組織内で事務処理を行うことができない場合、奄美市に本社のある地元企業に事務処理を委託し、産業や雇用の創出・拡大による地域経済の活性化につなげることはできないのか見解を伺う。

9月8日（木）

◎公明党 橋口 耕太郎

- 1 市長の政治姿勢について
- (1) 施政方針の中の「観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくり」の実現について

- (2) 定住促進住宅の状況について
- (3) 空き家バンクの状況について
- (4) 上記(2)(3)の周知方法について
- (5) 地域おこし協力隊について
- 2 市民サービスの向上について
 - (1) 市内の公共交通機関であるバスの利用者状況について
 - (2) バス停留所への屋根及びイスの設置について
 - (3) 庁舎内へ総合受付(案内)所の設置について
 - (4) オリジナル婚姻届けについて
 - (5) 奄美文化センター駐車場の増設について
- 3 防災訓練について
 - (1) 平成28年8月28日に実施された防災訓練の実施状況について
 - (2) 教育現場における防災教育の状況について
- 4 18歳選挙権および選挙事務について
 - (1) 先の参議院選挙における本市の18歳、19歳の投票状況について
 - (2) 期日前投票における投票用紙等請求書兼宣誓書の事前記入について
- 5 子育て支援策について
 - (1) 小児救急電話相談事業(#8000)について
 - (2) 上記事業の周知方法について

◎日本共産党 三島 照

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 自衛隊基地建設計画の進捗状況は
 - ① 離島防衛予算が奄美大島、宮古島に置く配置費用746億円が計上予定、奄美への予算は。
 - ② 自衛隊基地誘致による経済効果をどう見ているか。
 - ③ 市長は説明責任があると思うが、いつするのか。
 - (2) 少子化対策について
 - ① 学童保育の待機児童は几人か。
 - ② 民間クラブへの助成をすべきと思うが、検討できないか。
 - (3) 市集落民の安全・安心対策について
 - ① 6月議会以降どういう対応がされたか。
 - (4) 介護保険制度について
 - ① 「要支援1・2」「要介護1・2」で保険給付はずしが計画されている。市民への影響をどう見ているか。
 - ② 「要支援1・2」「要介護1・2」の方は、要支援・要介護と認定された人の何%か

◎自由民主党 平川 久嘉

1 高等教育について

(1) 大学誘致の調査活動の状況及び課題

- ① 国や県への継続した強力な要望。
- ② 奄美群島広域の活動としての事業。
- ③ 本土の大学，教育機関との連携。
- ④ 外界離島の不利性を克服し有利性とする取り組み。

(2) 大島北高活性化支援の現状及び課題

- ① 現状に対する認識。
- ② 後継者育成，人口減少を抑制する取り組み。
- ③ 補助・支援事業の強化充実。

2 世界自然遺産登録について

(1) 世界自然遺産登録に向けた取り組みの現状及び課題

- ① 進捗状況，今後の予定。
- ② 国立公園化の取り組み。
- ③ 地域住民の意識の高揚。

(2) 既存景勝地等の計画的な整備

- ① あやまる公園自然環境の整備事業。
- ② 将来への展望。

3 防災訓練について

(1) 奄美市地域防災計画の改定

- ① 主な改定事項の周知。
- ② 計画の目的，性格。
- ③ 計画の運用，習熟。

(2) 奄美市防災訓練の実施状況，成果・教訓

- ① 災害予防・減災。
- ② 参加地区，集落の状況，成果。
- ③ 住民，行政機関，関係団体との連携。

4 赤木名前田川堤防道路の整備について

(1) 河川堤防道路の未舗装区域の舗装強化

- ① 災害時の避難道路，生活道路としての整備。
- ② 河川堤防の強化に繋がる道路の舗装整備。

◎無所属 戸内 恭次

1 市民生活に関して

(1) 文化センター利用者の利便性を図ることについて

- ① 長浜埠頭と文化センター間の歩道整備について

(2) 奄美まつりについて

① まつり会場にトイレ不足が言われているが現状について

② トイレ提供者の募集及び広報について

(3) 指定ゴミ袋について

① 地元業者の入札参入の可能性について

2 観光関係について

(1) 市内一円の公園における洋式トイレ整備について

① 整備現況と今後の見通しについて

② 公園を改良し、トイレ利用者の駐車スペースを整備する件。

③ 信愛幼稚園角のトイレ改装について

(2) 屋仁川河川の整備について

① 川底の砂利撤去と海からのゴミ遡上について

(3) 関西一奄美間の L C C 就航について

① 就航予定業者について

② 奄振予算枠からの提供資金について

③ 就航時期について

(4) 奄美格安航空 (L C C) 基金創設について

① L C C 利用者、ホテル宿泊者及びレンタカー利用者等からの基金協力金の徴収を条例化できないか。

② ふるさと納税の一部を基金に充当できないか。

3 まちづくりについて

(1) 末広・港土地区画整理事業によりできる 16m 幅の道路を、集客を図るためアーケード街にすることはできないか。

(2) 渋滞解消のため、市役所前から三儀山に向けてのバイパス整備事業はできないか。

(3) 商店街の各箇所及びバス停に、高齢者のための椅子の設置はできないか。

9月9日(金)

◎無所属 津畑 誠

1 世界自然遺産登録について

(1) 「奄美市開発行為等における災害の防止に関する条例」及び「奄美市土砂流出防止対策要綱」について、その適用範囲、拘束力及び条例と要綱の相違点等について伺う。

(2) 世界自然遺産候補地である奄美大島地域の特性を踏まえ、上乘せ条例、「奄美市赤土等流出防止条例」(仮称)の制定について、その見解を伺う。

2 企業版ふるさと納税について

(1) 本年4月以降、企業版ふるさと納税に関連して、訪問した企業数及び訪問した各企業の概要(本店所在地、業種等)を伺う。

(2) 奄美市企業版ふるさと納税における「奄美大島 DMO 事業」及び「フリーランス支援事業」について、具体的な事業内容等を伺う。

(3) 奄美市企業版ふるさと納税について、今後どのような説明資料を作成し、どのよう

な態勢で企業経営者と面談し、理解を求めていく予定か伺う。

3 ふるさと納税について

- (1) 「奄美市ふるさと納税サポーター制度」（仮称）の導入に対する見解を伺う。
- (2) 本年度、直近の資料による、奄美市ふるさと納税（ふるさと寄附金）の総額及び寄附者に占める奄美市出身者の割合を伺う。
- (3) 奄美市出身者に対し、どのような資料等を作成し理解を求めていくのか伺う。
- (4) 直近のふるさと納税（ふるさと寄附金）の総額をもとに、奄美市が、委託先の株式会社 JTB 西日本に支払う歳出金額及びその歳出金額は、ふるさと納税（ふるさと寄附金）歳入総額の何パーセントに該当するか伺う。（10億円のふるさと納税（ふるさと寄附金）があった場合、委託先の株式会社 JTB 西日本に支払う歳出金額を伺う。）
- (5) ふるさと納税の返礼品について、事業者に多くの経済的利益が発生するように、寄附額に占める返礼品相当額の割合を増加することはできないか伺う。
- (6) 直近の時点で、ふるさとチョイスと契約している自治体数、株式会社 JTB 西日本（ふるぽ）と契約している自治体数を伺う。
- (7) ふるさと納税推進のために市役所庁内各部の横断的な組織的取組みとして、本年4月以降、どのような活動を行ったのか。また、ふるさと納税推進のための庁外での活動実績及び市役所庁内各部の横断的なふるさと納税推進会議の回数を伺う。
- (8) 平成27年の奄美市民による他の自治体へのふるさと納税額及びこれに基づく本年度の市民税控除額を伺う。また、この数字に対する奄美市の見解を伺う。

◎公明党 与 勝広

1 市長の政治姿勢について

- (1) 平成28年度当初予算と第2次財政計画について
- (2) 平成28年度当初予算における地方創生関連事業の現況について
- (3) 市長2期目のマニフェストの成果について

2 奄美群島振興開発特別措置法について

- (1) 奄振計画5指標の18項目の数値目標の進捗状況。
 - ① 奄美・沖縄間の航空運賃低減化による現況について

3 教育行政について

- (1) 合併10年間の教育行政の評価について
 - ① 教育施設の整備と老朽施設の整備計画について
 - ② 教員の仕事量に対する評価。

◎日本共産党 崎田 信正

1 市長の政治姿勢について

- (1) 集団的自衛権行使を容認した安保関連法についての認識は。

2 佐大熊併存住宅跡地利用について

- (1) 「買い物弱者」という言葉があるが、佐大熊地域の状況をどうみているか。

- (2) 地域住民の要望にどう応えるのか。
- 3 末広・港土地区画整理事業について
 - (1) 地区内建物の解体がほぼ終了するが、街並み形成についての話し合いはどうされているのか。
 - (2) 駐車場整備の見通しは。
 - (3) 幅員 16 メートル道路の供用開始の見込みは。バスの運行計画はどのようなのか。
 - (4) 2 核 1 モールの見通しは。
- 4 子どもの貧困対策について
 - (1) 現状把握なくして有効な対策は、たてられない。実態調査が必要ではないか。
 - (2) 準要保護者に対する就学援助制度の補助対象は拡大できたか。
- 5 住宅政策について
 - (1) 住み替え希望者の実態調査を行い、対策を講じるべきではないか。
- 6 社会保障制度について
 - (1) 介護保険制度、医療制度、後期高齢者医療制度について、それぞれ、第二次安倍政権下で制度の見直しが行われた項目はなにか。その影響と対策は。

◎無所属 松山 さおり

- 1 奄美大島総合戦略について
 - (1) 世界自然遺産を見据えた観光とは何か。
 - (2) 交流プロジェクトとは何か。
 - (3) 島内 5 市町村の連携はできているのか。
- 2 青少年スポーツ活動支援について
 - (1) 奄美市内の各中学校・各高校の部活動数について
 - (2) 一年間の県内・島内での各大会の開催数の比較。
 - (3) 県大会遠征の支援の拡充について
- 3 ふるさと納税について
 - (1) ふるさと納税の使途計画について
- 4 世界自然遺産登録について
 - (1) ノネコ・野良猫対策の市民への周知について
- 5 御殿浜公園の遊具について
 - (1) 補修予定はあるのか。
- 6 医療費助成制度について
 - (1) 現物給付方式の導入についての奄美市の今後の見解。

第 3 回 定 例 会
平成 28 年 9 月 5 日
(第 1 日 目)

9月5日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋 口 耕 太 郎 君	2 番	林 山 克 巳 君
3 番	松 山 さ お り 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤ ス エ 君	6 番	大 迫 勝 史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸 内 恭 次 君	10 番	元 野 景 一 君
11 番	川 口 幸 義 君	12 番	竹 山 耕 平 君
13 番	安 田 壮 平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎 田 信 正 君	18 番	師 玉 敏 代 君
19 番	多 田 義 一 君	20 番	橋 口 和 仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平 川 久 嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊 東 隆 吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長	松 原 昇 司 君
笠 利 総 合 支 所 長	元 多 政 重 君	総 務 部 長	東 美 佐 夫 君
総 務 課 長	奥 田 敏 文 君	企 画 調 整 課 長	三 原 裕 樹 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	市 民 部 長	前 田 和 男 君
市 民 部 参 事	柴 一 夫 君	保 健 福 祉 部 長	吉 富 進 君
福 祉 事 務 所 長	伊 東 義 久 君	商 工 観 光 部 長	菊 田 和 仁 君
商 水 情 報 課 長	高 一 也 君	農 政 部 長	奥 正 幸 君
土 地 対 策 課 長	前 島 有 為 生 君	建 設 部 長	本 山 末 男 君
建 築 住 宅 課 参 事	荒 垣 重 仁 君	上 下 水 道 部 長	上 島 宏 夫 君
下 水 道 課 長	里 嘉 郎 君	教 育 委 員 会 長	森 山 直 樹 君
教 育 委 員 会 長	徳 永 恵 三 君		

9月5日(1日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 上原 公也 君

議会事務局次長兼
調査係長事務取扱

前田 賢一郎 君

議事係長 森 尚 宣 君

議事係主査

麓 浩登志 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人であります。会議は成立いたしました。

これから、平成28年第3回奄美市議会定例会を開会いたします。（9時30分）

○

議長（竹山耕平君） 日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第243条第2項の規定により、出資法人の経営状況を説明する書類の提出がありました。

○

議長（竹山耕平君） 日程に入ります。

会議録署名議員に栄 ヤスエ君、西 公郎君、奥 輝人君の3名を指名いたします。

○

議長（竹山耕平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期を、お手元に配付いたしました議事日程表のとおり、本日から9月23日までの19日間とすることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（竹山耕平君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月23日までの19日間とすることに決定いたしました。

○

議長（竹山耕平君） 日程第3、報告第5号 専決第9号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。ただいま上程されました報告第5号の専決につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

報告第5号 和解及び損害賠償の額を定めることにつきましては、平成28年5月21日に発生しました公用車の接触による交通物損事故に伴うものでございます。早急に修繕を行い、相手方に引き渡す必要が生じたため、専決したものを御報告するものであります。

以上、報告第5号の提案理由を申し上げましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第2項の規定により専決をいたし、同条第3項の規定により報告を行い、承認をお願いする次第でございます。

何とぞ御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（竹山耕平君） これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

報告第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、報告第5号は、委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これから、報告第5号について、採決いたします。

お諮りいたします。

報告第5号は、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、報告第5号は、承認することに決定いたしました。

○

議長（竹山耕平君） 日程第4、議案第77号 平成28年度奄美市一般会計補正予算（第2号）についてから、議案第84号 奄美市笠利大島紬共同のり張場条例の一部を改正する条例の制定についてまでの8件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第77号から議案第84号までの提案理由を御説明いたします。

まず、議案第77号 平成28年度奄美市一般会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正について、まず、歳出の主な内容を申し上げます。

今回補正は、関係する各費目に職員の人事異動及び時間外勤務手当の追加に伴う経費を計上いたしております。

総務費、総務管理費におきましては、庁舎整備基金積立金2億5,000万円や地域振興基金積立金5億75万7,000円を計上するほか、ふるさと納税推進に関連する経費といたしまして1億84万円を追加計上するものでございます。

民生費におきましては、社会福祉費において地域介護福祉空間整備推進交付金などを新たに計上いたしております。

衛生費におきましては、保健衛生費において今年の10月から定期接種となるB型肝炎予防接種のための経費や清掃費においてごみ集積所の看板を変更するための経費などを計上いたしております。

商工費におきましては、健康体験交流施設の改修のための経費や創業支援のための経費などを新たに計上いたしております。

土木費におきましては、空港及び港湾費において名瀬港臨海道路の街灯設置に係る経費2,000万円を新たに計上いたしております。

教育費におきましては、保健体育費において太陽が丘運動公園整備に要する費用として4,184万4,000円を追加計上いたしております。

災害復旧費については、7月の豪雨の際に発生した災害に対する復旧費として、農林水産業施設及び公共土木施設の復旧予算措置を行うものでございます。

次に、歳入の主な内容について御説明いたします。

地方交付税につきましては、今年度の普通交付税算定額が確定したことに伴い、5億5,715万5,000円を追加計上するものであります。

その他、歳出に要する財源として国庫支出金3,460万4,000円、財産収入2,533万7,000円、ふるさと納税寄附金1億円、市債3億2,020万円などを追加計上いたしております。

以上が歳入歳出予算の主な内容であります。今回の補正で10億5,237万3,000円を追加することにより、平成28年度奄美市一般会計予算の総額は329億4,429万円となります。

また第2表、地方債補正につきましては、事業費の追加や変更に伴う起債限度額の変更を行うものがあります。

議案第78号 平成28年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容について御説明いたします。

歳出につきましては、人事異動に伴う人件費として総務費と保健事業費で合わせて436万円を減額計上いたしております。また、総務費におきまして、産休代替に係る臨時職員賃金等及び国保事業の広域化に係る電算システム改修業務負担金を追加計上いたしております。

歳入につきましては、人件費の補正に係る一般会計繰入金を減額し、電算システム改修事業に対する国庫補助金及び臨時職員賃金を追加計上に伴う一般会計からの事務費、運営費等を増額いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ331万2,000円の減額となり、平成28年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は、81億1,206万7,000円となります。

次に、議案第79号 平成28年度奄美市国民健康保険事業保険診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費において人件費所要額の減額計上するとともに、医療費において修繕費を増額計上いたしております。

歳入につきましては、総務費の人件費の減額に伴い、診療報酬を減額計上するとともに、修繕費の増額に伴い繰入金を増額することと、繰越金についても増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ219万8,000円の減額となり、平成28年度奄美市国民健康保険直営診療所施設勘定特別会計予算の総額は2億5,751万円となります。

次に、議案第80号、平成28年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして人件費を増額計上いたしております。地域支援事業費におきましては、人件費と一次予防対象者施策事業委託料と生活支援体制整備事業の委託料等を増額計上いたしております。また、前年度の介護保険給付費等の確定に伴い、諸支出金を増額計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金におきまして歳出の補正に係る相当額を負担割合にて計上いたしております。また、前年度の介護保険事業特別会計の実績に伴い、繰越金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ6,737万9,000円の増額となり、平成28年度奄美市介護保健事業特別会計予算の総額は、49億5,521万6,000円となります。

議案第81号 平成28年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容について御説明いたします。

まず、歳出につきましては、人事異動に伴い総務費及び事業費の各費目の人件費について増額、または減額計上いたしております。また、事業費におきまして事業計画策定のために、工事請負費から委託料へ組替えを計上しているほか、維持管理費を増額計上いたしております。

歳入につきましては、財源調整に伴い繰入金及び市債を増額計上いたしております。

今回の補正によりして、歳入歳出それぞれ1,350万4,000円の増額となり、平成28年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は、22億1,945万6,000円となります。

次に、議案第82号 平成28年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

まず、歳出につきましては、事業確定に伴う補助及び単独の事業費を増額計上いたしております。

次に、歳入につきましては、事業費の増額に伴う県支出金及び市債を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ558万4,000円の増額となり、平成28年度奄美

市農業集落排水事業特別会計予算の総額は、3億8,962万9,000円となります。

次に、議案第83号 平成28年度奄美市水道事業会計補正予算（第2号）の主な内容につきましてご説明いたします。

歳出につきましては、収益的支出において、人事異動に伴う事務経費など1,210万6,000円を増額計上いたしております。また、資本的支出につきましては、建設改良費において人事異動等に伴い人件費を減額計上するとともに、末広・港土地地区画整理事業に伴う配水管布設工事及び陸上自衛隊駐屯地の水道施設に係る経費等を合わせまして、1億9,405万1,000円を増額計上いたしております。

歳入につきましては、資本的収入において、陸上自衛隊駐屯地の水道設備関係負担金頭として8,109万円を計上いたしております。

今回の補正によりまして資本的収入額が資本的支出額に対して不足する6億9,013万5,000円は、損益勘定留保資金等で補てんいたします。

議案第84号 奄美市笠利大島紬共同のり張場条例の一部を改正する条例の制定につきましては、笠利町須野大島紬共同のり張場の老朽化に伴い、当該施設を廃止するため所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

以上をもちまして議案第77号から議案第84号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議のうえ議決していただきますよう、お願いを申し上げます。

○

議長（竹山耕平君） 日程第5、ミカンコミバエ問題に関する特別委員会最終報告についてを議題といたします。

委員長の報告を求めます。

ミカンコミバエ問題に関する特別委員長（多田義一君） おはようございます。御報告申し上げます。本委員会は、ミカンコミバエ問題に関する現状を捜査するため、これまでに委員会を2回開催し、農林水産省門司植物防疫所、鹿児島県、奄美市名瀬中央青果株式会社及び名瀬青果食品協同組合の方々との現状の徴収や意見交換等を行った。

その中で、早急な対応が必要と判断された事案については、平成28年2月に奄美市議会議長から鹿児島県議会議長に要望書を送付し、また、平成28年度奄美市議会第2回定例会において委員会の中間報告を行っている。

ミカンコミバエの早期根絶及び早急な防除の早期解除に向け、関係者及び地域住民が一体となり、ミカンコミバエの防除対策に取り組んだ結果、平成28年7月11日に3世代総合期間の誘殺ゼロを達成し、当初予定されていた施行期間を大幅に短縮し、平成28年7月14日には緊急防除に関する省令を廃止する省令の公布、施行となった。今回のミカンコミバエ問題の影響は生産者にとどまらず、流通、小売り、加工業者、その他関係者へ大きな影響を与え、奄美市をはじめ、奄美群島全体の経済に影響を与えるものであった。

本委員会において、今回の問題を検証し、今後の課題をまとめた事項について早急な是正、対応を強く要望し、ミカンコミバエ問題に関する特別委員会の最終報告とする。

以上で報告を終わります。

議長（竹山耕平君） 以上で、ミカンコミバエ問題に関する特別委員会の最終報告を終了いたします。

なお、報告書の提出については、議長に御一任願います。

○

議長（竹山耕平君） 日程第6、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市

議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について一人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3号及び広域連合議会の議員選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える2名の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び告知は行えません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

それでは、ただいまの出席議員は24人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名でございます。

ただいまから、投票を行います。

点呼に応じて、順次投票をお願いします。

（点呼、投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖をときます。

（議場開場）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に栄 ヤスエ君、崎田信正君を指名いたします。

両君の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

選挙の結果を報告します。

投票総数24票。これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、有効投票 24 票，無効投票 0 票。

有効投票のうち，上門秀彦君 14 票，たてやま清隆君 10 票。

以上のとおりであります。

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

明日午前 9 時 30 分，本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前 9 時 58 分）

第 3 回 定 例 会
平成 28 年 9 月 6 日
(第 2 日 目)

9月6日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋 口 耕 太 郎 君	2 番	林 山 克 巳 君
3 番	松 山 さ お り 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤ ス エ 君	6 番	大 迫 勝 史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸 内 恭 次 君	10 番	元 野 景 一 君
11 番	川 口 幸 義 君	12 番	竹 山 耕 平 君
13 番	安 田 壮 平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎 田 信 正 君	18 番	師 玉 敏 代 君
19 番	多 田 義 一 君	20 番	橋 口 和 仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平 川 久 嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊 東 隆 吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長	松 原 昇 司 君
笠 利 総 合 支 所 長	元 多 政 重 君	総 務 部 長	東 美 佐 夫 君
総 務 課 長	奥 田 敏 文 君	企 画 調 整 課 長	三 原 裕 樹 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	プ ロ ジ ェ ク ト 戦 略 推 進 課 長	久 保 信 正 君
契 約 ・ 検 査 指 導 課 長	有 村 純 一 君	市 民 部 長	前 田 和 男 君
市 民 協 働 推 進 課 長	手 蓑 利 文 君	環 境 対 策 課 長	島 袋 修 君
保 健 福 祉 部 長	吉 富 進 君	福 祉 事 務 所 長	伊 東 義 久 君
福 祉 政 策 課 長	上 野 和 夫 君	健 康 増 進 課 長	吉 郁 也 君
高 齢 者 福 祉 課 長	永 田 孝 一 君	保 護 課 長	濱 田 洋 一 郎 君
い き い き 健 康 課 長	東 浩 一 君	商 工 観 光 部 長	菊 田 和 仁 君

9月6日(2日目)

産業建設課長	茂木 幸生 君	農政部長	奥 正 幸 君
農林振興課長	山下 仁司 君	地域農政課長	新納 一一 君
農林振興課参事	満永 亮一 君	建設部長	本山 末男 君
都市整備課長	武下 義広 君	土木課長	橋口 義仁 君
建築住宅課長	備 孝朗 君	上下水道部長	上島 宏夫 君
下水道課長	里 嘉郎 君	水道課長	山下 一弘 君
教育委員会 教務局長	森山 直樹 君	教育委員会 総務課長	徳永 恵三 君
学校教育課長	益山 富誉 君	市民スポーツ課長	山田 春輝 君
地域教育課長 (住用)	弓削 洋一 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	上原 公也 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	前田 賢一郎 君
議事係長	森 尚宣 君	議事係主査	麓 浩登志 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹山耕平君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう時間配分を併せてよろしくをお願いいたします。

更に、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自由民主党 奥 輝人君の発言を許可いたします。

21番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おがみんしょーら。おはようございます。平成28年第3回奄美市議会定例会一般質問質問者のトップを務めます自由民主党会派の奥 輝人です。今回の質問者は18名で、過去最多タイ、マンモス議会の時以来のことと記憶しております。4日間という長丁場となりますが、市民の代表の質問でありますので、市当局の皆さんには市民の皆さんに分かりやすい答弁をお願いしたいと思います。

さて、質問に入ります前に、少々所見を述べたいと思います。

まず、先月8月の15日、旧盆入りの午後5時頃に発生しました名瀬長浜町の住家火災、元同僚議員でありました栄 勝正さん宅からの出火。本人の住家を含む全焼が2棟、部分焼が4棟、小火が2棟と痛々しい火災が発生したところでありました。私は次の日に現場を見て、大火で一瞬にして家屋、財産が失われ、取り返しのつかない状況に愕然とし、言葉にならない衝撃を受けました。栄家には幾度となく訪問をし、お茶をいただいたり、雑談をしたりしていましたので、全焼という結末にやりきれなさを痛感したところであります。このような痛ましい火災が発生しないように、火の取り扱いや火の用心には日頃から気を付けて対応していただきたいと願うところであります。被災されました方々にお見舞いと、一日も早い元の生活に戻れるように祈念いたします。

さて、次に、4年に1度開催されますオリンピック、今回はリオデジャネイロオリンピックでありました。日本は金メダルが12個、銀メダル8個、銅メダル21個、合計41個のメダル過去最多であり、日本選手の活躍に感激の涙をいっぱい流したオリンピックでありました。オリンピックの歴史は古く、アテネから始まっています。オリンピックの意義についてあるラジオの情報番組での情報であります。当初は参加国は少なかったことなどもあり、オリンピックは参加することに意義ありでありました。そして時代は流れ、意義の表現が、オリンピックは勝つことに意義あり、これは東京オリンピックの頃だと聞いております。更に時代が流れ、オリンピックはメダルを取ることに意義あり、これはソウルオリンピックの頃になり、そして最近ではオリンピックはいい色のメダルを取ることに意義ありとなり、更にそして4年後の東京オリンピックでは、オリンピックは金メダルを取ることに意義ありと呼ばれるようになると報じているのを聞いたところでありました。このように、オリンピックの意義が変化してきているところに、日本の選手のオリンピックに掛ける意気込みが感じ取れるのであります。金メダルを取ること、これは決して生易しい容易で簡単なことではない。いろいろな条件がクリアされて金メダルが取れると思います。4年後の東京オリンピック、まずは日本の代表選手に、そして金メダルが取れるように頑張っていただきたいと思います。

それでは、一般質問に入ります。

1, 奄美・沖縄航空運賃低減化についてであります。

括弧の1, 割引制度の中身について。本年7月から奄美・沖縄間の航空運賃が低減化されております。割引率は最大43パーセントである。片道の普通運賃は7月から8月までは夏期間ということで2万7,400円であります。往復券で5万4,800円。私は8月の20日から22日まで沖縄へ用事があり帰っていました。私が購入した券は7日前で購入し、往復4万4,100円でありました。沖縄と奄美群島の交流を促進するために、沖縄、奄美連携交流促進事業がスタートしております。その資料の内容では、得便割引は片道1万9,650円となっておりますが、支払いは往復で4万4,100円でありました。今までとあまり変わらないようであります。この件についてどのようなシステムなのか、また、28日前まで購入する先得割引について、この期間はどのようにになっているのかを伺いたいと思います。

後の質問からは発言席で行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、早速奥議員に対しまして私のほうから答弁させていただきます。

御案内のとおり、奄美・沖縄の航空運賃の軽減につきましては、昨年度から奄振交付金を活用いたしまして、奄美、那覇発の全ての利用者を対象とした航空運賃の軽減が実施されております。今年の7月1日から議員がお話になりましたとおり、事業費の半分以上を沖縄県にも御負担いただき、沖縄、鹿児島両県連携の下、奄美・沖縄連携交流事業といたしまして実施をいたしております。内容といたしましては、奄美、那覇線の航空運賃のうち、1日前までの予約を対象とした得便割引の25パーセント割引を新設し、28日までの予約については先得割引の割引率を40パーセントまで拡大いたしております。これまで通常期での割引率であり、繁忙期7月1日から8月31日までの割引率は通常期と比較すると、得便割引、先得割引共に低く設定されております。今議員がお話になりました議員が搭乗されました8月20日の特別割引運賃は、2万3,300円で、割引率が15パーセントでございますが、例えば8月22日につきましては2万800円になります。したがって、議員がおっしゃったように、足しますと4万4,100円ということになります。で、24パーセントの割引率となるなど、繁忙期の期間内においても差が生じているのが実情でございます。この通常期と繁忙期の割引率の差につきましては、その他の路線運賃や搭乗率等の関係で、航空会社において調整しているものでございますので、どうか御理解をいただきたいと思います。以上です。

21番（奥 輝人君） はい、ありがとうございました。概ね理解できました。私が今回沖縄に帰って、こういうあまり割引が効いてないのかなあという思いがしたもんだからこういう質問をしたんであります。私も沖縄に何回か帰っていますけど、やはりこの沖縄と奄美のこれまでの歴史とかいろいろなのを考えればですね、また今後も世界自然遺産登録などを見据えれば、やはり利用者に対してやっぱり高く補助をですね、やっぱり設定していただきたいなと思います。今市長が言われたことも分かりますけど、やっぱりこれをオールシーズンでですね、できれば年がら年中こういった28日前の先得割引のような1万5,800円で行けるようなそういうシステムを今後考えてもらいたいなと思っております。この件についてはですね、本当奄振交付金や沖縄県との独自のその補助金の中でですね、運営なされておりますけど、更にですね、このオールシーズンでこのような先得割引ができるようなそういった体制に持っていくには、やっぱり補助金の増額だと思っております。そういった交付金やら増額の交付金に対して奄美、鹿児島県、沖縄県に対してですね、更なる要望とかできないのか。またそのオールシーズンに対しての今後のあり方について更なる市民や住民の皆さんの軽減負担を考えた時にですね、更なる補助金の積み重ね、積み上げができないのか、そこ辺り要望できないのかちょっと伺いたいと思います。

す。

商工観光部長（菊田和仁君） 今オールシーズンのお話が出ましたが、この事業につきましては、通常期と繁忙期の割引率の差はございますけど、通年で事業展開はやっているというふうに御理解いただきたいと思います。現在閑散期において都市圏と奄美圏との交流人口拡大を目的として実施しております交流需要喚起対策特別事業というのがございますが、この事業の場合は閑散期だけですが、このようにした事業を沖縄間と通年でやっているというふうに御理解いただければと思います。以上です。

21番（奥 輝人君） 分かりました。一応4月からはRACの方もですね、今まで39名乗りだったのが今度50名乗りということで、やっぱり乗り心地も良くなりましたし、また時間も早く着くようになりました。そういった意味で今後の奄美、沖縄の交流に対してはですね、更にまた推し進めてもらいたいと思います。

次になります。これは比較してしまうのが住民の皆さんの感情だと私は思っております。（2）番のですね、この離島割引カードの制度と同様のレベルに改善できないかという質問になりますけれども、鹿児島に行くにはですね、離島割引カードを持っておればですね、島民の方は1万2,500円ということで、これはオールシーズンいつでも1日前まで購入したらですね、こういういい制度があります。そこら辺りも踏まえてですね、鹿児島まで行くのには往復で2万5,000円で行けると、そういったことも考えて今後の沖縄とのあり方ですね、こういう離島割引カードが島民の皆さんにも適用されるようなそういった仕組みができないのか、そこら辺りまで（2）番の方まで答弁をお願いしたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） 先ほども申し上げましたが、今回実施しております奄美・沖縄連携交流促進事業につきましては、両地域間の移動しやすい環境づくりのための住民を含めた交流人口の増加を目指し、沖縄県と鹿児島県の両県が連携し、事業を推進してるところでございます。そのような中、離島住民の負担を軽減する離島航空割引制度につきましては、空港を管理する県の着陸料が財源となっており、新たな制度設計や財源の確保が課題となりますことから、今回の制度における効果検証を踏まえた上で今後検討すべき課題であると考えております。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。是非ですね、鹿児島に行くその離島割引カードのそれが適用できるように、これは島民だけでもいいと私は思っておりますので、他の観光客とか、こうやって奄美に遊びに来る人、また、沖縄に遊びに行く人などはですね、やっぱり各自計画を持っていますね、28日前までに買えば1万5,000円で買えると、そういった面もありますので、その1日前から28日前まで買える方々へのそういった対応ですね。やはりその1日前から28日まで買える間にこういった制度があれば、やはりその利用者もですよ、やっぱり多くなると私は思っておりますので、是非そういったシステムが認められるというか、そういった方向に展開できるように観光部長、よろしくお願いしたいと思います。以上でこれは終わりたいと思います。

次にですね、もう大きな2番のサトウキビの振興に移りたいと思います。

サトウキビの振興については、今農政部やサトウキビ振興協会などを通じてですね、過去の生産量があまり思わしくないということで、やはり3万トンに近づけなければいけない、3万トンを越さなければいけないという思いの中でですね、今生産農家の方もやっぱり農政行政の方、関係機関一体となって今サトウキビの振興に力を注いでいるのが現状だと思います。そういった反面ですね、平成28年、27年、28年期の収穫面積の減少がありました。この付近について富国精糖さんからの情報によりますとですね、一応平成27年期と28年期の収穫面積が、今までは600ヘクタール以上あったのが、今度570ヘクタールまで約30ヘクタールも減少しているという報告がなされております。今年の生

産量もですね、2万500トンということで、もう本当に2万トンぎりぎりという水準でもありました。そういった中で、こうやってサトウキビの振興を目的として頑張ってる生産農家もいますけど、このように30ヘクタールも減少しているその要因ですね、そこ辺りをちょっと答弁していただきたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） はい、サトウキビの振興についてのお尋ねでございますけれども、サトウキビにつきましてはですね、御承知のように、本市の基幹作物であるということで、笠利地区を中心に栽培面積、生産額とも1位を占めているところでございます。平成27年度の実績では、本市の農業総生産額約17億円に対して、サトウキビが収穫面積530ヘクタール、生産量1万9,031トンで、約4億3,000万円の生産額となっており、次いで肉用牛の3億7,000万円の順となっております。しかし、サトウキビにつきましては、平成22年度の豪雨災害、23年度、24年度のメイチュウ被害などにより生産量が減少しまして、平成25年度以降は相次ぐ台風被害などにより未だ回復してない状況となっております。平成27年産の実績は過去3番目に低い状況となっております。お尋ねの収穫面積につきましてはご承知のとおり、昨年度と比較しますと、本市においては約20ヘクタール減少しております。龍郷町におきましても、約10ヘクタール減少しておりますので、議員がお話がございました富国精糖管内では約30ヘクタール減少しているということでございます。その要因といたしましてですね、生産農家の高齢化、平均年齢が笠利地区で66歳、名瀬地区で75歳という生産農家の高齢化であったり、その高齢化に伴い離農される農家が増えましてですね、後継者不足などが主な原因ではないかというふうに考えております。

21番（奥 輝人君） 分かりました。一応サトウキビの生産農家も今本当高齢化しているのがもう現状であります。またですね、そうやって高齢化なってリタイアする農家もいて、そういったリタイアする農地ですね、リタイアした農家のサトウキビ畑のそれが今耕作放棄地に、荒廃地になってるような面も見られるところであります。そういった耕作放棄地などそういった遊休農地などが今見渡せますけど、そこ辺りもやっぱり今国が推し進めている中間管理事業など、また農地流動化などをしながらですね、若手農家や中堅農家にやっぱりこうやって貸していただき、そういう収穫面積がもう減少しないように、せめて最低でも600ヘクタールでもあればですね、今までの3万トンというのも確保もできる形もありますので、そこ辺りも農業委員会と協力しながらですね、耕作放棄地の解消に向けて取り組んでいただきたいと思います。また今回のですね、夏植えの面積とか株出しの面積、また新規夏植えの面積など今年ですね、平成28年に対する29年に対してのそういう面積が申告されていると思いますが、今そういった面積をちょっと答弁していただきたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） 昨年度と本年度の栽培面積についてのお尋ねだろうと思いますが、平成27年産の作型ごとの栽培面積につきましては、株出しがですね、381ヘクタール、春植えが88ヘクタール、夏植えが61ヘクタール、新夏植えが87ヘクタール、全体で617ヘクタールとなっております。平成28年産につきましてはですね、株出しが369ヘクタール、春植えが92ヘクタール、夏植え90ヘクタール、新夏植え86ヘクタールで、全体で637ヘクタールとなっております。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応作型を今ありましたけど、やはり収穫面積というのはやっぱり600ヘクタールは確保しなければいけないと思いますけど、今部長が言われた新夏に関しては、これは収穫面積に入りませんので、やはりその新夏を除いた全ての面積がやっぱり収穫面積となりますので、そこ辺りの600ヘクタールを目指すそこをやっぱり目標に、生産農家のほうにもやっぱり知らせていただきたいなという思いがしております。ここで終わりたいと思いますけども、その今後の維持拡大についてですけども、本当過去においては700ヘクタールとか、平成10年の資料を見ます

とですね、720ヘクタールの収穫面積が本当ありました。その頃には3万5,000トンから3万8,000トン、4万トンには届かなかったんですけど、そういう時代もあったのが実情であります。そういった意味で、今後の若手農家や中堅農家に対する規模拡大に向けての新規耕作地など維持拡大についてちょっと先ほど自分のほうからも述べましたが、今後の方針としてどのように考えているのかをちょっと聞きたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） はい、先ほども答弁いたしましたけども、生産農家の高齢化、後継者不足などによってですね、収穫面積は昨年度と比較して減少しております。このことが耕作放棄地の発生の一因にもつながっているものと考えているところでございます。本市では毎年各地区において植栽状況調査を実施しており、その中で各作物の栽培面積、耕作放棄地を把握をいたしまして、農地流動化などに役立っているところでございます。その流動化の推進につきましては、人、農地プランの地区との話し合い活動の中でですね、今年度から農業委員会に設置されました農地利用最適化推進委員と連携をいたしまして、規模拡大を希望する中心経営帯や新規就農者を中心に、農地中間管理事業を活用してですね、推進を図っているところでございます。その中で肉用牛における飼料作物など他の作物と調整しながら、サトウキビの栽培面積の維持拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。休耕田を含む耕作放棄地については、耕作放棄地再生利用緊急対策事業などを活用してですね、流動化後の農家支援を図りながら解消を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

21番（奥 輝人君） はい、是非取り組んで頑張っていただきたいと思います。

次にいきます。（2）の生産農家の戸数についてであります。現状については奄美市でですね、生産農家の数は今どのようになっているのか。また、龍郷町などこの近隣町村ですね、やっぱりこのサトウキビに対する意気込みもやっぱり見せなければいけないということで、この近隣町村などの戸数などはどのようになっているのかをちょっと聞きたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） サトウキビの生産農家の戸数についての御質問だろうと思いますが、平成24年度につきましては448戸、25年度が425戸、26年度が417戸、27年度388戸、28年度が381戸というふうに毎年減少傾向にあるということでございます。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応自分たちの頃はやっぱり500から600の生産農家がいまいましたが、これは奄美市、奄美市じゃなくて、この富国精糖管内においての数は600、500から600という戸数がいまいましたが、今ではもう400戸ぐらいに減ってるのが現状だと思います。さっき言われた奄美市でももう381戸ということは、本当にもう高齢化が進んでいるということがもう分かると思います。そういった意味でですね、新規就農者とかそういった若手農家が規模拡大を今夢見て今取り組んでいるのも実情であります。今一番生産量が多い節田のある方でも、800トンという数を出しておりますし、今後そういった規模拡大を進める農家がですね、1,000トンでも作ってくれたらですね、やっぱりこういったサトウキビの振興にもつながっていくと思います。先般参議院の野村哲郎さんが来た時にはですね、TPPではこのサトウキビの単価はもう守られていると、この何も心配することなくですね、サトウキビ農家には今までどおり栽培意欲を持ってですね、取り組んでいただきたいと。TPPにかかっても、このサトウキビの交付金単価と原料代については守っていくということが示されておりましたので、今後この奄美の基幹作物でありますサトウキビをやっぱり守っていただきたいということも受けております。そういった中でですね、もう②番に入りますけど、生産農家の育成ですね、生産農家の育成についてですけど、先ほどの部長の答弁の中にもありましたようにですね、やはり生産戸数が、栽培戸数がですね、やっぱり減少してるということでありますので、今後はこういった後継者や担い手のやっぱり育成が課題に取り組んでいかなければいけないと考えております。そう

いった意味でですね、今後新規の担い手や新規の参入者の育成についてでありますけど、笠利の研修センターなど、また、名瀬にも研究センターなどがあります。そういった中ではですね、野菜や花やそういった諸々の研修制度があり、そういった担い手を育成しているところであります。サトウキビもですね、サトウキビもやっぱりこれ定植から収穫まではいろいろな作業とかいろいろな工程がありますので、そこら辺りもやっぱり素人にはやっぱり1年、2年では覚えるのもちょっと限界があるのかなと思っております。農家のせがれであればですね、もうずっとサトウキビをやってる方々であれば、そういった一連の流れは分かると思いますけど、今後IターンやUターンとかいろいろなサトウキビに興味がある方々も出てくると思いますので、こういった新規の担い手など育成するためにですね、そういった研修センターでの受け入れとか考えられないのか、そこ辺りをちょっと聞きたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） 生産農家の育成についてのお尋ねでございますけども、本市におけるサトウキビでの新規就農者、近年ではですね、笠利地区において平成22年度に2名、27年度に1名、合計3名となっております。そのサトウキビ農家の高齢化面積、生産量の減少を考えますとですね、生産農家の確保や担い手農家の育成は議員御指摘のとおり、非常に重要であるというふうに考えております。その新規就農者の確保支援についてはですね、御存知のとおり、全国的な課題となっております、国においては平成24年度から御承知のように、青年の就農意欲の喚起と定着を図るため、就農前の研修期間及び経営の不安定な就農直後の所得を確保するため、青年就農給付金というのを創設して支援を行っているということです。本市でも笠利地区と名瀬地区の研修センターでの研修期間においてですね、45歳未満の研修生に対しては青年就農給付金の準備型として約50万円を支給し、あ、ごめんなさい、準備型として150万の助成、45歳以上については市独自の助成事業として日額4,500円を支給しております。研修の卒業生を中心とした新規就農者においては、青年就農給付金の経営開始型として1年当たり150万円を5年間支給し、支援を行っているというところでございます。現在笠利地区と名瀬地区の研修センターにおける研修についてはですね、パッションフルーツやマンゴーなどの施設園芸、カボチャなどの露地野菜を中心に研修を実施しております。お尋ねの研修センターでのサトウキビ研修の希望者の受入れでございますけれども、これまでサトウキビの新規就農者は研修生以外からの就農となっており、研修センターにおいては限られた敷地面積の中では、今現在サトウキビの研修は実施していない現状となっております。したがって、笠利地区を中心とした大規模サトウキビ農家や指導農業士での研修ができないか。また、研修制度の見直しも含めてですね、関係機関等を含めて検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

21番（奥 輝人君） 分かりました。サトウキビ農家は笠利地区に行けば、ほとんど農家の皆さんは理解はしていると思いますけど、やっぱり素人の方というのは、やっぱりなぜサトウキビはこうやって育っていくのか、その過程はほとんど分からないと思うんですよ。先ほどもちょっと見ましたけど、やっぱり定植するまでの間にもですね、やっぱりその畑を整備してロータリーかけてそこに堆肥を投入したり、そしてやっぱり土を肥やさなければいけない。その後には今度は機械で耕運機でうねを切ってですね、120センチのうねを切ってそこにサトウキビの種を並べていって覆土していく。そういった管理などもやっぱり頭ではこうやって分かっているけど、やっぱり実際にやればですね、ああ、難儀な仕事なんだなあとか、やっぱりサトウキビをやってこんなに苦労するのかなあというそういった面も出てきますので、サトウキビの更なる発展に向けてはですね、こういった各研修などを設けながら、またそういったサトウキビのほ場に足を運んでですね、そこで新規就農とか、またそういった農業青年クラブなどに対してサトウキビの研修なども実施してもらいたいなあという思いがします。是非そこ辺りも取り組んでいただきたいと思います。

それではですね、もう（3）番の単収向上対策についてであります。①の作型ごとの単収について。春植えや株出し、夏植えの単収についてであります。この平成27年、28年期のこの単収は、どの

ような数字になっているのかをちょっと伺いたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） 作型ごとの単収についてのお尋ねでございますけども、平成27年産の実績で説明いたしますと、夏植えが5.7トン、春植えが3.9トン、株出しが3.2トンで、平均3.6トンというふうに思っております。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。平均で3.6トンということですね。やはりサトウキビ3.6トンではやっぱり農家の皆さんは厳しいともう痛感しております。その一番厳しいのがですね、やっぱり収入がやっぱり入ってこない。その原因にですね、やはり地力の向上とか単収の向上を図らなければ、農家の本当の儲けというのは本当ごくわずかとかいうことになっております。ある人の話を聞けば、高齢者の方の話を聞けばですけど、もうサトウキビを作るのはですね、やっぱり土地を荒らしたくない、畑を荒らしたくないからというそういった高齢者の方も意見が聞かれております。そういった方々についてはですね、自分の健康増進、健康づくりのためにもこうやって作ってるのもあるのかなあという気がしております。しかしながら、今後サトウキビを栽培していく農家の育成についてはですね、やっぱり単収向上というのがやはり第一の目的、目標にしなければいけないと思っております。過去においては、夏植えで、先ほど言う夏植えで5.7トンと言っていましたけど、過去においてはもう8トンぐらいの取れる単収がありました。これは台風がこない、そういった気象条件とかに左右されますけど、気象条件がいい時にはですね、もう私の畑だけでもですね、やっぱり10トンというのも取れる畑もありました。これは品種によってちょっと違う点もあったし、今はもうハーベスタとかそういったものが入ってしまい、いろいろ欠株も出たりしながらですね、そういったトラッシュなどを引かれた場合に10トンまではちょっと厳しいのかなあという思いがしますが、ハーベスタが入る前まではやはり手作業、脱葉機でやってましたので、やはりもう諸々トラッシュもなく、もう本当トン数が上がる、10トンぐらいのキビが取れてたのが、もう平成10年頃までにはそういったのがありました。今後この単収向上対策についてをちょっと伺っていきますけど、やはり全体でもやっぱり6トンから7トンというのが目標にしなければいけないのかなと思っております。喜界島がですね、もう本当6トンから7トンの単収がもう上がっております。喜界島の場合は、ほとんど夏植えがもう主産力で、この場合はやっぱり土地があるから畑があるから、夏植えの面積が多いんですよ。奄美の笠利の場合は、本当土地が限られている中で夏植えというのは、先ほど答弁があったように、100ヘクタール夏植えしたら、本当100ヘクタールしかできないという状況でありますけど、夏植えをやれば単収が上がるのはもう確実でありますけど、今後のこの夏植えだけの面積が足りないもんだから、今後は土づくりや地力向上に目を向けてですね、取り組んでもらいたいなと思っております。今回キビ堆肥を使うことによってですね、やっぱりサトウキビの成長生育が図られると私も思っておりますので、このキビ堆肥の需要について、また、キビ堆肥に代わる緑肥の件についてですね、どのように今現在あるのかをちょっと聞きたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） はい、お答えします。キビ堆肥の需要、緑肥の需要についてどのようなかという御質問でございますが、キビ堆肥につきましてはですね、笠利地区の肉用牛の生産から搬出される牛糞と島内のチップ工場から搬出されるバークを混合し発酵した堆肥で、平成24年度8月から販売をしております。キビ堆肥の単価は運搬、製造にかかる燃料費、人件費、減価償却費を元に計算試算をし、1トン当たり3,080円、有農1号堆肥の1トン当たり8,220円と比較しますと、安価でサトウキビの生産振興と併せ土づくり支援を行っているところでございます。そのキビ堆肥の実績でございますけれども、平成25年度は876トン、平成26年度は約700トン、27年度が653トンになっており、今後の需要も同程度見込まれるものと考えております。緑肥に関しましてはですね、現在需要はございませんが、以前は景観及び土づくりを目的としてヒマワリ種子購入への助成を実施した経

緯がございます。今後とも土づくり、単収向上を推進するために助成を含め関係機関と検討してまいりたいというふうに考えています。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応笠利のほうでは有農センターがありまして、やっぱり有農センターのキビ堆肥ですね、そこ辺りをやっぱりほ場に撒いていただきたいという思いがしております。しかしながら、有農センターの方のキビ堆肥の方も原料が少ないということで、農家の皆さんには予約待ちということでもあります。そういった課題もありますけど、有農センターの更なるこの2,000トンの、年間2,000トンのキビ堆肥、有農堆肥が生産できますので、そういった堆肥の生産の増産にもしてですね、また取り組んでいただきたいなという思いがしております。それでですね、今笠利のほうでは、節田地区とか平地区、土浜地区においてはですね、今土層改良事業ということで、もう8月の上旬からその事業が入っております。これはですね、一応畑地帯総合整備事業担い手支援型の笠利東部二期地区というその事業であります。これは去年一昨平成26年からこれ始まってる事業でありまして、この土層改良事業があるということで、やはりその土層改良をしたところの畑などを見ればですね、やはりその夏植えだけどやっぱりいい生育成長が見られます。やっぱりそういった土層改良してない畑と比べたらですね、もう一目瞭然のように感じられております。もう私もその事業にはのっかかっていますけど、そういった意味で、今そうこの東部二期地区の事業がですね、この笠利町内方面に各地区方面にですね、やっぱり普及していけばですね、更なるこのサトウキビの単収が上がっていくものと思われしますので、この事業について今後手花部地区や本郷宇宿、万屋地区への事業が今後計画推進がされていますけど、そういった関係で今後の土層改良事業についての見解ですね、これからの事業導入に向けての見解があれば、ちょっと伺いたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） 土層改良事業の推進についてという御質問でございますが、議員がお話されたように、節田、平地区でですね、農地整備事業笠利東部二期地区の事業が平成25年度から実施されてですね、平成30年度までに約90ヘクタールを行う予定としております。農家にとっては効果の高い事業であり、多数の農家から要望いただいているところでございます。その他についてもですね、今具体的にはちょっと手元に資料がございませんけれども、今屋仁地区でも土層改良事業をやっておるということと、宇宿前についても土層改良で55ヘクタールをこれ何年度だったかな。30年度から計画をしているというような状況でございます。

21番（奥 輝人君） この土層改良事業というのは、やっぱり農家負担が5パーセントということでありまして、本当事業費の5パーセントを農家が支払えばいいということでありますので、その内容もですね、やっぱり振興もあり、リッパかきが3回、耕運トラクターのロータリーかきが3回とかですね、あとキビ堆肥が反当たり4トン撒いて、そして苦土石灰なども苦土重層にヨウリンなども散布していくということで、10アール当たり農家の負担はもう7,000円から8,000円ぐらいで済むような事業であります。そういった事業を更に拡大していただきたいというのがありまして、この事業を今回笠利東部二期地区でやってるんですけど、その事業をやってるその農振地以内であればできるんですけど、そういった農振地以外のところですね、枠外のところに関してはこの事業は導入できないということで、今そこ辺りちょっと要望してるんですけど、今後はですね、この事業が全ての畑にですね、やっぱり事業は導入できるようにしてもらいたいなと感じております。節田で言えば犬山地区とか、あと平に行けばあの自衛隊の基地に上る、航空自衛隊に上るその下辺りの向こうは坂山田地区と言うんですけど、そこ辺りの農家の皆さんもですね、ああ、この事業を是非ここに持ってきてほしいという意見も多数ありますので、また、節田地区だけじゃなくて、宇宿やらまた笠利方面、あと西海岸地帯などにもですね、やっぱりこの事業が導入できるようにしていただきたいと思います。今回先ほど部長が言われたように、屋仁のほうでは、この土層改良事業が終わって、やっぱり見れば今までのサトウキビと全然違

うんですよ。一昨日自分日曜日の日、一昨日その日曜日の日ですね、ちょっと見て回ったんですけど、やっぱり屋仁地区の今まで水田地帯だったそのサトウキビが、今本当にもうすばらしい夏植えが今はできてます。これは水もなく、スプリンクラーもないんだけど、やっぱり土層改良してそうして客土をしていい土の中にこうやって地力を高めたということで、やはりいいのができてるのが屋仁、川上から屋仁に向かうあの路線の道路脇です。今度部長見てください。そういった意味で今後の事業導入に向けての更に何か見解があればお願いしたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） その採択要件とか、今言う、議員がおっしゃった犬山地区とかですね、平の山間部などについて非常に強い要望があるということで、何とか採択できないかというお話でございますけれども、まずその農振農用地、農業の基盤整備農道を造るにしても、ほ場を作るにしても、土層改良するにしても、全て農振農用地区域内でないといけないというのがまずございます。それでないと基盤整備というのはまずできないというのが大前提ですね。それ以外にも採択要件として今の土層改良であれば、奄美地区については10ヘクタール以上なければいけないとかですね、事業参加同意がないといけないとかですね、非常に議員もおっしゃいましたように、この農業の基盤整備というのは95パーセントの補助率があって、国・県ですね。受益者負担というのは5パーセントということで、非常にいい事業でありますのでですね、こういう採択要件をもうクリアしたところでですね、高い要望があるところについてはですね、県に、これは県事業でなっておりますんで、県にですね、要望を行っていききたいというふうに考えております。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。是非そういった枠外の農地にも、そういった手が差し伸べられるようにですね、是非検討、また、県に要望していただきたいなと思います。

次にですね、夏植えの面積拡大についてであります。本当先ほども申し上げたようにですね、過去においては200ヘクタールから250ヘクタールぐらいの夏植えの面積を推進しようということでありましたが、もう現在はですね、この前の7月に行われたサトウキビ生産部会の中ではですね、102ヘクタールを目標面積としてということで、もう約半数以下の面積であります。やはりこの夏植えにやはり200ヘクタールぐらいもって行って、あとの株出しと春植えにその若干減少していただき、夏にもっていったらですね、やはり3万トンに近い、それを超える生産量が確保できるのかなあという思いがしております。今後のその夏植えに向けての農家への反応とかですね、今後の作型の割合などどのように考えているのか、ちょっと聞きたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） 夏植えの面積拡大についてというお尋ねでございますが、御承知のとおり、サトウキビの作型には夏植え、春植え、株出しの三つの作型がございます。それぞれの特徴がありますが、夏植えについては栽培期間が長くてですね、植え付けの時期が高温のため、発芽と生育がよく、単収収量が高いと、とても高いと。春植えにつきましては1年で収穫できるメリットがあります。株出しにつきましては、植え付けに要する作業の省略化など低コスト生産に結びつきますが、株出し回数が進むほど欠株が増加をし、収量が低下をするというなどの特徴がございます。お尋ねのその夏植えの面積拡大につきましてですね、生産農家の高齢化に伴ってですね、夏場の猛暑など過酷な作業などになることから、夏植えの面積が増加しないというのが今現状でございます。作型の割合についてはですね、平成27年産で説明しますと、夏植えが11.5パーセント、春植えが16.6パーセント、株出しが71.9パーセントとなっております。今後その大島本島サトウキビ生産対策本部が主催する春植え推進運動、夏植え推進運動を活用しながらですね、関係機関と連携し、各作型のバランスの取れた作付けの推進、夏植えの推進を含めていきたいというふうに考えております。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。それではですね、品種の切り替えについてであります。

現在はもう農林22号が主体でありましたけど、やっぱり農林22号の場合はハーベスタ用向きということがやっぱり細くてですね、やっぱり重さがないということで、ちょっとこれから先はちょっと伸びないのかなという気がしましたけど、もう現在はもう農林の23号とですね、27号がやっぱり普及していかなければ、この23号と27号に関してはですね、今までのFSという品種と似て、径は太くてですね、やっぱり伸張性もありますので、またその斤目もかかりますので、そういったものに切り替えてもらいたいなという思いがしております。ここら辺りはですね、一応農家の皆さんも今意識しながらですね、23号から27号に今切り替えておりますので、この答弁はいいかと思います。ちなみに沖縄のほうではこの品種改良をして、今はもう農林の33号まで今は出ております。農林33号が出ているということは、沖縄はこういった品種に対して向こうは台風もここよりも多いということで、やっぱりそういった品種に改良に向けてはこまめに先進地なのかなという気がしております。今後はもう本当品種の切り替えによって単収の向上も見込めますので、そこ辺りも普及していただきたいなと思います。時間がないので、もうこの件についてはもうよろしいかと思います。

続きましてですね、もう(4)番に入りたいと思います。手取り価格についてでありますけど、現状の価格についてはですね、キビの単価は昭和の55年くらいだったと思いますけれど、自分が高校の時だったと思いますけど、キビの単価については生産者がですね、あの有村の船をチャーターして東京まで陳情に行った経緯がありまして、その時の単価が1万3,000円くらいだったと思いますけど、急にその陳情した関係で2万円台まで上がってですね、ああ、サトウキビを作れ、サトウキビを作れというそういった時代があったのが記憶に残っております。そういった意味で、キビの単価もですね、その最低生産者価格と言いまして、約2万円台、1トン当たり2万円台というのがもう昭和の60年代からもう現在まで平成19年からサトウキビの品目別経営安定対策に変わったんですけど、それでもやっぱり2万円ぐらいの2万1,000円ぐらいの単価が今継続されております。しかしながらですね、いろいろな意見を聞けば、やはりサトウキビはずっと2万1,000円から2万円台の中しか単価が示されてないと。今後はやっぱり2万5,000円とか2万6,000円に引き上げていただきたいというのが農家の皆さんの思いであります。この件についてはですね、全郡のサトウキビ振興協議会の中でもですね、意見が取りざたされて要望があったようであります。そういった意味でキビ単価の価格アップについてですけど、今はサトウキビの品目別経営安定対策で国からの交付金が1万6,420円と、富国精糖から支払われる原料代の5,500円ぐらいで、足して2万1,000円から2万2,000円ということになっております。それもサトウキビの糖度によって変わってきますので、そこら辺りも考えてですね、キビの単価が2万5,000円ぐらいにならないのか。国からの交付金が1万6,420円であれば、2万円ぐらいにしてほしいというそういう要望ありますので、そういった価格のアップに対してどのように考えているのかを聞きたいと思います。

農政部長（奥 正幸君） キビ単価手取り価格のアップにつきましてですけれども、議員がお話しましたように、サトウキビの生産者の手取り価格というのはですね、御承知のように、精糖工場から支払われる原料代と国から支払われる交付金と合わせた価格ということで今お話があったとおりでございますが、平成27年産の富国精糖管内のサトウキビの手取り価格につきましてはですね、議員もおっしゃいましたけども、トン当たりの平均価格は原料価格で6,620円トン当たり。交付金が1万5,879円で、合計2万2,499円というふうになっております。この交付金の価格につきましては、もちろん御承知のとおり、昭和47年度に制定されました砂糖及びでん粉価格調整に関する法律ということで毎年決定をしているということでございます。その奄美市サトウキビ振興対策協議会などでですね、その大島地区本島の市町村やJAなどで構成する大島本島サトウキビ生産対策本部で、国・県の補助事業を活用した薬剤、肥料、堆肥などの助成なども今行っておるところですけれども、生産者の負担軽減と経営の安定を今図っているところでございますけれども、その単価のアップにつきましてはですね、農家の所得向上と農家の生産意欲向上のためには、そのキビ単価価格のアップはですね、絶対必要不可欠であ

るというふうに当然考えているところでございます。

21番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応サトウキビのですね、経費というのもありまして、やっぱり肥料やら除草剤とか、そういった諸々の経費がですよ、やっぱり昭和50年とか昭和60年、平成元年から平成10年と比べたら、もう本当尿素でも1号肥料でもですね、1,200円から1,500円ぐらいのもうアップをしてるんです、経費だけでも。だけど、そのキビ単価はあまり変わらないと。それが農家の不満なんですよね。今まで今生産牛なんかはもう昔70万から80万ということで高くなってますけど、それに見合った経費があるから、こうやって生産農家は喜ばしい限りでありますけど、このサトウキビに関しては、ほとんど変わらないのがもう現状でありますので、そこら辺りを農家の皆さんは一応問題視をしているというのを分かっていたいただきたいと思います。そういった意味で、このサトウキビの品目別経営安定対策の件でありますけど、一応サトウキビの糖度の13.1度から14.3度の間であればですね、1万6,420円というのがありました。昨年までは1万6,320円でありました。しかし、100円しか上がっていません。100円上がっただけで農家は喜ばませんので、やはり100円と微々たるお金ではやっぱり上がったのか上がってないのか分からないような単価では、なんら農家の意欲も増していきませんので、ここ辺りを本当2万円台にしてくれたらですね、いいのかなと私は思っております。ちなみにですね、2万5,000円になるとなれば、糖度がですよ、17.1度以上にならなければですね、2万5,720円というのはならないんですよ。サトウキビの一番今までの糖度が16.1から16.2度ぐらい、高くても16.4だと思えますけど、その16.4にした時でも2万4,000円ぐらいしかもらえないということで、今のサトウキビの糖度自体がですよ、13度から14度ということでありますので、農家の皆さんがいくら努力しても、17度以上作るというサトウキビはなかなか決してあり得ないというのが現状でありますので、2万5,000円というそういった目安を付けてですよ、国や県のほうに要望していただきたいなとも思っております。ちなみに、奄美市ではその農家負担の軽減を図る上でですけど、国からのサトウキビ増産基金事業やサトウキビの振興協議会などにおいてはですね、こういった除草対策で、除草剤の一部補助とか肥培管理で肥料の購入の一部助成などいろいろやっております。そこ辺りはもう農家の皆さんは有難いということでいろいろいい話は聞かれますけど、それ以上にですね、今のネックは、このキビの単価が更にアップしてほしいのが農家の思いでありますので、是非取り組んでいただきたいなと思います。自分もサトウキビ作っておりますけど、平成の12年からもうハーベスタが導入されてしまっって、ハーベスタが導入してきたということで、もうハーベスタ料金のトン当たり5,800円というのが本当に重くのしかかっているのが農家の現状であります。これは毎回私このサトウキビの振興の件は言っていますが、やっぱり2万円取ってハーベスタ代で6,800円引かれると、本当に4分の3しか残らないということで、それプラスにまた経費など引けば、もう半分しか残らないということで、農家の皆さんももう本当大変であります。そういった意味で、サトウキビの増産事業とかそういった補助事業の助成事業などで一部助成をしてきたという思いがしておりますので、更にですね、このキビ単価の向上に向けてはですね、取り組んでいただきたいと思います。

もう最後になりますけれども、最後のもう鹿児島県や沖縄県と連携してですね、要請についてでありますけど、やっぱりこのサトウキビを作るのは南西諸島であります。鹿児島県と沖縄県が主であります、サトウキビに関してはですね。そういった意味で、中央に陳情する時の両県への連携が必要であると思いますので、サトウキビの価格の向上について更に連携して取り組んでいただきたいと思っておりますけど、部長、鹿児島県、沖縄県、代議士を通じてでもいいと思いますので、そういった行政活動どうでしょうか。

農政部長（奥 正幸君） サトウキビ価格の決定につきましてはですね、先ほど御説明したとおり、答弁したとおりでございますけれども、その農家手取りの価格増、価格アップの取組みにつきましてはです

ね、毎年開催される市町村や各種団体で組織する奄美群島サトウキビ価格対策協議会というのがございまして、その中でいつも検討されているところでございます。その農家の手取り価格の増加に向けてですね、地元代議士さんを通じて生産者の交付金の単価であったり、原料取引価格の増額などについてはですね、毎年中央要望を実施をしているというところでございます。その農家手取り価格のアップに向けてはですね、中央要望に加えてですね、またその一大産地である沖縄県や種子島、屋久島との連携なども必要であると考えておりますので、今後ともそのサトウキビ振興のためにその陳情要望なども含めてですね、代議士を通じた陳情など含めてですね、取り組んでいきたいというふうに考えております。

21番（奥 輝人君） 分かりました。是非奄美の基幹作物はサトウキビということでもう永遠に言われておりますので、やっぱりこの笠利地区の広大な畑を見ればですね、サトウキビ以外に作れるのはほとんどないような気がしております。サトウキビを作るためにああやって基盤整備をしてきた笠利地区でありますので、そういったサトウキビを今後増産、また増量に向けてですね、やっていくにはやっぱり行政からの支援や補助などが必要だと思っておりますので、生産農家の意欲が低下しないようにですね、そういった単価のアップにつながるように、また、補助事業や助成事業が一部農家にこうやって配当できるようなそういった仕組みを構築しながらですね、サトウキビの振興に前向きになってですね、取り組んでいただきたいと要望しましてですね、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で自由民主党 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時30分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

自民新風会 西 公郎君の発言を許可いたします。

14番（西 公郎君） こんにちは。自民新風会の西 公郎です。今回私のテーマとしまして奄美空港欠航便の解消、防災会館の建設、若年定年自衛官の雇用促進、生活困窮者対策について、ツーコアワンモール構想について、学力向上について、以上6項目について質問してまいります。ちょっと質問事項が多いため、所見を省き早速質問をさせていただきます。

第1に、奄美空港ターミナル拡張の意図は何かについて質問します。

以下の質問からは発言席にて行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、早速西議員にお答えさせていただきます。

空港ビルの拡張の意図は何かということですが、御案内のとおり、奄美空港ターミナルビルにつきましては、奄振交付金を活用した航空運賃の軽減、また、LCCの就航などにより平成27年度の乗降客数が60万人と非常に増えている状況下でございます。奄美空港の利用客数が増加傾向にあるということ、また、そのため保安検査所、搭乗待合室、手荷物受取所などでの混雑が著しくなっているところでもあります。また、国・県・市町村が一体となって世界自然遺産登録にも取り組んでおり、今後新規路線の開設や国際線チャーター便の運航なども将来期待されておりますので、更なる需要の増加が見込まれる中でありますから、スムーズな導線の確保や利用者へのサービス向上を図ることが喫緊の課題となっております。そのような課題に対応するため、今回平成30年夏の共用開始を目途に従来の面積、現在4,400平米ぐらいですけれども、これを約1.7倍の7,545平米に拡張いたしまし

て、ボーディングブリッジ、手荷物受取りレーンの増設や出発ロビー、待合室等を拡張する計画となっております。このことにより利用者に愛される空港、そしてまた、サービスの提供という形での計画であるということを御理解いただきたいと思います。以上です。

14番（西 公郎君） これまで自然現象だから仕方がないと思っていたかもしれませんが、今後世界自然遺産登録が迫ってますし、関西圏との格安航空機の就航ももう間もなくだと思っております。私は外海離島だけに欠航便を出してはならないと考えています。奄美空港の発着便は1日20便ほどです。全便満席とすると1,470名が奄美に降り立つこととなります。6割の搭乗率として822名、そのうち50パーセントの観光客が欠航となると1,200万円から1,500万円の損失が発生すると思っております。当月に欠航しますと、3,600から4,500万円の経済損失、これが年間を通して試算すると4億3,200から5億4,000万円の経済損失が発生すると思っております。

さて、2番目の平成28年現時点での欠航便の実績についてお伺いします。

商工観光部長（菊田和仁君） 平成28年度、これ4月から7月でございますが、奄美空港における欠航状況につきましては、全路線の合計で158便が欠航となっております。以上です。

14番（西 公郎君） そのうちの内訳の中でですね、機材故障での欠航というのが何便あるか分かりますか。

商工観光部長（菊田和仁君） 今申し上げました158便のうち、もちろん天候不良もございますが、機材故障での欠航は11件でございます。以上です。

14番（西 公郎君） 私も7月にですね、空港で飛ぶ便が機材故障により4時間空港に足止めをされています。158便のうちの11件、若干私は多いのかなという気はしております。やはり奄美市もJACに対して助成してることで、安心、安全のためにもやはりメンテナンスというのは私は絶対に必要だと思っています。今後これが4月から当月7月ですから、数はちょっと多すぎるよねという思いですね。そこで当局としてもやはりJACに対しての要望書等で改善を求めていただきたいということについて当局の考えはいかがですか。

商工観光部長（菊田和仁君） ちょっと私どもこの機材の故障を含めですね、相対的に多いのか少ないのかまでは検証いたしてはおりませんが、機材についてはもちろん安全、安心が大事ですので、そのような原因等があるようでしたら、奄美市としてもいろんな形で申し入れをいたしたいと思っております。ただ、今の航空機のお話なんです、それ以外の機器類についてはまた、こういった安全、安心な運航をしなければいけないので、しっかり守られていると判断いたしているところです。以上です。

14番（西 公郎君） 次に3番目の質問で、台風接近時以外での欠航便の原因は何かについてお伺いします。

商工観光部長（菊田和仁君） 一部先ほどの答弁とも重複いたしますが、欠航便の原因につきましては、視界不良や強風等による奄美空港及び相手空港における天候不良の他、航空会社における、先ほど申し上げましたが、機材故障、あるいは機材繰り等で欠航が生じている状況でございます。以上です。

14番（西 公郎君） おそらく現状は有視界飛行での離発着になっていると思います。

次の質問に移りますが、有視界飛行、私が客を待ちながら行った時に、その便も欠航したんですね。

空港関係者がおっしゃったことが、アマンデーの航空基地の山が見えるか見えないかによって航空機は着陸するかしないかの判断の一つの要素になっていると言っていました。向こうの霧を大きな扇風機で飛ばしてくれたら飛行機は降りますよって、そんな物理的に無理な話ですよ。

そこで次の質問に移りますが、奄美空港計器着陸装置、I L Sの導入について本市としてどのように考えるかお伺いをいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 奄美空港計器着陸I L Sでございますが、の導入につきましては、昭和63年の奄美空港開港時に、滑走路への進入コースの中心から左右のずれを示すローライザーと言うようでございますが、それと航空機に対し着陸基準点から航空機までの距離を示すターミナルDME、それから平成2年には最終進入する航空機に対し、滑走路への進入角度へ誘導するグライドスロープが設置されておりまして、I L Sとして全面運用が開始されております。状況はこのような状況でございます。

14番（西 公郎君） 確かに平成2年に63年、2回にわたってI L Sは導入されています、いるようですが、このように導入されても、この158便の欠航便というのはいかがなものかと私は思っております。平成2年、今から26年も前の話なんですね。当時それが最新だったでしょう。がおそらく今は、現在はジーバス、G A S T-Dへと進化しております。このシステムを導入してるのは羽田、成田、主要空港ですよ。それはなぜかと、向こうが霧とかで欠航したら、これは麻痺しますよ。ただ、そのようにそのI L Sも進化してるんですね。今後奄美群島世界自然遺産を目指すのであれば、やはりそういった機器に国交省との交渉というの、私は大事なことだと思っておりますが、当局はどのような見解でしょうか。

市長（朝山 毅君） 議員がおっしゃるように、158便のうち自己責任、もしくは自社の都合により欠航したのが43便ほどございます。機材繰りであり、また、機材故障という形であります。また、天候による欠航が飛ぶところと降りるところの天候により約110便余りあります。奄美の天候が悪い場合、また、相手側の天候が悪い場合、これが110何便ありまして、議員がおっしゃるように、そういうことについては取締役会、また、会社に対して口頭、もしくは会議の中で常々申し上げているつもりであります。いかんともしがたい条件等もございます。そこで今J A Cが持っている機材がサブ機11機、旧400 11機、合わせて約22機を持っております。このサブ機については大変古い機材になっておりまして、部品故障などいたしますと、世界から集めてこなければ部品がないというふうな状況等もございまして、毎年度計画を持って機種を更新を図っております。今年度も機種を更新を図る予定になっておりますが、一挙に全てというわけにはまいりませんので、やはり毎年度計画的に機種を更新して、その利便性、サービスの向上に努めようと、欠航をなくそうと、機材繰りをなくそうと、天候のことについては不可抗力なこともありますので、致し方ないといいたしましても、そういうことで、会社によっても努力をし、また、機材更新などによってサービスの提供をするというふうな環境にございますので、今後議員が御指摘いただいたことについては肝に銘じて、また、会社並びに関係者において議論をし、また、要請をして、島民の利用者のサービス向上に努めるようにやっていきたいと思っておりますので、どうか御理解を賜りたいと存じます。

14番（西 公郎君） ありがとうございます。是非ともやっぱり外海孤島で空と海しか移動できないというのは、やっぱりハンデですし、そういった中、やっぱり欠航便を出さないというのを強く私は思っていますし、是非ともそういう方向で検討していただきたいと思います。

それでは次に移ります。防災会館建設についてであります。 （1）本市における築40年以上の公民館は何棟あるかについてお伺いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） それではお答えをいたします。４０年以上ということで、条例で管理しています公民館と集会施設についてということでお答えをいたします。公民館条例で管理されてる公民館が７棟ございます。次に集会施設ですが、集会施設の条例で管理してる施設が６０棟、市営住宅条例によるものが１０棟、合わせて７０棟ございます。そのうち２棟の公民館及び２棟の集会施設合わせて４棟が御質問のありました築４０年ということになります。以上です。

１４番（西 公郎君） そのうち避難所指定されてる公民館は何棟ありますか。

総務部長（東 美佐夫君） 先ほどお答えした公民館７棟と集会施設７０棟に、これ町内会、集落等が所有してる集会場がありますので、こちらのほうが２４棟ございます。これを加えて１０１棟のうち７０棟が避難所として指定をされているというところでございます。

１４番（西 公郎君） 私は防災会館としての位置づけでの建て替えは考えられないかという３番目の質問に移りますが、これについて当局はどのような見解をお持ちですか。

総務部長（東 美佐夫君） 御指摘のありました公民館と集会施設の建て替えということですが、防災会館という位置づけでの防災関連事業の導入によるもの、あるいはコミュニティ施設として事業を導入するなど手法としては様々あるというふうに考えております。御指摘の防災会館としての位置づけでの建て替える場合、現行の建物の建て替えと老朽化をじゃあどうするかと、それを講じた場合の改修ということと併せて、集会施設の無い地域での対応、これも検討しなければならないものというふうに考えております。合併以降ですが、３支所の庁舎をまずは３地域の防災拠点ということで整備を進めたところですが、先ほど申し上げたとおり、集会施設等については、対象施設がかなりございますので、これについては所管する部署と協議を進めながらですね、実施計画の中で年次的な計画を進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

１４番（西 公郎君） もし、防災会館としての位置づけでの建て替え事業となった場合に、その補助率等はどのようにになると予想されますか。

総務部長（東 美佐夫君） 幾つか補助事業ございますが、社会資本整備事業、こちらのほうを導入した場合ですが、補助率は７０パーセントということになります。以上です。

１４番（西 公郎君） おそらく７０から６０ぐらいの補助率での建て替えになるかなと思ってますが、そうした場合に、その町内負担、集落負担と言いますか、そこについては本市はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

総務部長（東 美佐夫君） 基本的に市が事業主体となる場合には、市が全額持たなければいけないんだろうと思いますが、所有者が集落の場合、これはどういうふうに負担割合をするかというのは、今後検討させていただきたいというふうに思います。

１４番（西 公郎君） 確かに検討して１０パーセントの集落負担というのがですね、結構重荷になってくる可能性はあるなと思ってますので、そこら辺りの軽減策も含めて今後建て替え等を考えるのであれば、是非そういった町内の負担、集落の負担を軽減できる策で進めていただければと要望して次へと進みます。

次に奄美市定住対策についてであります。若年定年自衛官の雇用促進について。（１）本市での防災関連部署での再雇用をどのように考えるかについてお伺いをいたします。

総務部長（東 美佐夫君） 若年自衛隊、定年自衛隊の雇用の関係ですが、防災の豊富な知識を持っている方、あるいは被災地域の活動経験などを踏まえて、市の防災行政に活用できる可能性があるということでは、大変有意義なことであるというふうに考えております。で、県内の自治体の若年定年自衛官の雇用の状況を少し申し上げますと、鹿児島県のほうでは4名の雇用があるようです。また、他の市、4市ですが、こちらのほうそれぞれ1名ずつ雇用されてるようで計4名雇用してるというふうに調査では伺っております。自治体によって勤務形態が常勤、非常勤ということで異なりますが、これは求められる業務の内容に応じたものというふうに考えております。現在本市の防災体制で申し上げますが、総務課のほうで危機管理室に職員が2名、臨時職員が1名の3名で配置をいたしております。この3名のほうで全体のとりまとめ、あるいは名瀬地域の防災業務のほうに対応してるというところがございます。また、両支所のほうでは、地域総務課のほうで担当者が1名、他の業務と兼務をしながらですが、住用、笠利地域の防災業務に対応してるというところがございます。先ほども申し上げたとおり、仮に若年定年の自衛官を防災部署に配置をした場合ですが、被災地の経験を生かした対応や専門性の高いアドバイス、先を見据えた備え、あるいは自衛隊との協力体制の構築など、いろんな面での業務強化が期待されます。ただ、継続的な雇用がどうかという点、あるいは今後の防災対策を含め、その求められる業務の内容や勤務体系など、こういったところが調整が必要になってくるだろうというふうに思います。そういうことでは今後の課題というふうにさせていただきたいと思います。

14番（西 公郎君） 賛否、配備についての意見はありますが、私は部隊配備により350名の人口増加が図られ、隊員の3分の1が妻帯者と仮定しますと、600人前後の人口増加が予想されます。このことにより、本市の経済効果は間違いなく上昇します。全国の退職自衛官の再任用とか、再雇用の状況であります。1,741市町村のうち246か所の市町村にて退職自衛官が採用されている状況であります。全体の14.1パーセントとなっております。ここ奄美部隊が配備となると、それ以降毎年一人から二人、多い時で二人から3名の退職者が出てくるんです。そういった退職自衛官が本市で定住をしたいと思っても、職がない、じゃあ、奄美を離れて職に就こうか。これじゃあ定住対策にはならないと私は思っております。そういうことで、是非とも関連部署での再雇用、常時継続でなくてもいいと思ってるんですね。やはり本市としても配備後のことを今から議論しておかないと、配備終わった、やれ定年者出た、どうしますかじゃあまりにも遅い。そういう思いで今こういう提言をさしてもらっております。是非とも前向きな検討で雇用の場の確保、定住対策を本市としても進めていただきたいと思います。で、次の質問に移ります。

次に、本市として再就職等の斡旋ができるかできないかというのはありますが、その辺りの連携をどのように考えているのかについてお伺いをいたします。

総務部長（東 美佐夫君） 再就職の斡旋ということですが、職業の斡旋ということでの定義ですが、求職者と求人者、これは事業所ですね、の間における雇用関係の成立のために便宜を図るというその成立を容易させる行為というふうに制度の中では位置づけられてるようでございます。この定義からいたしますと、現在この職業斡旋は市ではなかなか現状ではできないということだそうです。こうしたことから、現在御承知のとおりだと思いますが、ハローワークのほうで職業相談を含めた職業紹介を実施してるというところがございます。現在雇用促進に取り組んでる奄美産業活性化協議会というのがございますが、こちらのほうで求職者と求人者の雇用のマッチングを図る目的で年に2回就職の相談窓口を開催してるというところがございます。先ほど申し上げたとおり、市のほうでの職業の斡旋は、現時点ではなかなか難しいと思いますが、こういう活性化協議会などを通してですね、市のほうでその雇用促進

の取組みを紹介していきたいというふうに考えております。以上です。

1 4 番（西 公郎君） 確かに斡旋は、本市としては難しいかも知れませんが、商工会もありますし、また、そういった各種団体、業界とも話し合いがたぶん話し合いがなされていく可能性はあると思っています。そんな中で、やはりそういった方々の再雇用を斡旋せとは言いませんが、お願いすることはできるのかなと私は思ってますんで、是非そのような本市ができる限りのことをやり、やはり退職者が島を離れずにここに残る策を是非とも考えていただきたいと思います。と思っています。

次に、生活弱者対策、生活困窮者対策についてであります、（１）生活困窮者相談支援員の具体的業務内容についてお伺いをいたします。

福祉事務所長（伊東義久君） 生活困窮者自立支援の具体的内容につきましては、相談内容を踏まえた情報収集、課題分析や支援プランの作成、各社会保険制度の活用や各関係基幹との連携による社会資源の活用を含む包括的な支援の実施、相談記録の管理や訪問支援の実施などが挙げられます。また、本市では、相談支援員が就労支援員も兼務しており、ハローワークとの連携による就労支援も行っております。制度は違いますが、介護保険制度における介護支援専門員、ケアマネージャーと同じような役割と考えていただければいいかと思います。

1 4 番（西 公郎君） じゃあ、本市が行う生活困窮者対策とは何かについてお伺いをいたします。

福祉事務所長（伊東義久君） 本市の取組み状況につきましては、平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に合わせ、必須事業である自立支援事業と住居確保給付金の支給を実施しております。自立相談支援事業は、相談者の様々な課題に対応し、相談者への的確な評価、分析に基づいて支援プランを策定し、関係基幹との連携、調整などを行うものでございます。また、住居確保給付金は、離職により住宅を喪失、またはその恐れの高い相談者に対し、家賃相当額の支給を行うものでございます。平成27年度の実績といたしましては、自立相談支援事業の相談件数が99件、住居確保給付金につきましては相談者もなく、実績はございませんでした。

1 4 番（西 公郎君） 次に、奄美市社会福祉協議会との連携はあるのか。また、あるとしたら、実績についてお伺いをいたします。

福祉事務所長（伊東義久君） 奄美市社会福祉協議会との連携につきましては、相談者への包括的な支援体制の確保のため、関係機関との連携は非常に重要で、連携なくして支援なしと言っても過言ではありません。本市におきましても、町内、町外を問わず、各関係機関との連携を図っておりますが、とりわけ奄美社会福祉協議会との連携は密であり、昨年度の相談件数99件のうち、社会福祉協議会との連携して支援したケースは25件で、全体の約4分の1を占めております。

1 4 番（西 公郎君） 次に、社会福祉協議会が行っている対策幾つかあると思いますが、そこについての実績について本市はどのように把握をしていらっしゃいますか。

福祉事務所長（伊東義久君） 奄美市福祉協議会が行っている対策につきましては、相談業務全般に加え、低所得者世帯や高齢者、障害者世帯に対する生活福祉資金の貸付け、小口融資貸付け、福祉サービス利用支援事業による福祉サービスの利用や日常的金銭管理等がございしますが、このうち生活福祉資金の貸付けにつきましては、原則として自立相談支援事業の利用が要件とされております。実績につきましては、昨年度でございますが、自立相談支援事業を利用し、貸付け制度を利用したケースは17件9

64万4,000円でございます。内訳は生業経費、住居移転経費などの福祉資金貸付けが3件249万9,000円、教育支援費等の教育支援資金貸付けが3件626万円、緊急小口資金貸付けが6件45万5,000円、生活保護申請後の臨時特例つなぎ資金貸付けが5件43万円となっております。総合支援資金及び不動産担保型生活資金の貸付け実績につきましては、貸付けがございませんでした。また、社会福祉協議会独自の小口融資貸付け件数は21件46万234円、福祉サービス利用支援事業による支援状況は44名に対し延べ1,129回となっております。これらの貸付け制度の決定権は、あくまで社協側になりますが、今後も相談者が必要に応じて必要な貸付け制度が利用できるよう、連携体制の維持向上に努めてまいりたいと考えております。

14番（西 公郎君） 確かに社協が取ってる融資制度、生活福祉金、そして融資制度、貸付け制度ですね、総合支援資金、福祉資金、教育資金、不動産担保型生活資金自立制度、私もこのようにあるとは思ってはなかったんですね。で、そういう弱者に対してそういう融資制度があるよ。じゃあ、誰がそこら辺りについて弱者に対して手を差し伸べるかという、私自身民生委員の働きが一番大きいのかなと思っております。民生委員の働き七つあるようですが、社会調査、相談、情報提供、連絡報告、調整、生活支援、意見具申、生活支援という民生委員の働き、だけど、各小さい町村でそこまではたして踏み込んだことが言えるか言えないか、それは問題と言うか、やっぱり遠慮するところはあると思います。そこらについて本市として民生員に対しどのような指導を行っているかについて再質させていただきます。

福祉事務所長（伊東義久君） お答えいたします。民生委員への周知につきましては、生活困窮者自立支援法施行時の平成27年4月に、住用にて開催された奄美市民生委員、児童委員協議会連合会総会、委員数114名においてパンフレットを配布し制度説明を行うとともに、情報提供を依頼しましたが、昨年度民生委員からの情報提供による支援の実施はわずか3件にとどまり、周知不足であることを痛感いたしました。このため、今年5月に名瀬で開催された奄美群島民生委員、児童委員協議会理事会において再度周知を図るとともに、加えて今年4月から2名の相談支援員が民生委員を個別訪問し、再度制度説明を行うとともに、情報提供を働き掛けているところでございます。議員御指摘のとおり、民生委員は法が目指す生活困窮者通じた地域づくりを形成していく上で欠かすことのできない存在でございますので、今後更なる連携強化に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

14番（西 公郎君） 地方の民生委員、確かにそこまで踏み込んでいけるかどうか、そこら辺りも本市も相談員を民生委員に派遣してるようすし、そういった情報提供があると、また本市から民生委員経由じゃなくてその家庭に職員を出向いて調査を行う方法もできると思いますんで、是非ですね、この弱者対策、困窮者対策は本市として力を入れていただきたいと思って、次の質問へと移ります。

次に、都市整備及び土木行政についてであります、ツーコアワンモール構想についてであります。

（1）ツーコアワンモール構想の今後の方向性についてお尋ねいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） ツーコアワンモール構想につきましては、構想策定以降社会状況が変化中、どのような方向性が望ましいのか、昨年度から庁内の関係部署で検討を重ね、今年の7月に開催いたしました中心市街地活性化協議会において中核施設の整備のあり方についておおむね了承が得られたところでございます。その概要につきましては、測候所北側の市所有地に子育て、保健、福祉の複合施設を整備し、測候所跡地につきましては、交通拠点となるバスセンターや観光案内所を併設した民間複合施設を検討してるところでございます。

14番（西 公郎君） 今の答弁の中、答弁の中で、活性化協議会の承認という文言がありました。じゃあ、その活性化協議会で話された内容というのは、どのような話をされたのかどうか、お伺いをいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 中心市街地活性化協議会という組織は、中心市街地活性化法の法律の中で位置づけられてる組織でございます。私どもが中心市街地の活性化基本計画を作るにおいては、この協議会の意見を聞くようになってるところでございます。したがって、この基本計画につきましては、今年度28年度中に、要するに来年の3月にかけて作ってまいります。その前に一番大きな核になる中核施設をどうするかということが一番重要と、その入口で重要になるということで、活性化協議会の議論は今後とも引続き行って計画策定をしていくわけですが、今日お話いたしましたのは、この中核施設の配置をどうするかということを活性化協議会にも説明をして、活性化協議会の御了承をいただいたと、そういう意味でございます。以上です。

14番（西 公郎君） じゃあ、次の質問に移りますが、先ほども測候所跡地、まだ測候所は稼働しとるわけで、跡地でも何でもないので、このもう一つのコア、核いろいろありましたが、具体的にどこを予定して、じゃあ、完成年度、その事業末広港の区画整理事業は、当初のスケジュールでは29年度工事完了の予定だったと私は認識してありますが、それからもう一つコアを追加するとして、測候所は移転しなければならない。じゃあ、完成をいつを目途にしていращやるのかについてお伺いをいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 改めて全体の中での御説明をさしてもらいますが、まず、当初仮称でございますが、生涯学習センター構想において検討しておりましたまず公民館の機能がございまして、まずこの件につきましては、本庁舎の完成後現水道課が移転した跡地に整備を予定しているということでございます。それから先ほどの施設も含めまして整備スケジュールを申し上げますと、最初申し上げましたあの市所有地に予定しております子育て、保健、福祉の複合施設につきましては、平成の31年度から32年度、それから先ほど申し上げました公民館につきましては平成32年度から33年度を予定いたしております。なお、先ほど申し上げましたバスセンターや観光案内所を併設した民間複合施設につきましては、測候所移転後の計画となりますことから、現時点で整備時期は確定いたしておりませんが、先ほど申し上げました子育て、保健、福祉の複合施設に隣接をする官民一体となった施設になりますので、今回計画を策定いたしますが、その策定する計画の中でこの民間複合施設の構想もとりとめをするということになっております。以上でございます。

14番（西 公郎君） じゃあ、今後のこの本市としての考え方、当局としての考え方、ツーコアをスリーコアという考え方でいいという認識でよろしいですか。

商工観光部長（菊田和仁君） 結果的にはですね、あの計画を進めていくことができるとしましたら、当初A i A i 広場ともう一つの測候所の方のところの核をもって、ツーコアと申し上げておりましたが、公民館の方が水道庁舎跡地ということになりますと、まさしく議員がおっしゃったようなコアが三つになるという御理解でよろしいと私どもも思っております。よろしくお願いいたします。

14番（西 公郎君） じゃあ、次の質問に移りますが、おがみ山トンネル、三儀山バイパス等の今後の方向性についてお伺いをいたします。

建設部長（本山末男君） それではおがみ山トンネル、三儀山バイパスの今後の方向性について御答弁させていただきます。まず、トンネルを含むおがみ山バイパスにつきましては、事業主体の県に確認しま

したところ、永田橋交差点の交通混雑緩和を図るため、これまで永田橋交差点から末広交差点について右折、左折レーンの整備を行ったということです。おがみ山バイパスにつきましては、本市といたしましても、古見方本通りを補完し、交通混雑を緩和するため必要なバイパスで、被害地の災害時における避難道路や代替道路としても重要な道路であると考えておりますので、地元の理解が得られますよう努めるとともに、事業が早急に着手できるようこれまで同様に県へ要望していきたいと考えております。

次に、三儀山バイパスにつきましては、平成9年度に策定した名瀬市都市計画マスタープラン、平成16年に策定した県の都市計画区域マスタープランにおいても、整備すべき道路として位置づけられておりますが、現在この策定時と県や市の財政状況が変化してきております。しかしながら、三儀山バイパスは、朝夕の塩浜、柳町周辺の交通渋滞解消や下方地区、大和村方面と市街地を結ぶ重要な道路と認識しておりますので、財政状況、今後の道路網のあり方や事業の効果を踏まえながら国・県と協議してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

14番（西 公郎君） 鹿児島県の知事も代わり、来年度以降の奄振事業との関連を含め、鹿児島県との協議を密にしてもらい、本市としても推進してもらいたいと思っております。なぜ三儀山トンネルかと申しますと、難航している小宿の再開発問題、医師会病院への通院、高齢者がバスに揺られて時間がかかりすぎております。職員の通勤にしてみても、患者さんの救急搬送にしてみても、大和村、宇検村からの交通のアクセスがどれほど良くなるか等々私は三儀山バイパスの推進を切に要望し、次への質問と移ります。

学力向上についてであります。学力向上と教育委員会が音頭をとっていますが、教職員の労働環境が劣悪な中、教職員のモチベーションが上がらず、学力向上という目標が達成できていないのではないかと私は思っておりますが、本市小中学校での校長室、職員室のクーラー設置状況についてお伺いをいたします。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは御質問にお答えをいたします。学校のクーラーの設置状況につきましては、これまで図書室でありますとか、保健室、そういったものを含めた特別教室へのクーラー設置というものを推進をしてまいりました。で、校長室と職員室につきましては、今年度7基を設置をいたしました。結果といたしまして、市内28校ございますが、校長室につきましては23校が設置済みということで、残り5校ということになります。また、職員室につきましては、13校が設置済みということでございまして、残り15校が未整備という状況でございます。以上でございます。

14番（西 公郎君） 本市として付いてるところもあれば、付いていないところもあるという状況ですよね。学校間のこういうのを私は不平等だと思っておるんですね。教育委員会としても早急に環境改善を要望しますが、教育長、何か御意見があればお伺いを。

教育長（要田憲雄君） お答え申し上げます。不平等とおっしゃれば、そのとおりかも知れませんが、私どもは年次的にそれぞれの学校に順次設置をすることで今進めているところでございまして、今年度議員からも要望もございましたし、そういう意味で今年度は7校に設置をいたしました。今後もお努力してまいりたいと考えております。

14番（西 公郎君） 8月に行われましたひかり議会でも生徒も要望を質問書を上げていましたよね。私は教室に先に入れるとは思っていませんが、まずはやっぱり管理者で学校管理者である校長ないし校長室及び職員室、図書室、パソコン室、保健室、入れたからいいんではないと思ってますし、やはりそういう今教職員間でもどこが付いてる、どこが付いてないというのは明らかに分かってるはずですよ。だからお宅はいいよねという意見も聞こえてきますし、予算措置もあるかも知れませんが、今後

の経済対策事業や奄振の非公共事業に乗っける、そうすることによって財政難の他市町村に波及できるのではないかと考えております。そういうふうには小学校の教室も必要だと、小中学校の教室も必要だと思いますし、保育所、こんな暑い中保育所の0歳児から3歳児、昼寝をなさないと、こんな暑い中寝れるかどうか私は分かりませんが、非常に厳しい状況だと思ってますよ。次世代の子どもたちへの投資も、私自身奄振の事業の役割ではないかと思ひますし、そういった予算措置を我々大人がしっかりと考え、どうすると現実できるような方向に向かうのか、そこを真剣に議論していきたいと思ひております。

これで私の一般質問を終わります。

議長（竹山耕平君） 以上で自民新風会 西 公郎君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時41分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引続き一般質問を行います。

社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

15番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、こんにちは。大変睡魔に襲われる時間ですが、1時間お付き合いをいただきたいと思います。

私は社会民主党社民党の関 誠之でございます。一般質問の前に若干の所見を述べさせていただきます。7月10日に執行されました第24回参議院議員通常選挙で、社民党は安倍政治の暴走を止めるとのスローガンを掲げ、比例代表で現職2名を含む公認7名、選挙区4名を擁立し、2議席以上250万票以上の獲得目標に向けて総力を挙げました。比例代表では前回の126万票を上回る150万を超える153万6,239票を獲得いたしましたけれども、また、投票率も2.4パーセントから2.7パーセントに伸ばすことができましたが、改選議席を死守できず、当選は1名のみと極めて厳しい結果となりました。社民党の政策や主張に期待し、投票してくださった方々に心から感謝を申し上げるとともに、温かい御支援、御声援をいただいた市民有権者の皆さんの御期待に添えなかったことを心からお詫びを申し上げます。今回自公に改選定数の過半数61を上回る結果を有し、改憲勢力による非改選議席を合わせ、憲法改正案の発議に必要な3分の2以上の議席の確保をすることを拒むことができませんでした。安倍政権はこの選挙結果をもって戦争をする国への総仕上げとなる名文改憲を推し進めてくることは明らかであります。最初の改憲項目に想定される緊急事態条項の創設は、政府に全権白紙委任を渡すことによって、憲法9条までが骨抜きにされる時です。社民党はこれからもその期待に応えるべく、決して諦めず、憲法改悪、平和破壊の安倍政権の暴走を止めるため、皆さんとともに手を携え、一人一人の命や暮らしが大切にされる日本国憲法の理念を生かした社会の実現に全力で取り組んでまいりますので、御指示、御声援をよろしくお願い申し上げます。

さて、奄美市政ではまちづくり最上位となる奄美市総合計画の基本計画前期5年、後期5年の前期5年が終了し、平成28年度から後期5年がスタートします。奄美市総合計画は、目指すべきまちの将来像や将来の目標である基本構想、基本方針を達成するための施策の体系を示す基本計画、基本計画で体系化した施策を計画的にかつ効率的に実施する実施計画があり、ピラミッドのような三重構造になっています。平成32年、2020年までの将来目標として人口を5万人、交流人口を45万人、総生産額を1,400億円としています。私は計画当初からまちづくりの基本となる数値の人口が確実に減少するのに、将来人口を5万人とすることは矛盾はないのか。確実に人口は減少していくのだから、人口が縮小していきなり計画の必要性の認識は必要ではないかと指摘してまいりました。そこで当局が行った後期基本計画に当たって、前期基本計画の検証報告についての検証をするため、質問通告に従い3点にわたり質問をいたします。

まず、まちづくりの将来目標の検証について、平成32年度の奄美市の人口は4万798人と予測されている中で、将来目標人口を5万人とする理由と人口が減ることに対する施策のあり方についての見当はどうかされたのかお答えください。

2点目は交流人口、平成32年度目標交流人口45万について。交流人口の増は海路、空路から入込客をどう増加させるかであります。そこで鹿児島便の大型化、福岡便の増便、関西、中部からのLCC便の就航、チャーター便の取組み、クルーズ船の誘致などに対する行政側の取組みをお示してください。

3点目に、総生産額平成32年度目標総生産額1,400億円について、一次産業における生産額の落ち込みは深刻にとらえる必要があると思います。農業、水産業の落ち込みの要因はどのように分析しているのか。その対策はどのようにするのかをお答えください。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

総務部長（東 美佐夫君） それでは私のほうから順次お答えして、担当部長のほうで次の答弁をしたいと思います。

まず、私のほうからは、人口が減ることに対する施策のあり方、それを踏まえてのまちづくりの将来目標の検証ということでお答えをいたします。

まず、その前に、先の議会の開会中、6月15日に全員協議会の中で総合計画の後期計画について御説明を申し上げました。その後7月25日に議長から、市長宛に提言書をいただいたところです。多くの提言をいただきました。この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。

さて、基本構想の中に掲げるまちづくりの将来目標についてという質問の中ですが、まずは今回の基本構想については、改正前の地方自治法に基づいて議会の皆様の御理解を賜り、10年間の構想として平成23年度に策定をしたところでございます。基本構想の中でまちづくりの基本理念と将来都市像を実現するための施策の五つの柱を評価する指標として定めておりますが、議員も御案内のとおり、人口、交流人口、総生産額の3指標となっておりますところでございます。これらの3指標ですが、保険、医療、福祉、産業、経済など五つの柱で定めた各分野を包括的に示す指標となっております。したがって、特定分野に偏った取組みだけでは目標を達成していくのは難しいことは御承知のとおりかと思えます。こういう認識の下で、人口目標の設定の考え方ということで申し上げますと、策定した23年時点ですが、予測のほうでは平成32年時に4万2,692人というふうにされております。ただし、合併直前の平成17年が4万9,617人であったこと、また、中長期的である奄美市の総合計画、これ10年計画ですが、としては通勤、通学等を含めた中間人口としての当時の人口水準を目指すことが市全体のまちづくりの目標にプラス効果をもたらすという考えから、審議会の提言と議会の皆様の同意をいただき、手法の一つとして設定をさせていただいたというところでございます。議員御指摘のとおり、国全体として減少傾向にある中で厳しい指標であることは、我々も承知しておりますが、一方で、ここ数年本市においては22歳以上の社会人の転出入の差がプラスに転じているのも事実でございます。今後はこれらを更に伸ばしていくことが重要だというふうに考えております。このようなことから、人口減少に対する施策ということですが、後期計画の基本計画の重点プロジェクトに位置づける奄美市の攻めの総合戦略の中のほうにおいて、観光や働く場の支援、子さばくり応援、あるいは定住支援、グローバル人材の育成、地域づくり、あるいは歴史、文化、自然の継承など施策を複合的に進めていく中で幸せの島づくりを目指してまさに取り組んでいるところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

次のほうは担当部長でお答えをいたします。以上です。

商工観光部長（菊田和仁君） 交流人口の御質問にお答えいたします。現在奄振交付金を活用した都市圏

からの交流人口の拡大をはじめ、官民一体となったチャーター便、クルーズ船誘致等の観光キャンペーンや各種PR事業を関東、関西、福岡などの大都市圏で実施いたしております。これまでの取組みが功を奏し、交流人口の指標となる平成27年度の入込客数は42万2,527人と増加しており、平成32年度の目標である45万人に向けて取り組んでいるところでございます。また、関西奄美線のLCC就航につきましては、新規路線の開設に向け、かねてから奄美に就航しているLCCの会社側に要請を行っているところでございます。

農政部長（奥 正幸君） 一次産業、特に農業の落ち込みの要因は何か、どのように分析しているのか、また、その対策はどのようにするかという御質問に御答弁いたします。平成18年度と24年度の比較で、算出別額です、3億8,000万円の落ち込みとなっておりますが、その要因については議員御承知のとおり、平成22年と23年に連続して奄美を襲った集中豪雨、台風などの自然災害の影響による減、また、基幹産業であるサトウキビ生産に被害をもたらした害虫のメイ虫による生産額の減が主な要因であると考えております。特に、サトウキビのメイ虫被害による算出額ベースでは、平成18年度が6億円に対し、平成24年度は3億3,000万円と2億7,000万円の落ち込みとなっております。落ち込みの大きな要因であると分析をしているところでございます。その対策といたしまして、サトウキビ増産基金事業を活用し、病虫害防除対策として薬剤購入費への助成などにより生産額の回復を図ったところでございます。以上でございます。

議長（竹山耕平君） 総生産額の1,400億円についての答弁を求めます。

総務部長（東 美佐夫君） 失礼いたしました。総生産額についてということでございますが、平成18年度から平成24年度にかけての不動産の増加要因についてでございますが、この期間内に行政が関わっている不動産業に関連する施策といたしましては和光バイパス事業、大熊土地地区画整理事業、中心市街地における区画整理事業が挙げられます。しかしながら、大熊区画整理事業、中心市街地における区画整理事業については、元の所有者が土地、建物等を引き続き所有するケースが大半と見られますことから、一部増加に寄与していると思われるものの、大幅な増加要因とまでは言えないのではないかと思います。一方、和光バイパス事業に伴って和光、仲勝地区においては御承知のとおり、宅地化による不動産の流動化と、その後の個人や民間事業者等の建物の新築が短い期間の仲で行われたことは、不動産の生産額増加に大きく関連しているものというふうに分析をしているところでございます。

次に、サービス業についてでございますが、これは関わる分野が多くある中で、特に全国在宅医療ランキングで1位となった社会福祉介護分野は、平成18年度から24年度にかけて社会福祉法人や介護サービス事業所等が多く設立されたことなどから、生産額の増加に寄与したものというふうに分析しております。また、旅館、その他の宿泊業で大型ホテルの建設が複数あった時期でもあり、これに伴って生産額が増加をしているというふうに考えております。一方で、政府サービス業につきましては、県内全ての行政組織による生産額を従業者数や施設面積等の按分指標を用いて算出されたということから、当該政府サービス業における県全体の生産額が下がったことが、本市における生産額の減少に起因しているというふうに分析しております。具体的には国・県の出先機関の統廃合や人員削減などが影響しているのではないかと分析をしているところでございます。以上です。

15番（関 誠之君） やっぱ人口についてはですね、認識はそれでいいと思いますけれども、人口は縮小していきなり計画の必要性というものはこれはしっかりしておかなければいけないというふうに思っておりますので、このことについてなかなか返事が、この3回ほど質疑をしてきましたけども得られないと。それと交流人口でありますけれども、今の状況でいきますと、それはそれで45万人達成をす

と思いますけれども、やはり関西、中部からのLCC便、昨今NPOのLCCの学習会がありましたんで出かけて行きましたが、行政が本当に何もしてないんじゃないかというような誤解に近い理解がありまして、その辺はしっかりと行政もこういうふうにやってるんだと、そしてまた、NPOと一緒に、また、民間とも連携をしてですね、しっかりこのタッグを組んでやらないと、ただNPOがやればいい、行政がやればいい、また、民間は民間サイドでやればいいというものではないんじゃないかなというふうに思いますので、この辺のところしっかりと三者連携をしてですね、やっていただきたいということをお願いをしたいというふうに思っております。確かにマニラで平成27年度には10万5,716人と10万人を超える成田のほうから集客があったわけですから、本当にこういったLCC、また、チャーター便の取組みが、この間静岡の市長さんもいらっしゃったようですけども、少し最近力を見せておるような気がいたしますので、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

次に、その総生産額については、やっぱり観光を中心としてやるわけですから、その一次産業がしっかりと伸びて、それが三次産業、また、サービス産業を飛ばして六次産業化になってですね、そこからの収益が増えて、やはり所得が上がっていくというふうないい意味のサイクルを作っていかなければいけないんじゃないかというふうに思いますので、しっかりとこの農業、一次産業伸びずしてまちの活性化はないと思っておりますので、そういう意味で次の基本施策の検証結果について質問いたします。

まちの活性化の指標である農林水産業の推進、商工業の振興、地場産業の振興に対する評価がCということですが、これはゆゆしき問題ではないだろうか。各担当課はどう分析して、今後は推進する大胆な施策を計画し実行することが求められているんじゃないかというふうに思っておりますが、考え方を示していただきたいと。先ほど農林についてはお答えをいただきましたので、水産業、商工業の、また、地場産の関係であれば、お答えがあればお示してください。また、重点施策である観光の振興と自然環境の保全と活用がB評価ということですが、今後の市政発展はそういうB評価では期待薄ではないかと。再度原因を追及して、もっと推進できる体制を構築するための施策立案をどのように考えているのか、お聞かせをいただきたいと。また、国際交流、地域間交流推進もB評価ということですが、姉妹都市や友好都市等の交流人口だけの評価ではないだろうか。今後はもっとアジアを拠点とする人的交流や、国際交流業界の再開など足元も見つめた地域活性化策を立案し、もっとグローバルな視点で施策が必要ではないだろうかと思います。このことに対する今後の具体的な方針があればお聞かせをいただきたいと思います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

農業は先ほどの答弁により理解したという。

総務部長（東 美佐夫君） それでは私のほうから一括してお答えをいたしたいと思います。

まず、御質問の答弁の前にですね、評価の全体的な考え方ということで少し御説明をしたいと思えます。報告書の件については、市のホームページにも公表されておりますので、この点については御了承いただきたいと思います。前期基本計画を構成する小項目ごとに計画目標、いわゆる数値目標による定量的な評価と、施策の方向の中で実施した取組みの評価、いわゆる定性的評価を踏まえて、最終的には中項目の評価というふうにしております。先ほど農政部のほうで少し答弁をいたしましたので、これを踏まえまして、商工業の振興や地場産業の振興についてはC評価と、御指摘のC評価ということでございます。この分野も定性的にはおおむね良好な評価ということでございますが、数値目標の定量的な評価が低い、または未達成ということで、総体的に評価を下げてるところでございます。そういうことで結果的にはC評価ということでございます。

次に観光の振興、自然環境の保全と活用のB評価ということですが、観光の振興についても定性的にはおおむね良好な評価ということでございました。で、定量的な評価が結果として低いということで、こちらのほうも中項目の中では評価の引き下げの要因となったということでございます。ただ、平成2

6年度途中から始まった航路、航空路の運賃軽減事業や航空需要喚起の特別対策事業、こういった事業、あるいは、平成27年度から実施をします奄美大島DMO事業に代表される世界自然遺産登録を見据えた観光交流に関する諸施策、こういったものが現在進行形で進んでおりまして、効果を発揮をしているというところでございます。この点については御理解をいただきたいと思います。もう一つの自然環境の保全と活用という点については、計画の目標に国立公園の指定ということ掲げておりますので、いわば0か100と二者選択の指標となっておりますので、評価の引き下げの要因となっております。こちらについても、国立公園指定はまだなされておりましたが、国・県、地元市町村が連携をして、稀少野生動植物の保護の取り組みや、野ネコ対策や外来種対策等、こういった事業が着実に実施をされてきておりますので、その先にある自然遺産登録を見据えて、しっかり進んでいるというふうに考えております。

最後に、国際交流という点でございました。こちらのほうはB評価ということでございますが、こちらのほうも定量的にも定性的にもB評価の相当の評価ということでございます。これからの施策ということですが、国際交流関係については、市町村合併調整の中でございまして、姉妹都市の盟約及び友好都市の提携については現行のとおり新市に引き継ぐ。また、国際交流活動に対する支援については、国際化の進展に対応した民間活動を促進するため、国・県、あるいはJICA等の支援制度の導入に向けて助言等を実施するというところで調整をされたところなんです。そういうことで、本市としては、姉妹都市交流を国際交流推進の柱に据えてきたというところでございます。そのため、最近はクルーズ船の寄港に伴う民間団体による通訳案内ボランティアをはじめ、奄美群島の特別予約案内士制度、こういった新たな国際交流に向けた取り組みが始まっているというところでございます。したがって、これは結論の話になりますが、したがってこれまで同様、民間組織による活発な国際交流活動は、本市が掲げる魅力ある地域づくりの重要な基礎的要素というふうに位置づけておりますので、今後ともそれぞれの立場での役割を生かしながら、国際交流の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

15番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。特にですね、今の中で国際交流協会、これが市の中にあると思いますけども、本当に睡眠状態になっているような気がいたします。先ほど申し上げたとおり、やっぱりアジアを拠点としてですね、私どももそういった交流をしっかりと、また、日中友好協会、市のほうにはその他外国から来ている方も大勢おるわけで、そういった人たちをですね、しっかりたばねて、こういった国際交流協会の再開をお願いをしたいと思いますが、この点についていかがですか。

総務部長（東 美佐夫君） 今御指摘の国際交流協会ですが、こちらについては平成23年度に民間のほうから市のほうに移管していただきたいという要望がございました。ただその時点では市の方は、先ほど申し上げたとおり、国際交流の方は姉妹都市を中心にしていくということで、こちらのほうは市のほうでまだ管轄していないという状況でございまして、この点については御理解をいただきたいというふうに思います。

15番（関 誠之君） はい、是非再考をお願いをしたいと思います。

次に、分野別基本方向について質問いたします。健康で長寿を謳歌するまちづくりで、地域福祉における保健福祉ネットワークの構築はどのようになっているのか。観光立島を目指した多様な産業連帯まちづくりの中で、中心市街地活性化基本計画の取り組みの現況についてお示しくださいと。先ほどありましたので、これについてはこの計画がもうこのいつまで国の認可を受けてないというふうに思いますけれども、いつ頃どういうふうな形で国のほうに上がって、それが市の計画として本当と言いますか、しっかりした計画になるのか。先ほど公民館の建設ということで、本庁舎完成後市場調査の後に32年度から33年度予定というふうに聞きましたけれども、公民館の建設はそういうふうになるのではないかと

というふうに思いましたが、年度まで33年度予定というふうに聞いたのは少し唐突なような気がいたしますが、中核施設、子育て、保健、福祉施設ですか、市有地の測候所センター、これは生涯の拠点の計画で入っておったというふうに思いますけれども、そういった中でこのことは良しとして、先ほどの質問に答えていただきたいというふうに思います。また、自然に囲まれた快適な暮らしのまちづくりでのオーシャンバイパス、これが前から構想を復活させるにはどのような条件が必要になるのかお示してください。地域の中で学ぶ教育文化のまちづくりでの生涯学習の拠点整備の項目、先ほど言いましたが、この公民館の中に市立図書館の構想があるのか、具体的にお示しをいただきたいと。公民館が解体され、市立図書館の構想は市政の重要な課題だというふうに、また、市民の要望も大変多い項目だと思いますがいかがでしょうか。また、魅力あるまちづくりに向けては、先ほど言いました国際交流協会の再編ということでありましたけれども、先ほどの答弁で分かりましたので、割愛をさせていただきます。そういう中で質問をいたしますけれども、回答をよろしく願いをいたします。

総務部長（東 美佐夫君） それでは私のほうから一括して答弁をさせていただきます。

まず、1点目の中心市街地の関係ですが、これについては先ほど商工観光部長のほうで答弁がございましたが、この計画については現在中心市街地の活性化協議会のほうで議論を重ねているというところでございます。年度内の策定に向けて今作業を進めているというところでございますので、その点については御理解をいただきたいと思います。

それと生涯学習センターの関係ですが、こちらのほうについては、現在管内のほうで県立の奄美図書館が整備をされております。独立した市立図書館の整備という構想は現在ございませんが、今後予定されてる公民館構想ですね、こちらのほうの中で、付帯施設として図書室を設けて市民のニーズに応じていきたいというふうに考えております。

それともう一つは、オーシャンバイパスの関係です。オーシャンバイパスの関係は、名瀬の崎原地区と龍郷町の戸口間を結ぶ、こちらは基本構想の中でオーシャンブリッジという名称になっておりますが、構想の復活についてということでございますが、議員御承知のとおり、これ合併前の旧名瀬市総合計画の前期基本計画の中で、国道58号を補完するいわば景観道路として位置づけをされたところでございます。しかしながら、当該区間において隣接する龍郷町も含めてですが、一部字図混乱の地域が登記上の問題点となりました。また、橋梁整備という多くの費用を要することも課題が残ったところでございます。そういうことで計画自体の実現が難しくなったというふうに認識をしてるところでございます。今後のあり方ということでございますが、当時の状況と大きく様変わりをしておりますので、今後の効果の検証を踏まえていく中で検討していきたいというふうに考えております。以上です。

15番（関 誠之君） 公民館、中核施設、生涯学習センター、大変いいことでありますけれども、今の答弁でありました協議会が年内の作成だというようなことで、いきなりですね、公的なこういう本会議の中で公民館の建設がどこどこで何年に予定をされているというようなことはたしてね、プレスのあり方と言いますか、世間に出す皆さんの説明の順番の問題として本当に良かったのかなあと、私どもは何か唐突に聞こえたんですよ。そういう意味からは、少し丁寧にそういったことについてはですね、協議会は年内の完成で、それは完成した時に今度は国のほうに認可申請か分かりませんが、をするわけですから、その辺はもう少し丁寧にきめ細やかにですね、議員の方、市民の方、そして庁内やってほしいなというのが私の感想でありましたのでお伝えをしておきたいと思います。そこでですね、重点プロジェクト、奄美市の攻めの総合戦略と、奄美大島総合戦略奄美群島成長戦略ビジョンの推進をですね、もっとこの数値化をして完了するというようなことも必要性があるのではないかなということを思いました。それと奄美振興特別措置法の配慮規定というのがありますけれども、やはりこの配慮規定の政策化を具体的にですね、あそこには介護とかいろんな配慮すべき、財政的にも配慮すべきというふうなのが並んでおりますけれども、やっぱりそこを具体的に政策化して国に要求をしていくと、そういうプロジェ

クトも必要ではないかなと思いますが、この件について市長、何か見解があれば少しお聞かせをいただけますか。

市長（朝山 毅君） 関議員の質問にお答えさせていただきます。もし、意図する質問に適切でなければ、また後ほどの機会にさせていただきますが、まず第1点の総合計画についてであります。総合計画は、議会の御理解をいただいて、向こう10年間の計画を立てました。そして5年のめぐりが来ましたので、ローリングしながら新しい視点で社会動態、自然動態に応えるべく一つの計画をまた新たに作成をし、まずその事前に議会のほうに一応御報告などをして、新たにまた何と言いますか、要請をいただいたところでもあります。その中で各自治体においては、基本的に総合計画を立てることがまず自治体の基本であります。その基本計画に立てた具体的な施策を展開していくことが行政の責任であります。その中で今私どもには自ら実行していく自主財源によって事業を整えていく事業と、やはり奄振事業という事業があります。これによって五つの現行奄振法を目標を持ってやっております。まず農業、観光事業・人口交流、IT、定住、文化、この五つを現行の中で課題として挙げております。その一つ一つの具体例が、まず農業による輸送コストの支援対策、そして観光産業においては、五つの島が異口同音にコストが高いと。より多くの人に来ていただくためには、航路運賃、航空運賃、輸送運賃が安くしなければだめだと。また、ITによる時代に沿った産業で人を雇用していく環境を整えようということでもありましたので、前期奄振法の中においては、それらを最高の政治課題として私どもも一生懸命やったつもりであります。その結果が、いろんな形で平原の農業における形、そして現行奄振法における輸送コストの低減化、航空運賃の低減化、IT光ファイバーの敷設等々やってきているわけです。そうして今また新たに地方創生法案というのができてきました。それが5市町村でお互いの戦略ビジョンを立てようと。奄振法も地方創生法も重層的に奄美市の基本計画を充足するために、具現が実現化するためにそれらの法律をとらまえて今進んでいるところであります。今おっしゃった奄美群島成長戦略ビジョンは、12市町村で作った奄振法に基づく法律に基づいた一つの形を整えたわけであります。そして地方創生法案に基づくものは、奄美群島戦略ビジョンという形で、奄美大島5市町村が連携をして、今DMO事業などを含めてやっているところであります。その中で人口を5万2,000人と位置づけております。そういう諸々のことを具体化して数値化して今やっているわけでありますので、あくまでも奄美市の総合基本計画を実現具体化するために奄振法を活用させていただき、また、地方創生法案活用させていただいて、奄美市のこの10年間の夢を計画を実現するための今過渡期にあるということでもありますので、総称して申し上げましたが、意のあるところを御理解いただきたいと思います。

15番（関 誠之君） はい、ありがとうございます。

最後になりますけれども、私どもが7月13日にこの件で意見書を出してありますけれども、議会としての。これはどういうふうなふうに取り扱われたのか、今後扱われるのか、そこまでちょっとお聞かせいただけますか。

市長（朝山 毅君） 各議員の思いを、また会派の思いをトータルしてまとめた要請文だったんではないかと思っております。そして目を通してまいりますと、大変失礼な言い方になりますが、例年予算編成時にいただく予算の要望とほぼ似通ったような気が私もいたしております。したがって、それらを実現化していくためには、皆さんの思いが整った一つの形としての要望書ではなかったかと思っておりますので、そういう意味にとらえている部分もあります。しかしながら、また皆さんが御提言いただいたことについては真摯に目を通してながら政策の課題として、またやっていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

15番（関 誠之君） 私が申し上げたいのは、確かに計画は行政のほうで作るかも分かりませんが

も、先ほどのＬＣＣの時も申し上げましたが、やはりそれぞれがそれぞれの知恵を出し合ってですね、一緒になってこの計画を作っていくと。やはり結果としてここに出されたのが遅かったのかなというふうに思いましたので、今後またそういった視点でやっていただきたいということを申し上げたいと思います。

あと大分押してまいりましたので、議長にお断りを申し上げます。３のその他の施策を先に質問をさせていただきますので、よろしくお取扱いをいただきたいと思います。

それでは、質問の主題３その他の政策について。これも前の議会でも出しておきましたけども、残念ながら時間切れでできませんでしたので、先にさせていただきます。これは行政の施策に対する取り組みの姿勢がどういうふうになっているのかということで、できればやはりスピードアップをしてですね、しっかりとそれぞれの項目に取り組んでほしいという思いを込めての質問でございます。①自治基本条例、これ平成２０年第２回の定例議会の質問で、今のこの後期に移った総合計画が計画をするその議論の中でその中で議論をするというのが最初だったんですけども、その後もう８年も経とうとしております。公契約条例平成２７年度２回定例会７月８日に採択をされておりますけれども、平成２７年度陳情第７号、公契約の条例に関する陳情というのでございます。③名瀬、笠利保育料の格差の検討委員会の設置、これは平成２２年度第３回定例会の質問でやったんですけども、それから６年後平成２８年第１回定例会の付帯決議として、６月中に公立幼稚園のあり方検討委員会を立ち上げて検討するということでありましたから、それぞれの取り組みの姿勢について御説明をお願いいたします。

市民部長（前田和男君） 私のほうからは、自治基本条例について答弁させていただきます。現在自治基本条例を県内で制定しているのは薩摩川内市、出水市、いちき串木野市の３市でございます。自治体によりその内容に差はございますが、自治基本条例は、自治体の基本理念や基本原則、まちづくりにおける市民、行政、議会等の役割の明確化と市民参加を推進する仕組みなどを規定しているものと認識しております。しかしながら、現在本市では旧３市町村の憲章を尊重し、受け継ぐ形の奄美市市民憲章を平成１９年３月２０日に制定し、奄美市民の模範となる五つの柱を立てており、また、奄美市総合計画により長期的に、そして具体的に計画目標を立てて、本市の進むべき道を示しております。既に制定されております議会基本条例と合わせまして、自治基本条例で示すべき方向性が必要最低限は充足されていると考えておりますので、自治基本条例の制定については緊急性は低いものと判断しているところでございます。以上です。

総務部長（東 美佐夫君） 私のほうから公契約の関係についてお答えをいたします。公契約条例については、現在庁内のほうで検討委員会を立ち上げております。その上で国や県、他の自治体の動向や課題の問題点の整理、今後の進め方等について議論をしているところです。特に今回の案件は、労働報酬の下限額を定めた条例を制定してる自治体が全国でも１８自治体ということで、大きな広がりを見せておりませんので、こういうことを踏まえて、地域ごとの実情を十分精査することが重要であるというふうに考えております。したがって、委員会のほうでも公契約条例の市民の理解や認識はまだ低いのではないかな。あるいは、公契約条例とはどのような条例であるのかを理解してもらうのが先ではないかという意見などがございました。そういうことを踏まえまして、まずは市の契約相手方であります各種団体との勉強会を開催をしております。既に市の建友会や市の建築協友会ですね、との勉強会を終えて、他の団体とも日程を今調整をしているところです。公契約の条例の課題ということで幾つか申し上げますと、１点目が最低賃金法上の地域別の最低賃金との関係についての自治体ごとの判断額となっていること、あるいは、条例の適用範囲はどこまでなのかとか、労働の報酬下限額の決定方法、あるいは、市の契約事業だけでいいのかどうかとか、幾つか問題点がございますので、こういった点を踏まえながら現在先行自治体の取り組みを調査、これについては先行自治体からの講師も招聘しようというふうな検討も今しておりますが、こういったことを踏まえながら現在検討を進めているというところでございますので、御理解

をいただきたいと思います。以上です。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは昨年の条例改正の際に付帯決議が付いておりました件についてお答えをいたします。6月議会におきまして答弁をいたしましたように、付帯決議の意見と合わせて子ども子育て会議で示された公立幼稚園の認定子ども園の意向、こういったことの検討のために、奄美市公立幼稚園あり方検討委員会を立ち上げております。第1回目を6月に開催をしております。これまで3回の検討委員会を開催をしております。この中で付帯決議で付きました件につきましては、これをできるだけ優先をして議論をお願いをしたいということで、会の皆さんにお謀りをして今議論を進めているところでございます。以上でございます。

15番（関 誠之君） 今公契約条例それぞれ地域の問題も絡んでおりますから、それはそれでいいと思いますが、やはり①、②のあり方としてですね、スピーディではないんではないかと。そういうことで議会は平成22年の7月5日にですね、議会基本条例というのをもう自治基本条例を待ってられないということで先に作っておるわけですから、やはりそれも含めて少しバランスを考えていただきたいなと。もうちょっと早くこの自治基本条例について制定する方向で頑張っていたいただきたいということを申し上げておきます。

あとこの格差の問題ですけども、この間ちょっと気づいたんですが、通告しておりませんから、ただ提起だけをしておきます。子どもの歯に塗るフッ素、そのものが笠利と住用は無料なんです。名瀬は300円なんです。その内容についてよく理解をしております。担当者が集団検診で田舎っております。田舎って言うか、地区笠利、住用は。その中で先生方の手間賃を含めてこれまでお願いをするということでそういうふうになったんだろうという理解はしておりますが、やはりはがき1枚で来ますと、名瀬の方は病院に行って予約をして300円払って子どものフッ素をします。予算が46万ぐらい年間で済みますので、是非子育ての問題で市長、この件は来年度の予算も含めてですね、検討していただきたいということだけは申し上げておきます。

次に、(2)、1の(2)陸上自衛隊ミサイル系部隊の配置についてということで質問させていただきます。箇条書き的に申しますのでお答えください。①の進捗、現況、今後の日程について。聞きたいことは、取得した用地が何平米なのか。西コースの全体の敷地面積はいくらなのか。そして所有権移転中だとある議会で言いましたが、終了した月はいつなのかということが一つ目。二つ目は、駐屯地この敷地の造成工事にはいつ頃どう入っていくのかということ。あと宿舍の土地購入について大熊、佐大熊、6月に質問しましたけれども、この佐大熊の土地購入について防衛省からの問い合わせが来たのはいつ頃なのか。その点についてもお答えをいただきたいというふうに思います。

二つ目は、環境調査業務ということで、去年の7月から今年の7月で終わるということでしたので、これは公開すべきではないかなと思いますが、そのことについてどのようなことを話し合っているのか。下に書いてありますが、いわゆる奄美大島の中には、この国9種、県26種、奄美5市町村の指定動植物が57種、稀少野生動植物が指定をされているということで、本当に国・県の天然記念物が14種もありますけれども、これらの調査がなされたのかどうか。された結果、どういうふうだったのか。先ほどの公開と重なりますけれども、そういったことで環境業務調査と環境影響調査の違いはということでありましたけれども、それはもう調べれば分かることでありますから、今申し上げた2点についてお答えいただけますか。

総務部長（東 美佐夫君） それじゃ、お答えいたします。

まず、取得した面積ということでお答えいたしますが、防衛省のほうから伺ったところ、50.5ヘクタールということでございます。移転登記の完了の日付ですが、こちらのほうは28年の6月9日というふうに伺っております。6月9日ですね。売買金額については、これは民間との契約行為ですの

で、こちらのほうは差し控えたいということでございました。今後の日程ですが、6月の地元説明会の資料にありましたとおりでございますが、今年度駐屯地の実施設計を経まして、敷地造成工事、宿舍用地の取得及び設計業務等を実施するというので、平成29年度より現場の整備を進めていくというふうに伺っております。

次に、隊員の宿舍用地の関係ですが、朝日町の大熊町内会の土地については、年内に売買契約を締結し、年度内に所有権移転を完了したいというふうに伺っております。佐大熊の所有地のほうですが、こちらのほうは7月に正式な文書をいただいております。向こうのほうから我々の普通財産の所得の様式でございますので、そちらの文書のほうで7月にということでございます。

それと環境調査業務の関係ですが、こちらのほうは、今議員が御指摘のあった指定動植物や天然記念物などの稀少野生動植物にて当然調査の対象になってるということでございました。で、公表の関係ですが、公表については防衛省の発注の調査業務で、防衛省の方はことここにどういう希少野生の動植物が存在するとなると、やはり捕獲の関係とか乱獲の関係がありますので、こちらのほうは公表は現時点では控えたいということでございます。ただし、要望がございましたら、いろんな判断を踏まえてですね、協議の上可能であれば対応していきたいということでございました。以上です。

15番（関 誠之君） もう少しその全体敷地を、西コースの。

（「全体敷地面積」と呼ぶ者あり）

総務部長（東 美佐夫君） 西コースの全体コースについてはですね、私どもの方は西コースというのは承知しておりますが、面積そのものについてはどれほどというのは正確には把握しておりません。以上です。

15番（関 誠之君） はい、要望があればということですので、是非市を通してか、直接か分かりませんが、そうさせていただきたいなと思っております。そこで、その子ども議会でもありましたけれども、この陸自配備で環境破壊、騒音による生態系への影響など世界自然遺産への負の影響はないかということと、このそういった動植物はですね、市のほうでもあの中にいないということを確認をしていかなければいけないだろうと私は思いますけれども、世界自然遺産登録を目指してるわけですから、その件について担当者なり考え方があればお示してください。

市民部長（前田和男君） 自然遺産登録を推進する上でどうだということで、負の影響はないかということですが、当然他の公共事業等も同様でございますが、調査した結果、稀少野生動植物等が確認された場合は、近くの同じような環境に移植、移動をするなどの対応をとっていただくということで現在対応しておりますので、同様のことをしていただくことになると思っております。

15番（関 誠之君） その辺の確認がね、なかなか難しいと思うんですよね。やはり率先して市がこの調査、環境調査をとってしっかりと確認をするということはやりますか、できますか、できませんか。

市民部長（前田和男君） 先ほどございましたが、国のほうで、防衛省のほうで調査結果の公表を今後お願いすることになると思いますので、そこについては市のほうでも確認をさせていただきたいと思っております。以上です。

15番（関 誠之君） 是非その立場でやっていただきたいと思います。というのは、これは禁止条項というのが条例にあるんですよね。その罰則、これは平成25年の10月1日から施行されておりますけれども、非常に厳しい罰則があるわけで、ですから、やっぱりしっかりとそういったことをやらない

と、世界自然遺産登録に対する自治体の考え方、また、あり方、そういったのが今科学委員会で問われているわけですから、生物の多様性を子々孫々に引き継いでいく大変大事なことだというふうに思っておりますので、是非お願いをしたいと思います。

あと3分になりましたので、教育行政について時期をとらえてしっかりやりたいと思いますが、ただ私の考え方だけを少し述べたいと思います。どう考えても1か所で4,000食配送する給食センターは、本当にリスクが大きすぎると。どこで聞いてもそのようにお母さん方も、また専門かも含めて言っております。このことだけはしっかりと教育長、胸に置いておかれてほしいと。皆さんが平成27年の第3回の答弁をした、これ皆さんの答弁ですからね、事故があった時の危機管理体制をしっかりと構築していかなければいけないということは非常に重要であると。二つ目は台風常襲地帯。今日も台風13号発生しましたけれども、もう4日、2日から2,3,4,5,船が止まるとるわけですね。そういう外海離島の奄美の状況を見ますと、本当に安全・安心で安定的に給食が子どもたちに食べさせられるのか。子ども議会の中でもね、お聞きになったとおり、おいしくない。おいしいあったかいものを食べたいと。だから学校給食のセンター化には反対ですと、明確にその子どもは申し上げておりましたけれども、そういった台風常襲地帯としての食材の調達の安定した供給体制。二つ目、これは教育長が議会の中で答弁したことです。それから保護者から出た心配、災害時の対応、異物混入、食中毒の事故発生時の対応、給食費の問題、給食の質の低下、地産地消を含めた食材の調達をどう考えているのか。これをどうするか、この三つのことをしっかりクリアしないと、給食センターというのは子どもたちに安全・安心の給食を配送することはできないというふうに思いますので、この件についてはまた後日教育長と論戦をさせていただきたいと。下のほうに書いてありましたが、やはりセンターになると、滞納が多くなるわけですね。今までは目に見える範囲内でそれぞれ集金行ったりして頑張っておりましたが、そういうことも含めて是非1か所で4,000食配送するという給食センターを再考していただいてということをお願い申し上げます。

議長（竹山耕平君） 以上で社会民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

自民新風会 師玉敏代君の発言を許可いたします。

18番（師玉敏代君） 議場の皆様、こんにちは。

自民新風会 師玉敏代です。平成28年度第3回定例会の開会に当たり、一般質問に入ります前に少し所感を述べさせていただきます。

台風10号による岩手県和泉市の河川の氾濫によりグループホーム入所者9名を含め、亡くなられた皆様へ心から御冥福を申し上げます。とともに、御遺族の皆様の悲しみを思い、哀悼の意を表します。また、甚大な災害に見舞われました皆様が、一日も早く日常が取り戻せますよう心から願っております。ここ数年日本国中が災害の地と化し、いつどこに何が起きるのか分からない脅威である。被害者が異口同音に発する言葉は、こんな水が来たのは何十年生きてきて初めてだ、聞いたことがない、見たことがないという台風も変則的に発生し、北上したかと思えば南下し、また北上する。威力が衰えないということは、温暖化からどこにでも台風は起こり得ると推察されます。継続的に起こる世界各地での干ばつ、寒波、地震、台風、雷による被害地の状況を目の当たりにする時、三十数年前にテレビ放映された科学ドキュメンタリー番組第3の選択が思い出されました。二酸化炭素による地球温暖化とオゾン層破壊による地球の滅亡危機に人類が生きるための三つの選択である。第1の選択、二酸化炭素層の核による爆破は、オゾン層破壊と核汚染のため却下。第2の選択、地下都市計画は時間稼ぎに

しかならず却下。第3の選択として火星への人類移住計画が立案されると、オゾン層破壊による地球の生命の危機にこの番組を記憶している人は少ないことと思います。放送当時は温室効果もオゾン層破壊にはまるで問題視されていませんでした。その後オゾン層破壊の防止策としてフロンガスの生産使用を規制する国際的な取組みの変遷をたどり、未だに将来の予測と今後の問題解決に至っていないとのことです。一昨日の4日のテレビ番組で、巨大危機異常気象との闘い。加速する異常気象の謎では、1982年から2012年の過去30年間の解析から、台風の勢力が強まる地点が150キロメートル北上している。2年前から急速に平均気温が急上昇し、地球温暖化が本格的に進んでいるという。5,000キロ離れた北極圏は、数万年にわたって凍っていた永久凍土が融けだしている。そのことによる温室ガスのメタンが放出され、温暖は一気に加速する。メタンガスは二酸化炭素の28倍の温室効果があるということである。局地的豪雨を伴う雷の脅威も上げている。落雷によるシンガポールでの石油コンビナートの火災、アメリカで頻発する山火事の発生、積乱雲による雷は、8月で宇都宮では3,000回、名古屋周辺では2,100回観測されています。これに対して気象専門家は、雲をつかむような話ではなく、雲をつかめる時代、新しい気象予報の流れを作ることとしていました。地球温暖化による脅威と加速化を知ることができましたが、なすすべはないのか、その疑問だけが残りました。私たちは今何ができるのか、奄美市地域防災計画も見直しが図られました。この計画書を元に、地域、官民一体となって真剣に取り組まなければいけないと改めて痛感したところです。

では、一般質問に入ります。

最初に、保育所の処遇と保育士の不足対策について。保育所や福祉施設、自治体、病院、図書館などで公的の施設で正規公務員が削減され、臨時非常勤職員の置き換えが進められ、硬直する自治体財政の中で人件費の削減から臨時非常勤職員のあるべき姿としては、正規職員を含めた求められる職責や労働時間に見合った適正な評価が求められています。まずは保育園の現場での正規職員、有資格者の非常勤職員、無資格者補助員の人数と割合について伺います。

次の質問から発言席にて行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

保健福祉部長（吉 富進君） それでは師玉議員の（1）保育士の処遇と保育士不足対策についての1点目の保育所の現場での正規職員、有資格者の臨時非常勤職員、無資格者補助員の人数と割合についてお答えさせていただきます。公立保育所における職員の配置状況については、保育に従事する職員は104名おります。そのうち正職員は23人、臨時職員は一般職非常勤職員と代替の臨時的任用職員を含めまして81人で、全体に対する正職員の割合は22.1パーセントとなっております。臨時職員のうち有資格者は47人、無資格者は34人で、臨時職員のうち有資格者の割合は58パーセントとなっております。以上です。

18番（師玉敏代君） 全体の正職員の数というのは、有資格者の臨時職員、代替も含めてこの割合というのは部長から見て正常な状態とお考えでしょうか。いかがですか。

保健福祉部長（吉 富進君） 正常かと言われるとちょっとあれなんです、職員採用の公募をしてもなかなか集まらないというのが現状でありまして、今後保育士の国が進めている処遇改善を見つめながらですね、採用試験に公募をできるように総務部とも協議をしながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

18番（師玉敏代君） 保育職員は、保育士の正規の職員は、やっぱり一般の行政職とはまた違うわけですね。受ける試験は一緒なんですね。その中でやっぱり保育士の資格者でこの採用試験に通るとい

うことは正規の職員なんですが、一頃に比べると大分少なくなってるんですよ。かといって有資格者の臨時職員も多いと思います。代替で無資格者で補助で補助的な立場の方もいると思います。実際にその現場です、やっぱり保育の現場というのは命なんですよ、やり取り。安心・安全、それが当然なんですよ。その中で確かにその正規の職員でなくても自覚と責任、やりがいを持ってやっぱり子どもの保育に携わってるわけなんですよ。そういう中で私がいつも今思ってるのは、やはり奄美市自体にも、どんどん少子化対策、待機児童解消が図られています。日本で言う待機児童解消ができないのは、保育所不足以前に保育士不足、保育士の不足だと私は思っているんですよ。だからこの保育士の有資格者で、採用試験は通らなかったけども資格者がいる。その人の待遇について賃金はどうなってるんですか。

保健福祉部長（吉 富進君） 保育所における賃金なんです、有資格非常勤職員の賃金についてなんです、今年度クラス担任の有資格臨時職員の賃金は月額14万5,000円、クラス担任でない有資格臨時職員の賃金は月額13万4,000円となっている状況であります。13万4,000円、はい。

18番（師玉敏代君） 13万4,000円という、大体20日勤務して1日で大体6,500円、14万5,000円ということは、そこから若干増えるぐらいですよ、7,000円ぐらい。この賃金というのが本当に正当なのか。これで本当に見合っているのか。要するにやる仕事は一緒なんですよ。この間の予算委員会の中で、幼稚園の正の職員は担任は正規職員、非常勤は副担任だと。保育所はどうなんですか。そういった幼稚園の場合は、その理由も聞いています、予算委員会で。幼稚園の場合はその免許の更新がなかなか出されてなくてなり手がいないとかいろんな理由は聞いてます。やっぱりそういういろんな原因もあるんですけど、今その要するに正規職員と非常勤臨時職員との格差ですよ。やっつてことは私は見たら現場は一緒だと思いますよ。実際どうですか、その現場は。同じような仕事をしていると私は聞いていますけども。

保健福祉部長（吉 富進君） はい、現場も私も確認させていただいたんですが、正職員、臨時職員ほぼ一緒の勤務体制となっておりますので、そういう形で理解しております。

18番（師玉敏代君） この保育所の問題は、私も私自身も保育士の資格を持ってるんですよ、幼稚園も。たぶん幼稚園は無効でしょう。ただこういう仕事に就いたことはない。ただ私自身が二人の子どもを抱えて始めたのが託児所で、二人の子を抱えて収入が足りないと、二人の子を見ながら収入を得るという形で5年間0歳から自分の子どもを託児所で見ながら収入を得るという形をとってきました。やはり保育というのは、私自身もそうなんですけど、やっぱり年齢の差もあります。同じ動きをしません。やっぱり子どもは見ていても事故が起きるときは起きるんですよ。そういったその現場で保育している者の処遇というのが、あまりにも私はもう、一つ一つは言いません、低いんですよ。この現状をどういうふうに改善していかれるのか、この現状でいいのか、その辺までお答えいただきたいと思います。

保健福祉部長（吉 富進君） まさに保育士不足で国もなんです、処遇改善ということで努めているところです。本市といたしましても、臨時職員の賃金を、改善できるように頑張っていきたいと思っていますので、御理解を賜りたいと思います。

18番（師玉敏代君） これは、他県の実態調査ですが、その県内のほぼ全ての自治体が非正規雇用といえども、正規職員と同様にクラス担任を当たり前で持たされ、事務作業や保護者対応、実習生の受け入れなどを行っている状況です。非正規雇用は、保育業務に対するやりがいを見出している反面、

雇用への不安や賃金への不満を感じていることが覗えます。政府や自治体は、生命と安全を確保しながら保育する現場に対して手厚い予算措置を講じるべきであるとは私は思っています。デスクワークだけではないんですね。むしろデスクワークの人が高いお金をもらっていると私は思いますよ。そのように深く検討しながらですね、是非改善していただきたいと思いますが、いかがですか。

保健福祉部長（吉 富進君） 一応市当局といたしましても、議員がおっしゃられること重々理解してるつもりでありますので、今後処遇改善に努めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

18番（師玉敏代君） 是非改善をしていただきたいと思います。その中でですね、無資格者、要するに代替であったり、その時間が延長保育の中で先生と先に出る方、後で出られる方とのつなぎ目に雇ってらっしゃいますよね。そういった方々が無資格者だと思うんですよ。そういう人たちのですね、やっぱり研修というんですね、保育補助者の。そういった登録制研修も私はやっぱり専門性を言ってるんです。自分の子どもを横で見るんならいいですよ、じいちゃん、ばあちゃんが見てくれる分はいいんですよ。しっかりとやっぱりそこは皆さんは責任を持ってですね、人様の子どもを預かるわけですから、その知識という研修は必要だと思いますが、いかがですか。

保健福祉部長（吉 富進君） まさしく保健師の研修については、子どもの命を預かる仕事であることから、保育に関する知識を保育補助者に持ってもらうことは非常に大事なことでありと考えております。国が今回から規制緩和を行いまして、保育所においても必要な保育士の配置人員数のうち、3分の1以内であれば、保育士の資格がない者でも国が指定した研修を受ければ保育士とみなすという特例を認めているところでございます。本市といたしましても、このような研修を保育補助者に受講してもらう必要があると考えており、今年度県が奄美市におきまして研修を計画していることでありますので、公立保育所の保育補助者を含め研修の受講を広く呼びかけ、保育士不足の改善に努めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

18番（師玉敏代君） 是非よろしくお願いします。

では、次の質問に入ります。

人工内耳体外機器の助成について。先月5日人工内耳体外機器の助成について先進地の熊本県八代市に訪問いたしました。訪問先に視察伺いを立て、質問事項を文書化して送付いたしました。質問事項は一つに、八代市の人工内耳体外機器等への助成に至った経緯。二つ目に、人工内耳体外機器装用対象者数と支部組織との連携。三つに、熊本県の自治体が突出して助成している背景。四つに、障害日常生活用具の品目の追加への財源について。その他の助成では修理費とあと保険の加入についてお伺いいたしました。八代市は人口13万23人、人工内耳装用者9人、うち子どもが児童が4人、奄美市の人工内耳装用者数についてお伺いいたします。

市長（朝山 毅君） 師玉議員にお答えいたします。人工内耳体外器を利用されている方が市内何名いるかということではあります、本市においては3名を把握いたしております。また、人工内耳体外器を日常生活用具給付の品目に追加できるかということの御質問ではないかと思いますが、人工内耳体外器への助成に関しましては、本体以外の消耗品購入も利用者の負担軽減になるとの御提案を以前師玉議員からお伺いいたしまして、平成27年度から人工内耳用電池を新たに重度障害者日常生活用具給付事業の項目に加えているところであります。また、特殊な治療のため、島外の病院へ受診が必要な児童に対しましては、旅費助成も行っているところであります。議員御質問の人工内耳体外器本体に関しましては、補聴器と違い、医療として提供されることから、手術費や部品の交換等は健康保険や高額医療助成

制度の適用がございます。その現行制度を超える部分の人工内耳体外器本体に関する助成は、熊本においてはあるようであります。調べましたところ、県内にはどの市町村も現在ないようでございます。しかしながら、人工内耳は高度難聴者に対する有効な治療法であることから、その助成について国の補装具の適用対象として加えられないか、今注視しているところでありまして、障害者の日常生活用具の品目に加えることが可能か、今後県・国とも相談をしながら考えてまいりたいと思いますので、暫くの時間検討させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

18番（師玉敏代君） 私が調べたところでは、鹿児島県では鹿児島市、始良市、そして奄美市が電池のみの助成は行っているんですね。ということは、人工内耳を日常生活用具として品目に入っているんですね。ただ、その体外器の助成なり修理費の助成が対象になってないと。なぜ熊本県、大分県、あの辺はこれだけ進んでるのかと。やはりその日常生活用具というのが自治体で定めることができると、そういうことなんですね。また、補装具は国が定めるとしてあるんですね。確かに1回目は医療機器として医療保険の適用になりますが、2回目からは医療保険の適用にならない。国としても、昭和60年にその人工内耳の手術が保険適用になった時点から、本当なら補装具として追加品目するべきだと私は思っています。実際に奄美市にも3名、たぶんそのうち2名はまだ小学校に上がらないお子さんではないかと思っています。やはり経済的負担というのは大変大きいんですね。片耳100万円、200万円、両方でね。そして医療保険適用であっても、私は医療保険適用であったら、そうですね、それがもし破損したり紛失した場合には、それを賄える保険に入ってるんです、皆さん大体。年額2万円ほど。それで賄えないものに対して熊本八代市は110万円を限度として助成しますと。もしそのなった場合にはですね、まずは保険で賄ってくださいと。それで対応できない時には市が助成しようという制度になってるんです。でも、実際に所有者から見ると、やはり同じ補聴器、難聴で補聴器扱ってる人と同じようにこれは取り扱ってほしいというのが考えなんです。今この内耳の補装具の体外器についてはちょっとあいまいなんですね、各市町村自治体で。確かに国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1、このつまり奄美市であれば、4分の1を助成すればいいわけなんです。やっぱこういったことですね、私はやはり今日本全体あいまいな状態で保障されてると思います。やはり国の補装具としてですね、しっかりと追加品目できるように今回意見書も提出いたします。ではですね、生活用具と、それから国の定める補装具になるということは、どういった何が違うんですか。違いですね、補装具になると、つまり国が責任を持って基準額を決めて、きちんとこういったあいまいな金額の助成の差がなくなるということなんですかね、その辺ちょっとお聞きしたいんですが。

保健福祉部長（吉 富進君） まず、補装具と日常生活用具の違いについてちょっと御説明させていただきたいと思います。補装具とは、基本的に失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものであります。代表的なものとしたしましては、下肢装具、義手、義足、補聴器、車椅子などであります。どのような品目が補装具に該当するかについては、議員がおっしゃったとおり、国が定めるものであります。なお、補装具は、利用者に合わせて作成する必要がありますので、専門医の診断書に基づき公正相談所の判定が必要になってきます。次に、日常生活用具は、日常生活での不自由さを補うもので、代表的なものとしたしましては、目の不自由な方のための時計や下肢や体幹の不自由な方のために特殊寝台、杖、オムツなどがございます。どのような品目が日常生活に該当するかについては、国の定めるものの他に自治体が定めて支給することができます。補装具と日常用具の違いの概要を説明いたしましたが、先ほどもやっぱ補装具については国が省令で認めないとですね、なかなか補助金が出せない、そして県も出せないという状況でありますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

18番（師玉敏代君） とにかくですね、鹿児島県として私はこういったものの取組みがあまりにも遅いと思います。やはりこういった障害を持ってる人というのは、熊本ではいたら受けられるサービスがこ

こに来たら受けられない、そういった差別があつてはね、私はいけないと思っていますよ。今回28年度から障害者の差別解消法も施行されました。どこに行っても同じサービスが受けられるというのが私は当たり前じゃないかと思っています。是非ですね、大変な高額なものです。財源の問題もあることも知っています。ただですね、そういう方が実際奄美市にいらっしゃるということをですね、是非御理解いただいて、是非前向きに御検討いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、要介護者の機能訓練、リハビリの地域外送迎についてお伺いいたします。3月定例会でも一般質問いたしました、動けば動くほど地域格差に矛盾を感じています。介護保険料を等しく払い、介護認定度に応じたケアプランが立てられ、介護事業所でデイケア、リハビリを選択でき、送迎が地域外ということで高齢の配偶者や家族が四苦八苦しながら送迎し、名瀬地区のリハビリ機能訓練を受けています。同じ奄美市でありながら、この差別はどう解消していただけるか、お伺いいたします。

保健福祉部長（吉 富進君） 平成12年度より介護保険事業が開始以降、奄美市において多くの介護保険事業所が参入し、介護保険サービスの充実が図られているところであります。しかし、その事業所の多くが名瀬地区に集中しているため、地域によっては利用できるサービスが限られており、希望しても利用できる介護保険サービスの選択肢が少ない地域もあることは承知してるところであります。議員御指摘のとおり、住用地区では老人保健施設や通所リハビリ事業所等で理学療法士の下行われているリハビリテーションを実施している事業所はなく、また、住用地区以外の事業所が住用地区への送迎を実施しているところもないのが現状であります。このように、同じ奄美市に住みながら同じ保険料を収めているのにも関わらず、地域によって希望する介護サービスを利用できないという状況にあることは、市といたしましても今後の対応を検討していくことが必要であると認識しているところであります。本市が目指す高齢者が必要な介護、医療、生活支援等の支援を得られ、地域で安心して生活が続けられるような仕組みを充実するためにも、今後現在住用地区にある施設において理学療法士によるリハビリなどサービス内容の充実や訓練の実施ができないか。また、移送サービスの検討ができないかなど、多方面から協議を進めてまいりたいと存じますので、御理解を賜りたいと思います。

18番（師玉敏代君） 私もこの件についてはですね、小宿にあるリハビリステーション、長浜にあるリハビリステーション、そして朝日町にあるリハビリステーション、そして名瀬の介護事業所のデイケア事業所、そして住用にある特老、そして住用町の地域包括支援センター全部行きました。地域包括支援センターなんて、何ですかという感じですよ。やはり地域包括支援センターでケアプラン立ててあげるわけですよ。やっぱりその60代の私ぐらいの旦那さんがですよ、ずっと通ってるんですよ、梗塞倒れて。奥さんはまだ若いす。毎朝早く送って、その間の時間に合わせたパートをしてるんです。その間の仕事は限られるんですよ。仕事も限られた上に、その奥さんが、私に何かあったらお父さんどうするかいち、皆そのもう一人は80代の旦那さんが奥さんを送ってるんです。もう十何年やってます。で、名瀬で住宅借りたいけど借りられて名瀬の住宅申し込みも一緒に行きましたよ、私は。名瀬にいたらもう送迎ができるんだって。もうこの苦労を私は目の当たりにしてですね、本当に同じ介護保険料を払いながら、同じ奄美市におりながら、同じサービスを受けられないというのは、私住用の園にも行ったんですよ、理学療法士の先生を定期的に呼んで、その方たちで機能訓練の説明ができないのかというのもお願いに行きました。将来的には検討したいということでしたけども、是非ですね、部長がおっしゃったようにですね、待ったなしなんですよ。もう皆さん自分で訪問リハビリも受けてますよ。だけど、外に出るといっても訓練の一つなんですよ。やはりその人の生きがいですよ。家の中ばかりいるとなお介護度が進むんです。今4が、3になろうとしている人もいますよ、この努力が甲斐があつてですね。やっぱその辺はですね、もう部長のほうでそのような話しましたので、早い時期に御検討をお願いしたいと思います。以上でこの質問については終わります。

次に、奄美市の津波防災計画について。新たに本市の奄美市の地域防災計画が策定され、災害に強い

地域づくりが具現化されていくものと期待しています。平成22年の奄美集中豪雨を教訓にして、また、南海トラフ地震防災を想定した避難訓練が毎年実施されています。先月28日も、津波を想定した避難訓練でありましたが、どのような災害も安全な場所への避難箇所へ逃げるのに限ると思います。これまでの避難訓練で各地域からの要望等がなかったのか。あればどのような事案があったかお示ください。

総務部長（東 美佐夫君） それではお答えします。避難箇所の数と場所と、それと地域の要望という点からお答えをしたいと思います。平成27年度に国の災害対策基本法と防災基本計画及び県の地域防災計画の見直しが行われました。御承知のとおりかと思います。このことを受けて、本市のほうでは平成28年の3月に奄美市の地域防災計画の見直しを行ったところです。今回の見直しの中で、指定緊急避難場所、これ一次避難場所ですが、住用地区の林道城線を1か所追加をいたしました。その結果143か所、内訳で申し上げますと、名瀬地区の方が79か所、住用地区が22か所、笠利地区が42か所を指定をしております、追加をしております。で、指定避難所ですが、これは104か所、内訳を申し上げますと、名瀬地区が45か所、住用地区が20か所、笠利地区が39か所というふうになっております。こちらのほうを指定をしております。この一次避難場所や避難所につきましては、区長さんや町内の会長さんの御意見を伺って決定をしておりますが、津波の一次避難場所については、地域での市道、農道はもとよりですが、神社や水源地、ビル、民家の裏山などを選定してるところでございます。

次に、避難訓練における要望ということで申し上げますと、平成23年度から毎年訓練を行っておりますが、現在の避難所、避難場所の安全性等について地域の皆様の訓練を通してでございますが、検証をいただいているところでございます。本年度行いました防災訓練に対する要望ということでは、避難場所、防災無線、その他の項目に分けて町内会と自主防災組織にとりまとめを依頼したところがございます。その中で今回の要望の確認をし、適宜対応していきたいというふうに考えております。そこでこれまでの防災訓練の中での主な要望ということでございますが、まず1点目が実施時期の見直しができないか。これは集落の行事と重なるということでの要望です。2点目が避難場所の見直しはできないか。3点目が避難所の案内及び海拔表示板の設置をしてほしいということでございました。要望という点ではそういうところでございます。以上です。

18番（師玉敏代君） 奄美市も地域防災計画を見直しされたわけですね。そして追加に避難場所も追加してると。だけど、私たちも避難してですね、本当にここは安全だろうかと思うんですよ。横は川を渡って山に行きますから。そして腰を下ろして、私自身も3名の方を担当してるんです、集落で。でも、その方たちもですね、私がない時はね、どこに逃げるねという話し合いはいつもしてます。やっぱそれは地域の皆さんがそれぞれの地域の中でやっぱそうすることが一番話し合うというのは大事だと思うんですけどね。やっぱ先ほど言いました海拔、要するに非難で行った場所が集落のよくあそこは海拔何メートルなのか。その一番避難場所である上までが何メートルなのか。やはりその辺のですね、標板と言うんですかね、その辺は早急にできると思うんですよ。やっぱりそうしないと、ただ逃げた。そしてある程度避難解除で終わりじゃなくて、またそれとですね、私の中ではやはり日曜日ですけど、平日のこういった状況の中の避難訓練も1回は必要じゃないかなと思ってはいるんですよ。難しいでしょうけども。やはりですね、やっぱいろんな意見があると思いますけど、まず海拔がこの時点は何メートルかと標板だけは急いでほしいと思います。で、本当にここが安全なのか、やはり地域でもう1回見直すの必要だと思いますよ。奄美市も見直したわけですから。同じとこずっと逃げてるわけですから。その辺もですね、行政もやっぱり囑託委員会とか地域の行政協力員を通してですね、やっぱりそういったこともう1回しないと、今ちょっとマンネリ化してるような感じがするんですね。やっぱりそういった時にいろんなことも起こると思いますので、やっぱりその辺もですね、検討していただきたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） はい、もうおっしゃるとおりだと思います。日頃の訓練マンネリ化しないようにということで、こちらのほうは十分注意をしながらですね、毎年の訓練に反映をさせたいというふうに思います。その上で改善したところということで申し上げますと、これはもう成果ということにもなるかもしれませんが、平成27年度のその要望を受けた後のですね、改善ということで申し上げますと、先ほど少し触れましたが、住用のほうでは林道城線を新たに追加をしたというところは、これは要望を受けてからということになります。で、市内の7か所、これは名瀬地区が3か所、住用地区が1か所、笠利地区が3か所、こちらのほうには避難場所のほうに今議員が御指摘の海拔表示板を設置をいたしたところですよ。そういうことで少し不安材料を改善したというふうに考えているところです。で、実施時期の要望の件については、こちらのほうは集落の行事と、それぞれの集落がまた日程異なりますので、一番国・県、あるいは防災関係機関の協力が得やすい9月1日の防災期間の防災の日ですね、こちらの前後の週間を目安に実施をしておりますので、この点については御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

18番（師玉敏代君） はい、この後も同僚議員が防災計画についてはまたいろいろと質問があると思いますので、この辺でこの質問は終わりたいと思います。

次に、農業集落排水事業合併浄化槽を含めた下水道事業は、快適な生活環境の確保と河川、海などの公共的水域の水質保全を目的とし、世界自然遺産登録を見据える上でも環境保全に効果の高い事業だと認識しております。26年度12月定例会でも質問しておりますが、平成18年度に策定しました奄美市污水处理施設整備構想に基づき整備が進められていますか。また、各地区の進捗状況と今後の事業のどう進めていくのかお示してください。

上下水道部長（上島宏夫君） では最初に、奄美市の各地区における水洗化率について御説明申し上げます。平成27年度末現在の公共下水道、特定環境保全下水道、農業集落排水、浄化槽含めた水洗化率は、奄美市全体で87.7パーセント、名瀬地区では93.5パーセント、住用地区では54.2パーセント、笠利地区では59.4パーセントとなっております。それでは御質問の農業集落排水の進捗状況についてお答えいたします。御存知のとおり、奄美市の農業集落排水事業につきましては、平成18年度に策定しました奄美市污水处理施設整備構想に基づき整備計画を実施してまいりました。この構想に基づく実施計画の平成18年度から10年間の実績ということで申し上げますと、名瀬地区におきましては6地区中5地区は平成18年以前に整備が完了しており、大川地区1地区が平成20年度に完了しております。住用地区におきましては、山間地区が平成18年以前に整備が完了しており、西仲間、石原地区及び東城地区の2地区が未整備でございます。笠利地区における整備状況について申し上げますと、7地区中1地区が平成18年以前に整備済みであり、2地区が平成18年以降に整備を完了し、現在整備中が2地区でございます。また、喜瀬地区と節田地区はまだ未整備地区となっております。農業集落排水の事業採択に際しては、地区住民の90パーセント以上の同意を得た要望書の提出が要件となっております。

次に、合併処理浄化槽の補助事業を活用した設置基数の推移を見てみますと、平成21年度末現在で名瀬地区17基、住用地区129基、笠利地区524基で、奄美市全体では670基の設置となっております。年間の設置基数は20基前後で推移をしております。平成26年度の12月議会で御答弁を申し上げました住用地区の住民説明会の実施につきましては、現在まで開催できないことについては、この場を借りてお詫び申し上げます。

最後に、今後の進め方についてお答えします。農業集落排水の未整備地区への対応としましては、住用地区の西仲間、石原地区及び東城地区においては、年内に生活排水に関する説明会を実施いたしまして、住民の皆様の生活排水に関する理解度を深めていただきたいと考えております。農業集落排水につ

いては、何より住民の合意形成がなければ始まらない事業であり、合併浄化槽についても、生活排水が環境へ与える影響等を理解して導入していただく必要があります。今後はこうした説明会を着実に実行し、説明会における意見交換会や社会情勢等の変化等を勘案しながら、下水道事業を推進してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

18番（師玉敏代君） もう是非ですね、早い時期に説明会をですね、実施して進めてほしいと思います。平成18年3月に合併してから集落排水事業住用はやってないんですよ。最初に西仲間、石原をやると。そして東城地区をやると。後は合併槽で対応するとずっと答弁いただいてるんですよ。まずはですね、合意形成90パーセントとも言いますが、実際に大体40パーセントでも50パーセントでも、住用の山間集落も30パーセントでしたよ、最初は。今は70パーセント、80パーセントいってます。だからそういった合意形成もですね、その辺の地域住民のそれが得られなかったからというよりもですね、是非強力に行政側からもですね、やはり地域環境の整備のためにも推し進めていただきたいと思います。

次の質問に入ります。住用町の住宅整備については、平成22年集中豪雨について伴い、河川改修拡幅が施工され、西仲間住宅が6戸の使用不可を補う住宅整備について伺います。

建設部長（本山末男君） 住用町の市営住宅整備についてお答えいたします。住用町におきましては、昨年度平成27年度西仲間地区において住用川河川改修事業に伴い、市営住宅3棟6戸を解体いたしました。そのことから住用町地域協議会などからの要望を踏まえ、来年度平成29年度から西仲間地区での事業導入へ向けて現在敷地の選定や建設戸数など具体的な協議を支所とも連携を図りながら進めるところでございます。

18番（師玉敏代君） 建設するということですね。

建設部長（本山末男君） 建設へ向けて平成30年度を予定しておりましたが、支所からは早急にということでありましたので、敷地やいろんな条件等が整いましたら29年度に設計委託等も含めて開始していきたいと考えております。

18番（師玉敏代君） これはもともとあった住宅を補うという建て替えですよ、6戸は。東城地区三太郎トンネルから東城地区の方はですね、私が住んでる集落もそうですけど、住宅も今空きがないです。ましてや空き家が6戸あったのも全部埋まっています。それだけ今住宅の需要が多いんですね。なぜかと言うと、三太郎トンネルのこちらから名瀬に近いという利便性もあります。そういった意味で、東城地区は住宅が空いてないんですよ。そして空き家もないんですよ。だからそういったのもですね、是非考えて今後建設予定はないですか。そこまでお願いします。

建設部長（本山末男君） 現在住用町での市営住宅につきましては、複数の地区から要望もあります。今後支所と連携を取りながら、住用町内における住宅需要の動向を見極めながら、笠利地区、名瀬地区との調整を図りつつ計画を立てていきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

18番（師玉敏代君） 是非ですね、世界自然遺産登録など等をですね、見据えていろんな面で住宅というのは、やはり過疎化になっていく地域においては、やっぱり住宅があればですね、やはり名瀬にも近いという利便性もありますし、いろんな面でできるところにはそこに住宅を造ってほしいと。そうすることによって学校の生徒も増えますのでね、やっぱりそういった意味でニーズがあるところには是非今後建設計画をですね、検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。あ、次の既存の市営住宅の水洗化と整備ということなんですが、市営住宅で水洗化されてないところもありますよね。どんどん住用なんかも特にどんどん進んでますけど、水洗化の計画、そして住宅を借りる、つまり、出て退去した後に借りる、その時に原型復旧が原則ですよ、住宅は。その辺で網戸がないところもあれば、シャワーもないところもある。風呂の何と言うんですかね、あれがあるところもある、浴槽もあるところもないところもある。その辺の対応なんですよ。要するに、どういった投資的にその住宅に入居する人の基本的なそういう考えというのをちよっとお示しいただければ。

建設部長（本山末男君） まず水洗化の数値をお示ししたいと思います。現在住用町内の市営住宅は61棟145戸となっております。そのうち水洗化済みの住宅は41棟82戸であります。水洗化率は56.55パーセントでございます。次に、水洗化工事の実施の計画であります、今後ともですね、順次計画を進めて、具体的には本年度1住宅3棟10戸の水洗化工事に既に着手しております。来年度平成29年度から西仲間住宅をはじめとしまして見里、役勝、川内など年次的に水洗化を実施してまいりたいと考えております。早期での全戸水洗化に努めてまいりますので、御理解をお願いしたいと申します。

続きまして、市営住宅の居室内設備にかかる基本的な定め、入居者がどれが負担するのとか、その付近について御説明いたします。網戸につきましては経年劣化や破損しやすい設備であることから、設置及び修繕につきましては市では行っておりません。風呂の本体につきましては、市が設置したものにつきましては市で修繕しております。建設年度の古い住宅の中には浴槽や風呂釜を入居者自身が設置しなければならない住宅がございます。そのような住宅では入居者の方が退去する際に、自分で設置した浴槽等設備を全て撤去し、入居当初の状態に回復することとなっております。次にシャワーの取り付けにつきましては、入居者のほうに申請書を提出していただき、市が許可した場合に取り付けが可能となっております。退去する際には取り付けたものを全て撤去していただくことになっております。次に室内の補修につきましては、老朽化や破損の状況が居住に著しく支障を生ずる場合のみ市のほうで修繕を行っております。したがって、経年劣化や通常の使用による壁や床、天井などのシミや汚損、汚れ、建具の化粧板等の軽微な剥離などは修繕の対象になっておりませんので、この点を御理解いただきたいと思います。

18番（師玉敏代君） 分かりましたけども、やはり原形、先ほどの件も分かりました。シャワーもですね、やっぱりそれも申請をして、それが許可が出て取り付ける。それは撤去するわけですね、本人がですね。その辺も分かります。とにかく新たに入ってきた人に対して、やっぱり住まいというのはある程度快適でなければいけないし、やっぱり気分の悪さもありますよね、何回か私も見てきましたけど。やっぱりそこは職員も一緒に付いてですね、できることはして、やはり原形の前のたとえば流し台にしてもですね、こうちょっとしたところが錆びてそのまんまのとかね、やっぱり住むところをですね、ある程度改善していただくように要望して次の質問に入ります。

次にですね、自然環境と町並み観光整備については、一緒に1、2、3項目一緒に質問いたしますので、お願いいたします。3月18日に渡議員、ヤスエ議員、橋口議員、私、一般住民1名、5名にガイドを1名お願いいたしまして、山間山に自生する日本最大のオキナワウラジロガシとハマイヌビワを目にすることができました。片道2時間半かけて道路途中に貴重な植物があり、川の清流に鳥の鳴き声等聞きつつ目指しました。道路途中土砂が崩落したか所、また、オキナワウラジロガシの根幹を保護するための柵や、その周辺に降りるための木目の階段の整備は、これからの観光ルートとして必要だと感じています。駐車場を含めて整備できないか、お伺いいたします。

二つ目に、スタルマタ展望台整備は、森と水の住用観光プロジェクト事業の一環として今検討されていることと思いますが、場所的にはどこ辺なのか。整備の目的等活用効果をお示してください。

三つ目に、屋仁川通りの街路樹下がり花の植栽についてですが、これも平成26年度の12月議会で質問しました。その後どうなっているのか、三つ合わせて御答弁お願いいたします。

住用総合支所事務所長（松原昇司君） 御質問のまず山間山の沖縄ウラジロガシの地区の環境道路整備についてでございますが、その場所は住用町ヤンマ集落の背後の市道約3キロほど先の山林からまた山道に入る場所で、集落の人でも滅多に立ち入ることのないほどの自然に囲まれた場所でございます。今年2月に地域住民へ奄美の貴重な自然を知ってもらおうと、奄美自然環境研究会が自然観察会を企画しましたところ、40名の参加がございましたと伺っております。その場所には巨大なオキナワウラジロガシやハマイヌビワなどの巨木がありまして、住用町内外のほうから豊かで貴重な自然が残っているとの御意見がありました。改めて地域に残る自然の豊かさと保護の重要性を再認識してるところでございます。なお、この場所のルートの整備につきましては、現在県と事業を進めております奄美世界自然遺産トレールのコースとして選定できないか、年内に現地を歩くなどのワークショップで検討を行う予定でございますので、御理解をいただきたいと思います。また、整備の方法、内容などにつきましては、関係機関や専門家などの御意見を聞きながら検討してまいりたいと存じます。

それから、住用町の観光プロジェクト事業の中身の御質問でございますが、住用町のスタルマタ展望台の件についても関連がございますので、御説明させていただきます。スタルマタ展望台整備につきましては、住用の観光振興計画、森と水の町住用観光プロジェクト事業において当初から計画されており、世界自然遺産に登録された際に核心部や保護上重要な森林部が一望できる施設として活用が図られるものと考えております。また、場所につきましては、市道スタルマタ線入口から約5キロの地点でありまして、奄美大島最高峰の湯湾岳をはじめ、豊かな森が一望できる場所として関係者からも評価されております。この整備につきましては、県事業において整備事業の申請を行っておりますが、まだ事業採択には至っておりません。県は本整備について持続的な観光利用を進めるため、持続的観光マスタープランや、国・県、市町村、民間などとの地域関係者で十分に確認して、利用適正化の考え方と整合性を図る必要があると示しております。本市といたしましては、今年2月に国や大島支庁、市の行政や奄美野鳥の会などの有識者、隣接する住用町内の嘱託員などスタルマタ展望台整備検討会を開催しており、検討会でも展望台の必要性などが示されておりますので、今年度も引続き事業申請を行ってまいりたいと考えております。御理解お願いいたします。

建設部長（本山末男君） 屋仁川通りの植栽についてお答えいたします。平成3年度屋仁川通り景観整備事業、旧名瀬市の時代に整備をしております。屋仁川通り入口のほうにですね、フィッカスハワイ、ベンジャミン、終点側にハイビスカス、キバタイワンレンギョウ、アリアケカズラ等が整備されております。いずれも奄美大島以南の亜熱帯植物で、屋仁川通りに来られた方々に景観を楽しんでもらい、また、奄美の強い日差しから木陰を作り、歩行者を守る目的で整備されており、現在植樹より25年が経過し、しっかり根付いてる状態です。屋仁川通りに下がり花の植栽はできないかとの御質問ですが、下がり花は奄美市住用町周辺に自生する中高木で、夏場の夕方にしだれ状に花が開花し、朝方に散り、甘い匂いのする植物であります。街路樹としては住用町見里のバンガローマや奄美市水道課前に整備されております。現在屋仁川通りには以前より整備されて根付いてる植栽がありますので、植栽の植え替えの際には取替え等打ち合わせを行い、意見を聞きながら植樹を検討していきたいと思います。また、名板等の設置についても今後検討していきたいと思います。最近はですね、植栽に関して取替え等々お話をするんですが、一番皆さんがよくあるのは幅、高さ、それ以外に落葉、取替えのほうにその清掃とかしてもらおうもんですから、落葉が多いものなのかどうかというその意見もありましてですね、その意見を汲みながら今までの事業は検討しております。以上です。

18番（師玉敏代君） さがり花もですね、湿地帯で結構水を好むんですよね。やっぱり管理が大変だと

思うんですよ、その辺の方はですね。やっぱりその辺もあるからかなあとも思いますけども、やはり金久のあの公園とか、川のほとりとか、屋仁川の近く、今八月踊りが屋仁川通りを囲んでますよね。やっぱりあれも一つの風物ですので、やっぱりその時期に下がり花は夜に甘い花を朝方、あの甘い香りを放って朝方散るんですよ。とても情景としてはいいと思うんですけども、是非ですね、これも観光の名所になると思いますので、植栽の方をできる限りまたそういうことも取り組んでいただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。また時間がありませんけども、教育行政について。魅力ある学校づくりの支援事業の成果と今後の取組みについて。また、平成22年10月の集中豪雨、住用の集中豪雨により奄美博物館に預けていただいている住用町の文化財について伺います。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それではまず、魅力ある学校づくり支援事業についてお答えをいたします。市内の三つの高校に対しまして、自分の学校の魅力を再発見をし、これを高めるということ、そしてそれを外に発信をするということで学校の活性化、あるいは島内からの学生の受験につなげたいということがありまして、事業を進めております。北高の、いえ、大島高校のほうでは、中学生と一緒にしまして、著名な指導者をお呼びいたしまして指導を受ける、あるいは演奏会をするという取組みをしております。また、北高と奄美高校につきましては、資格取得アップセミナーということで、資格の取得をするということで力を入れているところです。特に今年は奄美高校のほうでグアバアイスの商品開発、これにずっと3年前から取り組んでおりましたが、今年から、あ、今年商業高校のフードグランプリで大賞を獲ったということ、それからふるさと納税の返礼品にもなっていると、こういうことで島内のみならず、国内に奄美高校の名前を宣伝することができるいい機会になったのではないかとこのように考えております。

それから、住用町の文化財ですが、豪雨災害の時に被災を免れた分につきまして、今博物館のほうでお預かりをしております。近いうちに学校の住用地区の学校の余裕教室、こちらのほうに保管を移した上で、今後地元のほうに展示公開ができるように努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

18番（師玉敏代君） 是非よろしくお願いいたします。文化財はやはり人の目に触れられて展示されて生きるものです。その価値も見人によって違うと思いますので、その辺は早めに早急に対応していただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（竹山耕平君） 以上で自民新風会 師玉敏代君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後3時45分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後4時00分）

引き続き一般質問を行います。

自由民主党 川口幸義君の発言を許可いたします。

11番（川口幸義君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。平成28年度第3回定例会において一般質問をいたします川口幸義でございます。

台風10号は、東北地方や北海道地方に上陸し、未曾有の災害をもたらす大惨事となり、死者14名、行方不明者8名、孤立者814名と大きな災害をもたらしました。亡くなられた方々には心から謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された皆様方には心からお見舞いを申し上げます。また、8月15日5時15分頃長浜町において火災が発生し、住宅2棟全焼する火災が発生し、また、部分焼が2

棟，3棟が小火となり，被災された皆様方に心から改めてお見舞いを申し上げます。一日も早い元の生活に戻るよう願うものであります。

さて，一般質問に入る前に私の所見を少しだけ述べさせていただきます。去る8月3日午前7時50分頃，黄海側の南西部付近から日本海に向けて弾道ミサイル一発を発射した。日本のほぼ全域を射程に収める中距離弾道ミサイルノドン，射程1，300キロと見られる。防衛省の発表によると，約1，000キロ飛行し，秋田県の男鹿半島の西250キロわが国の排他的経済水域に落下した。北朝鮮ミサイルの弾道部がわが国の排他的経済水域に落下したのは初めて。政府は北京の大使館ルートを通じて嚴重抗議をした。安倍信晋三首相は，わが国の安全保障に対する重大な脅威で許しがたい暴挙だと非難。米韓両国と連携して対応する方針を表明した。日韓の防衛当局者によると，ノドンであれば今回の飛行距離は過去最長と見られる。わが国の排他的経済水域への予告なし発射で，日本への脅威を増す行為。北朝鮮は在日米軍を含めた日本への攻撃能力を保持する狙いが窺える。第三次安倍改造内閣の発足に合わせた発射との見方もある。本土市や地元市でも報道されたとおりであります。また，南西地域には自衛隊配備の空白地帯となっている島しょ部が多く存在するため，陸自は与那国島に沿岸監視部隊を新編し，南西地域の島しょ部に初動を担任する警備部隊を配置するとともに，本格的な水陸両用作戦機能を備えた。また，海自固定翼哨戒機など習得する空自は那覇基地に戦闘機2個飛行隊を配置するとともに，第9航空団を新編する。これらにより常時継続的な情報収集，警戒管制体制や事態発生時に迅速な対処が可能な体制を整備することとしている。また，国民の生命，財産と領土，領海，領空を守り抜くための取組みは，わが国の国家の責務であると思われます。先ほど世に名高き社会民主党さんのお話では，暴走安倍政権を止めるというお話がございましたけれども，安倍総理は世界の今は顔であります。日本の顔じゃありませんよ。世界のリーダーとしてその役割を担ってるところであります。

これより質問に入りたいと思います。

1番目に，市長の政治姿勢について伺います。（1）有人国境離島地域について。（2）特定有人国境離島地域について伺います。この法律はわが国の領海，排他的経済水域等におけるわが国の主権的権利を侵害する行為の発生時により，わが国の領海，排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み，有人国境離島地域が有するわが国の領海，排他的経済水域などの保全に関する活動の拠点としての機能を維持するための法律が施行されましたのであります。これは国会議員の皆様方のいわゆる議員立法でございまして，平成27年4月，あ，今年ですね，4月1日から38年まで10年となっておりますので，ひとつよろしくをお願いします。

この後は通告に従って質問席にて質してまいりたいと思います。当局の誠意ある御答弁を求めるのであります。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは川口議員にお答えさせていただきます。

議員御案内のとおり，有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域にかかる地域社会の維持に関する特別措置法，いわゆる有人国境離島措置法につきましては，議員がおっしゃいましたとおり，議員立法として国会に提出され，平成28年，今年の4月20日に可決成立。4月27日に交付され，10年間の時限立法として来年の平成29年4月1日から施行される予定になっております。法律の目的といたしましては，有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域にかかる地域社会の維持に関する特別の措置を講じ，もってわが国の領海，排他的経済水域等の保全等に寄与することとされております。このうち有人国境離島地域につきましては，領海基線を有する離島のうち，現に日本国民が居住する離島で構成する地域と定義されております。鹿児島県にも確認いたしましたが，どの島が有人国境離島地域に該当するかという点については，国は特段明確にしていけないものの，法律の趣旨からすると，奄美群島は有人国境離島地域に該当するであろうということでありまして。また，特定有人国境離島地域

につきましては、有人国境離島地域のうち、地域の社会維持の上で居住環境整備が特に必要と認められ、法律に明記された地域となっており、奄美群島は対象外ということになっております。奄美群島振興特別措置法というまた法律もありますので、そういうことであろうと。今後法律に基づいてわが国が基本方針を策定し、都道府県が地域社会維持計画を策定することとなっておりますので、本市といたしましても、その動きを注視しながら、制度概要の情報収集に努めてまいりたいと存じます。なお、詳細等については総務部長に答弁を委ねますので、御理解をいただきたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、私のほうから市長が申し上げた2地域、いわゆる有人国境離島地域と特定有人国境離島地域の施策の概要ということでお答えをいたします。

まず、奄美群島が該当する有人国境離島地域にかかる施策ということで申し上げますと、1点目が、国が行政機関の施設の設置に努める。2点目が、国が土地の買取り等に努める。三つ目が、国及び地方公共団体は、港湾等の整備に努める。四つ目が、国及び地方公共団体は、外国船舶による不法入国等の違法行為の防止に努める。五つ目が、国及び地方公共団体は、広域の見地からの連携が図られるよう配慮するということが法律に明記をされてるところです。

2点目の特定国境離島地域の対象として明記された主な離島を申し上げますと、礼文島、利尻島、佐渡ヶ島、隠岐諸島、対馬、五島列島、種子島、屋久島、そしてトカラ列島ということでございます。その施策ということで申し上げますと、1点目が、航路、航空運賃の定例化、2点目が、生活活動や事業活動に必要な物資の費用負担の軽減、3点目が、雇用機会の拡充、4点目が、安定的な漁業経営の確保などが法律に明記をされているところです。現在の奄振法で実施してる事業と多くの重複が見られますことから、一般離島においても、奄美群島と同程度の支援措置を構築したいという、これは議員立法の趣旨が垣間見られるところでもございます。以上です。

11番（川口幸義君） 今部長からお話があったとおりであります。いわゆる特定有人国境離島地域についてはですね、奄美群島はいわゆる特別措置法、沖縄諸島も含めてですね、ありますので、その以外のいわゆる国境に面している離島については、国の責任において、もちろん我々奄美群島も一緒なんですけれども、それからそういった施策がこの10年間でということでもありますので、それでですね、例えば無人島があつて、無人島がちょっとこれは誰かが個人的に使用者がいると、こういった時に対応についてはどのようにお考えですか。

総務部長（東 美佐夫君） お答えいたします。先ほど奄美群島が該当する場合ということで申し上げた中で、有人国境離島地域という施策の中でありましたが、そういう無秩序な売買行為が行われないように国がその土地の買取りを行うと、そういうことで国の安全、安全と言うんですか、安保上の措置を講じるということだろうというふうに私のほうでは推測しております。以上です。

11番（川口幸義君） まさに国が買取りをすると。そしていわゆる防衛に当たるといことなんだと思いますけれども、それでですね、その岩であろう、何であろう、いわゆるその距離についてどの程度から国が責任の下において買い取る、買い取って管理をするというのは何海里ぐらいですかね。

総務部長（東 美佐夫君） 市長の答弁の中で、領海基線という少し聞き慣れない言葉がございましたが、これは陸側から12海里、いわば22.2キロというふうになってるそうですが、そこを定めるための陸側の起算点ということになりますので、そういう意味では12海里のほうでの離島ということになるかと思います。以上です。

11番（川口幸義君） これは要するに12海里ですから、要するにその国境離島から要するに接続水域

ですね、このことだと、私はこのように理解してるんですが、このような理解でよろしいですかね、接続水域。

総務部長（東 美佐夫君） 私のほうもですね、詳しくはよく分からないんですが、非常に難しいらしくて、重なる領域がやっぱりあるらしいですね。そこと接続水域との関係というところは、もう少し私のほうも勉強したいと思いますまで、たぶんそういうことだろうと思いますが、憶測でまた物を申してはいけませんので、少し勉強させていただきたいと思います。

11番（川口幸義君） これはこの件についてはですね、一応初めて耳にされる議会議員の皆さんも、議員の皆さんもいらっしゃるから、これはあえて私は取り上げたんですけども、本来は次のこれはこの辺に置きましてですね、本題の建設業の指名のあり方について伺いたいと思います。

まず、本市のランク付けについてちょっと説明をいただきたいと思います。

副市長（福山敏裕君） それでは、本市のランク付けの基準について答弁いたします。建設工事の入札参加者の格付けにつきましては、奄美市の建設工事入札参加審査要綱に基づきまして、客観的要素、それと主観的要素、それに平成25年度より採用しております加点を合計しました総合点により順位を付けております。客観的要素とは、県と同様経営事項審査の総合評定点、いわゆる経審点でございます。主観的要素とは、奄美市が発注しました工事成績評定点であります。また、25年から採用しております加点につきましては、災害支援協定など7項目の事項でございます。その七つの項目と申しますのは、災害支援協定及び水道施設の漏水修繕に関する協定、災害支援活動、消防団員の雇用、障害者の雇用、新規学卒者等の雇用、それから保護観察対象者の雇用支援、それにボランティア活動などのこの七つが加点項目となっております。これらを合計した総合点で順位を付けてるということでございます。ランク付けにつきましては、総合点の順位を元に上位20パーセント程度を目安にAランク業者を決定しております。その全体の業者数からAランク業者を除いた2分の1の業者をそれぞれBランク、Cランクとしていただいております。なお、以前議員からもございましたが、Aランクにつきましては、1級施工管理技術者の雇用実態についても考慮をしているところでございまして、工事实績についても配慮した格付けとなっております。以上でございます。

11番（川口幸義君） 今副市長は指名委員長だからね。だから僕は副市長に今尋ねてるわけですよ。で、その奄美市ですね、そのランク付けというのは、数字では表れないわけよ。実績とは何ですか、実績とはあなたの言う。鹿児島県はちゃんとこれランク付けね、総合点の評価でちゃんと表れてるわけよ。だからあなたの言う実績というのは何ですか。仕事の出来高ですか。これ点数を付けないとだめですよ、点数を。総合評価するわけだから。その点数の内容によってあなたはAに上げましょうかと、これ奄美市は奄美市独自の判断で上げられるわけだ。ところが、鹿児島県はこれはルールブックだから。だからそんなことを言ったってね、それはあんた言葉で言ったって、数字でちゃんときちっと奄美市はこの業者はこの程度の点数が評価できますよということであれば、僕だってこれちゃんと見て分かるわけだ。これは僕は今鹿児島県のいわゆるAランク、Bランク、Cランクの点数を今見てるわけで、なぜこれを私が聞くかと言いますとね、今金欠中はどうですか、8月の31日工期ですよ。未だにやってる。あれ4社で全部で4社で入ってるでしょう。だって2学期からはもうあんた子どもたちは体育授業で使わないかん設備じゃ。これね、2番も一緒に聞いているけど、これ公共事業の。公共事業のこれね、工期について。これ1番と2番一緒に聞いてますけど、公共事業で施工する業者というのは工期をどのように思ってますか。工期は命ですよ。そのために皆一生懸命頑張ってる。それについて工期は副市長はどう思ってるんですか、あなたにとって。

副市長（福山敏裕君） 先の評定点についてでございますが、点数につきましては、先ほども申しましたとおり、県の経審点を採用しております。そして奄美市が発注した工事の成績点を加算をしていくということ。それと奄美市では先ほど申しました七つの項目について加点をしている。県については21項目について加点をしてるようでございますが、我々奄美市は業者のほうに示しているのは7項目の加点をするということで説明をしているところでございます。

工期につきましては、当然当初の標準工期を設けまして、その落札した業者と契約をするわけでございますので、工期を遵守してもらうことは大変後々の利用にも関わる問題でございますので、大変守っていただきたいと思っているところでございますが、金久中の工期につきましては、また担当のほうから説明があらうかと思っておりますので、よろしくお願いします。

建設部長（本山末男君） まず説明の前に、金久中の建築工事2件につきましては、当初8月31日でありましたが、工期変更を行って、9月30日となっております。それについてまた説明させていただきます。

金久中学校屋内運動場改築工事の工事延長について。本改築工事は杭工事1件と建築工事2件、合わせて3件に分離して発注を行っておりますが、杭工事を平成27年9月7日に、建築工事を同年9月24日に契約締結しております。施工としては杭工事を先行し、完了後に建築工事を着手する計画としておりました。杭につきましては、予め掘削した校内に既設の杭を埋設する工法を計画し着手しましたが、実際に施工する中で途中で硬い地層転石により孔内の鉛直性が保てなくなり、設置する杭の鉛直性を保つために、工法の杭の工法変更を行うことになりました。杭変更により作業工程が追加されたことや、硬い地層や掘削に時間を要したことで、杭工事の施工追加日数が必要となり、杭工事の工期の延長を行いました。それにより当初設定しておりました建築工事2件の標準工期10か月が確保できなくなったため、標準工期確保のために建築工事においても1か月の工事延長に至ったものであります。

11番（川口幸義君） ということはね、これは設計に問題がありませんか。杭打ちが遅れたということは設計に問題はないですか。違う。あなたの今のこの説明で僕は納得してないよ、これ。杭打ちは遅れたんでしょ、杭打ちが。遅れた理由何だっていう。

建設部長（本山末男君） 今説明したのは、杭の設計じゃなくて、杭の施工の変更でありまして、今当初計画してる杭を打ち込む、埋設するために掘っていくオーガというのがありまして、そこを当初の設計であると、転石に当たって斜めに入っていくってしまう。それによって精度の高い杭を設置するために工法の変更でありまして、杭自体の変更はやっていませんので、御理解いただきたいと思います。

11番（川口幸義君） あんた、とんでもないこと言うなよ。元々あんたは体育館があったところを解体して工事をやってるんじゃないの。元々は海を埋め立てたんじゃないの。今まで問題なかったじゃないの。ということは、設計の段階で間違ってるじゃない。設計変更したわけ。じゃ、予算はどうなったんだよ。

建設部長（本山末男君） 内容の変更としましては、杭の杭工事の施工の方法の変更でありまして、分けて設計しております。また、体育館につきましては、当初の規模と規模が違いますので、その重量に応じて杭が設計されて、杭の本数とかも決まりますので、その設計ではなく、杭の施工方法が変更になったという形ですので、御理解いただきたいと思います。

11番（川口幸義君） 全く僕は信用しておらんから。この設計は誰。設計。

建設部長（本山末男君） 設計会社は重信設計でございます。

11番（川口幸義君） だからね、設計のとおり施工する時は皆さんするじゃん。そうやってきちっと昨年の8月落札したんでしょ、8月。昨年の8月に落札して9月議会で承認もらったじゃん、我々の議会の。だからね、これは園舎でJV入ってる以上は、万難を排して工期を守らんといかんのやで、副市長。これはあんた指名委員長としてどう考えてる。この業者ね、この4社鹿児島県の認定するA級業者は1社だけだよ、これ。長浜のM、この業者は公契約は反対だと唱えとる男や。こういう業者がね、公共工事で何億の工事をしているんですか。これはモラルの問題やで、モラルの。最低賃金を守らないでこの人は反対と言ってるんじゃない。で、これがね、県のA級でありながら、職人はたったの3名しか雇用してない、資格者。で、後の3社はですよ、これ鹿児島県のCのランクだ。県が認定するCのランクとは2,500万以上入ってはいけないですよという、これがルールブックだ。ところが、奄美市はこの県の認定するCの業者皆Aに上げとるから、これはいいとしてよ。今度はこのCのランクが、奄美市はA級に上げた。そしたらYさんも3人技術者がいる。それから1級のね。それからもう一方は、一人しか1級の資格者いない。これも鹿児島県のCのランクだ。それからもう一人Sさん、Sさんも三人は一応資格者がいる。けども、この4社でね、資格者がたったの11人しかいない。県のA級業者でいったら1社で12,3人抱えてるんだよ。小俣にいる奄美の大手なんか36人いるよ、1級や土木や建築の。こういうのがね、だから僕はね、ここに無理があったと思うから聞いているんですよ。県レベルでCのランクがね、4社で6億の工事を請ける自体が不自然じゃないですか。あなたこれ当たり前だと思ってるの。ちょっと本心で聞かしてちょうだい。

副市長（福山敏裕君） ランクにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、県は県のランクを付けております。私たちは奄美市の指名基準要綱に従ってランクを付けておりますので、その辺は御理解をお願いしたいと思います。

11番（川口幸義君） あなたが言うのは県のランクに反してる。ね、県のランクはCじゃないの、この三人は。どこにあんたAになってるの。あなたがAに認定しただけの話じゃない。違うかい。僕は間違ったこと言ってないよ。それはそれでいいですよ。工期守らなかったからわしは取り上げてるんやで。だから、そもそもこの人たち多くの工事したらいけないのよ。技術力、資本金、体力がないから遅れるんだって、これ。市民の税金投入した以上は、立派なものを造ってほしい、これは市民の願いだ。そうじゃないですか、僕が言いたいのは。だから、この長浜のMは工期延々と送っておりながら、8月の26日何しましたか。この新しい本庁舎29億の落札のメンバーに入ってるんやで。これいかなもんですか。正当だと思いますか。それについて答えて。

副市長（福山敏裕君） ランクにつきましては、さきほど申し上げたところでございます。それと前も申し上げましたとおり、我々今専門業者、専業業者って言いますか、の方を中心に発注を行っております。土木は土木を専門にしてる業者、建築につきましては建築の専門業者を行っているわけですが、建築につきましては、学校と住宅を中心に専業で発注をしております。庁舎とかそういうものにつきましては、今議員がありました土木の業者も県でAに入ってるということでございますので、そういう方々も今回の入札には全員参加をしていただいております。その入札の結果としてそのようになったということです、御理解をお願いします。

11番（川口幸義君） これも僕はね、納得してないわけ。なぜかと言ったら、金久中今一月も遅れて延々とやってる。この業者があんた慌ててJV組んでですよ、本土の大手と。この名前言いますけど、フジタ建設や、新聞に載ってるから堂々と名前言いますよ。このメンバーにJVで入ってる。本来やっ

たら遠慮した方がいいんじゃないかったの。副市長、あんたね、そういう時はあなたが止めるべきだよ、これ。まだ他にも優秀な業者たくさんいるよ、指くわえた人が。何で8月の26日に慌ててこれが入ったんだ。僕はそれがね、非常に残念でならない。あなたが県のCのランクをね、A級に上げたからって、僕はこれについては問題視してないよ。それなりの技術があるんだろう。しかし、今回のこの金久中の問題については、工期が守れなかったというところ、これね、4社もあったらね、どんな現場であろうとね、間に合わしてる。こういう連中のより合わしだ。それでね、ちょっとここで教育長、一つだけあなたに伺いますよ。体育授業が2学期から始まる。子どもたちはあれを使わんといけない。この体育授業についての遅れの影響がございしますか。

教育長（要田憲雄君） それでは金久中学校の体育館を使用することについて授業への影響はないかということについてお答えを申し上げます。1学期の間はですね、体育館が使えませんでしたので、バス輸送によって生徒たちを三儀山の総合体育館に輸送して授業をしておりました。9月1日から1か月間の工事の遅れにつきまして御説明申し上げますと、ちょうどこの期間は体育大会の練習の期間に入ります。したがって、体育館の中での授業というのはほとんどございせん。全ての授業はグラウンドで体育大会の練習をするということになりますので、そのように御理解を賜りたいと思います。私も先だって現場を見てきました。200メートルのトラックも、100メートルの徒競走のコースも引けるようになっております。それから二階建ての詰所と言いましょうか、まだございますが、できるだけ早い機会に撤去するということで話し合いができておりますので、授業には差し障りないと。それから雨天時の場合は、体育大会の練習に集中するわけですから、授業を他の教科と振り替えて集中してグラウンドでやるということですから、体育館の使用は現時点でひと月間は必要ないということで御理解賜りたいと思います。

11番（川口幸義君） 安心しました。とりあえずはですね、子どもたちの体育授業については、今のところは影響はないとおっしゃるので、これは安心しました。また、あのグラウンドでね、いろいろ子どもたちは野球やったりしてるので、僕は毎日見てるから、けががないようにひとつ工事現場の皆さんもね、気を付けられた方がいいかなと私は思って見てるんですけども、僕は毎日あの現場の進捗率見てるわけよ、副市長。ね、あなたも責任重大だよ、これ。こういうメンバーをね、ベンチャー組んで上げた以上はね、あなたも責任は感じないとこれはおかしいよ。それで、この4社のちょっと私が県の総合点の評価上げましょう。A級業者が1社はあるからね、これは県の認定数、これは850点なんです総合点の評価が。で、鹿児島県は総合点の評価がね、850最低なかったらね、A級に認定しないんです。これはそれぞれの会社に個々の会社に税理士がいるから、税理士が毎年1、2年間のその会社の実績を作って県に上げて、県で認定してもらうわけ。これをやらなければ指名に入らんから、毎年10月にやるんですよ、資格審査を受けるために。そのために去年はA級だったけど、成績が振るわないから今年はBに落ちましたと。だけど奄美市は違う。一遍Aに上がったら、もう明日倒産してもずうっとAだ。ここの違いがあるから副市長ね、これからやっぱりその情報収集して、この業者がA級で仕事をもらって、前途金を4割もらって逃げはしないかなとかたまにはやっぱり思った方がいいですよ。今は前途金といって前払い金があるでしょう、落札したら4割。昔は市町村は3割だった。県は4割だったんです、ずっと。だけど、県レベルに皆さんは支度金は4割は出そうと、契約した時点で。これで準備資金として皆さん頑張っておられるということでありますのでね、それでこれは僕はね、あの笠利の庁舎、笠利の庁舎が何年前前にできた時に、ここに指名に入った業者が、自分の前の業者が仕事が遅れて引渡しが遅れたもんで、引渡しが遅れて自分がそこに入った。そうしたら自分らの仕事は2週間遅れたら3か月の指名停止が来てる。これよく調べた方がいいですよ。2週間遅れたら3か月の、これ前の業者が引き渡しが遅れたもんで、自分らがその業者が終わらないと入れないという、この現場に。その時は6社ぐらい確か入ってたでしょう、笠利は。そういう不手際もあって、ところが、奄美市は2週間遅れた

からあの検査、検査官のいらっしゃるでしょう、そこに、検査官、あなたでしょう、2週間遅れたから3か月の指名停止だとおっしゃったのは。笠利の庁舎の問題。だから今度は金欠の問題はね、一月も遅れるわけだ。じゃ、この4社についてどのようにしようと思っていますか。これだけちょっと本音聞かして。

副市長（福山敏裕君） 工期等につきましては、当然守っていただかなくちゃいけないわけですが、やはりルールとしまして、先ほど建設部長からも説明がありましたとおり、工法、また、そういう現場での事情によりまして延長というのがありますので、その正当な理由なのかどうかというのは当然検証しなければならないだろうと思っております。

11番（川口幸義君） 現場の杭打ちがどうなった、こうなったと。部長、あんたね、よく現場見て私だますなよ。僕はあんたよりも詳しいんだ、土木のことについては。この話についてはね、これは後のペナルティの問題だから、これはずっとわしは静観して見たいと思います、この4社について。で、この問題については一応これで終わります。時間がちょっと落ちましたので。

それでは小宿区画整理事業についてですけれども、（1）区画外の地域の下水道導入について。それから（2）小宿、平松両方にまたがるこの河川の悪臭について。それ（1）からどうぞお願いします。

上下水道部長（上島宏夫君） では、区域外地域の下水道についてお答えします。小宿地区の下水道事業につきましては、土地区画整理事業に合わせて整備する予定でありましたが、御承知のとおり、土地区画整理事業の合意形成に時間を要しており、下水道事業としても今後の動向を見守っているところでございます。小宿地区における下水道事業の全体の整備予定区域は、18.6ヘクタールとなっております。この中で土地区画整理事業の施工区域の影響を受けないで下水道事業が整備可能な区域は、小宿の平松川の天津地区と小宿中学校の下、亀佐地区ではないかと見込んでおります。しかしながら、今まで小宿地区においては、土地区画整理事業と下水道事業は一体として進めていくと説明しており、ほとんどの住民がこのような共通認識であると考えております。また、区域外の下水道事業の導入については、役員会や町内会でもまだ議論がなされていない状況でもあります。このようなことから、区域外への下水道の導入については、住民、役員会、町内会での議論や住民の意向確認等の状況を見守りながら、町内会からの方向性が出てきた段階で検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

すいません。じゃ、2番目の悪臭についてです。議員の御指摘のとおり、水路、天津川なんですけども、の悪臭については、水路の流れが悪いのも原因の一つであります。水路の左岸側の小宿川が下水道が未整備地区となっており、主に生活排水の流入が原因ではないかと考えられます。改善策としては下水道整備を行うことが最善策と考えていますので、小宿地区の下水道事業の整備を進めていく必要性については十分下水道課としても承知をしております。

11番（川口幸義君） あのね、あんたの言葉僕半分しか今分かってない。もうちょっと分かりやすい言葉でしゃべれよ。それでね、我々のこの小宿のこのバス道からこの平松川については、これは元々区画整理事業から対象外じゃない。この地区についてはどのように考えてますか。区域外でやらないということですか。どういう方法がありますか。それ説明して。あなたから皆さんを集めて説明会を持つのか、どっちや。

上下水道部長（上島宏夫君） 先ほども答弁しましたがけれども、まずその区域外、今言った区画整理の区域じゃなくて、その他の区域外の部分についても、当初から小宿の住民は一体として整備をするということで認識してますので、区域外の部分を、すいません、区画整理の区域外の部分を下水道整備すると

いうまだ認識はありませんので、その件についてはもう1回住民とか町内会とか話し合ってもらって、じゃ、一体的に整備するのか、また、区域外から整備した方がいいのか、その部分の話し合いまだできてませんので、その状況を見ながら一応判断したいということであります。

11番（川口幸義君） じゃあ、あなたが召集をかけるということやね。説明するんでしょ、あんたは。

上下水道部長（上島宏夫君） まず、先ほども言いましたとおり、まずは住民、そしてきっと役員会でもそういった話が出ると思います。そして町内会でもそういった話が出ると思います。その中で皆さんが町内会の皆さんが話し合って、その中でやっぱり区域外はやった方がいいですよ、やっぱり区域外を含めて一体的にしましょうねという形になるかもしれませんし、その判断というのは、町内会の話し合いの中で一応決めていただきたいというふうに考えております。

11番（川口幸義君） ということは、あなたは音頭をとって話し合いに応じないわけ。誰がするの、これは。

上下水道部長（上島宏夫君） うちの公共事業は大体川口議員も分かりますとおり、あくまでも市が指導してやることじゃなくて、やっぱり工事をやるためには地域住民の一応説明会をしながら協働でやらなきゃいけないと思います。まずやる、やらないかは、まず町内会で決めてもらいたいと思ってます。そのためには私たちが区長さんなりに相談をしながら、その時期とか、はい、どうぞ。

11番（川口幸義君） あんたね、町内会がやる、やらないを決める話をしたら、これ区画整理事業じゃないか。区画整理事業の対象外の話をしはしてるんやで、あんたに。あんたは何を勘違いしてるの。区画整理事業対象外の地域についてこの下水道導入と書いてあるじゃない。あんた何を勘違いしてるんだ。

上下水道部長（上島宏夫君） あくまでも区画整理外の地区についても、小宿の住民であります。同じ町内会であります。その区画整理事業を導入する時から、下水道事業については区画整理事業と一緒にしましょうということで、小宿の中ではそういった形で皆理解していると思います。その中で今回川口議員が言われたとおり、区域外は今日別にしましょうという話は、今小宿の住民の方は理解してない、情報もないと思います。まずは情報を地区住民に上げてもらって、その中でやっぱり区域外からやった方がいいという話がなればですね、その形にいくと思います。

11番（川口幸義君） あんたね、そういう答弁で僕が納得すると思っとるわけ。小宿でいつあんたその説明会開くんだ。区域外の皆さんがこういう要望がありますよ。いつやるんですか、これ。

上下水道部長（上島宏夫君） この件については、すいません、町内会の役員の方と相談しながら、時期については決めていきたいと思ってます。

11番（川口幸義君） じゃあ、あなたに聞くけども、この小宿、小宿湾だよ、小宿は朝仁と一緒に入り江が一緒になってるから共有してる湾が。この小宿地区、朝仁この湾の中に河川が幾つありますか。

上下水道部長（上島宏夫君） 朝仁が2か所、そして小宿が2か所だと記憶しております。

11番（川口幸義君） だからあんたは一生懸命じゃないということだよ。河川は五つあるよ、五つ。僕が教えましょうか。鹿児島県が管理する2級河川が一つある。普通河川が幾つありますか、普通河川。

上下水道部長（上島宏夫君） すいません、三儀山川を忘れてました。五つです、すいません。

11番（川口幸義君） ちょっと待って。河川が幾つあるかって、その河川の名前言って。

上下水道部長（上島宏夫君） 記憶は定かではありませんけれども、朝仁から言いますと、向こうが朝仁川ですかね。そして小宿に移りまして浜里川に三儀山川、大きい河川が2級河川の小宿大川、そして小宿漁港側が大津川だと記憶しております。

11番（川口幸義君） あのね、部長ね、河川にはね、僕が言うこの悪臭するこれ大津川、これは準用河川と言うんだ、準用河川。分かる。準用河川以下になると水路になるわけだ。三儀山と朝仁にあるのこれ普通河川だ、奄美市が管理してるから。朝仁の普通河川なんてものは、ね、唯一朝仁の町の奥からあるけど、あの河川は非常に汚いよ。分かる、なぜか。あの山の上にはね、最終処分場があるんだ。知ってますか。朝仁の山の上は最終処分場があるんですよ、最終処分場が。もうここから皆排水は海に流れてる。それから三儀山の河川、で、2級河川、もちろん大川の2級河川は県が管理はしとって、小宿地区の生活排水、下水、これ全部垂れ流しだ。それから平松との間の小宿のその大津川というのこれ準用河川だ、これ。これはほとんどよどんで止まった状態。これが悪臭がするから、この環境問題についてあなたはどのように取り組むか。

上下水道部長（上島宏夫君） 大津川につきましては、何回も議会でも取り上げられたんですけども、小宿の河川、大津川の下流ですね、海側にあるところね、砂か堆積をして閉塞をしてる状況にあると。何回も取っても取ってもなかなか閉塞状況にあるということで、その間水が滞留すると、あ、すいません、溜まるという形に状況至ってます。それについてはもう根本的な対応策としては、下流側を採って、川の流れを一番やるのがいいんでしょうけども、なかなか土木のほうとしても対応しながらできないという状況でありますので、川口議員が言われるとおり、生活排水の制御をするためには下水道をしなきゃいけないということは十分認識しております。

11番（川口幸義君） もう1回今の言葉言っても、僕は半分しか分かってないあんたのことは。

上下水道部長（上島宏夫君） じゃあ、下水道事業が必要ということは十分認識しております。

11番（川口幸義君） ということは、この悪臭のこれは解決しようという意欲はないわけよ。下水道事業導入しなければ解決できないということでしょう。あんた何をおっしゃるね。平松の皆さんは非常に悪臭でね、心配してよ。解決できない。もう1回聞いて。

上下水道部長（上島宏夫君） 全体的な生活排水の話については、下水道事業を整備しなきゃいけないと思ってます。では、本当はもう河川ですので、本来は流れた水は本当は海のほうに流れればいいんですけども、今の段階の中では閉塞状況ということでできないという状況も併せて御理解ください。

11番（川口幸義君） あのね、よどんだところは臭いののは当然や。ところがこれね、匂いなくす方法があるよ。知ってる。活性炭入れたら匂い消えるよ。有良の污泥処理行ってごらん。相当な活性炭使ってるよ。それぐらいやらないと、我々は環境汚染されとるんやで、環境問題は。どうですか。一気張りや

ろう思ったらできるで。自衛隊は3年後奄美に来る。今から来るという予定想定されてる。しかし、地域外の地区外の水道1, 800万円組んでも、今度は何千万円組んでるじゃん、予算。自衛隊が来たからと言ってね、固定資産税は落ちないよ、あんたは。分かってる。僕は百何十戸この海岸線にあるが、毎年固定資産税も住民税も払ってるんだよ。どっちを優先するんだ、あんたは。どうだ。

上下水道部長（上島宏夫君） 今まで住んでいられる方は、固定資産税を含めていろんなことで奄美市の財政に貢献してることについては理解します。先ほどその自衛隊は自衛隊で今から国防ということで国を守るためにしますので、それはそれで一つの組織と言うか、来ることについてはそれはそれでもう国民としてですね、島民としても守らなければいけないことだと思ってます。そちらがどうのこうのというのはちょっとすいませんけど比較はできませんので、ここで明確な回答はできません。それと先ほど活性炭の話もされましたけども、はたして活性炭を投げ入れて、それがそのまま匂いなくなるのか。あとそれを投げることによってまた環境への影響がどうなるのか。それについてもまた私知りませんので、それが抜本的な解決になるかということ、また研究をさせてください。以上です。

11番（川口幸義君） あんたね、活性炭を投げたら、今度は環境問題がどうなるか分からんと言う。有良の汚泥処理場、活性炭毎日使ってるよ、あれ匂い消しで。あそこ環境破壊されてますか。本当おかしいこと言うんじゃない。どうですか、有良の汚泥処理だ、活性炭毎日使ってるよ、これ。

上下水道部長（上島宏夫君） すいません、私のちょっと言葉足らずだったかもしれませんが、活性炭を匂いを消すために例えば活性炭をやる装置をもって、組んでそのまま流すんだったら確か活性炭は残ると思ったんですけど、私はただ活性炭は投げるという形で理解したもんですから、活性炭の装置をもう設置して水を汲み上げて持ってくれば、確かに浄化はされると思ってます。

11番（川口幸義君） 議長、こういう人との話はね、疲れるね。ひとつも要は得らん。活性炭を川に投げ込むの。ふーん、あんただったらできるやろ。奄美市のあんた上水道下水道の局長じゃ。もっと勉強した方がいいよ。違うか。水は使うんだが、もっと勉強しろ。それでこの解決策については、あなた責任を持って対象外の皆さんを集めて、こうこうこれだと、小宿の区画整理事業とは別やで、これ、切り離してやらないと。違うん。この説明はあなたが村に持って行ったら、また区画整理の問題で話は元に戻るで。だから僕は対象外の皆さんを集めてやるかやらないか。だから僕のところから下までいくぐらいの距離にしたら。僕自分で払ってもやるよ。この間見積もったんでしょ。

上下水道部長（上島宏夫君） この間川口議員さんが言われまして、川口議員の家を下水道やった場合はいくらになるかという部分については、大体1, 100万円ぐらいの工事費となります。

11番（川口幸義君） ということはね、周辺で僕は同意もらうから、ね、いいですか。自分で実費でやるということは固定資産税は免除するか。市民税免除するか、ちょっと。

上下水道部長（上島宏夫君） ちょっと税金とこのまた話は別問題だと思いますので、そこについてはちょっとお答えは差し控えさせていただきます。

11番（川口幸義君） だから僕が言わんことないでしょう。自衛隊今奄美に何の還元もできとらんのやで、僕らも誘致してるんだ。こういうところに先々あんた前倒しであなた方はね、区域外でもって予算組んでやってるじゃん。うるさい、共産党。ね、それを私が言ってる、そこやで。建物ができたってあれは国家のものじゃん。固定資産税入らないよ。入っても所得税か住民税ぐらいしか入らん。だからや

っぱり住民が一生懸命頑張ってるのに、光が当たらないというところのわしは問題だから言ってるんだよ。この周辺だったら、例えば農業集落排水事業を導入できるかできないか、それは都市型になってるから、下水道事業しか導入できないと、これ終わりじゃが。そこら辺りの検討の余地があるかないか。他に導入する方法があるでしょう。この答えあんた勉強しなよ。僕は分かってるけど、あんたから答えてごらん。

上下水道部長（上島宏夫君） 実際的に、先ほども申しましたとおり、下水道、小宿の下水道事業については、18.6ヘクタールということで区域が決まっていますので、その区域間についてはその区域の中で検討して町内会の皆さんが地区外についてやってもよろしいという形があるのであれば、そういう形で進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解ください。

11番（川口幸義君） 彼が言う言葉が分からないから理解はできないよ。御理解はできない。もうちょっと分かりやすく言ってごらん。あんたの言葉は僕は半分しか聞いてないよ。せっかく答弁するんだから、これ議事録残ってるでしょう。もう1回言ってごらん。

上下水道部長（上島宏夫君） 小宿のその地区、すいません、区画整理の地区外の方の同意が得られ、また、町内会としても地区外の方がやってよろしいという形でしたら、進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

11番（川口幸義君） ま、分からないままに僕は納得はしてないけどね、一応もう時間も2分しかありませんので、一応これについては中断だね。12月議会にまたやりますから。

じゃあ、それでは次に入りたいと思います。

と畜問題についてであります。（1）と（2）広域的な取組みの経緯についてちょっとお願いしたいと思いますが。

市民部長（前田和男君） はい、広域的な取組みとしましては、今年の7月に奄美大島食肉センター建設推進協議会本島内5市町村で奄振非公共での建設に向け事業申請準備を始めたところでございます。以上です。

11番（川口幸義君） 部長、食の安全だからね、1か所で4,000食も給食センターを作ろうと思ってるわけだから、地場産の肉を子どもたちに提供するという意味で命がけで頑張ってください。終わります。

議長（竹山耕平君） 以上で自由民主党 川口幸義君の一般質問を終結いたします。

これに本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後5時02分）

第 3 回 定 例 会
平成 28 年 9 月 7 日
(第 3 日 目)

9月7日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋 口 耕 太 郎 君	2 番	林 山 克 巳 君
3 番	松 山 さ お り 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤ ス エ 君	6 番	大 迫 勝 史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸 内 恭 次 君	10 番	元 野 景 一 君
11 番	川 口 幸 義 君	12 番	竹 山 耕 平 君
13 番	安 田 壮 平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎 田 信 正 君	18 番	師 玉 敏 代 君
19 番	多 田 義 一 君	20 番	橋 口 和 仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平 川 久 嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊 東 隆 吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長	松 原 昇 司 君
笠 利 総 合 支 所 長	元 多 政 重 君	総 務 部 長	東 美 佐 夫 君
総 務 課 長	奥 田 敏 文 君	企 画 調 整 課 長	三 原 裕 樹 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	プ ロ ジ ェ ク ト 戦 略 推 進 課 長	久 保 信 正 君
市 民 部 長	前 田 和 男 君	市 民 部 参 事	柴 一 夫 君
環 境 対 策 課 長	島 袋 修 君	市 民 福 祉 課 長	田 中 義 人 君
市 民 課 長 (笠 利)	寿 山 一 昭 君	保 健 福 祉 部 長	吉 富 進 君
福 祉 事 務 所 長	伊 東 義 久 君	福 祉 政 策 課 長	上 野 和 夫 君
高 齢 者 福 祉 課 長	永 田 孝 一 君	保 護 課 長	濱 田 洋 一 郎 君
商 工 観 光 部 長	菊 田 和 仁 君	商 水 情 報 課 長	高 一 也 君

9月7日(3日目)

農林振興課長	山下 仁司 君	土地対策課長	前島 有為生 君
農林振興課参事	満 永 亮一 君	建設部長	本山 末男 君
都市整備課長	武下 義広 君	土木課長	橋口 義仁 君
建設課長	山下 勝正 君	上下水道部長	上島 宏夫 君
水道課長	山下 一弘 君	水道課参事	林 茂穂 君
教育委員会 教務局長	森山 直樹 君	生涯学習課長	福長 敏文 君
農業委員会 教務局長	川 内 進 君	教育委員会 総務課長	徳永 恵三 君
学校教育課長	益山 富誉 君	市民スポーツ課長	山田 春輝 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	上原 公也 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	前田 賢一郎 君
議事係長	森 尚宣 君	議事係主査	麓 浩登志 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹山耕平君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。

日程第1一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないように時間配分を併せてよろしくをお願いいたします。さらに当局におかれましても答弁については、時間の制約もありますので、できるだけ簡潔・明瞭に行われますようにあらかじめ願をしておきます。

通告に従い順次質問を許可いたします。最初に自民新風会 橋口和仁君の発言を許可いたします。

20番（橋口和仁君） まず訂正と変更をお願いしたいと思います。訂正につきましては、道路行政において、笠利・赤木名線を赤木名・笠利線に。そして変更をです、空き家対策の4番目に定住促進住宅建設に向けての質問に対しては、空き家対策の4番目に変更していただきたいと思います。

それでは改めまして市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。自民新風会の橋口和仁でございます。平成28年度第3回定例会に際し一般質問を行います。質問に入る前に少々所見を述べさせていただきます。

先般4年ごとに開催されるオリンピック、ブラジルリオでのスポーツの祭典が終わりました。日本の選手団は、日本の国威を胸に掲げ堂々と戦い多くの声援を受け見事40個のメダルを獲得し凱旋してくださいました。多くの感動とともに終わった今回のリオオリンピック、何度も何度も放送されるシーンを見る都度に心を打たれ体を揺さぶられ興奮度は最高潮に高まり声援を送り続け感動を覚えさせられたことでした。改めて選手の皆様方に感激と感動を与えてくれたことに対し拍手をおくらさせていただきました。これほど近年のスポーツで深夜まで一喜一憂したことは久しくなくこの間本当に感激・感動がありました。改めて個々のスポーツのすばらしさ。そして競技に真摯に向き合い努力しすべての力を振り絞り、そして、その緊張の度合いの中すばらしい結果を出してくれたことにまた国威を受けてすべての力を出して戦う姿に精神力にスポーツの持つすばらしさを感じつにはおられませんでした。本当にすばらしいオリンピックでありました。そして今回のリオオリンピックは、今後私ども一人ひとりの記憶にしっかりと鮮明に残るものだと思います。

さて、いよいよ奄美の伝統行事の豊年祭と運動会や各種スポーツ大会が開催されます。奄美の地が最も熱く燃える時期がやってまいります。豊年祭では、一年の労を癒し、そして、次の年の五穀豊穡と地域の安全を祈願し老若男女が熱く燃え舞い踊ります。運動会や各種大会においては、自分の持てるすべての力を振り絞り力を出す尽くすことと思います。この時期しかないこの年しかない今を大切にし、その思いを持ってスポーツのすばらしさと文化のすばらしさを感じ、この時期を堪能していただきたいと思います。

今回、議会においてもオリンピックの興奮に誘発されたか分かりませんが、18名の方が登壇いたします。熱い論戦が期待されます。オリンピックに負けず劣らず頑張っていきたいものであります。それでは通告いたしておりますまちづくりについてお伺いいたします。まず空き家対策について。昨年5月の26日に空き家特借法が改正されました。本市においても空き家の増加に対しての対策は喫緊の課題であります。

そこで本市において昨年、空き家対策として空き家バンク制度が創設され空き家対策の改善に向け取り組まれてきました。さらに空き家の利用者に対しては、住宅購入助成金やリフォーム助成金を支給す

るなど利用し易い対策を講じてきておりますが、その現状とそして対策においての課題は何なのか。さらに昨年の状況から空き家の減少が図られているのか。お伺いをいたします。次の質問から発言席にて行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

総務部参事（久保信正君） おはようございます。空き家についての現状と課題でございますが、空き家実態調査を行っております大島地区消防組合に確認したところ今年は、7月4日から調査を開始しており12月22日に終了予定とのことでございます。

空き家の件数につきましては、現在のところ昨年の第2回定例会において報告いたしました平成27年3月31日現在の729件が最新の数字となっております。なお、まだ調査の途中であります。2年に一度行われる調査の状況から空き家の件数は、前回の調査とほぼ同数でないかとのことでございました。

空き家の数を減らす取組として、昨年7月から空き家バンク制度をスタートしております。これまで空き家物件提供の申し込みは30件ほどございましたが、物件の確認を行ったところ貸出可能と判断され空き家バンクに登録された件数は6件となっております。

今後は所有者に移住、定住、住宅リフォーム等助成金を活用して空き家の改修を行っていただくことを推進し空き家バンクの登録件数を増やし空き家の減少につなげていきたいと考えております。以上でございます。

20番（橋口和仁君） 例えば、こちらのほうにもですね、課長から示された実態調査集計表というのがございます。これは平成27年の3月31日現在で729件と。そして平成18年度から257件の増があったと。今回も同数ということではありますが、市の取組みとして空き家バンクを創設して30件の申し入れがあったというものもそのうち6件しかできないということではありますが、このままいきますとですね、必然的に空き家の数というのは増えてくると思います。そこで今、市の取組としては、しっかりと調査しているのかどうか。そして、その家屋に赴いて聞き取り調査をしているのか。その辺りはどうなんですか。

総務部参事（久保信正君） 空き家の調査についてでございますが、今実際、消防のほうでやっておりますが、私どもプロジェクト戦略推進課のほうでは、今年、この課が発足しましたのを踏まえて近々担当職員のほうで調査を行いたいと今考えているところでございます。以上でございます。

20番（橋口和仁君） そこでですね、後のほうでまた、その取組みについては改めて質問させていただきますが、この件についてまたいったん終わらせていただきます。そこでですね、空き家の状態が720件と、そのままいきますとですね、どうしても廃屋というふうになろうかと思いますが、その廃屋の現状を今一つちょっと教えていただきたいと思います。

総務部参事（久保信正君） 平成27年5月26日に空き家対策の推進に関する特別措置法が施行されましたが、この特措法で特定空き家の定義は、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態。また著しく衛生上有害となる恐れとなる状態。また適切な管理が行われてないことにより著しく景観を損なっている状態。またその他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。この4項目のいずれかに該当する場合となっております。

本市の空き家実態調査は、空き家特措法に基づく調査ではございませんが、消防組合が行った調査項目のうち廃屋にあたる118件が特定空き家に該当するであろうと想定しております。

現在は、市民から通報のあった物件について現地確認の上、建物所有者へ文書による指導を行っておりますが、昨年度は13件の文書による指導を行っております。これらの特定空き家で発生した事故等については、原則所有者の責任であろうとは考えておるところではございます。

20番（橋口和仁君） 13件の指導をされているということですが、そのほかにもですね、そのまま放っておけば、はっきり言って危険な状態にならざるを得ないだろうとは考えておりますが、そこです、昨年、議事録からのほうでちょっと見させていただきましたが、まず空き家の調査にあたる段階においてですね、まず条例をつくるということで述べておられますが、今現在、その条例というのはつくっているんですか。

総務部参事（久保信正君） その条例につきましてはですね、空き家、去年の施行されました空き家対策の推進に関する特別措置法、この法律に基づく条例だと思うんですけども今現在この法律に関する基本計画や条例に関しては、去年これを調査するためにワーキンググループを設置しておりますので、そういうのを関係各課で連携を取りながら空き家対策について検討を今からしていくということになるかと思います。

20番（橋口和仁君） 今から検討ということですが、一年なるわけですね、今から先だってワーキングをしていくだけにですね、あまりにも遅すぎるんじゃないですか。今何回で729という状態ややもするとですね、それは空き家状態というのは、減ることはない。増える一方だと思います。その中でしっかりとまた対策を講じていかなければ、さい先この行政が負担をする可能性も無きにしも非ずなわけですので、その辺りは、その条例をつくる際にですね、まずつくることがあればもう少し早く攻めていかなければいけないんじゃないかと思いますが、いかがですか。

総務部参事（久保信正君） 議員御指摘のとおり早く取りかかるのが必要かと思いますが、何せこの例えば所有者が不明な建物の取り扱いにつきましても法的に複雑な関係が問題が絡むためにですね、我々のほうも関係各課でいろいろと勉強・調査をさせながら進めさせていただきたいと思っておりますので御了解をお願いいたします。

20番（橋口和仁君） それでは、ちょっと事例を事例と言うかな。私ども近くの家屋についてちょっと話をさせていただきますが、特措法の規定の1と3。そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態。そして3の適切な管理を行われないことにより著しく景観を損なっている状態。それに該当するものであると思いますが、家主がですね、財産放棄し管財人がその家屋の管理をしている。その家屋は、外壁が剥がれ家屋に雨水が入り、中も道路から散乱状態が見えると。正に保安上、危険となる状態でありまして、またさらにですね、そこは通学路なんですね。子どもたちの通学途上にいろんな状態、危険をというのが考えてみたら非常に早急に対策をしていただきたいんですが、これはあくまでも個人の財産ではありますが、集落としては十数年いろんな面で取り組んできましたけれども、なかなか方向性が定まってこない。それであればまず条例をつくってその根拠によって指導・勧告という形が生じて流れてくるものであると思いますが、その条例がまだまだつくってないとなればですね、これはいつぐらいに解決できるかというのは見通しはつかないんですよ。そういう上においても、まず条例をしっかりとつくって危険な空き家に対してしっかりと指導・勧告して最終的には、強制代執行という流れなのかと思いますが、その辺りについての見解を含めてですね、もう一度お伺いしたいと思います。

総務部参事（久保信正君） 今の事例のことでございますが、例えば先ほどから申し上げております、こ

の特措法で計画をつくって協議会を立ち上げてということでございますが、もしそういうのができてもですね、この所有者不明の建物というのに対しても取り扱いというのは非常に難しいものが出てきます。そして、こういう事案が発生しましてもすぐに撤去ということにいかず、まず助言、指導それから勧告、命令というような手順を踏んで、どうしてもというときに最終的に行政代執行というような手順になろうかと思います。

一番まずは民民の問題になろうかと思いますので議員にも先日御紹介させていただきましたけれども毎週水曜日に市民協働生活課のほうで水曜日じゃなくて木曜日にですね、弁護士による相談の窓口がありますので是非そういったものをですね、活用していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

20番（橋口和仁君）　そこでですね、今、課長のほうからも示されたように、まず指導勧告ということではありますが、その家屋においてですね、非常に撤去においても非常に厳しいところがあるかと思えます。そこで瀬戸内町のほうでは、その特定空き家に対して補助金を創設しているんですね。老朽・空き家等の適正管理に関する条例ということで上限50万円の補助金を出して撤去。そこにはしっかりと審査のうえでの費用なんです、そういう形で補助金を創設しておりますが、市としての取組みにおいて補助金の創設というのは考えられないのか。その辺りどうですか。

総務部参事（久保信正君）　先ほどから申しておりますその特措法に関する協議会の設置やその今、議員御紹介ありました補助金の関係につきましては、薩摩川内市のほうでもそのような条例をつくっておりますので今後そういうのを参考にしながらワーキンググループの中で検討させていただければと思っております。

20番（橋口和仁君）　分かりました。それでは次の空き家の計画策定に移らせていただきます。空き家の計画策定が17年までの予定となっているようですが、策定の効果ということで、まず質問させていただきます。

県下43市町村の中13市町村が2016年中の策定を予定していると。計画策定においては、薩摩川内市と西之表市が今、計画を策定しております。そこで本市においては、この策定というのは以前お聞きしましたが、17年度まで引き継ぐのか、もう少し繰り上げて策定できないのか。その辺りはどうですか。

総務部参事（久保信正君）　空き家の計画策定のことでございますが、まずこの計画の効果というのがですね、この特別措置法の施行により特定空き家の所有者に対し、それまでは改修や除去等の必要な措置を依頼することしかできなかったものですが、市が命令することができるようになったのは一歩前進したものと考えております。しかしながら本市の特定空き家の所有者の多くは既に亡くなられていることから、その相続人も転出し本市の不在という物件が存在し抜本的な改善にはつながり難いというのが実情でございます。

本市といたしましても空き家にかかる多岐にわたる課題を協議する関係各課の担当者からなるワーキンググループを昨年立ち上げたところでございますので、空き家実態調査を行っている消防本部とも連携しながら空き家対策の体制について検討してまいりたいと考えているところでございます。

20番（橋口和仁君）　そこにですね、薩摩川内市の計画策定案というのがあります。まず第1に安心安全が守られ災害に強いまちづくり。良好な環境で快適に暮らすまちづくり。空き家等の有効活用による活気のあるまちづくりということで、これは市が求めているコミュニティも含めてですね、政策に合致するのではなかろうかと思えます。そういう意味においてもですね。ワーキンググループも含めてです

ね、早期に取り組んでいただきたいと思います。それでは次に移らせていただきます。

次に、総合戦略における地域づくりにおいてであります。すみません。定住促進住宅について伺いさせていただきます。8月27日の地元新聞に定住促進住宅建設への見出しで公営住宅では初の民間資金活用型の定住促進住宅を着手するとの記事が掲載されました。住宅の設計施工、完成後の維持管理を一括契約してコスト削減を図り、町民や移住者に安価で提供し定住の促進と人口増を目指す。そして詳細にわたって家賃やその目的等が詳しく掲載されていました。

以前、市長と語る会での要望として住宅建設の要望が多く出てきたとお聞きいたしました。いかに人口を増やすか。どのようにしたら地域に移住してもらえるのか。そして、その取組がいかに行うことができるのか。そのあたりの課題に向けて思考錯誤の状況であります。人口を増やすという観点からは、空き家対策もその一環であります。そのうえで住宅建設への要望が多かったのではないかと推察いたします。そこで伊仙町のように人口増に向けて特に少子高齢化が急速に進む集落や過疎化が進んでいる地域。ニーズに応じていただきたいと思います。そのことを勘案しながら市として対策できるのかどうか。お伺いいたします。

総務部参事（久保信正君） 本市は、これまで使用されていない教員住宅や民間の空き家を改修整備するなどして名瀬地区に18戸、住用地区に4戸、笠利地区で10戸の計32戸の定住促進住宅を整備しております。この定住促進住宅のほかに先ほども申し上げましたが、平成27年7月にスタートいたしました空き家バンク制度、9月に募集を開始した移住定住促進のための住宅購入費住宅リフォーム等の補助金の制度がございます。いずれの制度も民間活力を活用した取組であります。当面は、このような制度を利用して空き家対策と定住促進に努めたいと考えております。

20番（橋口和仁君） むしろ課長ですね、その空き家の状況が、なかなか進展しないというのは、もう先ほどの答弁でだいたいは分かってきました。やっぱりその集落としては喫緊の課題として、まず人口を増やす、そのための住宅がほしいと。この先ほど空き家バンクにおいてもですね、需要に供給が追いつかずという記事も載っているんですよ。本当に外から人が入る際に住む家がないというのが実情なんです。昨日の師玉議員のほうでも話がありました。まず地域に人が住んで、そして地域の活力が生んでさらにコミュニティもしっかりと育まれてくると。そういう点においてはですね、まず住宅をしっかりと整備することが喫緊の課題ではなからうかと思いますが、それについてもう一度伺いさせていただきます。

総務部参事（久保信正君） 今年からですね、各自治体と協力をして本気で人口を増やしたいという集落というのを募集しているところでございます。笠利と名瀬地区から今のところ1集落ずつの応募がありました。そういった地域とですね、また連携をしながらその定住の促進に向けて進めていきたいと思っております。

20番（橋口和仁君） 本気で人口を増やしたいという事業なんです。次のほうに入りますけれどもね、本当に市が本気で人口を増やすためには、まず住む家をいかにするか。空き家がなかなか協議会もできていない。条例もつくれない中であと何年ぐらい待てばいいんですか。というふうに皆さん思うわけですね。その前にまず定住促進もその建設に向けてもね、しっかりと検討して一つずつ建設していくというのもやっぱり必要じゃないかなと思います。

民間の事業者はありますが、なかなか周辺部となると採算性というのいろいろとありますので、なかなかそこまで建設に至っていけないというのが実情であろうと思います。そういう意味においてですね、古い家屋の改修も含めてですね、しっかりとまた取り組んでいただければと思います。

次の総合戦略における地域づくりについて伺いをさせていただきます。幸せの島へ奄美市攻めの

総合戦略と題して昨年、総合戦略は作成されました。今年度に入ってその政策が展開されております。その中の基本目標が四つに分類され、これから人口対策にあたると。まずそれと併せて仕事づくりにあたると。まず観光や働く場の支援や定住支援。子さばくりの応援。そして地域づくり等々を基本目的としてこの目標に向けて取り組むということで、総合戦略が今年度展開されておりますが、まず今年度の新規事業の本気で人口を増やしたい集落応援事業について伺いをさせていただきます。

集落応援事業とは、どのような事業でそして人口を増やすために当局としてはどのような取り組んでいくのか。伺いをさせていただきます。

総務部長（東 美佐夫君） おはようございます。本気で人口を増やしたい集落応援事業ということで、先ほど参事のほうからも紹介がありましたが、この事業については、現在各集落において人口問題が喫緊の課題であるということはもう皆さん御承知のとおりです。この人口減少対策に積極的に取り組む集落を市も交えて応援しましょうということで、その活動をモデル地ということでほかの地域へも波及させていき地域全体の活性化につなげていこうということの事業でございます。

具体的には、集落の皆さんが主体的に考えて取り組む人口減少対策に必要な活動について市の職員がいっしょになって考え、そして実行していこうということでございます。

活動に対する費用が伴いますが、これについては国・県・市の補助事業に向けての策定等の支援を行っていきたいというふうに考えております。

この事業の大きなポイントということで御紹介いたしますと、行政から依頼されて集落が活動するのではなく、集落が自ら発案して取り組むことが、いわば持続的な活動につながるものということを期待しているわけですが、例えばということで御紹介したいと思いますが、例えば集落の中でイザリが得意な方、あるいは釣りが得意な方、方言が好きな人とか八月踊り、あるいは指笛、ハトですね、晩酌をしながら昔話をするとかですね、そういう方々、好きな方々が少なからず集落にはたくさんいらっしゃると思います。この方々、こういう得意な分野を持つ集落の方々ですね、こういう方々がもてなしを分担しながら島の良さを知ってもら。来島する方々にリピーターとなって継続して集落を訪れるようなそういう取組を行っていただくと。そういうことでゆくゆくは集落のほうに定住したいという気持ちを醸成させるということも一つの考え方だろうというふうに思います。

こういう取組を集落のほうで企画していただいて職員といっしょにそれを応援していくということを考えたいというふうに今思っているところです。そういうことの発想を期待しているということでございます。

現在の実施の状況でございますが、先ほど参事のほうからも少し答弁がありましたが、6月に各集落に説明会を行い募集を始めたところでございます。これまで2件、これ笠利のほうですが、集落名でちょっと申し上げますと、宇宿の集落と名瀬のほうでは崎原の集落の相談がございました。今後これらの集落の活動をモデルのケースとして支援を行っていきたいというふうに考えておりますが、今後とも随時受付を行っておりますので、この点については議員の皆さんのほうからも各集落のほうに呼びかけていただければというふうに思っておりますので御理解方お願いいたします。以上です。

20番（橋口和仁君） 分かりました。詳細については、部長の言われたとおり私もその気持ちというのは、やっぱり大事なところだろうと思います。そこでですね、この各集落をモデルということですが、そこをねもう少し広げていただきたいと、例えば各学校校区ですね、小学校校区を一つの単位として、それをまたモデルという形にはできないのか。2番のほうに移らせていただきますが、活性化協議会を母体にした取組はできないのか。ということですが、今回は、集落を対象にモデル地区をつくっていくと。もう一つさらにですね、ちょっと飛躍というかな、言葉はちょっと何ですが、小学校校区をですね、一つの母体として、その大きな課題としては学校の子どもの減少もありますし空き家もありますし定住促進に向けての建設という課題もあります。そのあたりをね、大枠でやっぱり

協議する協議会というのも必要じゃないかなと。それに対しての支援というのも必要じゃないかなと。各集落も大事であります、校区っていうのも大事であろうかと思いますが、そのあたりについての考えっていうのは、いかがでしょうか。

総務部長（東 美佐夫君） 議員がおっしゃる校区単位ということでございます。呼びかけは集落というチラシのほうですね。このようなチラシのほうで呼びかけを行っておりますが、活動するにあたっては、やはり校区単位のほうがより取組がし易いということは当然であろうかと思えます。正に学校を維持するために生徒を確保したいと、増やしたいということは、もう当然のことと思えますので、そういう校区のほうで活性化協議会をつくって候補したいということであればですね、十分それはもうこの事業の趣旨に適っておりますので、是非御相談いただければ、その方向でですね、実施をしていきたいと思えますので是非御相談をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

20番（橋口和仁君） 分かりました。是非その時はまたよろしくお願ひしたいと思えます。そこでですね、今回の事業、今年度が始まりますが、概ね何年ぐらい予定しているんですか。

総務部長（東 美佐夫君） この事業については、期限を切っておりませんので成果が出るまでということとで我々は考えておりますので是非皆さんのほうにも呼びかけはする方向で願ひをしたいと思えます。

20番（橋口和仁君） 次の質問に入っておりますが、まず非常に気になるのはですね、やっぱり先ほども話しましたが、各集落、校区においても喫緊の課題は人口対策なんです。これが多年度、3年度という期限を決められておれば、なかなか人口というのは対策にならないと。先ほど部長が言われたように長期的にしっかりと足腰を据えて取り組んでいかなければ人口っていうのは、なかなか実にならないと。成就できないというふうに考えておりますので、そのあたりもししっかりとですね、各集落、校区としっかりと連携しながらサポート的にやっぱり行政の立場からまたいろんなお声を聞きながらいっしょになって連携して取り組んでいただければなと思えます。是非よろしくお願ひいたします。

それでは、次に道路行政についてお伺いをさせていただきます。先般6月16日に赤木名・笠利線の工事区間において崩壊の恐れと危険であるということで通行止めがなされました。その場所は、赤木名側から約3キロ地点。そして笠利側から約1キロ地点。笠利の現場で約360メートルにわたってクラックが見つかったと。その後この区長と合同でその現場を見させていただきました。写真付きの資料でありましてクラックの入った道路には、雨水混入対策としてビニールシートが被されており道路から崖下を見ると崩壊した土砂が擁壁部分まで流れ落ち他の部分も今にも崩れ落ちる状況でありました。

道路は、縦横にクラックが見られ道路の一部が沢のほうに少し傾き、正に崩壊寸前であり被害の大きさを感じました。これから先、擁壁を積み上げて作業をする段階で安全面を考慮しながらの工事で、再開にはほど遠いなと実感いたしました。その後ですね、7月29日に校区において説明会を開いていただきました。その説明会から約2か月半が経過いたしました。現在の状況はどうか。改めて赤木名・笠利線の現状と今後の課題ということでお伺いをさせていただきます。

建設部長（本山末男君） おはようございます。答弁の前に赤木名・笠利線が、通行止めになっている件につきましては、利用されている住民の方々に御不便をおかけしまして担当部長として大変申し訳なく思っております。それでは答弁させていただきます。

まず、赤木名笠利線の現状と課題ということで、対策と開通までの見通しということでよろしいでしょうか。

市道赤木名・笠利線におきましては、現在、平成27年度繰越工事を四つの工事で発注し、うち一つは完成し、残り三つの工区が施工中であります。現在の工事の進捗は、擁壁盛土工事の1工区が48.

6パーセント。2工区が40.0パーセント。のり面を切り土する工事が4工区で44.0パーセントとなっております。1・2工区で現道の路肩、法尻に擁壁を造り盛土をしながら道路を拡幅する工事を行っていましたが、6月の雨の影響により路肩が崩れ、現道部に亀裂が入ったため通行の安全が確保できないとの判断から通行止めとしております。

復旧へ向けての対策としましては、雨の日に路肩方向への動きが観測されたため沿道部へ警報機付きの伸縮計を2か所設置し亀裂の観測。そしてその後、雨水の浸透等を防ぐため亀裂内へモルタル充填、崩壊法面へのモルタル吹き付け等の対策工事を実施。施工の安全を確認したうえで擁壁工事を再開してまいりたいと思います。

開通までの目途といたしましては、平成27年度繰越工事の進捗を見極め平成28年度工事を継続して発注する計画で、その後、片側通行が可能となるよう工事を進めてまいりますので今後とも御理解をお願いいたします。

20番（橋口和仁君） 説明会の中でですね、クラックが現在動いているという状況で工事再開については見通しが見つからないという説明でございましたが、今現在は、どのようになっているか。

建設部長（本山末男君） 先ほど申し上げましたとおり、警報機付き伸縮計のクラックの開きが停止しておりますので県と協議して承諾を受けました安全対策のモルタル吹き付け、亀裂内のモルタル充填の工事を開始することになっております。

20番（橋口和仁君） 工事を再開するという事で、先の見通しが少しずつ広がってくるのかなという感じておりますが、さっきの説明がですね、いろんな御意見ございました。これは、この道路が、この地域と笠利地域と赤木名を結ぶ基幹道路だと。これが閉ざされたというのは非常に経済的なまた生活の道路でもあるんですね。そういうことを踏まえてですね、いろんな不満の声が出されました。代替の道路はできないのかと。また、この見通しが見つかなければトンネルというのをできないのかという話もございました。今回、モルタルがある程度そのクラックが止まってモルタルを吹き付けると工事再開に向けてということはあるですね。もう少し我慢していただきたいと、理解していただきたいということで、一応皆さん方には報告したいと思います。その状況によってですね、まずいち早くそういう状況をですね、また校区の方々に、その利用される方々にですね、報告を是非していただきたいと思いますが、そのあたりどうですか。

建設部長（本山末男君） 現在まず開始しなければいけないのは、施工する作業員の安全確保。それを安全対策で行って擁壁工事を開始して、その後、大体通行が可能になる時期が分かりますので、その時には住民説明会等含めて住民に通知告知したいと思います。

20番（橋口和仁君） 分かりました。よろしくお願いいたします。そこで必然的にですね、う回路を利用するんですが、そのう回路対策は、どのようにされているのかということでもあります。赤木名・笠利線が笠利支所まで約6キロくらい8分くらいかかるんですね。川上・笠利線が8.2キロで14分。そして赤木名・笠利線が7.2キロの約10分と。笠利からのスタンドを起点として距離と時間を測っていただきました。そこでですね、経済的なまた負担というのも出てまいりますし、そのう回路の状況がですね、非常に何と言うんですか、以前は、草も道路の中央まで伸びてその対策を早期にしていたきたいということも要望させていただきました。また立ち枯れもありましたし立ち枯れの状況が風によってですね、道路まで落ちてきたという状況も垣間見られたところでありましたので、そのあたりの対策そしてまた道路の陥没がございましたので、その補修についての対策はどのようにされているのか。お伺いさせていただきます。

建設部長（本山末男君） それではう回路の現状とですね，対策，二つ含めて答弁させていただきます。
市道赤木名・笠利線のう回路としましては，今，お話されたとおり市道赤木名・土盛線，市道川上・笠利線がございますが，う回路となるため交通量が増えるということで維持管理としましては，車両の通行の安全確保のため市道の伐採を優先的に実施しております。また，枯れ木や枯れ松等の処理につきましても他事業と調整協議を行い鋭意対応してまいりますので御理解をいただきたいと思います。

先ほど申しました舗装につきましてはですね，市道赤木名・笠利線の道路改良の整備を優先に整備するのはもちろんですが，迂回等しています市道川上・笠利線の舗装修繕を今年度発注しておりまして迂回路の予定になっております市道川上・笠利線の舗装修繕も本年度発注しておりますので，迂回路として使用する２路線の伐採など先ほども申し上げましたとおり舗装，補修等を含めて整備を進めてまいりたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

２０番（橋口和仁君） 部長，川上笠利線の今度の補正組まれたということでありますが，どの付近まで，ちなみにどの付近まで対象になっているのか。そのあたりはどうですか。

建設部長（本山末男君） 川上笠利線につきましては，今年度多年度で６００メートルを予定しております。川上側でまずⅠ工区として３００メートルを発注しております。今後また残りの分を発注する予定で，川上側が予定としております。よろしくお願いします。

２０番（橋口和仁君） その川上線についてはですね，枯損木も含めて立ち枯れのその道路上にありますので，そのあたりの対策もですね，早急に取り組んでいただきたいと思います。特に対応の後に風によっての倒壊というのが以前ございましたので，また通行途中でですね，枯れ木が落ちてきたという事例もありますので，そういう対策もですね，早急に取り組んでいただきたいと。これは，あと何年なるかわかりませんが，早急に完成できればいいんですが，まだまだという見通しがあるならば，その迂回路の対策は万全に安全を図ってできるように取り組んでいただきたいと思います。その点ちょっと見解を。

建設部長（本山末男君） 赤木名笠利線につきましては，３５年度まで事業計画がありますが，また事業施工箇所もですね，現道に近いので，やはり今後，事業を進める中で安全対策をより強化し交通に支障がないよう努めてまいりたいと考えておりますので御理解いただきたいと思います。

２０番（橋口和仁君） 安全対策にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。それでは次に防災行政についてお伺いをさせていただきます。９月１日は防災の日，その防災の日を前に８月２８日に地震や津波など災害を想定した防災訓練が実施されました。東北地震が丸５年余が経過し，そして今年４月に起きた熊本地震，さらに台風９号１０号による甚大な被害は防災訓練によって最小の被害に食い止める。しかしながら現実には，災害により尊い人命が失われその地域のコミュニティーの崩壊にもつながってきます。いかにして被害を抑えるか。人命を守るかが改めて災害対策は求められております。

本市は，台風の常襲地として暴雨や高潮高波による被害，農作物への被害，さらに長期間に亘る暴風雨や大雨による影響で甚大な被害につながり，また市民生活にも影響が出てまいります。台風に対する備えは万全か。その怖さを知るが故にその対策に向けては意識も高く備えも万全にされていると思いますが，そのような中，市は，奄美市地域防災計画を作成いたしました。

その計画の目的は，地域にかかる災害対策に関してそれぞれの関係機関が，その有する全機能を有効に発揮し災害予防，減災対策，災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより地域の保全並びに住民の生命，身体及び財産を災害から保護することを目的とすると謳っております。そこで改めてお伺

いをいたします。

台風常襲地である本市において豪雨や高波高潮の水による災害に対してどのような避難誘導を想定しているのか。そのあたりについてお伺いをさせていただきます。

総務部長（東 美佐夫君） それではお答えいたします。避難誘導の関係で質問の中で避難の場所と避難指示、これは情報伝達ということで、ちょっと伺っておりますので、その点でお答をしたいと思えます。まず避難場所についてですが、昨日、師玉議員のほうでもお答をいたしました、今年の3月に奄美市の地域防災会議を開催しております。その中で指定緊急の避難場所これは1次避難場所のほうですが、143か所を指定しております。改めて申し上げますと、名瀬地区が79か所、住用地区が22か所、笠利地区が42か所ということになっております。

次に、2次避難場所ということで、これは避難所のほうですが、104か所。これは名瀬地区が45か所、住用地区が20か所、笠利地区が39か所を指定をしたところでございます。これに伴っての避難の指示、情報伝達ということになりますが、災害時のほうについては各種災害等による避難が必要になった場合ということで、失礼、その地域に対して防災行政無線をはじめ緊急速報メール、これは各携帯会社からのエリアメールということになります。ツイッター、ラジオ、ラジオのほうは奄美FMということでございます。及び広報車などを用いて様々な手段で災害にかかる情報を周知を行っているというところでございます。以上です。

20番（橋口和仁君） 分かりました。特にですね、避難所について再度ちょっとお聞きさせていただきますが、避難所の整備において環境が良好に保全されているのか。建物倒壊の危険はないのか。そしてですね、それについてお伺いさせていただきます。

総務部長（東 美佐夫君） 避難所ということでよろしいでしょうか。避難場所じゃなくて避難所ですね。避難所のほうについては、これも昨日、西議員のほうで老朽化の避難所がいくつかあるという話は答弁させていただきました。これについては年次的にどういう事業を導入していくかということもありますので年次的に計画をさせていただきたいというふうに考えております。

20番（橋口和仁君） 分かりました。年次的にですね、しっかりとまた整備を改修をしていただければと思っています。それでは次に移らせていただきますが、個別受信機についてであります。以前、奄美市のほうで個別受信機を1,000台ですかね。住用、名瀬、笠利のほうに配備していただきました。これは高齢者の方々とか難聴地域とかを対象にということでラジオの設置をしていただきましたが、そこでですね、やっぱりそのほかの方々からの要望で個別受信機というのを増数できないのかということでもあります。特にこの奄美においては、この大雨そして風等によってですね、どうしても雨戸を閉める率が高くなる。そうすると外から来る防災無線というのは、なかなか聞きづらいと。屋内においての聞き取り易いという状況は正に個別受信機によっていろんな情報が、しっかりと入り易いということで集落においてもですね、できるだけこの個別受信機を増数していただいて年次ごとに配布していただきたいと。それともし新たな負担が大きいわけですので、もしよければですね、ある程度は按分しながら集落で対応できないかという話もございますが、その他についての見解はいかがでしょうか。

総務部長（東 美佐夫君） 先ほどの質問の中で佐仁地区のほうも聞き取りの中であったようでございますので、佐仁地区のほうの孤立の場合ということで衛星電話を佐仁地区のほうは小学校のほうに配備しております。衛星電話のほうは、奄美市内で23台配備をしておりますので孤立集落になる想定されるところですね。についてはそういう衛星電話での対応をさせていただいているというところで御理解をいただきたいと思います。

そこで先ほどの質問ですが、個別受信機のほうということですが、現在、個別受信機の設置状況についてちょっと御紹介をしたいと思います。平成25年度から平成27年度までの間にデジタル防災行政無線整備ということで工事を行いました。

笠利地区のほうでは、352台、住用地区のほうでは150台、名瀬地区のほうで498台合計1,000台の個別受信機をこの間に設置をしたというところでございます。

設置場所のほうですが、災害時の避難所となる集会所あるいは各学校の拠点施設そして消防関係者、駐在員、嘱託員、町内会の会長宅、屋外スピーカーの音が聞こえないような、失礼、難聴地域に優先して設置をしたというところでございます。

今回、デジタル防災行政無線の整備のほうで市全体で今回のほう今年度ということになりますが、36局の屋外拡声支局を常設をいたしました。市全体では、合計123局ということになります。内訳としては名瀬地区が49局、住用地区が22局、笠利地区が52局ということでございます。この整備によって屋外スピーカーの音が聞き取れなかったところについては自動音声装置これは69の3535ですが、こちらのほうに電話をかけていただくと今の防災無線が、どういう内容かというのが聞き取れるようになっておりますので、こちらのほうを是非活用していただきたいというふうに考えております。

先ほど個別受信機の、今回の先の6月議会ですね、のほうで承認をいただきましたが、新たに設置させていただいたところがございます。こちらのほうは消防団員、新たに新旧の交代がありましたので消防団員の方々のほうに10台、退職退団された消防職員のほうに26台ということで、まずは優先してそちらのほうに整備をさせていただいたというところでございます。

この整備の運用状況を見ながらですね、今後どういうふうに拡大していくのかを検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

20番（橋口和仁君） 分かりました。個別受信機についてはですね、またいろんな面で検討していただければと思っております。最後になりますが、少子高齢人口減少社会の今後の、取組ということでありまして、先の震災で改めて認識されるようになったのが自らの地域は自らで守るということでありまして、そういう状況の中、今、周辺部の地域においてはですね、少子高齢化ということで昼間時においては高齢者の方々だけがいらっしやると、若い方々は畑に出ていると、そういう中で火災または緊急時や大雨によつての対策において非常に大きな課題だろうかということでもあります。今現在、自主防災組織というのは、作成されておりますが、自主防災組織というのは、あくまでも若年層と若い方々ということで構成されておりますが、今現在こういう緊急時における状況においては、その機能が全く稼働し得ないという状況になろうかということで、その高齢者の方々における対策、その取組みですね。そのあたりについてどのように考えているのか。お伺いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） 議員おっしゃるとおり初動対応ですね、こちらは大変大事だというふうには思います。そういう中で情報伝達を含めて自主防災組織を利用した避難誘導がスムーズに行われるよう防災訓練を通じて現在、その体制の確立を進めているというところで御理解をいただきたいと思えます。そういう場合に現在、住民の情報伝達手段につきましたは先ほど少し申し上げたところですので、そういう情報伝達手段を用いて多重的に実施するよう努めているところです。

お尋ねの少子高齢化、今後どんどん増えていくというふうに考えられますので、まずは自ら自分の身は自分で守るということを大切にしていきたいというふうに思いますが、町内の方々や自主防災組織の協力も必要不可欠だというふうに考えております。一方、子どもたちの関係ということになりますが、こちらのほうも学校での訓練あるいは平常時で家庭内でのそういう災害時に起きた時の話し合いもしておくことも大切なことだというふうに考えております。

学校でのほうの訓練ですが、毎年、防災キャンプを実施しております。今回は図上訓練やら避難所の疑似体験なども子どもたちにさせてもらっておりますので、そういう中で日常の災害対応に努めていき

たいというふうに思います。以上です。

20番（橋口和仁君） 時間がもうございませんので1点だけ提案させていただきます。各集落においてですね、老人クラブの会員数年々増えてきております。その既存の自主防災組織と併せてですね、やっぱり老人クラブの会員の組織っていうのは今後は検討するべき課題なのかなというふうに考えておりますので是非そのあたりも検討していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（竹山耕平君） 以上で自民新風会 橋口和仁君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

自由民主党 林山克己君の発言を許可いたします。

2番（林山克己君） 市民の皆様、議場の皆様、そしてインターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。自由民主党 林山克己でございます。どうぞよろしくお願いいたします。はじめに今回の度重なる台風でお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げるとともに被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、平成28年度第3回定例会において一般質問の第一項目は、私が毎回取り上げている人口ビジョン、その柱になっている人口目標、交流人口、総生産額を検証した後期基本計画、平成28年から平成32年を最重要項目として示してあります。なぜなら第二項目の財政状況の項目や奄美における外部要因がもたらす案件など、すべてがこの5年間に集約し、そのチャンスを活かすためには、大変な苦労とたゆまない努力が必要であり、また何よりも実行力にかかってくるからです。

新奄振法、世界自然遺産登録、国体、奄美では相撲、東京オリンピック、新庁舎建設、自衛隊誘致ほかLCC格安航空会社関西便などすべてが密接につながっているのです。そして何よりも2年後の大河ドラマが維新150年を記念して西郷隆盛に内定したという話も聞こえてきております。大河ドラマによる観光客は図りしれません。これらすべての点と点を線でつなぐことによって大きな流れが奄美に押し寄せてきます。知恵と英知を結集して奄美の未来、子どもたちの未来、そして市長が言う後期基本計画しあわせの島実現に向けての当局の意気込みの意味と決意をお伺いしたいと思います。

それでは1. 奄美市総合計画について（1）前期基本計画平成23年から27年における検証を踏まえたうえでの後期基本計画の意味と決意について。まずお伺いいたします。①の最重要点は何か。②対策、施策については発言席にて行いますので、意味と決意を是非答弁をよろしくお願いいたします。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは林山議員にお答させていただきます。議員お話のとおり奄美市の基本計画は、これから進むべき奄美市の羅針盤と言えるものであらうと思います。前期5年間で過ぎ後期5年に入ろうといたしております。いずれをとっても重要な奄美市の政策課題でございますが、概略を申し述べさせていただきますと昨日の閣議員にもお話申し上げたとおりであります。奄美市の総合計画においては、将来像を自然、人、文化がともにつくるきよらの島と定めております。その実現のために五つの施策の大綱と交流人口、総生産額の三つの将来目標を掲げております。これらの目標のうち交流人口、総生産額につきましては、観光や農業、製造業、情報通信産業などの産業振興と密接なつながりを持っております。また人口は、産業振興に加えてインフラなどの生活環境の

整備や福祉教育の充実などの安心・安全なまちづくりにも関連づけられる指標となっております。

そこで産業振興を図っていくうえでは内需の拡大や担い手の育成という観点から一定程度の人口を確保することが重要であろうかと思います。また安心・安全なまちづくりについては所得の向上や雇用の機会の拡大という観点から交流人口や総生産額の増加が重要であります。

このようなことから総合計画の三つの目標は、相互に連動しております。そのような意味においても3目標のいずれも最重要課題と捉えているところであります。本市といたしましては、総合計画後期基本計画の5年間は、前期基本計画を踏まえ産業振興、安心・安全なまちづくりにおける連携をより図ることにより総合計画の目標の達成と総合戦略の目標である幸せの島の実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えているところでありますので議員諸兄の御理解と御協力よろしくお願い申し上げます。

2番（林山克己君） それでは質問に入っていきますが、ありがとうございます。①と②の最重要点項目は何か。対策、施策についてでございますが、人口5万人そして交流人口45万人そして総生産額が1,400億円。これを目標数値として出しておりますが、これにつきましては、いろんな詳細につきましては、先日、関議員が細かく本当に聞いていただきまして内容のほうは分かる、理解することができましたので、これは省いていきたいと思いますが、その中でどうしてもちょっとお聞きしたいことがあります。昨日、その中でも人口の件ですね、22歳以上の人口増がプラスに転じているという話をお伺いしたんですが、この要因、これはいったどうしてなのか。その要因は何なのか。もしお分かりでしたらお答えいただけたらありがたい。よろしくお願いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） それでは22歳から60歳、これは22歳以上含めても同じようなことが言えるわけですが、その要因ということでお答えいたします。人口の動態を社会増減の観点からということで見てみますと、近年はその推移は減少幅が大きく小さくなってきております。特に生産年齢人口にあたっては22歳以上60歳まで含めるとですが、転出転入者はプラスに転じている状況でございます。

この要因でございますが、これまでに総合計画に基づいて取り組んでまいりました地域雇用サポート事業あるいは、まちづくり交付金事業の活用などの産業振興。さらには定住促進施策や子ども子育て支援による安心・安全なまちづくり。こういった施策が少なからず影響を与えるというふうに考えております。

また最近では、自ら起業家、起こす業ですね、起業家になり会社を立ち上げるそういう若者が近年徐々に増加しているように感じております。島で育った若者やIターンで転入する若者など夢は島でも叶うと甲子園のあの件でよく言われましたが、そういう機運が芽生えてきているんじゃないかと浸透してきているんじゃないかというふうに感じているところでもございます。

一方でこうした施策の効果によって転出の抑制にもつながった結果が今の22歳以上の転入転出のプラスの増加というふうに分析をしているところでございます。以上です。

2番（林山克己君） 今の答弁ものすごく大事なことだと思います。本当に22歳以上がいよいよ少しでも増えてくるということは、本当に流れが少し潮目が変わってきたのではないかなというのが、ものすごく実感して感じる次第でございます。ですから答弁でも冒頭部分でも言いましたけど、どうしてもこの5年間、この5年がチャンス。今、地方創生が各地方に行きわたって、その流れが奄美にも来て、そう私は信じていて話をいたしますが、その中で私は自分の高校のことを言ったらいけませんけど、ちょっと人口のことにしてもうちょっとお話をちょっと聞きたいんですが、私は高校は大島高校という高校を出ているんですが、ほぼほとんどが進学で大学行って、それから就職して、あといろいろこう人生いくんですが、私の場合は47にして帰ってきたんですが、なかなか進学して就職して島に帰るということは、なかなか生活のことも考えたり、その人生の中で帰るってことはよっぽどでなきゃ帰れないん

ですよね。だけど本当は、その進学する子どもたちを何とか島のほうに帰して活躍する場所をそれがないければ島の留めておく何か施策か何かがないといけないなど。

それが今、こういう状況の中で島でもチャンスができるという時代が来ていますから、そこを考えてほしいと思うんですが、その中で昨日の30日の新聞に奄美新聞なんですが、17年度奄振概算要求予算が概算要求で出ていますが、その中で留学支援、新しいコミュニティー、新しい拡充メニューとして県本土などの児童・生徒が奄美群島の小・中学校に留学するために必要な経費の一部を支援。奄振群島の里親いろいろ書いてあります。それに対する支援をするという予算を新しくメニューと。これは、ある意味チャンスじゃないかなと。というのは、日章学園が小湊でやっていますけど、私ちょっと娘が剣道をしていてですね、日章学園に通っているんですね。小さい時から剣道でずっとやって鹿児島で九州で優勝までして全国大会まで出て、今、日章学園に行っているんですが、島にそういう財産の野球にしても剣道にしてもバレーにしてもスポーツにしても、そういう人たち、そういうわざわざ本土に出なくても、そういう人たちをこう一つにこうまとめて、どこの日章学園じゃなくてもいいです。どこかとかにかくそういう教育の場でそういうのをそういう制度を使いながら、そういう学校とタイアップしながらできないものなのか。何とかその中から定住させていくとか。そういういわゆる留学生制度も含めてですね、そういう教育的な観点からどう思われるのか。もしよければ教育長、答弁をお願いしたいんですが。

議長（竹山耕平君） 今の人口問題に関連してからの質問内容でありますので質問通告にはございませんが、助言と言うか、要望と申しますか、提言という形で取らせていただきたいというふうに思います。

教育長（要田憲雄君） それではお答を申し上げます。離島留学の支援の問題だと思いますが、奄振交付金を活用しまして県本土などの児童・生徒が奄振群島の複式を有する要するにごく小規模の小・中学校にということになるとと思いますが、留学するために必要な経費の一部を支援するというシステムでございます。

主な支援内容としましては、奄振群島の里親、寄宿舎に居住する場合の委託費ですとか、帰省費の一部を補助するということでございます。しかし、この受け入れの構築のほうですとか、あるいは経緯の流れなどまだ県の離島振興課でも検討を進めている段階というふうに聞いております。

3月議会でも師玉議員からも提言がありました。里親の留学の問題もございますし、市としてもこのことが解決すれば近い将来取り組まなければならない大きな課題であると認識をしているところです。

強いて申し上げますとごく小規模と呼ばれる学校が小学校に4校ほどございます。今のままですと、やがては統廃合になるのではないかとということでございますので私は、直接その校長さん方に活性化委員会を立ち上げて子どもたちを受け入れる対策を立てんといかんということで、ずっと指導してまいっておりますので極めて高い関心を持っているところでございまして、今後の状況を見極めながら前向きに検討してまいりたいと考えております。

2番（林山克己君） すみません。ちょっと私のあれで通告ないものをちょっと質問して教育長には答弁していただきまして感謝しております。ありがとうございます。

それでは質問を2番目の財政状況の見通しについて（1）合併特例法における普通交付税の流れと合併特例債の流れについて、①奄美市における合併算定替と一本算定について、今年3月20日市制10周年。合併算定平成18年から平成28年。そして、そこから段階的に平成32年。これは議員の方々含めて行政の人たちは御存じかもしれませんが、やはり奄美市民そういう流れをもう一度確認したいのでお願いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） それでは合併算定替と一本算定それぞれの制度について御紹介をいたしたい

と思います。まず合併算定替ですが、合併後の一定期間、本市の場合は、平成18年度から平成27年度までの間となります。旧3市町村が合併しなかったと仮定をして算定される旧3市町村の普通交付税の合算額を下回らないようにする特例措置ということでございます。

一方、一本算定ですが、合併した市町村を一つの地方自治体つまり奄美市ということになります、奄美市として普通交付税の算定を行うもので合併算定替と比較しますと普通交付税額は、減額というふうになります。

本市では、旧合併特例法において合併をした平成18年の3月20日に属する年度及びこれに続く10年間は、合併算定替として普通交付税が算定されるということになります。その後平成28年度から平成32年度までの5年間、この間については激変緩和措置ということで合併算定替から一本算定へと段階的に縮減されるということになります。

次に、平成28年度の合併算定替と一本算定替の差額ということについてですが、合併算定替が約114億円。一本算定額が約105億6,000万円というふうになります。したがってその差額は、約8億3,400万円というふうになります。以上です。

2番（林山克己君） ありがとうございます。そのまま2番。2番までいきます。合併特例債特例地方債の内容と流れについて。合併特例債平成18年から平成28年の10年間それが合併特例債法延長法ができて15年間。それから東北に関しては震災が起きましたので20年なっているはずなんですが、合併特例債をそれに伴って合併特例債を活用した事業別金額とその総額。それと基金をそこから積み立てたものがあると思いますが、それと市の負担額。その総額をできればお願いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） それでは合併特例債の関係の制度について御説明をしたいと思います。まず合併特例債とはということで、これは市町村の合併に伴い特に必要となる事業について合併後の10年間に限り規定事業費に充てることができるものということになっております。その元利償還金の70パーセントについては後年度において普通交付税の基準財政需要額に算定される地方債ということでございます。

御承知のとおり本市のほうでは、平成18年度から平成27年度までの適用期間でございましたが、東日本大震災に伴って被災地自治体は10年間。被災地以外の自治体は5年間延長されたということになります。したがって本市の場合は平成32年度まで延長されるということでございます。この間の将来の備えということで合併特例債を原資に18億5,000万円の合併まちづくり基金の造成をいたしました。この基金については、各種ハード事業の財源に活用しているというところでございます。主な事業で申し上げますと調査整備事業に約14億円。末広・港区画整理事業をはじめとする都市計画事業に約29億円。学校教育施設整備事業に約6億円を充当しているというところでございます。

また本市の合併特例債発行の予定枠ですが、こちらのほうは161億9,130万円というふうになります。これまで92億4,970万円を活用しているというところでございます。このうち普通交付税措置がなされる元利償還金の7割、これは64億円でございますが、約。除く、本市の実負担額は3割分ということになりますので27億円。約27億円が実負担額をいうことになります。

なお、今後の合併特例債の充当事業の計画ということでございますが、こちらのほうについては実施計画を基本にして庁舎整備あるいは都市計画事業の財源に活用していきたいというふうに考えております。以上です。

2番（林山克己君） ありがとうございます。この1番と2番の質問なんですが、実は友だちや地域の方いろんな方々との話の中で新庁舎を造ったり、それから末広・港土地区画整理事業いろいろ多額の資金が必要とされているけど、そのお金はどうやって準備したのかなとか、いろいろ合併したメリット、デメリットいろんな質問があったり、一応皆さん専門の方々は知っておりますが、市民全体がそれを確認

しながら前に進んでいくというのが大事と思って質問しました。やはり情報、知識、市民的共有を大切にしながらやっぱりそれを話しながらこの5年間ちょうど先ほど冒頭部に言いましたが、この5年間がどうしても大事な5年間、未来を左右する。それを分かったうえでいろいろと力を合わせながらやっていけばいいかなと思ってこの件に関しては確認のために質問しましたので、すみませんが御了承ください。

3番の質問に入っていきます。3番、1から2の終了に伴うもう平成32年配分が及ぼす財政的な影響、健康保険料とか市民税、福祉サービス、子育て支援ほか、サービス維持のために基金の準備が必要。また財政上はもう基金があると思いますが、一本算定による普通交付税削減や奄振予算の将来、合併特例債の期限いろいろ鑑みながら削減がないかどうか。ちょっと不安になってくるんですが、もう一度確認しますが大丈夫というのは思いながら大丈夫ですかをちょっとお言葉をいただくとありがたいんですが。

総務部長（東 美佐夫君） まず、こういう機会を与えていただいて大変感謝しております。こういう合併に関する予算の関係については、説明する機会がなかなかございませんでしたので、こういう機会をもってですね、市民の方々にも理解していただければというふうに思います。

そこで、じゃ終わった時の影響はということになりますが、お答をいたします。平成32年度には合併特例期間に伴う普通交付税の一本算定への完全移行及び合併特例債の適用期間が終了となります。このことは本市財政運営が厳しい状況下に置かれることが十分に想定をしているところでございます。そのため本市のほうでは合併特例期間後の財政状況等を考慮し毎年社会情勢の変化や国の制度改正等を念頭に置きながら可能な限り適正な将来予測となるよう向こう10年間のこれは実施計画と連動させた財政計画を作成しております。

また、今年の3月の策定の第2次財政計画により、より健全な財政運営を進めていくということにしているところでございます。併せて市税をはじめとする自主財源の確保や将来の不測の状況に備えるための基金の積み立て。さらには起債枠をさらに厳しくいたしまして36億円。これ38億円から36億円ということでございます。の財政規律を堅持することが最も効果的な財政運営につながるというふうに認識をしているところでございます。

まず重要なことは、今後も引き続き財政規律を堅持して合併特例期間の終了後においても現行の住民サービスを低下させないようにすることが大事なことでございますので、そういうことで持続可能な財政運営のほうに努めていきたいというふうに考えております。以上です。

2番（林山克己君） ありがとうございます。すみません。いろいろと説明していただきまして私自身も安心いたしました。やはり私自身もそうなんですが、やっぱり貯金をしなければ貯えがなければ次のこともできないし、借金をしてやるとなればやっぱり後どうなるか分からないし。それが大きいその中の流れの中でやっぱりこうしっかりこう分かりながら理解しながら分かったことが、もうすごくありがたかったです。ここまでは財政の面とこれから金融の面、いろんな面で基礎的なものだと思っております。それがあっていろいろな事業ができることだと思いますので、それを踏まえたうえで3番目の質問。第一次産業、農業における作物について。最初のこれに入りますが、最初の初めての質問の時に第一次産業が一番大事じゃないかなと、奄美市の発展は、笠利、住用の発展なくしてないんじゃないかなっていう私は質問したって思っています。その中で第一次産業。なかなか第一次産業を育てていくというのは厳しいと思うんですが、その中でもう私は1点だけ、もう鹿児島における時からずっと思っていて、これはちょっと理由がありましてあるんですが、その中でアボカド、最初でアボカドの話をしたと思うんですが、実は、アボカドは、まだ国内にはそうないですけど愛媛県が今もう日本ではこうなっているんですが、鹿児島における時に曾於市末吉町というところがあって、そこゆず畑、ゆずを記念事業でみんなゆず木を配布したんですよね。その時は本当に少なかったんですけど、それが今九州で作付面積

トップになりました。確かにその育て易かったというのと、冬、いろんな霜に強いとかあったけど、それが四国なんです。四国がそのゆず畑で一番なんです、アボカドに関しては、愛媛県、段々畑、みかん畑で、この奄美もタンカン畑でもものすごくタンカンでこうなっているんで、そこでもし気候と土地柄がよければというので、ずっと調べてきたり今でも悩みながらずっとこう勉強したり人に話したり勧めたり、テスト的に協力しながらやったりしているんですが、その中で質問に入ります。まず1番目、アボカドの消費推移と輸入量、その前にアボカドをもう一度アボカドについて、その前にアボカドとはをすみません。部長、もう一度説明をよろしくお願いします。

農政部長（奥 正幸君） おはようございます。皆さん御承知かもしれませんが、答弁の前にアボカドについてですね、少し御紹介をしたいと思います。アボカドはですね、森のバターとも呼ばれ世界一栄養価の高い果物としてギネスブックでも認定をされております。また若返りのビタミンとも呼ばれている強い抗酸化作用のあるビタミンEや人間の体に必要不可欠な栄養素であるビタミンBや葉酸、植物繊維などが多く含まれております。また良質なたんぱく質を多く含み栄養補給、強壮や健康維持に非常に有効なだけでなくとも言われております。さらに、血液をサラサラにする不飽和脂肪酸のオレイン酸を多く含み動脈硬化の予防にも効果があるとも言われており近年ブームになっておりました。

一日に半分から1個を食べるのが理想とのことでございます。お尋ねのアボカドの消費の推移と輸入量についての御質問でありますが、2006年のデータによりますと一人当たり年間消費量は500グラム、日本全体の輸入量は毎年うなぎ上りに増加しており2013年ですね、約6万トンを入力しているということでございます。

国内で流通しているアボカドのほとんどは、海外から輸入されたもので1993年の輸入量は4,600トン。輸入額が8億4,000万円。2013年には6万500トンで輸入額158億円となっており数量で約13倍。金額で約19倍と大きく増加をしております。

輸入の相手国ですね、につきましては、メキシコが全体の約87.5パーセント。ついでアメリカ合衆国が9.9パーセント。ほかにニュージーランド、チリなどが輸入国としてございます。

できれば栽培条件とか分かったら答弁できればというお話がございましたので、質問がございましたので、この栽培条件についてはですね、アボカドには大きく分けてメキシコ系、グアテマラ系、西インド諸島系の3系統があると。耐寒性、収穫期などの栽培条件、香り、果実の大きさ、果肉中の脂分などそれぞれ特徴もものすごく異なっているということです。

国内における生産状況でございますが、ごくわずかということの中で和歌山県、先ほどお話のございました愛媛県、静岡県、鹿児島県などで主に生産をされているようでございます。国内全体の栽培面積は、ちょっと確認できませんでしたが愛媛県松山市で先ほどお話のありました、その松山市では約3ヘクタール栽培をされており日本一の産地を目指して取り組んでいるということです。

また国内の生産量は、国内全体の消費量の1パーセントで約600トン。日本全体でですね。生産量ということで詳しくいろんな詳細を調べましたがですね、なかなかデータで情報も不足してですね、これ以上の確認はできませんでしたが御理解を賜りたいと思います。

2番（林山克己君） ありがとうございます。アボカドに関しては本当に国内、今、いろいろアボカドというここ何年ですかね。みんなが聞くようになって。なかなか食べる人もそこまでは島でもなかなかいかなかったりするんですが、だからこそ私はチャンスと思っているんですよね。まだ国内に入ってきてまだ間もないというのと国内産の大切さ、海外よりもそれがこの奄美大島にしかできない。何かそういうこうまたそれが自然遺産登録になった場合、いろいろな意味で含めてアボカドって言いました。

農業する人たちは、何を植えたらいいか。実際何を植えたらいいかと分からないのが本当なんですよね。農業せえ、農業せえと何を植えたらいいと言ったら私は自分の思いでこのアボカドを言いましたが、一つは無に近い国内産というのと健康志向の高い果物類。大手コンビニの商品の品揃えのアイテム

にいいよアボカドが入っている。それから外食産業。寿司。それからアジアにおける販路拡大。和食ブーム。メニュー提案。将来的にもものすごく可能性のある作物であるのは間違いありません。ただ、いろいろ試行錯誤しております。ちょっと向けたんであれなんです、部長、県の取組を是非伺いたいたんですが、よろしくお願いします。

農政部長（奥 正幸君） 鹿児島県内のアボカドの栽培の状況とですね、鹿児島県自体の取組について御答弁させていただきたいと思います。鹿児島県ではですね、県内ではですね、平成26年度現在の栽培面積は約2.1ヘクタールとなっております。確認されている主な栽培地につきましては、始良市、いちき串木野市、垂水市、鹿屋市、指宿市、南大隅町などで生産されておりますけれども生産性を追求した計画園は少ないということでございます。

県としての取組の状況でございますが、特に重点的には現在取り組んではないとのことですが、県本土で把握している栽培の事例として県に確認いたしましたところですね、ハウス栽培で植え付け後3年で収穫ができるとのこと。露地栽培では、耐寒性が明確でなく品種で差があるとのこと、また平成28年1月の異常低温時に大きなダメージを受けたということ。また樹齢が30年を超える木が確認されており、樹高、木の高さが7メートルから8メートル。年間700個から800個の実をつけるという事例が確認されておりますが、県としてもですね、現在のところこれ以上の取組は実施はしていないということでございます。以上です。

2番（林山克己君） ありがとうございます。今、県のほうの方なんかにもちょっと話を聞きに行ったんですが、試験的に3年前に植えて笠利の節田の先のところに植えて、節田はずっと先なんです。見に行ったんです。そしたら何か一つだけは実がなっていました。一つの木だけは。8本ぐらい植えていました。あとはもうちっちゃい実しかありません。それは土の関係とか風とか雨に弱かったりとか、水はけとか、いろいろ問題が生じておりますが、ただ今、鹿児島県で作られていると言いましたけど、これは5度以下になるとなかなかアボカドは、ちょっと駄目になっていくんですよ。鹿児島は寒いんですよね、霜が降りたら。だけどこの奄美は、いくら寒くても本当に5度以下になるということはないんで、今一生懸命、それを本当の奄美の作物としてやろうとして取組を私自身は図っていると思うんですが、何とかこのアボカド、新しい農産物として頭に、頭と言うか、是非取組を図っていただければありがたいなと思います。

その中でこの前、私にも瀬戸内で、このアボカド生産部会と、いいよあれして、Aコープの2階で説明会があって私も横に座ってこう話を聞くことできたんですが、もうAコープの2階も満杯だったです。だから普通は、農業に力を入れているのか。もう300名近いもう入りきれない人数が入っていて私もびっくりしたんです。アボカドのその一つのアボカドに対して。だからちょっとそこには私もびっくりしたところがあるんですが、私はどうしていいか、後で話をしますが、瀬戸内でそうだから私はもう笠利か住用、繁栄なくして奄美市の繁栄はないと言っているぐらいですけど、その隣の住用で何かそういう取組みが図れんものかなと思っているもんですから私の気持ちの中で。

2番、瀬戸内町における予算を含む取組についてお分かりでしたらちょっと答弁をよろしくお願いします。

農政部長（奥 正幸君） 瀬戸内町における取組についてお答えいたします。瀬戸内町では、今、お話がございましたように講習会を開いているということでございましたけれども、現在、生産者が57名、部会を設立しておるところです。御承知のとおり今年の7月26日に先ほどお話がございましたけれども日本熱帯果樹協会代表理事の米本仁巳さんを講師に招いて国産アボカドの将来性と瀬戸内町での栽培についてと題して講習会を開催をしている催しであります。

瀬戸内町ではですね、今年度から瀬戸内町の営農支援センターで試験栽培を行ってですね、その生育

調査、適正品種試験などを実施しているとのことでございます。そのまた苗木助成の事業ということで瀬戸内町独自のですね、今年度からこの開始をいたしまして苗木の半額助成というのを今実施していると、担当者から聞いたところによるとそういうことございました。以上です。

2番（林山克己君） 本当これは、どうしてそんなにどんどん進んでいっているのか、私も分かりませんが、苗木、苗から育てれば何とか4年ぐらいでできるんですが、種からだともう7・8年かかるんですよね。それが瀬戸内町は、予算を貸して苗が7,800円ぐらいなんですよね。苗自体が。大体あのマンゴーが1万2,000円か1万3,000円じゃないですかね。マンゴー自体が。ちょっと私、記憶があれなんです、ただアボカドに関しては7,800円ぐらい。その半分を町が持つ。今回、補正も含むって話をしましたんで、その後どうなったか私も分かりませんが少なくともできればタンカン畑にみかん畑にいいということですので私自身もちょっと今大変こういうのをこうやっていったり進めていくというのは大変なんです、私も微力ながら何とか奄美で新しい農作物というか果物類なりこう考えて提案をどんどんしたいと思っております。

是非いろんな知恵と知識と協力を得ながら何とか農業の方々にも力を合わせてやっていけたらいいなと思いますので、その希望を込めまして、この質問は終わりたいと思いますが、それで住用町では、その取組みが、植えるかどうか分かりませんが、可能性はありそうですか。どうか。

農政部長（奥 正幸君） 住用町を含めて奄美市は、特にどうかというような質問でございますが、現在、奄美市でもですね、数戸の農家が試験的にそのアボカド、先ほど笠利というお話がございましたけれども、浦上でも試験的にアボカドの植栽を行っておりますが、安定した収穫までには今至っていないという状態でございます。

アボカドはですね、強風による倒伏に弱いということ。排水性の悪い場所では根腐れを起こしてですね、反対に土壤乾燥にあうと衰弱してしまうなどの土壤水分のコントロールが重要である。また品種が、ものすごく数多くあるということの中でですね、産地に合った品種選抜というのが、なかなか重要であり課題などが、かなり多くあるという状況でございます。したがってですね、その新規品目の導入についてはですね、もちろん住用町を含めて奄美市ではですね、その関係機関等連携を図ってですね、奄美大島で適した品種、栽培の場所、暴風対策、栽培管理技術の確立などを含めてですね、今後検討してまいりたいと考えているところでございますので御理解を賜りたいと思います。

2番（林山克己君） ありがとうございます。まず第一歩だと思ってちょっと夢見てずっといろいろと私自身も勉強してどんどんどんどんまた提案をしたりしていきたいと思いますので、これをもちまして今のこの質問は終わりたいと思います。

そして次の質問にいきます。4番目、これは前の質問でなかなかできなかったんですが、朝仁浜の整備について。この朝仁浜の整備についてなんです、の1、海水浴場ほかマリンスポーツ浜としての新しい観光地について。①湾岸整備や近辺道路整備についてですね、なんです、まずその前に私も分からないことが多くてですね、海とか浜とか住用のあの住用の市のことに関してもそうだったんですが、まずこの朝仁浜の浜と道路とそこが海岸周辺の管轄担当部署と管轄、国・県・市このあたりがまず、分かれば答弁をよろしくお願いいたします。

建設部長（本山末男君） それでは朝仁海岸の管轄について御答弁させていただきます。海岸保全区域は、朝仁海岸では指定されておまして、県において昭和44年度から47年度、平成9年度に護岸等が整備されております。海岸保全区域の管理者は県で護岸排土のミズタタキドを含めた市道につきましては、市の管理でございます。

2番（林山克己君） どうして私が、それを聞きたいか。管轄とか、そういう県がどこまで市がどこまでとか、本当に分からなくてですね、いろいろ勉強していく中でそれを分からないことには前に進めないと思ったものですから、ちょっと聞いた次第なんですけど、毎朝、毎朝もなんですけど、ちょっと仕事柄あそこの浜を毎日通っているんですけど、私は奄美地区で生まれたんですけど本当にいい浜なんですよね、朝仁浜。いろんな人たちと話を聞いたり・・聞いても昔は朝仁の浜で海水浴に行ったりとか、あそこまでが自転車でギリギリ行けるところとか、いろいろ話を聞いたりして、毎日通りながら、ここがきれいな海水浴場になったら喜ぶだろうなと、そういう気持ちの中で今回この朝仁浜のことについて話しているんですけど、できれば、あそこの市道の道路がもうすごくこうちょっとこう凸凹というか、道路なんかきれいなになっていないんですけど、それとか、海水浴、いつも見ているんですけど、かなりの方たんかが観光客も含めて結構来ているんですよね。もちろんその今、シーカヤックそれからSUP、スタンドアップパドルボーディング、サーフボードの上に立ったままオールを使って漕ぐ競技があるみたいですね。

これが全国予選会が朝仁浜であるみたいです。たまたま縁があつて、その方と私ちょっとある意味知り合いになったものですから知っているんですけど、観光客がきて、いつもサーフィンの板を持って海のほうに行くんだけど、ものすごく元気がよくてなんか違うこう本当に観光の方かなと思うぐらいの方なんですけど、そういうのがどんどんこうなっているんですけど、あそこにそういうこうシャワーとか難しいかもしれませんけどトイレとか、そういう施設を造るというのは、できないことなんですかね。ちょっと答弁をお願いいたします。

建設部長（本山末男君） 護岸整備、道路整備、施設整備等を含めた計画についてですが、市としては、砂浜を有する景観に優れた景観であると考えておりますので要望等がございましたら地域の方々や市民、観光客を親しめ、そして憩える海岸として何か施設整備ができないか県や関係部局と協議し検討してまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

ただちょっと付け加えておきますが、この海岸につきまして施設整備の補助事業はないということで県から返答をいただいております。補助事業としては、対応できないということでございます。

2番（林山克己君） 補助事業がないということなんですけど、できればせっかくきれいな朝仁の浜なんです、これからの観光のメッカとしてもいい浜になっていくと思うのと地域の方と話をしながら本当にそういうふうな浜にまた昔みたいに戻ってくればいいなという話があったものですから今日今回質問しました。

それと、そう言ったんですけど、昨日その河川の話が出まして確かに私が毎日行ったら、あそこの朝仁の河川だけは浮遊物が波が高い時とか潮が満ちたら結構あるんですよね。あれがちょっと気になっていたんですよ。毎日ほかの河川については、そんなにないのに。そこに関しては何か浜鳩と平松の何か埋め立てが始まって海の流れがあつて、あの浮遊物は流れたきたという話を聞いているんですよね。そこをまた掃除したりいろいろしながら、あれもちょっと何か方法がないものかな。それと昨日そういう下水場から上のいろんな問題が出ましたが、それに関してもやっぱり謙虚に受け止めて、みんな海水浴をしたり、いろんな人たちがいらっしゃる。そこで海水のその何と言うんですかね、水がいいのかどうか。水質検査そういうのもやっぱり検討しながらやりながらできればそういうのもしながらやっぱり普段みんな子どもたちも泳いだりしているんで、やっぱりそこも大事かな。すべての面でやっぱりそういうのも考えながらこの朝仁浜のことは、話をしていかなきゃいけないなということで昨日ちょっと、今日質問するもんだから何名か集まってですね、せっかく朝仁の浜をきれいにしようと思っていたものですからね、ありましたが、とにかく朝仁の浜を再度甦らせていただくようによろしく願っています。次の質問に入っていきたいと思います。

最後に、この質問に関しては、もうミスターふるさと納税の先輩方々が結構いますので私のほうは、

ちょっと流れだけを話をしていきたいと思います。

ふるさと納税返礼品について（１）返礼品のアイテムと価格についてなんですが、私は１回目、２回目質問の時にしたと思うんですが、そのふるさと納税、都城市役所行って、自分で一人で行って、いろいろ話を聞いてきて苦労とかしました。その受注発注の件に関しても質問したと思うんですが、もう７月からいよいよもうスタート切っておりますので私の考えからいけば、先輩方々が細かいことを聞くとありますが、大体一年を通して、会社もそうなんですけど前年どうだったとか、それを比較しながらこうするから、そう見たら大体どういうものかが見えてくるんじゃないかなと思う。それでもただ毎月、毎月努力はしていけないといけないとは思いますが、だから今私は、その辺はこれからの成り行きを見ていきたいなと思うんですが、その中で返礼品は、ほかの地域は、米が１番で、２番が肉、３番が果物になっているんですね。この奄美は、その順番と言うか、その返礼品のそこがどういうふうになっているかというのが、まず一つとそれとふるさと納税の金額推移、７月からはふるさとチョイス、チョイスですかね、ふるさとチョイスのあれで７月から始まったばかりなんですね。受発注がＪＴＢに委託をいたしましてなんですが、その前までのそういう金額も出ていると思うんですが、もうまとめて聞きます。７月に１か月間で申し込み件数が２１１件。金額が５３３万円。２０１５年の１年間の金額の約半分をこの７月でやっている。これはもうだけど、それが始まったらある程度これはいける。このぐらいはいくんじゃないかと私は気持ちは思っていました。スタートですから、だけどこれが８月になりました。それともう一つは、秋から冬にかけての、今度はどういう商品でいくかという、そういう展望。これも含めたうえでちょっと答弁をお願いいたします。

総務部参事（久保信正君） まず奄美市の返礼品の特徴でございますが、本場大島紬の反物などの工芸品、黒糖焼酎やタンカンリキュールなどのお酒類、それから豚肉とか、それから島での体験メニューとか様々なバリエーション豊かな返礼品をなっておりますが、一つだけちょっと島の特徴としましては、種類はあるんですけれども一つひとつの絶対量が少ないというところがございまして人気の返礼品はすぐに品切れとなるのが今の現状でございます。

それから納税の寄付の金額の推移でございますが、７月は先ほど議員がおっしゃったとおり約６００万円近くでした。８月は１８０件の５００万円となっております。今後パッションフルーツやマンゴーなどの季節物の主力返礼品が終了した中で迎える９月以降の計画につきましては、まず寄付金額が最も伸びる１１月１２月に向けた地元からの情報発信に注力する予定でございます。

例えばフェイスブックなどＳＮＳなどの周知、関東奄美会、関西奄美会へのアプローチ、ふるさと納税のイベントや観光イベントなどの参加です。また奄美も今からは過ごし易い気候となってきますので協力事業者の皆様とともに旅行ツアー商品などの開発。それからふるさと納税をとおして着地型の返礼品を提案していきたいと考えているところでございます。

それから最後に奄美市におけるベスト１０アイテムでございますが、特に人気の返礼品を大きなカテゴリーに分けて、その割合を示させていただきます。奄美の果実を使用したジャム、鶏飯などのセットの加工品が約２０パーセント、黒糖焼酎と果実がそれぞれ約１６パーセント、きび酢、塩などの調味料、魚介類などがそれぞれ約７パーセント、肉、パン、飲料類などがそれぞれ約５パーセントとなっております。以上でございます。

２番（林山克己君） ありがとうございます。本当に何か今話聞いて、私もふるさと納税、本当スタートは７月に切りましたけど、８月も５００万円、この金額でできているということは１８０件ですかね、本当にそういう意味では、この後ブレがあったとしても何かこれからのふるさと納税は、みんなで力を合わせてやれば本当に楽しみな一つになるんじゃないかなという気持ちがしてきました。何か御苦労が私には答弁でしか見えないんですが、御苦労があるんだろうなと思って今自分自身で思っているところでございます。本当に御苦労様です。

一つだけ今の人気商品の一つだけすみませんが、人気商品のこれはもうできれば希望です。人気商品のその品薄、これがすぐ出る。スーパーなんかで言えば、小売店で言えばですね、棚がもう売れてそこが空いてしまった。いつ来てもないとなると、今度はなかなか今度はお客さんは次の店に行ったりするんですよ。だからどうしてもこの人気商品の品薄、ここはないからしょうがないじゃなくて、何か方法を考えてそこはもうそこさえ何とかすれば柱が立っていきますので、そこだけ是非この大変とは思いますが、そこはちょっと考えながらやっていただければありがたい。何か答弁がありますか。あるんでしたらどうぞ。

総務部参事（久保信正君） 特に一番人気な商品がですね、果実類になるんですけど、この7月8月にしましては、とっかかりと言うか、この制度にとっかかるのがちょっと遅かったもんですから7月8月売れ筋のパッションフルーツやマンゴーの協力事業者のほうに参加が少なかったと想定しております。

今後、冬場になりますとタンカン類が出てきますので農林課などと協力をしてですね、JAさんとか大きな農家さんなどに協力を求めている。そのように今考えておるところでございます。

2番（林山克己君） ありがとうございます。もう本当に今日は、財政の面からの質問、何かこう話を聞いていて何かこれからいよいよ5か年先にどんどんみんなで協力してやっていけるんじゃないか、私も頑張って協力しようかなと思って気分になりました。これで質問を終わります。ありがとうございます。

議長（竹山耕平君） 以上で自由民主党 林山克己君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時30分再開いたします。（午前11時44分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

自民新風会 安田壮平君の発言を許可いたします。

13番（安田壮平君） 皆様、こんにちは。自民新風会の安田壮平です。一般質問にあたりまずは一言所見を申し上げたいと存じます。先月末の台風、大雨により大きな被害に遭われた北海道、岩手を中心とする地域の皆様に対し心よりお見舞い申し上げます。また熊本においても今なお余震が続いています。昨晚から今朝にかけて台風13号がこの奄美地方を通過していきました。それほど大きな被害がなくこの場に立たせていただいていることを安堵するとともにこの先の進路についても本土の皆様には気をつけてお過ごしいただきたいと思います。9月1日は防災の日であり先週一週間は防災週間でした。防災に対する市民の意識が高まっている今だからこそ今後ほどこれに関して質問いたしますが、災害列島日本風光明媚な風土を持つ我が国は、その背中合わせとして毎年全国各地で多くの自然災害が発生しています。近年は、その災害が激甚化していること。それが多発していることへの恐れを感じます。この夏の猛暑も関係しているのかもしれませんが、大きく言えば地球環境問題、そして我が国の人間活動の内側を見ればものがあふれ消費の伸びが停滞、劣化という制約の中で心豊かに暮らしていくにはどうすればよいか。私たちは先月の議員研修会で沖永良部島在住の東北大学名誉教授 石田秀輝先生から過去の成功体験を通じない。過去の延長上に解がない現代社会の複雑な課題問題に立ち向かうために前提条件や足場を変えて解決策を考えるバックキャスト思考の大切さを学びました。その中には、自然や周りの人たちとつながりを大事にして生きてきた奄美の先陣たちの価値観や人生観が防災や教育、福祉など様々な面で日本全体にとってのヒントになるという示唆をいただいたように感じます。複雑多岐にわたる現代の国政全般から地域の社会にまでかかわる課題問題に対して奄美市議会として力を発揮し行政のチェ

ック役であり仕事のパートナーとしてともに考えともに行動し奄美市をよりよくしたいと考えている議員は私だけではないはずです。

先の改選から約1年経ち議会活性化の論議と実践が緒につく運びとなりました。この定例会中に勉強会もしくは活性化検討委員会を立ち上げ議論を始めてまいります。今回の一般質問では、過去最多タイの18名の議員が登壇しますが、これも議会活性化の流れにつなげていければと思いますし、議会報告会については今年度は、来月20日に開催し来年度からは年2回に開催回数を増やす予定であるのも分かり易い議会。顔が見える議会。市民にとって身近な議会になっていくための大事な活動と考えます。そこではもちろん市民に対する説明能力、説明責任が問われます。でもそれは、市政の主人公は市民である奄美市を築いていくために避けて通ることのできない営々たる働きです。

情報の内容、タイミング、順序などを含めてこの説明力、説得力、発信力に磨きをかけることを議会としてもまた行政としてもやっていこうではありませんか。議会が活性化すれば、そして行政と議会が切磋琢磨をすれば奄美市は必ず活性化する。私はそう信じています。このことを提言させていただいて、それでは質問に入ります。

まず前回の一般質問でも橋口耕太郎議員が取り上げた防災の奄美市地域防災計画について。ここで改定の定の字を定めるという字を訂正の訂の字に直していただきたいと思いますが、①今年、改訂された本計画について実効性のある防災対策を推進していくために、誰が何をいつまでに実施するのか。ということですが、本計画の災害予防、減災の分野において活動主体、活動内容については明示されていますが、期限、財源や進捗状況の把握、検証、評価については具体的な定めがほとんどないよう見受けられます。このことについて本市として災害の事前対策を全体的にどのように進めようとしているのか。何を最優先でもしくは重点的に進めていく考えなのか。財源の確保をどのように図っていくのかについて見解をお示しください。次の質問からは発言席にて行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それではさっそく安田議員にお答え申し上げます。今、議員御指摘のとおり奄美市地域防災計画には、一般災害対策編の第二部に災害予防、減災における各種災害の防止対策が計画されております。その中でハード面の対策として急傾斜地崩壊対策や地滑り防止対策などがあります。これらの事業は、そのほとんどが県営事業であります。したがって長期の期間と多額の予算を費やしている現状であります。

また、その採択枠が県下全域での事業実施となりますことから、大変採択についてのハードルが高いという現状がございます。しかしながら緊急度が高い地区については、市においては、引き続いて要請、実現に向けて要望してまいりたいと考えているところであります。

一方、ソフト面での予防対策の観点から申し上げますと、自主防災組織の活動が非常に大きな役割を持つものと考えております。組織力が遅れております名瀬地区において早期の組織立ち上げを促すことが非常に大切であると痛感をいたしているところであります。助け合い支え合うという自主防災組織の活動を後押しするとともに公共工事におけるハード面の充実と併せまして災害の予防と減災の対策に努めてまいりたいと考えておりますので、どうか議員の所見におかれましても、また市民一般の皆様方においてもまず防災組織の設立に向けて御理解と御協力を賜りますように切にお願いを申し上げるところであります。以上です。

13番（安田壮平君） 市長から御答弁ありがとうございました。私は、この地域防災計画を見ましてやっぱりその今、市長が、奄美市は、まずは自主防災組織だというふうなお答でしたが、もちろんそれを中心に、またそれ以外の分野についてもいろいろと対策が書かれているんですが、その実効性の担保にですね、やっぱり疑問があるなということを感じまして、要は誰が何をというようなwhatとかwh

oというのを書いてあるんですが、それをどのように進めるかというですね、いわばhowという部分についての規定がありませんでしたので確実に進んでいくのかなと確かに自主防災組織をつくることは大事。それに関しては目標率、目標の数値をですね、掲げているのは分かるんですが、じゃどのように進めていこうとしているのか。というところが周りの計画ですので、もっと詳細な文章といいますか。それがあるのかもしれませんが、やっぱりそこは気になりましたので問わせていただきました。

自主防災組織をつくれれば確かに今般の改訂で盛り込まれた減災の観点、要配慮者名簿を整えたり、後はまた一般市民に対して訓練への参加を促すとか。家庭への備蓄を促していくということも徐々に広がっていくんでしょうけれども、そこまでの道筋が明確に見えないなというふうに感じまして、要は自主防災組織に関しては分かるんですが、そういう数値目標、それ以外ですね、数値目標達成計画が示されていないとか。達成計画の進捗状況、防災会議等でチェックするような仕組みが盛り込まれていないということを感じました。やっぱり防災の分野においても、その今、地方創生でも組み込まれているそのPDCAサイクルというですね、一連のこのサイクルを回していく。市役所も財政のローリングとかですね、自主計画のローリングとか、そういう同じ発想ですけども、このPDCAサイクルを防災においても回していくために何かしら防災会議等何かしらそういう組織、仕組が必要ではないかと考えるんですが、その点はいかがでしょうか。

総務部長（東 美佐夫君） ただいま議員がおっしゃったとおり、数値目標等については、今回の計画の中では示しておりませんが、市長がおっしゃったハード面については、それぞれの所管、例えば県であったりですね、市であったりというところでも対応ということになるかと思います。あるいは消防の関係、自衛隊の関係、国の関係ですね。いろんな対応については、例えば第二章のほうで対応についての組織の在り方はこうだというふうに書いてあるところですので、その点については、そういう所管、所管のほうで対応してくれるんだろうというふうに考えております。

そのうえでPDCAのサイクルの話でございますが、一つは実際に起こってみないと検証ができない部分もありますので、これは起こらないことが一番いいことでありますけど、訓練を通してですね、その辺の検証を進めていくというふうに考えていただければいいのかなと思っています。

そういう両方の観点。実際に起こった観点と訓練の中で今後の在り方その検証、分析を行っていくというふうに考えております。以上です。

13番（安田壮平君） 分かりました。訓練の中でと、そのソフト面に関してですね、絞って言えば訓練の中でということなんですが、それでもなかなか先日行われた奄美市防災計画もすべての市民が参加したわけでないわけでありまして、また年に1回という頻度でありまして、その一方で本当に先ほど申したように全国各地で様々な自然災害、思いもよらないような災害が起こっているということで本当にこのペースで進めていって万が一のことがですね、起きた場合に被害を最小限に抑えることができるのかなというふうに思いますので、僕自身はこういうPDCAサイクル回すいろいろな会議、その会議の構成メンバーも様々考えられると思うんですけども、そういうのを定期的にもって、そしてその情報を発信していくだけでも、その市民の皆様に対する意識付けになっていくんじゃないかと思いますので、これ何かしら現状のままではですね、やっぱり物足りない。問題があるんじゃないかと思いますが、そこをもう一度お答えをお願いします。

総務部長（東 美佐夫君） 年に1回は全体の防災会議、これは警察だったり消防だったり海上保安庁だったりですね、関係団体、かなりの数、4、50名の数で防災会議を年1回開いておりますが、その中で検証は、まずはしていきたいというふうに考えています。もう一つは、前段の中でまだ物足りないという御指摘がございましたが、庁内の中でも台風の災害を待機しておりますが、そういう中で気付いた点などみんなで話し合うよう幹部会の中でも随時行っておりますので、そういうことも踏まえてです

ね、この計画の中をちゃんと実行できるように台風措置をとっていきたいというふうに考えておりますので御理解をお願いしたいと思います。

13番（安田壮平君） 分かりました。本当大きな災害に発展しないまでも年中奄美でも台風や大雨というものが起こっていますので是非そういうコミュニケーションの場というのをですね、もっていただいて、そしてまた、そこで出た教訓と言いますか、大事な情報は、しっかりこう世間に対しても発信していただきますようお願いをしたいと思います。是非今後また、どういう組織や仕組みが必要かというのをですね、考えながら進めていただければと思うんですが、実際に今、熊本地震が起きて、今数か月経ちまして、その中で新しい課題も出てきたと。例えば車中泊用の広い駐車場が必要になるとか、もしくは高齢者もですし女性もですし乳幼児専用の避難所あるいはペットの専用のとか、そしてまた公的備蓄もですし、またはその提携していた企業が被災した場合にですね、想定していたその物資が調達できなかったというような事例も起こったりとか。計画の時点では、万全を期したつもりが実際起こってみたら上手く対応できなかったというその経験というかノウハウはですね、徐々にやっぱり蓄積されていますので、そういった事例をやはり奄美市も他山の石として、そして我々自身も6年前そういう防災・経験した身としてもですね、やっぱりしっかりと組み込んで奄美市のその防災体制というのを着実にレベルアップ図っていただきたいなというふうに思います。

続いて②のほうに移りますが、これは4年前の6月議会で与議員が質問された内容ですが、自治体のBCP、ビジネスコンテニューイティプラン、業務継続計画の策定について、どのように進めていくか。ということですが、消防庁の調査結果によれば今年度末には全国の自治体の半数以上がBCPを策定する予定とのことですが、今般の改訂でそれが盛り込まれた本市において、どのように進めていくか。見解をお示してください。

総務部長（東 美佐夫君） BCPの関係ですね、お答をいたします。この業務については先般来、先の議会のほうでも御質問がありました。BCPの説明ということで、ちょっと御紹介いたしますが、災害時に行政自らも被災し人物、情報など利用できる資源に制約がある状況下において優先的に実施すべき業務。これは非常時優先業務ということになります。を特定するとともに業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保などをあらかじめ定める計画ということでございます。

これを策定することにより非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となるというふうにされております。このBCPには、特に重要な要素ということで六つの要素を定めております。少し御紹介いたしますと、一つ目が首長不在の時に明確な代行順位及び職員の参集範囲が決められているか。二つ目に本庁舎が使用できなかった場合の代替庁舎の特定がされているのか。三つ目が電気、水、食料等の確保がしっかり定められているか。四つ目が災害時もつながり易い多様な通信手段の確保がなされているのか。五つ目が重要な行政データのバックアップがとれているのか。六つ目が非常時優先業務の整理というふうになっております。

このうち今回の防災計画において明確となっていない項目が二つあります。本庁舎が使用できなかった場合の代替庁舎の特定という点と二つ目が非常時優先業務の整理という点。この2点が今回の防災計画の中で明確に示されていないというところでございます。

ただし、今回平成30年度の完成末ですね、末の完成予定の新庁舎の中では、これ震度6強を想定いたしました免震構造や庁舎機能を2階以上に配置するということでBCPに対応した設計というふうになっております。

震度6強と申し上げますと、防災計画の中では喜界島沖の東海岸で発生した震度6強ということで、今回の防災計画の中では位置づけておりますので、この時の奄美大島での震度が5弱ないし6弱ということでございますので、6強の免震構造の庁舎となりますと恐らく奄美群島の中では最も地震に強い庁舎になるというふうに考えております。

今後の在り方ですが、先ほど御紹介しました2項目については、今後検討進めていくというふうを考えておりますので四つの項目の充実を図りながらBCPの計画の策定を進めていきたいというふうを考えております。以上です。

13番（安田壮平君） 分かりました。ありがとうございます。今、国のガイドラインに沿った説明をしていただいて四つはできて大体庁舎に関しても新しい庁舎でというようなことでありましたので、後はやっぱり非常時優先業務というものをしっかり定めていただいて、そしてまた必要な資源確保をどうすべきかというところですね。していただかないといけないんですけど、やっぱりここで大事なのは、全部局全職員が関与することだというふうに言われていまして、勝手に例えば防災部局ないし総務部局だけで決めてもそれがいざという時にきちんと機能しなければ意味がないわけで、やっぱりそこにおいて、その日頃からやっぱり全職員の方々にもそういう防災の意識をですね、常に持ってもらうためにもその策定時そしてまた運用の面においても全職員の関与が必要になってくるわけですから、そういうところも注意しながら進めていっていただきたいなというふうに思います。また策定したあかつきにはですね、またいろいろと伺わせていただければと思います。

続いて③の自主防災組織による地区防災計画の策定についてどのように進めていくかということですが、本市においては、本年2月に初めて笠利町外金区の地区防災計画が内閣府の地域防災力ボトムアップモデル事業により策定されましたが、他の地区においてはどのように策定を支援していくのか。財源確保の観点も踏まえて見解をお示してください。

総務部長（東 美佐夫君） 議員御案内のとおり奄美市笠利町の外金区のほうで地区防災計画についての内閣府の実施します地域防災力ボトムアップモデル事業というのを活用して策定をされております。これは事業名の示すとおりですが、ほかの地区の防災計画作成時において各地区の事情や特徴を反映することにより地区の防災計画の作成を容易にするモデル的な仕様というふうになるものでございます。

今後自主防災組織の向上と併せて各地区の防災計画の作成を促すことが大変重要であります。この作成にあたっての経費の財源、御指摘のですね、経費の財源については、県のほうに伺いましたら、このボトムアップモデル事業が平成27年度から平成29年度の3年間で県内の各地区1か所で実施されるというふうになっているんだそうです。したがってこの県の補助事業は使えないということになりますので、我々のほうでは、地域のやっぱり地域は地域自ら守るという観点を高めていくということも大変重要なことでありますので単独経費の中でその作成の支援をしまいたいというふうに考えております。以上です。

13番（安田壮平君） ありがとうございます。既に自主防災組織ができた地域に対してこういう地区防災計画を定めてもらって、そうする中で市が定めた以外にですね、その地域のもっと実情に合わせた柔軟な様々な計画とか行動ができるようになるというふうになると思いますので、例えば避難所の自主運営でしたり、もしくはまた一時避難場所の柔軟な設定とか訓練備蓄、要配慮者への計画ですとかね、できるようになると思いますので、これは是非しっかり財源も確保していただいて少しずつ確実に進めていただければと思います。しっかり地域防災計画にもこれが折り込まれておりますので、そこは年次的に結構かと思いますが。防災に詳しいアドバイザーを派遣したりしてですね、定めていただければと思います。

今、国が防災4.0という考え方を提唱してまして、要は4.0。1.0は伊勢湾台風で災害対策基本法ができた時代。2.0は阪神淡路大震災の時代。3.0は東日本大震災で減災という考え方が生まれた時代ですが、昨今のこの激甚化する災害の多発を踏まえて、今、4.0という考え方が出てきて本当これはもうすべての市民、国民に対して防災を自分事として捉えてもらって自律的に災害に備える社会を目指していこうというような国民運動への発展を目指しているわけですが、これを是非災害多発

地帯のこの奄美市においてもやっぱりいち早くですね、制度として組み込んでいく。政策事業として組み込んでいく。取り入れていくということをやっていただいて万が一という時が来た場合にはですね、備えられる強い災害に強い奄美市をつくっていきたいと思いますので、どうかまた行政のほうでもその取組みをお願いしたいと思います。

続いてスポーツ振興についていきます。リオデジャネイロオリンピックの興奮が今も冷めやらぬ記憶に新しいところでありますが、とりわけオリンピックは、アマチュアスポーツの祭典の面があり今回、日本チームもレスリング、柔道、水泳、体操、卓球、バドミントン等での活躍がめざましく普段テレビにはあまり出ないスポーツに脚光が集まったことは大変喜ばしいことでありました。そこで名瀬運動公園の施設整備について、これまでの取組みはいかがか。また今後の課題は何か。ということですが、平成21年頃から進めている名瀬運動公園の施設整備について、それぞれの施設にかけた費用を含めこれまでの取組状況についてお示してください。また今後は、どのような課題がありどのような計画があるのか。についてもお示してください。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは名瀬運動公園の施設整備につきまして、これまでのいろいろと解消しておりますが、主なものを御紹介をしたいと思います。名瀬運動公園の施設整備につきましては、社会資本整備総合交付金都市公園事業ということで平成23年度から平成27年度までの5年間で11億6,512万円の施設整備を行ってまいりました。

主な事業といたしましては、平成23年度に陸上競技場の走路改修、平成24年度に野球場のグラウンド改修、平成25年度に陸上競技場管理棟の改修、平成26年度に野球場のスコアボード改修及び体育館の床それから照明の改修。平成27年度に屋内プールのろ過設備を改修しております。

本年度は、多目的広場のナイター照明設備の改修とそれから運動公園の駐車場の整備これを行っております。またもう一つ、6月の議会で計上いたしました、屋内練習場の屋根の補修工事を行っているところでございます。これまでこのように改修をして施設の利用の利便性が図られるようにしてきたところなんです、まだ一部施設の中で補修、手直しが必要な箇所がございます。

今後これにつきましては、関係課と調整をいたしまして有利な補助事業が導入できないか。あるいは優先順位をどうするのかとか。そういったことを検討をしまして計画的な施設整備に努めてまいりたいと考えております。

13番（安田壮平君） 分かりました。ありがとうございます。かなりの費用をかけて三儀山運動公園を改修されたということでありますが、ここですね、先ほど申し上げた競技にも少し絡むんですけども三儀山の中ですね、一番使用頻度が高い、使用人数が多い施設がですね、お分かりだと思うんですが、体育館でありまして、その次がプールなんです。体育館が大体この数年間この4年間ぐらい遡ってみましても大体平成26年は、確かに工事のため全使用者の中でも18パーセントだったんですけど3万2,000人だったんですけども、27年度は、5万8,000人ということで全使用者の4分の1、26パーセント。その前も大体30パーセントぐらいは体育館を使っているというような状況があり、そしてまた、プールについてもですね、大体20パーセント前後の方がですね、3万5,000人前後の方は毎年プールを使っているというような状況があります。もちろんどの施設に特化して整備して、どこは手が回らなかったというふうに申すわけではありませんが、やっぱりいろんなスポーツいろんな競技やって、それぞれがですね、やっぱりこう平等にと言いますか、公平に使える状況に快適に使える状況にしていけないといけないというふうに思います。そうする中で今この体育館。今度の日曜日は、元全日本女子バレーの方々の方が来たり、また年末には、大相撲の巡業があつたりするわけなんですけれども聞くところによれば雨漏りがまだ続いていると。特にその横から差し込むような雨が降った時にですね、雨漏りがしている。そしてまた元々体育館の構造上通気口がきちんと整備されていないために床の寒気が不十分で床がツルツル滑って最近けが人も出ていると。そしてまた、その滑り止めのため

にロージンという滑り止めですね、粉をですね、捲いて使用している例もあって、せっかく整備したばかりの床が早いペースで傷んでしまうんじゃないか。そういう懸念も出ているというような声も聞いています。なので、やっぱりここも早く手をつけていただきたいと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 今お話がありましたように総合体育館のほうは昭和52年度に建設をされて既に38年が経過をしております。その間に屋根の張替工事などを行ってきたところですが、今、議員がおっしゃいましたように大雨が降った際に雨漏りをする箇所があるということが確認をされております。

体育館のほうでいいますと、もう一つトイレのほうの改修ということも声をいただいておりますので、この辺につきましてもですね、今後計画的にこの辺の改修ということをしていきたいというふうに考えております。

13番（安田壮平君） 是非いろいろその優先順位とか検討していただいて進めていただければと思うんですけれども、もう一つですね、その使用頻度が2番目に高いプール。25メートルも含めてなんでしょけれども特に近年使えるようになった50メートル屋外プールですが、これはろ過機が8年間使えなかったということで本当放置されて無残な姿をさらしていたわけなんですけれども、やっぱり水泳をする人たちの声としては8年間の重みというものをですね、是非考えていただきたいということで8年と言えば、小学校1年に入学した子どもたちが気がつけば中学校3年生になっているような、だから中には、その50メートルプールで泳いだことのない奄美の子どもたちがですね、いるわけですし、今ようやく使えるようになりましたので、それはありがたいんですけれども、やっぱり汚れがもっともって今後は活用されるようにですね、いろいろと計画的な整備をお願いしたいということで、一つはまずは、塗装ですね、プールの内面の塗装、先日ちょっと緊急にラインだけとりあえず引いていただいたということなんですけれども、しっかりほかの面も塗装していただければ見栄えもよくなるし、また藻を防ぐことができると。このリオオリンピックでもプールが緑になってちょっと話題になりましたけれども、その防草効果があると、塗装によってですね、ということもあるし、また清掃が容易になるということもありますので、まずは、この塗装をですね、しっかり完璧に行っていただきたいということなんです。また今後については、今度また整備をしていけば今回のように、その島外からもその合宿でですね、来れるような状況になりますのでスポーツアイランド構想とも結びつけていろいろな展開ができますので、例えばですが、太陽が丘のような可動式の屋根を設置したり、あるいはまたボイラーを設置して温水化したりとかですね、いろいろなプランが考えられるわけなんですけれども、ただ何がいいかというのは本当に一概には言えませんので、そのことについてですね、今プールを例に言いましたが、やっぱりその日頃から何かこう各種スポーツ団体とですね、コミュニケーションを図ったらどうかと。その平成21年の三義山の総合整備の前にもこういう機会がですね、各団体と行政とが意見交換をする場が、それはもしかしたら体育協会主催だったかもしれませんが、こういう場があったということですが、それ以降なかなかない。個別に交互にいくしかないということでしたので、こういうコミュニケーションの場をつくったらどうかということについて、どう考えますか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 今お話がありましたように市内の各スポーツ団体、市の体協、あるいは奄美の体協、こういったところ加盟をしておりますので、そういった各スポーツの団体の方とそういった施設整備なり今後のスポーツ振興なりで意見を交わす場を是非設けたいと思いますので、そのように取り組んでまいりたいと思います。

13番（安田壮平君） 是非そのようにしていただいて、庁内だけでなくですね、実際に利用する方々

の声も定期的に年に1回ないし2年に1回程度でもいいかと思います。そういう場をつくっていただければと思います。これはちょっと思いきった提案になるかもしれませんが、今、知事が変わられて新しい知事もそのスポーツ振興ということを政策の柱として訴えていますので、是非そのこの奄美群島、そのなかなかその県営のスポーツ施設がないということもありますので、県とタイアップして屋内の50メートル県営プールを造るとかですね、そういうことも中にはプランとしてですね、考えられますので、その時は別に奄美市じゃなくてもいいのかもしれませんが。ほかの市町村と連携してすればいいのかもしれませんが、こういうことも是非アイディアとして、また考えていただければというふうに思います。

続いて(2)の4年後の東京オリンピック・パラリンピックも付け加えたいと思いますが、そして鹿児島国体に向けて選手、団体の合宿等をより多く誘致することはいかがかということですが、4年後の東京オリンピックの際には、世界各国から各種競技の選手らが日本各地で事前合宿等を行うと見込まれます。

本市においては、鹿児島国体における相撲競技の誘致は決定していますが、他の競技を含めて五輪やパラリンピック、国体に出場する選手、団体の合宿等を積極的に誘致する考えはあるか。お示してください。

商工観光部長(菊田和仁君) それでは東京オリンピック・パラリンピックあるいは鹿児島国体に向けての選手、団体の合宿等について答弁いたします。これまで本市が掲げるスポーツアイランド構想の下、陸上競技、野球はじめ数多くのスポーツ合宿を受け入れてまいりました。中でも2004年アテネオリンピックで金メダルを獲得した野口みずき選手やそれからリオオリンピック個人ベスト8に入った選手が所属する勧告バドミントンのナショナルチームなど本市で合宿を行った選手の中には、オリンピックで活躍するような選手もいるところでございます。

東京オリンピックに関しましては、平成27年9月に鹿児島県が東京オリンピック・パラリンピック事前合宿誘致推進本部、これ仮称でございますが、その設立準備会を設置し、本市といたしましても、この誘致組織へ参加し事前合宿に関する各種情報の収集、共有を図っているところでございます。

オリンピック・パラリンピック選手をはじめトップレベルチームの合宿は、本市におけるスポーツ合宿誘致への促進につながるだけではなく地元の競技力向上や地域の活性化、知名度向上などの効果も期待することができます。

このことから、これまで数多くのスポーツ合宿を受け入れてきた実績と併せて施設整備が充実している陸上、野球、柔道などの競技を中心に誘致活動を行っていきたいと考えております。以上です。

13番(安田壮平君) 分かりました。ありがとうございます。この事前合宿等の誘致をするまじのことをホストタウンというふうにもいうわけなんですけど、今、部長から陸上、野球、柔道というようなお話もいただきました。是非力を入れて進めていただきたいと思いますし、もし奄美のですね、様々なつながりを活かすのであれば、例えばレスリングというのもですね、とても今回のオリンピックの中で一番金メダルが多い競技だったわけですが、このレスリングというのも考えられますし、先ほどのバドミントンというのもですね、考えられていくのだというふうにも思います。奄美市が、これまで様々な地域と交流やっているわけでありますので、そういう御縁も活かしながら、この4年後のオリンピック・パラリンピックをどう奄美市の将来にですね、活かしていくかというか。この活力をいかにこう追い風として受けていくか。というところを考えないといけないんだろうと。もっとスポーツ振興だけでなく、そこで奄美ファンを獲得して観光客誘致にもつなげ、また青少年育成などにもつながっていくということでもあります。これは本当もう期限が見えている一つのそのオリンピックっていうですね、ゴールが明らかな取組でもありますので、これこそですね、正にその地方創生でもですね、できることなら新しく盛り込んでいただいて、このオリンピック、東京オリンピックをどう奄美市として活かすか。という

ところをですね、盛り込んで力を入れて取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、朝山市長、どうお考えになりますか。

市長（朝山 毅君） オリンピックの成果についてはもう先日来お話のとおりであります。あたかも議員がレスリングはというお話でもありました。レスリングも競技の中で最もメダルを獲得した競技であります。その競技の名伯楽が本市出身の栄 和人監督であります。それらのことを考えますと4年後に迫ったあの名伯楽の経験や技術や実績を活かしていただいて、やはりこの御当地で何らかの形を整えていくということは私どもに課せられた一つの宿題でもあらうと思っています。

以前、栄監督が吉田沙保里選手や伊調姉妹をお供して笠利で合宿をしたことがあります。太陽が丘で。その合宿練習に合わせてレスリングのマットを笠利町で整えたことがございます。そのマットが世界の名選手の舞台になるかは別にいたしまして、そのように条件を整えて練習としていただいたことがあり、また監督の後輩の大学生や高校生が練習をしたという経験等もあります。したがって、やはりそれらの人脈を活かしながら、この日本全国の皆さん方にピーアールをして奄美に奄美市にオリンピックに併せた合宿の誘致またその同じ年には、国体もあります。奄美市では相撲大会。徳之島でトライアスロン。瀬戸内町でパワーリフティングというふうな競技も予定されておりますので、それらに合わせてこれを好機と捉えて議会の皆さんのお知恵または市民の皆さんのお知恵を借りながら、みんなで知恵を出し合って環境をつくっていききたいと、今、考えているところであります。

ある程度の条件は、地方の中では整っている本市ではないかと自負もいたしておりますので、それらのことを総合して捉えながら努力をしていきたいと思っておりますので一つ皆さんの御理解もお願いしたいところであります。以上です。

13番（安田壮平君） ありがとうございます。市長から前向きなお言葉をいただきましてうれしく思います。本当是非ともまた栄監督に次ぐオリンピックをですね、オリンピック出場選手をこの奄美市から輩出をできればなというふうに思います。それがまた地域の誇りになり若い子どもたち、若い人たちへの活力にもなっていくますので限られた期限の中で、そしてまた、いろいろ財源とかいろいろな制約あるかと思うんですけど、最大限の効果を發揮していただくようお願いしたいと思います。

続いて質問を移りますが、これまでと論調の異なる質問となりますが、中学校において部活と勉強のバランスをいかに図っていくか。ということについて中学生になると多くの生徒が部活動に参加しますが、一部では、その拘束時間が長く学業との両立を懸念する声も聞かれます。また、過去に行われた文部科学省の教員勤務実態調査によれば中学校教員の休日における残業時間が小学校教員と比べてもとりわけ長いことが指摘されています。このようなことを踏まえて本市としての方針や対策についてお示してください。

教育長（要田憲雄君） 中学校において部活動と勉強のバランスをいかに図っていくかということの御質問でございますが、議員御質問の部活動と勉強のバランスについて、いわゆる文武両道をどう進めていくのかということでございますが、正しく学力向上は、本市並びに本地区の最重要課題でございます。学習と部活動を両立することは、部活動推進のうえで最も大切なことでありまして私は絶対条件だというふうに思っておりますし指導しているところでございます。

私も現職の頃、長年、部活動を推進した一人でございますから、そういう観点に立って教職時代に部活動と学習を両立させるということがなければ部活動をする意義はないということをずっと子どもたちに指導してきましたし、それを教育理念や信念として継続してやってきた経緯がございます。そういう意味で年に校長会が4回、教頭会が4回それから3回ないし4回ぐらい各学校をずっと訪問して校長、教頭といろいろ話をしているところでございますが、私が中学校に行って申し上げるのは、部活動が学力向上の弊害や阻害要因に絶対なっちゃいかんということで、そのことを見届けながら全職員を指導し

てやっていただきたいと。そしてその都度、その都度確実に見届けることが大切であるということとずっと説いて校長、教頭をお願い申しているところでございます。

日頃から部活動顧問や顧問会と部活動の保護者会、いわゆる育成会と申しますが、そういう方々と緊密な連携を図りながら宅習の習慣化を図って確実に家庭学習を進めることが大事だということもお願いしているところでございますし、しかも県大会に行くわけですから3日ないし場合によっては4日間授業を受けられない場合もございます。その時には必ず帰ってから後補習をやるとか、それから学習支援をするとかいうことの見届けも是非校長さん方にやってほしいということもお願いをしているところでございます。

またですね、すべての学校で部活動規定というのがございまして、その中で入部届けというのを出示しますが、入部届けには必ず、その家庭学習と部の両立をやりますと誓約書みたいなのをそれぞれの学校で出してもらって進めるということもやっているところでございます。しかも現在、奄美市の中学校は、すべての部活動におきまして、ノ一部活動デーというのを設けましてですね、1週間に1回は必ず休んでもらうと。それから土・日もできるだけ1日は休みを取ってもらうというふうなことも進めておりますし、それから定期テストの期間前の3日ないし1週間は部活動を完全に停止して学習に集中する。テスト準備に集中すると。そういうことも進めているということを御理解をいただきたいと思います。

今後、部活動の実施状況について継続的に把握をしながら学習と部活動の両立ができるようにより一層取り組んでまいりたいと思います。もう一つございました。休日における中学校教員の残業時間についてであります。議員御指摘のとおり小学校よりも中学校の教員は、やっぱりこの学校に残る傾向が長いというのは当然のことでございます。ただ学校におきましては、教員の負担軽減を図るために部の顧問と副顧問を置いたりしながら業務分担をしていくと。そして少なくとも軽減を図っていくということもございますし、あるいは外部コーチを入れて指導をお願いするという場合もあるかと思うんです。

私も実演したものの一人として部活動は中学校教育において生きる力や生き抜く力を育成するためには極めて大きな意義がありますし大事なことでありと役割を持っているというふうに思っているところでございまして教育委員会としましては、実態調査を進めながら、より先生方の過重負担にならないように適切な指導をしてまいりたいとそのように考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

13番（安田壮平君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。本当スポーツ振興というテーマの中ではあるんですが、それでもやっぱり若い小学生、中学生とかは、やっぱり文武両道というのをですね、しながらスポーツにも一生懸命取り組んでいただきたいなと。というのは、やっぱりスポーツをしているほうが、またその学力も身につくというですね、脳科学者の意見もあるんですけれども、やっぱりどちらか一方やり過ぎるというのではなくてですね、バランスよくやっていくことが大事なんだというふうに思います。

今、教育長の方針、対策についてもですね、よく分かりましたのでしっかり理解いたしましたので、また今後もしっかりとその実態の把握、調査など進めながらですね、そのやり過ぎというものがないように、そしてまた、このいいバランスで各学校でできるように努めていただければと思います。

続いて地方創生の（1）総合戦略の諸事業を着実に推進継続していくために財源確保の状況はどうか。ということですが、まず総合戦略に記載されている各種事業について重複を除けば全部でいくつあり今年度は、いくつの事業が実施されているのか。そのうち新規事業はいくつなのか。について伺いたいのと併せてそのうえで今年度当初予算では、地方創生関連事業にかかる経費の主な財源が地方債や一般財源であると見受けられますが、国の今年度当初予算における地方創生推進交付金の交付状況やこれからの補正予算、来年度予算におけるその見通しは、どのように考えておられるか。お示してください。併せて先般、認定された企業版ふるさと納税について本市の事業と寄付の見込みなどについてもお

示してください。

総務部長（東 美佐夫君） それではお答えをいたします。まず、奄美市の攻めの総合戦略に記載されております各種事業についてですが、重複記載されている事業を除いてですね、全部で202ございます。これらの事業の中で今年度は、178事業について実施をしております。なお残りの事業につきましては、計画期間内に実施または実施の予定というふうにしております。このうち今年度から新規事業といたしましては、17事業を実施をしているというところです。

具体的な新規事業ですが、昨年度に国の補正予算の措置をされた地方創生加速化交付金を活用して実施をしております本場奄美大島紬生産流通活性化事業あるいは島内5市町村で連携して取り組んでおります奄美への大学等設立に関する可能性調査事業などがございます。そのうえで予算の見通しということと併せて企業版ふるさと納税の関係ですが、今年度の国の当初予算で新たに地方創生推進交付金が創設されたところですが、この交付金について少し概略を説明させていただきますと、まず、これまでの地方創生関連の交付金は、全額国補助でありました。一方、今回の推進交付金については、補助率が2分の1というふうになっております。

また、この推進交付金のほうですが、この交付金については、地域再生法の改正によって位置づけられておりますので申請の際には、地域再生計画を作成し国に認定された後に事業に着手をするということが条件となっております。

このほかにも様々な制約がございますが、そのため本市においては、これらの条件を踏まえ活用を検討したところでございますが、本年度事業については、活用が困難ということで判断し申請を今回見送ったところでございます。

来年度以降の活用につきましては、現在、地方創生加速化交付金を活用して実施をしております奄美大島DNO事業をさらに継続することを含めまして、申請事業について現在、検討をしているというところでございます。

また今回、国の補正予算案で新たに地方創生拠点整備交付金が計上されております。詳細につきましては、今後示されてくると思いますので、そちらのほうは地方創生に関する施設整備に対する交付金であるということですので、この交付金の活用につきましても現在検討をしているというところでございます。

企業版ふるさと納税の関係ですが、これについては今回、二つの地域再生計画が先般、国から認められたところでございます。この二つの計画のうち、まず一つ目の計画ですが、世界自然遺産登録を見据えた観光受け入れ体制構築というプロジェクトでございます。これは観光客の受け入れ体制をソフトとハードの両面からしっかりと整備し地域経済の活性化と雇用を創出するということを目的としております。対象となる事業ですが、先ほどの奄美大島のDNO事業、二つ目が奄美空港のターミナルビルの拡張事業でございます。

二つ目の計画ですが、働きたい暮らしたい子育てしたい離島創生というプロジェクトというふうになっております。この計画ですが、離島の不利性をICTで克服しつつ都会にない離島の有利性を活かすことができる新たな働き方を提案する。そして雇用創出と定住促進を促すことを目的としております。対象となる事業ですが、フリーランスの支援事業と光ブロードバンドの整備事業の2本立てでございます。

地域再生計画の寄付の見込み額ということでございますが、これについては、それぞれの事業費の寄付額がそれぞれの事業費の範囲内最低が10万円以上というふうになっておりますが、この中で今後より多くの企業から支援を受けたいというふうに考えておりますので、今後企業訪問等通して財源の確保を図っていききたいというふうに考えております。以上です。

13番（安田壮平君） 分かりました。ありがとうございます。企業版ふるさと納税については、津畑議

員がしっかりやっていただくことと思いますので、本当最後まで終わらず観光部長には申し訳ない思いでいっぱいであります。思ったより202事業のうち178事業、できているなというふうに思いました。もっと少ないのかなと思ったんですけれども残り24事業取りあえず盛り込まれたものはですね、24事業。財源の確保、どうなのかなと。そしてまた継続していくことどうなのかなと思ったんですが、ある程度見通しも企業版ふるさと納税そして一般のふるさと納税もありますので見通しできればということをお祈り申し上げまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で自民新風会 安田壮平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

公明党 栄 ヤスエ君の発言を許可いたします。

5番（栄 ヤスエ君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継の御覧の皆様、こんにちは。公明党の栄 ヤスエでございます。昼の二番手、少し眠たい時間ではございますけれども、どうぞお付き合いのほうよろしくお願い申し上げます。

はじめに少し所見申し上げます。はじめに台風や地震など自然災害で甚大な被害により熊本や東北、北海道で犠牲になられました皆様、全被災者の皆様に心より御冥福とまたお見舞いを申し上げます。そして9月1日は、先ほどもありました防災の日また9月9日は、救急の日でもございます。市民の皆様の生命と財産を守るべく私も取り組んでまいりたいと決意をしております。ここで一つ削除をしていただきたい項目がございますので、1番の市民の安全・安心についての（3）の自主防災組織について。これは同僚議員とも重複して質問されておりますので、ここで削除をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

では質問に入らせていただきます。一つ目の市民の安全・安心についてでございます。9月1日は、防災の日でございました。全国でも防災訓練が各地で行われ、ここ奄美市におきましても8月28日に市民も参加しての防災訓練が自治会ごとに行われたと思います。

6年前の奄美豪雨災害、その後の大雨での自然災害の経験も踏まえて、いつ起こるか分からない自然災害に対して自治体として打つべき対策も山積みではないかと思われまふ。もしも大規模な自然災害にみまわれた時に直ちに被災者を救護また支援し迅速かつ的確な復旧復興作業を行っていく体制が、どこまでできているのか。地方公共団体には、大きな責任と期待がかかっております。

そこで質問に入りますけれども、（1）本市における災害時の要援護者、今は避難行動支援者というそうなんですけれども、災害業務の対応システムについてお伺いしたいと思います。①の高齢者や体の不自由な方など要援護者避難行動支援者の把握と情報管理について伺います。

奄美市地域防災計画におきましては、避難行動要支援者名簿を作成するというふうに明記されておりました。そしてまた、災害対策基本法には、市町村の長が、これを作成するとしておりますけれども、これにおける本市の現状について伺いたいと思います。次に質問からは発言席にて 行います。よろしくようお願いいたします。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それではさっそく栄議員にお答えいたします。議員御案内のとおり避難行動要支援者名簿の作成につきましては、平成25年6月の災害対策基本法の改正によりまして市町村に名簿の作成が義務付けられております。

同年8月には、国が避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を作成いたしており、これに基づき奄美市防災計画において避難行動要支援者名簿の作成を定めたところであります。

本市の現状といたしましては、まず高齢者等の要支援者を把握するため町内会、自治会長、行政協力員、民生委員、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等の協力を得ながら地域見守りネットワークづくりに取り組んでいるところであります。その中において災害時に支援が必要な方や日常の見守りが必要な方の把握。また誰が支援するのか等の決定。協力員の見守り方の方法について協議を行ったり、地域において支援が必要な方の情報の共有化を図っております。

平成28年8月現在で地域見守りネットワーク参加団体は、名瀬地区において9団体であります。また住用、笠利地区におきましても複数の集落において住民間で要支援者の把握に努めているところでございます。

この地域見守りネットワークにおいて、避難行動要支援者名簿の作成を進めているところではございますが、ただ名簿に記載するのは御本人の承諾が必要なことがあります。作成には、そのようなことから作成には、一定の時間を要するものと考えておりますので議員の御理解をいただきたいと思っております。以上です。

5番（榮 ヤスエ君） 御答弁ありがとうございました。今現状の見守りネットワーク、高齢者が主なのと思うんですが、名瀬地区において9か所ということで、今、お聞きしましたけれども想像していたよりも多い数だったと思います。担当者のほうにお聞きしましても、なかなかやっぱりその個人情報とかそういった部分で、それがハードルになって進まないという現状をお聞きしたところだったので、やはりいつ起こるか分からないこの支援者のものですけども本当に日頃非常時災害時になってからではなくて今の事態でやっぱり作成すべきだと思いますので、引き続きですね、そういった見守りネットワークの名簿づくりもこつこつ民生委員ですとか、また自治会長、そうですね行政協力員も含めて地域の方々にまた御理解いただき、また地域の人間関係も含めてなっていくと思います。今、高齢者福祉課の中でも平成29年度に地域支え合い事業というのをやっていらっしゃるんですけども、今は高齢者だけの取組みだと思うんですが、そこにまた障害を抱えておられる方、いろんな方がそこに入って、地域のほうに入っていますので、そういったものからも広げていただきながら本当顔の見える地域をちゃんとつくりながら、こういった名簿にも反映していただけるように、これは本当に急がないといけない部分だと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次の質問に入ります。2番目です。災害時における業務といたしまして避難所ですとか、緊急物資、各罹災証明のような各証明書等の発行などもございますけれども、これも6年前の豪雨災害で経験を踏まえて対策もその時に経験をしていらっしゃるんですが、対策として今の現状について説明を答弁をお願いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） それでは奄美豪雨災害を踏まえての対策ということでお答えいたします。避難所、緊急物資、証明書等の発行など災害時における優先業務については、関連する福祉関係の各課と防災の担当課が情報を共有し、その対応に当たっているというのが現状であります。

災害時における業務のシステム等については、導入はしておりませんが、奄美豪雨災害の経験を踏まえたうえで災害時における優先業務の重要性から庁内のネットワークを利用して情報の共有化を現在、図っているところでございます。防災担当課あるいは関係課、各機関、関係部署、そういったところで連携をして現在、迅速に現場対応に対応するような体制を整えているところでございます。以上です。

5番（榮 ヤスエ君） システムは導入していないんですが、庁内のネットワーク、人的なネットワークで今、動いていらっしゃるという、調整をしているということでの理解でよろしいんですね。

はい。分かりました。やっぱりこう災害時においては、避難所の運営ですとか、避難所をどこにするかとか。先ほども安田議員のほうで細かいことがございましたけれども、そういった細かいところを日頃からやっておかないと、いざという時に使えないというのもありますので、そういうネットワークとか横の連携をしっかりと取っているという認識でよろしいのでしょうか。はい。ありがとうございます。

次に質問に入らせていただきますけれども被災者台帳被災者支援システムというのがあるんですけれども、ここでちょっと提案をさせていただきたいと思います。この被災者台帳被災者システム導入の運用についてでございますけれども、この被災者台帳ですけれども、これは災害が発生した場合に被災者の援護を総合的、効果的に実施するための基礎となる台帳でございます。

この被災者台帳を導入することで被災者の状況を的確に把握し迅速な対応が可能になり被災者が何度も申請を行わずにすむなど被災者の負担軽減が期待をされております。この被災者台帳の先進事例の一つとして取り上げられておりますのが、被災者支援システムっていうのがございます。これは1995年の阪神淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発したシステムでございます。

現在、地方公共団体情報システム機構の被災者支援システム全国サポーターにおきまして全国の地方公共団体に無償で公開提供されているというふうに聞いております。このシステムの最大の特徴は、家屋だけの被害だけではなくて被災者を中心に人を中心に据えた点で住民データーとして住民基本台帳、庁舎にございます台帳のデーターをベースに被災者台帳を作成し、これを基に罹災証明書の発行ですとか。支援者や義援金の交付また給付物資の管理、仮設住宅の入退去など被災者支援に必要な情報を一元的に管理できるというシステムです。

このシステムは、2009年には総務省が1枚のCDにしまして全国の全自治体に配布をしているってことだったんですが、この前お聞きしたらまだ見ていらっやらないということでしたので認識はないと思いますけれども、また宮崎県の高鍋町におきましては、この導入している避難行動要支援者関連システムっていうのがございます。高齢者や障害者などの避難行動要支援者を本人から個人情報ですので、本人から提出された地域安心ネットワーク登録届出書というのがあるそうなんです、そこに書いていただいて、それいただいた情報を全部手入力をしていただいてGIS、今本庁舎にもありますが、地図情報システムっていうのがあるんですが、そういったところに落とし込んで、そこと連動して、その台帳の検索ですとか、抽出をこの地図上からもさっと分かるようになっているシステムだそうなんです、これで要支援者の必要な支援ですとか、緊急連絡先電話番号等もですね、表示されるようなシステムになっているそうです。ここで質問になりますけれども行政としての防災対策、住民のために開発されたこの被災者支援システムを本市でも提案ですけれども導入はできないか。検討されているかどうか。このシステムを開発した西宮市なんですけれども西宮市は、奄美市と友好姉妹都市でもございます。このシステム自体が、西宮市の職員、一人の職員がその阪神淡路大震災の時につくられた本当に開発されたチームでつくられたシステムでありまして、民間に任せるのではなく庁舎、自分のまちは自分で守るということで職員の方がつくられたロムであるそうなんですけれども、その導入に当たっては求めに応じて被災者支援システム全国サポートセンターからも講師を派遣するということも可能ということでしたので、今後こういったところとも連携を取りながらですね、そのサポートセンターのセンター長さんが、その開発のされた方だと聞いておりますけれども吉田 稔さんという方なんです、ということでしたので本当そういったところも防災を通じての地域で姉妹都市の連携というの今後密接にしながらですね、実際にこう研究していただきまして是非導入のほうに検討していただけないかなと思ひまして質問させていただきましたが、いかがでしょうか。

総務部長（東 美佐夫君） 御案内の西宮の関係については、私どものほうも情報を入手しております。それでデモのCDをいただけるということで、今取り寄せる準備をしておりますが、そこを踏まえてですね、少し研究させていただいて奄美市のほうにそれが適用できるのかどうか。検討しながら今後取組

みを進めていきたいというふうに思います。姉妹都市でもありますので、その辺については向こうの現状も踏まえて聞き取りをしながらですね、是非参考にしていきたいと思いますので御理解いただきたいと思います

5 番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。少しずつまたほかの情報もですね、我が市ではできないことも先進地のまた事例とかも踏まえてですね、さっそくデモのCDを取り寄せていただけるということにお聞きしましたので研究をしていただきまして是非また導入できるものでしたら導入していただきたい。そしてまた防災の体制をですね、起こった時に動くのではなくて、その前にしっかりと備えをしとくってことも本当に大事になってきますので本当に市民のそういったデーターをですね、しっかり管理する意味でもしっかりと研究していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。次は、9月9日先ほども言いました救急の日でございまして、AEDの質問させていただきたいと思っております。（4）番。AEDの自動体外式除細動器についてでございますけれども、このAEDに関する質問は、平成27年第3回定例会でもさせていただきました。平成27年度防災白書によりますと、平成26年度中に救急搬送された心肺機能停止症例というのが全国で12万5,951件のうち心原性の心臓の原因があるものは7万6,141件あり心肺機能停止の時点を一一般市民によって目撃された件数というのは2万5,255件で、その1か月後の生存率というのは12.2パーセント。その後社会復帰されたパーセントは7.8パーセントだそうです。そして一般市民によりまたAEDを使用した除細動が実施された、使われたということですね。使われた件数は1,030件であり1か月後生存率は50.4パーセント。1か月後の社会復帰率は43.3パーセントとなっているということです。

大島地区消防組合の調べによりますと平成28年1月現在の奄美市のAED設置施設とその機数は144施設で162機でございました。今、消防本部においては皆さん御存じだと思いますけどもAEDの設置場所をこう通信システムでデジタルの通信システムの機材の中にしっかりと登録をして職員が市民の皆様からの通報で119を受けた場合には、必要な場合は患者の近くにあるそのAEDの設置場所の情報を通報者へ提供できる体制を取っているというふうにおっしゃっていました。

そしてまた、私も現場を見させていただいたんですけれども、そういった消防のほうは、そういうシステムをとっているんですが、国のAEDの適正配置に関するガイドラインにおきましては、AEDは、市民が心肺停止を目撃してから119番通報までに2・3分を要すると。市民にその処置を委ねる性質上致命率を高めるためにもAEDの使用を促す必要があると。また可能な限り24時間誰もが使用できることが望ましいというふうにガイドラインには載っております。

本市においてのAEDの配置に関しては、主に公共の施設では学校の配置が多いと認識をしておりますけれども、やはり夜間ですとか、土日、祝日等の学校体育施設解放時におけるAEDの使用に関しては、校舎内にどうしても設置されておりますから緊急時に必要と思った時に使えないという今状況にありますので、緊急時に実際に使用できる体制整備が必要であると考えております。

そこで質問に入りますけれども学校に設置されているAEDを屋内設置から屋外設置にできないかを伺います。併せて学校でAED講習とかもされていると思うんですけれども、どれだけの方がAEDのその講習会を受けて実際に使える体制になっているのか。そこまでお答えできるようでしたらお願いいたします。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは、ただいま御質問にありましたAEDにつきまして、今現在の学校の設置状況を申し上げますと、小学校が16校、それから中学校が7校、小・中併設校5校ということで28校すべてに各1台ずつのAEDを設置をしております。

主な設置場所ということにつきましては、職員室の前ですとか、廊下というのが、一番多い設置場所でございます。それから後、近隣の皆さんへの利便性そういったことも考慮しまして正面玄関に設置場

所の案内ステッカーですとかを貼ったりとか、それから行事で設置場所の案内をしたり、あるいは、すぐ取り出せるように玄関の脇に設置をしたりということで場所についても各学校でいろいろ工夫をしているところです。

御質問の屋外に設置ができないかということなんですが、実は、今学校に設置をしておりますAEDにつきましては、リース会社からのリースで今設置をしております。このリース会社の設置ボックスですが、これが現在、屋内用しかないということで屋外もしくは半屋外への設置は不可と契約上不可ということに現状ではなっております。

外への設置ということを考えますと、まず問題として上がってくるのが人的な被害、盗難ですとか破損。そのほかに自然現象いわゆる、こちらで言えば台風が多いということでの塩害の心配。それからもう一つAEDが作動を正常にする温度の範囲というのがあるということで、下のほうは問題ないと思うんですが、やはり温度が50度以上になると正常に作動をしない可能性があるということで屋外に設置をすれば屋外専用のまたボックスが必要になるということでございます。したがって今現在の状況では、学校にあるAEDを外のほうに設置をするというのは困難な状況でございます。

ただAEDの設置を屋外にという動きが全国にあるということも承知をしております。そういったことで周辺の事情ですとか、そういったことを考慮したうえで今後検討させていただきたいと思うように思います。

AEDの使用ができる者の人数ということでございますが、ちょっとそこまでは把握をしておりませんので申し訳ございません。

5番（榮 ヤスエ君） ありがとうございます。今のところ今のメーカーのでいくとそのボックスが外が不可ということで認識いたしました。この質問するにあたりまして、私、大島地区消防組合のほうとまた本島内の自治体にも屋外設置の状況というのを確認をさせていただいたんですけれどもAED屋外設置にしている自治体、大島郡ですけれども宇検村におきましては、学校や体育施設は、はじめから屋外を設置をしている。そして合計6機をつけているという話でした。龍郷町は、手広海岸の駐車場があるんですけれども、そこにおトイレとかあるところがあるんですけど、その手広ドームにおきまして、今実際にその実証実験ということで1年前から1台設置をしているそうです。私も見に行きましたけれども、この屋外設置でケースの破損や塩害などを実際に検証しているということでした。

このケースの開発にあたっては、その龍郷町の方とまた消防の方とあとそのケースを作る民間の業者がいらっしゃるということで地元の、その業者の共同で実際に作ったものを1年間今置いて実証実験をしているところだということで行ってみましたけれども1年経ってもそんなにサビはなくてですね、ちゃんとサビ、サビがですね、カーボンみたいなものになっておりましてまわりのほうはですね、そして屋外設置で一番心配される維持管理のことですけれども、そのケースは、もう塩害に強い素材を使用しておりましたし屋外設置で誰でもこう開ける。防犯上ですね、開けることができるために実際その工夫していらっしゃったのが、開けた時にカメラがパッと作動するんですね。誰がとったか。パチッと作動するというので実際にカメラも設置がされておりました。で、顔写真が写せるというふうな状態になっているということで、そういった防犯対策も取っておりました。

先日、実際行かしてもらったんですけどもそういうことでした。龍郷町は、今年度中に学校に3機を屋外設置ということで予定で今予算を組んで準備をしていらっしゃるということで、あと町内の二つの事業所がですね、屋外設置を実際に今しているという話でありましたので、あと鹿児島におきましては、ちょっとお聞きしましたところ屋外のAEDのケースを雨風や火山灰、向こうは火山灰ありますので、火山灰対策でテント生地のカバーをケースをテント生地のカバーで覆っている。守っているという話でした。

鹿児島市におきましては、学校での屋外設置がどんどん進んでいるということでした、お聞きしましたら有効に活用されているというふうにお聞きしました。いざという時に使えない事態にならないため

にも救える命が救えない事態にならないためにもできる限り今後24時間使用可能な配置を強く要望していただきまして、そういった可能なように今後そういったケースともですね、大島郡の他市町村もやっておりますので見に行ってくださいとか、ちょっと研究をしていただきまして、また設置のほうにまた動いていただきたいなというふうに要望申し上げます。よろしくお願いいたします。

次の質問に入りますけれども②のですね、24時間営業のコンビニエンスストアやレストラン等へのAED設置ができないか。ということなんですが、昨年も同じような質問をさせていただきました。実際その後どのように検討していただいたか。ということも併せて質問させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） それでは現在の設置の状況を含めてお答えをしたいと思います。平成28年度市内においての設置状況ですが、41機のAEDが配置をされております。リース契約ということになっておりますが、41機という事でございます。また大島地区消防組合のほうからの聞き取りですが、28年の1月において市内のほうに144施設162機が設置されているということでございます。

内訳で申し上げますと名瀬のほうが101施設の115機。笠利のほうが30施設の34機。住用のほうが13施設の13機ということでございます。

本市においての24時間営業のコンビニエンスストア等へのAEDの設置は、現在のところございません。全国的には、沖縄県などでコンビニ等への設置が進んでいるそうですが、設置されたAEDにより一命を取り留めたという事案もあるということで伺っております。

そこを踏まえてコンビニ等での設置はできないかという御提案だと思いますが、先行事例を見ますと費用の負担について地方公共団体の負担。民間団体の負担。いずれもあるように見受けられます。本市においても既に独自で設置している商業施設もあるようでございますので負担の公平性という課題もございまして、あるいは事業者の要望を含めてですね、しばらく時間をお貸しいただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

5番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。こちら先進地例ちょっと紹介させていただきますと、静岡県三島市におきましては市内の店舗に協力を依頼し市が店内に設置をして24時間利用し易いようにしているというふうにお聞きをしております。また含めまして事業所等ですね、社会貢献事業ということで、その事業所が負担をして社会貢献だということで設置を協力している事業所もあるというふうに聞いております。

実際ちょっとAEDの値段も調べてみたんですが、ネット等でですね、やっぱり30万円、35万円。購入するには本当に大金ですし期間が5年から7年、長くて7年ですかね、7年という そういった耐用年数がありますし使った時にまたいろいろ備品というか、パットとか替えないといけないという細かいことも出てきたりしますので、いわばリースのほうで5年ごとに更新ができるということで利便性はあるのかなというふうに思います。

例えばコンビニエンスとかでしたら、そういったリース契約をしていただいて設置していただくことを基本にそこも交渉というか協力していただかないといけないんですが、そういったお話もしていただきましてリースという形でリースでしたら年間4・5万円ぐらいですかね、月2,700円ぐらいが最高でしたっけ。奄美市で2,700円でしたっけね。確認したらそうだったんです月々。4・5万円ぐらいでリースもできますので、それでもかける5年という形の計算になりますけれども、そういったものもまたございました。

国のガイドラインにおきましては、単にAEDの設置数を増やすだけではなくて必ずしも十分な救命率の改善を望めない。今後は効率性を考えた戦略的配置ということで管理と教育と訓練などいざという時にAEDが機能するような日頃からの準備を充実させていく必要があるというふうな記載がござい

した。

この管理と教育、訓練ですけれども先ほど申し上げたように消防組合のほうでもですね、救命救急の講習等もやっておりまして随時事業者等で団体で受けられるところもたくさんあって前回の質問でもだいたい講習の受講率っていうのが、すごく高いなと感じておりますので、そういった使える人も増やすことも大事だと思いますので、そういった機能的な戦略的な配置というのも今後していただきたいと思っております。

24時間使えて場所が分かり易いメリットを活かしてコンビニエンスストアやレストラン等への設置への御理解と御協力の推進を強く要望したいと思います。安心して命を救える蘇生率の向上というのも高くなると思いますので、そしてまた救急救命の講習等も踏まえながらですね、9月9日は救急の日でございますので、しっかりとそういったものもキャンペーンしながらですね、この使えるところを増やしていただきたい。コンビニとかレストランとかの普及を是非推進をしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

次の質問に移らせていただきますけれども、次は、市民生活についてということですが、この(1)世界自然遺産登録を見据えた飼い猫、ノネコ、野良猫対策の現状でございますけれども、これもネコ対策の質問は、昨年の9月の定例会、そして飼い猫条例の市民への広報、啓発についてTNR事業の現状を聞かせていただきました。

本年3月の定例会では、飼い猫の適正飼養の市民への意識醸成の取組ということでノネコを捕獲できるようになった時のシェルターの設置予定等を質問してまいりました。そこで質問に入りますけれども、実際、世界自然遺産登録を見据えた飼い猫、ノネコ、野良猫対策の現状、その後の現状について質問させていただきます。

市民部長（前田和男君） それではお答えさせていただきます。本市のネコ問題に対する対策といたしましては、飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の下、野良猫、ノネコの発生や拡散を防ぐべく動物の適正な飼養を呼びかける説明会や講演会を実施するなどの取組を行っているところでございます。

野良猫を捕獲した後、不妊手術を施した元に戻す。いわゆるTNR事業につきましては、今年度より奄美大島5市町村すべてにおいて事業が開始されることになり5市町村が一体となって野良猫対策へ取り組んでいるところでございます。

本市には今年度、8地区を対象にTNR事業を計画しており、それに併せまして地域のほうへ説明会を行う予定としております。TNR事業も4年目を迎えたことで実施済みの地区に対して再度TNRを行うことによって新たな野良猫を増やさないよう強化を努めてまいりたいと存じます。

また、昨年度に引き続き飼い猫の不妊手術への助成事業を行っており8月末現在91頭の申請を受け付けております。今後も継続して飼い猫の適正な飼養への対策についての助成を実施してまいりたいと考えております。

ノネコ対策につきましては、鹿児島県が事務局を行っていますが、奄美大島ノネコ対策ワーキンググループにて国・県・本島内5市町村、民間団体等関係機関において具体的なノネコ対策を検討しているところでございますので御理解をお願いいたします。以上です。

5番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。引き続きTNRも進めているということで分かりました。本市のホームページを確認しましたら、情報では世界自然遺産登録へ向けたスケジュールというのが実際載っておりまして、平成28年が国定公園等への地域の指定。平成29年1月には、ユネスコ世界遺産センターへの推薦状の提出。そして同夏頃には、国際保護連合による現地調査が入ると。平成30年6月から7月の間には、世界遺産委員会の審査があつて登録の可否を決定をされて登録。というふうに流れが実際ホームページにも載って確認をさせていただきましたけれども、この登録までのスケジュールにより国・県・市町村もというふうに認識しているんですけれども、しっかりとクリアしない

といけない問題も多々多くある中でもその中で希少動物の脅威になっているそのアマクロウサギを捕食しているそのノネコに対する対策も急がれるところだと思っております。

先ほど紹介にありました奄美本島5市町村と徳之島のほうでも3町でもネコの適正条例というのを平成23年度5市町村はでしたね。平成23年の10月に施行されておりまして野良猫またノネコを派生させないための取組も進めているというふうには認識はしております。

先日の新聞報道では、奄振事業費で希少種保全のためのノネコ対策事業費ということで載っております。今年度2016年の本年は、2,000万円の事業費そして2027年度には3,000万円の予算要求が環境省のほうから説明として生地が掲載されておりました。それを見させていただきましたけれども、その事業内容としましては、ノネコの生息状況調査またノネコの捕獲等で期待される効果としましては、ネコを希少性動植物の生息地から排除をするということで希少動物の個体数を回復されるというふうに明記がされておりましたけれども現在、奄美本島の5市町村、行政担当者、環境省、民間団体等で構成される。この民間団体は哺乳類研究会あと奄美猫部そして獣医師会、野鳥の会と民間団体ということで、そこで構成されます奄美ネコ対策ネットワークというふうに私は認識しておりますけれども、そういったところで構成される奄美大島ノネコ対策ワーキンググループ先ほど部長からお話がありましたが、におきまして様々な話し合いがなされているというふうには認識しております。

この奄振事業費でノネコの捕獲という部分も入っておりますので具体的にどのような対策が今後取られるのかということもお聞きしたいと思います。そして徳之島におきましては、私も視察に行かせてもらったんですが、天城町にあるクリーンセンター跡地にシェルターを設置しておりまして今年度4月には、捕獲したノネコに限定するんですけど、ノネコを捕獲をしまして病気等ないか調べてそのネコに避妊、去勢手術をして人に馴らして順化していく。そして里親へ譲渡するまでのそういった一貫した建物というかシェルターが、しっかり完成をしております。これはもう3町で進めているということだったんですけども、そういったことを行っております。

奄美本島の5市町村では、施行から5年経過する飼猫条例の改正に向けての意見等も実際出ているのではないかとこのように考えますけれども、飼猫条例のことなんですが、5市町村での実際に改正に向けてとか方向性の統一性は取られているかどうか。また今後のスケジュールなどが分かりましたらお答えできるようでしたらお願いいたします。

市民部長（前田和男君） ただいま御質問にありました奄美大島5市町村で飼猫の適正飼養管理条例を制定しておりますが、条例制定後ネコの対策について市民の皆様から様々な御意見があることやネコ対策についてより実効性のある対策。奄美大島全体の取組が必要という考えで5市町村で構成しております奄美大島ネコ対策協議会、これは自治体だけでございますが、具体的な条例改正について検討をはじめたところでございます。

先日8月26日には、奄美大島ノネコ対策ワーキンググループにおいて専門家の方をお招きし先進地の条例と奄美市の条例の比較をしながら御意見を聞き勉強会なども行っているところです。

条例は、市民の皆様の御理解があって初めて効果が上がるものだと思っておりますので条例の周知、啓発を図ったうえでより実効性のある条例対策を図っていきたいと考えております。具体的な話としまして、まだどのレベルでという議論には至っておりませんが、先ほど述べたように地域の理解が得られる範囲、これがどのレベルだということでの議論をさせていただいております。

なお、シェルターについて御質問がありましたが、今お話したように具体的にシェルターのことまでは議論に入っておりません。ちなみに国のほうの事業、平成28年度の事業、今年度の事業は、奄美大島、徳之島のほうでのを対象としてノネコの生育状況調査、ノネコ捕獲手法の検討・開発、緊急的に必要なノネコ捕獲というものを国のほうでは今後実施していく予定しているというふうに聞いております。

29年度の概算要求の資料を見ますと、基本的にはノネコの生息状況調査、先ほど議員のほうからも

質問の中にありましたが、ノネコの捕獲と今年手法等について検討した後、来年以降必要な捕獲に入っていきたいというふうに考えているようだと思定しております。以上です。

5番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。具体的な方向性というものをお示しいただきましたけれども、実際この捕獲がされた時のシェルターの場所ですとか、いろんなところも今から検討がなされるところだと思いますけれども、またそこらへんもしっかりと加速化してスピーディーにまた話が進めていくものだと思っております。そこでまた日本で初めてネコ条例が施行されました沖縄のNPO法人動物たちの病院、沖縄の長嶺 隆理事長は、2月に奄美での講演の中でノネコ対策して新聞記事を抜粋しますと、一つ目に希少種の生息地からの捕獲、排除。二つ目には避妊、去勢手術による繁殖制限。そして三つ目には捨てさせないキャンペーンの実施などですね。そういったものをルールとして罰則規制導入やマイクロチップ登録義務化など一定の強制力を伴うネコ条例の施行を提言をされております。

捕獲して順化させたネコの引受先なども起こり得る課題について検討する必要性に言及をされているというような記事が載っておりました。そして先ほど申し上げた8月27日には、神奈川大学の法学部の准教授であられます諸坂佐利においていただいたのネコ問題を法律学から考える。プラス世界自然遺産も考える。と題しての講演があったそうなんです、ちょっと私のほうが行けなくて資料しかいただけなかったんですけども、その中で奄美市と先ほど申し上げたように、この神奈川大学が日本で初めてネコ条例をつくった竹富島のネコ条例をつくったところだということで、そのネコ条例の比較をされた資料もいただきました。その中で時間を使って申し上げたいと思うんですが、四つぐらいその中で奄美市との比較がございまして、一つ目に放し飼いについては、禁止ではなく制限という規則に奄美市はなっていると。そこに努力規定にとどまっている。竹富町におきましては、放し飼いを止むを得ない場合というふうにかかなり限定した範囲内でしか認めず繁殖においても繁殖制限措置を講じなければならないという法的義務をされております。

二つ目に多頭飼養の禁止ということで多頭飼養は、この前お聞きした時には市民の方も含めて話し合いを条例制定の時にされた時には、10頭までは飼えるという竹富島の条例ですけれども飼えるという制限を設けて、飼う時にはマイクロチップそして去勢と避妊手術を必ずすると。家飼いをするというふうな条件というかつて多頭飼いの禁止に関する規定が奄美市にはないということでありまして。そして譲渡の斡旋についてなんですけれども実際こう捕獲もしくは育てられなかったネコとかをですね、里親に出すとか、そういった譲渡の斡旋についても今回この奄美市のほうには、ちょっと規定が記載がされていないということでありました。

そして、一つ目の特徴としてマイクロチップ装着ですけれども、今奄美市におきましては、努力規定というふうになっております。実際、私もネコ飼っておりますので、我が家のネコも去勢手術をして動物病院のほうで環境省の事業での予算で無料でマイクロチップを埋め込んでもらいました。しっかり外に逃げたとしても必ずどこかで捕まえたら、どここの誰だれさんのネコ、何々ちゃんというのが今分かるようになっております。そういったところで竹富島におきましては、もう登録をする時その段階で必ずマイクロチップを装着しないと登録はできないというふうになっているようで、これも法的義務化にされております。そして、これは竹富町長は、マイクロチップ未装置のネコの登録を法的義務として拒否しなければならないというふうに規定されているそうなんですけれども、やっぱり長の権限というか、ちゃんとマイクロチップを装着したネコは登録はできるというふうに、ちゃんと法的な義務もされているというふうに書いてありました。

こういったものをしっかりとまた市民の皆様にもしっかりと周知をして分かっていただくような形で今後奄美市は、進めないといけないと、奄美市というか5市町村ですね、進めないといけないと思っておりますけれども先日地元紙でネコ問題取り上げられた奄美新聞さんなんですけれども、取り上げていただいております。今回のその記事の中でも実効性のある条例改正をということで一般質問の前に記事が載っておりましたけれども、本当にその載っている内容のままなんです、実効性のある条例改正

とともにまた市民の皆様のネコの適正飼養っていう部分がしっかりと理解されないとここはもう本当に進められていけないと思いますので、そういったことも同時並行でスピードアップして進めていかなければならないと思っております。

そこで提案ということであれなんですけれども、条例のこの改正におきましていろんな世界遺産登録のスケジュールにも合わせてなんですけれども、来年1月とかありますけれども、そういった部分では仮称なんです、ネコ条例改正委員会というものなどをつくりまして、議員と行政、また民間の方も入っていただいてアドバイザーとして専門家の方にも例えば諸坂先生とか入っていただきまして、そういった専門家の意見も受けながらどういった奄美市の条例改正がいいのかというところで、その条例改正に向けてのそういったワーキンググループっていうか委員会を構成してしっかりともう実効性のある本当に条例改正をやっていく動きを今からしていかなければいけないのかなというふうに考えますので、こういった早期に整備する必要があると考えてますが当局の御意見がございましたら是非お聞かせください。

市民部長（前田和男君） ただいま御提案でございますが、今聞いたばかりの話ですので具体的にどうだとは言いませんが、先ほどから申し上げますワーキンググループ、こちらのほうでも条例改正について議論を進めていきたい。これは国・県・5市町村さらに先ほど言った民間団体こういうところが入った中での議論を行うと。その一方で今の御提案ですと議会側と民間団体と行政とまた別に委員会をつくるとなると、条例として今度は提案を私どもは議会に上げる立場にあるものですから、その部分の整合性もまたちょっと取らないといけないのかなという気がいたしておりますので、ちょっと勉強をさせていただければと考えております。

5番（榮 ヤスエ君） 大変失礼いたしました。ちょっと認識不足でございました。そういった意味でやはりこういったネコ問題も日常的に本当大変な部分です。本当に奄美市のその担当者、世界自然遺産登録室3人しかいないメンバーの中でやっぱりその市民の皆様の苦情ですね。糞やネコ問題、糞やそのおしっことか本当に臭いとかいろいろエサやりとかいろんな問題を市民の皆様から苦情を受ける立場でもあると思います。そういったものが餌やりが駄目というわけではなくてですね、みだらに餌やりをしてはいけないというふうに文言になっていますけども、その餌をやるのはいいんですが、実際その残してしまう。そこに残った餌がまたゴミになってしまっって衛生的に悪いっていう部分でのそういった行政のいろんな立場で今忙しくしていらっしゃると思います。TNRも進めないといけませんし、いろんな部分でそのほうに労力を取られていらっしゃる職員の姿を見ておりますので、そういった意味でもやっぱり市民の皆様にしっかりと御理解いただいて実効性のある本当に条例改正また市民の皆様の適正飼養という部分で徹底してと言うんですかね、本当に進めていただけるようなそういったものにしていただければなというような希望もありまして提案をさせていただきましたので今後よろしく願いいたします。

ちょっと早いんですが、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で公明党 榮 ヤスエ君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時50分再開いたします。（午後3時35分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後3時50分）

引き続き一般質問を行います。

自由民主党 元野景一君の発言を許可いたします。

10番（元野景一君） 皆様、こんにちは。二日目最終となりました。精一杯努めていきたいと思ひます。平成28年第3回奄美市議会定例会にあたり自由民主党議員元野景一として誇りを持って責任を持って一般質問をいたしたいと思ひます。今回、私は通告しました質問項目の一つひとつに少し時間をかけて質問をしようと考えておりますので時間が足りなくなることが予想されますので所見を省いてさっそく通告に従って質問をしてまいりたいと思ひます。質問を入れる前に通告書の訂正を少しお願いいたします。ちょっと番号をふるのを忘れてしまいました。質問の主題の項目のところの奄美市総合計画における公園緑地の充実についてを1番と入れてください。そして第二次奄美市行政改革実施計画について。これを2番と入れてください。そして、ふるさと納税についてを3番と入れてください。そしてですね、その隣の質問の用紙の中の3分の1ぐらいのところに平成22年3月制定した平成22年度から平成26年度までの、この項目のところの前に（1）として入れてくだされば、ありがたく思ひます。

さて、通告の最初に項目に挙げております1番の奄美市総合計画における公園緑地の充実についてを題しまして（1）です。奄美市総合計画では、公園施設長寿命化計画に基づく既存の公園の計画的な整備改善に努めます。となっておりますが、平成25年度に策定した公園施設長寿命計画に基づく既存公園の計画的な整備改善の状況は、現在どのようになっていますか。お尋ねをしておきたいと思ひます。以下質問を発言席から進めていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

建設部長（本山末男君） それでは公園化公園超寿命化計画に基づく既存公園の計画的な整備改善の状況についてお答えさせていただきます。先に奄美市公園長寿命化計画について説明をさせていただきます。本計画は、奄美市が管理する都市公園の施設、遊具、ベンチ、街灯等について公園利用者の安全を図る観点から公園施設の維持管理について適切な費用及び緊急性の判定や更新時期の検討を行い基本方針を定めることにより計画的に既存の公園施設の長寿命化を図るため平成25年度に策定しております。

都市公園46公園のうち緑地公園を除く35公園を対象に計画を策定しており年次的に修繕、改築等を行っていく計画になっております。平成27年度までに名瀬運動公園の整備を行っており平成29年度から平成33年度までの5年間で公園施設長寿命化対策支援事業の導入を計画し、現在、国・県に要望を行っているところであり長寿命化計画に基づき今後の各公園の整備をしていきたいと考えておりますので御理解をよろしくお願いいたします。

10番（元野景一君） お答えありがとうございました。この質問をですね、最初に行おうと思ったのは、6月議会において同僚議員の大迫勝史議員のほうからも質問がありました項目を聞きながら本当に長寿命化計画の下に公園が整備されているのかなというちょっとその懸念の考えがあったものですから再度質問することになりました。

奄美市はですね、もちろん笠利、住用の合併によって公園が、かなりの形で整備しなくちゃいけない公園をかかえたと思ひます。公園は、やっぱりこれからの世界自然遺産を目前にして、その公園は、いろんな公園がありますけれども、その公園を基にですね、世界自然遺産の整備を基にそしてまた、それを目的に訪れてくる観光客等にこの奄美は、どこに行っても何をみてどうしたらいいんですかっていうような思いの大半をこの公園整備も担っていると私は思ひます。

そうした意味合いからですね、私は、予算もかかるし、そしてまた、それもきっちりときれいに整備をしてそれを利用している。市民が利用している。しっかりと利用している。これを眺めながら、あーこのまちはいいまちだ。この世界自然遺産の登録されている奄美市っていうのは、こんなところなんだということを旅人が享受する。その意味合いもしっかりと持っていることだと思ひます。そこでですね、この長寿命化計画、名前がですね、長寿命化っていうから利用する人が長寿命化するほうの計画か

と思ったらそうじゃなくて施設等が長寿命化するという発想の下につくられたタイトルだと思いますが、部長、そういった意味合いでこの公園の施設が、この計画でもって今こう施設の設備されている器具が長寿命化ってきているというような形なのですか。それともそうじゃない方向で長寿命化計画が進められているのか。それをちょっとお答え願いたいと思います。

建設部長（本山末男君） 長寿命化計画というのはですね、公園の中にあります遊具、東屋とか、その施設等をまず検証して診断して現状を検証しまして、その状況、状態によって更新するのか、改築するのか。それを計画書としてつくるのが公園長寿命化計画であります。これからまた、それに併せてですね、施設を改築していくのが先ほど話したとおり平成29年度から事業が入りますが、それにつきましては、やはり偽木とか、ブランコ、ローラー既存の施設を改築等をしていく事業でありまして、元々は、この公園長寿命化がない時代は、これは単独で行っておりまして補助事業がない事業でありまして、この公園長寿命化事業が入ったことによりまして公園の施設等のブランコ遊具等につきましたこれによって改築もしくは更新ができるようになっておりますので御理解いただきたいと思います。

10番（元野景一君） それでですね、お尋ねしたいのは、そういったのはよく分かります。そして、その整備、その補修等もですね、点検していくのも非常に大変な仕事のひとつだと思います。普段ですね、我々は、あまりそういった公園化の中でその仕事にあまり注意をもっていきません。しかしですね、奄美市はですね、特にいろんな市町村の出身者、各集落の出身者の集合体です。ですからたぶん9月に入ってきますと、やがて八月踊りだ十五夜だ敬老会だ、いろんな八月踊り、踊りのシーズンに入ってきます。その踊りのシーズンが入ってくる場合は、必ずこの公園が利用されてくるものだと思います。恐らく。ということは奄美市の住民にとって奄美市民にとっては、この公園の利用度というのは、大変な必要性、特に市街地に近い公園は、そういった意味合いで必要な公共の場だと思います。そこらあたりがありますので、これからもそういった意味合いからしっかりと心の中に気をつけて楽しみをもっていたく。このようなことをお願いしたいと思います。そこでね、なぜ私が、この公園の問題を最初もってきたのかというと、私はですね、この間戦没者慰霊祭がありました。私は、戦没者慰霊祭には必ず出席しております。市議になってもずっと行っております。戦没者慰霊祭は、公民館がある時には必ず公民館で行われて、そしてその後、赤崎の慰霊塔まで私は必ず出席しております。大体慰霊祭終わってもう忙しいから退席をする人も多いんですが、私はとにかく必ず慰霊祭のところまで行こうと思ってそのバスに乗ります。乗りますとですね、1年に1回慰霊塔のところは、私は行っていることになります。そこで行っていつも思うんですが、例えばこの広大な赤崎公園、ここが整備されているかいけないかという思いは、いつもしておるところでございます。そう見ながら私が、一番思うのはですね、部長などの年代より私たちは、かなりの年になっていますからもう既に。そして奄美市議会議員の中でももういろんな人たちが出てきていますから私たちがですね、赤崎公園という名称をもらった時に奄美市が、旧名瀬市がまず公園化してくると、一番の私たちの年代が思い出すのはですね、赤崎公園なんです。あの場所にあの公園を整備して、そして市民が憩える場所をつくるっていう時に賛否両論ありました。あんな山の上につくったってどうなるかと。しかし、一番の景勝地だというのは誰もが思っていたことです。それを思いながら整備をされました。島育ちの歌がヒットした時の一番の記念の歌碑を建てるのは赤崎公園だと。あそこに建ったんです。島育ちの碑のですね。あの田端義夫が歌う歌の歌碑がですね、その当時その建設委員長はたぶんね、久保田先生あの病院の先生だったと思いますが、これが熱心にしてですね、島育ちの碑があそこに建ったんです。それは建ったということはおいてですね、まずそれおいて、それぐらいとこ自分たちがいい景勝地だというところの場所であるということと同時にもう一つ、自然の家がですね、あそこに建設されています。県で県立の自然の家が建設されました。これがね、できた時には本当にね、奄美市民もありがたいというより自然の家、何という形の状態でした。このね、自然の家を県立の自然の家をここにもってくるというのは大変なことでした。これがね、一時期ね、青年

会議所、今ＪＣってありますね、青年会議所の先輩方がですね、是非県立の施設のない奄美全体にわたってですね、自然の家をあの赤崎の公園のあそこに建てようということで動いたんです。それはなぜか。これの元になったのはですね、当時その鹿児島青年会議所が、青少年の船ってたぶんどっかの名前だと思いますが、そういった形で鹿児島ブロックの青年会議所の事業として鹿児島から鹿児島市から沖縄までの船中における間で青少年をこの鹿児島の地を紹介して、そして青少年をしっかりと訓練しよう。船上でですね。しようというそういう自然の家の行事がその当時あったんです。これは青年会議所から始まったんですよ。そしてですね、その一番思い出なのはですね、その各青年会議所からこの青少年委員会から派遣された委員が全部来るわけですね。そして、その役割を回ってそしてそのオリエンテーションをしっかりと受けて、そして鹿児島の船から乗船して、そして沖縄に行くまで、その会員たちも訓練を受けるんです。子どもたちをどんなふうに教育し青少年とかかわっていくか。このようなことをやりました。この一番一つだけ紹介しますがね、国分の市長のですね、前田終止という市長がいますけど、この市長は、青年会議所の出身なんです。この青年会議所のこの自然の家の活動で本人は鍛え上げられました。そういった形で自然の家は、その活動の一つとして自然の家があそこにつくられたわけです。その自然の家がある赤崎公園これを今、この間の６月の議会で恐らく利用度は、こうこうですという形でずっと事細かく説明がありました。それが私には、実感としてそんなにたくさん利用しているのかなという思いがありますが、もう１回聞きますが、今現在、赤崎公園の利用度、喫緊の１年間でも結構ですので、それはどんなふうな感じになっておりますか。

建設部長（本山末男君） それでは平成２８年度８月末現在で利用者数を答弁します。１０団体７９０名でございます。

１０番（元野景一君） 大迫君の質問にもちゃんと書いて議事録に残っておりますが、それは現在はやっぱり幼稚園、小学校、各学校のそういった遠足その他でしっかりとその赤崎公園を利用されておりますか。

建設部長（本山末男君） これにつきましては、遠足等で団体で使う場合の届け出があった分ですので個人で使用する場合はまた数は把握しておりませんので、これについては団体の申し込み入れがあった分についての数でございます。

１０番（元野景一君） 分かりました。ちょっと時間がね、後の質問に持っていきたいと思いますので止めますが、やっぱりね赤崎公園は、今後やっぱりとっても活かせる公園だと思います。それでね、今のままではですね、私のこれはもう要望として入れておきますが、今のままでは、かつて予算を入れてそして整備をして、そして市民の財産として、あの当時名瀬市民の財産としてつくりあげたまま、その後のフォロー点検が、あまりなされてない気がしていますし、また利用されていないような気がして、そしてもったいないという思いが私の中にして仕方がありません。そこで大迫議員が提案をしております。現在の奄美市民の動向を踏まえてと質問事項に載せてあるのは、この赤崎公園の活用についてですね、是非当局にお願いをしておきたいと思います。合併をして奄美市になって、そして公園整備いろんな事業の努力をされて、そして住用にマングローブパークができました。大変利用されていると思います。特にですね、グラウンドゴルフのこの会員たちの会員というか、同好の人たちにはすごい利用度です。しかも年配の方のグラウンドゴルフの利用は、とっても健康維持に対しては非常に効果を上げていると思います。恐らく保健福祉関係の予算の中において、このグラウンドゴルフの活動している民間のそのトータル、統計していったらですね、すごい利用度になってくると思います。そして、それが健康維持して、それがフィードバックしてくる。というのはしっかりと現われております。そしてまた、笠利のあやまるの公園が、大変すばらしいグラウンドゴルフの整備がなされました。あまりにも整備が

良過ぎてですね、市長は、笠利の出身だから笠利のグラウンドゴルフ、あやまるの整備だけが、すごい
のつくっている。少し名瀬の名瀬のグラウンドゴルフに一つぐらいつくってくれんかねという思いがみ
んな私のほうにきております。これはね、決してそのどうだこうだ言うつもりもありません。均衡ある
発展をさせたいという市長の熱烈な思いがあるわけですから、そうであればやっぱり笠利もできまし
た。りっぱになってもう年配の方がいっぱい利用しております。そしてマングローブパークもしっかり
と今利用されております。コースが良過ぎてですね、大変利用勝手が良過ぎて瀬戸内のほうからです
ね、会員が先に来る現状が今あるんですよ。こういったことを踏まえて私は改めてお願いをするんです
が、赤崎公園、赤崎公園のこれから、それから赤崎公園から朝仁から大浜そこに結ぶこの景勝ラインは
ですね、奄美市が名瀬市であった時、一生懸命に予算を入れてそして整備して完成をして利用して、そ
して合併に進んでいって実は、忙しいから放り投げています。ちょっと留守にしている。ちょっと言葉が
悪かったと思いますが、留守にしている。そのなんか空白があったような気がします。それで今度、大
浜がしっかりと整備される形になったのを聞いて、あっそうだと思いながら、そうして振り返ってみる
と赤崎公園の整備が、どうしても必要ではないかと私は思うところでございます。そういったことを踏
まえてね、もう一つ。市内のいろんな公園があります。そこにグラウンドゴルフのお年寄りが全部それ
を占拠していますとですね、赤ちゃんを抱えたお母さんたちの公園を取り返してあげなくちゃいけな
い。それから子どもたちのやっぱり公園を取り返してあげなくちゃいけない。そこに今までの公園もや
らなくちゃいけない。そうすればやっぱりもう端的に申し上げまして赤崎公園に名瀬地区のグラウンド
ゴルフ場の整備をここに是非建設部長、考えていただく計画をお願いできないか。これに対するお考え
を聞かせてください。

建設部長（本山末男君） まず説明させていただくのは赤崎公園につきました総合公園として夢のあるフ
ァミリー広場、遠足等の行える多目的広場、そして1.5の要道を整備して補助事業でやっております
。その中で維持管理をしている中で今回、長寿命化計画の中で支援事業が採択となっておりますので、それをまず御説明したいと思います。

そして、それに伴いまして赤崎公園にグラウンドゴルフ場を整備できないかということでありま
すが、整備にあたっては芝の管理やその他の維持管理に加え、イノシシ等の対策も講じる必要があるから
多額の経費を伴うものとなります。

グラウンドゴルフ場においても市が設置している2か所を含め、近隣に既設のグラウンドゴルフ場も
あり施設は十分と充実していることから名瀬運動公園の陸上競技場においてもグラウンドゴルフ場も行
われることから利用者のニーズにも十分対応できているのではないかと考えております。

またグラウンドゴルフ場においては、広い面積が必要となりますが、赤崎公園においては十分な広さ
がある箇所が多目的広場となっており、多目的広場はもちろん他の町村からも遠足等で利用されている
ことから今後も多くの人々に広く利用していただくという位置づけを確保してまいりたいと考えており
ます。

このようなことからグラウンドゴルフ場の整備につきましては、現時点では計画しておりませんが、
公園内の遊具施設等につきましては、公園施設長寿命化計画等に基づいて補修や更新を行っていき子
どもたちが安心して遊具を使用できるように努めていきたいと思っております。

また、多目的広場につきましては、先ほども申し上げたとおり遠足等で広く利用されていることから
訪れた子どもたちが自然と触れ合える場として、また市民の憩いの場となるような環境づくりに今後と
も努めてまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思っております。

10番（元野景一君） いわゆる建設部長は、やらないよ。はっきりと言ったものだとは私は受け止めてお
りますが、実はね、これは、あなたのやっぱり考え違いだと思う。感覚が全然ずれていますから是非あ
の成功したね、マングローブパークの整備を是非参考にして、あのマングローブパークはですね、当時

森 米勝さんという職員が、向こうに配置されました。マングローブパークの施設の中でどうしてもね、利用度が上がってこない。そこでグラウンドゴルフでも入れてみよう。その当時、全くグラウンドゴルフはね、誰にも理解されておらなかったんです。パークゴルフとか、それからその都度ね、いろんな何とかゴルフという形のはあったんですが、グラウンドゴルフをどういうわけかすぐに導入したんです。ピッタリとそのマングローブパークのその公園内の中にこれが当てはまったんです。そして、今その運営は恐らく開発公社が受け取ってその利用度のマングローブ公社ですか、公社がですね、受け取ってこのグラウンドゴルフ場とそれからカヌーのあれをしっかりと管理しながら、そして運営しているってですね、本当に利用度の高いこの回転の利用度の高いこのパークになっております。是非ね、この実態を調査してください。建設部長。どれだけ利用されているか。どれだけ市民が、その年配の人たちがやっているか。本当にそのあの姿を見たら赤崎公園でいっぱい遊びにきてます。いっぱい来ていると思います。イノシシも出ると思います。あのマングローブパークもイノシシが出てきますけどね、人がおるから、それが阻止されているんです。そして、すぐ職員が修理をして、そしていつも利用者が加わっているからイノシシの害もそこで止めているんです。これを考えたらね、赤崎公園はなんでイノシシでひっくり返されるかというのわかりますか。あなたが言っているほど人が来ていないということなんです。どうかね、見ていただきたい。これを見ずしてあなたのさっき言った答弁は、私は納得できません。この質問は今後徹底して委員会においてでも私は質問していこうと思いますから是非あなたの肝に銘じてこの赤崎公園が今このままでいいってこと絶対あり得ないということを肝に銘じていただきたいと要望しておきます。

それでは次の質問に移ります。2のですね、第二次奄美市行政改革実施計画について。ここの中の（1）です。平成22年3月に制定した平成22年度から平成26年度までの5年間を実施期間とした第二次奄美市行政改革実施計画について、その進行管理に基づく検証結果をこれからお伺いしたいと思います。

そこですね、この質問をしようと思った時にですね、私が、一番何を元に考えたのはですね、要するに朝山市長が、市長になると決めて、そして打って出て、そして第一期の市長になられた時その時に平田市長から継続する時に行政は継続性が重要なんだということを私は、この形を聞いてなるほどなと思いました。そして、そして今でもはっきり覚えています、朝山市長は、こう言いました。改めるところは改める。しかし、行政体でするので継続するものは継続しますよ。市民に向かって堂々と、これはいってみれば当たり前前のことは当たり前ですが。改めるのは改めるよ。継続するのは、しなければならないのはしっかりしますよということを宣言して、そして市長の座についたと思っております。そうしますと、行政の皆さんは、部課長の皆さん方は、ここでどう考えるかという、今まで自分たちがしてきたことを継承しなくちゃいけない。ということで恐らく大体今お座りの部課長の皆さん方は、これははじめて継承して、そしてつくり上げたのが第二次奄美市行政改革実施計画。平成22年の3月です。平成22年の4月にこれが始まってくると思います。そして、これを検証して、これを検証してですね、そして、奄美市総合基本計画の一次が始まります。つまり奄美市総合計画は10年その間の5年間を私は前半をします。その後、残り5年間で結果を出しますよというのが今年の始まるこの議会だと思えます。そういうことを踏まえて、私はそれはよく分かります。私たちにも意見が全員協議会でこう出してくださいというお話もありました。そこですね、私は、その総合計画それも重要だし、それをもって大切ですから、それを踏まえておいて、じゃその前に第二次奄美市行政改革実施計画つまり合併した後に奄美市というのは、こんなふうな形でつくろう、展開していこう。これが第二次奄美市行政改革実施計画だそうです。私は、これをずっと今調べて点検をしながら皆さん方にお伺いをしている。

そこでお伺いをしますがね、平成22年3月に奄美市は、市役所の改革、まず市役所の改革と謳っております。市民サービスの改革。市民と行政の共生、協働力という三つの視点から三つの視点、皆さん方、掲げてあるんです。立派だと思いますよ。行財政全般を見直し市民生活の向上及びサービスの安定的提供を最優先にした第二次奄美市行政改革大綱を策定いたしました。作成してあります。これはもう

皆さん方も大体恐らく通告してありますから読んでいると思いますがね。また奄美市は、第二次奄美市行政改革に基づき策定する行動計画としてですね、行動計画としてですよ、実施期間を平成22年度から平成26年度の5年間とする。5年間とすると皆さん方、謳ってあるんです。第二次奄美市行政改革実施計画をそこで立ててあります。5年間に結論を出します。ということですね。この実施計画は、実施項目ごとに具体的な取組を年次別にまとめ数値目標を設定し推進するとしてあります。すごい目標ですよ。数値目標にして年度別ですよ。まだまだすごいですよ。推進体制は、市長を本部長とする。朝山市長が本部長をする。もう意気込みがすごかったです。この時は。行政改革推進本部が、主体的に行動を行い本部会において総合調整を行い進行管理については、年度別毎年ローリングを行うとともに、いいですか、実施検証見直しに基づき、得意の文言ですね。基づき普段の点検を行います。となっております。このように皆さん方、目標を立てたんです。この第二次奄美市行政改革実施計画は、昨年3月に終了しております。既に1年5か月が経過しております。これまでの進行管理として毎年ローリングを行い実施検証見直しに基づいて普段の点検を行っていると思われまので、この今の状況、これを皆さん方各課で恐らくこのことをやっておると思う。もうやっております。それはもう終わりました。ということになっておりますが、その状況の中で質問します。

一つ、この実施計画の中で民間委員で構成される行政改革推進委員会に定期的に進捗状況報告し提言していただくとともにホームページで市長に公表し市民意見の反映に努めます。となっております。いいですか。この実施期間における民間委員が構成される行政改革推進委員会からどのような提言があったのか。まずこれを教えてください。そして、どのような提言があって皆さん方は、どのように受け止めたのか。よろしくお願いします。

総務部長（東 美佐夫君） 質問の中で提言のほうは、ちょっとございませんでしたが、行革委員会というのは、民間の方々で構成をされておまして現在のところは、補助金の評価委員会、指定管理者の評価を中心に現在行っているところでございます。この中で指定管理の場合については、委託がいいのか。あるいは直轄すべきなのかどうかというのを判断してもらって、それを踏まえて民間委託、公募ですね、民間公募をするようなそういう手法をとっております。

補助金の場合は、この補助金が適正な補助金なのか。団体に支出している補助金ですね。民間の団体に支出している補助金が適正かどうかというのをその評価委員会の中で評価をしていただくというふうなことを毎年しているというところでございます。以上です。

10番（元野景一君） 総務部長ね、よく分かりますが、まずですね、民間委員というのを決めてそこから提言をもらう。行革推進委員会はですね、この民間委員。私は、よくこの市議になって皆さん方が、民間委員をすぐ結成をして、そして個々に意見を求めて、そして皆さん方の考え、庁内の考えを求めて、そして具体案をつくってくるというこの手法がよくあるのはよく存じております。それで、この実施計画の中での行政改革推進委員会というものは何名ぐらいで結成されているんですか。

総務部長（東 美佐夫君） それぞれですね、7名ずつで14名の方々が民間委員として構成をされていくところです。以上です。

10番（元野景一君） 7名で2×7の14名。

総務部長（東 美佐夫君） 先ほど補助金評価ということと指定管理者のほうに委員会を設けておりますので、部会ですね。設けておりますので一つの部会に7名ということで14名ということでございます。以上です。

10番（元野景一君） 私が、こう見ながらですね、最初、皆さん方が本当にこう目標を立てて、そして奄美市総合基本計画をつくるんだっていうものの前の段階の非常に燃えている状態。さあ、朝山市政が始まるよ。そして一期始めていくと、それから5年間前半のこれをつくり上げている間のこの改革実施計画のスタートとしては、正直言って、私の感想、ちょっと淋しい。淋しいけれども名前だけは勇ましいなというような始まりのような気がします。そして恐らく、恐らくですね、たぶんやって計画を決めて、そして奄美市総合基本計画ができた段階で非常に燃えたと。もうそこにうつったと思う。あなた方は。それはね、それは私は、そういう気持ちは100歩譲って認めるが、それでは駄目だと思う。やっぱりね、あなた方が自分たちで自ら立てた行政改革実施計画なんです。これは何日までにくて市長が本部長になって、そしてホームページでちゃんと市民に報告するよ。こうこうこれも終わりました。これも終わりました。って言うよ。これが謳われておりながらそれがされていない。ということを私は、これを読みながらそう思うんです。どうですか。この進め方からこの今その日程が終わった段階でどのように感じますか。総務部長、ちょっとあなたのね、感想でいいですから。

総務部長（東 美佐夫君） 一次のほうはですね、ホームページのほうで、その成果のほう報告をさせてもらっています。先ほど議員のほうで御指摘ありましたが、22年から26年で実際終わっているところでございます。今は、その検証期間ということで細部にわたって検証させてもらっているというのが事実でございます。なぜ2年間かけているかということなんですが、この行革委員会っていうのは、奄美市が、合併した時に皆さん御存じのとおり第二の夕張っていうのがございました。それを踏まえて、じゃどうやって再建していくかということを実行するための計画ということで一次と二次という行革の計画を策定させていただいたところでございます。

2年間というのは、それを踏まえて、じゃ今の奄美市、まだ第二の夕張の延長なのかということなんですが、これについては少しずつ改善しておりますので、そのことを踏まえて2年間これの二次の行革の中身をつぶさに検証していくという期間にさせてもらっているということでございますので、そういうことで少し時間をかけておりますが、その点については御理解をいただければというふうに思います。

10番（元野景一君） 分かります。それを恐らくこう行ったり来たりしながらですね、総務部長の心痛御苦労はね、よく分かります。そこをね、踏まえてそれは先ほど言いましたように市長を本部長にして、そしてホームページで随時公表して奄美市は、こんなになっているんだということを言おうとする。そのね、ホームページで市が随時報告する。ということを謳っておりますからね、今のね、ホームページの在り方が、僕はちょっと思いもありますので、ちょっとだけ聞かせてあと先に進みますけれどもホームページ何回ぐらいそこで発表されて何度ぐらいどういった成果が出てきたんですか。

総務部長（東 美佐夫君） 一次の行革の成果については、今のホームページのほうで公表されていると思いますので二次のほうは先ほど申し上げたとおり検証中と二次の行革ですね。26年度終わりましたので、それは検証していますので、そこはこれから検証を踏まえたくてホームページのほうで報告をさせていただくということでございます。

先ほど10年間というところで少し10年間の成果が見えてきましたので、その検証期間を十分取らせていただくということですので、その点については御理解をいただきたいと思います。決して悪い状態でそのままきているわけじゃないと。少し好転しているんで少し検証期間を持ちたいということでございますので、その点については御理解をいただきたいと思いますというふうに思います。

市長（朝山 毅君） 私が本部長であるという中で御質問の要旨であろうと思っておりますので、私のほうから意図する設問に対して満足な御答弁はできないかも分かりませんが、平成22年私が就任してま

だ半年後、新しく22年度を迎えました。その際、私が一番感じたことは、議員がさっきおっしゃたように行政は継続している。ということでありました。合併当初、平成18年19年の予算編成時には、3町持ち寄った予算の中において14億円を超える基金を取り崩して予算を編成しました。そして、その1年間の中において職員の努力、議会の協力、そして市民の御理解の下、最終的には7億円相当の取り崩しで済みました。

次年度においては、平成19年度には、20年度には、当初7億円を崩している。最終的には3億円相当で済みました。そのような変遷をたどってまいりましたし、そこで人件費や管理職費の抑制を手当の抑制をしなければいけないと、まずそこに手をつけないと財政の硬直化また弾力化には始まっていかないというふうな思いの中からあらゆることを想定して行政のそれぞれの範ちゅうにおいて私なりの夢を描きいろんなことをやったことも事実であります。そういう中において今御指摘のとおり文言において形骸化した中があることも私の自戒の念を持って今申し上げますが、あることも事実であります。ようやくと言いますか、すべての皆さんの御協力において約10年経って基金を取り崩すことのない予算編成ができて少しずつでも市民ニーズ行政ニーズに沿った予算編成をしなければいけないというふうな思いから一昨年、今年度の予算についても各議会、会派もしくはいろんな党から出た意見についても耳を傾けながら公共的な財源が配分できるようなものについては、まずやろうというふうにしてやったつもりで私なりのこの2期7年目の今年であります。そういう中において、まず財政を安定化していかなければ、あらゆる行政ニーズには対応できない。そのためには、一番計上コストである人件費等を自ら戒めていかなければいけないというふうな思いで今日まできたところであります。その中において、それぞれの項目について、それぞれのホームページにして市民に提供するという事務作業が遅れてきたのは、御指摘のとおりであろうかと思えます。そのことについては、私自身皆さんにお詫びを申し上げますが、今後新しい5年が始まる後期総合計画においては、先日も申し上げましたとおり、まず総合基本計画が市がつくった元々の基本的な羅針盤である。その羅針盤に沿った理念や思いをどのように具体化、実現化していくかということになりますと財源の有利性を考えながら、まず奄振法に採決採択できるものについては、そういう事業を導入し、それもいろんな形でやってきたことは詳しくは申し上げませんがあります。そして、また新たな地方創生という全国的な法の下における地方創生法案もできました。これらを重層的に捉えていく。奄美群島成長戦略ビジョンを12市町村でつくりました。それがいろんな形で今、国において制度化されている。今度は、地方創生法案に基づくそれらのことについては、5市町村で奄美群島戦力ビジョンをつくりました。それを一つずつ形あるものにしていかなければいけない。そのためには事業の導入。事業には裏付けがある。お金がある。そのお金をどのように調達工面していくかと。その有利起債など含めてやってきて今日に至っているわけですが、議員御指摘のとおり私の理念や思いや本部長たる者の責任の所在がないがしろにしたり形骸化している部分がないとは申しません。そのことをしっかり踏まえながら今少しばかり落ち着いてきた財政状況、政治環境の中において皆さんの意見を真摯に賜りながら今後とも進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

10番（元野景一君） 市長の思いをとくと聞かせていただきました。我々議員としてもですね、それを承って、そして市民のために検証そして提言をしていくことは、私たちの務めですのでさせていただきますと思っています。

私は、この後のふるさと納税を語らなくちゃならないんですが、もう残り10分しかありません。それで、もっとこの話突っ込みたんですけども一つだけ、一つだけ確認しながら次に移っていきたいと思います。

このね、この行政改革のこの事業の中で一つだけ僕が確認しておきたい。実施項目にですね、トップセールスの向上が書いてあります。それは本市の有する魅力的な資源を市長はじめ全職員が、奄美市のセールスマンとしての多くの人々にそのよさ、価値を広めます。具体的には、職員が身近にある本市の

魅力的な資源を知るための情報の交流を推進します。職員が、職務の内外を問わず本市の魅力を対外的にピーアールできるよう能力向上を図りピーアールに努めます。全職員が、奄美市のセールスマンを目指します。とあります。お尋ねします。いいですか。皆さんにお尋ねするんですよ。全職員について職務の内外を問わず本市の特産品などの魅力を対外的にピーアールできるよう能力向上ができたのかどうか。まずは総務部長からお伺いします。

総務部長（東 美佐夫君） 私から申し上げれば、できているというふうに思います。理由はですね、少し挙げさせていただければ我々もほかの同僚もいっしょですが、学生時代あるいは家族、職場の知人、友人を通して全国各地にそのネットワークを持っております。お中元、お歳暮こういったものを地場産品の贈答品で送っております。恐らくそれぞれ個人差はあるかもしれませんが、一人当たり金額は申し上げますが、件数で申し上げれば20人ほどは、やっぱりその交流を続けておりますので、それはやっぱりこのトップセールスのうちのひとつだろうというふうに考えております。もう一つ、我々、新入職員が入った時に新入職員に島のよさを伝える研修の場を絶えず設けております。その中でこれはもう私に限って申し上げれば、稲作文化を体験させるため田植えと稲刈り、脱穀、これも足踏みの脱穀ですね。そういうものを通じて島の文化というのは、奄美の伝統行事と密接につながっているんだというのを体験させております。また、もう一つ申し上げれば、島の方言、これが古語だと、方言じゃないということも自信を持てるようなそういう学習の機会も絶えず設けておりますので、そういう意味では私個人から申し上げれば、それはしっかりやっているというふうに話せるというふうに思います。以上です。

10番（元野景一君） もう時間がないですので端折っていきますが、今の総務部長の答弁で全体の皆さんの隅々までその気持ち伝わっていると私は、一応期待しながらこの話は、そこで切りますが、そこでね、私はこのね、皆さん方の思い、これが全職員の隅々まで伝わっていることの結果としてふるさと納税のこのプロジェクトができて、課もできて、これからやるんだぞという思いができてきたと私は、ふるさと納税を旗頭に立てて敵陣でもどこでも突っ込んでいく一人として私は、それを期待しているんです。そこでね、市長、もう時間がありませんからこのね、1番をもう1回確認しておきます。奄美市職員の名刺作製費用を予算措置をしてふるさと納税のピーアールに活用できないか。是非お伺いします。職員みんなが、ふるさと納税を奄美市は、自主財源をつくりあげるために全部やるんだと思って、みんな名刺にね、今、自然遺産のあれば、タイトルはよく出ますよ。ふるさと納税って残念ながら誰も書いていないと思います。総務部長、してありますか。担当久保課長、してありますか。市長、是非市長もふるさと納税お願いします。という意気込みをこの名刺に示していただけいかがでしょうか。市長、お答えできませんか。

市長（朝山 毅君） 名刺は、それぞれで個人で今実際には作ってもらっておりますが、それは任意性の問題を含めて悪いことではないと思っております。行政でつくるのも議会の了解が得られれば議員はもとより同じように二元性の中の奄美を代表する奄美市を代表するそれぞれでありますので、それはそれといたしまして、ただトップセールスのものについてですね、これは行政の立場にある者が率先してやらなければいけない。まず職員から、ただ今、お互い団塊の世代の中において、元野議員、今以上に奄美がピーアールされたということは、我々の世代にはあまりないんじゃないですか。これを私は今非常に感じている。それを成し得たのは、職員だけではない。議員だけではない。すべての皆さんが文化にかかわる人、スポーツにかかわる人、あらゆる職場、立場の皆さん方が自分の自らの誇りを持って奄美を宣伝し、そして友人をつくり、その友人がリピーターになり、またいろんな形でトータルした形でこの環境ができ上がってきたと思っています。その率先垂範たるものは、やはり公務に携わる職員であるという位置づけでトップセールスと私は言っている。そういう意味においては、議員一人ひとりが、職

員一人ひとりが率先垂範して公人たる者の責めとしてやっていけば、もっと広がっていくだろうという意味でのことなんです。それは取りも直さず私どもがやったから、それぞれが満足している訳で、みんながもうお陰で奄美が、メディアの力も含めてやっている現況にあるということでもありますので、それをさらにやっていくためには、おっしゃるようにふるさと納税もその一つであります。確実なる一つである、核になると思います。そういう意味において、これからお互いに創意工夫、協力しながらやっていけば奄美は必ず今よりまだ人気のある地域になっていくと信じておりますので、お力とお知恵を貸してください。

10番（元野景一君） 市長の私は、この意気込みを聞いて安心しました。なぜ知事と言ったのかというところで、私は、鹿児島県がこのふるさと納税を先取りして鹿児島県だけで分配しようとするこの危機感があったからどうしても奄美市で、そしてふるさと納税を市で取り上げてという形でもうプロジェクト課もできましたので、それでもってみんなが立ち上がっていく。そういう形を是非やっていただきたいと思います。あと積み残しましたこれは、この後にですね、ふるさと納税の一生懸命勉強している議員たちがいっぱいいますので、その人たちにバトンタッチをして私の質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で自由民主党 元野景一君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後4時50分）

第 3 回 定 例 会
平成 28 年 9 月 8 日
(第 4 日 目)

9月8日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋 口 耕 太 郎 君	2 番	林 山 克 巳 君
3 番	松 山 さ お り 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤ ス エ 君	6 番	大 迫 勝 史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸 内 恭 次 君	10 番	元 野 景 一 君
11 番	川 口 幸 義 君	12 番	竹 山 耕 平 君
13 番	安 田 壮 平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎 田 信 正 君	18 番	師 玉 敏 代 君
19 番	多 田 義 一 君	20 番	橋 口 和 仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平 川 久 嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊 東 隆 吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	総 務 部 長	東 美 佐 夫 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	プロジェクト 戦略推進課長	久 保 信 正 君
市 民 部 長	前 田 和 男 君	環 境 対 策 課 長	島 袋 修 君
市 民 課 長	中 村 博 光 君	保 健 福 祉 部 長	吉 富 進 君
福 祉 事 務 所 長	伊 東 義 久 君	福 祉 政 策 課 長	上 野 和 夫 君
健康増進課長補佐	徳 永 明 子 君	商 工 観 光 部 長	菊 田 和 仁 君
商 水 情 報 課 長	高 一 也 君	紬 観 光 課 長	保 浦 正 博 君
産 業 建 設 課 長	茂 木 幸 生 君	産 業 振 興 課 長	栄 広 久 君
農 政 部 長	奥 正 幸 君	地 域 農 政 課 長	新 納 一 一 君
建 設 部 長	本 山 末 男 君	都 市 整 備 課 長	武 下 義 広 君
土 木 課 長	橋 口 義 仁 君	建 設 課 長	山 下 勝 正 君
上 下 水 道 部 長	上 島 宏 夫 君	下 水 道 課 長	里 嘉 郎 君

9月8日(4日目)

教育委員会 事務局 長	森 山 直 樹 君	学校教育課長	益 山 富 誉 君
生涯学習課長	福 長 敏 文 君	地域教育課長 (笠 利)	當 原 奈 美 江 君
選挙管理委員会 委員 長	名 島 義 文 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	重 信 竜 昇 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 長	上 原 公 也 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	前 田 賢 一 郎 君
議 事 係 長	森 尚 宣 君	議 事 係 主 査	麓 浩 登 志 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹山耕平君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。

日程第1，一般質問を行います。この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう時間配分を併せてよろしくお願いいたします。更に、当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますように予めお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、公明党 橋口耕太郎君の発言を許可いたします。

1番（橋口耕太郎君） 市民の皆様、議場の皆様、そしてインターネット中継を御覧の日本中、世界中の皆様、おはようございます。公明党の橋口耕太郎でございます。平成28年第3回定例会にあたり一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に少々所見を述べたいと思います。まず、8月15日に長浜町で発生いたしました火災において2棟の全焼を含む計8棟が被災いたしました。被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに1日も早く日常生活が取り戻せるよう心から願うものであります。この火災は私の自宅から直線距離で約40メートルの場所で発生いたしましたので、突然の火災で驚くとともに、幼いころからお世話になっていた方々の被災は胸が痛くなる思いがいたしました。自治会内でもお互いに注意し合おうと話をしたところです。また、先月末に岩手県や北海道に甚大な被害をもたらした台風10号は上陸から1週間が経過しましたが、9月7日現在で死者18人、行方不明者9人、岩手県では270人の孤立、岩手・北海道両道県で500人以上が避難生活を送っています。特に岩手県岩泉町で被災したグループホームの入居者全員が亡くなられたというニュースを聞いたとき、本当に悲しく悔しい思いがいたしました。私も6年前に奄美豪雨災害のときに同じような河川の氾濫が起こり、グループホームで必死に救助を行いましたがお2人の命を守れなかったという経験があります。当時、私も避難勧告や避難指示の意味をしっかりと理解していなかったため、対応が遅れたことを今も悔やみ、自責の念に絶えない思いであります。あのときの教訓がなぜ生かされなかったのか悔しくてしょうがない気持ちでいっぱいあります。豪雨災害当時の新聞記事を読み返しますと、社会福祉施設や高齢者施設は自然豊かで広い土地が確保できることから、土砂災害の危険性の高い山間部などに建設されるケースが少なくない、平成21年8月に国土交通省が実施した災害時要援護者関連施設の実態調査では全国で1万3,730施設が土砂災害の恐れがある警戒区域などに立地している実態が明らかになった。最多は長崎県の1,090施設、次いで広島県820施設、3番目に多い鹿児島県685施設のうち、奄美市が67施設を数えたとなりました。今後、このような悲劇が繰り返されることのないよう、県・国に公明党のネットワークを生かしながら強く要望してまいりたいと思います。改めて今回の台風10号の水害によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、1日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

質問1，市長の政治姿勢についてであります。朝山市長は施政方針の施策の大綱の中で大きく五つ掲げておられます。本日はその中の二つ目、観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくりについてお伺いいたします。市長はこれの中で農林水産業の振興、商工業の振興、地場産業の振興、3項目の振興、情報産業の振興、雇用機会の拡大、産業連携の推進と7項目を進めていくとしております。この二つ目、観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくりの事業数は私が数えたところ、間違いであれば

訂正していただきたいと思いますが、１６３事業あり、そのうち新規拡充事業は３１事業ありました。当然のことではありますが、産業に絡む事業ですので関係部署も多く、単独で実施したり複数の部署で横断的に実施したり、民間の力を借りながら実施していく事業もあると思います。地方創生関連の事業も含まれていて、あとで質問します、定住人口促進のための施策もこの中に入っております。そこで、市長に改めてお伺いしたいのですが、観光立島、観光で立つ島と掲げておられますので、まずは観光からスタートしてそれを柱として観光で来た方が、奄美はいいところ、そしてもう一度行ってみたい、そして住んでみたい、そのために同時並行で仕事を産業をつくりあげていくというふうに私自身理解をしておりますが、それでよろしいでしょうか、見解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以下の質問から発言席にて質問させていただきます。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは早速お答えさせていただきます。観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくりにつきましては、農業、観光交流、情報の重点３分野を基軸とした産業の振興による雇用の創出が目的であります。その目的達成するためには、ただいま議員御指摘のとおり、関係部署の横断的な取組はもとよりであります。民間事業者との協力関係が大変重要であります。特に幅広い産業への効果が期待される観光産業につきましては、近年の観光形態の変化や観光ニーズの多様化によって、農業体験や奄美の伝統文化であります島唄や８月踊り、そしてまた街歩きといった生活文化体験など多様な、さまざまな産業や地域住民との密接な連携が不可欠であろうかと思えます。御存知のとおり、昨年１２月から国の地方創生交付金を活用した奄美大島DMO事業を行っております。本事業では観光関連事業に加え、農林水産業事業者や地域のNPO法人、まちづくり団体などと連携し観光資源の磨き上げと地域人材の育成を行い、観光客のリピーターや奄美ファンの増加を図っております。また、奄美大島の情報発信としてのWebサイト、あまみつけでは人や行事などに焦点を当てた記事を掲載いたしております。奄美でやりたいこと、会いたい人など、奄美大島に行く目的づくりに取り組んでいるところでもございます。今後ともこの奄美大島DMO事業を柱に、奄美観光、奄美拠点施設、観光の拠点施設整備と併せまして、ソフト、ハード両面から観光客の満足度が高まるような施策を展開してまいりたいと考えておりますので、それらのことにより交流人口が拡大され、産業の振興、雇用の創出、また働く場の確保、雇用ですね、広がっていくものと思っております。なお、観光産業は裾野の広い産業でありますので、そういう意味では郡民一人ひとり、市民一人ひとりのお力が必要であるということでございますので、御理解をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

１番（橋口耕太郎君） 市長、ありがとうございました。観光産業は裾野が広いということでさまざまな勉強しながら、取組む、私の考えとだいたい一致しておりました、ありがとうございました。

私もDMOのあまみつけを見たことがあります。非常によく作られていると思っていて、行ってみたいなというふうになると、思います。元 ちとせさんのナレーションもすごく見やすい気がします。どんどんPRしていただいて進めていっていただきたいと思います。（聴取不能）

次の質問に移ります。（２）定住促進住宅の状況についてお伺いします。これは昨日に橋口和仁議員の方からも同じような質問がございましたが、私のほうではですね、この事業が何年度からスタートした事業なのか。現在の定住促進住宅の戸数は昨日３２戸というふうに答弁がありましたけれども、それが年度別にもし分かれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

総務部参事（久保信正君） おはようございます。この定住促進住宅は平成２０年度から順次整備を進めてきた事業でございます。年度ごとのちょっと資料がですね、平成２１年度に３棟３戸、それから２４

年度に、すいません、もう24年度がもうほとんど残りの32戸中から3戸を引いた29戸が、24年度に整備をされております。28戸ですね、そして25年度に1戸整備されたことになっております。

1番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。5月の20日からですね、5月2日から5月20日まで定住促進住宅の募集をかけてらっしゃったと思うんですけども、そのときの応募件数、何件ぐらいあったのか。それからまた選定ができたのかどうかを教えてくださいたいと思います。

総務部参事（久保信正君） 27年度に整備しました赤木名・里定住促進住宅と住用・川内定住促進住宅の2軒について、5月20日から、5月2日から5月20日までの間、入居者の募集を行いました。募集に対する問い合わせ件数は笠利地区の物件について13件、住用地区の物件について4件ほどありましたが、実際に入居の申し込みを受けた応募件数は笠利地区2件、住用地区1件となっております。以上でございます。

1番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。正式な応募数が2件と、笠利が2件、住用が1件ということとよろしいですか、はい。これも昨日ちょっと橋口和仁議員のほうで質問しておりました、関連してプロジェクト戦略推進課で今年度から取り組んでおられる、本気で人口を増やしたい集落応援事業でございますが、昨日答弁の中で笠利町の宇宿地区と名瀬の崎原ということで答弁がございましたが、実際に今取組みを初めてですね、どのような段階というか、お分かりになりましたら教えてください。

総務部参事（久保信正君） 名瀬地区につきましては、私たちプロジェクト戦略推進課のほうで担当しております。それから、笠利地区につきましては笠利総合支所の総務課の、地域総務課のほうで担当しております。名瀬地区のほうの状況ですけど、今区長さんのほうから相談がありまして、ちょっと今8月に相談があったんですけども、ちょっと地域の行事などで忙しいので、そういうのが終わってからいろいろと打ち合わせをして進めさせていただきたいというような状況になっております。笠利地区のほうはちょっと、今詳しい状況はちょっと持ってないんですけど、またあとで報告いたします。

1番（橋口耕太郎君） はい、分かりました。今年度から取組みを始めている事業ですんどえ、恐らくその、まだ相談段階とか、そういう感じだとは思んですけど、一つとっかかりができるとやっぱりほかのところもですね、あ、私たちもというふうになってくると思いますので、昨日部長が答弁で期限はなくずっとやっていきたいという御答弁でございましたので、できるだけこうとっかかりを早くしていただいて進めていっていただければというふうに思います。

それでは、次に（3）、空き家バンクの状況についてお伺いします。これも、昨日の答弁とちょっと重なる部分がありますが、昨年度からスタートした事業ということで60件、60件の、30件の申し込みで6件の登録ということで、昨日お話がありましたけど、1年間で6件というのはですね、やはりちょっと少ないのかなという印象があります。この件についての今の喫緊的な課題といいますか、そういうのがありましたら教えてくださいたいと思います。

総務部参事（久保信正君） この空き家バンクの登録の件なんですけども、応募件数が30件ほどあるということで、実際に使えるようになるのが、なったのが6件ということです。これはですね、応募されてくる建物があまりにも古くて貸せる状態じゃないとか、それからその建物の登記がちゃんとされてなくて、持ち主がはっきりとしてないとかいうような状況があつて、なかなかほかの人に貸すことができないというような状況であります。

1番（橋口耕太郎君） 建物が古いということと登記が分からないとか、そういう状況だということですか

ね。これは宅建協会さんを挟んだ民間の取引きになると思いますので、非常に難しい部分もあると思うんですけど、せっかくの制度ですので、これを有効活用していただきたいということです。また、あとでちょっと先進地の事例などを紹介したいと思いますので、次の質問に移ります。

次に、（４），上記２・３，（２）・（３）の周知方法について伺いますということで、定住促進住宅と空き家バンクの周知方法としてですね、広報誌ですとかホームページなどで実施していると思うんですけど、そのほかに周知方法として取っている方法があれば教えてください。

総務部参事（久保信正君） 定住促進住宅の募集及び空き家バンクの登録等の案内につきましては、議員おっしゃるとおりホームページや広報誌など、そのほかに地元の新聞などの記事などで取り扱ってもらったり、それから移住希望者をはじめとした、そういう、取り扱ってもらって、移住希望者や市民への周知を務めているところです。また、移住の相談のときにですね、電話とかそれ、電話による問い合わせが多くて、そのときにそういう物件の紹介などをさせていただいているところです。

１番（橋口耕太郎君） 移住ですので、当然島外の方、恐らく多いと思うので、ホームページは当然有効だと思います。ちょっと補足、補足っていうか蛇足ですけど、総務省のですね、白書で平成２７年度版ですけども、現在のインターネット人口というのは、日本ですね、１億１８万人いらっしゃるそうです。２０代・３０代・４０代はもう頭打ちで、伸びているのは５０代・６０代・７０代だそうです。ですので、タブレット端末とか携帯電話のスマートフォンとかでも簡単に検索ができるので、私はホームページをですね、もっともっと充実させて目を引くようにしていった方がいいんじゃないかなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

はい、次の質問に移ります。（５），地域おこし協力隊についてお伺いをしますと。今年度から２名の地域おこし協力隊が任命され事業がスタートしておりますけれども、この制度は平成２１年度からの制度だと思いますけども、なぜ早くから取り組まなかったのかをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、お答えいたします。まず、地域おこし協力隊の概要について少し触れたいと思います。地域おこし協力隊というのは、地方自治体が都市地域から意欲ある人材を地域に受け入れ、各種地域興し活動に従事をしてもらい、将来の定住、定着につなげていこうという取り組みだということでございます。なお、全国での協力隊の受入自治体ですが、平成２１年度の現在で６７３自治体あります。隊員数で申し上げますと２，６２５名ということでございます。ちなみに、県内のほうの状況ですが、今年の８月１日時点で申し上げますと、２５の自治体で隊員数が８４名というふうになっております。参考までに、群島内ですが、群島内では１３名ですね、大和村含め、南は与論町まで含めてですが、１３名ということになっております。そこで、今回の地域おこし協力隊の受入ですが、これまで奄美市のほうでは御案内のとおり行っておりませんでした。理由ということですが、平成２６年度より知の地域おこし連携事業という単独の事業を実施しておりました。この事業は全国からの企画公募で選考されました大学生を市の臨時職員ということで雇用いたしまして、学生ならではの行動力、柔軟性、企画力を生かした地域興しに取り組む事業でございます。これまでに４名の大学生を雇用したところでございますけど、それぞれの学生たちが積極的に集落に入り、各学生が自分から、自らですね、企画をいたしました事業に取り組んで、その結果地域にとっても大変よい刺激を受けたという評価を受けております。これらの事業を検証した結果、今回地域おこし協力隊の制度が全国的に認知されたこと、あるいはこれに伴い優秀な人材が配置されてきたことなど総合的に判断して、今年度の採用に至ったということでございます。募集の概要ですが、今回１４名の応募がございました。書類選考と面接の選考行いまして、６月より２名の採用を行ったところでございます。２名の方はそれぞれ大変高い評価を受けておりまして、現在受入体制の強化に向けた、観光のですね、奄美大島のDMOの組織強化に従

事しております。もう1人の方は市内の小・中・高生を対象にした地方創生を担うクローカル人材育成というプロジェクトに従事をしていただいております。2人とも大変豊富な経歴と経験をお持ちでありますので、その経験を生かして斬新なアイデアや積極的な行動で今後の活動、大いに発揮していただきたいというふうに期待をしているところでございます。なお、各隊員の活動内容については、各部署のほうで答弁をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） それでは、観光分野に従事しております地域おこし協力隊のお名前長瀬さんと申しますが、活動内容についてお答えします。長瀬さんは奄美大島DMO組織の推進母体である奄美大島観光物産協会にて活動しております。その活動内容としましては、主に二つの事業がございます。一つ目は奄美大島観光物産協会の紬特産品部会の担当として専門委員会の開催や物産協会のオリジナルグッズの開発及び販売の企画などを行っております。二つ目は奄美大島DMO事業におけるWebプラットフォーム機能強化事業の主任担当者として協会のWebサイトのリニューアルに取り組んでおります。長瀬さんは前職において大手アパレルメーカーのWebサイトの企画運営を手掛けた経験があり、そのノウハウを活用することにより、これらの事業の成果に期待しているところでございます。以上です。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 続きまして、教育委員会生涯学習課に配属をされております地域おこし協力隊、谷 洋子さんの活動状況について少し説明をさせていただきます。谷さんはこれまでダンサーとしてドイツやカナダなど世界各地で活躍をされ、著名なパフォーマンス集団シルクドソレイユで日本人ダンサーとして初めてソリストとして活躍をされた方でございます。また、昨年開催をされました鹿児島国民文化祭のオープニングの総合振り付けを担当されるなど、指導者としても広く活躍をされております。その際、大島高等学校の新体操部、こちらのほうの指導もなさったということでございます。具体的な活動といたしましては、本市の攻めの総合戦略の施策の一つとして位置付けられておりますグローバル人材の育成、この実施に向けて精力的に活動しております。着任直後から学校や関係機関などを訪問をしまして、活動内容の説明、協力依頼を行い、奄美の伝統文化や豊かな自然をもとにした、継続して世界に発信できるイベントの構想、その発表に向けた準備を行っております。併せて、奄美市のホームページやSNS、こういったものを活用しまして、奄美の伝統文化や行事、こういったものを紹介をしているところです。これまでの経験を生かしまして、谷さんと交流のあるドイツのほうでパティシエとして活躍をしていらっしゃる若いお2人が来島をした際には、夢の扉塾と題しまして市内の専門学校で講演会を開催をしております。また、高齢者福祉課のほうと連携をいたしまして、姿勢法、それから体操、そういったものを通した健康教室、こういったものを開催をしております、好評を得ているところでございます。今後も地域に溶け込んだ活動の中で、近い将来芸術、文化の島として奄美を全国に発信し、離島にいながらさまざまなことができるという機運を盛り上げ、奄美市を担う人材の育成につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

1番（橋口耕太郎君） お2人方ともすごい方が入ってこられて、奄美市としても力強い、心強いんじゃないかなというふうに思います。私が聞いたところによりますと谷さんは地域おこし協力隊を待っていたというお話を聞きました。いつ、いつ空くのかなと、いつ募集をするのかなというお話を少し聞いたことがあります。本当かどうか、ちょっと確認はしておりませんが。とにかく私たち以上にですね、外から来た方は奄美のよさを分かっていると思っておりますので、是非御活躍を期待していきたいと思っております。

ここでちょっと定住人口のですね、促進について、各自治体力を入れるところですけども、ある自治体のですね、施策をちょっと御紹介したいと思っております。御存知の方もいらっしゃると思いますが、長野県の下条村というところの取組であります。この村は20年ぐらい前から国の補助を活用しない村独自

の単独事業で若者定住促進住宅を建設することを選択して、一般的な自治体ではありえない選択でありますけど、国の補助を使うと所得制限や間取りの基準、入居者の選定は抽選などの条件や制限がかかります。ただ、その村は独自で新しいマンション風の村営住宅を2006年度までに村内に10棟を建設して、124戸を準備して、家賃は3万3,000円程度、民間の約半額で設定をしたと。入居条件は二つ、子どもがいる世帯、若しくはこれから結婚する若者。二つ目が祭りなどの村の行事への参加や消防団への加入。この二つが条件でありました。入居選考を村の規定に基づいて選考委員会で決定しますとして公募したと。中には募集要項の条件を見て応募を取り止める人がいたり、職員の説明を受けてそれならいいですと諦めてる人もいたそうですが、格安な村営住宅にそれでも村外から若い夫婦などの応募が殺到して大人気となったそうであります。2015年の6月末時点で入居戸数は124戸中116戸、このうち6割から7割は村外からの移住者だそうであります。若い夫婦の世帯が増えたので、子どもの医療費や教育費の分野でのさまざまな子育て支援策にもより力を入れるようになったそうであります。この村のやり方が奄美、この外界離島である奄美市でも通用するとは思いませんけれども、村の存続を賭けてですね、本気で取り組んでいる姿勢、それからあと住宅の戸数ですね。2桁、100戸以上っていうのはやっぱりインパクトがあると思います。先ほども申しましたけど、ホームページを見てきれいな安い住宅があれば、やっぱりこう考える幅も広がるんじゃないかなというふうに思いますんで、是非参考にさせていただきたいというふうに思います。でも、費用がかかる話でございますので、私個人的には定住促進住宅を造るよりは、先ほど言った空き家バンクのですね、民間の力を借りて、そこを1軒1軒こう拾っていくことが一番近いんじゃないかなと個人的には思ってます。自分の家の近くでも親御さんはもうお1方は亡くなって、お1方はもう施設にずっと入っておられて、1年に1回しか帰ってこない、あるいは正月とかお盆とかに。そういうお宅は結構あります。聞くと、もう向こうで家を建てていて、帰ってくる予定は基本的にはないんです。ただ、帰ってくるときに泊まる場所で利用しているという方、結構大勢いらっしゃると思うんですね。そういう方に、例えば民間の方のお力をお借りして、お互いがこう条件が納得するようなどこであれば、もう少し進むのかなというような印象を持っていますので、是非取り組んでいただきたいというふうに思います。一応、今さらっと話したんですけど、市長、何か感想があれば。要するにいっぱい事業があつて、並べてるんですけども、これっていうのがですね、私奄美市にはちょっと弱いんじゃないかなというふうに思ってるんです。これで日本一を目指すとか、これでいくぞっていうのがですね、こう非常に弱いような気がして、是非市長にですね、そこをやっぱりこうリーダーシップを、今も十分発揮しておられますけれども、より強くですね、発揮していただきたいということで紹介をさせていただいたんですけど、御感想いただけませんか、市長。

市長（朝山 毅君） 広い視野での御意見であろうと思いますが、それでは奄美市が何をポリシーとして何をステータスに行政を展開していくかということになりますと、私自身模索しているところでございまして、これだというような一つをとという選択肢はございませんが、ただ奄美市が行くべきであろう羅針盤は先日来申し上げております、その複層的な人口問題であり、雇用問題であり、多々の行政のそれぞれが市民に御理解と協力を得て浸透し、そして住みやすい地域であり安全・安心であり、そして豊かな町になるということが、安全・安心・安定という形が一番究極の目的であります。そこに至るプロセスの中においては、限られた予算の中においていろんな時間を要し、また費用を要し、一朝一夕にはできないもろもろの問題があります。ただ、そういう中において今議員がおっしゃったその空き家バンクなどの問題は喫緊の問題として捉えております。なぜと言いますと私の身の回りにも、私の実家の周りにも空き家の家があります。実態を考えますと、失礼な言い方ですがあと10年度・20年後、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんになってどうなるんであろうと不安を抱えている戸数が何軒も散見いたしております。それらのことを考えるときに、やはり人口対策、人口が増えるためには雇用の機会を拡大しなければ、働く場所がないとできない。そういうもろもろの中において、まず小さな行政の課題といたしましては、そのおじいちゃん、おばあちゃんになっていく世代の中において、そ

のお子さんも30代・40代なんです。その際、島に帰りたいけれども帰れない、職場がない、もう今更この安定した仕事を捨ててと言いますか、郷里に帰るわけにはいかないという直面する人も私も存じ上げております。そういうもろもろのことを踏まえて、せめて雇用機会の一番大きな市役所がそのキャリア枠、その都会において高度な技術や経験を生かして雇用の場を行政を通して、地域活性化のために働く環境づくり、場というふうな意味で職員採用のキャリア枠というなのも設定しておりますが、今その採用が顕著には表れておりませんものの、そういう都会での経験や技術を生かして行政に参画して、職員として頑張っている人もいます。そういうもろもろのことを含めて、昨日総務部長の方から22歳以上から60歳に至るまでの雇用、交流人口は少しずつ増えてきつつあるということも、また一つの遠因ではないかというふうな思いがしております。そういうもろもろのこと含めてですね、今おっしゃったような地域が活性化するためには人、人は人口、人口はやはり雇用によって賄われるという考えからいきますと、やはり奄美があらゆる観光産業、農業、そしてIT、主要、奄美新法における課題、それらを通して奄美の得意な文化を誇りにしながら、その人々に定住をしていただくような環境づくり、この五つが今奄振法の大きな課題となっております。そういう意味において、今後時間もかかるかもしれませんが、1人、行政だけではできない、やはり多くの皆さんの御理解と御協力を持ちながら、市民が一体となってやっていくような環境づくりのための行政のお手伝い、行政がお手伝いというよりもむしろ率先、垂範して行動を起こすという環境づくりが最も肝要ではないかと、そういう思いがしているわけでありますので、議員をした、一面として、一面と言え失礼かもしれ、その中で客観的、また現実的に考えるもう部分を御指摘いただきましたが、ありがたい御指摘でありますし、これらを踏まえて一つ一つ費用と時間がかかるかもしれませんが、行政の継続性、踏まえながら財政の安定の裏付けを持ちながら進めていきたいと考えておりますので、議員のおっしゃる意図した設問にはお答えできなかったかも分かりませんが、御理解をいただきたいと思っております。

1番（橋口耕太郎君） 突然の、市長ありがとうございました。私も議員活動の個人テーマとして、定住人口の促進ということを約束をして皆様にこの場に送り出していただきました。是非、一緒になってですね、やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、先に進みます。積み残しをいたしますと議長と当局の皆様にお叱りを受けそうですので、進めていきたいと思っております。質問の2、市民サービスの向上について伺います。（1）、市内の公共交通機関であるバスの利用状況について教えていただきたいと思っております。現在の利用者数とタラソ巡回のバスの利用者数など分かればお願いいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） バスの利用状況でございますが、平成27年度、これ期間は26年の10月から27年9月でございます、の延べ利用者数は年間93万7,528人。ピンときませんので1日当たりに換算しますと、2,568人ということになります。そのうち、定期券の利用者が26万5,516人、1日当たり727人でございます。なお、タラソを利用する方の送迎バスの利用者につきましては、平成27年度は延べ2万7,820人、1日当たり76人の利用となっております。以上です。

1番（橋口耕太郎君） 結構いますね。私のイメージよりはすごい多かったです。

次に、（2）の質問に入りますが、バス停留所への屋根及び椅子の設置について伺います。現在、停留所がきちんと整備されておりますのは、名瀬小前バス停、奄美小前バス停ぐらいだと思いますけれども、ほかの停留所にですね、屋根や椅子の設置は検討できないでしょうか、御見解をお願いします。

商工観光部長（菊田和仁君） バス停への屋根の設置につきましては、平成25年度にですね、社会資本整備交付金を活用し利用者が多い市内3か所、今議員がおっしゃいました市役所前、奄小前、笠利の旧

スーパーさと前の整備したところです。今年度は森と水のまち住用観光プロジェクト事業を活用し、観光客の利用が多いマングローブパーク内に整備を行う予定にしております。今後の整備につきましては、現在住用・笠利両地域において進めております観光プロジェクト事業を活用し、観光客や市民の利用が多い拠点となる箇所について、バス利用者の利便性向上が図られるようバス事業者との協議も踏まえ検討してまいりたいと考えております。なお、歩道上への屋根設置につきましては、設置後に歩行者のための通路として2メートル以上確保する必要があるとございます。特に歩道幅の狭い市街地を中心として設置が困難な箇所が多いことも御理解を賜りたいと思います。以上です。

1 番（橋口耕太郎君） 市民相談の中で結構やっぱり多いのがですね、高齢者の方が椅子がないのですね、立って待っているのがきついというお声が結構ありましたので、今回質問させていただいたんですが、先ほど部長の答弁で歩道幅とか、そういう関係もありますが、何かいい方法がないかというふうにも私も、自身も考えておりますので、是非2脚ぐらいでもいいんですけども、省スペースでできるような方法を考えていただければなというふうに思いますので、御検討のほどよろしく願いいたします。

次に、（3）、庁舎内への総合窓口受付案内についてお伺いいたします。この質問は過去に先輩方がですね、一般質問とか委員会等で取り上げていることだと思いますが、改めてさせていただきたいと思います。現在、新しい新庁舎建設に向けて解体工事がスタートしたばかりであります。この整備がですね、無事故で計画どおりに進むことを願っておりますけれども、この、今は本庁舎と仮庁舎で別れておりますので、物理的にちょっと難しいのかなと思うんですが、新庁舎ではですね、是非総合受付案内の設置をお願いしたいと思います。よくワンストップという言葉がありますけども、そこに行けばすべてに通ずるような形でですね、環境整えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

総務部長（東 美佐夫君） それではお答えいたします。現庁舎のほうでは議員が御指摘のとおり、現在地下及び1階の市民課の入り口のほうに市民用の案内板を設置して各課の配置や業務の内容をお知らせをしているところでございます。ただ、玄関ホールや廊下が手狭なために職員が常駐して来庁者の案内を行う案内所、案内所は設置をされていないというのが現状でございます。こういうことから、新庁舎建設に伴って総合案内所の設置を現在計画をしているところでございます。なお、設置にあたってということですが、来庁される多くの市民が分かりやすい市民課、あるいは税務課などの窓口業務を有するフロアの正面玄関前に設置をしたいというふうに、今考えております。配置する職員のほうも専門的な知識や豊富な経験を有する職員の配置を考えたいというふうに考えております。そういうことで、丁寧できめ細かな市民サービスの向上につながるんじゃないかというふうに考えております。なお、今回の新庁舎建設に伴ってですが、現在分散している部署がたくさんありますので、こうした部署も集約したいと考えておりますので、そういう意味ではなお一層利便性が向上するというふうにも考えているところでございます。以上です。

1 1 番（橋口耕太郎君） もう、是非お願いいたします。市役所という場所はですね、なかなかやっぱり市民の皆さんは結構緊張されると思うんですね。スーパーとかと違ってですね、やっぱり非日常的な場所だと思いますので、そこでやっぱり親切丁寧に案内をするっていうことはすごく大事なことだと思いますので、是非よろしく願いいたします。

次に、（4）、オリジナル婚姻届けについてお伺いをいたします。これは質問というよりも御提案、御要望なんですけども、私も公明党の地方議員がですね、最近提案をしております案件で、入籍のときに出す婚姻届けですが人生の節目を祝福するオリジナル婚姻届けというものをですね、自治体で導入をして各地で好評を得ております。愛媛県の東温市では公明党の丸山市議が新しい門出に記念になるものを残してあげることが特色あるまちづくりにつながるとして提案をして今年から導入をされてお

す。同市の課長補佐もオリジナルの婚姻届けを持って記念撮影するなど、カップルから好評を博していると。市に愛着を持ってもらえるようPRに努めたいと語っておられました。市民課のほうにはですね、現物の写しを既にお渡しをしておりますけれども、先ほどの課長補佐の話のようにですね、奄美市でも奄美市に愛着を持つ取組という点では是非導入をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

市民部長（前田和男君） お答えします。奄美市における婚姻届けの提出は年間約250件程度ございます。婚姻届けにつきましては、戸籍法で記載すべき事項が定められており、様式につきましても戸籍法施行規則に定められていますが、そのそれぞれの自治体では定められた様式の余白に記入上の注意、必要書類等の説明事項を補足記載して婚姻届けを作成しているところです。議員御案内のオリジナル性のある婚姻届けにつきましては、今申し上げました余白部分を活用して地元地区町村の風景だとか、名産品、キャラクターなどをデザインした婚姻届けを作成していることは承知しております。奄美市においても婚姻をされる方を祝福するとともに、婚姻される方の記憶に残る奄美市らしいオリジナル性のある婚姻届けの作成について検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1 番（橋口耕太郎君） はい、ありがとうございます。是非、導入をしていただきたいと思います。できればコクトくんも入れてですね、是非お願いいたします。

次に、（５）、奄美文化センター駐車場の増設について伺います。まず、現在の駐車場の台数、年間利用者数などが分かりましたら教えてください。よろしくお願いします。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 現在は文化センターのほうの専用駐車場が120台、それから仮駐車場ということで臨時をお願いしております長浜埠頭のほうが300台、それから下水道課の終末処理場の駐車場も利用させていただいておりますが、そちらが80台ということになっております。

1 番（橋口耕太郎君） ということは、400台ぐらいは止められるということですよね、理解は。500台か、500台ですね。長浜の埠頭のほうということですが、少し遠いかなというイメージもありますので、私は下水道課の敷地に入ったら右側に緑地があるんですけども、そこをですね、是非造成をして駐車場として利用できないかなというふうなことをお願いしたんですが、御見解はいかがでしょう。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 今、議員のほうからお話がありましたが、終末処理場の入り口の右側には割と広い緑地があります。それで、今現在市のほうとしましては、下水道課のほうから教育委員会にその一部を所管替えをしていただいて、駐車場を整備できないかということで、今話を進めているところでございます。時期につきましては、まだ費用のこともありますので、まだ何とも申し上げられませんが、できるだけ早い時期に手続きを取って、駐車場の整備をしたいというふうに考えているところでございますので、御理解をお願いいたします。

1 番（橋口耕太郎君） もう、所管替えをしているということは進んでいくというふうに理解してよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、質問3、防災訓練について伺います。8月28日に防災訓練が実施されましたが、その取組の状況、実績をですね、教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

総務部長（東 美佐夫君） 今回の防災訓練については、先般お答えしましたが9月1日の防災の日の前後ということで、御案内の8月28日ということでございます。参加団体のほうで申し上げますと、町

内会及び自主防災組織の皆さんはじめ、海上保安部ですね、をほか、関係団体12団体が参加をされております。今回の防災の目的ですが、喜界島沖の地震発生に伴う津波を想定して、大津波警報に基づいて避難指示等の情報伝達、広報訓練、住民の避難、炊き出しの訓練及び海中の転落者等の救助訓練というところで行ったところです。住民避難訓練への参加の状況でございますが、名瀬地区のほうが17団体で1,110名、笠利地区のほうが12団体で990名、住用地区が9団体で402名、計38団体の2,502名の方から申し込みがいただいております。ただ、実績のほうについては、今各地区からの要望含めて確認作業を行っておりますので、その点については御理解いただきたいと思います。以上です。

1 番（橋口耕太郎君） また、実績が集計されましたら私もお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。当日は長浜町の観光バスですね、海上保安部との合同訓練が消防とありました。市長も副市長も教育長も来られておりましたけど、私も初めて見たというか、参加をしたんですが、すごくヘリコプターからですね、海難救助者を引き上げる訓練ですとか、見たことがない訓練でしたのですごく参考になりました。ただ、残念だったのがやっぱり見学者が非常に少なかったということです。そこら辺の周知はされていたのか、また今後、してなかった場合はどのようにしていくのか、少し教えてください、お願いします。

総務部長（東 美佐夫君） 議員御案内のとおり、今回の訓練で海上保安部のほうの協力をいただいて、孤立集落の搬送訓練と救水訓練、漂流者のゴムボートによる救助訓練ですね、併せて漂流者のヘリコプターによる救出訓練を行っていただきました。特にゴムボートのほうは、ゴムボート及びヘリコプターによる救助訓練については、奄美市主催の防災訓練では初めての訓練でございましたが、報道のほうでは大変緊迫感があったというふうなことを伺っております。議員御案内のとおり、少なかったというふうな御指摘ですが、今回広報の周知のほうについては大島支庁クラブ、支庁記者クラブへの案内、市の広報の、これ8月号ですが、への掲載、市内町村、町内会、自治会等への案内を送付をして周知に努めたというところでございます。当日については防災行政無線を利用して広報を行い、行いましたが、併せてあまみエフエムさんのほうにも協力をいただいてラジオでも案内をさせていただきました。少なかった要因ということだと思いますが、当日、奄美近海に台風が発生したということもございまして、天候に恵まれなかったということ、あるいは町内会のほうで同時刻に避難訓練に参加していただいておりますので、こういった点が見学者がですね、少なかったというふうなことではないかというふうに考えているところでございます。ただ、今後については参加いただくことや見学していただくこと、これは大事なことでございますので、周知の方法をもう少し検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

1 番（橋口耕太郎君） はい、ありがとうございました。是非、周知方法をですね、徹底していただきたいと思います。

次に、（２）、教育現場における防災教育の状況について、現状、学校での取組を、申しわけございません、私の持ち時間が少なくなってきましたので、端的にお願いいたします。

教育長（要田憲雄君） 3点ございましたが、申し上げたいと存じます。

まず、市内小・中学校の防災訓練についてでございますが、すべての小・中学校で自然災害を想定した避難訓練を実施しております。訓練の内容につきましては、火災、地震、津波、風水害等を中心に実施してるところです。実施回数につきましては、1単位時間に小学校が45分、中学校が50分でございます。年平均2回から3回、それが近年に至っては20分程度の抜き打ちでショート訓練というのをやっております、これも1回から2回程度実施をしているところです。

次に、特色ある防災教育といたしましては、平成26年度から2年間、小湊小学校と大川小・中学校が文部省の指定を受けまして、かなり深い研究を進めてその実績を挙げていただきました。そのことを文化センターなどで開催してる研究大会で実績報告いたしまして、そのことがかなり各学校に浸透いたしまして、各学校でも防災教育への取組を、意識も高まったというふうに考えております。

最後に、地域との連携の取組といたしましては、地域の方々も参加した訓練を実施したりしておりまして、避難訓練、避難経路や意見交換もしながら情報収集も含めて、より安全に迅速に避難できると、そういうふうなことで、自治会や子ども会の育成会の協力も得た中で、集団下校等も含めて実施をしていると。更に、もう一つは教育委員会で毎年夏休みに防災キャンプを実施して、その成果を上げていると。今後も更に続けてまいりたいと考えております。

1 番（橋口耕太郎君） はい、ありがとうございました。やっぱり小さいころから防災教育をしっかりしていただきたいというふうに思いますので、是非お願いいたします。東京都がですね、今防災ノート活用促進月間ということで4月1日から9月30日まで取組をしています。ホームページにですね、防災マップというのが小学校低学年、高学年、中学生向け、高校生向け、4種類ありまして、すごく内容が充実しているのがありますので、是非これ御覧になっていただきたいというふうに思います。

次に、質問4に入ります。18歳選挙権及び選挙準備についてです。これ（1）と（2）、連続をしてお伺いしたいと思いますが、先の参議院選挙における本市の18歳・19歳の投票状況、投票率ですね、を教えてくださいと思います。聞くところによると奄美市は少し低いというふうに伺ってますけど、その要因をですね、教えてくださいと思います。短くて構いませんので、よろしくお願いします。それと（2）ですね、これ昨年衆議院議員が質問をされた、投票用紙と請求書兼宣誓書の事前記入ということですが、私が言うここで事前記入というのは家に持って帰って全部記入して、投票券と一緒に持っていつてはどうですかという質問です。それについてよろしくお願いします。

選挙管理委員会委員長（名島義文君） ●●●●●●●●御質問の18歳・19歳の投票率につきましては、全国の18歳・19歳を対象とした抽出調査、これによりますと18歳が51.17パーセント、19歳が39.66パーセントであります。推定投票率が示されております。本市におきましては、18歳が27.88パーセント、19歳が18.92パーセントと、18歳・19歳の投票率が全国大きく下回る結果となっております。更に、20歳から24歳でも26.98パーセントとなっているわけです。その理由としては、大学や専門学校の進学などで住民票を移さず、親元を離れ住所要件により投票できなかった人がいたことも原因ではないかと分析しております。また、全国の、全国、本市で見られるとおり、19歳よりも18歳の投票率、投票率が高い理由としては、各高校における選挙講座の実施や報道等による周知などによって現役高校生の投票率が高かったのではないかと、このように推測する。

第2番目でございますが、事前記入につきましては、各、県内の各市選挙管理委員会において事前記入のために要件を裏面に印刷している市が5市、ホームページと市民窓口で対応している市が1市という状況であります。議員御承知のとおり、期日前投票所では入場券を持参された方につきましてはバーコードを読み取り、選挙当日に投票所へ行けない理由を口頭で確認、入力後にプリントアウトして住所及び生年月日、性別を確認の上で名前、署名だけをしていただいております。しかしながら、期日前投票所はほかの窓口に比べて緊張することがあるという声が寄せられておる、おるのも事実でありますので、市民の立場に立った接客を心がけるとともに適正な選挙事務の執行に努めてまいりたいと思います。なお、有権者の利便性を図る観点から、不在者投票と同様にホームページから宣誓書をダウンロードする方法や窓口配布等も含め、投票しやすい環境については検証させていただきたいと思いますが、宣誓書の署名につきましてはこれまで同様に受付でお願いしたいと、御理解願います。

議長（竹山耕平君） ただいま、選挙管理委員会委員長のほうから不適切な発言が一部ありましたので、冒頭にて不適切な発言が一部ありましたので、訂正をお願いいたします。よろしいですか。

選挙管理委員会委員長（名島義文君） はい。

1 番（橋口耕太郎君） はい、ありがとうございました。以上で終わります。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で、公明党 橋口耕太郎君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午前 10 時 31 分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午前 10 時 45 分）

引き続き、一般質問を行います。

日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

16 番（三島 照君） おはようございます。日本共産党の三島 照です。今日は最初に嬉しいこと先述べたいと思います。先の参議院選挙では戦後初めて野党と市民が全国的規模で選挙協力を行うという歴史的選挙となりました。野党と市民の共闘という点ではさまざまな困難を乗り越え、全国の 32 の 1 人区のすべてで野党統一候補を実現いたしました。安保法制廃止、立憲主義の回復、安倍政権打倒という共通の大義を掲げて戦い抜きました。そして、11 の選挙区で自民党に勝利したことは重要な成果だったと思っています。取りあえず、日本共産党へは 601 万 8,000 人の方が投票していただき、心から敬意を表したいと思います。また、この間全国ではかつてない気候温暖化の流れの中で、熊本はじめ東北・北海道では多くの皆さんが被災に遭い、死亡されました。心からお悔やみを申し上げます。そして、被災に遭われた方々には心からお見舞いを申し上げる次第であります。その上で、今度のオリンピックは日本のスポーツ会、かつてない成果を上げ、特にオリンピックでの女子の活躍はバドミントン、卓球、女子レスリング等、国民を本当に毎日涙をさせました。その女子オリンピックの指導し、監督としてこの奄美から栄 和人という監督が誕生した、これは私は奄美の誇りであり、市長としてこれは私の思いですけど、何としても奄美市の名誉市民として推薦をしていただき、そして全国に、それこそ奄美を宣伝する先頭に立っていただけたら、また昨日市長も言われたように奄美での合宿も可能性があるんじゃないかなと思いますので、是非検討もしていただけたらと思います。また、この選挙中は安倍首相は選挙の最大の焦点は経済だと訴え、もっぱらアベノミクスでやり過ごしながら、選挙が終わった途端に暴走する騙し討ち政治です。安保法制、戦争法の強硬成立から 19 日で丸 1 年、安倍政権は自衛隊の国連平和維持活動、PKO での新任務の訓練を決定し、開始を決定し、戦争法の本格的な発動を進めています。それでは、また公約では一言もなかった共謀罪創設が浮上しています。政府はテロ対策を口実に臨時国会の法案を提出しようとしています。この共謀罪というのは犯罪が行われなくても共謀したというだけで処罰をし、思想信条を取り締まるものです。まるで戦前の治安維持法です。処罰の対象となる組織的犯罪集団や準備行為といった言葉の定義は極めて曖昧であり、捜査当局の解釈次第でいくらかでも拡大され、市民への弾圧に悪用される恐れが十分にあります。

それでは、本題に入ります。安保法制、戦争法が 3 月に施行され、政府は国連維持活動、PKO に 11 月から派遣予定の陸上自衛隊部隊に対し、戦争法で新たに可能になった駆け付け警護と宿营地共同防護の訓練を開始させようとしています。戦争法の一つである PKO は武装集団に他国の軍、他国軍の兵士や国連、NGO の職員が攻撃されたとき、自衛隊が武器を持って救出をする駆け付け警護、また宿营地が攻撃を受けた際、自衛隊が他国軍とともに応戦をする宿营地共同防護等が初めて可能になりました。これは武器を持って戦いなさいということと同じです。いずれも海外での武力行使を禁じた憲法 9 条を踏みにじる任務です。これはまさに国会での数の力に、国民の声を無視したやり方を許すわけにはいき

ません。こうした戦争法のもとで進められている奄美への自衛隊基地の建設は市民は許しているわけはありません。質問いたします。この間の一般質問の答弁の中でも、環境調査やいろんな事態は進んでいってます。現在の建設計画、その進捗状況について説明を求めます。

次からは発言席で発言します。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

総務部長（東 美佐夫君） お答えいたします。進捗状況のほうで、聞き取りのほうでは予算の状況ということで聞き取りをいただいておりますので、その中をお答えをしたいと思います。今回の奄美大島への陸上自衛隊の奄美配備に伴う関連予算ということですが、平成27年度が主に用地取得の経費として32億円、平成28年度が主に敷地造成等の経費ということで約82億円を計上しているというふうに伺っております。平成29年度はこれは概算要求の段階ではございますが、主に隊庁舎の整備にかかる経費ということで約398億円を計上しているというふうに伺っております。以上です。

16番（三島 照君） それは、予算計上はあれですけど、私は今、例えば佐大熊の職員住宅の問題、この前計上された水道課の1,800万円の予算の在り方、そして環境影響調査されたんですけど、こういったことが一つずつ相談されて、例えば環境影響調査一つ見ても、調査結果を市民に示されるのか、そういう一つ一つの水道の問題もどこまで進んでるのか、佐大熊住宅の問題らがどこまで話が進んでいるのかの、その進捗を知りたいんです。

総務部長（東 美佐夫君） 環境調査のほうは先般の関議員のときにお答えしましたが、調査のほうは終わってるということで、公表については現段階のほうでは公表することによって、その盗掘とか特定の動植物の位置が確認できるということで、これについては差し控えたいというのが国のほうの考えです。ただ、地元のほうからの要請があれば、それは相談に応じるということでございました。もう一つの佐大熊の宿舍の関係ですが、佐大熊宿舍のほうはそれも現段階のほうでは向こうのほうから正式な買取の、買取の要請がきましたので、それにお答えして今後は土地の価格の調査を行うということでございます。もう一つの大熊のほうも同じように土地の価格の調査を行った上で、今年度中に契約をしたいと、売買の契約をしたいということでございます。以上です。

16番（三島 照君） はい、分かりました。しかし、環境調査というのは周辺住民や関係者に公表してこそ調査であって、公表しないやつは調査ちゃう、そんなもん。ちゃう。そういう意味ではきっちりとやっぱり調査報告はするということは求めていただきたいと思います。

そして、①で、さっきちょっと言われましたけど、離島防衛予算が奄美大島、宮古島に配置される費用として746億円が計上された、されるということを新聞報道でもされています。その中身について、まだはつきり分らんかも分らんけど、奄美へのその予算、どういう配置にされてくるのか、2番と続けて、基地誘致によるそういったもん踏まえて経済効果をどう見てんのかについて答弁を求めます。

総務部長（東 美佐夫君） 予算については、先ほど私398と答弁したかもしれませんが、395億円が平成29年度の概算要求額でございます。そのうち、奄美市のほうはこれは新聞等の報道での確認ですので、お断りをしときますが、奄美市のほうは約262億円というふう、瀬戸内のほうが128億円というふうに新聞報道のほうではなっております。その内訳ですが、内訳というか内容ですが、隊庁舎、基地の中ですね、隊庁舎が2棟、訓練施設、食料や浴場ですね、厚生施設、そういった体育館も含めてということですが、こういった施設、あるいは立体駐車場、倉庫、車両整備場、こういった施設の整備費のほうに充てられるというふうに、この新聞の報道の情報ですので、そういう確認を行ってい

るところでございます。それに基づく経済効果ということです。今回の経済効果ですが、いくつか経済効果の試算の方法がございますが、環境省のほうが平成22年度に市町村ごとに経済評価、産業連関表というのがございますが、その産業連関表を市町村ごとに作成をしております。それに基づいて試算をした内容について少しお答えをしたいと思います。まず公共工事の経済効果でございます。平成29年度までの概算要求額の段階で試算をいたしますと直接の投資額、これは平成28年が82億円、平成29年が先ほど申し上げた398億円ですので、合計で477億円ということになります。この477億円の直接投資額でございますので、これをもとに試算をいたしますと間接効果を含めて約658億円というふうなことになります。これは1次・2次のいわゆる波及効果ということになります。このうち、雇用者のほうにつながる所得、これについての波及効果が232億円というふうになります。この産業連関表のほうではこれに伴う新たな新規雇用というのも見込まれますが、この数字については奄美大島全体ということで、こちらのほうについては雇用の発生があるということで御理解をいただきたいと思います。ただ、この公共投資は平成30年まで続きますので、経済効果はもっと上がるということになります。ただ、お断りしておきたいのは、これ大型の公共工事ということになりますので、本土の企業の参入もでございます。そういう意味では歩留まり率がちょっと下がるということはお断りしておきたいと思います。その率についてはいろんな資産がございますので、奄振については6割から7割とかいろいろございますが、これについては少し、そういうことでお断りしておきたいというふうに思います。次に、31年度以降ですが、駐屯地のほうで運用開始になります。その結果、隊員及び家族の消費活動による経済効果というのが、これが二つ目、大きなところでございます。今回の場合、まだ現時点では家族構成がまだ不明ですので、仮にということでこれは仮置きさせていただきます。350名の隊員を1世帯かつ1月当たりの消費額を17万5,000円というふうに見た場合での試算でございますが、この場合の年間当たりの経済効果は9億3,500万円というふうに試算をされます。うち、雇用者の所得につながる増加額は3億1,000万円ほどというふうになります。この17万5,000円の消費額ということですが、これについては根拠がございまして、平成26年度の全国消費実態調査において鹿児島県の世帯当たりの月平均の支出額が25万6,000円となります。これを先ほどの環境省の試算に基づいて計算をしたという数字でございます。少し内訳を申し上げますと、食糧費の支出が4万2,000円、交通通信費が2万9,000円、教育娯楽費が1万5,000円、光熱水道費が1万3,000円、交際費が1万3,000円というふうになります。こういう試算のもとに先ほど申し上げた波及効果額というふうになります。こちらのほうが一番大きいのは経済効果額だというふうに考えております。一方、部隊配備に伴う主な経済効果、効果ですが、まず隊員、家族の税收効果が、これは見込まれます。これが経済効果というか別にしてですね、効果としてですね、お答えしたいと思いますが、参考に試算しますと、これ前回の三島議員のときにもお答えしましたが、約5,000万円程度の税收効果が見込まれるということになります。また、駐屯地内の食堂の食材、あるいは資材供給効果、更には基地の中で働く地元の方々、いらっしゃいますので、働く雇用効果、あるいはこれは国のほうからの基地対策交付金、人口増に伴う普通交付税の増加、こちらのほうが見込まれます。この普通交付税のほうを少し御紹介いたしますが、平成28年度の奄美市の一本算定に基づく需要額の影響額を申し上げますと自衛隊が1名増えることによって21万円、自衛隊員の世帯に小学校の児童がいる場合には1名ごとに4万9,000円、中学の生徒がいる場合には4万4,000円、幼稚園児がいる場合には3万5,000円、それぞれ増額するという推計をしているところでございます。一方、先ほど三島議員のほうからオリンピックの話がございましたが、今回の自衛隊のほうでリオオリンピックに出場された選手で、競泳の男子800メートルで銅メダルを、銅メダルを取りました江原氏、あるいは陸上の男子で50キロメートルの競歩がございましたが、こちらのほうでも自衛隊の隊員の方がメダルを取りました。総勢9名の自衛隊アスリートがオリンピックで活躍をしております。この方々が仮に、これは仮置きです、仮に奄美の駐屯地に赴任なされたときには、そのオリンピックの方々との交流もありますので、更にこれは地元の子どもたちに夢と希望を与えるんだというふうに思います。先ほど

の栄 和人さんではないですが、そういう効果もあるということで御理解いただきたいと思います。経済効果については今答弁したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

16番（三島 照君） はい。何を言うてんの。数々の効果をえいえいと言っていたきましたが、しかしね、さっきから雇用が雇用がいう話もあるんですけど、そういう人たちが本当に奄美で、奄美の中で雇用が広がるのか、そのいわゆる公共工事やらの部分は恐らく元請はゼネコンが入ってくると思いますが、そういうことを含めてですね、やっぱりそれだけに留まるんじゃなくて、例えばこの対馬でもほぼ同じぐらいの人口で、もう50年近く自衛隊が駐屯する中で、しかしはじめはいいですよ、目先は。その目先の儲けに踊らされずに長い目で見たときにね、本当に私はそれがどうなっていくのかというのは不安であります。そういう中で、そんだけ自慢することがいっぱいあるんですから、やっぱりそういったことも含めて、市長はちゃんとそういったことを市民に知らすべきだと思うんです。そういえば、みんな喜ぶと思いますが。私喜ばんけど。みんな喜ぶと思う。そういう意味ではですね、やっぱり私は今の、なぜ必要かというね、こんだけの工事が、いつからあの整備が始まるかちょっと聞いてみませんけど、あの土地の整地をし、土砂を入れたり運んだり、恐らく重なってきます。そういう中であの道路は通学路なんですよ。そんで、住宅の買い物に行く横断道路なんです。一つはそういうところで、まさに市民の安全・安心を言うならね、そういう対策も含めてどう考えてるのか、ね。そんで、今言われている、市長がそういう問題も含めて奄美への基地建設を引き受けたんですから、今度大分その辺が出てきたんですから、それを踏まえて、市長、私はやっぱり説明責任があると思いますけど、どうですか。この辺でもうそろそろやろうということで、よろしく。

市長（朝山 毅君） 三島議員にお答えします。その前に法律用語でもない、戦争法案ごということの前提でお話しなさっているわけでありますので、私はそうでない観点からまず申し上げます。従って、議員と意見がかみ合わない、妥協点がないところがあるかもしれませんので、その点は御理解をいただきたいと思います。

まず、私は今までの議会でも申し上げましたが、我々離島と言えども、辺地と言えども、人口が少ないと言えども、国の責任において領海、領空、領土を守っていくのは国の責任であると。しかも、錯綜しているこの南西諸島、同時にグローバル化している外交関係、経済関係の中において、お互いが友好国同士が一つのグループをつくったりして流動化してる社会情勢の中において、不穏な空気があるこの南西諸島近海において、国の責任において国民の安全・安心を守っていくというのはまず第一義であると。その前提に立って、自衛隊が来ていただくことは私はありがたい。しかも、今の奄美の自然環境における災害の多い地域であり、また6年前にはあの未曾有の大災害、豪雨災害があったときには自衛隊の皆さんが前線に立って、奄美の市民の復旧、復興に御尽力いただいた。しかも、今北海道、山形、全国各地において災害の前線に立って、国民の安全を守っているのは、技術的にも専門的にも自衛隊がやってらっしゃる。この姿を見たときに私は否定することは何もない。むしろ、謙虚にしてありがたく敬意をはらっているつもりです。そういう結果、自衛隊がこちらに配備されるということはある。そして、今総務部長が話したように、そのことによって経済波及効果がこのような形で生まれるということは、ないに、第2義的にもありますが、消費を喚起し人口が少なくなっている地域社会の中において、大きな刺激になるだろうと。それが教育関係においても、また経済関係においても、地域の文化、伝統芸能、継承していく中においても、それがいろんな意味で波及してくるという社会環境、生活環境を考えた場合は、今奄美の置かれた状況、南西諸島の状況、中においては私は時宜を得た施策であるというふうに思っているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

16番（三島 照君） はい。

議長（竹山耕平君） よろしいですか。

16番（三島 照君） 誰か言うの。

議長（竹山耕平君） もういいんですか。その、説明責任を、説明の。

市長（朝山 毅君） そういう意味で、私は前からの議会において、議会の皆さんとも時機を見て説明会を開くように努めいきますというお約束を確かにいたしました。その結果、6月にまず自衛隊の宿舎が建設されるであろう大熊地区が一番適当であろうということを自衛隊の皆さんとも御相談の上、そして大熊町内会の皆さんの御理解をいただいて、説明会を開いたわけです。その説明会には大熊地区だけに限らず、近隣町村からも、また市内各地からも多くの皆さんがいらしていただいて、それぞれなりの御意見もありました。また、自衛隊においても誠実に説明をしていただいたということは、私は有意義な会であったと思いますので、一つ今の状態においてはその説明を、今持つという予定は私のあれにはございません。

16番（三島 照君） はい、まるで3月議会、6月議会の議事録をそのまま読んでいるようで、頭なくとも同じことゆうてるよ、そりゃ。市長はね、そう言いますけど、私は何遍も言ってますようにあれはあくまでも大熊住民への説明会。当時、現地ですから、現地住民への説明会というのは当たり前。けど、市長は佐大熊住民の代表ではないんですから、全市民の代表なんですから、やっぱり先ほどから言われた、あれ以降、今同じこと言いましたけど、多くのところで進捗してきてるし、もういよいよ土地の買収も始まる、測量、整地も始まる。そういう中でね、やっぱりその関連する周辺的安全対策や、そしてこの奄美への経済効果やいろんなこと考えたときにね、自信を持って説明会やったらやんか、なんで逃げようとしてるの。はっ、何で逃げようと。それなら、もう答弁せんでええで、私が、私が時間をと日を決めますから、そのときは来てもらえますか。

市長（朝山 毅君） 私が言いますのは、入り口論にはじまっては困る。国の最高の機関である立法府において予算が成立をし、予算を執行する段階において入り口論の終始するような意見であれば、私はあまり建設的ではないというふうな思いがするわけです。従って、これから建設が始まればその都度見て、聞いて、また情報を求めて、公開されていくであろう、これは当然の成り行きだと思っております。それを入り口論に終始するような議論であれば、まず自衛隊って国がするんですよ。意見を聞いてみると反対なさった政党の中においても、その政党そのものが自衛隊を認知している政党だってあるわけです。個人の見解と、それをもって一つの大義のような形をしてもらっては、国がつくるんです。私がつくるのではないです。そういう意味においては国に責任の所在を、説明の所在を私は求めてはまいますが、私が説明するということは、これだけ表現をし、これだけ物を申しているのに、それ以上の私は隠すことは全くないということだけは信じていただきたい。

16番（三島 照君） はい。何を、議長に言葉気いつけ言われたから、気いつけるけど、何をおっしゃいますか、そんなの。国が説明するのは当たり前で、やっぱり奄美市民にこうこうこういう理由で来るんですからありがたいことだと、そのおかげで経済効果もこうなりますと、だから反対だけじゃなくて安心してくださいと、反対の意見が多く出ることが怖いんか、そういう質問はもういいです。ほいじゃ、近いうちに私日程と、場所と日程を決めて申し入れしますから、市長参加してください。

次に移ります。少子化対策でですね、私は前回もこれからあとは6月議会、3月議会のおさらいをしますので、夏休みの宿題を当局の皆さんがどこまでできたか判断します。まず、改めて学童保育所の待機児童。待機児童言うのは公設に入れてない民間の行ってる児童の人数、示してください。

保健福祉部長（吉 富進君） ただいま議員は民間の託児所に入っている待機児童ということでお伺いしておりますので、聞き取りをした結果、現在小学生を預かっている民間託児所は4施設ありまして、預かっている児童は29人と把握しております。以上です。

16番（三島 照君） 市長ね、今言われました、29人。この29人の保護者言うのはね、下の子を保育所へ行かし、ながら自分は一生懸命働いているんですよ。今、パートやそれで行ったって、帰る前に、家帰ろうと思ったら4時間、5時間、なごうおっても6時間、1か月働いてもせいぜい5・6万円。その半分以上を保育料や学童の費用に取られるんです。ほんで、同じ子どもで学校の中の学童施設に入ってる子は月々せいぜい5,000円からという状況です。民間に行っている人は、前回調べてもらった資料でいっても、ほぼ平均1万円、安いとこ、高いとこは1万2・3,000円。これ鹿児島市はね、平均で大体3,500円ぐらいなんですよ。おやつ代やら入れて。そういう点で、こう議会でもずっと総合戦略ビジョンや総合計画中で言われている人口増を図る思ったら、この前も一つ何と言えど何という質問もありましたけど、私はやっぱり若い人たちが子どもを生み育てやすいまちづくり、それと年とっても安心して暮らしていけるまちづくり、これが広がれば奄美は人口も増えていくと思うんです。そういう点で、私はどうしても、平成22年やったかな、はじめて奄美市が学童に助成したんはそのときなんです。今もう全国がやってるんです。そういう点で、私はこれ、この29人に例えば月5,000円、30人として5,000円負担したって3・5・15,15万円です、月。年間150・60万円あればできるんです。これは今の市の財政から金がないとは言えないと思うんですけど、やっぱり次期、来年度に向けて検討する余地があるんじゃないかなと思いますけど、いかがですか。

保健福祉部長（吉 富進君） ただいま、民間クラブへの助成についてのお尋ねでございます。市から補助を受けている放課後児童クラブ以外で小学生を預けられる施設といたしましては、民間託児所は市内で、預かっているのは4か所ですが、5か所ございます。放課後児童クラブの保護者負担ですね、助成をやっているところは概ね月額5,000円から6,000円となっております。先ほど、民間託児所の保護者は高いところは1万2,000円とかおっしゃったんですが、一応調べたところ、高いところで1万円、安いところで5,000円、概ね8,000円前後となっている状況であります。議員が御指摘のとおり、放課後児童クラブと民間託児所などの保護者負担には月額2,000円から3,000円程度の差が生じているのは確認しております。なお、放課後児童クラブの補助金を受けるためには、6月議会でも議員がおっしゃったんですが、最低基準が示されております。そこで、市に放課後児童クラブを実施する施設として申請していただいて、認められる必要があるわけです。従いまして、そのためには放課後児童支援員などの資格がある方や国が定める設備基準を満たす必要があることは御理解いただきたいと思います。民間クラブへの助成につきましては、現在まずは現在の放課後児童クラブの児童の保護者の意向を調査いたしまして、現在の放課後児童クラブの定員の拡大等ができないのか検討していきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

16番（三島 照君） はい、これは教育委員会も空き教室やらをできるだけ開放してね、これはあとで、12月議会でもまた相談したいと思いますが、学校の問題でもあるんですよ。教育委員会の。そして、この問題については去年の26年7月に当時の塩崎大臣が放課後クラブについて大変な問題だと答弁してるんです。そうして、文部省と共同で放課後子ども総合プランを作成いたしました。学校施設を徹底活用して26年から31年までに約30万人分の施設を確保していく、受け皿を確保すると言うてんです。ここ、学校施設が、そして27年からは学童クラブの量的拡充に向けて、学校施設内で設置促進を図るために施設整備費補助基準額を引き上げるっていうことも言ってますのでね、こういう制度を最大限活用して、同じ子どもが同じ市内で差別を受けらん、金がないために学校に行けない、進学

できないっていう子どもをつくらないために、是非両方の各部署相談しながらね、来年以降実施に向けて検討していただきたい、いうふうに思います。

時間ないし、次に行きます。市集落の問題です。その後、3月、6月議会以降、どういう対応されたか、まず答弁してください。

住用総合支所事務所長（松原昇司君） ただいまの6月議会以降、どういう対応されたかという御質問にお答えいたします。先月、8月4日に大島支庁による採石場現地指導に本市も同行して採掘の状況、汚濁水の処理状況、公害対策等の現地調査を実施しております。県からの改善指導を受けた岩石採集現場内の集水路と森林部の沢からの水路を分離した排水施設については年内に設置予定と伺っております。今後も災害発生の危険性がないかなど、特に雨天時には職員が巡回を行うとともに、必要に応じて県へ状況の報告や改善状況の確認を行い、隣接する集落への災害の未然防止に努めてまいりますので御理解をいただきたいと存じます。

16番（三島 照君） いつも、同じ答弁をし、県と市と、県にその指導責任をとという話をされますけど、やっぱりそろそろ本気でオーダーしてほしい、ね。先ほどから答弁ありますように、自衛隊も奄美の南西諸島の日本の安全・安心のために活躍してます。認めます。けど、その一方で目の前の市集落、何100人いるか分かりません。人数が少なればどうでもええのかということじゃなくて、やっぱり指導した、県がやったことに対してできているかどうかをきっちりと抑えてほしい。これは、大島支庁がもう古いんですけど、たびたび出している文書です。採石法33条の12の規定に基づき、別添加認可条件に違反したときは認可の取り消し、または採石の停止を申しこ、命ずる場合がありますので申し添えますという文書まで出してるんです。私は、奄美の産業、一つの事業所が閉鎖すれば、そこで働いている何10人の人にも影響します。ただ閉鎖をせいとは言ってます、潰せとは言ってます。ただ、命を守るための最低のね、やるべきことをやらしてほしいということなんです。この間、大島支庁からも何通となく文書が出てます。最後に出た文書、これは平成28年までで終わりですけど、はっきりここで奄美地域の沿岸では依然として河川や海域への赤土等の流出が見られ、漁業や観光などへの影響が懸念されているということも言われているんです。そうして、今回の許可条件の一つは6号沈砂池を追加設置するというのが許可条件なんです。これ、設置されてますか。調査されたことありますか。こういう許可条件について。部長、分かれば答弁してください。なければなしでもいいです。

議長（竹山耕平君） 答弁をお願いします。

住用総合支所事務所長（松原昇司君） 今の点につきましてはですね、6号沈砂池の問題は、ちょっと私も把握しておりませんが、調査してお答えしたいと思います。

16番（三島 照君） これは、大島支庁が26年7月30日に出してるんですよ、こういう文。それだけじゃないんです。この中で污水处理施設設置等についてということで、採石場内のナンバー4、ナンバー22近くである沢からの水は沢下に沈砂池を設け、自然沈下させる、場外に流す、自然沈下させて場外に流す。そして、1号から6号沈砂池及びその他の池については、堆砂量に注意をし、十分機能するように管理をなさいと。出したんやからこれがされているかどうか、検査、調査実施するのが県と市の責任じゃないかと思うんです。そのために、結局奄美市の環境条例があるんですから、これに基づいて市長は指導する責任を書いてあるんです。条例は守るために書いてあるんですから、これを守って再度調査、指導する、改善するまで、そのために地元からは毎回毎回こういう陳情、要望が出てるんですから、これをやっぱり真剣に受け止めてほしい。そして、対応を検討してほしいと思います。どうですか。

市民部長（前田和男君） 議員のおっしゃるとおり、当然市の責任として環境を保全するということについて、十分認識をしているところでございます。ただ、今おっしゃった環境を守る条例というものは当然、法律のもとに作られている条例でございますので、市の条例の上位法である採石法がある以上、そこで認められたものについて条例が飛び越えて何かをするということは、実際にはできないと。従いまして、採石法で認められている指導、監督を県と連携をして進めるというのが市の立場ということで御理解をいただきたいと思います。

16番（三島 照君） 私は法令や条例を乗り越えてやれとは言ってません。その範囲の中で、ちゃんとここにあるんですからね、部長は前回の答弁でこれは平成18年に作りましたと。住用町の採石はそのずっと前からあるから、これを適応するのかどうかという発言をされてますけど、合併したんだから行政は一つなんです。だから、そういう意味ではこの範囲内での調査、指導して、やっぱり地域の住民が安心して暮らせる、そういう安心・安全なまちづくりをやるためにも、環境面からそこら辺も守ってほしいと言うてるだけなんです。この条例は県のこの指導の条例に基づいて作ってるんやから、だから県にも強く意見を述べてほしい、いうことを訴えます。

もう、次行きます。先ほどの私は所信のほうで述べましたけど、今度の選挙も含めて、安倍首相は選挙中は、中には保育の受け皿をつくる、介護離職ゼロを実現させます、こういうことを言い続け、あたかも社会保障に力を入れるようなポーズをとり続けてきました。ところが、投票が終わった途端に社会保障費が伸びていくのを、その伸びを抑えていく、いくことも大切だとかいうことを今強調しています。その中身は高齢者医療の窓口負担を75歳以上についても2割負担に段階的に導入するという計画が今持ち上がってきました。そうして、介護保険では要支援の1・2と認定された人の保険外しに続いて、要介護1・2まで認定された人の訪問介護や通所介護などを保険給付から外す、そういう法案を来年の通常国会に提出する、その計画が持ち上がっています。私はこれは大変なことだと思ってる。まだ、名瀬市内に住む要支援、要介護の人は別としても、それも大変なんです。しかし、笠利・住用やら集落ごとと離れた人たちにね、保険料だけは払わんならん。介護保険も、国保も。しかし、保険は給付外される。金だけ払って、あと全部自分負担ですよと言われたときにね、本当に先ほど言いましたように、子どもと高齢者が住みやすい町から遠く離れていく、私はこのことについて本市でも対策が必要だと思いますけど、奄美市はどういうふうに考えているのか、あ、ごめん、ちょっと断るの忘れた。質問で1個、今からでもええ、1と2を逆転して、1を、1を2にして2を1にして答弁してください。

保健福祉部長（吉 富進君） まず、1点目の介護保険の認定者総数も回答してよろしいでしょうか。介護保険の認定者の総数は平成28年8月末現在、2,786名であります。このうち、要支援1は461名で16.5パーセント、要支援2は471名で16.9パーセント、要介護1は431名で15.5パーセント、要介護2は397名で14.2パーセントとなっており、これらの方々と介護保険認定者の全体に占める割合は63.1パーセントとなっております。

2点目の件についてなんですが、平成26年度に行われました介護保険制度の改正では、費用負担の公平化と住み慣れた地域での生活を継続するための地域包括ケアシステム構築の二つが大きな柱となっていて、御質問の要支援1・2の方の保険給付につきましては、議員がおっしゃられたとおり訪問介護、通所介護についてこれまでの予防給付から地域支援事業の総合事業の移行されることとなっております。今回の制度改正で介護サービスが受けられなくなるのではないかと心配されている声も聴かれますが、高齢者の個々の、個々人の身体状況や精神状況全般を勘案しながら、現行相当のサービスが必要な方にはこれまでと同じような介護サービスが受けられる体制も整えており、市民の皆様に影響が出ないように努めてまいります。また、介護サービスを希望される方については介護予防や自立支援を目指しながら利用者の方と検討し、サービスの利用内容やプラン作成を行っていくこ

とで影響を減らすことができると考えているところであります。なお、今後の制度見直しについては政府の経済、財政運営と改革の基本方針の提言を受け、軽度者に対する支援の在り方等について社会保障審議会で議論が進められておりますので、引き続き議論を注視してまいりたいと思います。

16番（三島 照君） 63. 1パーセントからの皆さんはね、今までどおりの保険適応がまかなえるような体制を整えているということですけど、どういう体制整えてるの、これ。

保健福祉部長（吉 富進君） 平成26年度の制度改正では高齢者の方々が地域の中で安心して暮らし続けられるために、地域包括ケアシステムの構築が謳われております。その一環として、三島議員にも御協力をいただいているんですが、地域支え合い体制づくりの検討会を地域住民、行政、関係者を交えながら取り組んでおり、現在は生活支援コーディネーターや協議体を市民運動会の八つの地区ごとに設置を進めながら展開しているところであります。その中で、地域の支え合いを、支え合いを構築していくために子どもから高齢者までのすべての方が地域で安心して暮らし続けるために、地域での困りごとの課題をもとに、地域での支え合い体制づくりやサービスにつながるよう、体制づくりに努めてまいりたいと考えております。本市では、平成29年度より総合事業に取り組むこととしており、元気高齢者の方も地域での支え相手として担っていただく介護予防の取組や、地域づくりの中で生活支援の体制づくりも関係機関と協力体制をとりながら、住民の方と一緒に進めたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

16番（三島 照君） いろんな取組はやられてますけど、実際には地域支え合いの地域での体制づくりもね、いろんなところで困難は起きていってます。それをしっかり支援する体制も、これから検討して進めてもらいたい。もうそれ以上言うとか時間ないし、いうことで終わります。ありがとうございます。

議長（竹山耕平君） 以上で、日本共産党 三島 照君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。

午後1時30分、再開いたします。（午前11時45分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

自由民主党 平川久嘉君の発言を許可いたします。

22番（平川久嘉君） 質問に入る前に、間違いがありましたので訂正をお願いいたします。党派名に市民クラブと書いてありますが、前のクラブでありますんで、会派でありますんで、自由民主党に訂正をお願いします。

それから、議場の皆様、奄美市民の皆様、こんにちは。自由民主党の平川久嘉です。平成28年度第3回定例議会、通告してあります4件について当局に伺いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

質問に先立ち、所感を少し述べたいと思います。最初に、リオオリンピックにおける日本選手団の活躍についてです。メダル41個を獲得する目覚ましい活躍は、金・銀・銅それぞれに選手の競技に取り組んできた汗と涙の結晶であり、メダルの色に関係なく多くのドラマがあって、応援する国民、私たちが夢中にさせ、大きな感動や夢を与えてくれたものです。柔道やレスリング、体操の実力発揮、競泳の復活、長年の念願であった卓球、テニス、陸上リレーの受賞は執念の勝利であったと思います。初めてメダルを取得したカヌーの選手や惜しくも入賞に届かなかった選手の挑戦にも心惹かれたものです。各選手や監督、コーチの目標を立てた努力は必ず次の東京オリンピックで報われるものと思います。期待

をしております。

次に、予測の難しい自然災害発生についてです。熊本地震は最初の14日に発生した震度7が前震、更に2日後に起きた強い地震が熊本地震の本震であったということです。最初に本震が発生し、あとに続くのは余震で本震より弱くなるというのが、予想は当たらなくなったことです。台風10号はその発生と経路もこれまでの台風の発生コースが異なり、予測が困難であったものです。ラジオやテレビで気象庁の予報はありましたが、すぐには理解できない後戻りのコースには戸惑いを感じたものです。太平洋上の熱帯低気圧からなった台風10号は小笠原付近から西南西に進み、南大東島付近でしばらく停滞したのち、逆に進路を変えて北北東に進み、観測が始まって以来初めてという東北、大船渡付近に上陸、北陸、東北、北海道に強風や川の氾濫、土砂崩れ等による死者21名を含む悲惨な災害を引き起こしたことです。ここで亡くなられた方、被災者に対しては心から御冥福、お見舞いを申し上げるものです。これまでの常識を覆すような災害の発生の一因として、研究者の説明では予想よりも早い速度での地球温暖化が進み、いろいろな現象が予想をはるかに超え、予測が困難になってきているとの発表がありました。温暖化を防止する地球環境の保全に努めるとともに、また災害の予測や災害対処についてもこれまでの要領を見直し、複合災害などあらゆる状況を想定して被害の縮減を研究しなければいけない時代になったものと思います。

奄美市への陸上部隊、ミサイル部隊配備についてです。最近の隣国による尖閣諸島への領海への船舶の侵入、日本海における日本の排他的経済水域への国際法を無視した許しがたいミサイル発射には憤りを感じているものです。極めて不穏な我が国周辺防衛環境にあつて、防衛上の空白の地域となっている南西諸島のこの奄美大島に抑止力となる陸上部隊の配備計画が進められていることは心から歓迎するものです。予測のつかない自然災害や不測自体から島民、市民の安全・安心を守り、地域の活性化に尽力することのできる高い能力を有する部隊の配備に多くの市民とともに理解し、協力したいと思うものです。先ほどの市長の同僚からの部隊配備に対する質問に対し、理解ある答弁に心強く思ったものです。

それでは、質問に入りたいと思います。高等教育についてであります。国家100年の計は教育にありと言われております。市は国や県の進める地方創生活活性化の事業の一環として大学の誘致のための調査活動の計画を上申しましたが、認められなかった経緯があるとのことですが、国や県への継続した強力な要望がこの時期に断念することなく行われることが大事と考えますが、また、現在の活動状況や課題として挙げられることは何か、当局の考えを伺いたいと思います。

次からの質問は発言席から行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 平川議員に早速お答えさせていただきます。議員が今お話になりましたとおり、国の平成27年の3月補正の地方創生加速化交付金に奄美大島本島5市町村で大学誘致に関することについて申請をいたしました。残念ながら不採択となったことは、今議員がお話しになったとおりであります。その不採択になった原因を、少し私どもなりに考えてみますと、本事業は具体的に事業を実施する前の基礎調査であること。従って、調査そのものが雇用創出や人口減少対策に直接は関係しないというようなことから不採択になったのではないかと考えているところであります。そこで、計画を見直し再度国に申請するべきではないかとの御提案であります。そのような結果を踏まえて5市町村で協議をいたしました結果、平成28年度のできるだけ早い時期から調査を実施すべきという意見でまとまりましたので、国の事業は活用せず5市町村単独の費用により事業を実施しようということで現在動いているところであります。具体的には7月から調査会社を募集いたしました。そして、8月初旬に委託する会社が決定いたしました。そこで、調査会社が決定したあと、現在5市町村の担当で調査することになり、現在秋田県立国際教養大学に伺い、その調査を行っているところであります。今後は全国の大学の情勢や奄美における大学設置に関するニーズ調査、大学を設置する上での基本的な視点の整理、設置、

運営費等の検討など多岐にわたる情報収集を行いながら、大学設立について国や県の見解等も含めてどのような課題があるのかを整理してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。以上であります。

22番（平川久嘉君） 御答弁ありがとうございました。基礎的な調査ということで、雇用のあまり結び付かないというお話などが原因にあるそうでありますけど、さっきも言いましたようにこの奄美の教育熱心というのはもう御承知のとおりでありますけど、是非ここで断念することなく、また5市町村で取り組んでおられるというのは心強い限りです。せつかくこう立ち上がった事業でありますので、時間をもらったと思ってその土台をといますか、根の部分をしっかり構成をして実現できるように取り組んでもらいたいと思っております。

関連すると思ひますけれども、今いろいろ奄美のほうでは大学が関連してっていうか、サテライトとか、あるいは調査とかっていう活動されております。その事業の調査は多くこの奄美に存在すると思ひますので、その辺も含めて是非検討させていただきたいと。ここで申し上げたいのは、今言ったスタートについたという捉え方で考えれば、この行動の範囲ってか、対象の範囲っていうのはものすごい広いと思ひますけど、まず地元にある、実際に動いている事業等が多くあります。奄美群島広域の活動としての、やっている事業等、どのように捉えておりますか。例えば、何やったかな、鹿児島県の今言ったサテライト教室とか、もとの商工会議所の会頭の浜崎会頭等が取り組んでいる、世界から語学を学びに来る生徒たちを集めて教育をしていると、それも一つのきっかけになるような事業だと思うんですが、奄美群島広域の活動としての事業、どのように捉えておりますか、お伺ひします。

総務部長（東 美佐夫君） 広域での連携ということでのお尋ねかと思ひます。本事業についてですが、平成27年度に策定いたしました奄美大島の総合戦略に位置付けられた事業であることは御承知のとおりでございます。そこを受けて、今回奄美大島5市町村でその事業の中身を、取組を行っているというところでございます。予算のほうにつきましても、5市町村からの負担金を活用しており、事務局は本市の企画調整課が担っておりますが、事業の実施に際しては5市町村の担当者での会議はもとより、連絡を密にしながら取組を進めているというところでございます。先ほど、市長のほうからも今秋田のほうに調査を行っていますが、これは5市町村の担当者が一緒に実施をしているというところでございます。広域のほうでの協力体制ということになりますと、今回奄美大島でということでもありますので、今後の議論を深まっていく中でどういう対応が必要になるか、検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思ひます。以上です。

22番（平川久嘉君） それぞれ、要員を差し出して構成をしてるということでもありますけど、大学となるとどちらかというとやはり国の、あるいは県の援助支援を受けないとなかなか実現しないと思ひます。その中にですね、構成する要因の中に、コンサルタントになるのか、あるいはリーダー、責任者になるのか、そういう方もですね、ある程度、ある程度って国に意見が通るようなしっかりした人を配置していただきたいと、あるいは検討していただきたいと。先につながるためにもですね、我々だけで取り組んでいろいろ調査をするということになってしまうと、そこで終わってしまうんじゃないかものすごく危惧するわけでもあります。是非、その辺のところは御検討されて、力を発揮されてですね、取り組んでもらいたいと思ひますが、その辺いかがですか。

総務部長（東 美佐夫君） いろんなチャンネルがあるのも承知をしておりますし、私どものほうも職員も国交省行ったり、いろんなところで研修を重ねております。また、いろんな公共通してのチャンネルもございますので、そういうのを活用しながら県や国との連携を密にしながらですね、許認可権はこれはまた文科省にありますので、そういう情報も入手しながら進めていきたいというふうに考えております。

ので、御理解をお願いします。

22番（平川久嘉君） いろんな話は聞くと思いますが、今市が補助をして実施をしております専門学校ですね、小宿にあります福祉専門学校ですね、のもっと拡張したような大学にもっていけないかというような話もあります。

それから、これもちっと伺いたいんですが、外国のカリフォルニア大学、チョコ校って言うんですか、徳雅美教授という方が熱心で、こちらのほうで是非こういうふうにしたほうがいいんじゃないか、コミュニケーションカレッジということで、向こうでそれに教授として活躍されていると。その人の話によると、短大をつくって、その短大から大学に、ほかの各国のですね、アメリカ、この場合はアメリカでしようけれども、その大学に行けるようなシステムをつくって、学生が集まるようにしたり、大学を、未来の大学をつくるというような話もありますけれども、そのコアになるような学校をつくって、ときにはイベントをやって、世界からそういう学生を集めるというようなこともできるんじゃないかと。これはFMラジオを聞きながらああいい考えだなと思って、以前聞いたことがあるんで、再度こうやって皆様にもお伺いするところです。いかがですか。

総務部長（東 美佐夫君） 今、御紹介のあった徳さんはお父さんが市の職員でもございましたし、そういう意味ではいろんな関係で意見を聞く機会はあるかと思えます。また、奄美出身の大学の先生もかなり多数いらっしゃいますので、そういう先生方の意見も伺いながらですね、中身の濃い、今回調査をしていきたいというふうに思っております。以上です。

22番（平川久嘉君） 次に移ります。外界離島の不利性を克服し有利性とする取組っていうふうに質問にいたしますけれども、奄美のこれから自然遺産登録に向かう、あるいは南西諸島っていうかな、日本の文化と琉球のちょうど接点になる、融合するところと、方言の文化って、その昔は総務部長言われたですけども、まさにそういう、古語ですね、というふうにして捉えているというところもありますけれども、その辺のところの取組っていうのはいかがでしょうか。

総務部長（東 美佐夫君） 今の御質問については奄美の魅力の中で、そういう大学の研究室とか、研究のある施設を誘致したらどうかというところだというふうに理解をしますが、そういうことで申し上げれば、今回鹿児島大学のほうでも私どものほうではサテライト教室、あるいは平成27年度では国際島嶼研究センターが、今水道課の2階のほうですけど、分室がございます。こういう分室、サテライト教室を鹿大のほうで発展していただく、それがいくいくは一定の生徒を滞在させるようなところまでシステム構築していただくということができれば、これは非常に我々としても期待したいとございますので、そういう意味での支援というのは今現在我々も宿舍の支援、先ほどの校舎の支援もしておりますので、そういう中で鹿大のそういう研究室が発展していけばいい、非常にいいのかなと思っておりますので、そういうまた支援も別の方向で行っていきたいというふうに思ってます。以上です。

22番（平川久嘉君） 分かりました。是非、実行してもらいたいと思えます。不利性っていうふうに、を有利性にと書いてありますけど、この高度情報化通信網、通信技術の発達とか交通機関の発達というのは、そんな距離を、あるいは感じないと思えますので、むしろゆったりとあの静かな勉学に専念できるようなすばらしい場所だとPRすることもできると思えます。韓国ですか、済州島の島には6大学ですが、そのぐらいの大学があって、本当に学生の島というような例もあるということ、以前の議員の話などもあります。是非、その辺も振り返ってですね、取り組んでいただきたいというふうに思います。

関連するようなことでありますが、教育の関連でですね、これも核の一つに入れてもらいたいというか、むしろ伸ばしてもらいたい、大島北高等学校の支援のことであります。現在の支援の現状及び課

題，またそれに対する認識について質問いたします。

教育委員会事務局長（森山直樹君） それでは，大島北高等学校の現状についてということでございますが，まず島内の小中学生，子どもの数が減少をしていくという中で，高校のほうの生徒の確保ということにつきましては，年々厳しさを増しているものだというふうに感じております。生徒の確保に向けまして，北高の魅力ですとか北高の学校のよさ，そういったことを保護者，地域，行政，学校が一体となって発信をしていくことが大事ではないかというふうに考えております。大島北高につきましては，学校にお伺いいたしましたが，人数が少ないということを負ではなくて，これをプラスと捉えて生徒一人ひとりの個性ですとか，特性を捉えた個々に応じた授業の実施を行っているというふうに伺っております。個人の能力や達成状況に合わせたきめ細かい指導によって，生徒の学力向上，あるいは各種検定資格の取得，こういったことでも実績が上がっているようでございます。北高のPRですとか情報発信ということにつきましては，北高だよりの発行，それからホームページでの学校紹介，また広報奄美市だよりにふるさとの学び舎と題しまして，北高生の活動の状況などについても地域のほうに情報発信をしております。今後も地域の方々に愛され，大島北高を目指して，大島北高の活性化を目指して設立をされております振興協議会ですとか同窓会，地域，こういったところが一緒になって存続に向けた取組をしてまいりたいというふうに考えております。

22番（平川久嘉君） 学校そのもので，職員指導，一番ネックになるのはやっぱり生徒の，生徒数の減少でありますけど，それを克服するための努力とは並大抵，並々ならぬ努力をされているというふうに御理解，認識いただきたいと思います。

そこで，この日曜日，台風のために1日ずれたんですけど，体育祭があったんですけども，グラウンドもいつの間にかきれいに整備をされて，生徒たちの入場行進，あるいは徒競走など真摯に取り組んでいる姿を見ると，地域の人たちと一緒に学校校の活性化の魅力に，あるいは生徒たちの頑張りが垣間見ることができたんですけども，なんせ今回の7月10日，県の進路希望調査，これには一番少ない，普通科に29名，情報科に6名と，普通科は増えたんですけど情報科の減少が大きいんですけども，そういう実態を見ますと40人定員にすると言いますと，普通のどなたが見てもこれは大丈夫かなというふうに思われると思います。そのために，何もしないで手ぐすね引いて見ているわけにはいかないんです。これは，生徒たちの希望そのもの，7月ごろの希望ですので，受検のときには本当に家庭的なこととか，あるいは自分の，あるいはそういうことで変わって多くなるんですけど，これを見てまた次のときにみんながどうしたらいいのかなというふうなこう思いに駆られる，なるんじゃないかなと思ってるんですけど，でも，でも，是非必要，今言ったように少数なりの努力をされていると，本当にその生徒たちの教育っていうのは何かともっと考えれば，本当にその子たちが行きたいところへ親が行かせたいところというのが教育で，これから先はいろんなってかな，コミュニケーションの図れるような学校も必要だと。是非，是非その辺も御理解いただくと。それがあるのが北高だと，個性を伸ばしながら一人ひとりが主体だということであるのも，是非広報できるように，皆さんができるようにして，行政のほうもやっていただきたいと。人口減少抑制することにもつながると思います。その学校がある，あることでどのぐらい波及効果があるか，補助金，補助も，言われませんが補助もしてます。その辺の数字が出ておりましたら，経済的波及効果って，分かれば是非皆さんに紹介していただきたいと思います。

議長（竹山耕平君） 答弁できますか。経済的波及効果。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 波及効果ということですが，普通交付税のほうでちょっと考えてみますと，1人当たりで言いますと22万2,051円，というふうに，で1世帯当たりを1万7,58

3円ということを考えまして、試算をしてみますと40人の20世帯と仮定をした場合、923万3,700円というのが算出されます。また、市税のほうの影響というこいで考えてみますと、教職員の市民税、この辺を考えてみますと28年度の場合で考えますと、724万9,500円。それからあと固定資産税で約90万円ということになるかと思えます。そうすると、合計で税のほうで814万9,500円が算出されます。ですので、仮に北高が廃校になるというようなことがあったとした場合、この影響というのは1,700万円あまりになるのではないかというふうに考えているところです。

22番（平川久嘉君） 本当、本当目の前の計算しかできない、できないかと思うんですけど、そうではなくて15、平成15年ですか、笠利町の時代に今のような質問したときに答えられた数値って、計ったてか、お金に換えると2億1,000万円と、その計算の仕方はいろいろ波及する、家族がいる、その税金を納めるとかあるいは経済活動をするとかケースがあると思いましたが、その基礎については役場のほうに行かないと詳しくは分かりませんが、そういう話を承って話を、存続については頑張っているようなことでやってたん、いう数字があります。今、どうなってるか私も分かりませんが、是非その辺も弾いて広報していただきたいと。実際に1,100万円ぐらいの補助をしてます。通学とかいろいろやってますけれども、次の補助のことについて、支援強化ということで話しますが、これも質問の続きだと思って、今の質問受けてということで答えられたということにしますけども、そういうことで30万円ぐらいでその授業の本部を運営しなさいと、広報しなさい、学校訪問して出前教育しなさいというような運用しかしてない、あと通学とかそういうのももちろんやってますけど、もっともっと請求をして、どうしても必要だと言って頑張ってくださいというようなお願いをしているところもあるんです。是非、その辺を御理解いただきたいと。人数も今30人、教職員関係、それに関する臨時のとか言えば、臨時って言いますか、関連する人たちを言えば30名の人員が勤務しております。教職のほうですね、校長以下。そういう人たちの給料だけにしても相当なものであります。そういう意味で、北高は大島北部における教育の拠点として、是非もっともっと活用できるように、先ほどの核じゃないけれども、あそこにカレッジ持ってこれるぐらいな気持ちで取り組んでいただきたいと。情報化時代、情報処理等もあります。また、うがった話し方もしますけど、同じパイ、同じ人口で少なくなっていく中で存在させる、それだけの魅力のある学校をつくらないと、あるいは生徒たちもそうならないといけないということを常々言って話しているところなんですけど、そういう学校に是非やっていただきたいと。奄美市立の学校だというぐらいな気持ちで取り組んでいただければありがたいと思っています。

次に移ります。防災訓練についてであります。ちょっと、失礼しました。今、何番。大きな2番。世界自然遺産登録についてであります。この世界自然登録に、既に何人か詳しい説明を受けたり、答弁をいただき、答弁をされたりしておりますので、簡単に結構ですので、視点を変えた答弁がいただければありがたいと思います。進捗状況、今後の予定、それから国立公園化の取組ということで御質問、質問いたします。

市民部長（前田和男君） それじゃ、答弁させていただきます。自然遺産登録に向けた進捗につきまして、現在国において奄美群島の国立公園指定に向けて関係団体と調整中と伺っております。国立公園の指定は世界自然遺産等推薦にあたって必要な保護担保処置の一つであり、国立公園の指定がなされないことには世界自然遺産への推薦ができないとのことでございます。この関係団体との調整が終わりますと、パブリックコメントが実施され、その後国の中央環境審議会の諮問を経て奄美群島が国立公園に指定される運びとなる予定とのことでございます。また、国立公園指定の作業と併せまして、世界自然遺産推薦に向けての作業も同時に進められておりまして、奄美群島の国立公園指定後に正式な推薦書をユネスコに提出する予定と伺っております。その後はこれまでの答弁でも申し上げておりますとおり、I

U C Nの現地視察等を踏まえまして、翌年以降の世界遺産委員会において正式に自然遺産登録が決定される運びとなり、順調にいきますと最短で平成30年に登録となる予定でございます。以上です。

22番（平川久嘉君） 今、横文字で出ましたけれど、これは国際自然保護連合会って言いますか、団体らん、この審査っていうのがなかなか簡単に考えてたらいけないような話もちよっと聞いたんですけど、特に学校の、での教育などもそれに関係するような授業がなされているかどうかとか、環境のその地域の人たちがどのように周辺整備をされているかどうか、その登録に相応しいかどうかとかいうこと言われてますけど、その辺のところは上手く、色紙をわたして教育をされているとか聞いておりますけれども、その辺のところはどう、どう、上手く順調にいつているのかどうか、あるいはコアゾーン、バッファゾーンありますけど、その辺のところの線引き、国立公園化になった場合、国定公園との違いがその公園となるのかどうか、その辺のところも分かってたら教えてもらいたいと思います。

市民部長（前田和男君） まず、I U C Nの調査に関して、当然地域の理解度等についても調査をなされるものと思っております。それを踏まえて、市のほうでも教育委員会と協力しまして学校に対して自然遺産の希少な動植物の下敷き、そういうものを配布しながら小・中学校での、小学校での教育に努めているところです。コアゾーン、バッファゾーンにつきましては、当然国立公園の指定の中で1種の保護地域というものがコアゾーンにつながっていくということになっていくと思いますので、国立公園の指定の中でその部分が明らかになってくるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

22番（平川久嘉君） 国定公園の地域はちゃんと示されておりますね。それが、国定公園に移行するのか、あるいはそのまま国定公園もあるし、国立公園もあるというふうな状況になるのか、それから併せてってかな、文化遺産にはこの件数が多くなりすぎて、ユニセフの指定登録のほうも押されてきているというお話がありますけれども、自然公園に、この私たちって言うか、奄美が進もうとする自然公園についてはそういう動きはないのかどうか。

教育長（要田憲雄君） まず、国定公園区域がそのまま国立公園指定になるかということでございますが、国立公園としては当然今の国定公園は海岸線があるような区域でございます。国立公園になる際に關しては当然コアゾーンというのはもう中、本当の中南部の山林地帯、ここが一番大きな部分だろうと。それプラス海岸線の一部も当然国立公園の中に入ってくると思います。それは、国立公園化になる時点で国定公園も含めて、全体的な見直しになるということで考えていただければと思います。また、I U C Nの中でいろんなところから自然遺産登録等の申請が多いということで奄美に影響がないのかという御質問ですが、現在のところそういう情報は私どものほうには入っておりませんので、また情報が入りましたらお知らせしたいと思います。

22番（平川久嘉君） はい、分かりました。あと複合の公園というのも、登録というのも、文化遺産とも聞いていますけど、なかなか説明などあるときに聞いても難しいっていう話は聞いてますが、その辺も、奄美の8月、文化、食文化とかいっぱいあるので、その辺もいいんじゃないかなと考えられているのかなっていうような思いもあります。その辺はまたあとで教えてもらいたいと思います。

あと、地域住民の意識の高揚であります。特に犬・猫飼養、適正飼養ということで党内の市町村はその条例を制定をしているということで、同僚議員の質問でも分かりますけれども、罰則規則って、に關してやれないのかどうか、あるいは保健所に持っていてもいいよとか、そういう危ない状況であれば、今言ったように設置をしていいよという制度にはならないのかな。なかなか、その近傍でいうのはノネコか野良猫か区別のつかないのが結構いるんですけど、その辺はどうでしょうか。

市民部長（前田和男君） 先日、衆議員の御質問にもお答えしましたが、今ワーキンググループの中で条例改正の実効性のついて環境団体等から、と意見交換を交わしているところでございます。当然、ノネコと野良猫の違いということで御質問がありましたが、ノネコは基本的に山の中で人間世界と関わらずに生きているもの、野良猫については飼い主はいないんですが人間世界と関わって生きている猫ですね、という考え方ですと街中で見る猫については野良猫、山の中で普段人間に見られないところで生活している猫がノネコということで考えております。以上です。

22番（平川久嘉君） ノネコになる野良猫がたくさんいて、どうしてもないっていうのがあるんですけど、その辺のこともよく考えて対応していただきたいと思います。

次に移ります。既存景勝地等の計画的な整備ということで、あやまる公園自然環境の整備事業で将来の展望ということで伺います。

笠利総合支所事務所長（元多政重君） それでは、あやまる公園自然環境の整備事業、それから将来の展望、2点併せてお答えをします。あやまる岬観光公園周辺の直近の整備につきましては、これまでテニスコート跡地や利用者の少なかった広場をグラウンドゴルフ場や多目的広場など休憩施設として整備しており、今年度につきましては管理棟兼トイレ休憩施設を整備しております。あやまるの第1整備につきましては、これまでにあやまる岬観光公園基本構想、それから北部奄美観光施設整備基本計画などございましたけれども、実際整備を計画する際にさまざまな意見が多く、なかなか次の段階へ進めない状況になっておりました。そのような点を踏まえ、今回の歴史回廊のまち笠利観光プロジェクト事業では当初の基本計画どおり整備するのではなく、実際に訪れた市民、それから観光客のアンケート結果、笠利地区観光アドバイザー会議、また町内検討委員会での協議等をもとに整備計画を進め、現在実施設計を行っているところでございます。

今後につきましてですけれども、あやまる岬観光公園、奄美から近い場所にあるため、利便性が非常に高く、奄美10景、新鹿児島100景に選ばれた魅力ある自然景観、また水平線から昇る美しい朝日やきれいな星空が見られる名所として多くの住民や観光客が訪れております。ただ、訪問者の流れがあやまる岬で止まっていることで、あやまる岬より北側には自然、歴史、伝統、文化、多くの観光資源があるものの活用できていないことが奄美大島北部観光の課題であります。その課題を踏まえ、あやまる岬を訪れた際にはまずはワンステップで立ち寄るサービスエリアの機能を持った観光案内施設を設け、あやまる岬周辺、それから笠利崎、蒲生崎公園、それから市が認定している一集落1ブランド等、奄美北部地区全体の情報を提供することによって、訪問者の流れを奄美北部全域へ導く効果が期待できるものと考えております。以上です。

22番（平川久嘉君） あやまる岬公園ですか、向こうの整備についてはいろいろ計画も練ったり、あるいは実際に運用しているのも肌で感じて知っております。申し上げたいのは、計画倒れにっていうか、計画ばかりをかけて実際にやってみないと分からないって言いますかね、その近くまで来てるんじゃないかなという思いで示された計画案なるものを拝見させてもらってます。それぞれゾーンを設けるとか、やっているようでありますけど、一番景観のいいところ、あそこについては思い切って、それこそ世界から来る方にも、お、いいところだなんて言えるような観光地に、空港からも近いしですね、そういうアイデアを持って取り組んでいただきたいと。若い人たちの考えも大いに取り入れて、アンケート等も採っておりますけれども、その辺も含めてですね、是非いい公園に整備をしていただきたいと思います。案としてあやまるの懺悔とか、祈りの土地に、公園にするとか、コミュニケーションの広場を思い切って造るとか、月、天体、星座の観測適地にすると、そのような構想もですね、検討の一つに入れていただきたいというふうに思っております。

一つだけ、ソテツ畑って言うか、アダン畑の手入れをですね、手入れですか、その辺のところはまだ

ハブがいて入れそうにないような状況にあるんですけど、その辺の手入れっていうか、そういうのはどうやってしたらいいのか、あるいは考えておられるのか、お答えいただきたいと思います。

笠利総合支所事務所長（元多政重君） 天体観測ようなことにつきましては、確かにあやまる岬の美しい星空、見られる場所として認識しております。そういうことで天体観測所のような要望もございましたけど、景観に配慮し外灯等できるだけ少なくすることで、星空が見られるようなところになりたいと考えております。また、議員御指摘、あやまるの地名にちなんだ懺悔、いう名所につきましては、自然景観、それからあやまる岬の昔からの由来、そういうのもございますので、今後地域の方々の意見、そういうのを参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

もう1点、観光名所となっておりますソテツジャングルにつきましてはですけれども、確かに遊歩道の舗装が損傷している箇所がございます。この点につきましては、今回の総合交付金では対象外になっておりますので、今後別事業等で検討してまいりたいと考えております。以上です。

22番（平川久嘉君） 空港から近くて、ちょっと時間があれば行ってみたいっていうのがそういうところだと思いますんで、是非計画的に整備をしていただきたいというふうに思っております。ソテツ、アダマンとかそういう森の散策などですね。

次に移ります。防災訓練についてであります。ちょっと時間が少なくなりましたが、奄美市の地域防災計画の改定って、これも何度も御答弁、議員からの質問で聞いておりますけど、最初のほうのですね、その周知とか計画の目的、性格、運用習熟と、その辺は基本的なことでもありますんで、分かりやすく簡単に、どういうふうに捉えておるか、お答えいただきたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 申し訳ないです。計画の周知のほうですか。

22番（平川久嘉君） 計画はいままではそうだったんだけど、そういうんじゃなくて、運用するようなことだと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 周知のほうということでよろしいでしょうか。運用。

22番（平川久嘉君） 計画の中でしっかり書いてあります。

議長（竹山耕平君） もう一度質問して。平川君、もう一度質問をお願いします。

22番（平川久嘉君） 防災計画の、地域防災計画の中で最初のことでしっかり書いてありますので、その辺を、一番大元になる話でありますので、それぞれの計画、こうすることでやりますということで、携わる人たち、関係、この計画をもらった人たちにまずしっかり知ってもらいたいというところに意図があります。質問の意図があります。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、今回改定された内容についての周知ということでお答えをしたいと思います。今回の防災計画の改定の内容、概要ですが、地震災害対策編に新たに南海トラフ地震の防災対策推進計画を追加したことですが、平成27年度の国の防災基本計画と県の地域防災計画に盛り込まれた内容を反映させたというものになっております。基本的な考え方ですが、災害対策としてこれまでハード対策だけでしたが、それにソフト対策を加えたという点が大きなポイントになろうかと思えます。それに併せて減災の考え方を追加したということだというふうに考えております。それで、今回の周知ということで申し上げます、防災会議の委員の皆様へ配布するなど、防災研修会、そういった中で

呼びかけのしながら内容周知を図っていききたいというふうに思います。今回の大きなポイントだけを少し申し上げておきますと、今回の大きなポイントは避難勧告基準の明確化と住民への避難伝達の方式の充実を図ったという点、併せて避難所の運営にあたっての仮設トイレ、あるいは避難所スペースの割り振り、物資の調達に合わせて男女共同参画の観点に配慮したという点でございます。こういった具体的なポイントを防災会議及び町内会の研修会等で配布していった、周知を図っていききたいというふうに考えております。以上です。

22番（平川久嘉君） もっと分かりやすく作ってたってか、運用しやすいように二つに分けたと。それから、実際に東日本大震災を映像等を見て、誰にでも分かるようになってい我想いますけれども、ああいう震災のときにどうするかと。逃げる場所はあるのかを意識して運用するようなことが肝要だと思います。

こういう計画とか何とか、その運用する状況、状況把握とか分析とか、あるいは結審とかっていう本部におけるその辺のところの、何て言うかな、運営の仕方って、運用の妙っていうのがありますけれども、その辺の状況をしっかり踏まえた、この計画に捉われ過ぎないようにして、また運用ができるようなその妙も必要じゃないかということを申し上げたいと思ってお話であります。

次に移ります。奄美市防災訓練の実施状況、成果、教訓であります。簡単をお願いしたいんですが、概要について。

総務部長（東 美佐夫君） 今回の防災訓練の状況ということでお答えをしたいと思います。先ほどの答弁でもございましたので、簡単に申し上げますと今回、喜界沖の地震、マグニチュード8クラスの地震が起きた場合ということで想定をした避難訓練ということであります。まずは1次避難場所に避難をする。そのあとに2次避難場所に避難をする。そういう訓練を今回行ったということでございます。今回の地震のほうでは到達が40分ということで想定をしておりますので、本市のほうでは短時間に到達する様子、地震の予測をしながらそれに対応した防災訓練ということでございます。実施の状況ということでお答えいたします。参加団体のほうについては、先ほどの質問でもございましたので、海上自衛隊、海上保安部、合わせて12団体の協力をいただきました。参加の集落、地区については先ほども申し上げましたが、全地区で2,000、約2,000人ですね、現在の、実際の参加状況については今調査をしておりますので、これについてはまたのちほどお知らせをしたいというふうに思います。現状については、状況についてはそういうことです。以上です。

22番（平川久嘉君） 防災訓練の実施をするっていうことは大事なことでと思います。先ほどの計画の、何て言いますかね、習熟って言うんですか、実際に身を守ることができる、身を守るためには自分が、やっぱり自分で自分の身を守るとかっていうことも、この訓練において身につけることが一番肝要と、大事だと思っております。毎年、このところやっているということでありますんで、敬意を表するところです。

この中でですね、集落の状況っていうのも入れてありますが、2番目に入りますけど、2番、参加地区と集落の中に。前回よりも少なく、参加人員は少なくなっているようなんですけど、ちょうど時期的に大変行事が重なったときで難しかったようなんですけど、外金久集落は県で二つしかない、その、何て言うか指定された防災計画のですね、ボトムアップ、それにボトムアップ事業というものがあまして、地域の住民からこうやらずんばいけないとか、防災に関する行動をですね、起こして、その実のあるって言うかな、実践力のある、そういう計画をつくるっていうことでモデル地区になっております。その地区の行動でいろいろ反省事項等ありますけれども、その辺のところでもですね、必ず実施の成果としてそれぞれ挙がってくると思います。それを参考にして、また自治体のないところなど、あるいはそういう組織のないところなどにも是非普及をしていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

詳しく話と時間が足りなくなっていましたけど、実際に防災推進力アドバイザーと、そういう人たちも教育っていうのかな、そういうのも、集落に来ていただいて、ワークショップでそういう計画をつくると。外金久の防災地区、地区の防災計画にもつくり上げております。御紹介をしたいと思います。

最後になりましたけど、赤木名、赤木名のですね、前田川堤防道路の整備についてっていうのは、計画的に、よろしいですか。次の質問に入って、ありませんけども、是非実現をしてほしいということで簡単にお答えいただきたいと思います。

建設部長（本山末男君） ご質問の内容は前田川、前田川の右湾河川敷の様子を、また避難として生活に、避難道路として使えないということでありましたが、また次回答弁させていただきます。

議長（竹山耕平君） 以上で、自由民主党 平川久嘉君の発言を、一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午後２時３０分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き、一般質問を行います。

無所属 戸内恭次君の発言を許可いたします。

９番（戸内恭次君） 市民の皆さん、議場の皆さん、こんにちは。無所属の戸内恭次でございます。一般質問に入ります前に、少々所感を述べさせていただきます。

まず、先月の台風により北海道・東北地方に甚大な被害がもたらされました。被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになった方々の御冥福をお祈り申し上げます。災害からの復興には時間とエネルギーを要すると思いますが、被災者の生活が１日も早く取り戻されることを祈念するものです。さて、先のオリンピック・リオデジャネイロ大会があり、日本選手が目覚ましい活躍に感動いたしました。勇気、元気をくれたオリンピック出場者全員に、おめでとう、そしてありがとうと感謝申し上げたいと思います。また、今日からパラリンピックが開催されます。日本選手の活躍を応援いたしましょう。

話は変わりますが、最近のニュースから天皇陛下のお気持ち表明がございましたが、象徴、天皇としてという立場から大変意味の深い重要な出来事であったと認識しております。１日も早く、天皇陛下のお気持ちの実現を願いたいものであります。

それでは、質問に入りたいと思います。全、大島全島民から伝統文化のインキュベーター的役割として活用されている文化センターであります。長浜埠頭と文化センター間に通路が整備されると多くの利用者に喜ばれると考えるのですが、いかがでしょうか。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 戸内議員にお答えいたします。午前中の橋口議員にもお答えした内容と重複することがあると思いますが、御理解をいただきたいと思います。奄美文化センターの駐車場につきましては、議員御案内のとおり、専用駐車場として１２０台が収容可能となっております。利用者の多い催しの際は収容台数が足りず、下水道課駐車場及び長浜地区小型船舶泊を鹿児島県から臨時的に借用いたしまして利用しているところであります。御承知のとおり、長浜埠頭は県が管理する港湾施設でございます。そこで、県に御案内を申し上げましたところ、埠頭背後の防潮堤は高潮や津波などから背後地を防護する重要な海岸保全施設として機能していることから、防潮堤の一部を撤去するなどして歩道整備することは不適切であるとのお考えであります。そこで、午前中の橋口議員に御答弁しましたとおり、市

といたしましては文化センター利用者の利用性向上のため、下水道敷地内の緑地帯を所管替えいたしまして、新たな駐車場として有効活用できるように検討しているところでございます。そういうことで、どうか一つ御理解をいただきたいと思います。以上です。

9番（戸内恭次君） ありがとうございます。ところで、新たな駐車場っていうのは何台ほど予定されておられますか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 下水道課のほうの敷地にこのたび整備を考えております駐車場ですが、104台分の駐車場が取れるというふうに試算をしております。

9番（戸内恭次君） よく分かりませんが、104台の駐車場ができてはいいですね、恐らく全く足りない状況だろうと考えられます。ですから、建前は県のおっしゃるとおり防潮堤であるということですが、ぬかるんだところ歩いて、今そこ利用してるんですね。そういう現実があるわけでございますが、せめてそれ以上防潮堤を深く割らなくてもいいわけですが、そこに至るまでの道路整備っていうのはあってもいいんじゃないでしょうか。これはもう、鹿児島県で見ておられれば、是非鹿児島県の職員の皆さんにお話を申し上げたいと思いますが、その点はどうにかクリアできるものではないかと、県政に大きな影響を及ぼすことでもなく、県民が利用する、しかもこの文化センターっていうのはかなり郡民が利用する、あるいは若者たちが利用する、先ほど申し上げたとおりインキュベーター的な役割のある施設でございますので、利用しやすいように工夫ができないものかと思うのですが、今一度県のほうに要請をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。

教育委員会事務局長（森山直樹君） 先ほど申し上げましたように、防潮堤自体の構造に手をかけるということは、やはりできないということでした。御相談申し上げましたら、船溜まりの一番奥のほうは少し空いております。文化センターの間、防潮堤の間が。そこにつきましては、市のほうで階段を設置をするのですとか、そういう対応をとっていただければそれは構わないというふうに返事をいただいているということでございますので、その辺について、市のほうで少し検討させていただきたいと思っております。

9番（戸内恭次君） ありがとうございます。少しだけ、少しだけ希望が見えてまいりましたが、船溜まりのほうの、そこをですね、ある老人クラブの皆さんがもう自分たちでもう整備しようかというような話もあったんでありますけれども、市のほうでやっていただければそれは大変ありがたいことだと思います。できれば、大津元市長の、名瀬市長のですね、銅像の辺りにちょうどいい場所があるんですが、是非見ていただきたいと思います。そこまでですね、通せるようにすればよりいいなという希望を申し上げまして、是非研究していただければありがたいと。大津市長の銅像のところに抜け道があるように思われますので、是非御検討をお願いします。

続いて、奄美まつりについての質問でございます。奄美まつりは人口減少によって徐々に小さな祭りになっていっておりますけれども、しかししまんちゅの情熱が燃える、爆発するこの奄美まつりでございますけれども、その祭り会場にですね、船漕ぎとかそういった場所は別ですが、そのパレードとかそういったところでの会場なんです、トイレが不足していると言われるんですが、その点、現状トイレをどういうふうに考えて、今までに対応してこられたのか、一度お尋ねしたいと思います。お願いします。

商工観光部長（菊田和仁君） 奄美まつり開催時のトイレの状況でございますが、花火大会のイベント会

場でありますうどん浜公園並びに船漕ぎ競争会場におきましては、来場者も多いことから議員がおっしゃられたようにトイレ不足が見込まれることから仮設トイレを設置しているところです。また、8月踊り、パレード開催時につきましては、中心市街地の広い範囲で行うことから、周辺にある公園の公衆トイレやふれあいパークのトイレ等を御利用いただいております、仮設トイレは設置いたしておりません。これまで、8月踊り、パレード時でのトイレ不足という御意見は直接承っておりますが、このことは周辺のホテルや店舗をはじめ、地域の方々の御協力をいただいていることによるものだと考えております。以上です。

9番（戸内恭次君） 周辺ですね、商店街の皆さんとかいろんな協力をいただいているということであって、奄美市独自のトイレの設置はされておられないということでございますので、是非ともトイレを公園、あるいは、公園はもちろんありますけれども、その駐車場等にですね、しかも分かりやすく、観光客、あるいは踊りに高齢者の方も来られます。そういう方に分かりやすいようにですね、表示をしていただいて、提供していただければと思います。それとまた積極的に市のほうもその数か所でトイレを利用していいような看板を協力できるお店に掲げるとか、そういう方法ですね、観光客、あるいは来街者、いろいろそういった方、あるいはそこで演技をする方たちですね、利便を図ってもらおうということは大事なことでないかと思うんですが、その点についてはいかがですか。今後、そういうことを考えられますか。

商工観光部長（菊田和仁君） 8月踊り、パレードにおけるトイレの提供する方などをですね、例えば募集をしたり、そういった、ここがトイレできますよってこと等周知することにつきましては、トイレ提供者への利用が集中するんじゃないかという心配や、あるいはそのことを公に広報することを嫌がることもちょっと予想されるんじゃないかと思っています。今後、奄美まつりの協賛会においてですね、祭りに参加した方たちの御意見も確認した上で検討させていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

9番（戸内恭次君） はい、ありがとうございます。市の都合だとかいうことではなくて、お祭りに参加する人、あるいは見学に来られる方を中心にですね、考えていただいて、配慮いただきたいと思います。

次にですね、ごみ、指定ごみのことについてでございます。これは議長のほうから同意を得ておりますが、前回もこのごみのことに、ごみ袋についてですね、申し上げました。実はこれ、ごみ袋のしっぽのほうって言うか、おしまいの方って言うか、ここを取っ手がございましてね。取っ手がここにあります。この後ろのほうにこういうひらひらが付いてますね。これはあまり気付かないようでもあるんですね。業者自体も聞いたら分からないという人がいましたけど、私はこういう特許、これは特許であるが故に、前回の答弁をいただいたのでは1社しか入札をしていないということでもございました。これは恐らくですね、特許によるその取扱い業者が指定されてしまうということだろうと思うのですが、地元業者が取り扱いができるように、少なくとも入札ができるようにですね、せつかくのこういう一つの商売、商材になるものをですね、提供できないものかということでも質問させていただきますが、いかがでございますか。その市としてこれについて、何か前回の質問からどういうふうな判断をされたのか、教えてください。

市民部長（前田和男君） 議員御質問の指定ごみ袋の使用につきまして、大島地区衛生組合に確認させていただきました。このごみ袋使用につきましては、平成23年度のごみ袋有料化時点での仕様書としては、袋の下には労働災害を防止する工夫をすることという仕様で入札を実施したということでもございました。これは改修作業員が両手で持ちやすいようにという意図でございましたが、平成26年度までは

ごみ袋の下の部分の余裕が僅かしかなく、実質的に持ち手となる部分がなかったために、これ下部のほうの持ち手ですね、収集業者の作業効率や労働災害防止の点で課題となっていたということでございました。そのため、平成27年度からの有料広告枠の導入に併せ、袋の形状は回収時の安全とロスをなくすため、袋の上下に持ち手等を設けることと変更したということでございます。更に、平成28年度からは回収者が安全に回収できるよう、袋の上下に持ち手等を設けることとする、大サイズは50ミリ以上、小サイズは45ミリ以上を設けるとし、余裕部分のサイズを明確に定めたとのことでございます。業者の選定方法といたしましては、大島地区衛生組合にごみ袋製造の指名願いを出している4業者に見積もり依頼をしているとのことでございます。業者の内訳は3業者は地元業者、1業者は喜界町や徳之島で受注実績のある島外の県内業者ということで、平成28年度の入札結果は地元業者3社が辞退し、島外業者が落札しているということでございます。地元業者3社の辞退の理由を確認させていただきましたが、先ほど述べた余裕部分のサイズを明確に定めたことにより、地元業者の外注先の製造が困難になったためということで聞いているということでございました。この持ち手等の仕様につきましては、落札業者の特許仕様に限定しているわけではなく、ごみ袋下部の余裕を求めているものであり、島内業者が入札に参加できないわけではないと大島地区衛生組合では考えているということでございます。また、この持ち手等を設けることという仕様につきましては、ごみを回収する一部の委託業者からも安全面から導入してほしいとの要望が出ており、大島地区衛生組合が平成23年度から労働災害を防止する工夫をすることと仕様に定めておりましたが、仕様書に具体的に明記することで回収者の安全に配慮したということでございます。あくまで回収者が安全、効率的に改修できるようにとのことでございますので、御理解をお願いいたします。

9番（戸内恭次君） 確かに、立派な理由は聞こえますね。立派に理由は聞こえますね。ところが、このごみ袋に入れる量、重さっていうのは限度がありますよね。この取っ手で抱えられる分しか入りませんよ。これに砂袋どーんと入れても、これはもう、それこそ災害の、災害って言うかその仕事上ですね、難しいっていうのあるかもしれませんが。もう、こういう限られた容量でですね、重量しか入らないもので、作業も私は見ているんですが、ほとんどこの結んである場所を探して、右か左か、後ろはないです。右か左かです、必ず倒れたら、後ろか前かももちろんありますけど、ひっくり返してわざわざここを掴むっていうことはないですね。もう、ほとんどこうなるか、こうなるか、こうなる、こうなんです。そうすると、必ずこのところを探して、安全ですから、このほうが。ここなんか持ってこうこぼしてしまったら、大変ですね、あとの掃除がですね。そういう意味で言えばですね、どうもその理屈が、あまりにも立派な理屈すぎてですね、それはどうもおかしいなと。そんな難しい話ではないでしょうと。こういうのがなくなつてですね、ひらひらがなくても、ひらひらがなくても、十分この最近取っ手というものができたもんですから、非常に便利になってますよ。これ以上ですね、またいろんな特許をまた付けてですね、というのがありまして、何もそんな難しい特許をつくらなくてもですね、簡単なものでできるだけ地元の業者が参入できるような条件というものを考えていただきたいと思います。直接、奄美市の仕事ではございませんけれども、概ね指導できる立場にあると思いますので、地元の方が参入できるようなシステムを考えていただきたいと思います。いかがですか。

市民部長（前田和男君） 先ほどの答弁で申し上げましたが、特許を限定してもものでないということだけは御理解をいただきたいと思います。先ほどから議員のほうで特許という言葉で限定されているようなイメージを私のほうで受けるもんですから、特許の仕様には限定してないと。余裕部分をもっていただきたいと思います。大島地区衛生組合のほうの仕様でございます。その上で、当然私どもから、奄美市として衛生組合に加入してますので、聞き取り調査等やって、可能であればまた議論はさせていただきたいと思いますが、奄美市だけの意見ではなく、これは大島地区衛生組合というのは本島内の5市町村の中で議論をさせていただいておりますので、そこは御理解いただければと思います。以上です。

9 番（戸内恭次君） 特許ということを仕様書に書いているわけではないということでございますね。それはよく分かりますが、結果的にそうなるという仕様書の使い方、条件というものをやればですね、特許とは書いてないけれども、結果的にはそういうものになってしまうということであれば、結局同じことでございますので、その付近は常識の範囲内で考えていただいて、無駄なことでないかと思いたいで、是非入札可能なことを考えていただきたいと思います。

次、質問に移ります。観光関係についてでございます。市内一円の公園における洋式トイレ整備についてです。前回の質問のときにですね、かなり積極的にこのトイレの整備についてはお答えをいただいたんですが、その後どういうふうな経緯を経て、状況にあるのかですね、お願いします。

建設部長（本山末男君） それでは、公園での洋式トイレの整備状況と今後の見通しについてお答えいたします。洋式トイレの整備につきましては、3月議会でも戸内議員により質問をいただいておりますが、再度公園のトイレの現状を説明させていただきます。現在、奄美市の管理する都市公園は42公園あり、トイレが設置されている公園が33公園あります。そのうち、18公園には洋式トイレが設置されておりますが、残り15公園については和式のトイレとなっております。この15公園のトイレはほとんどが規模が小さく、小便器と男女兼用の和式トイレが一つと、手洗い場が設置されております。現在、この15公園の洋式トイレの設置については検討を行っているところでございますが、和式トイレと洋式トイレの取り換えだけの工法では建物のスペース的に難しいとはん、難しいと判断されますので、洋式トイレに変更する場合はトイレの全体的な改修が必要となります。このことから、まずは公園施設長寿命化対策支援事業や他の事業などでトイレの整備ができないかどうか、更には地域住民などからの要望も勘案しながら、トイレの整備について検討を行ってまいりたいと思いたいますので御理解のほどよろしくお願いたします。

9 番（戸内恭次君） 残り15公園のですね、トイレを整備していただけるということでございますので、是非やっていただきたいと思います。小さな公園であってもですね、子どもや高齢者の皆さんが利用しておられるということでございますので、是非お願いたします。

それと、トイレについてですが、最近の新聞では韓国においてはですね、国自体がトイレをきれいにしようと、観光客の受入ということでしょうか、おもてなし、きれいなトイレもするのもおもてなしの一つだろうということだと思いたうんですが、韓国のほうでは国を挙げてきれいなトイレ造りをしているという記事がありましたので、参考までに申し上げたいと思いたいます。

それから、こういうトイレをですね、公園にあるトイレを利用するんですが、せっかく公園にあって利用するんですが、駐車違反をしながらトイレに行くんですね、大概。ですから、結構利用するトイレは広い駐車場にあるもんですから、そういう時代に造られたトイレだと思います、公園だと思います。今はもう駐車場付きの、2台か3台、トイレ専用者、駐車場ですね、備えと。しかもトイレの近くに備えとすることをですね、そういう公園がありますけど、実際にありますが、今までそのままされているトイレについて、公園について、そういうことで駐車場を整備するということではできないのかお答え、お答えをお願いします。

建設部長（本山末男君） 公園の駐車スペース整備の件についてお答えします。市に設置されている都市公園は利用目的や対象者によって、運動公園、総合公園、近隣公園、街区公園、緑地の識別に分かれております。まず、これらの公園の中で多くの方や遠方の方が利用する目的で設置された運動公園、総合公園につきましては駐車場が設置されております。また、車で移動する観光客の方につきましては、主に主要道路を利用されると思いたいますが、主要道路沿いの公園や大きな公園にはほぼ駐車場が設置されておりますので、御利用いただけるものと考えております。現在、市に設置されてる公園の大部分を占め

るのは街区公園であります。この街区公園は主に近隣に居住する市民が利用することを目的とし、徒歩圏内の住民を対象として設置してる公園であることから、また公園面積も狭いことから、現在のところ街区公園への駐車スペースの整備は難しいと考えますので、御理解を賜りたいと思います。

9番（戸内恭次君） 具体的に言いますと、朝日公園ですね、結構大きいし、ところが公園もそこそこ大きなのがあります、トイレもありますが駐車場がないですね。それと、屋仁川の金久公園ですかね、向こうも結構トイレも利用するし、あるんですが、あれ駐車場ができないわけじゃないですね。というのは、植え込みをちょっと削ればですね、十分できるわけですね。朝日公園にしても一緒ですが。そして、できるだけ早くやってほしいということを前も申し上げたんですが、なかなか伝わらなかったんですけども、屋仁川にある公園のですね、トイレ、早く造り替えるか隣に駐車場造るとかですね、そういうふうに、観光客も増えましたし、そういうことで是非観光客のためにも、また地域の人のためにも、もうそろそろ具体的にそういう機能性のあることを考えていいと思うんですが、いかがですか。

建設部長（本山末男君） 御殿浜公園、長浜みなと公園、駐車場がありますが、多目、目的外の使用が結構ありまして、街区公園の今お話しされた朝日公園につきましては街区公園の標準的な面積が2,500平方メートル、しかし、狭い市街地の中で整備された朝日公園などはその1,900平方メートル、狭い面積になっておりまして、その中でまた公園、駐車場を設置することは公園利用者にとってやはり不利益じゃないかと考えておりますので、御理解ください。

9番（戸内恭次君） 御理解くださいって言ったって理解できないですね。あれは、造れば簡単に、我々から、素人から見てもですね。植え込みなんですよ、あれ。簡単に2台でも造れるんですね。難しい話ではないし、その、今の時代に合った造り方があっていいと思うんですが、是非部長、御理解ください。

ということで、そのトイレについては是非御協力をお願いします。次、信愛幼稚園の角のトイレでございますが、前はかなり優秀なすばらしいトイレということで評価されて、聞き間違いかもしれませんがすばらしいトイレを使ったということ、報奨金ももらったというような話なんですが、今思いますとね、あの交差点にこう車を止めて皆さんが見ている中で、じろじろ見られながら、あの大きな交差点のトイレ使うっていうのは、本当に、私も1回ぐらい使ったことあるんですが、なかなか使えるもんじやないと思うんですが、しかも駐車スペースがないですからね。その付近の歩いている人、商店街の人たちが使うと思うんですが、あれはいい場所にあるんですが、なかなか使い勝手の悪いトイレということになると思うんですが、どうですか、駐車スペースを少しこう、さっそう横にですね、止めて行けるようなことを考えると、そういうふうに機能性のあるもの、それとトイレに行く姿が見られないように少しこう隠しの壁を造るとかですね、まあまあちょっとそういうところまで心配りがあればなと、いいものを造ったけれども機能性の低いものではないかなと思うんですが、せっかくこういう一連のことで質問していますので、ついでに質問させてもらいますが、いかがでございますか。

商工観光部長（菊田和仁君） ふれあいパークにつきましては、快適な市民生活環境の整備と地域商店街の活性化を図ることを目的に整備した施設でございます。現在でもトイレの利用のみではなく、市民憩いの場、休息の場として多くの方々に御利用いただいているところです。また、このトイレは市民からの提案、公募をもとに設計されておりまして、先ほど議員がおっしゃいましたが平成3年度に全国グッドトイレ展を受賞しております。また、平成7年度には鹿児島県の建築・まちなみ108景という優秀賞を受賞するなど、景観にも優れたトイレでございます。御指摘の駐車場の設置についてでございますが、この施設が幼稚園や商店街に隣接していることから、歩行者も多く、また自動車等の交通量も多い交差点に面していることから、歩行者などへの危険性も懸念されますので、駐車場の設置は困難だと考

えております。また、トイレに入りづらいとのことでございますが、入り口付近に目隠しなどをしますと、親水公園としての景観への影響や、また犯罪等の危険性も高まることも想定されます。このようなことから、現状での利用が望ましいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

9番（戸内恭次君） 観光客とかね、そういう人たちにももっと利用してもらうためにも、向こうは逆に大きな文字でですね、トイレがありますよということを表示するとか、見栄えのいい壁を造ってあげるとか、この足が見えるようにしておけばそんなに隠れ家にもなりませんから、工夫すればあると思うんですよ、できると思うんですよ、工夫することまでは考えていないということでございますが、是非その工夫をしていただきたいと要望申し上げておきます。確かに、憩いの場として使われるかもしれませんが、それよりはもっと、もっと機能性のあるトイレらしい利用の仕方のあるものにしてほしいと思います。

次、質問にいきます。屋仁川の河川の整備についてでございます。観光客が最近多くなってきましたね、やっぱり顔を覗き込むというようなこともあったりして、私はあそこをきれいにすることによって、一つの癒しの空間だとかですね、そういう場にもなるんじゃないかと、あるいは魚もおりますし、そういうことでもっとそれを積極的に生かすということですね、やってもらえないかということと、あのガードレールなんかね、一般的なガードレールじゃなくて、もうちょっとこう観光地らしいですね、ガードレールを造るとか、いろいろ工夫の仕方はあると思うんですが、是非先進地視察をしていただくなど屋仁川を一つの観光資源とするということですね、川がそのきれいになって魚が済んでいる、パン屑やったらボラがぶわっとこう来るっていうようなね、何かそういうちょっとした面白みがあったもいいと思いますので、小さな観光資源づくりにどうでしょうかね、この提案についていかがでございますか。

建設部長（本山末男君） 重要河川屋仁川は柳町から金久町、入船町を通り、名瀬港に至る市街地を流れる市の管理河川でございます。河川の状況としましては、現在商工会議所前におきましてはかなりの魚を確認することができております。河川等に土砂等が溜まることもなくですね、現況としては環境的にもいい、適正な河川環境だと思っております。今、お話のありましたガードレール修景につきましては、また必要性がありましたら今後検討したいと思う、考えておりますのでよろしく願いいたします。

9番（戸内恭次君） 意識していただいて、ちょっとした観光スポットにもなるんじゃないかと思うので、よろしく願います。

次、質問です。関西・奄美間のLCC就航についてでございます。行政のほうもですね、国のほうに陳情行きましたし、またNPO法人奄美アビエーションという仲間たちと一緒にバニラエアの会社にも陳情にも行ってですね、感触的にはかなり、最近の昨年の、今年ですね、7月1日に来られた石井会長、五島社長の会見にもありましたけど、積極的に取り組まれるようなですね、積極的に取り組まれるようなですね、話がありました。また、今回の関議員の質問に対しても取り組むというような、あるいは要望しているっていう話もあったんでございますが、その付近をですね、是非その要望の内容とか今後の取組とか教えていただきたいと思います。

商工観光部長（菊田和仁君） 多くの奄美出身者が在住する関西地域におきましては、利便性の高い伊丹路線を安定的に確保する中で交流人口の更なる拡大に向けた取組が必要であると認識いたしております。そのことを踏まえた上で、関西・奄美線のLCC就航につきましては、関議員の質問にもお答えしましたとおり、新規路線の開設に向けかねてから奄美に就航しているLCCの会社側に要請を行っているところでございます。要請という中身という御質問もございましたが、市長はじめバニラエアの本社にもお伺いいたしております。それから、バニラの社長ほか役員の皆様も奄美市表敬に来ております

が、その際成田便の就航、それから継続して運行していることで多くの観光客が来島し経済効果をもたらしているということのお礼をはじめ、併せてこの路線についての要請もかねてから行っているという、という意味でございます。以上です。

9 番（戸内恭次君） 就航予定業者ということについては、もうバニラである、バニラエアであるということのようでございます。それはそれでいいんですが、我々としてはバニラエアさんが早急に、はやばやとそう飛んでいただくことを祈念をしておるわけでございますが、かなり前になりますけどどうもまだ黒字に、成田は、成田・奄美間は黒字にならないということで大分先だという話もありまして、我々民間人のNPO法人といたしましては、ならばほかの航空会社でもお願いをしないとイケないんじゃないかというようなことでですね、声をかけたりしていることもあります。ですから、バニラエアさんはもう既に就航されておられます、おられますし、その点では一つの妥当なところだと思いますし、また早急に飛んでいただければ、これは奄美にとって大きなことでございますので、是非、また再度お願いをしていただきたいと思います。

ところで、そのバニラエアさんについてですね、8月の奄振の概算要求もありましたけど、今の予定としてこう奄振の予算枠からどのような資金提供っていうものが予定されているのか、考えておられるのか、分かる範囲で結構ですからお願いします。

商工観光部長（菊田和仁君） 現在、行っております交流需要喚起対策特別事業でのお話しと思いますが、奄振交付金で継続して行っておりますが、28年度の予算で申し上げますと、その中のですね、バニラエア、JALグループさんに運賃軽減をしていただくための予算でございますが、バニラエアに9,000万円、JALグループに1億5,000万円という、今これ予算計上で挙がっている数字であります。

9 番（戸内恭次君） 9,000万円と1億5,000万円っていうのは、従来から成田・奄美間、あとはJAL1億5,000万円というのは話は聞いておりますし、実行されているっていうことだと思いますが、その今度の大阪便についても9,000万円、そして1億5,000万円のJALに対する資金提供と、こういうふうな理解でよろしいですか。

商工観光部長（菊田和仁君） バニラエアにつきましては成田奄美線ということになりますがJAL便についてはですね、羽田、伊丹、福岡、この直行便3路線の需要喚起としての運賃軽減に使われておりますので、今言った路線の運賃軽減分だというふうに御理解いただきたいと思います。

9 番（戸内恭次君） 従来の資金提供と全く同じで、また路線も全く同じ話を今部長がされておられますが、私が質問しているのは大阪便からね、大阪便について話し合い、要望されておられるということですので、その付近のもし話ができるのかどうか、大阪便についてはどうですかということですが。

商工観光部長（菊田和仁君） 今、路線としてある伊丹路線以外のお話しですね。LCCが開設した場合の、だと理解をいたしますが、今現在でもですね、需要喚起、先ほど申しました交流需要喚起対策特別事業として奄振交付金が活用されておりますので、仮に新規路線として更に路線が、新しい路線が就航した場合には同じように奄振交付金の活用が検討されるものというふうに理解いたしております。以上です。

9 番（戸内恭次君） それ以上はね、なかなか難しい話だろうと思いますので、同じように、想像でですが、成田・奄美間に9,000万円のバニラエアに対する資金提供をされていると。同じように大阪便

にも9,000万円のバニラエアに対する資金提供がなされるであろうというふうに私は理解をして、その経済効果は42億5,500万円というふうに私は勝手に想像しているんですが、これは私の勝手な想像です。資金提供ということは同じような条件でされるということであれば、そうであろうというふうに、しかしバニラさんがいやその資金提供いらないよと、自分たちはその9,000万円いらないから飛んでくるよと、もしかしたら2便、大阪便は2便、伊丹から2便になるかもしれん、伊丹じゃないですね、関空からですね、2便になるかもしれないというような勢いで飛んで来られるのであればね、それは大いに歓迎すべきことなんですが、奄振の予算枠からそういうことも考えられるであろうというふうに、これは独り言と思って聞いてください。

そういうことで、また奄美とバニラエアですから、関空だと思うんですが、その就航時期なんかについても話し合いは進められているとは思いますが、ここまで来てもし、大体でいいですけどもこのころには飛ぶんじゃないかなという想像ができるのであれば教えてください。

商工観光部長（菊田和仁君） 新規路線の開設と時期につきましては、さすがに私どもが申し上げることはできませんで、あくまでも会社側において決定し公表することありますので御理解を賜りたいと思います。

9番（戸内恭次君） はい、ありがとうございます。それ以上はね、無理なことはもう存じておりますけれども。

次、4番、奄美格安航空LCC基金創設についてでございますが、これはですね、LCCを要するによそからこう引っ張って来るときに、今は奄振事業の中で東京間も9,000万円、大阪間も9,000万円、例えばほかから飛ぶ時もまたそういうふうにして出してくれるからいいんですが、そういったものがもしない場合にですね、それでもやっぱり今LCCがあるからこそこの観光客が増え、そして奄美が活性化していくということがですね、見えてきているわけでございますから、このLCCを維持、継続するためにもですね、どうしても、やはりその資金的な裏付けってものは、半永久的にですね、やっぱり必要だと思うんですね。そういうことで、私はLCC基金っていうものは必要だと思っております。そして、これについてLCC基金創設について、以前お聞きした時にはなかなか課題が多いという話でございましたけど、こういう考え方について何かお話しできることがあればお願いします。

商工観光部長（菊田和仁君） 平成26年7月に就航しましたバニラエアにつきましては、就航後2年間での乗降客数が20万人を超え、大都市圏との交流人口の拡大につながるとともにLCC就航による観光産業の振興は観光業のみならずさまざまな分野の産業の発展に大きく寄与しているものと考えております。奄振交付金を活用した交流需要喚起対策特別事業は移動コストの軽減により閑散期における大都市圏からの需要喚起と交流人口を拡大し、一層の競争促進を図ることで更なる移動コストの軽減につなげていくということ、事業目的にいたしておるところです。その上で、既存の航空会社2社に対して公平、公正に交付金が配分されているところです。バニラエアにおきましては、この制度の活用や自助努力が功を奏し、2年目以降は黒字に転じている営利企業であることを御理解いただきたいと存じます。格安航空会社LCCへの基金創設については、公金、公のお金を一部の営利企業、いわゆるLCCに特定して公金を投入することが前提と考えられますので、基金創設がですね、その意味で困難であると判断いたしております。このことから、まずは奄振交付金による継続した対応を国・県に要望していきながら、最終的にはLCCの自立促進を図ることが重要ではないかと考えているところです。以上です。

9番（戸内恭次君） JAL、JAC、バニラエアとありますので、もう一つ言えばLACもあるかもしれませんが、そういう意味でなかなか片方にだけその援助するっていうことは難しいだろうというのはよく分かりますが、しかしこの奄美の今のこの上げ潮ムード、これはLCCがもたらしたものでありま

す。確かに、生活路線としてJAL、JACさんが努力されたことはもちろん評価されなければなりません、しかしこの今の我々が住んでいる奄美の沈滞ムードを打破したのはこのLCCの就航であります。これはもう、平成26年7月1日からがらっとムードは変わってまいりました。これがまた、来年大阪から飛ぶということになりますと、更にこれが飛躍的に伸びてくるというか、ムードがまた上がってくるということになりますので、是非ともそういう意味でLCC1社の話ではない。これは奄美全体の浮揚を目指すものであるというふうな捉え方をすれば、LCC資金というものがですね、奄美全体の活性化の基礎になっているんだと、豊かになるっていうことは人がたくさん来てそこを利用してくれるということになると思いますし、本当にたくさん人が来てくれてホテルに泊まる人、レンタカーが足りなくなって、それでようやく次の投資、その簡単に投資できるレンタカーはどんどん増えてきましたね、業者が。次は30年の埋め立てが完成すると、またホテル業者がまた希望しているとか、あるいはいろんな本土から来るかもしれないとか、いろんな噂はありますが、そういうようにですね、活況を帯びてくると。もう奄美は鹿児島県の奄美じゃなくて、日本の奄美であり世界の奄美になるという大きなきっかけをね、このLCCっていうのはもたらすということでございますので、是非とももう狭い考え方ではなくて、奄美全体のことを考えてですね、この基金というものをもう1回捉えなおしていただけないものかと思っております。

そこで、LCC基金については今のところは課題が多いということでございますが、私はこのLCC基金というものを一つできるものである、また行政が考えるものであるとすれば、次、①のLCC利用者、あるいはホテル宿泊者及びレンタカー利用者から基金協力金という徴収を条例化できないのかということを考えたりですね、またふるさと納税の一部を基金に充当できないかと、いろいろ考えたりするわけでございますが、なにせ奄美の活性化というのはたくさん人が来てもらってはじめて活性化だというようなことを考えるもんですから、そのLCCっていうものをもっともっと利用する、呼び込む、そして維持、継続させるということをしなさいといけないのではないかと、これは奄美市だけじゃなくて奄美全体にとってですね、場合によっては鹿児島県全体と言えるかもしれませんが、鹿児島県政にもこういう1地域が伸びていくっていうこと、お荷物にならずに逆に奄美が自立自興をしていくという、大きなきっかけになるんじゃないかなと。本当に、LCC基金をつくることによって、いわゆる財界も、財界っていうのは大げさんなのですが、ビジネスをやる人もこのLCC基金をできることによって安心して奄美に投資するという意識も出てくるだろうと。実際にそういう方がいるわけでございますが、そういうわけでは是非とも今は課題が多いと言われるかもしれませんが、研究をしていただいて、LCC基金というものがどういう役割をするのかと、これは大きな奄美の自立自興のですね、自立自興の第一歩だと私は思っております。2兆3,000億円投入して奄美の人口はどんどん減って行って、さあ大変だどうしよう、お金のある人はどんどん本土に行くとか、そういう3・4年前のね、奄美の姿があったわけですが、今はむしろ、この前から一般質問にありますとおり、回答がありますとおり、22歳以上の方が増えていると、これやっぱりLCCで、とは言いませんが、そういう人が増えると、そのきっかけのLCCでもあると。屋仁川に若い人たちがよく出歩いておられる、居酒屋が増えた、若い人が経営している、外国に行った若者が帰ってきて、LCC、ごめんなさい、その居酒屋に働いているとかですね、そういうことでもう新たな動きが出てきてるんですね。そういう意味で、是非このLCC基金というよりも、LCC基金をきっかけにした奄美の安定した浮揚というものをですね、何で行うかと何でその基礎的なものをするかということなんです、今私の頭にあるのはLCC基金ということ、そこにつなげることによって、この庁舎造るのにも4,50億円の資金をつくったり、基金をつくったりしているわけですが、それと同じようにですね、金額はもう多少違っていいと思いますが、それと同じような感覚でもし奄美独自にそういったものがつくれたら、LCC会社は安心して飛んでくる、海外から、台湾、香港、上海からでも飛んでくる、そういうようなことになると思いますので、私は大事にしてほしいなということを申し上げて次の質問に、移ります。

続いて、まちづくりについてでございます。末広・港土地区画整理事業、もう本当にさんさんたる状

況です。多くの見た人がですね、一体これはどうなるのと。確かに過渡期であるから仕方ないんですが、あまりにも当初の予想からすれかけ離れたこのまちづくりというふうになっているのではないかと。残された、区画整理事業に直接立ち退きをさせられる以外のお店もですね、大変な悲鳴を上げているのが現状であります。それは何かと言いますとですね、要するに人が集まれる場所、人が集まる要素を失ったからですね。そういうことで、だいわさんもそうそうに撤退をされましたし、今度グリーンストアさんが入って来られるということで、また小さなスーパーもできておりますので、少しずつ回復はしてこれると、くると思いますけれども、この末広・港土地区画整理事業によってですね、かわいそうな状況があります。私自身もこの区画整理事業で立ち退きをした関係でよく分かります。みんな大変痛い思いをしながらですね、泣きながら家族で暮らしていたのも別れ別れになっていくっていう姿も見てます。これはもう、立ち退きを、今現在はいいいんだけれども、立ち退きする気にもそうせざるを得なかったとかですね、そういうの、要するに悲劇が転がっているんですね、あの町はですね。そういう意味で、かと言って責任を追及する人もいないし、責任を取る人もいないし、そういうまちづくりになってしまっていて、みんなが惨憺たる思いをしながら耐え忍んでいる、本当にしまんちゅってありがたいですね。人がたくさん、みんな言うですよ、もう行政がやったから、もう仕方ないねと。私たちと一緒に反対運動してた人たちも、どんどん土地も売って、ビルも売ってやっていますが、好き好んで売ったんじゃないんですよ。立ち退いたわけじゃないんですよ。できれば留まりたかった。区画整理事業っていうのは、3・40年前に受けたことがあって、いいことではないと。だからお年寄りほど強く反対をしていたっていうのが実情だったんですが、今現在、まさにみんなが心配したような状況になっているわけでありまして。そこで、私の提案ですが、せめて罪滅ぼしのためにですね、人が集まるまちづくりをしてほしいと。その人が集まるまちづくりを一つの要素として、私はアーケードというのを、今中央通りにあるアーケードと新しい造ったアーケードをこう結んでですね、人が集まるエリアとして生かしていったらどうだろうかと。禍を転じて福と為すと、そういうこともありますので、できれば新たな発想で人が集まる場所。あそこにアーケードができますと、まさに伝統文化を育む場所にもなるし、健康のために散策する場所にもなるし、観光客のためのイベントもできるし、そういう意味ではですね、私は本当に禍を転じて福と為すで、町の中にそういう広っぱができたというふうな発想をすれば、人が集まればお店は自然にできるんですね。LCCと一緒に。安くすれば観光客来るんですね。人が集まればお店はできるんですよ。城下町、門前町も一緒です。そういうことで、できるだけ人を集めるということを基本に考えた政策をしてほしいということで、一つの提案がアーケード街というものはどうでしょうかということでございますが、お答えいただければありがたいです。

建設部長（本山末男君） 都市計画道路、末広港線でございますが、商店街への交通アクセスの向上を図り、幅員4.5メートルのゆとりある歩道を両サイドに整備することで、市民の皆様が安心して買い物ができる設計となっております。議員御提案の末広港線整備に伴うアーケードの整備につきましては、既に隣接してある中央通りアーケード、ティラモールとの位置付けや新たに整備するアーケード設置及び維持管理の方法、負担金等の問題を含め、さまざまな課題もあります。また、末広・港地区の都市計画道路としての本来の目的や、道路機能の在り方など併せて検討しなければならないものと考えられます。つきましては、これらの課題に対しまして、地元の意識が醸成され商店街の総意として御希望があった際には、改めて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

9番（戸内恭次君） アーケードはですね、奄振事業の範囲内だということは、もう数年前に国土交通省のほうで伺っておりますので、是非とも前向きに考えることができるものだと思っております。そして、この奄振、その、この道路はですね、16メートル道路は基本的にはおがみ山ルートと接続することによってございましたが、おがみ山ルート、これはもうあれば便利です。けれども、必要な道路ではないです。必要な道路は網野子トンネルだったんですね。だから、先向こうにできました。次は三儀山

です。必要な道路は。必要な道路は三儀山です。ですから、おがみ山ルートは前知事が凍結をしておりますが、私は廃止していただきたいと。おがみ山ルート計画は廃止をしていただき、三儀山ルート、それから大和村ルートにですね、また大熊からのルートにいろいろまだまだ資金的なものは使わなきゃならないと思いますので、皆さんに是非御理解をいただいて、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で、無所属 戸内恭次君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時45分）

第 3 回 定 例 会
平成 28 年 9 月 9 日
(第 5 日 目)

9月9日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋 口 耕 太 郎 君	2 番	林 山 克 巳 君
3 番	松 山 さ お り 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤ ス エ 君	6 番	大 迫 勝 史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸 内 恭 次 君	10 番	元 野 景 一 君
11 番	川 口 幸 義 君	12 番	竹 山 耕 平 君
13 番	安 田 壮 平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎 田 信 正 君	18 番	師 玉 敏 代 君
19 番	多 田 義 一 君	20 番	橋 口 和 仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平 川 久 嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊 東 隆 吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長	松 原 昇 司 君
笠 利 総 合 支 所 長	元 多 政 重 君	総 務 部 長	東 美 佐 夫 君
総 務 課 長	奥 田 敏 文 君	企 画 調 整 課 長	三 原 裕 樹 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	プ ロ ジ ェ ク ト 戦 略 推 進 課 長	久 保 信 正 君
市 民 部 長	前 田 和 男 君	税 務 課 長	田 中 義 一 郎 君
環 境 対 策 課 長	島 袋 修 君	国 保 年 金 課 長	山 下 能 久 君
保 健 福 祉 部 長	吉 富 進 君	福 祉 事 務 所 長	伊 東 義 久 君
福 祉 政 策 課 長	上 野 和 夫 君	健 康 増 進 課 長	吉 郁 也 君
保 護 課 長	濱 田 洋 一 郎 君	高 齢 者 福 祉 課 長 補 佐	島 山 正 明 君
商 工 観 光 部 長	菊 田 和 仁 君	商 水 情 報 課 長	高 一 也 君

9月9日(5日目)

農林振興課長	山下 仁司 君	地域農政課長	新納 一一 君
建設部長	本山 末男 君	都市整備課長	武下 義広 君
土木課長	橋口 義仁 君	建築住宅課長	備 孝朗 君
建築住宅課参事	荒垣 重仁 君	上下水道部長	上島 宏夫 君
水道課長	山下 一弘 君	水道課参事	藤山 浩俊 君
教育委員会 事務局 長	森山 直樹 君	教育委員会 総務課 長	徳永 恵三 君
学校教育課長	益山 富誉 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	上原 公也 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	前田 賢一郎 君
庶務係長	向井 渉 君	議事係主査	麓 浩登志 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（竹山耕平君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分を併せてよろしくお願いいたします。更に当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますように予めお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、無所属 津畑 誠君の発言を許可いたします。

4番（津畑 誠君） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継で傍聴の皆様、おはようございます。無所属の津畑 誠でございます。平成28年度第3回奄美市議会定例会にあたり、一般質問をいたします。

その前に、先月の台風10号の豪雨で甚大な被害が出た岩手県岩泉町で亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、被災地等におきましては救援や復旧支援などの活動に尽力されている方々に深く敬意を表しますとともに、皆様の安全と被災地の1日も早い復旧をお祈りいたします。

さて、私は今回の一般質問は世界自然遺産登録に関する事項を取り上げております。平成30年の世界自然遺産登録に向け、県や奄美市においては世界遺産候補地としての価値の維持を図るため、アマミノクロウサギなどの希少野生生物の交通事故対策やノネコ対策、自然植生の衰退を招く恐れがある野生化ヤギの防除、サンゴ礁の保全、再生への取組を進めています。また、奄美大島本島内5市町村では飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例を平成23年10月1日付で施行しています。また、奄美市ではポイ捨て等防止条例を平成24年4月1日から施行し、清潔で美しいまちづくりへの協力と環境美化に対する意識啓発に取り組んでいるところでございます。一方、奄美地域の沿岸海域では各種の開発行為や農地などから河川や海への赤土等の流出が見られ、自然環境や沿岸漁業、観光への影響が懸念されています。世界自然遺産登録に向け、奄美の豊かな海と美しい自然を守るため、赤土等の流出状況に応じた実効性ある赤土等流出、流出防止対策を確立し、必要な施策を推進する必要があります。奄美市の災害防止に関連する条例を見れば、奄美市開発行為等における災害の防止に関する条例が平成18年3月20日制定され、施行されています。この条例の目的は赤土等の特殊土壌で覆われ、かつしばしば台風の影響を受け雨量の極めて多い自然的条件のもとにある本市において行われる開発行為等における災害の防止について定め、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするとなっております。この条例では開発行為を土地の区画形質を変更するすべての行為を言う、という定義して、一定規模以上の開発行為について第5条第1項で届け出義務を課していますが、同条第2項第2号で法令または条例の規定により許可または認可を受けて行う開発行為について、届け出を不要としています。即ち、採石法に基づく認可を受けた開発行為は届け出不要となっています。このため、市長が防災上特に必要があると認めるときに、開発行為の中止、計画の変更、現状の回復等必要な措置を講ずべきことを命ずることができるという規定する第8条の開発行為に対する命令は、届出の必要な開発行為を対象としているため、採石法に基づく認可を受けた開発行為には適応できない状況です。しかし、第10条で危険な土地に対する助言または勧告として、市長は土地が防災上著しく危険であると認めるときは当該土地の所有者等に対し、防災上必要な措置を講ずべきことを助言し、または勧告することがで

きると規定しています。また、この条例では防災を災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいうと定義しています。ここで、質問いたします。この条例第10条の規定に除外対象はないため、例えば採石法の認可を受けた開発行為について第8条の開発行為に対する命令はできなくても、採石地が防災上著しく危険であると認めるときは採石地の土地所有者に対し、この第10条に基づき市長は防災上必要な措置を講ずべきことを助言し、または勧告することができるものと理解してよいか、お伺いいたします。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

建設部長（本山末男君） おはようございます。それでは答弁させていただきます。奄美市開発行為等における災害防止に関する条例第10条に規定する助言、または勧告につきましては、同条例第5条に規定する開発行為の届出を主なものに対して適応されると考えられます。従いまして、市地区の採石地所有者に対しては適応されないという考えであります。以上でございます。

4番（津畑 誠君） すいません。もう一度御答弁お願いしてよろしいでしょうか。はい、お願いします。

建設部長（本山末男君） 第10条、条例第10条に規定する助言、または勧告につきましては、5条に規定する行為の届出を行ったものに対して適応されるという考えでありますので、今回の市地区の採石地所有者に対しては適応されないという考えであります。

4番（津畑 誠君） はい、分かりました。

次行きます。市議会でも本年3月議会において、奄美市住用町市湾の赤土状況、赤土汚染状況の調査と今後の赤土流出防止に向けた抜本的対策を求める陳情を採択しておりますが、奄美市開発等における災害の防止に関する条例第10条に基づき、奄美市住用町市地区の採石地所有者に対し、奄美市が主体となって防災上必要な処置を講ずべきことを助言し、または勧告した事実はあるのか、あるのかその回数、時期をお伺いいたします。

建設部長（本山末男君） 同条例第10条に基づき、助言または勧告することはできませんが、隣接する集落への災害を未然に防止するために、雨天時には職員がパトロールを行い、必要に応じて採石法第3条14に基づき県に対し措置を講ずるよう要請を行っております。

4番（津畑 誠君） 助言、勧告はしてないが、要するに県に対して、大島支庁から注意を促したってことで理解してよろしいんですか。

建設部長（本山末男君） やってないではなく、この10条に基づき助言、勧告はできないということで、採石法の中で県に対して要請を行っているということです。

4番（津畑 誠君） はい、分かりました。次に移ります。

次に、奄美市の災害防止に関連する要綱を見れば、鹿児島県大島支庁が定めた市町村土砂流出防止対策要綱、標準を参考に、奄美市土砂流出対策要綱が平成18年3月20日に制定され、施行されています。この要綱施工後に行われた行為については、この要綱が当然適応されるものと思います。奄美市土砂流出防止対策要綱の目的は奄美市内の沿岸海域において見られる土砂流出による海域汚染問題が深刻

化していることに鑑み、公共工事、または民間による開発行為等に際しての有効な土砂流出防止対策を確立することによって、沿岸海域の良好な環境の保全に資するもの、資するとともに、産業の調和ある発展を期することを目的とするとなっています。この要綱の第3条で施工業者等の責務として、公共工事の請負人並びに民間による開発行為の事業主及び工事を行う者は、その工事の実施にあたっては土砂流出の発生を防止するために適宜必要な措置を講じるとともに、市が実施する土砂流出防止対策に協力するものと規定してあります。この施工業者等の責務について、何らかの拘束はあるのか、それとも単なる行政指導に留まるのか、お伺いいたします。

建設部長（本山末男君） 奄美市土砂流出防止対策要綱に工事中止命令などの拘束力を持った規定はございません。また、罰則規定もありません。以上です。

4番（津畑 誠君） はい、分かりました。この要綱の第2条、市の責務として同条第2項で、市は土砂流出の防止に関し、総合的かつ長期的な視点から必要な施策を実施するとともに、公共工事及び民間による開発行為等に関し、土砂流出の防止を図るために必要な指導を行うものとする規定しています。この要綱は平成18年3月20日制定され、施行されています。奄美市住用町市地区の採石場における赤土流出行為は平成18年3月20日以降の行為ですので、この要綱が当然適応されます。ここで質問しますが、奄美市住用町市地区の採石場の赤土流出行為に関し、奄美市がこの要綱の第2条第2項の規定に基づき、土砂流出の防止を図るために必要な指導を行った事実はあるのか、あるならその回数、時期をお伺いいたします。

建設部長（本山末男君） 同要綱第2条に基づく指導は行うことはできませんので、岩石採取計画の認可申請がなされた場合に、採石法33条4に基づき意見書を県に提出しております。

4番（津畑 誠君） 指導を行う必要がないということで理解してよろしいんですか。

建設部長（本山末男君） 先ほども申し上げましたが、この要綱に、2条に基づく指導は、この市採石場に対してはできないということでもあります。

4番（津畑 誠君） はい、分かりました。

次の（2）の質問に入ります。現在、鹿児島県及び奄美群島の各市町村で事業行為に伴って赤土等が雨水等によって公共用水域に流出することを規制する条例は制定されていません。しかし、地方自治法は憲法の規定を受けて、普通地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて、第2条第2項の事務に関し条例を制定することができる規定し、当該条例に罰則等の規定も設けることができるようになっています。また、条例制定における法令に違反しない限りの解釈として、過去の判例では条例が国の法令に違反するかどうかは両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾定植があるかどうかによって、これを決しなければならないとし、例えば特定事項を起立する国の法令を条例が併存する場合でも、条例が法令と別の目的に基づく起立を意図するものであり、その適応によって法令の規定に、既定の意図する目的と効果を何ら阻害することがないときは、国と法令と条例との間には何ら矛盾定植はなく、条例が国の法令に違反する問題は生じえないとし、法律で規制されていると同一の、いるものと同一の対象について法律よりも厳しい基準を課す条例、いわゆる上乗せ条例を容認しております。そこで、世界自然遺産候補地である奄美大島地域の特性を踏まえ、事業行為に伴って赤土等が雨水等によって公共用水域に流出することを規制し、赤土等の流出による公共用水域の、水質の汚濁及び水底の底質悪化の防止を図る目的で、既存の法令よりも厳しい基準を課す条例、即ち奄美市赤土等流出防止条例を制定し、実効性ある赤土等流出防止対策を確

立し、奄美の豊かな海と美しい自然を守るための施策を積極的に推進する必要があると思いますが、奄美市当局の見解を伺います。

建設部長（本山末男君） 赤土等流出防止条例について確認しましたところ、都道府県におきましては沖縄県が平成6年に制定しております。市町村において制定している自治体はございません。現在、奄美市土砂流出防止対策要綱に基づき、適応される公共工事及び開発等については適正に対応行っております。また、大島本島地区赤土等流出防止協議会、これは県、大島支庁が主催しておりますが、等の協議会において現地巡回や赤土流出防止対策法の研修会を行い、公共工事等における赤土流出防止対策についても対応は十分になされており、奄美市赤土等流出防止条例の制定は現在考えてはおりません。採石法等の法令の基づき許可されてる事業等につきましては、今後とも法令を管轄する国や県や関係機関とともに連携を緊密に行い、流出防止に努めてまいりたいと存じます。以上です。

4 番（津畑 誠君） 今、部長の御答弁の中で、国や県に委ねて、今後指導、勧告していくということだと思いますが、奄美市主導で、近い将来、世界自然遺産登録に予定されている奄美市において、是非とも沖縄と同様のいい条例がありますんで、そこら辺も考慮されて、将来的に奄美市においてそういった条例等の制定等は全く考えられないってことでしょうか。

建設部長（本山末男君） これは、将来においてではなく、現時点で、今条例の制定は考えてないってことであります。

4 番（津畑 誠君） 現時点で考えてないってことですが、是非とも奄美の豊かな海と美しい自然を子々孫々まで継承していくために、積極的に検討していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（2）の企業版ふるさと納税について伺います。1、（1）、本年4月以降、企業版ふるさと納税に関連して訪問した企業数及び訪問した各企業の概要、本店所在地、業種等をお伺いいたします。

総務部参事（久保信正君） 企業版ふるさと納税につきましては、先月8月の2日に奄美市の申請していた地域再生計画の働きたい・暮らしたい、・育てたい離島創生プロジェクト、世界自然遺産を見据えた観光受入体制構築プロジェクトの2件が国に認定されました。今後、この二つの事業について寄附の相談や依頼を法人企業へ行うことになります。これまで、国の事業認可後、関東のIT企業の4社へ、市の産業創出プロデューサーのほうが訪問をしております。また、地域再生計画の申請段階から、地元ゆかりの企業等と、企業と複数の企業に内々に寄附の御相談をさせているところでございます。以上です。

4 番（津畑 誠君） 訪問した企業数は4月以降に4社ということですね。あと、訪問したかぎ、企業の概要として地元ゆかりの企業に訪問したということですが、ちなみに8月2日に企業版ふるさと納税の認定を受けておりますが、8月、今年の8月2日に認定受けてますね、認定後に訪問された企業はどれぐらいあるんですか。

総務部参事（久保信正君） 先ほど述べましたように、これまでの事業に、国の事業認定後関東のIT関係企業の4社へ市の産業創出プロデューサーが訪問をしております。

4 番（津畑 誠君） 認定後ですね。認定前はないっていうことでよろしいですか。

総務部参事（久保信正君） 再生，地方再生計画の申請段階から，地元ゆかりの企業等複数の企業に内々に寄附に御相談をさせていたところで，実際に訪問はしておりません。

4 番（津畑 誠君） すいません，何度も同じ質問しますけど，8月2日の認定以降は，まだ企業訪問はされてないってことですか。

総務部参事（久保信正君） 国の事業認定後，関東のIT関係の企業4社へ市の産業創出プロデューサーが訪問しております。地域再生計画の申請段階から，地元ゆかりの企業等複数の企業に内々に寄附の御相談をさせているところでした。

4 番（津畑 誠君） はい，分かりました。すいません，何度もお聞きしました。

2の，次の質問に入ります。奄美市のホームページ，奄美市企業版ふるさと納税スタートを見れば，世界自然遺産登録を見据えた観光受入態勢構築プロジェクト及び働きたい・暮らしたい・子育てしたい離島創生プロジェクトという二つの地域再生計画が記載され，それぞれの地域再生計画の事業スキーム図，事業の全体像が記載されております。地域再生計画，世界自然遺産登録を見据えた観光受入態勢構築プロジェクトに基づく事業として，奄美大島DMO事業，奄美空港ターミナル拡張事業の記載があり，また地域再生計画，働きたい・暮らしたい・子育てしたい離島創生プロジェクトに基づく事業として，フリーランス支援事業，光ブロードバンド整備事業の記載があります。ここで伺います。奄美市企業版ふるさと納税スタートのページは誰を対象として誰に読んでもらうために作成したのか，伺います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

総務部参事（久保信正君） 企業版ふるさと納税のホームページは，企業とか，それから関係しそうな，日本全国に発信しておりますので，気になる方がいろいろとチェックをしていると思っております。

4 番（津畑 誠君） 具体的には，ないですか。誰に読んでもらいたいということで。

総務部参事（久保信正君） この事業に関心のある企業に見てもらえたらと思っております。

4 番（津畑 誠君） はい，分かりました。

次に行きます。奄美大島DMO事業について，このホームページにおける具体的な事業の詳細は確定版鹿児島県奄美市地域再生計画，世界自然遺産登録を見据えた観光受入態勢構築プロジェクトを見なければ分かりません。これは内閣府に提出した資料をそのまま添付したものと思われま。この事業内容欄には次のように記載されております。議場の皆さん，私が読み上げますので，イメージが湧くか，聞いていてください。具体的には平成28年度の地方創生加速化交付金を活用して実施している，奄美大島DMO（組織構築事業）で整備されるWebプラットフォームや観光計画等を実際に運用するための人材を育成するため，各種プロジェクト（マーケティング戦略，プロモーション，観光地域づくり団体との連携，支援）を立ち上げ，プロジェクトリーダー（プロ人材の登用）のもと，OJTによる人材育成を図る。OJTの内容としては地方創生加速化交付金を活用してマネジメント専門家を組織内に招聘し，民間事業者とともに観光施策について検討するための各分野の専門委員会や旅行形態別の取組内容を検討するための旅行形態別プロジェクトの運営，顧客需要を把握して具体的取組につなげるためのマーケティング活動のためのマネジメント力の強化，更には組織が自立していくための独自の稼ぐ力を身に付けるためのノウハウ等を中心に実施していく。このことによりDMO組織が地域のステークホルダ

一をうまく調整しながら、いずれは彼らがDMO組織の中核として奄美全体の観光を担っていく人材へと成長することを期待するものであると記載されております。皆さん、分かったでしょうか。

（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

ああ、さすがですね。はい、ありがとうございます。

（「それだけですか」と呼ぶ者あり）

すいません。私自身が分からなかったものですから、すいません。これはもう役所言葉が多く、企業の皆様や市民の皆様が一読して理解するのは難しいんじゃないかと私は思います。この奄美大島DMO事業の事業内容について、現在インターネットなどで傍聴している皆様にも分かりやすく、具体的な起業イメージが湧くように、誰を対象としてどのような形で実施するのか、日本語として社会的に定着していないカタカナ用語はできるだけ日本語に置き換えて事業内容を御説明ください。

商工観光部長（菊田和仁君） それではですね、ちょっとDMOの説明からさせていただきたいと思います。DMO、これ英語の略なんですけど、デスティネーション・マネジメント・オーガニゼーション、ますます分かりにくくなりますので、観光庁がですね、日本版DMOというのを一応定義づけておりますので、まずDMOの定義です。地域の稼ぐ力を引き出すとともに、観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協働しながら明確な概念、方向性に基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた組織という意味でございまして、今これを担っているのが奄美大島観光物産協会ということでございます。引き続き、ちょっと説明をいたしますが、奄美大島DMOにつきましては、昨年12月から本島内5市町村が国の地方創生交付金を活用し、奄美大島観光物産協会を事業主体として奄美大島の多種多様な観光資源を情報発信するWeb機能を構築するとともに、今後の事業の方向性を示したDMOの基本計画を策定したところでございます。Web機能と申しますのは、インターネット上で文字や画像、動画、音楽などを簡単に利用することができるようなシステムのことでございます。今現在、あまみつけというサイトと、それから物産協会にはぐーんと奄美という、違った、のんびり奄美ですね、という両方のサイトがございまして、その機能のことを言っているところです。DMOの意義としましては、島外の観光客が奄美を島という一つの単位で認識しているという視点に立ち、個々の観光ニーズを満たす情報の一元化や地域情報、体験メニューを魅力的に見せるための発信手法の確立、更には来訪客が地域にお金を落とす仕組みを構築することでありまして。今年度は策定したDMO計画に基づき、地域独自の観光戦略に必要なデータの収集、分析を実施するとともに、観光客の多種多様なニーズに対応する総合窓口としてのWeb機能を強化し、併せて旅行業の取得と事業展開を図るための観光物産協会の法人化に向けた取組を進めているところでございます。今後は、着地型観光メニューの磨き上げや情報発信、観光戦略の立案など、観光地域づくりの舵取り役を担うとともに、DMOの自走化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

4番（津畑 誠君） すいません、1点だけですが、誰を対象としたっていうところが入ってました。

商工観光部長（菊田和仁君） 対象と申し上げますと、島外からいらっしゃる観光客のためにやっているというふうに御理解いただきたいと思います。

4番（津畑 誠君） はい、分かりました。

次に、フリーランス支援事業についてお聞きます。内閣府地方創生推進事務局が本年8月2日に地方創生応援税制、企業版ふるさと納税の対象事業の決定についてとして公表した内閣府の資料にはフリーランスの語句のあとに、括弧書きでフリーランスの意味が記載されています。しかし、奄美市のホームページにはフリーランスの説明がありません。フリーランスという言葉がプライバシー、ボランティア

ア、リサイクルなどのように日本度として社会的に定着しているとは思いませんので、フリーランスとはどういう意味かお尋ねします。

商工観光部長（菊田和仁君） フリーランスの定義でございますが、フリーランスとは企業に属さず働く人。個人事業主を指しております。なお、本市では小規模事業者、3人以下の小さな事業者まで含めて対象にしているところです。フリーランスの意味はそういうことでございます。

4 番（津畑 誠君） はい、分かりました。ありがとうございます。フリーランス支援事業についても具体的な事業の詳細は確定版鹿児島県奄美市地域再生計画、働きたい・暮らしたい・子育てしたい離島創生プロジェクトを見るようになっております。事業内容欄は次のように記載されています。大手クラウドソーシング企業や地元IT企業と協同して新たな働き方の支援として、フリーランスを育成するため、ライディングやICTの利活用などについて研修実施などの支援を行うとともに、情報交換やスキルアップを図ることで市民の所得増加を図ると記載されています。このフリーランス支援事業の事業内容について、具体的な事業イメージが湧くように誰を対象としてどのような形で実施するのか、日本語として社会的に定着していないカタカナ用語はできるだけ日本語に置き換えて事業内容を御説明ください。

商工観光部長（菊田和仁君） まず、誰のためにということですが、先ほど定義いたしました企業に属さないで働く人、個人事業職ですね、あるいは3人以下の小さな事業者の方たちのための雇用創出ということでやっております。フリーランス支援事業につきましては、昨年度策定いたしましたフリーランスが最も働きやすい島化計画、そのもとで奄美群島成長戦略ビジョン重点3分野の一つである情報の活用により、フリーランスを支援することで、仕事機会の創出、定住促進、子育て世代の在宅での仕事支援につなげることを目的としております。今年度は都市部や地元のIT企業と共同し、インターネットで仕事を受注、納品するライターの育成、ライターというのはそういった記事を書いたりする、ライターの育成やインターネットを活用した商品開発のノウハウを取得するための人材育成に取り組んでいるところです。7月に開催した商品販売のための講座には70名の参加者があり、9月以降はその他の人材育成講座も予定いたしております。今年度は各講座を合わせますと全10回程度を予定しておりますが、同時にフリーランスを支援するための人的な体制づくりにも取り組んでいるところです。なお、フリーランスが最も働きやすい島化計画におきましては、5年間でフリーランスを200人育成、奄美市への移住してもらう方を50人、それから子育てをしながら年収150万円、専業で年収300万円のフリーランスを育成することを目標として取り組んでいるところです。以上です。

4 番（津畑 誠君） DMO事業、フリーランス事業、よく理解できました。

（「分かりました、一生懸命やりますので」と呼ぶ者あり）

はい。奄美市企業版ふるさと納税スタートについての、奄美市のホームページの内容を見れば、内閣府に提出した地域再生計画の資料をそのまま使用しているように見えます。ホームページには国の認定を受けた奄美市の二つの地域再生計画に基づき実施される、次の4事業について御賛同いただける企業の皆様には御寄付の御検討をお願い申し上げますと記載はされていますが、専門用語や日本語として社会的に定着していないカタカナ語の使用が多く、事業内容を企業の皆様や市民の皆様に分かりやすく伝えようという努力は十分ではないようにも見えます。企業の皆様や市民の皆様の立場に立って、分かりやすく読んでもらえる情報発信になっていると言えるか疑問があります。今後とも検討のほう、よろしく願いいたします。

（3）の質問に入ります。奄美市企業版ふるさと納税について、寄附をお願いする企業の皆様に対する説明資料はどのような構成内容を考えているのか、伺います。また、市役所のどのような立場、職責

の職員が企業経営者と面談し理解を求めていく予定か、この2点を伺います。

総務部参事（久保信正君） 奄美市企業版ふるさと納税につきましては、国に認定された二つの地域再生計画に基づき、四つの事業が寄附の対象事業となっております。企業版ふるさと納税については、企業に企業版ふるさと納税の制度について理解をしていただき、本市のプロジェクトについて事業の概要版などを使用して説明をさせていただきたいと考えております。企業訪問につきましては、8月の10日に庁内の企画調整課や商水情報課の関係課や、県大阪事務所や東京事務所の職員と訪問予定の企業の名簿の作成、寄附企業への返礼事項等について調整を行ったところでございます。今後の活動といたしましては、訪問する予定の企業の名簿を出身者や奄美にゆかりのある企業などから作成し、寄附の依頼文書の発送や東京事務所等の職員や市の産業創出プロデューサーが企業訪問し、事業の相談や要請を行う計画となっております。

4番（津畑 誠君） はい、よく分かりました。議場の皆様方もよく理解できたんじゃないかと思っております。ありがとうございます。

それでは、次のふるさと納税についてお聞きします。奄美市は現在、市役所職員が主体となってふるさと納税をPRしていますが、まだまだ発信力が弱いように見えます。そこで提案しますが、寄附に御協力いただける奄美市以外の方への紹介や呼びかけなど、奄美市のふるさと納税のPRに御協力いただける民間の方を募集して、奄美市がこれらの方をふるさと納税サポーターとして登録し、パンフレットの無償提供や制度内容の説明を行うことで市民、団体、企業などが一体となってふるさと納税制度の推進と奄美市の活性化に取り組むことを目的とする、仮称ですが、奄美市ふるさと納税サポーター制度を創設すべきだと思います。具体的に申し上げますと、サポーターの対象者としてはふるさと納税のPRに協力いただける個人や団体、企業。個人は18歳以上といたします。サポーターの活動内容としましては、1、寄附の意思がある奄美市以外に居住する家族や友人を奄美市プロジェクト戦略推進課に照会する。2、市外に居住する家族や友人などに対して制度の説明や呼びかけを行ってもらう。3、フェイスブックなどSNSで奄美市のふるさと納税を積極的に発信してもらう。4、同窓会の際にふるさと納税のパンフレットを配布してもらう。以上のような奄美市ふるさと納税サポーター制度の導入に対する奄美市の見解をお聞かせください。

総務部参事（久保信正君） 奄美市のふるさと納税につきましては、これまで市の出身者や郷友会の関係者に御協力をお願いしているところでございます。議員御提案のサポーター制度につきましては、奄美ふるさと100人応援団等の組織、それからこのふるさと納税の立ち上げ、新しいシステム立ち上げたときに高校生などにも紹介をさせていただきましたけども、そのようなのを活用しながら考えていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

4番（津畑 誠君） 今、言われた方々がサポーター制度の対象になるわけですが、そういったもの、こと、方を含めてサポーター制度っていうのは今後検討はされないですか。

総務部参事（久保信正君） このふるさと納税のいろんな情報の発信につきましてはですね、今フェイスブックを立ち上げております。それから、インスタグラムというSNSも今から活用していこうと思ってるんですけど、こういう情報の発信が、フェイスブックがですね、個人個人の付き合いなんですけど、それがいろいろこうシェアして広がっていくように、今これから市の職員などのこの同窓生とか、そういったので拡散していくような手法を取っていききたいと、今検討してるところでございますので、そのようなことを使いながらふるさと納税の情報の拡散を図っていききたいと考えているところでございます。

4 番（津畑 誠君） はい、分かりました。まだまだ、ふるさと納税続いていきますので、私ももう4回目ですけど、またいろんな提案をさせていただきたいと思います。

（2）に移りたいと思います。本年度、直近の資料による奄美市ふるさと納税寄附金の総額及び寄附者に占める奄美市出身の割合をお聞かせください。

総務部参事（久保信正君） 平成28年度の奄美市ふるさと納税の実績は8月末現在、申込件数が466件、寄附金額が1,276万5,000円でございます。寄附者に占める奄美出身者の割合は1割となっておりますが、平成27年度には寄附者の件数で約4割、金額で約5割が奄美市の出身の方でございました。これは、この7月1日から委託契約を結びましたJTBの強みである宣伝力と発信力の効果が表れてきて、ふるさと納税を通じて日本全国の方々に奄美市のPRと奄美市のファンが増えつつあるということで実感しているところでございます。

4 番（津畑 誠君） はい、分かりました。平成28年8月現在で446件、金額にして1,276万円、奄美出身者の割合が1割で、JTB、ふるぽに委託する前は4割から5割ってことですね。分かりました。その分、件数が伸びている分、割合が減ったというようなかたで、形で理解してよろしいですかね。分かりました。

再質問になるんですが、この出身者の割合、先ほど1割、今後どう見られますか。

総務部参事（久保信正君） 全体的な割合はどうっていうのはないと思うんですけども、去年よりも出身者のほうの増えていくようにですね、情報を発信していきたいと考えているところであります。

4 番（津畑 誠君） はい、分かりました。

（2）本年度、直近の資料による、失礼しました、（3）奄美市出身者に対しどのような資料等を作成し、理解を求めていくのか。寄附金控除の説明資料を含めてお聞かせください。

総務部参事（久保信正君） 先ほど申し上げたとおり、寄附者に占める奄美市出身者の割合は約4割程度となっております。残り9割は奄美ファン、若しくはインターネット等を通して、奄美市ふるさと納税にたどり着いた方であると考えます。ふるさと納税の本来の趣旨、納税を通してふるさとを応援しようと考えれば、寄附金額に対する奄美市の出身者の割合をいかに増やしていくかが課題であると考えております。奄美市出身者に対するふるさと納税の通知方法についてですが、既に東京事務所や県大阪事務所へはふるさと納税についてのリーフレットを送付し、郷友会、郷友会総会、同窓会等あらゆる機会を通してリーフレットの配布を行い、奄美市ふるさと納税についての周知活動を行っております。しかしながら、郷友会組織においても会員の高齢化が進み、会合への若い、若年層の出席が少なくなっているところでございます。今後はこれまでの周知活動に加え、若年層への働きかけを強めるためにSNS等を通じて同窓生、友人単位へのグループへのふるさと納税のPRを図っていききたいと考えているところでございます。

4 番（津畑 誠君） はい、分かりました。よろしくお願いいたします。

（4）、直近のふるさと納税寄附金総額をもとに、奄美市が委託先の株式会社JTB西日本に支払う歳出金額及びその歳出金額はふるさと納税寄附金歳入総額の何パーセントに該当するか、例えば10億円のふるさと納税寄附金があった場合、委託先の株式会社JTB西日本には幾ら支払うのか、その歳出金額をお聞かせください。

総務部参事（久保信正君） 平成28年7月よりふるさと納税推進業務として株式会社JTBに業務委託をしております。直近の7月分の実績による委託料は345万4,050円になっております。内訳は返礼品の費用が291万円、事務委託料が54万500円です。7月分の寄附金の納入額は645万円に対する歳出金額の割合は57パーセントとなっております。10億円のふるさと納税があった場合の委託料は寄附者すべてが返礼品を希望された場合、返礼品にかかる費用が寄附額の50パーセントの5億円、事務委託料が寄附金額の9パーセントの9,000円となり、合計5億9,000万円の歳出金額となります。歳入に占める歳出の割合は59パーセントになります。委託料として奄美市から株式会社JTB西日本に支払われる5億9,000万円のうち、返礼品を扱う事業者に4億円が支払われ、1億9,000万円が寄附金額の19パーセントが株式会社JTB西日本の手数料となります。

4番（津畑 誠君） はい、分かりました。JTB西日本に支払う金額が19パーセントということですね。大きいですね。

次の質問とまとめて質疑いたしますので、次の5番目に移りたいと思います。ふるさと納税の返礼品について、事業者に多くの経済的利益が発生し、雇用が創出されるよう寄附額に占める返礼品相当の割合を増加することはできないか、お聞かせください。

総務部参事（久保信正君） ふるさと納税寄附金に対する返礼品の割合については、各自治体により異なり、返礼品自治体のない自治体から8割を超える高い返礼率で納税を募る自治体までさまざまでございます。多くの自治体で5割程度の返礼率となっており、奄美市も7月より寄附金額に対する返礼品の割合を5割に設定しております。返礼品を扱う事業者には寄附金額の4割が支払われます。この4割は事業者が予め設定した商品代金に消費税、送料を上乗せした額でございますので、事業者は損失が発生しない仕組みとなっております。また、JTBにおいて宣伝力、発信力を武器にふるさとのフェイスブック、ツイッターなどSNSからの特産品の紹介、Yahooのトップページ上においてふるさと納税に関する広告等の掲載、JTBの顧客に対してのアプローチなど、JTBが持つ独自のノウハウと情報発信ツールを使い、PR活動を進めております。議員御提案の寄附額に占める返礼品相当額の割合の増加などについては、今年7月に事業を導入したばかりでございますので、今後の事業の推移を見守り、その中で出てきた課題を庁内で協議し、次年度以降の業務内容を精査する中で検討していくべきものと考えております。

4番（津畑 誠君） 分かりました。歳出総額59パーセントに対して19パーセントが手数料ですね。ちなみに、返礼率が40パーということですが、県平均が今現在、先月の新聞ですが、県平均が44.8パーセントでございました。県内トップ、納税額の大崎町が50.2パーセント、この大崎町はJTBと委託契約している奄美市と全く同じ質なんですね。50.2パーセントと。2位の鹿屋市が48.1パーセント。県内返礼率割合トップの東串良町が返礼率が57.7パーセントということです。私の希望としては、是非とも返礼率も上げていただいて、事業者の方に、先ほど事業者の方は損はすることはないとおっしゃいましたが、実際やっぱり住民の方もそういった利益をもっと増やしていただいているのかなと思います。

すいません。まだ続きますので、先に行きますので、先ほどの株式会社JTB西日本のふるさぽやソフトバンクのさとふるなどは申し込み受付から、そして入金管理、お礼品の配送、問い合わせ対応を行うふるさと納税の一括代行業者ですが、入金管理、お礼品の配送、問い合わせ対応ですね、の一括業者ですが、このような事業者を利用しないでふるさと納税を推進している自治体が全国に数多くあります。それも、奄美市と同様か、奄美市よりも規模の小さな自治体でも一括代行事業者と契約せずやっている自治体があります。奄美市でもこのような一括代行事業者を利用せずにふるさと納税を推進することはできませんか、見解をお聞かせください。

総務部参事（久保信正君） 本市は今年度からふるさと納税の強化に取り組を開始しましたので、先進地のようなシステムや技術を持っている J T B と業務委託契約を結び、早急にふるさと納税に取り組むことが必要と判断し、現在事業を進めているところでございます。また、全国的に見てもふるさと納税の事務を委託している市町村は多く、先進地である宮崎県の都城市、鹿児島県の大崎町も J T B と委託契約を結び、J T B の強みである宣伝力を活用しての積極的なふるさと納税 P R とともに業務の効率化、簡素化を図っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

4 番（津畑 誠君） 本年度から J T B と委託契約してますんで、そこら辺は理解できますが、例えば今言われた大崎町、都城、確かに同じような一括委託してやっております。しかし、近くで言えば瀬戸内町は全く独自でやっておりますよね。また、長崎県平戸、これも全国で 7 位、25 億です、昨年のふるさと納税額が。そこも、平戸も自分らがすべてやっていると。ただ、私が言いたいのは、この 19 パーセントの手数料、大きくありませんか。うん、これを是非とも地元でどこにかできる部分はしていただきたいと思って、雇用の創出にもつながりますし、納税も増えます。是非ともそこら辺を考えていただきたいと思います。

あと、また再質問になりますが、J T B 西日本に関連してお聞きします。株式、西日本、ふるぽのホームページを見れば、奄美市の返礼品の旅行、宿泊関連商品として株式会社 J T B 西日本のグループ企業のための旅行クーポン券が掲載され、それも奄美市で宿泊しなくてもよい旅行クーポン券が返礼品となっております。ふるさと納税の目的は寄附金による奄美市の歳入増加だけではなく、お礼の品の提供による地域産業の活性化による雇用の場の創出です。奄美市に本社機能のない、奄美市に本社機能のない J T B 西日本グループ企業を特産品事業者としてなぜ選定されたのか、その理由をお聞かせください。

総務部参事（久保信正君） まず、この J T B 西日本と契約を結んだときに、その六つの条件の中の一つとして、旅行商品を作っていただくということがありました。そのようなことから、旅行商品を作っていただいております。その奄美市に納税された方が、その J T B のクーポンをいただくことになるんですけど、返礼品としていただくことにはなりますが、そのクーポン券は奄美市のツアーでしか使えないようになっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

4 番（津畑 誠君） 今、参事が言われるように奄美市では使えますけど、奄美市以外でも使えますよね。

総務部参事（久保信正君） 本島内で利用できるようにしていると、確か思います。ホテルは奄美市内に限っていると思います。

4 番（津畑 誠君） 先ほども言いましたが、お礼の品による地域産業の活性化というところを見ますと、やはり、できればもう奄美市内にということが理想でありますけど、そこら辺もちょっと気になったもんですから、質問させていただきました。

あと、（7）ふるさと納税推進のために市役所庁内各部の横断的な組織的取組として、本年 4 月以降どのような活動を行ったのか、またふるさと納税推進のための庁外での活動実績及び市役所庁内各部の横断的なふるさと納税推進会議の回数をお聞かせください。

総務部参事（久保信正君） ふるさと納税推進の取組といたしまして、4 月以降行った活動としましては、市民向け周知活動として自治会長、嘱託員、駐在員の方に説明を行いました。その際、市民協働推進課や住用・笠利地域総務課に協力をいただいております。6 月に行った高校生向けふるさと納税ワー

クショップにおいては、市内の高校生に加え今年度採用の市職員にもワークショップのメンバーに加わっていただきました。庁内での活動実績といたしましては、庁内、庁外での活動実績といたしましては、8月のお盆の帰省に合わせて奄美空港到着ロビーでふるさと納税のパフレット等の配布活動を行いました。立ち止まって、ふるさと納税について質問される方もおられ、関心の高さがうかがえました。庁内関係課とは随時調整会議を開催しております。農産物の確保については農林振興課、中小企業、水産業などの情報の共有については商水情報課、各地区の郷友会との交流イベントや物産展などについては紬観光課や奄美群島広域事務組合、このほか、笠利・住用支所の地域総務課、産業振興課、産業建設課などの各、関係各課と随時協議し、連携を図っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

4番（津畑 誠君） はい、ありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。

8の質問に入ります。通告は平成27年の奄美市民によるほかの自治体へのふるさと納税額、最後の質問だけにします。長いんですね。平成27年の奄美市民による他自治体へふるさと納税額及びこれに基づく本年度の市民税控除額の数字を見て、奄美と、奄美市としてはどのような見解をもっているのか、お聞かせください。その前に市民、奄美市から出た納税が、額の75パーセントが出ていきますよね。25パーセントが地方交付税でまた、戻ってくると。そういった中で、奄美市もやっぱり1,000万円近くの納税が、奄美市から他市町村、他の自治体にありますが、そこら辺のこういった形で見られますか。

議長（竹山耕平君） 以上で、無所属 津畑 誠君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午前10時31分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

公明党 与 勝広君の発言を許可いたします。

7番（与 勝広君） 皆さん、おはようございます。公明党の与 勝広でございます。平成28年度第3回定例議会、一般質問に先立ちまして所見を述べたいと思います。

7月10日に行われました参議院選挙におきまして、公明党は選挙区、比例区合わせまして改選前の9議席を上回る14議席を獲得することができました。これもひとえに市民の皆様、そして全国の皆様方の御支援の賜物であると思っております。心から感謝、御礼申し上げます。ありがとうございます。さて、我が党の理念の中に、調査なくして発言なしという言葉があります。一番困っている地域、そしてまた一番困っている場所へ、また一番困っている人のもとへ誰よりも早く駆け付け、そして寄り添う、その中にこそ解決の糸口があると、これが現場第一主義であると先輩から教わってまいりました。昨年11月に発生しましたミカンコミバエ問題におきましても、公明党奄美ティダ委員会、遠山清彦衆議院議員は11月の9日に奄美市を訪れ、生産農家、そして若手生産農家の皆様と意見を交換し、また現場を視察し、そして本島内の1市2町2村の組長の皆様方と意見交換会をし、早期根絶に向けて東京へ帰ってまいりました。そして、早速11月の13日には当時の森山農林水産大臣へ公明党奄美ティダ委員会として5項目にわたる提言を行いました。主なものといたしましては、植物防疫法に基づいて廃棄処分に出た果樹に対する迅速な補償、そして1日も早い根絶のためのテックス板などによる防除体制の強化、また更には生産農家ではなく流通、小売、製造業者等への相談窓口の設置、このように提言をいたしました。また、森山農林水産大臣も早期根絶を決意していただきました。そしてまた、奄美からは11月の21日にJAを中心として業界団体、また組長の代表の皆様が森山農林水産大臣へ陳情に行いました。今回のミカンコミバエ問題につきましては、業界団体、議会、そして関係者が一丸とな

って取り組んだ結果、このような結果となりました。公明党はこれからも現場第一主義を忘れることなく、精進してまいる決意でございます。

さて、9月議会の最終本会議終了後に、10年・15年の永年在職議員の表彰がありました。公明党は党の方針として辞退をさせていただきました。9月の議会だよりを見た市民の皆様方から、公明党はどうして辞退をしたのかと、このような問い合わせありましたので、この場でちょっとお話をさせていただきたいと思います。私どもは現職議員、OB議員のみならず永年在職議員表彰、また叙勲、すべての表彰に対して辞退を申し上げております。それは、選挙のたびに有権者の皆様が大変な思いをして私たちを議会へ送り出していただいております。そしてまた、我々もおかげで議員活動をさせていただいております。それだけで大変名誉なことであり、栄誉なことであると。そして、我々の雇い主である市民のために尽くしていける、これ自体が何物にも代えがたい勲章である、このような思いで辞退をさせていただいております。議員になり続けることも大事なこともかもしれません。しかし、議員として何ができるのか、何をなすべきなのか、そして自分自身の情熱のありやなしやを常に問えと、このような思いでこれからも精進してまいる決意でございます。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。1番目の市長の政治姿勢について。(1)、平成28年度当初予算と第2次財政計画について質問をさせていただきます。私は第1回定例議会におきまして、合併10年間の財政改革の成果について質問をさせていただきました。いよいよ本年度、平成28年から第2次財政計画が実施されます。平成28年度当初予算と第2次財政計画と関連しますので、平成28年度の当初予算を少し述べた上で質問を移りたいと思います。平成28年度当初予算が執行されて半年になろうとしておりますが、当初予算は合併後最大規模の予算編成となりました。一般会計総額で317億7,158万円となっております。これは対前年度当初比の5.6パーセントの増で、金額にいたしますと16億9,646万3,000円の増となっております。また、歳入歳出を見ますと、歳入では自主財源が若干伸びておりまして、市税が対前年度当初比の3.5パーセントの増となっております。金額にいたしますと1億2,481万4,000円の増となっております。市税総額では36億8,928万5,000円となっております。これまで歳入の大きな柱でありました地方交付税につきましては、対前年度当初比の3.5パーセントの減となっております。金額にいたしますと4億2,568万2,000円の減となりました。地方交付税総額では116億3,116万9,000円となっております。本年度、平成28年から平成32年にかけては、激変緩和措置ということで地方交付税が減額をこれからされていきます。こういった状況の中で、歳出につきましては普通建設事業費が25.2パーセントと大幅な伸びを示しております。これにつきましては、いよいよ本年から庁舎建設が本格化するという主な要因ではありますが、また地方創生元年という位置付けで出産、子育て支援等のソフト事業の充実と、充実と、そしてまた、若い世代が安心して子どもを生み育てやすい社会の充実を目指している予算編成であると思います。その象徴となりますのが、子育て支援のための医療費の無料化の拡充であります。小学校6年までの医療費の無料化がこの4月から実現をいたしました。また、本年は何としても地方創生を実現する大事な年であり、また次の10年に向けた大変意義のある年であります。本年は合併して10年という節目になりますけど、しかしこの10年間人口減少がなかなかそこに歯止めをかけられないという状況の中での地方創生であります。こういった中で、観光、そして仕事づくり、また子育て支援等、これまで以上に、更に一歩踏み込んだ地方創生を実現していこうと、ある意味では決意のみなざる予算編成であると思います。また、地方創生推進費といたしますのは、全部で34事業、新規が金額にいたしますと約3億8,000万円、新規が17、そして子育て支援関連事業が19事業で、1億5,360万円と。そしてまた、新年度予算に連動しております2015年度3月補正の地方創生加速化交付金、この9事業、8,000万円入れますと6億2,000万に上る事業内容でございます。この平成28年度のこの当初予算の特筆すべき点につきましては、何と言っても奄美空港ターミナル整備事業、そして光ブロードバンド整備事業などが挙げられます。これは他の町村としっかり連携を取って、お互い負担をしていこうというこの趣旨でありまして、今奄美本

島内で奄美大島総合戦略策定している。こういった関係上、このような予算編成になったと思っております。以上、概略、28年度当初予算について述べました。冒頭申し上げましたように、私は第1回定例議会で財政改革の成果について質問いたしました。当局から概ね起債残高がこの10年間で約40億円減少し、そしてまた基金積み立ての残が70億円増額したと。合わせて110億円余の財政健全化を成し遂げたと、このように財政改革の成果を主張しておりました。さて、いよいよ本年から第2次財政計画が始まりますが、先ほど述べましたように庁舎建設が本格化することにあたりまして、起債が償還を上回り、起債の2016年度末現在高が前年度を上回るという見込みでありまして、また基金の取り崩し額も基金の積立額を上回るという、このような試算も出ております。こういった状況の中で、いよいよ28年度から第2次財政計画が実施されますが、そういったことに対して影響等は考えられないものなのか、そしてまた、第2次財政計画を今後どのようにして乗り越えようとしているのか、また併せまして地域経済の活性化と、そして財政健全化の両立について当局の御答弁を求めたいと思います。

これからの質問は発言席より行いますので、よろしくお願いいたします。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、お答えをいたします。御承知のとおり、今年3月に次の10年、最終年度37年度でございますが、そこに向けた新たな財政計画となる第2次財政計画をお示しをいたしました。この計画は第1次財政計画を総括するとともに、この間の計画的な事業の推進が一定の結果に結びついたことから、本計画においても第1次財政計画同様、実施計画に基づく財政計画の毎年度の見直しを実施することにより、本市を取り巻く環境の変化に即応できる体制を整えていくことが重要であるとの認識をしているところでございます。また、議員御案内のとおり、計画期間内に本庁建設、本庁舎の建設をはじめ各種の大型事業が計画をされております。特に、これらの事業への対応としても、補助事業の導入はもとよりですが、有利な起債を優先的に活用するとともに、計画的な基金積み立てにより将来への備えをすることで本計画に影響を与えるであろうと思われることに関しては軽減できるものと認識をいたしております。

次に、地域経済の活性化と財政健全化の両立ということでございますが、これまで普通建設事業を含め市民生活にとって必要な施策を実施し、地域経済の下支えを行ってまいりました。特に奄振事業の重点3分野である農業、観光及び情報通信産業の振興をはじめ、雇用対策や子育て支援などの事業を実施するとともに、地方創生への取組も進めておりますが、それによって各種施策への財政需要が高まっていることも事実だと考えております。一方、歳入面においては普通交付税の一本算定への完全移行等に伴う財源の減少が憂慮されますが、実施計画や財政計画に基づく計画的な財政運営を進めることによって、地域経済の活性化と財政の健全化の両立を図っていききたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

7番（与 勝広君） はい、ただいま財政、第2次財政改革と、また地域経済の活性化と財政健全化について答弁がありました。本年度から地方交付税が、本年度は対前年度の3.5パーセントで4億2,000万円余りの地方交付税が減額され、これが平成32年まで続くようでございますけれども、こういった中で財政的にも大変厳しい状況の中での財政計画と、そして地域経済の活性化と財政健全化の両立についても、これはやはり決してこれも平坦な道ではないと、このように思っております。これから、変化変化の時代の中で、どのようにして生き抜いていくのか、またこれからは想定外という言葉がもう使えない時代に入ってまいりました。ヨーロッパではイギリスが国民投票によってEUを離脱いたしました。また、EUも第2のヨーロッパが出ないかと、イギリスが出ないかと、戦々恐々であり、もちろんイギリスもこれも想定外で、ヨーロッパも想定外であったと思います。しかし、今ヨーロッパの経済も含め、世界の経済も中国の経済に端を発して、混迷の度をますます深めていっているというこの状況

の中で、サミットが終わって、安倍総理が世界経済を背景としたものの考えだと思いますけど、消費税増税を延期を発表いたしました。これは、今となっては正しい判断であったと、誰もが言えると思います。国も28兆円規模の経済政策をこれから秋口にかけて行おうという状況の中で、なかなか今全国の自治体においては地方創生ということでさまざまな政策をいかにして具現化していくか、そして人口減少に歯止めをかけていこうかと、こういう中での私たちは今財政健全化を行っていかなければいけないと思います。少し余談になりますけれども、昨日テレビを見ておりましたら、再来年にNHKの時代、時代劇で大河ドラマで西郷隆盛が、これが放映されるという発表がありました。篤姫以来、本当に鹿児島にとっては救世主になりえるか、また鹿児島も新幹線が開通し、その当時は観光入込客も本当に急上昇でありました。しかし、今それも低迷状態で、まさに鹿児島にとっては最後のチャンス、これを最高のチャンスに変えられるかっていうのは、本当にその自治体はどう取り組んでいくかと、そこにかかっていると思います。私たちは幸いにして、奄美を見ますと世界自然遺産登録に向けての、今動きもあり、平成26年から奄美群島振興開発特別措置法の延長改正され、新しい交付金が創設され、昨日以来答弁なってますけれども、交流需要喚起対策特別事業、島外から来られる観光客、入込客に対する航空運賃の軽減、そしてまた、奄美群島から県本土までの航路・航空運賃負担軽減、そして26年の7月にはLCC就航、これによる経済波及効果も大きい。今、まさにこの急上昇、上昇気流に乗る中での第2次財政計画でもあると思います。決してその上昇気流を止めることなく、しっかりと運営していただきたいと思っております。平成37年までの10年間、起債残高が340億円、そして基金の目標保有額が60兆円と、60億円超と、このような数値目標も立っておられますけれども、これから改めて財政計画をするにあたって、改めて当局の決意を述べていただきたい。そしてまた、その決意のあとに次の質問に移りたいと思いますので、少し前置きが長くなりましたが、御答弁よろしくお願いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） 起債残高の関係と基金目標の関係です。お答えをいたします。起債発行枠については、市民にも分かりやすい指標ということで認知をされているというふうに思います。それを踏まえて、第1次財政計画においても、この財政規律を順守した結果が本市の財政指標の改善につながっていたというふうに考えております。このことを踏まえまして、36億円の枠の新しい設定ですが、38億円からですね、新しい設定ですが、この財政規律についても引き続き堅持をしていきたいというふうに考えております。また、基金目標の保有額につきましては、第1次財政計画において合併初年度に比較して約62億円の増という大きな成果を出すことができました。このことは国の経済対策や普通交付税の伸びによる好影響があったことも要因として考えられますが、過去の災害等の経験を踏まえると速やかに対応できる財政環境を整えて、基金の確保に努めなければならないという認識を持っています。そういうことで、今回60億円の保有目標額を設定したということでございます。御指摘のとおり、今後10年間国内外において、社会情勢が大きく変動するということも想定されますので、しっかりと実施計画と財政計画の連動させた計画的な行政、行財政の運営を進めることで本市の健全な財政計画が順調に推移する、推移するというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

7番（与 勝広君） しっかりと、やっぱり財政計画、財政健全化もそうですけれども、きちっと数値目標を立て、それに対して検証、総括を繰り返しながら少しずつ着実に前に進んでいく以外ないと思いますので、しっかりとまた時代の流れにも、さまざまな変化にももちろん対応できるような思いでのこの財政計画だと思しますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2番目の平成28年度当初予算における地方創生関連事業についての質問をさせていただきます。冒頭述べましたように、地方創生推進費として34事業、新規事業が17事業ということであります。この新規事業の17事業、この17事業の各関係部署を見てみますと、企画調整課関係が1件、舩観光課関係が3件、そして商水情報課が2件、健康増進課が3件に福祉政策課6件、そして住用

総合支所の産業建設課が1件、笠利総合支所の産業振興課が1件と、合わせて17の事業が新規事業で挙がっておりますが、この17の事業について一つ一つ答弁いただきますと時間もかかりますので、住用総合支所の五感で感じる世界自然遺産体験事業、また笠利の島、笠利の産業振興課のその二つの事業について御答弁をいただきたいと思います。

笠利総合支所事務所長（元多政重君） 島の生活文化を生かした旅行商品造成事業について御答弁申し上げます。笠利地区におきましては着地型観光を目指し、歴史回廊のまち笠利観光プロジェクトの中で観光案内版、それからガイドブックなどを整備してまいりました。また、飲食や娯楽施設などといった観光客が夜楽しむ場所が少ないという課題もあり、地域の観光受入態勢づくりを推進する組織として笠利観光まちづくり実行委員会を立ち上げております。島の生活文化とは8月踊りや郷土料理、集落内の風景などといった住民の生活の中で培われてきた素材のことであり、その素材を生かした集落ごとの魅力を見出すことにより、多様な非日常的空間を提供する旅行商品づくりを目指しているところでございます。今回の事業に先立ちまして、1昨年より赤木名集落メニューといたしまして集落散策を行い、郷土料理を食べ、8月踊りを体験するモニターツアーを数回実施しております。今回の事業におきましては、赤木名集落メニューを島外エージェントに対しPRすること、また招聘モニターツアーの実施、マーケティング調査を計画しております。今後、赤木名地区だけではなく、他の集落でも集落独自の特徴を生かした旅行商品づくりができないか、事業内容について検討を行っているところでございます。

住用総合支所事務所長（松原昇司君） 続きまして、住用事務所の所管の五感で感じる自然遺産体験事業につきまして御説明したいと思います。貴重な自然に囲まれた住用で地域の豊富な観光資源を生かした住用にしかできない滞在型観光を確立するため、農村、漁村、体験民宿の実施に向けて事業運営ができるよう支援するものです。現在、事業を行う地元団体、NPO法人すみようヤムランドなんですが、との事業内容の調整や民泊、民宿を充実するための体験メニュー造成事業の調査や、地元住民を対象としまして講習会の開催を計画しております。今後、早急に受入世帯の調査に取り組み、来年度には事業運営が行えるよう体制づくりに努めておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

7番（与 勝広君） 笠利総合支所の島の生活文化を生かした旅行商品造成事業と住用の五感で感じる世界自然遺産体験事業と。なぜ、このような地方創生の質問をしたかと言いますと、先だつての安田議員のほうから地方創生関連事業ということで質問ありました。今、全国一斉に地方創生ということで、いかにしてこの地域の特色ある政策を具現化し、そして人口減少に歯止めをかけていこうかと、これが地方創生のメインとなる、また柱となるもんだと思っておりますが、私たちがいくら地方創生、地方創生と叫んでも、市民の皆様方は一体行政は地方創生というこの名のもとにどういった政策を実現しているのかと、なかなかそういったものが分かりづらいというのもありまして、やはりそこで質問することによって、市民の皆様も注目していただけるんじゃないかと。今年度のこの地方創生推進34事業、恐らく来年度の決算辺りでしっかり一つ一つ総括はしていきたいと思っておりますけれども、そういった意味においてもすべてこの世界自然遺産登録、そして今の奄美のこの上昇気流に連動するものであると、このように思っております。そういった中で、ちょっと視点を変えて質問させていただきたいと思っておりますけれども、住用総合支所内に、住用のあとの、住用の園の跡の建物、建物の跡地がありますけれども、平成22年の奄美豪雨のときに裏山が崩れまして、土砂が、大量の土砂が入ってきました。そして、職員の賢明な判断、連携によりまして人命にかかる大きな事故はありませんでした。つい最近、先だつて台風10号によって高齢者施設で9名の方が亡くなり、また多くの方も亡くなっておりますけれども、行方不明の方もいらっしゃいます。心から哀悼の意を表したいと思っております。1日も早い回復をお祈りしたいと思います。そういった中で、あの住用の園の、今現在は摺勝のほうに移ってますけれども、住用の園の跡地、建物、あれは本当に自然の奥深いところにありまして、あの建物を世界自然遺産登録に向けて何らかの

形で活用できないものかなと、私は常々思っておりまして、このもし活用をする、検討しているのか、今の現況について御答弁いただきたいと思います。

住用総合支所事務所長（松原昇司君） 住用の園につきましては、議員のおっしゃるとおり平成22年10月の豪雨災害によりまして被災して、現在は住用町の摺勝に移転し、平成24年11月に開所しています。旧住用の園の敷地面積でございますが、4,487平米、床面積2,779平米と特別養護老人ホームであったため、十分な土地、建物の面積を所有しておりました。土地、建物の所有者であります社会福祉法人恵寧会と平成25年4月に土地、建物の使用賃貸借契約を締結し、住用総合支所の倉庫として現在利用しております。先ほども申し上げましたが、土地、建物が十分な面積を有しているため、議員御提案の世界自然遺産登録を見据えた施設としても十分方策が講じ得られるんじゃないかと考えております。併せて、集落をはじめとしまして、住用地域全体の活性化を担う施設としても十分なり得るものではないかと考えているところです。現在、住用総合支所では所内において施設の利活用についても協議しているところでありますが、施設規模が大きいため、予算の問題、譲渡に至った場合の施設の管理運営、それから、を含め市全体で今後協議を進めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

7番（与 勝広君） はい、しっかりまた検討していただいて、せっかくのこの世界自然遺産登録に向けて、あれほどのまたいい場所もないと思いますので、検討いただきたいと思います。

平成27年に地方創生関連事業といたしまして、交流拠点施設整備事業というのがありまして、それで約500万円を投じまして、マングローブパークのカヌーの整備、買い替えをしております。この事業等によりまして、利用者も増えているということも聞きました。これは地方創生関連事業として一つの成功している事例であると思いますけれども、こういった一つ一つの地方創生のこの事業が、費用対効果、経済効果、波及効果、すべてそういったものをしっかり検証して、どこが悪かったのか、何がよかったのか、しっかりこれも検証大事だと思います。ちなみに、このマングローブパークの今の現況、ちょっと教えていただけませんか。

住用総合支所事務所長（松原昇司君） マングローブパークのカヌーの整備の件だと思いますが、これまで話題になっておりますグラウンドゴルフ場などを併設している場所でございます。御案内のとおり、購入したカヌーは46艇で、平成27年6月には整備終了しております。実際には7月から活用しております。平成27年度2万3,745人の利用がございました。前年度比111.02パーセントでございます。また、平成28年度、4月から8月までですが、前年度比112.34パーセント、1,352名の増加がありました、の1万2,308名となっております。本整備におきまして一般を対象としました1日5回の定時利用以外に団体の受入が計画的に対応できるようになっております。そのため、受入規模の拡大を図ることができております。特にクルーズ船入港時のツアー、それからLCC就航、今年度は特に夏の増便の増客がありましたので、そちらへも対応が可能となっております。また、マングローブ以外にも対応できる海用のカヌーを4艇整備することによりまして、無人島ツアーなどの商品、奄美市も博覧会メニューなんですが、そちらの強化にもつながっております。以上です。

7番（与 勝広君） しっかりまた、更に力を入れて頑張りたいと思います。

それでは、（3）番目の市長の2期目のマニフェストの成果について質問をさせていただきたいと思います。私はことあるごとに市長のマニフェストの進捗状況とか成果をよく聞いておりますけれども、なぜ頻繁に聞くかと言いますと選挙のたびにやりますと、さまざまな政党がマニフェストということで国民との政策のお約束をいたします。しかし、最近ではその政党が国民と政策のお約束をしたマニフェストの進捗状況はどうだとか、中身がどうだとか、あるいはその政党がどのような政策を実現したのか、

また実現の過程にあるかと、こういったことはあまり多くの国民は検証しないで投票しているという場合があります。選挙になりますと、キャッチコピー的な、例えば戦争法案即廃止だとか、あるいはアベノミクスは存在しなかったとか、あるいは憲法9条改正とか、このような言葉が飛び交って政党をイメージ化させて、国民が投票していると、こういう状況であると、これは私なりの分析ですけれども、こういうの考えますとやっぱり市長も奄美市のトップであり代表であり、選挙のたびに、2回ですけどね、選挙になると国民、市民との政策のお約束をいたします。その市長の政策が今現在どのような市長は奄美市をどのような方向に導いていこうとしているのか、そしてまたどういった政策を重点でやられていくのか、そういったのはやっぱり市民も知りたいし、市民にも公表する義務があると、このような思いから質問をさせていただいております。市長の2期目のマニフェストはもっと一汗宣言、更に一汗宣言とね、とにかく汗をかきなさいとこういう宣言でありますけれども、九つの宣言と五つのアクションプランから構成されておりますが、もう単刀直入に聞きます。この2期目の成果について御答弁をいただきたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、お答えいたします。議員御案内のとおり、1期目のほうでは産業の活性化都市宣言、あるいは共生協働、協働のまちづくり宣言など九つの宣言を挙げております。それに、2期目については加えて五つのアクションプランを加えたということでございます。現時点までの成果ということでございますが、まず一番大きいのは平成26年3月の奄振法の歴史的な改正、延長ということが挙げられるかと思います。これについては群島の12市町村でまとめた成長戦略ビジョンが国や県、議会の皆様に御理解をいただいた結果であるというふうに考えております。特に群島民が長年望んでおりました農林水産物の輸送コストの支援、あるいは航路・航空路の運賃の軽減はマニフェストに掲げた産業活性化都市宣言、あるいは観光交流都市宣言の中で重点事項ということで取り上げておまして、これが実現できたのは大きな成果だというふうに考えております。また、長寿、子宝の宣言がございしますが、これについては医療費の助成対象の拡充や高齢者の交通機関利用助成も合併以降の財政健全化に伴って実現できたということで、これも成果だと思います。また、誇れる奄美市づくり宣言というのがございしますが、これについては公立学校の耐震補強を積極的に推進して、今年度は耐震化率100パーセントを達成することができました。更に、世界自然遺産登録や末広・港マリンタウン事業の推進、あるいは先ほど来ありました住用・笠利の観光プロジェクト、こういったものも今着実に進んでおりますので、成果の一つだというふうに考えております。そのほか、雇用の創出アクションプラン、あるいは子育て教育アクションプランなどは、昨年策定いたしました奄美市の攻めの総合戦略、あるいは大島版の総合戦略に反映されたということでもありますので、このことも成果の一つだというふうに考えております。以上です。

7番（与 勝広君） 市長の2期目のマニフェストは概ね順調に進捗していると、こういったことで理解していいと思います。市長が就任して在職7年目と、任期あと1年ということになりましたけども、この市長が就任して7年間を振り返って、奄美市の市長は市民の経済状況、市民の暮らし、生活、まずどのように評価しているのか、どのように認識しておられるのか。また、この7年間で有効求人倍率の推移、そして新規雇用の状況、また更には地域経済活性化のための基盤構築をどのように役割を果たしてきたのかと、これを御答弁いただきたいと思いますが、併せまして、ちょっと待って、併せまして冒頭で述べましたように28年度当初予算は市税が対前年度の3.5パーセントということで、約1億2,400万円余り市税が伸びておまして、この、これまで市税というのは足踏み状態か減少かどっちかっていう状況でありましたけども、今回対前年度の3.5パーセントと、この市税の伸びについてはこれが一過性のものであるのか、例えば平成28年にこの奄振法が延長改正され、先ほども述べましたように奄美群島から県本土までのこういった航路・航空運賃も安くなったり、島外から来られる観光客、入込客も増え、人や物、金の流れが少しずつこう活発になってきて、奄美市民のこの懐にお金が入

ってきた、そのために税収が上がってきたと、この、いろいろ分析されると思いますが、併せましてその分析まで、どうして、どのように分析されているのか、併せましての御答弁をお願いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、私のほうからは雇用の関係、有効求人倍率の関係ですね、お答えいたします。新規雇用が市長就任以来、緊急雇用の創出事業などを用いて創出しておりますが、雇用者数として申し上げますと1,380名、新規の雇用者が1,242名という、新規の雇用が創出されております。21年のリーマンショック以降の雇用の受け皿ということでは一定の成果を挙げたというふうに考えております。有効求人倍率のほうですが、名瀬管内の実績で申し上げますと、これはもう何度かお答えしてありますが、平成21年度は0.28でした、平均ですね。平成27年度の平均は0.68で、直近の平成28年度7月ですが、0.75ということで、かなり上向きになっているということでございます。参考までに奄美市の有効求人倍率で申し上げますと、7月が0.93ということでございます。かなり上がっているかと思えます。

次に、地域活性、経済活性化のための取組ということで申し上げます。ちょっともう、事業が多いんでポイントだけ申し上げます。重点3分野を中心に申し上げます。農業、観光、情報ですね。農業のほうでは、もう先ほど申し上げた輸送コスト、あるいはタンカンやカボチャの重点振興作物の生産向上。観光交流で申し上げますと、観光拠点である大浜の海浜公園の総合的な整備、住用・笠利の先ほど申し上げた観光プロジェクトの推進、あるいはスポーツ合宿における受入態勢の整備ですね。情報分野のほうで申し上げますと、人材育成事業の推進や企業と仕事誘致の拡大、先ほど来フリーランスの話が出ていますが、そういったものも含まれると思います。最も情報関係で大きいのは、市内全域に光ブロードバンド整備を始めるということだと考えております。7年前と比べますと、先の新規雇用は冒頭で申し上げましたが、数字のほうで申し上げますと、総生産額のほうでは先ほどの重点3分野である情報のほうは平成21年度と比較して、これは数字は平成25年度ですので、約3億円、これは運輸、通信合わせてです、で観光交流はサービス業に関連しますので、こちらのほうは21年と比較して約18億円伸びているということで、これは数字でも着実にその成果が表れているというふうに見ております。

あと、市税の関係については市民部のほうでお答えします。以上です。

市民部長（前田和男君） 私のほうからは市税関係の伸びについてのことについて答弁させていただきます。議員が質問の中でありましたが、まず1億2,000万円余りのうち個人市民税が前年度当初と比較して6,346万7,000円、率にして4.8パーセント伸びております。固定資産税の現年度分で4,219万5,000円、3.0パーセントの伸びとなっております。まず固定資産のほうですが、償却資産のほうで3,000万円程度の伸びを見ていると。この辺は設備投資と、それ以外もあるんですが、そういうものを見込んでおります。個人市民税においては税額の89パーセントを占める給与所得者の伸びを見込んでおります。産業別で申し上げますと観光庁では人勧等の実施、観光関連では先ほどから述べておりますようにLCCの効果、更に医療、福祉分野で高齢化等を反映してか、事業所数が伸びてきていると。これらのことから増収を見込んでおります。

経済状況についての御質問ですが、税収の決算額から見ますと、平成25年度以降持ち直しの気配を感じているところでございます。この回復基調をより確実にするためにも、地域経済の下支えを行い、市の収入の根幹である市税確保に向けて取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

7番（与 勝広君） 経済、今の部長の答弁等を聞きますと、少しずつではありますがいい方向に、ベクトルは少し上向きになっているということで理解していいと思います。

それではもう、3番目の質問に移りたいと思います。失礼、2番目の質問に、大きな2番目の質問に移りたいと思います。奄美群島振興開発特別措置法についてであります、（1）の先ほども言いましたように、平成26年に奄振法が改正、延長されまして、26年から平成30年までに奄振計画、五つ

の指標というのがありまして、この指標の中に18項目にわたる数値目標が定められております。この数値目標、今ちょうど平成28年ですので、次の2年間に向けたちょうど中間点となりますので、しっかりその数値目標を検証して、またしっかりまた総括して、次の2年間へ進むためにも大事なこの数字を抑えるという大事なことではないかと思いますが、いきなりまた答弁いただきますと、例えばインターネット等見ている方も何のことか分かんない、市民も分からないと思います。私がまず、指標について説明と、中の数値、平成30年までの数値目標についての説明をしたあとに各関係部署から御答弁をお願いしたいと思います。まず、五つの指標というのは、定住を促進するための方策にかかる指標ということで、この中に13、10項目の数値目標があります。あと、交流拡大のための方策にかかる指標、これで3項目、また奄美群島の条件不利性を改善するための指標、これが2項目、奄美群島の生活基盤の確保、充実にかかる指標、これが2項目、そして最後の五つの指標目が奄美群島内の振興開発にかかる総合的な指標と、これで1項目、合わせまして18項目となりますので、例えば定住を促進するための方策にかかる指標、1番目は農業、農業で言いますと認定農家者の、認定農家の数、1、400戸。そして、あとは農業、情報通信、観光、観光で言いますと観光エコツアーガイドの認定ガイド者数、これが50人。あと、情報通信、この従事者、これが100名。そして、農業生産額、農業算出額、農業算出額が357億2,500万円。そして、海面漁業生産額111億5,700万円。そして、林業生産額が5億5,700万円。更に製造品出荷額というのがありまして、これが266億円。あと、企業立地の件数が27件、そして雇用者数が670名と、これが定住を促進するための方策にかかる指標の数値であります。あと、交流拡大のためにつきましては、これは交流拡大は奄美群島の旅行、観光、旅行者数、これが73万7,000人。そしてあと、クルーズ船、クルーズ船が平成30年までに18隻。そして、乗船数、乗客数、これが7,687名。続きまして奄美群島の条件不利性改善の指標、これにつきましては航空輸送旅客利用者数、これが91万5,000人。そして、航路輸送の旅客の利用者数が32万2,000。最後、そして4番目の奄美群島の生活基盤の確保、充実のかかる、これにつきましては污水处理の人口普及率が80パーセント。そして、医師の数、これは人口10万人当たり179名と。最後の総合的な指標ということは、奄美群島内の総生産額ということで、平成30年までに3,480億3,800万円と、このように18項目の数値目標が示されておりますが、これについて各担当局より御答弁いただきたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 今、もう議員がすべて、全項目18、申し上げられておりますので、おそらく時間の関係で全部申し上げると、多分時間切れしますので、私のほうから総括してということで、申し訳ないですけど御理解いただきたいと思います。

この数値目標は県のほうでこの成果を出しておりますが、平成26年度、県のほうで主要施策の成果に関する調書ということで公表をされております。これに基づいて総括をさせていただきます。数値目標、18項目ですね、議員がおっしゃった18項目のうち、9項目が計画策定時の基準年度、この基準年度とがちょっとさまざまですね、平成22年から平成24年度にかけて基準年度としております。それに比較してどうかということになりますが、9項目が数値を上回っていると、成果を挙げているということでございます。主な項目を申し上げます。宿泊観光客数で56万7,000人から62万8,000人へ。クルーズ船の入港数で12隻から18隻。状況、乗客数が5,124人から1万3,322名の伸び。この指標は目標の先ほど議員がおっしゃった7,686人を大きく上回っているということでございます。また、企業立地の件数ですが、とその雇用者数ですが、基準年度と比較しますと19件から20件、565人から573人に延びているというところでございます。18項目すべて揃えても、お答えすると時間関係ありますので、以上ということでお許しください。

7番（与 勝広君） 9項目が成果を挙げているということで、やはりしっかり、関議員のほうからも奄美総合計画の人口5万人、交流人口45万人、総生産額2,400億円の総括もありましたけど、やは

り一つ一つ検証し、チェックをしてですね、それがどういうふうな今現況なのか、どういった政策をもっと推し進めていかなければいけない、そういった思いで質問させていただきました。

それでは、教育行政についての質問へ移りたいと思います。よろしくお願いします。まず、1番目の合併後10年間の教育行政の評価、そして①の教育施設等老朽施設の整備計画について。あと②教員の仕事量に対する評価と、このようにありますけど、①・②をちょっと答弁していただく前に、合併10年間の評価ということで2点ちょっと質問をいたしますので、それを答弁いただいたあとに①・②の質問させていただきと思います。平成12年ぐらいから総合的な学習の時間ということで、そういうふうに移行されてきました。そして、平成20年ごろは教育綱領が改定され、ゆとり教育から脱ゆとり教育ということで、また移行されてきました。その中で本市も土曜授業なども再開しております。こういった中でゆとり教育の総合的な学習の時間の弊害とされるものが学力の低下と、よくその問題が挙げられておりますが、この10年間の奄美市の子どもたちの学力水準、学力、これについてどのように評価をしているのか。そして、2点目は一般会計の予算に対する教育予算の比率、割合。例えば平成28年度は当初予算に対して7.7パーセント、比率が。金額にいたしますと24億5,244万円でしたかね、その比率になっておりまして、ちなみに大体10年間見てみますと、大体6.5パーセントから9.2パーセントと、そういった割合でありまして、約18億円から27億5,000万円といったのが実情だと思いますけども、一番突出しているのが平成22年、22年は金久中学校の校舎建設本格化するというので、その部分とあと学校の公立小中学校の耐震化、そういうのもありましてハード事業が突出していたと、このように思いますが、この10年間を振り返って、教育予算として本当に必要なこの教育予算が財政処置としてきちっと担保されてきたのか、まずこの2点について御答弁をお願いしたいと思います。

教育長（要田憲雄君） 2点、お答えを申し上げたいと思います。まず、奄美市の児童・生徒の学力の問題についてでございますが、市内各小中学校で実施しております標準学力検査というのがございますが、小学校6年生、中学校3年生の結果を見てみますと、小学校は平成21年度には全国平均を下回っておりました。しかし、平成22年度からはすべての教科で全国平均を上回る結果が出ております。小学校につきましては、基礎、基本の定着が図られてきているというふうに考えているところでございます。一方、中学校でございますが、中学校3年生は平成22年度は全国平均よりも最大6.4ポイントの低い教科がありましたし、平均して4.14ポイント、全国平均よりも低かったという結果でございます。平成28年度には5.5ポイントの低い教科もございましたが、平均して3.1ポイントと、要するに4.14ポイントから3.1ポイントに少しずつではありますが全国との差が縮まってきたということが言えるのではないだろうかというふうに考えているところで。議員御指摘のとおり、学力向上は本市の最大の課題でございますので、小学校と中学校で結果に差があるというのは私も大変憂慮して、今施策を進めているところでございまして、小学校から中学校にきちんとつないでいく、そして今私どものところで学力向上対策、授業改定五つの方策というのををつくりまして、そのことを全職員で今取り組んでいると、特に中学校についてはそういうことをお願いして進めているところでございます。今後も更に授業改定に努力をしていくことによって、差が縮まってくるであろうということを考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

それから、御指摘の10年間の予算についてでございますが、簡単に申し上げますと平成24年度は5.85パーセント、翌年は、25年度には10.2パーセントと増減をしております。それはそれぞれの年度によって施策がございまして、例えば耐震化の施設整備等による事業の増減によるものかどうか、そういうことが主になるわけでございますが、私どもとしてはともに生きる教育、奄美の子どもたちを光にということ基本方針にいたしまして、恵まれた自然や教育的、歴史的な教育を生かして子どもたちの教育に鋭意努力してまいり、まいりたいと。特に地域に密着した教育を進めていきたいということで御理解を賜りたいと存じます。

7 番（与 勝広君） 議長から積み残しがないようにと厳しく言われてますので、次の1番、2番目に移りたいと思います。まず1番目につきましては、教育施設、老朽化施設の整備計画についてということですが、小湊小学校が改築して新しくスタートしました。先ほどからずっとっておりますように、奄美市の人口も減少の一途を辿っている。そして、少子化もなかなか止めることができない。新しく校舎は建てたものの10年・20年後には廃校ですと、そういうことにならないようにやっぱり教育施設、老朽化施設というのもしっかり計画立てていかなきゃいけないんじゃないかなと、そういった中で、そういった中で、この学校施設をそれと同時並行で存続させていこうという施策等も同時並行で考えているものなのか、そして次のもう3番目の質問も、教員の、その質問をさせていただきます。学校の教員はなかなか生徒と向き合う時間がないと。事務的作業が多くて、また授業の準備等が多くて、なかなか子どもたちに向き合う時間がないという教育現場の声をよく耳にするものですが、これは全部がそうだっていうことではなくて、中にはその教員の能力にもよると思います。また、その作業の率にもよると思いますけども、やはりもっともっとやっぱり子どもと向き合う時間をしっかり、何とか努力していただけないかなと、組んでいただけないかなと思うものでありますけども、そういった教育現場の現状等について、併せて御答弁いただきたいと思います。

教育長（要田憲雄君） 時間がございませんから、私のほうから教員の業務内容について少し御説明申し上げます。教員の業務内容というのは非常に多岐にわたっておりまして、授業が主力でございますが、成績整理ですとか生徒指導への対応ですとか、あるいは各行事の企画計画、運営、アンケートの調査、こういうことが非常に多々ございます。しかも、保護者や地域からの要望や相談への対応ですとか、中学校においては部活動もしなければなりません。そういう意味で非常に負担化を感じているということは認識しているところでございまして、私ども教育委員会としてもできるだけ先生方の仕事量減らすためのいろんな努力をしていると、負担軽減を図るために提出物の見直しですとか、行事を精選するとか、そういうことをしているところでございまして、時間がございませんから、申しわけございません。機会のあるときにまた詳しく申し上げたいとございます。すいません。

7 番（与 勝広君） まだ、残りがありますけど、大丈夫ですかね。

議長（竹山耕平君） あとあともう。

教育長（要田憲雄君） 特に、平成25年度からですね、教員の体調、したい時間を。

議長（竹山耕平君） 以上で、公明党 与 勝広君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。

午後1時30分、再開いたします。（午前11時45分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

17 番（崎田信正君） こんにちは。日本共産党の崎田信正です。18人の質問者も私を含め2人となりました。それでは早速通告に従って、順次質問していきたいと思います。

まず、最初に市長の政治姿勢についてであります。8月の25日に中学生のひかり議会を傍聴させていただきました。12人の質問者、中学生ですね、それぞれのテーマでしっかりと質問をしており、大

変感心したわけでありますが、その中で自衛隊基地についての質問もあったわけです。奄美の平和、未来に関わる問題であり、こういったこともしっかり考えてるんだと心強く感じたところであります。私は昨年の6月議会で平和安全法制整備法案について、市長の見解をお伺いしておりますけれども、その昨年9月ですね、集団的自衛権を容認した安保法制が強行採決をされ、成立をしております。そして、今年3月に施行されておりますけれども、この安保法制というのは憲法が禁じている海外での武力行使を道に、道を開けたもので、9割以上の憲法学者が憲法違反だと断じているものであります。立憲主義を踏みにじるものだと反対するのも当然のことだと思いますけれども、しかしこの法制度によって自衛隊は我が国が攻撃を受けた場合の専守防衛の立場から、海外での武力行使が可能になり、明らかに憲法9条を踏みにじるものとなりました。先のひかり議会で聞いておりましたが、当局からの答弁です、自衛隊は攻撃を受けたときに日本を守るためにあるという認識を示されたとは私は受け取りました。ということは、この安保法制は憲法違反だという立場に立ったのだというふうに理解をしましたが確認をしておきたいと思います。御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

総務部長（東 美佐夫君） それではお答えをいたします。集団的自衛権の行使、また安保関連法などの平和安全法整備法についての認識につきましては、議員御案内のとおり、昨年の6月議会において安全保障環境の整備は政府の最も重要な責務であり、我が国の安全を確保しあらゆる事態に切れ目のない対応を可能とするための法整備であり、そのために抑止力を高めるという趣旨に基づいて関連法を整備するものと理解をしております。解釈のさまざまなことは理解はしているが生命と平和な暮らしを守ることは国民共通の危急の願いであり、その審議を国会において果たしていただくよう強く望むものでありますという答弁をさせていただいたところであります。その結果が、今回の法整備であり、憲法の解釈を踏まえて慎重に議論がなされたものと考えております。なお、国の主導する立法、法律に関する事項でございますので、奄美市としての意見等を申し上げる立場ではないと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

17番（崎田信正君） 自衛隊は攻撃を受けたときにそれに対応するというので、専守防衛だということで、ひかり議会では私はそのように受け止めたんですが、それに対する答弁はなかったんですけれども、これはまたいずれ議論したいと思いますが、次の質問に行きたいと思います。

次に、佐大熊の併存住宅跡地問題についてなんですが、これについてはこれまでも同僚議員も含め過去に何回も取り上げられているものであります。ちょっと振り返ってみたいんですが、私は解体以前からですね、議会で質問を繰り返してきました。特に下佐大熊住宅というのは、昭和43年に1号と2号棟が完成をして、それ以後年次的に建設が進められてきました。5階建ての市営住宅ということでは、もう一番古いんじゃないかなと思います。目に見えて建物の老朽化が進んでおりますし、入居者の中には建設当初から入居されているという方もおられるんですね。既に50年近く経過をしております。ということは、その分入居者本人も高齢になってるんですね。当然、健康面に不安を抱える方が多くなっており、外出も大変さが、年々増しているというのが現状だと思います。問題の併存住宅には、建物があるときはですね、1階部分にスーパーが入っていて、地域住民の暮らしを支えてきたわけでありまして、これが阪神大震災のことですね、耐震問題で退去せざるを得なくなると。その後、住民はずっと不便を感じたまま現在に至っているというのが現状だと思います。全国各地で食料品など日常の買い物が困難な買い物弱者、あるいは買い物難民が増しているということをあちこちで聞くわけですが、この佐大熊住宅の状況を皆さん方はどう捉えているのか、まず最初、ここをお伺いしたいと思います。

総務部長（東 美佐夫君） 買い物弱者ということでございますが、佐大熊地区において併存住宅1階で営業しておりましたタイヨーの佐大熊店が閉店をして以降、町内には生鮮食料品を扱う小規模な商店が複数営業はしておりますが、ただ以前と比べて不便な状況が続いているということは事実かというふうに思います。加えて、議員のおっしゃるとおり、団地が造成されてから入居した世代の高齢化によって、日常の買い物に困難をきたしている方々が多くいらっしゃるということも事実かというふうに思います。毎日利用している便利な商店が閉まってしまい、日常生活に支障をきたす、いわゆる買い物弱者と交通弱者の状況は、これは市内のほかの地域でも見受けられますし、また全国的な課題も、課題でもあるというふうに認識をしております。一方で市内のほうではネットの販売、ネットや電話による注文を受けて商品を配達するサービスを行うなど、独自で工夫をしている事業所もございます。こうした事業所の企業努力と、それに伴う経営的な収支の環境をどういうふうに解決するのか、そのことも課題の一つであろうというふうに考えております。今後の対応ということで申し上げますと、これらの民間事業者のサービスを活用したり、あるいは市が高齢者の方へ発行している、現在今事業所、事業として取り組んでおります交通機関に利用できる補助券、御長寿応援券ですね、を利用していただくなど、市全体で取り組んでいかなければならないというふうに、この問題については考えているところでございます。以上です。

17番（崎田信正君） この質問通告出してからですね、資料を調べていたら、農水省がですよ、3月に市町村へのアンケートを出した、その結果を発表したという記事を見ました。それによると959市町村、回答のあった市町村の81パーセントが買い物弱者への対策は必要と回答しているようなんですが、奄美市はこのアンケートに参加してるんですか。どうだったのか。

議長（竹山耕平君） 答えられる。

商工観光部長（菊田和仁君） 申しわけございません。そのアンケートはまだ私ども参加いたしておりません。

17番（崎田信正君） 多くの市町村で買い物弱者への対策必要だということが、今部長の答弁の中でも認識をしているということですので、次の質問ですが、それで住民の要求にどう応えるのかというのは、市全体でという話もありましたけれども、全然具体性はないんですね、今のとこね、さっきの答弁では。この住民にどう応えるかについて、耐震性に問題があったにも関わらずですよ、あの建物はですね、解体跡地利用というのはすぐにはならなかったんですね。これ自体、おかしい話だということで、当時名瀬市議のときですけども、言ってまいりました。それでも、漸く解体をされて放置されてきたというのが実情だと思うんです。跡地利用については住民アンケートをもとに、スーパーを条件に公募をされておりますよね。しかし、昨今の経済状況から出店する業者が見つからなかったということなんですが、先日の地元新聞に併存住宅跡地、売却を検討、自衛隊宿舎用地としての大見出しの記事が掲載をされました。この間、地域住民の不便さを見聞きしてただけにですね、もうびつくりしたというのが正直な感想なんです。7月21日の土地利用検討委員会で利用条件の緩和を委員会です承されたということですが、どういった経緯でこれ了承になったのか、御説明お願いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） 新聞報道については議員のおっしゃったとおりでございます。地元2紙のほうに報道をされました。当該跡地について、その利用について、平成25年度において2回の土地利用検討委員会を開催いたしました。その結果、委員会のほうから提言書として御意見をいただいております。この提言書を踏まえて、住宅を併設した商業施設の誘致を目指すということで、1回目を7月の、25年度ですね、の7月の8日、8日から8月の9日まで、約1か月間。2回目を条件を緩和して

10月の1日から10月の31日まで、一般公募をしたところです。ただし、応募がなかったということでございます。なお、公募に関する問い合わせについては引き続き応じていたところでもございます。一定規模の未利用地の活用ということでは、引き続き土地利用検討委員会において検討を進めておりますが、今回は佐大熊併存住宅の関係について議題としたところです。その結果ですが、当該跡地にかかる商業施設という条件については除外をすることを御了承いただいたということでございます。その一方で防衛省のほうでは陸上自衛隊奄美部隊の配置に伴い、隊員宿舎用の候補地を奄美市街地のほうで探しているということで、一定規模の面積を持つ市有地の一つとして宿舎用地の候補に挙がっているということをこの検討委員会のほうで報告をさせていただいております。これが経緯ということでございます。以上です。

17番（崎田信正君） 条件緩和ということを結論付けているようですけれども、この奄美市土地利用検討委員会には地元自治会の代表の方が2名おられますよね。この人たちの立場はどういう位置付けなのか、伺いをいたします。

総務部長（東 美佐夫君） この土地利用検討委員会の構成員ですが、民間の有識者、市議会の皆様、市職員の、職員ですね、それとその土地土地が、例えば対象の土地が、今回佐大熊の併存住宅、佐大熊のほうですが、その場合にはその地域の代表の方々を構成のメンバーに入っていただくと。あと、残っているのはなぎさ園とかコミュニティセンターとかありますが、そういう対象地区の場合はその地区地区の代表の皆さんに委員のほうにお願いしているということでございます。そういうことでの検討委員会の構成メンバーということでございます。以上です。

17番（崎田信正君） その地域の自治会の方ということで、名簿を見ますとね、くろしお第1自治会とくろしお第2自治会ですよね。さっき私が冒頭で買い物弱者といったところで紹介させていただいたのは、市営住宅ですよ。昭和43年から順次やってね、もう高齢化進んで障害者の方も住んでられると。ここの人たちはくろしお第1、くろしお第2自治会じゃないんですよね。こういった人たちの意見はどこで集約することになってるんですか。

総務部長（東 美佐夫君） ちょっと詳細のほうは承知しておりませんが、第1・第2・第3という自治会があるんだそうです。佐大熊のほうですね。第3のほうは今活動が休止しているというようなことを伺っておりますので、そこが市営住宅だと、だろうというふうに思いますので、そういうことで代表の皆さんが今回の中では参加できなかったというふうに理解をしております。以上です。

17番（崎田信正君） だから、その人たちの意見は、代表の意見だけ聞くわけじゃないでしょ、そこに住んでいる住民の皆さんの意見をどうするのかと。皆さん方も最初、条件付けたのはスーパーということで条件付けてるわけでしょ。それはやっぱりスーパーが必要だから条件を付けているわけで、その必要としている人たちは第1、第2自治会よりも第3自治会、今言ってる休止になっているところ、その住民の方なんです。そういった人たちの話が集約されないまま条件緩和を結論付けるというのはですね、やっぱり皆さん方の行政の進め方としてもやっぱりおかしいんじゃないかなと思うんですよ。住民無視の行政だと言われても仕方ないと思うんですが、その認識はありますか。

総務部長（東 美佐夫君） 市営住宅全部がその範疇に入っているわけじゃないと思います。1と2のほうの中にも市営住宅の方々もいらっしゃいますし、市営住宅の方々と交流をされている代表の方々もいらっしゃいますので、決してすべてが無視をしているわけではないというふうに認識をしております。そこで、委員会のほうでの御意見のほうですが、地元のほうからでも、も含めてということになります

が、商業用地としての売却は立地条件、人口減少、新規出店等のコスト等を考えれば今後も難しいのではないかと。このまま空き地の状態で利活用されないよりも、地域の活性化のために土地の有効利用を図るべきではないかと、などの意見をいただいております。また、地域の方々は集会場が一番今必要としているということでございましたので、その集会場についてはこちらのほうも配慮していくということで話をしたところでございます。以上です。

17番（崎田信正君） 商店の場合ね、さっき買い物難民と言ったことで、ほかの市町村も対策が必要だというふうにアンケートに回答しているということなんですよ。いろいろ対策取ってるんですよ。そのときに、中心商店街の場合は家賃補助などをするというようなこと、対策を取られたわけでしょう。ここは何ら対策を取らないでやっていますが、そういったところの対策の中には常設店舗の出店支援ということ、やっているところもあるんですよ。常設店舗の出店を支援すると。皆さん方はその考え全くないというような答弁なるんですけれども、そういったことで地域住民の、さっきそこに住んでたがすべてだみたいなこと言ってたけれども、実際に実態調査して歩いてみたら、そんな答弁できないと思いますよ。私、よく佐大熊で話あって行くんですけどね。4階で、あとで住宅の住み替えのことも質問事項に出してありますけれども、そういった人たちは本当に外出することも大変なんですよ。1階に住んでいる人でも、足腰が悪くてですね、タクシーを利用せざるを得ないというような方もおられるんですよ。同じタクシー利用するんだったら、遠距離は、距離も近いほうがタクシー代が少なくて済むわけですし、そういった状況の中を考えたときにですね、本当にこの人たちを条件緩和するのであったら、それに代わる代替案はこういうことがあるんだということを地域住民の人に説明して、安心・安全を担保するのが行政のやり方じゃないかなと思うんですよ。安全・安心っていや、言葉だけで言えば安全・安心ができるってということじゃなくて、それに、できる、担保される何があるんだというようなことも議論されて、条件緩和をされているのかどうか、そういった経緯をお伺いをしたかったんですが、どうでしょうか。

総務部長（東 美佐夫君） これ、市有地を地区の活性化のためにということで、条件緩和をしたわけでございます。応募が、これ応募するのは民間の事業者でありますので、民間の事業者のほうに応募がなかったということで、より地域のために活性化になるのがどちら、どういう施策のほうがいいかという判断をした上、上でのことでもあります。そのことを申し上げますと、今回の陸上自衛隊の宿舎が立地すること、そこに若い隊員の方々が居住される、そのことで消費活動がそこで活発に行われる、そのことでもしかしたら以前あった商店街の、商店街って、小さな店舗ですね、そういったところが規模を拡大して買って買物のほうがしやすくなるというそういう効果も期待されますので、そういうことも含めて今回の自衛隊の隊舎ということの結論をしたということでございます。以上です。

17番（崎田信正君） 全然私と認識が違ってますよ。活性化のためじゃないんです。さっき言ったように、なぜ私最初にね、買い物難民、買い物弱者のことを先に質問しているかと言えば、その地域に住んでいる住民の利便性を安心・安全な平穏な暮らしができる環境づくりをどうするかというのが先なんです。ここは。活性化はその次だと思いますよ。もしかししたらまた店ができるか分かんないという、そんな話をやるべきじゃないと思いますよ。ここの人は何年ここまで待ってます。新しい住宅や、住宅壊されてですよ、スーパーがほしいと何年も待ち続けてるわけですよ。それが自衛隊来てももしかししたら新しい店が来るというようなやつはね、やっぱり市民の目線とか、いろんな住民の立場に立ってという言葉を使うけれども、それにはどうも当てはまらないというふうに私は思うんです。市長、どうですか。

市長（朝山 毅君） 崎田議員にお答えいたしますが、まずその未利用地検討委員会なるものができたのが、私がなってからです。その以前は公の有地、市の持つ有地については庁舎内での協議だけで購買、

公募しておりました。市民共有のより大きな財産については、その地域の皆さんの意見も育みなら、どのような形で購買、公募を取ったらいいいのか、そこをやはり冷静に考えていくことが公僕としての務めではないかというふうなことで発足したのが、この委員会です。その中でいろんな議論をし、話し合いをしたところ、先ほど来いろいろありますが、公募がなかったと。しかし、時勢に沿った形でこれ有効に使おうということも、また議員がおっしゃる一つの方法ではないかと思います。お年寄りの足元の、足や、体の不自由な方、いろんな方に対して最善の配慮をしていくこと、これは行政の究極の目的でもあり、またやっていかなければいけない大きなプロセスでもあるということは存じ上げているつもりであります。ただ、実態として今までこの喫緊の課題として、これがそのように相いれられなかった場所であると、ならば市民の共有の財産として、ちゃんと公募しながらやって有効な手立て、方法というのとは何かあるかという中で考えたということをお理解いただきたいと思います。崎田議員がおっしゃるように、お年寄りで買い物弱者で、そういうことを決して忘れて行政を行っているつもりではありません。すべての皆さんに満足いくような環境を整えていくことが行政の究極の目的であることは、議員も私も一緒だと思っております。そういう意味の一つの方法論、主砲として、今回そのようなことがあったということも、御納得いただけない点があるかもしれませんが、トータルしてこのような経緯があって、このような状況があって、このような構想を持ってやっていくんだというふうなことの御理解いただければ。そのことによって消費活動が喚起され、また経済循環がうまくいき、そこに新しい店ができるかもしれないというのは、今までできてきた都市の、町の、一つの形態でもあるわけですよね。人が集まる、人が集まると消費が生まれる、消費が生まれると供給者が生まれる。そういう循環で資金循環、経済循環がなって、学校ができ、いろんな公的な施設ができたというのも、歴史の一つの形でもありますので、そういうことで一つの地域が整えることでできれば、最高の形であるとは思っておりますので、これは議員の御理解と計画と、あと思いの中において御判断なさることでありましょうから、議論のマッチングないところについては御理解いただきたいと思います。

17番（崎田信正君） 私の理解じゃないんですよ。私は地域住民の人からこんなふうにスーパーがほしいんだと、買い物するのも大変だと、お金はないけれどもタクシーを使わざるを得ないと、近くのそういうお店があればいいのにねということですから、私の理解じゃないんですよ。地域住民の人にそういう説明をしてもらわんといかんわけですよ。じゃその自衛隊がどうのこうのというけれども、実際自衛隊が入ってくるのは来年ですか、違うでしょ、2年・3年待たないと入って来ないし、入って来たら店ができるって言ってもまた4年・5年、その間辛抱して我慢してくださいっていうこと、皆さん言って回ってくださいよ、じゃあ。こうこうこうでね、スーパーを準備したけれども入る人はいないと。よその市では常設店舗のために助成やっているけれども、奄美市はその考えありません。だからその間我慢してやってくださいというふうに言って回ります。そのぐらいやってくださいよ。私は住民から頼まれ、頼まれっていうか、要望を聞いて、ここで訴えて、結局そうなりませんでしたということをとっても、あの本当に杖突いて歩いてやっているような人にそういう答えは出せないです、私は。皆さん方がそこで市長とむん話をする会をかいのありますから、集会場は下佐大熊の住宅にも集会所があります。あそこでそういう話をしてください、やってもらえますか、総務部長。

総務部長（東 美佐夫君） するしないはまた検討させていただきますが、先ほど弱者のほうで、買い物弱者のほうで少し述べましたとおり、これ市全体で、特定の地域だけでございませぬので、市全体で考えなければいけない問題でもあります。先ほど申し上げたとおり、長寿応援券など、こういう高齢者の方々に利用できるような交通券のそういうサービス拡大も検討しなければならないと思っておりますので、そういうことを含めて全体、市全体の中でもう少し議論をしてまいりたいというふうに思います。以上です。

17番（崎田信正君） 是非、よろしくお願いいたします。本当、私涙出る思いですよ。あの人たちの訴え聞いてればね。本当にお金、生活保護を受けていてお金がない中でタクシーを使わざるを得ないと。体が弱いからタクシーを使ってもいっぺんに買い物できないんですよ。小分けにして買うっていうわけにもいかないし、これやっぱりどうするんだという切実な訴えを聞くわけです。そのときに市で質問したけれどもこういう答弁しか返ってきませんでしたということをまた返さないといかんわけですよ。辛いですよ。そのことをしっかり考えていただきたいと思います。

次に、末広・港の土地区画整理事業についてです。末広・港の土地区画整理事業は事業年度平成29年度から30年度までに延ばして事業進められているわけですが、もう既に末広地区内の主な建物の解体はほぼ終了しております。これからは当初の計画どおり、イメージしたまちなみがどう形成されていくのか、これは市民の注目の対象になっていくわけですね。しかし、現状では期待どおりの景観は望めないという、危惧される方も多いんです。事業年度も残り2年となってますね、賛否両論の物議を醸しだしてきた幅員16メートルの道路もその道筋が目に見えるようになってきました。やっぱり広い道路ができるんだなという感想持ちますよ。現在、世界自然遺産登録を目指して、国内外からの観光客の増加、これいろんなところで言われておりますが、期待が寄せられております。地元民はもとより外来者の方に、奄美に来たんだという印象や実感を持っていただくこと。住みよいまちづくりをイメージされてきたと思うんですけども、これまで関係者の間でどのような話し合いがされてきたのかお伺いをしたいと思います。事業目的に商業施設の再編を図りというのが出てまいります。私もその言葉どおり聞いてたんですが、今になってですね、この商業施設の再編というのはどういう状況のことを言うのかなというのが疑問になってきたので、そちらのほうの御説明をお願いをしたいと思います。

建設部長（本山末男君） 末広・港の土地区画整理事業におきましては、これまでも土地区画整理審議会や、審議会をもとに通り会との意見交換会や地域説明会を踏まえ、事業の推進に勤めているところでございます。都市計画道路である末広港線の道路整備につきましては、平成26年度に末広港線道路デザイン会議を立ち上げ、奄美らしさをコンセプトに魅力的なまちなみの形成に向け提言も受けております。デザイン会議の提言の中につきましても、道路の構成や色彩、街灯のデザインなど南国間溢れる内容となっており、中心市街地に訪れる観光客に対しましてもより奄美を身近に感じていただける内容となっております。来る世界自然遺産登録を見据えまして、地域住民はもとより観光客や来街者に対しましても、より奄美らしさを感じていただける魅力あるまちなみの形成に向けて商店街と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

すいません。続きまして商業施設の再編ということですが、これにつきましては現に商売を営んでいる方々を末広港線沿いに換地することで、集客狙い、狙いまして、併せまして利用客の利便性を考え、駐車場の集約を検討するなど、賑わいのあるまちなみ形成の基盤をつくり商業施設の再編につなげようと考えているところでございます。しかしながら、区画整理事業において換地先での建物整備につきましては、関係権利者、店舗経営者でございますが、の意思に委ねられてることから、換地を促進させるため店舗付き住宅の補助や新規出店者の家賃補助等、ソフト面での支援も図りながら事業の推進に努めてまいります。以上でございます。

17番（崎田信正君） 商業施設の再編というのが、言葉どおりとね、イメージしたのと違うなど。私が勝手に想像したのがいかに分かったのか分かりませんが、活性化のためには生鮮產品のお店が真ん中にあるってですね、それに基づいてどういう道、ファッション関係とか文房具関係とか子ども用品の関係とか、そういったことが商店街の皆さんでね、いろいろ議論されて、だから駐車場はここに造ったらみんなが使い勝手がいいと、集客もなるんだと、そういうのが商業施設の再編というふうに、今の答弁だったら私のほうが勝手に思い込んでたというようなことになるわけですけどね。大きなところはどこでも、飲食店のところとかそれから文房具とか、それからファッションとか、いろいろコーナー分けてやって

ますよね。そういったのがこの町全体の中で商店街の皆さん方のこの商店街をどうする、まちなみをどうするという話し合いの中でつくられていくのかなというふうに思っていましたけれども、それは私の勝手な想像だったなということで、ちょっと残念な、これでもてまちなみができるのかなという思いがするわけですけど、先ほど駐車場のこともちょっと話が出ました。次のこの事業のやはり成否の鍵ともなるものが駐車場だというふうに思うんですね。この駐車場整備の見通しについてお伺いをしたいんですが、これについてもこれまでも何回も取り上げてまいりました。ここまで事業が進んできているのに、駐車場についてはまだイメージを持つことができないというのが現状です。当時の建設部長は平成16年12月16日、平成16年度第4回名瀬都市計画審議会で駐車場の配置というのは我々も重要なことと思っている。今、何か所かに駐車場がありますけど、こういったものの適正配置、または集合換地というのも、これは区画整理事業のメリットだと述べられているんですね。更に、十分意見などを聞きながら対応してまいりたいということも述べられております。しかし、意見を聞くとかそういったのについては、話し合いというのはもう誰かが音頭を取ってやらなければ始まらないわけですから、どのような話し合いが駐車場の件についてはね、進められてきたのかお伺いをいたします。

建設部長（本山末男君） 末広・港土地区画整理事業の駐車場の整備につきましては、当初駐車場の換地計画におきましては従前の駐車場を営んでおられた地権者の方々を対象になるべく1か所に集約し、市民の皆様方の利便性を図る計画でございました。議員御承知のとおり、駐車場を含め地権者の方々の換地設計におきましては、関係権利者の代表でもある区画整理審議会の意見を聞くことになっておりますので、審議会の意見も参考にしながら適正配置を目指してまいりましたが、移転交渉を行っている中で予定の換地先に了解が得れなかったり、換地後の駐車場を配備をされたりと当初の計画とは若干違ってまいりました。また、現在は区画整理の進捗に合わせて駐車場として活用してるが、将来的には店舗を予定されている方も現状におきましては、事業の進捗も70パーセントを超える状況の中、全区域の換地者も既に決定されている現状におきましては、点在する駐車場を1か所に集約するというのは難しいものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

17番（崎田信正君） この事業がスタートするときに、これは重要課題だということでスタートしているわけですね。それがそうならなかったということですから、この事業そのものの成否についても暗雲が、なかなか大変だなと思います。だいわが撤退をしてですね、最近では和光町にドラッグストアモリが出店をいたしました。浦上見てたらすごいですね、今。靴屋さんはあるし、飲食店もその靴屋さんの後ろ側ですか、できて、その先にベビー用品店があるわけでしょ。共通しているのは、どれも立派な駐車場控えてるってことですよ。どれも大きな駐車場控えています。そこと対抗しようというわけですから、商店街の皆さん方が本当にね、ここの町の、自分たちのこれからまちの顔として、世界から観光客迎えるところでね、こういった最初の予定したことが、一番大事なことがそのままいかないというような、やっぱり98億円も投じた事業の在り方についてどうかなというふうに思うんですが、駐車場の件については今はもう結論みたいな形ですよ。もう集約した駐車、できないということですよ。どうですか。

建設部長（本山末男君） 先ほど申し上げましたとおり、換地につきましては土地権利者の意向が重要でありますので、我々は計画はしておりましたが、やはり別の場所、本人の選んだ場所がありますので、それについて我々が強制的にはできませんので、現在の形の駐車場の配置になっております。

17番（崎田信正君） 強制的じゃないんですよ。強制的じゃなくて、当時の建設部長も十分意見など聞きながら対応していきたいということですから、強制じゃなくて意見をまとめるという努力を最大限しないと駄目だということを言いたいわけです。それは、いろんな状況の中でも出てきますよ。地域住

民，地域じゃその地権者の意見とかいろんな利用者の意見を聞いてやるんだということ，これはまたあとで言いますけど。

次にですね，バスの件です。現状見る限り，今言ったようにね，今の区画整理事業というのはもうその道路造ることだけがもう目的だと，商店街の活や駐車場はならないわ，イメージした景観にはならないわ，ただ道路造っただけということになりかねないわけですよ，今は。幅員16メートルの道路ですが，線引きがあつてこんな道路ができるというのは，もう一般の方にも分かるようになってきたんですね，もうこういう状況になるんだなということ分かります。駐車場も大きな課題でありますけれども，高齢者が利用しやすくするために当初から期待されているバスの運行は欠かせないと思うんですね。昨年度から市長も言います，高齢者の活動広げるバス代の補助も行われております。まだ5,000円ということ，大変少ないと思うんですけど，これらの制度も商店街活性化にプラスにしなければなりません。バスの運行計画についてはどうなっているのか，お伺いをいたします。

商工観光部長（菊田和仁君） 末広・港土地区画整理事業内の新設道路におけるバスの運行につきまして，現在運航するバス路線全体を見直す中で検討する必要があると考えております。本市の公共交通の現状につきましては，現在運航している49路線のうち，廃止代替路線の11路線に補助金を交付しておりますが，バス利用者の減少に伴い，年々赤字が増加する中，市の財政負担も増加傾向にあり，将来的に路線の維持，確保が危惧される状況でございます。また，マリンタウン計画の進捗状況や中心市街地のまちづくりが進む中で，新たな路線についても検討する必要があるものと考えております。このような状況の中，市民の利便性を確保するとともに，将来にわたって持続可能な公共交通を確保するには，どのような路線の在り方が望ましいのか，利用者のニーズや実態調査を踏まえながら検討する必要があるものと考えております。これらのことを踏まえ，来年度奄美大島全体の地域公共交通の在り方を踏まえた路線全体の見直しについて，関係機関も含めて協議する必要があると考えております。その中で，末広・港地区の運行計画についても議論してまいりたいと考えておりますので，御理解を賜りたいと存じます。

17番（崎田信正君） この計画自体はもう10何年も前から計画があつてやってきたものですが，部長ね，この間の歴代の部長からいろんな引き継ぎ，されてます。というのはね，私このバスの問題については今回初めて質問するんじゃないんですよ。御存知だと思いますが，どうか，今度は思いますが，平成25年第3回定例会でバスのことについて質問をいたしました。そのときに，答弁ですよ，市内や郊外から中心市街地への来街者の増加を図る重要な施策として認識している。都市計画道路の施行予定である平成27年度の前年度までには停留所の位置も含めバス会社との協議を整えたい。交差点，信号機の配置につきましても，港湾委員会との協議を整え具体的に決めていきたい。私に答弁してるんですよ。この状況はどうなんですか。

商工観光部長（菊田和仁君） 私もですね，そこのバスの運行は必要だという認識で今答弁いたしておりますが，全体の中でですね，ただバス路線の運行の本数が増えていくだけではよくないという意味で申し上げておまして，そこの新しい路線にバスを持ってくるためには，またどちらかの路線との調整も必要になってくるでしょうし，そういった中でいかに，時間帯も含めですね，どういったバス路線の運行の在り方が一番望ましいかということを全体の中で考えさせていただきたいという意味で申し上げます。以上です。

17番（崎田信正君） じゃ，このときの答弁なんだったんですか。協議を始めたいんじゃないんですよ。協議を整えたいって言うてるんですよ。具体的に決めていきたいって言うてるんですよ。だから，協議やってるんですよ。停留所の話も信号機の話も，私はこのとき言ったときの答弁ですから。このと

きに、答弁ですよ。

商工観光部長（菊田和仁君） 申しわけございません。その段階までの協議を詰めてるわけではございません、現状で。従って、来年度にですね、そういったことを含めて協議をして、整えていきたいということで御理解を賜りたいと存じます。

17番（崎田信正君） 来年度ですね。きちんと、カレンダーにも大きく書いといてもらえますか。また、来年間かんといかんですから。この間、ずっと話をやっているようにね、この末広・港の土地区画整理事業がなかなか思ったようなイメージどおり進んでいかないと、駐車場まだだったけど、どうもおかしな状況だし、建物のカラーも統一してやりたいというようなこともなかなかいかないと。バスもいつになったら走るか分からない、そういった状況の中で進められている事業だということを確認しておきたいと思います。順調に進んでるっていうのは、進捗状況言ったらいつもね、何パーセント行ってるというのは、それは事業ベースのことで、目的としたことに対しては、もうゼロに近いですよ、これ。達成率というのはね。私はそう思います。そういった状況の中で、これもう次々質問してもあれなんです、もう一つの活性化の核とされた2核1モールの見通しですけど、これも何回もお伺いをしてきました。皆さん方がもう大型公共投資というふうに、大型という言葉を使っているのは、98億円も使っていること言っていると思うんですが、その割には今言ったように計画も見通しもあまりにもずさんだったという思いを強くしておりますけれども、これまで述べてきた奄美らしいまちなみ形成、駐車場問題と同じく商店街の活性化事業の目玉と言える測候所跡地については、中心商店街の活性化に向けた2核1モール、2コア1モールですね、構想の一角を担う市民交流拠点施設。これは初日に西議員の質問にもありましたけど、もともとこれ事業年度では事業期間平成26年度から27年度にこの見通しを立てるということになってたんですが、この辺の進捗状況についてはどうなっているのかお示してください。

商工観光部長（菊田和仁君） 仮称の生涯学習センターがですね、26年度から27年に位置付けられておりましたのは、前回の中心市街地活性化基本計画の中での位置付けを御覧になってるんだと推察いたしますが、その後マリンタウン計画、名瀬港の埋め立ての遅れ、あるいはそのことに伴いまして合同庁舎の建設、それができたあとの測候所の移転というのが遅れていたことによるものでございます。この、西議員にお答えしたように、今現在の予定はそのとき申し上げたとおりでございます。以上です。

17番（崎田信正君） 相当の、この名瀬測候所跡地っていうのはいろんなところで過去の文書見てくると出てくるんですよ。それだけ重要視されていたものだと思うんですが、西議員の質問のときにね、結局バスセンターと民間との複合施設の完成予定についての目途が立たないというふうに新聞に書かれますよね。私はこの名瀬測候所跡地っていうのは、もう平成10年の文書で出てくるんです。ということは、もう18年前ですよ。それから、この期間いろいろあってね、で今の回答が目途が立たないというような計画は何だというふうに思うわけですよ。最初から言っているように、平成10年の同じ資料の中でですね、このように指摘をされています。商店街の活性化事業等を実施する際に、必ず特記されていることは商店街活性化には商店街地域住民との合意形成が不可欠であるということであり、今後その意見集約が非常に大事であり、そのためにもやはり商店街との密な連絡、対話が大きなキーポイントであると言える、これ平成10年のときの文書ですよ、こんなふうに書かれてるんです。それ以後ですね、平成24年の7月6日に、ここの伊東隆吉議員を委員長とする中心市街地まちづくり事業検証特別委員会、ここで報告書を出しておりますけれども、そこでは平成10年から24年たら、もう14年経ってますよね。もう一昔以上ですよ。意見調整集約と事業説明が万全であったとは言えずと述べ、議会の責任、自覚、反省を述べて市長はじめ当局には真摯に取り組むよう、鋭意求めていくというふう

に報告書はやってます。何らこの、もう今読み上げてても、これまでの状況見てもね、この文書は何だったかと。ほんで、私もその一員でしたからむなしい思いをするわけです。事業年度もあと2年間です、これで世界から観光客を迎えて地域の活性化、モリストアはまたビックツー前にも出そうという状況に対抗してですね、頑張らなきゃいかんわけです。今の状況で進んでいって、本当にそういったところに勝ち上がっていく商店街できるのかというのは非常に心配ですよ。私は心配してるのと、市民のほうがそう言うわけですから。あいだけ店ができて、できてくればね、そんなこと言うなと私言うんですが、商店街がなくても困らないよねなんて言う人も出始めてるわけですからね。だから、そういったところ、本当に真剣に、皆さん方は98億円もこれ出しているわけですから、商店街にもう投げかけるんじゃないかと、一緒に汗をどれだけかくのかということで進めていかないと、本当に無駄な大型公共事業だったと、朝山市長も平田市長から引き継いでね、何とか成功させようと頑張っておられると思いますけれども、そういう汚名を被ることになりかねないなという思いがするから、よろしくお願いをしたいというふうに思います。市長、何か感想あれば、なければ次の質問に行きますが。

市長（朝山 毅君） 今、議員が検証していただいたように、あの末広・港の事業が当初の計画どおり進んでいるかということについて、そうではないという御意見がございました。私自身、この職をいただいて7年になりますが、その前に約2年近く副市長の立場にいました。その間、漸くこの事業のつかかりと言いますか、そこら辺を知る立場になりました。以後、その今日に至るまでの事業計画上、もちろん事業量ベースで判断する場合、そして見目で、客観的な、視覚で判断する場合、いろんな評価の方法あるでしょうが、見た目ゼロにも等しいというような厳しい御検証もございましたが、そこまでは私はいかないと、今までの経緯から考えて申し上げます。ただ、いつもこういう公共事業するときには、先憂後楽でいきましょうと、まず最初にあらゆる角度から方法考えて、そしてあとになってそれがスムーズに行って楽になるように、最初7割が、6割が賛成したからという、それだけで走っていったら、あと4割・3割がどうなるのかと、極端な話。あとになって悔いを残すようなことがないように、最初で悩んで汗をかいてやっていったほうがいいだろうというふうなことを申し上げているつもりですが、そういう意味においては議員がおっしゃることも真摯に賜りながら、公表してる期間内にはそれが進捗に確実に進むように努力をしていかなければいけないと思っております。それで、あの県の事業、国の事業、市の事業、住み分けがそれぞれ市の市街化路線と言いますか、ことを含めてございますので、単発的にこの事業だけで、これが完結するというのではない事業である。そういうことを含めると、やはりその導線の問題、路線の問題含めてございますので、そういうトータルした見地から事業の進捗が私自身当初の計画よりは遅れてるなど感じることはありますが、それだけに気合を持って、職員ともども頑張ってもらいたいと思いますので、議会の皆さんの御理解と御協力を御切にお願いするところであります。以上です。

17番（崎田信正君） 何とか成功するようにね、よろしくお願いしたいと思います。

次に、子どもの貧困対策です。前回、子どもの貧困対策について質問いたしましたが、そのときの答弁の中でですね、相談内容の集計データを分析するとともに県内の動向を踏まえながら本市の実情等に応じた事業の実施を検討したいというふうにありました。相談というのは何件ぐらいあるのか、まずお伺いをしたいと思います。

福祉事務所長（伊東義久君） 子どもの貧困、失礼いたしました、答えいたします。議員御承知のとおり、沖縄県は業務委託により沖縄子ども調査を実施し、小学5年生、中学2年生の子どもに対しては基本的な暮らし、学校での暮らし、将来の夢、家庭での保護者とのかかわり等について調査し、小学1年生・小学5年生・中学2年生の保護者に対し。

議長（竹山耕平君） 今、今申し上げております。

（「座ってしゃべられたほうがいいんじゃないですか、マイク向かって」と呼ぶ者あり）

こちらで調整いたしますので、よろしくお願いします。

（「貴重な時間がなくなった」と呼ぶ者あり）

福祉事務所長（伊東義久君） すいません。子どもの生活実態と経済状況など家庭の状況との関連について分析を行っております。本市におきまして、昨年4月に施行されました生活困窮者自立支援法における自立相談支援事業の相談件数は今年8月末現在で134件となっております。このうち、18歳未満の子どもがいる世帯の相談件数は56件で、全体の約4割、更にこのうち1人親世帯は33件で約6割を占めております。56件の相談内容といたしましては、慢性的な生活費の不足が最も多く21件で約4割、次いで滞納や債務整理の相談が7件、子どもの就学資金貸付相談が6件、離婚問題やDV関係の相談が6件、転居費用の相談が5件、医療費の支払い相談が4件、病気の相談が3件、その他の相談が4件となっております。男女別に見ますと男性が6件、女性が圧倒的に多く50件で全体の約9割を占めております。年齢別に見ますと、20代から60代までがほぼ同数で、それぞれよく3割、全体の9割で49件でございます。次いで、50歳代が5件、10代、60代それぞれ1件となっております。また、相談経路といたしましては本人や家族からの相談が22件、庁内他部署からの情報提供が20件、社会福祉協議会からの情報提供が9件、その他の関係機関からの情報提供が5件となっております。以上です。

17番（崎田信正君） 相談というのはこちらから探し出すという努力もされているかと思うんですが、受動的なんですよね。受動的ですから、実態がどれだけあるかっていうのは正確には分からないわけです。いろんな対策を立てるのも、県内の動向を踏まえながらと言われているんですけど、実情に合った的確な対策を取るというのには相談を受けただけの件数じゃなくて、相談に至らなかった、相談したくてもできていない、そういった人たちの実情を知ることが大事だと思うんですね。そのためには、実態調査は必要だというふうに思いますけれども、やり方はいろいろあるかと思いますが、何らかの形で実態を調査するというふうにならないのか、お伺いをします。

福祉事務所長（伊東義久君） 実態調査の実施につきましては、児童・生徒を対象とした場合は教育委員会、1人親や児童扶養手当受給世帯を対象とした場合は福祉政策課。

議長（竹山耕平君） 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。（午後2時30分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

無所属 松山さおり君の発言を許可いたします。

3番（松山さおり君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。無所属の松山さおりでございます。はじめに台風により被災をされた方、お亡くなりになられた方が東北や北海道にたくさんいらっしゃいました。お悔やみを、お悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。1日も早く日常生活に戻ることをお祈りいたします。

平成28年第3回定例会一般質問、最後となりました。質問に入らせていただく前に少し所見を述べさせていただきます。日本では記録的な猛暑をなったこの夏、南アメリカ初の夏季開催地となったブラジル・リオデジャネイロでは第31回オリンピック競技大会が華々しく開催されました。当初、ジカ熱

の流行や治安の悪さがメディアでも報道され開催を危惧する声も聞かれましたが、8月5日の開会式を皮切りに各国から選抜かれた選手たちの熱い戦いが17日間繰り広げられました。日本選手も前回のロンドンオリンピックでの、オリンピックでの金メダル、メダル獲得数38を上回り、金メダル12、銀メダル8、銅メダル21の合計41のメダルを獲得しました。多くの感動のシーンが報道されました。体操男子団体の大逆転の瞬間、悲願の金メダルを手にした様子は何度も何度も放映され、団体で必ず金メダルをと内村航平キャプテン率いる体操男子ジャパンのオリンピックにかけた執念、努力がうかがえたシーンでもありました。そのほかにもバドミントン女子ダブルス、高橋選手、松友選手の日本バドミントン史上初の金メダル獲得、デンマークを相手に1対1で迎えた第3ゲーム、接戦となり終盤16対19と3点リードを許します。しかし、そこから5点連続ポイントと土壇場で逆転、勝利を収めました。日本選手の最後まで諦めないという強い精神力を感じました。また、陸上男子400メートルリレー、銀メダル獲得、サムライジャパン4人の力が合わさったとき、計り知れないパワーが出た瞬間、日本中が沸き上がりました。その中でも、私が一番印象に残っている競技は男子卓球です。先日は宇検村で合宿をいたしました福原愛選手の人気から火が付いた女子卓球の陰に隠れ、話題に上ることも少なかった男子卓球がエース水谷隼選手の活躍により、一躍脚光を浴びることになりました。両親とともに卓球経験者だった水谷選手は5歳から父親が代表努めるスポーツ少年団で卓球を習い始めます。小学生のときには中国に武者修行に行ったこともあり、中学2年生で出場した全日本卓球選手権ジュニアの部で男子では史上最年少で優勝、その後世界選手権日本代表に選出されます。テニスの錦織圭選手も同様に5歳のころからテニスをはじめ、子どもの興味を持ったことは徹底的にサポートする教育方針だった両親のもとテニスに打ち込み、またテニススクールでのすばらしい指導力のコーチとの出会いが彼の人生を変えました。中学2年生でアメリカのテニスアカデミーに留学します。両選手に共通していることは生まれながらの素質はもちろんですが、一番肝心なことは子どもが興味を持ったことに対して親がサポートする姿勢があったこと、コーチに恵まれたこと、環境に恵まれたことだと思います。環境は子どもが自らつくれるものではありません。親が、そして周りの大人がつくって整えていくものです。奄美には身体能力が高い子どもたちがたくさんいます。外界離島とのハンデにも負けず、毎日一生懸命部活動に打ち込んでいる子どもたちがたくさんいます。その奄美の未来を担う子どもたちのためにも、奄美市全体で子どもたちの可能性を見出し、サポートしていく体制をつくっていかねばならないと改めて強く思いました。これからは母親として、女性としての視点から市民の皆様の声をしっかりと市政に届けていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、一般質問に入らせていただきます。第1の質問は奄美大島総合戦略についてです。島内の5市町村の組長で構成される奄美大島総合戦略推進本部が昨年設立、今年の3月には奄美大島総合戦略が策定されました。奄美大島の将来人口ビジョンと総合戦略策を行政の枠を超えて連携、推進していこうとお考えかと思いますが、項目の1と2について一緒にお答えいただきたいと思います。世界自然遺産を見据えた観光、交流プロジェクトとは具体的にどういった取組なのかお伺いいたします。

次に質問からは発言席にて行います。

議長（竹山耕平君） 1と2について一緒にと言いましたよね。

3番（松山さおり君） 失礼いたしました。1のですね、交流プロジェクトについてです。

議長（竹山耕平君） も併せて、併せてお願いします。

3番（松山さおり君） 併せてですね。併せてお願いしたいと思います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

商工観光部長（菊田和仁君） それでは御質問の①・②含めて答弁させていただきます。奄美群島総合戦略における御質問のプロジェクトにつきましては、世界自然遺産登録を見据え、奄美大島の地域資源を観光交流資源として活用し、魅力の向上を図るとともに誘客促進に向けて、情報の受発信力を強化し、交流人口の更なる拡大を図り、島内観光産業の活性化と雇用の拡大を目指すものでございます。具体的な事業といたしましては、先ほど津畑議員の御質問にもお答えいたしておりますが、島外の観光客が奄美を島という一つの単位で認識しているという視点に立ち、奄美大島観光物産協会を事業主体として、個々の観光ニーズを満たす情報の一元化や地域情報、体験メニューを魅力的に見せるためのWebサイトあまみっけの展開、更には来訪客が地域のお金を落とす仕組みを構築し事業展開を図るための奄美大島DMO事業がございまして、また、同様に奄美大島観光物産協会を事業主体として、来島した観光客の満足度向上を図るため協会内に五つのコンテンツ、交通、宿泊、飲食、遊び、お土産ごとの専門委員会を置き、観光客の多種多様なニーズに対応できるよう、それぞれのターゲットごとにさまざまな事業を立案していくこととしております。そのほか、現在奄美大島5市町村で実施している誘客促進のための奄美満喫ツアー助成事業や奄美群島広域事務組合が取り組んでいます外国人観光客受け入れのための特例通訳士の育成、それから世界自然遺産登録に対応するためのエコツアーガイドの育成などの事業もございまして、更には受入態勢の整備による観光客数の増加を図ることを目的に、鹿児島県、それから奄美大島5市町村が負担金を拠出し、奄美空港ターミナルビル拡張工事を推進する、事業名で申し上げますと奄美空港誘客促進事業などがございまして、世界自然遺産登録を見据えた観光客の受入態勢をソフト、ハードの両面からしっかりと整備することで、観光振興による地域経済の活性化を図り、雇用の創出と人口減少に歯止めをかけることが可能となるよう、今後もさまざまな事業に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

3番（松山さおり君） すいません。私のほうもこの総合戦略というの、ちょっと読ませていただいたんですが、先ほど答弁いただきました専門委員会を置いて取り組んでいるということなんですが、その中で五つのコンテンツってということで、交通、宿泊、飲食、遊び、お土産という項目がちょっとあると思うんですが、専門委員会を置いて、多分こちらは一般の方も交えてだと思んですけど、それ、そういうふうに専門委員会でのように一般の方と民間とですね、取り組んでやってるか、その方法っていうのをちょっと教えていただければよろしいでしょうか。

商工観光部長（菊田和仁君） これ、奄美大島観光物産協会の会員さんにですね、観光に携わるお仕事の方がいろいろ入っておりますが、その観光物産協会の会員さんの中で、交通に関係している人、宿泊に関係している人、あるいは飲食業に関係している人など、それぞれのですね、業種ごとに分けた上で、今観光振興に向けた取組の話をしているところなんですが、まだ議論が始まったばかりでですね、どのようなそういった事業を立案していくかというのは、またこれから詰めていく予定でございまして。

3番（松山さおり君） 今から詰めていくというお話だったんですが、これは観光物産協会のほうでも1回か2回っていうか、開催はされてるんでしょうか。世界自然遺産登録ってのも2年後っていうことで、市民の皆さんも多分大分周知していると思うんですが、その中で少しちょっとこう進捗っていうか、こう進め方がまだ見えないものですから、そういう、1回・2回ぐらいのこう開催はされているのか、ちょっとお聞き、お聞かせください。

商工観光部長（菊田和仁君） 観光物産協会っていうのはですね、定期的に会議を開いている、もう従来からある組織なんですけど、今おっしゃったようにその世界自然遺産登録を目指して、特に今申し上げ

たような事業をターゲットを絞ってそれぞれの部会で議論していこうということでございまして、観光物産協会だけが世界自然遺産登録に向けて取り組んでいくわけじゃございませんが、特に先ほど申し上げましたDMO事業ということやらの取組がございしますので、そういったのと併せて物産協会では取り組んでいるという意味でございます。

3番（松山さおり君） 御答弁いただきました。感じることはなんですが、市役所の皆さんと観光物産協会さんとか、縦のこうつながりはあるのかなっていうのちょっと思うんですが、横の連携っていうのはやっぱりこう図っていくべきかなと思います。市民に周知っていうこと考えると、市民目線で、市民の目線、市民のニーズに合った、市民が主役っていうことを考えるのであれば、やはり横の連携も是非つながら進めていっていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。この奄美大島総合戦略本部の本部長は朝山市長だと認識しておりますが、第3回会議が3月25日にA i A iひろばで開催されています。市民の皆様、皆様も新聞紙面で見た方も多いと思います。地方創生と言われてる今日、奄美本島、島民一丸となって取り組んでいかなければならない課題はたくさんあります。その指揮を執る朝山市長には是非とも島民のリーダーとして力強い旗振りをお願いしたいと思います。その後の奄美大島総合戦略本部の進捗状況や5市町村の連携についてお伺い、お伺いいたします。

総務部長（東 美佐夫君） それでは、お答えいたします。奄美大島の総合戦略の推進体制をまず申し上げます。この推進体制のほうは島内の5市町村の組長さんで構成される奄美大島の総合戦略推進本部がございまして。大島総合戦略の策定にあたっては奄美大島全体を一つの生活圏域、あるいは経済圏域として捉えて、計画を策定することの必要性について本市のほうから4市町、4町村のほうに提案をさせていただきました。各組長の御理解のもと、今回の策定に至った経緯がございまして。その推進本部における協議を円滑にするため、各市町村の企画担当課長ですが、各課長で構成される奄美大島総合戦略作業部会がございまして。この推進部会と作業部会の事務局は本市が担っているということで、ところでございます。会議の開催と、回数ということで申し上げますと、昨年度は総合戦略の推進本部の会議を3回、作業部会の会議を7回開催しております。その中で互いの情報を共有しながら多くの議論を重ねてきたところでございます。今年度につきましては、これまで作業部会を2回開催しております。島内5市町村が連携をして取り組んでいる事業、例えば先ほど来出ておりますDM事業、大学誘致の事業ですね、これらの事業の進捗状況や作業の内容について議論をしているというところでございます。また、新たに創設された地方創生の推進交付金、企業版のふるさと納税のほうですが、こちらのほうの申請状況についても、奄美市が今回2本認定を受けていますが、こういった情報も各市町村のほうに情報の共有を図っているところでございます。できればほかの町村も認定されるようにですね、我々のほうも支援をしているというところでございます。奄美大島の伝統文化や豊かな自然環境など地域資源を島内5市町村共有の資産ということで捉えて、これを活用するということで一体となって奄美大島の振興を図るように、今後とも引き続き島内5市町村でしっかりと連携を図って、努めて、新しい幸せの島ということを目指していきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

3番（松山さおり君） 御答弁いただきました。先ほども申し上げましたが、やはり私昨年当選させていただいて、この場で活動させていただいていますが、市民目線って一番とても大事なことだと思っております。その気持ちを忘れずに皆さんとこう討論させていただきたいと思いますが、やはり言葉がこう難しすぎてというか、それでやっぱり市民には、市民でしか多分分からないと思うんですね。でも、それをやっぱり周知して、する努力っていうのは、足で稼ぐではないんですけど、そういうことが一步一步していかなければ、もうこの世界自然遺産っていうのはなかなかこう、本当に実現しないんじゃないかなとちょっと危惧しておりますので、是非とも、本当に朝山市長には重ね重ね申し上げますが、5市

町村のリーダーっていうのは島民のリーダーであります。群島一丸となって、島一丸となってですね、是非とも実現に向けて進んでいっていただきたいと思います。ありがとうございます。

次の質問に移ります。次の質問に入らせていただきますが、青少年スポーツ活動支援について伺いたします。奄美には優れた身体能力に恵まれた子どもたちがたくさんいるということは見所で述べさせていただきました。記憶に新しいところでは先日全国中学相撲選手権で金久中学校が17年振りに団体優勝を果たしたという記事が新聞に掲載されました。小学校1年生からともに相撲道を歩んだ幼馴染3人で全国制覇、これは徳之島の子どもたちですが、奄美市でも大島高校から国体ラグビーに県代表として2人の選手が選抜、3月には都道府県対抗ジュニアバスケットボール大会に奄美市から2人、県代表として全国大会に出場しています。嬉しいニュースの反面、少子化が進む中、団体競技では単独でチーム編成ができない部活も出てきています。ここで、奄美市内の各中学校、高校の部活動数について伺いたします。

教育長（要田憲雄君） 奄美市内の各中学校、高等学校の部活動数についての御質問でござい、お答え申し上げます。今年度の奄美市内の中学校は58の運動部活動がござい。その中で、892名、67.9パーセント、892名、67.9パーセントの生徒が部活動やっているということです。また、平成24年度の部活動の状況につきましては、設置数が63、所属人数は918名で66.1パーセントでござい。次に、奄美市内にあります大島高等学校、奄美高校、大島北高校の運動部活動の設置数について申し上げますが、所属人数についてでござい。ごめんなさい、今年度は3校合わせて48の運動部活動が設置されておりまして、1,002名、70.1パーセントの生徒が所属をしているということでござい。また、平成24年度の運動部活動につきましては、設置数が48、所属人数が962名で59.5パーセントという数字でござい。よろしいでしょうか、はい。

3番（松山さおり君） 中学校、高校の部活動数っていうことで、中学校が58、高校が48ということで、パーセンテージも5年前ま、少し、数年前ですね、と比べてそんなに変化はないのかなとは感じておりますが、人数言ったら少し、何10名かのちょっと減少があったのではないかなと思っております。奄美市はですね、こう奄美は外界離島と言われておりまして、太平洋、東シナ海に囲まれ、鹿児島本土から南西に約38、380キロのところに位置しています。中学校、高校での地区大会は群島内で行われますが、それ以外の大会は本土に遠征しなければなりません。主に学校の部活ですので、交通手段は船での移動になります。気候の変動、台風の影響で船が出ない場合は県遠征、県大会も諦めざるを得ない状況もあります。本土の子どもたちは陸続きなので九州内で行われる大会、練習試合には天候に左右されることも少なく、バスで移動でき、また時間や運賃などの経済的負担もあまりなく試合に臨め、経験を積むことができます。ここでお聞きします。室内競技のバスケット部と室外競技の野球部での1年間の県内、島内での開催数をお示してください。

教育長（要田憲雄君） それでは、1年間の県内、島内での各大会の開催数の比較についてお答えします。奄美市と鹿児島市を比較して申し上げたいと存じます。中学校のバスケットボール大会につきましては、奄美市では年間7回開催されております。鹿児島市では年間10回程度開催されているということでござい。また、中学校の野球大会につきましては、奄美市では年間12回程度、鹿児島市では年間10回程度開催されているということでござい。次に、高校のバスケットボール大会につきましては、奄美市では年間2回程度、鹿児島市では年間3回程度開催されているということでござい。また、野球大会につきましては、奄美市では年間1回程度開催されておりますし、鹿児島市では年間2回程度開催されているということでござい。

3番（松山さおり君） 中学校のほう、今言っていたいたかなと思うんですけど、高校のほうはお分か

りでしたら、お示しいただきたいんです。

議長（竹山耕平君） 高校のほう、ありましたがもう一度答弁をお願いします。

教育長（要田憲雄君） 高等学校についてももう一度申し上げたいと存じます。奄美市のバスケットボール大会ですが、年間2回程度、それから鹿児島市では年間3回程度開催をされていると。それから高校野球につきましては、奄美市が年間1回程度、鹿児島市では年間2回程度ということでございます。よろしいでしょうか。

3番（松山さおり君） ありがとうございます。私が認識しているよりちょっと違った感じではあったんですけど、能力や可能性があっても経験値は、やっぱり本土とはこう比べ物にならないぐらいこう差があると思っておりました。中学校では年3回の遠征のうち、中体連の大会、郡総体で3位以内で勝ち上がり、県総体に進む場合は補助が出ますが、それ以外は本土の子どもたちが1回の大会遠征で費用が5,000円から1万円ぐらいなのに対して、離島の子どもたちは1回の大会で3万5,000円から4万円近くかかります。本土の約3倍から4倍の費用を捻出しなければなりません。高校では県大会に行く回数が中学校の倍近くになっております。親の経済的負担がかなり出てきています。高校の野球部だと年10回近く島外で試合が行われ、年2回は島外で合宿、月に1回は島を出ることになります。野球部に関しては天候に左右される競技なので雨のときは延期となり、滞在期間が大幅に延びることもあり、1回の遠征費が約7万円から8万円と大きな負担になります。毎月、家庭からその分の出費が計上されるということです。子どもに部活をさせるために借り入れをしたという話も聞いたことがあります。離島のハンディの中毎日一生懸命練習に励み上を目指す島の子どもたちがいます。先日、8月30日の地元新聞に来年度の国土交通省の財務省に対する概算要求に関する記事があり、その中で奄美群島振興交付金の拡充として新規に離島留学の支援事業がありました。本土の児童・生徒が奄美群島の小中学校に留学するための必要経費の一部助成と掲載されていました。確かに、本土の児童・生徒が奄美に魅力を感じ、移住してくれるのは嬉しいことです。しかし、奄振交付金は今現在、奄美に住んでいる奄美の人たちのために、奄美の子どもたちのために使うのが先なのではと思います。本土との格差を埋めていかなければなりません。たくさん能力を持っている奄美の子どもたちをもっと奄美市全体で押しあげていく体制をつくっていくべきだと思います。県大会、県大会遠征の支援の拡充について見解をお示してください、すいません。

教育長（要田憲雄君） 私自身も長年部活動に関わってきましたが、県大会にその都度出場いたしました。全く松山議員がおっしゃるとおりだとは考えているところでございますが、本市の状況を申し上げますと、本市は年1回実施されます県中学校体育連盟が主催する総合体育大会というのがございます。それからまた、県吹奏楽連盟が主催する吹奏楽コンクールや吹奏楽夏のコンクールというのがございます。この子どもたちを対象に補助をしているところでございます。県総合体育大会につきましては、先ほど議員もおっしゃられたように、大島地区の予選を勝ち抜いて大島地区の代表として出場する種目がほとんどでございまして、年度により出場数は異なっているところでございます。平成27年度に県大会に参加した生徒につきましては、吹奏楽部を含めて576名の子どもたちが大島地区を代表して出場いたしました。この576名の生徒に対しまして、1人当たり片道の船代に、程度に当たる6,365円、合計で327万1,610円の補助をしているという現状でございます。今後、総合体育大会や県吹奏楽コンクール及び夏の祭典に出場する生徒への支援について拡充できないのかということについては、研究課題だと思っております。私もそういう経験がございますから、これから研究させていただきたいというふうに考えております。それから、先ほど奄振交付金を活用できないかという御質問でございますが、奄振交付金につきましては国の定める要綱で対象事業が定められておりまして、現

在の制度では子どもたちの県大会に関わる経費には扱えないと、対象になっていないということでございます。先ほどおっしゃられた8月30日の地元新聞に掲載されております本土などの児童・生徒が奄美群島の小中学校に留学するための必要経費に奄振交付金が活用されるのではないかとということにつきましては、少し申し上げますと、極小規模の複式小中学校に対する必要経費として本土と離島住民の交流促進を担う人材の育成といった観点から交付金事業として現在県から要望しているということでございますので、大変重要なことだと私も思っておりますし、注目してまいりたいとそうように考えております。従って、本土への運賃の負担軽減につきましては、奄振交付金を活用して県大会に出場する子どもたちに限らず、島民全体にわたって航路・航空路運賃の低減が現在なされているところでございまして、そのことについては御理解を賜りたいと思います。

3番（松山さおり君） よく理解いたしました。奄振交付金では現在のところ、それができないということですね。私、子どもが中学生で部活をしておりまして、それ以外の保護者の方からお声をいただきました。本当に今回この質問をしようと思ったのは、昨年ちょっと自分の中で思っていたことでもあります。先ほども私申し上げました、経験っていうところでは、本当に本土の子どもたちと島のね、子どもたちっていうのは大分差があるなっていうのは思います。バスで移動できると言ったらもう経費もかかりませんし、県内ではなく県外に、鹿児島市で言いましたら熊本とか宮崎のほうまで行って、そして経験を積んで、そうしたら強くなるのも当たり前だと思います。先日の甲子園のほうでも、私の友人でもありますが、樟南高校にですね、前川君が一線で活躍してました、甲子園まで出ました。その本土にいる、一線で活躍している子っていうのは、奄美で、奄美出身の子が多いと聞いております。この、本当に本土から380キロっていうところに位置して、台風の影響もありますし、本当に大会に行きたくても行けない、高校生になりますと本当にまた中学校では3回・4回の大会が高校になりましたら、高校数も群島内では限られていますので、本土に行ってまた試合をしていくというふうになります。本当、この格差っていうのはもう前からそうだと思うんですけど、是非こう奄美市はですね、スポーツアイランド構想っていうのでスローガンに掲げておりますし、島の子どもたち、もちろんですが島民の願いでもありますし、向こうに私もこう遠征でこう付いて行くとき、行ったときにですね、宿泊施設、ホテルに泊まらなければいけませんし、そのときの費用もかかります。それだけではありません。当日に間に合わせて前日に、前々日の船に乗ります。前々、前日に着いて、そこから子どもたちの世話をしながら、洗濯とかあるんですね。コインランドリーもホテルではあんまり常備がなくて、次の日が朝から早く移動して試合をしなければならないってときには、本当に子どもたちに遅くまで洗濯をさせるわけにはいきませんので、ホテルのほうではもう洗濯機で、2台か3台ぐらいの常備しかありません。小さい洗濯機が。なので、コインランドリーに走ります。コインランドリーに行くと、いっぱいの子どものですね、洗濯をして、次の日に、その当日に間に合わせるようにっていうことでやります。そこからね、島のお母さん方もなかなかこう遠征にはついていけないものですから、そうすると中学生であれば先生の、顧問の先生の負担がかなり出てくるかなと思います。中学校で言えばですね、部活が女子と男子と別れている場合があるんですが、顧問の先生と一緒にいる場合もあります。会場が違う場合はどういうふうにか振り分けするかとか、保護者がついていけないときには本当に子どもたちが実力を出せるのかっていうのは、すごく懸念されます。できるだけやっぱりお金をかけて、本島に行って試合をしてくるので、是非ですね、奄美市全体で先ほど申し上げましたが子どもたちを本当に上に上げていくっていうか、そういうサポートの体制をつくっていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。ふるさと納税についてお伺いいたします。奄美市では本年4月に組織改革をし、ふるさと納税に関する事務を行うプロジェクト戦略推進課がスタートしています。本年7月1日からは奄美市のお礼品を大幅にリニューアルし、奄美市のふるさと納税は7月から約1か月間の申込件数は211件で、金額は約533万円にのぼったと認識しています。先ほど、津畑議員が質問しておられましたが、今年ですね、8月末には466件、1,276万円という利益を得ています。そ

のふるさと納税の使途計画が決まっているのか、お伺いしたいと思います。

総務部参事（久保信正君） 本市ではふるさと納税の使い道を予め明示をすることで、その使い道に賛同した寄附者の思いを事業に反映させたいと考えております。現在は寄附の申し込み時に一集落1ブランドに関する事業、定住促進に関する事業、人材育成に関する事業、地域文化に、地域文化の保存、検証に関する事業、この四つの使い道の中から応援していただける事業を選択していただいております。ふるさと納税の活用につきましては、今後の、今後庁内でそういうの検討しながら、考えながら検討していきたいと考えているところでございます。

3番（松山さおり君） 奄美市ふるさと納税の寄附申込書というのがあると思います。その中でですね、寄附の使い道というところで5項目ありまして、その中で人材育成という項目があります。これをですね、こう子どもの遠征費というか、そういうのにこう使えないかなと思ってなんですが、検討していただきたいと思いますが、見解をお示しいただけますでしょうか。

総務部参事（久保信正君） 先ほど、教育長のほうでも答弁させていただきましたとおり、県大会の支援につきましては船代の一部を補助しているということでございます。ふるさと納税の活用につきましては、今後の検討課題とさせていただければと考えております。

3番（松山さおり君） 是非、検討いただきたいと思います。ほかの自治体ではですね、子どもの医療費を高校まで無料化したとか、ふるさと納税を使って高校までですね、無料化したっていう自治体もございますので、是非研究していただいて、子どもたちのこう遠征費っていうのにはもう使っていただきたいなと思います。

すいません。ちょっと一つ文章を紹介させていただきたいと思います。島立ちの教育ということなんですけれども、ちょっと、ちょっと文章読ませていただきます。かつての奄美は教育で島興しに力を入れ、人材の島と言われたことがあります。明治から昭和の初めごろにかけて、政界、官界、官界ですね、法曹界、経済界、学界などで多くのリーダーを輩出した経緯を忘れてはならない。島興しの原動力足りうる人間づくりを。島立ちの教育とは代々受け継がれてきた豊かなふるさとの文化を今一度確かめ合い、ふるさとを教育の後ろ盾として、心の座標軸として根付かせる教育だと言います。子どもたちはふるさとに暮らすだけでなく、将来国内外の各地で活躍していかなければならない人材です。教育長が言ってですね、いつもふるさと教育ということで掲げていらっしゃいまして、私もいつも敬意を持ってお伺いしてるんですけども、拝見しております。この言葉はですね、金久中学校、私息子が通っております、金久中学校の校長先生が毎月ですね、2枚ほど松葉の翼と言って、その議員のこうボックスに入れてるものです。これは保護者にも全員に配られておりまして、島立ちの教育っていうのが、今のですね、42歳ぐらいの、になった方たちが中学校に受けていた教育だと聞いております。島のふるさとをですね、こう誇りに思っ、今こう本当、地方創生で少子化と言われているのであれば、今一度ですね、高齢化って、高齢社会でもあるんですけども、大事な宝を是非とも上にこう、荷を積んではないという教育っていうのをですね、今一度また考えていただけたらと思います。是非、ふるさと、ふるさと納税にですね、遠征にも充当できるということで希望を持っておりますので、よろしく願いいたします。

もう一つですね、人材育成っていう項目がある中で、ちょっと提案でございしますが、今回のふるさと納税はJTBさんに依頼をしたということで、その手数料って言うんですかね、それを大体19パーセントですか、大体2割をふるさと納税のほうから支払っているっていうことなんですけど、ちょっとこれはもう、お話をいただいたのでちょっと要望としてお伝えしたいと思います。島にはですね、しーまブログってございすね。それも都会の方たちっていうのは、関西、関東に入る方って島の情報をしーま

ブログでもですね、見てるっていうのを聞きました。そうすると、こちらのこのしーまブログを使って、島の中で、島の業者を使って発信していくっていうのも必要なんじゃないかなと思います。これがやっぱり雇用につながっていきますので、是非ともですね、足を稼ぐっていう何度もこう申し上げますが、一つ一つやっていく、自分たちの力でやっていくっていうのはもちろん、これからは大事なことだと思います、はい。いろんなところに依頼をするのではなくて、私も大崎町にちょっと伺ったときがありまして、津畑議員と師玉議員と伺いました。そのときなんですが、職員の方、1人の方が業者の方にですね、業者に1軒1軒あたって、そしてあの27億円というふるさと納税を得ることができました。1人の力が波及をして27億円という財源を町にもたらしたんですね、はい。ということは、やっぱり皆さんはですね、力を合わせて、島民一体、何度も言いますが奄美市全体が世界自然遺産っていうの目指すのであれば、島の人の力、そして島の皆様に分かるように周知をして、広げていっていくっていうのが一番大事なことなんじゃないかなと思います。一步一步ですね、もう前進していただきたいと思います。また、しーまブログっていうのもね、また考えていただけたらなと思います。

続いて、世界自然遺産登録についてお伺いいたします。世界遺産とは人類共通のかけがいのない財産として、将来の世代に引き継いでいくべき宝物です。世界遺産条約に基づき、世界で唯一の価値があると認められたもので、文化遺産や自然遺産などがあります。2013年1月、沖縄ヤンバル地域や西表島などの自然とともに人類共通の宝として将来に引き継いでいくため、奄美・琉球を世界自然遺産の候補地とすることが決まりました。多くの固有種、希少種が生育している奄美大島ですが、国の天然記念物のアマミノクロウサギやケナガネズミが生息している奄美大島、徳之島では山中に捨てられて野生化した猫が希少種を含む在来種を捕食して、生態系に悪影響を及ぼしている問題があります。2年後の2018年には世界自然遺産登録を言われている中、野猫、野良猫対策が世界自然遺産に向けての大きな課題であることは当局も認識されていると思いますが、市民への周知の面ではまだまだ広報が足りないのではと懸念しております。龍郷町ではノネコ、野良猫の冊子を作成し学校教育に取り入れたり、徳之島では3町村連携で猫対策に取り組んでいるようです。ノネコ、野良猫対策に関する市民、奄美市民への周知に関して、これまでどのような周知手段を講じてきたのか、また今後どのような方法で周知していくのか、見解をお示ください。

市民部長（前田和男君） お答えします。ノネコ、野良猫対策への市民の周知についてでございますが、当然市のホームページや広報誌においての周知は図っております。また、来庁者や各種イベント等でチラシや啓発物を配布し、市民への呼びかけを行っているところです。今年で4年目を迎えました野良猫の不妊手術、TNR事業も多く問い合わせをいただいております、野良猫対策に対する関心の高まりは感じているところでございます。TNR事業の際には実施地区への、実施地区での説明会を行いまして、飼い猫、野良猫、ノネコを含めた猫問題について市の取組や対応策などを地域の皆様に御理解いただけるよう努めております。併せまして世界自然遺産登録の根幹となっている奄美の希少動物を猫が捕食しているということを広く周知を図ってまいりたいと考えております。また、子どものころから早い段階において家庭や学校などで猫の適正な飼い方に対する教育は大変重要なことだと考えており、平成25年度に小学生に向けた自然遺産PR下敷きを作成しており、初年度、平成25年度は小学生全員に、26年度以降は新たな1年生、新一年生の配布させていただいた、いただいております、教育委員会とも連携を取っているところでございます。この下敷きには奄美の珍しい動物、植物を紹介するとともに、大切な生き物を脅かす動物たちということでマングース、野犬、ノネコ、野ヤギ等についても記載を、掲載をさせていただいております。今後とも将来を担う子どもたちに対する啓発活動について、関係機関、担当部署とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。付け加えますと、今月9月20日から26日は動物愛護習慣となっております。9月21日に関係機関でペットの適正飼養にかかる普及啓発活動を予定しており、キャンペーン時に市民の皆様へ猫対策について周知を図りたいと考えているところです。以上です。

3 番（松山さおり君） ノネコ、野良猫問題っていうのは、先ほども申し上げましたが世界自然遺産にはもう欠かせないというか、大きな課題だと思っております。今、周知の活動していただけるっていうことだったんですが、教育委員会さんともですね、ちょっと連携を取ってやっていくっていうことで、下敷きがね、配布されてるっていうのは私も知っておりました。もう少し、ちょっと何て言うんですかね、学校全体に、学校の教育の中にこの話っていうの、地域の問題でもありますので、取り入れていくとかそういうふうなお考えはないか、お聞きしたいと思います。

市民部長（前田和男君） 学校全体でということであれば、中学生以降にもということで検討できないかということ。それについても当然今後検討していかなければいけない課題だと思っております。現在は小学生にまず啓発用の下敷きを通じて、まず一番最初の段階で理解していただくと。今後はほかにもいろんな、県のほうだとかそういうパンフも作っておりますので、こういうパンフを活用しながら教育委員会と連携して中学校へも活動を広げていけたらというふうに考えております。以上です。

3 番（松山さおり君） よく理解いたしました。やはり、子どもたちってこう学校で習ったこと、家庭に持ち帰って親に話したりしてくれます。その中から、親もこういうことが今地域の課題なんだ、問題なんだっていうことを理解いたしますので、是非とも教育委員会さんともですね、連携を図って取っていただいて、進めていただきたいと思います。

では、その次の質問に移らせていただきます。佐大熊に向かつての湾岸道路に面している御殿浜公園の遊具の件でお伺いいたします。御殿浜公園は鹿児島県の湾岸管理の一環として大島支庁が管理し、その一部の事務を奄美市が担っていると思います。御殿浜公園は朝はラジオ体操行う市民が集い、公園の周りをウォーキングする人や昼間はゲートボールをする人、サッカーをする子どもたち、体育祭が近くなれば高校生も練習に訪れる、市民のまさに憩いの場です。また、小さいお子さんを連れて散歩に来るお母さんもいらっしゃいます。その中で、大分前から使用できない遊具がそのままの状態です。使用できない遊具をどのようにするかは大島支庁の所管事項だと思いますが、奄美市民の憩いの場ですので、奄美市は大島支庁から使用できない遊具は取り外すとか、また新しい遊具を取り付ける予定あるとか、どのような情報を得ているのかお伺いいたします。

建設部長（本山末男君） 御存知のとおり、御殿浜公園につきましては鹿児島県が設置している公園でありまして、公園内には遊具が2基ありますが、2基とも使用禁止となっております。このことにつきまして、管理を行っている大島支庁建設課に確認しましたところ、遊具の状態が危険であるということは認識しているということで、撤去するという方向で検討しているということでありまして、新たに遊具を設置する予定はないということで情報もらっております。以上です。

3 番（松山さおり君） 撤去するというので御答弁いただいたんですが、いつごろ撤去っていうのは御存知でしょうか。

建設部長（本山末男君） まだ、時期的なものは返事はいただいておりません。

3 番（松山さおり君） 理解、よく理解いたしました。なるべく早急にですね、撤去をお願いしたいと思います。

次の質問ですが、3月にも一般質問させていただきました医療費助成制度の給付方法についてです。地方自治体で実施している医療助成制度の支払い方法は医療機関の窓口で医療保険の自己負担額を全額支払い、後日申請により助成分が償還される償還払い方式と医療機関窓口で地方自治体が定めた一部自

自己負担金としての受給者負担額のみを支払い、それを超える自己負担額は支払わなくてよい現物給付方式があります。申請期限が6か月以内ではありますが、申請手続きが煩雑なため申請していない家庭も多いかと思われます。3月に御答弁いただいた内容は毎年県下福祉事務所長会議でも取り上げられているが、県やほかの市町村と足並みを揃えて、引き続き検討していくとのことでした。8月の新聞紙面で医療窓口を無料にと、鹿児島市の医師や子育て中の母親らでつくる市民団体、三つの安心をつくる会が1万9,000人分の署名を集め、9月に県に提出するとの記事がありました。奄美市のこれからの見解をお示しください。

保健福祉部長（吉 富進君） 松山議員の現物給付方式の導入について、奄美市の今後の見解についてお答えいたします。現物給付方式は窓口が、負担がなくなることから子ども医療費助成制度、1人親家庭医療費助成制度、それから重度心身障害者医療費助成制度を利用している方々の経済的支援や利便性の向上につながることでありと認識していることから、今年開催、8月に開催されました鹿児島県市長会から県へ受給者にとって利便性の高い現物給付方式の導入について要望しているところであります。現在、県内の市町村はすべて窓口負担を伴う自動償還払いとなっております。奄美市のみで現物給付方式を導入するにはシステム改修にかかる財政負担や医療期間との調整など、奄美市単独で実施する必要があります。このような中、県に、新しい県知事ができたんですが、マニフェストの中でも子ども医療費助成制度の現物給付の導入を掲げておりますが、まだ現在、具体的なことは決まっていないようであります。県のほうもですね。それで、県の今後の動向を見守りながら、先ほども申し上げたとおり子ども医療費助成制度、1人親家庭医療制度などの現物方式の導入に向けて、3月議会とあまり変わらないんですが、県や他市町村と連携をしまいついて、検討していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

3番（松山さおり君） 九州で現物給付式を採用していないところはですね、沖縄県と鹿児島県です。2年前なんですが、鹿児島県保険協会というところがですね、機関が、保護者の方に向けてアンケートを実施した結果があります。74パーセントの保護者の方が現在のこの償還払い方式が主流でありますので、医療機関で窓口ですね、お金を払うときに本当に自分のお財布と多分相談していると思うんですけど、74パーセントの方が経済的負担を感じていると結果が出ております。県のほうでも、県のほうにでもです、昨日9月8日の新聞ですが、医療費の窓口無料化をということで安心をつくる会が県にやはり署名を提出しておりますので、実現するのも早いのかなと思います。是非、奄美市でもですね、検討いただいて積極的に進めていただきたいと思います。

それでは、ちょっと時間早いんですけども、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 以上で、無所属 松山さおり君の一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

議案等調査のため、明日10日から11日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、明日10日から11日までを休会といたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

9月12日、午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会といたします。（午後3時45分）

第 3 回 定 例 会
平成 28 年 9 月 12 日
(第 6 日 目)

9月12日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋 口 耕 太 郎 君	2 番	林 山 克 巳 君
3 番	松 山 さ お り 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤ ス エ 君	6 番	大 迫 勝 史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸 内 恭 次 君	10 番	元 野 景 一 君
11 番	川 口 幸 義 君	12 番	竹 山 耕 平 君
13 番	安 田 壮 平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎 田 信 正 君	18 番	師 玉 敏 代 君
19 番	多 田 義 一 君	20 番	橋 口 和 仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平 川 久 嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊 東 隆 吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	総 務 部 長	東 美 佐 夫 君
総 務 課 長	奥 田 敏 文 君	企 画 調 整 課 長	三 原 裕 樹 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	プ ロ ジ ェ ク ト 戦 略 推 進 課 長	久 保 信 正 君
企 画 調 整 課 参 事	竹 元 康 晴 君	市 民 部 長	前 田 和 男 君
市 民 課 長	中 村 博 光 君	保 健 福 祉 部 長	吉 富 進 君
福 祉 事 務 所 長	伊 東 義 久 君	商 工 観 光 部 長	菊 田 和 仁 君
商 水 情 報 課 長	高 一 也 君	農 政 部 長	奥 正 幸 君
農 林 振 興 課 長	山 下 仁 司 君	建 設 部 長	本 山 末 男 君
都 市 整 備 課 長	武 下 義 広 君	上 下 水 道 部 長	上 島 宏 夫 君
水 道 課 長	山 下 一 弘 君	教 育 委 員 会 事 務 局 会 長	森 山 直 樹 君
教 育 委 員 会 総 務 課 会 長	徳 永 恵 三 君		

9月12日(6日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	上 原	公 也	君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	前 田	賢 一 郎	君
-------------	-----	-----	---	------------------------------------	-----	-------	---

議 事 係 長	森	尚 宣	君	議 事 係 主 査	麓	浩 登 志	君
---------	---	-----	---	-----------	---	-------	---

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

日程に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第2号のとおりであります。

○

議長（竹山耕平君） 日程第1，議案第77号 平成28年度奄美市一般会計補正予算（第2号）についてから、議案第84号 奄美市笠利大島紬共同のり張場条例の一部を改正する条例の制定についてまでの8件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案8件に対する質疑に入ります。

通告がありましたので、発言を順次許可いたします。

最初に、日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

16番（三島 照君） おはようございます。今日は議案第77号，83号，85号について、

（「85号は後から、後からですよ。」と呼ぶ者あり）

後から、分かりました。77号だけ。

（「77号と83号」と呼ぶ者あり）

77号と83号について、質問いたします。総括質疑をいたします。

今日、質疑を出したのは、私、基本的には 産経委員会の関係で、総務委員会で質問することができませんので、状況を教えていただきたいということです。

議案第77号 平成28年度奄美市一般会計補正予算（第2号）について、2款1項3目25節に積立金の目的として約5億円、そして2款1項6目25節に同じ積立金として、積立金が図られています。これは、その目的があつての積み立てなのか。私はやっぱり市長がいつも自慢しているように、奄美市は赤字を、あの合併した後、財政再建をし、基金も合計したら100億から積み立てが進んでいると。そして庁舎建設基金にもほぼ20億近い積み立てが入っているにも関わらず貯金するのはいいことですけど、やっぱりこれを今、一般質問でも多くの議員から質問がありましたように、市民の暮らしが大変な状況の中で、市民の福祉と暮らしを守る、命を守る、これは地方自治法に基づいて、市民地方自治の第一の原点です。そういうところじゃなくて、積み立てたということは、その活用目的、計画があるのか。あれば、その計画について市民に分かるように説明をしてください。

続いて、第83号、奄美市水道事業会計予算（第2号）については、資本的支出1款1項7目で朝日地区簡易水道区域事業拡張のためということで、約旅費が29万円、委託料が6,806万6,000円、用地購入費が1,054万円という予算が計上されています。これは6月議会においても1,800万円の委託料が計上され、私はこの具体的な使い道や自衛隊との案分の方法など、どういうふうにされているのか、すべてを奄美市の自主財源で、その自衛隊のためのこういうライフラインの事業が進められるのか、今後先々不安に思いますので、市民に分かりやすく説明をしていただくことを求めて発言席へ戻ります。

（「自席、自席」と呼ぶ者あり）

自席へ戻ります。

（発言する者あり）

（「まだ上程されてないです」と呼ぶ者あり）

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

財政課長（國分正大君） では、三島議員にお答えいたします。議案第77号 平成28年度奄美市一般会計補正予算（第2号）、

（「マイク、マイク」「大きい声で」と呼ぶ者あり）

はい。13ページ、予算書13ページです。2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費、25節積立金補正額、これは7億5,075万7,000円の説明をします。25節積立金補正額7億5,075万7,000円中、二つあります、一つが地域振興基金積立金5億75万7,000円です。この5億75万7,000円につきましては、今回の2号補正予算の編成後に剰余金として出てきたものを積み立てるものでございます。なお、この地域振興基金の譲与の積み立ての見込額としましては、14億9,877万6,000円になる見込みです。なお、この地域振興基金の活用計画につきましては、まずこの地域振興の考えですが、特定目的と言いまして、財政調整やですね、政策経費に充たしたいというふうに考えております。なお、28年度の予算につきましても、この地域振興基金につきましては、地方創生推進事業のほうに充たさせていただいております。

次に、2億5,000万円です。こちらの方は庁舎整備基金への積み立てでございます。御承知のとおり本庁舎建設も始まりましたが、この本庁舎建設に伴う積み立てということで2億5,000万円を予定しております。なお、この庁舎整備積立金のこの補正後の見込額は23億696万6,000円となる予定になっております。

先ほど地域振興基金の話ですが、これまでもですね、地域振興基金につきましては、地域の活力ということで特別枠ということで使わせていただいております。28年度につきましては地方創生のほうへのほうに変わりましたが、今後もですね、もちろんその一般質問でもありましたように政策的な経費、または緊急的な経費、その辺のですね、十分対応できるようにということで考えておりますので御理解いただきたいと思います。以上です。

プロジェクト戦略推進課長（久保信正君） おはようございます。総務費の企画費において計上している積立金4,000万円について御説明いたします。

歳入で計上しておりますふるさと納税寄附金1億から委託料等の経費を差し引いた金額を、地域振興基金積立金として計上しております。基金の活用計画については、現在は寄附の申し込みのときに、一集落1ブランドに関する事業、定住促進に関する事業、人材育成に関する事業、地域文化の保存・継承に関する事業、これら四つの使い道の中から応援していただける事業を選択していただいております。基金の活用方法は、財政課をはじめとして関係各課と協議しながら、具体的な事業に充当できるよう今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。以上です。

水道課長（山下一弘君） 旅費29万円の内訳についてお答えします。旅費の内訳としましては、鹿児島への旅費として2名を3回計上しております。具体的内容としましては、防衛支局との協議のほか、認可申請等協議について、鹿児島県との協議を予定しております。防衛支局との協議については、熊本防衛支局及び国分駐屯地の職員が担当しておりますが、瀬戸内町が協議をした際には、国分駐屯地で行ったようですので、国分での協議を予定して見積っております。

委託料6, 866万円の内訳としましては、認可設計料に1, 703万円、実施設計委託料に5, 163万円を計上しております。認可設計の具体的な内容としましては、今回の基地への給水を行うことにより、新たな水源を確保いたしますので、その水源に関しての認可申請と加えて、現在、当該地は給水区域外となっておりますので、区域を拡張するための認可申請が主な内容となります。実施設計につきましては、先の認可申請に則して、実際に具体的な水道施設の設計を行うものです。

3, 用地購入費1, 054万円の内訳についてお答えします。用地購入費の内訳としましては、当該事業に必要な新規に必要な用地としまして、取水設備に1か所、中継ポンプ層用地として有良地区に向かう県道沿いに2か所、自衛隊基地受水槽近傍に接合井用地としての1か所の計4か所を想定しております。取水用地につきましては、朝日地区内での選定を行っております。なお、それ以外の3か所につきましては、認可及び実施設計により具体的に決定されますので、現段階で場所等は確定しておりませんが、これまでのおおよその想定で予算を見積もっております。

最後に、財源についてですが、財源は防衛局からの負担金として今年度支出が見込まれます委託料、用地購入費、旅費及び備品消耗品費等の全額について、資本的収入の工事負担金として計上しております。以上です。

16番（三島 照君） はい、ちょっと、じゃ、幾つか。先ほどの積立金の件では、地方創生事業に活用して、地域活性化にということなんですけど、前年度の地域活性化創生事業にも基金が、財政がつぎ込まれていると思うんですけど、例えば、分かれば、その前年度の地方創生事業につぎ込んだ成果、総括やらされて、新たにこんだけの金を計画しようとしているのか、分かればその成果も1点。

それと、これからの地方創生事業の、例えば先ほど、定住促進や人材育成ということも言われていまして、そういったもんで具体的に分かる範囲でいいんですけど、もし、今年度どういう人材育成に活用していこうとか、定住促進がどんだけの予定、見込みがあるのか。そういったところをもう少し分かりやすく説明していただきたいということです。

それと、庁舎建設の2億5, 000万円については、これを入れて23億ですか。入れる、もう既に23億ほど積み立てられているんですね。間違ってたらごめん。もし、そうであったとしたら、この23億というのは、今回の庁舎建設でほぼ使っていく予算計上して組み込んでいく額になっていくのか。そうした場合、この庁舎建設に対する自主財源、自主負担、奄美市の負担がどんだけの額になっていくのか、その辺ももう少し説明してください。

次に、83号についてですけど、これは第2回定例会で1, 800万円の委託料について水資源の調査業務、そして調査工法として浦上川沿いに3か所ほど候補地を選定しているという答弁をされています。このことについて、この時は具体的な場所もなかったんですけど、その分の、そういうところの土地の購入費なのかね。そして、もう一つは、水量、水質を踏まえて、総合的に判断するという立場から、現在、自衛隊基地建設予定地は給水区域外となっておりますが、実務上、隣接する給水区域の変更認可申請を行い、給水区域を拡張するというふうになっているんですけど、この辺は具体的に、この、こっだけ予算計上する段階で、どういうふうになっているのか、市民にも説明してください。そして、財源の問題としては、本市の基本方針としては他自治体での先行事例も踏まえ、自衛隊に特化した分については自衛隊の全額負担とし、民生用途の共有部分につきましては、水量での案分負担として協議を進めていると、支払い方法は年度末精算ということで、どこからどこまでが自衛隊の全額負担に相談されているのかね。もっと言えば、私は前回の質問でも言いましたように、1, 800万円の委託料につ

いても、突然出てきた。しかも、そういう経過なども、報告も説明もない。あれから3か月経って、ことがここまで進んできている。議員は、議会はこの条例が出て、今初めて議論することで、どこでどういうふうに共有部分と自衛隊部分をどこで分けて考えていつているのか、その比率などがね、全く分かりません。まあまあ、いつ自衛隊との、自衛隊部分は全額自衛隊負担とかというのが相談され、決められているのか。そこら辺のその共有部分のどこからどこまでで、比率にしたら何%ぐらいになるのか。それで、この予算のどこまでを自衛隊が負担する、奄美市のそういうライフラインに、これからもいろんなものが出てきますから、そういうものに対する奄美市の負担は、これからも出てこないのか。その辺、分かれば説明してください。

プロジェクト戦略推進課長（久保信正君） ふるさと納税の使い道でございますが、平成27年度は約1,200万円の寄附が集まっておりますが、この寄附金を使って充当された事業の実績はありません。ただ、今後、今年からこのふるさと納税に強力に取り組んでいる中で、ふるさと納税を、奄美市のふるさと納税をPRしていく中では、返礼品を充実させることも大事ですけども、使い道もですね、PRしていくことが大事だと思っておりますので、今後、先ほど答弁させていただいたように、関係各課と協議をして検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

財政課長（國分正大君） 庁舎整備基金について御説明いたします。庁舎整備基金ですが、先ほども申しましたように、見込みでですね、全体で庁舎のほうが29億5,435万9,000円を積み立てる予定としております。なお、この取り崩しですが、庁舎建設につきましては、先行して住用庁舎、笠利庁舎が終わっております。これを除きましたあと名瀬の一部、本庁舎の一部、これのほうにもあてております。これが合計が6億4,739万3,000円というふうになります。先ほど言いました積み立てから、今まで使った取り崩し、除きました額が先ほど説明しました23億6,906万6,000円ということになります。

あと、この財源がどれほど一般財源かと言いますが、この29億5,435万9,000円がすべて一般財源対応分となります。以前から説明しておりますとおり、この庁舎につきましては合併特例債という起債を当てております。この起債は100%の充当に対して7割が国から入ると、交付税措置されるという起債です。残りの3割、すみません、95%充当です。だから、95%充当ですので、残りの5%分と交付税措置される7割、だから残りの3割、その分を足しました額が一般財源相当分というふうになります。この額が今言いました29億5,935万9,000円ということになります。以上です。

水道課長（山下一弘君） お答えします。まず、用地の関係についてですが、今回の計上しました用地費の中に、取水設備の場所が具体的に見積られております。あと、認可との関係ですが、自衛隊の特化した施設について供給をする場合も、現行法の水道法上認可が必要となりますので、この自衛隊基地を給水区域として取り込むために必要な認可申請を行うものであります。

あと、アロケーションの考え方なんですが、今回の自衛隊の基地に送水をする関係上、どうしても水量が足りないということ、それとまた朝日地区の周辺に、恐らく基地の宿舎が整備されるだろうということで、そこも含めましても現在の水量では足りないということで、いわゆる水源を増強しますが、その部分について、当初、自衛隊側のほうとしましては民生用の使用水量と、自衛隊基地が使用する水量

とのアロケーションという考えで協議をしてまいりましたが、この間、他市の他の事例等を研究なり、情報を調査したところ原因者としての自衛隊側の全額負担としている事例がございましたので、その部分について更に交渉を重ねましたところ、現在、事業費としては原因者負担である防衛局側の全額負担という方向で協議中でございます。また、実際に民生側と共用する部分は、取水設備と、取水設備から朝日の第3浄水場に送水をする導水設備、そして浄水場内で水を浄化する浄水設備がいわゆる共用設備になります。浄水場を出ていく水については、自衛隊に特化した施設でございますので、自衛隊の専用水道としての位置付けになります。御理解をよろしくお願いいたします。

議長（竹山耕平君） 3回目質疑はございますか。

16番（三島 照君） 何か、難しくて分かりにくいんですけど、とりあえず、じゃ、もう1点。先ほど出たふるさと納税で言っているんですけど、私は基本的にはこの一般会計の、この約7億5,000万円、地域振興の2億5,000万円などの、その使用、活用計画や使い方を考えているのかということだったんですけど、ふるさと納税に変わっているんですけど、そのわざわざ積み立てた金額の中から、じゃ、例えばどういう形で定住促進や人材育成については、おおよそでもいいんですけど、思いみたいなのがあれば、そういう人材育成、私が考えている人材育成は、農業やそれこそ一般質問でもありましたように、これから建設関係のいろんな職人の人材も不足してくるし、大島紬でも、いわゆる絞め機や、いろんな各職人が、今高齢化し、あと10年も経てば不足してくるんですよ。そういう島の産業やら含めて、地域振興全体を考えた、いざとなったら、そういうものに使うための基金に積み立てられているのかなという思いを持って質問したんですけど、ふるさと納税と何か今はやりで、そこにばかり答弁が寄っていくんですけど、最後に、さっき言ったようなそういう島の産業振興を考えた全体的な人材育成の、本当にいろんな業界からも叫ばれていると思うんですよ。そういったことは全く頭になのか、今後、検討していくのかということをお願いに1点、聞かせてください。

庁舎建設については、ほぼ29億の積み立て、これが自主財源としてこの3か所の庁舎再現に使われたということですね。それ以上の持ち出しは出ないということによければ、そのところ。

それと、今の水道の話が難しくて分からないんですけど、簡単に言えば、この事業は自衛隊が来なければ考えられなかった事業ですよ。そうでしょう、これ、自衛隊のためのやもん。今までは何でもなかったんやから。だから、例えば、ここ、さっき負担と言いましたが、ここにある9,759万円、これについて全額自衛隊負担として相談がされているということですか。そのところ、それぞれ1点ずつ。

財政課長（國分正大君） 地域振興基金の使い道、方策ですが、一般質問等でもお答えさせていただいたんですが、これまでもですね、いわゆる特別枠という名称で各皆様の会派からのですね、要請も踏まえまして、反映させてきたつもりでございます。過去の当てた事業につきましては、平成23年度からですね、主に紬きよら事業とかですね、あとは元氣臨時交付金という事業がありましたが、それと合わせた事業。あとはちょっと記憶に新しい大島高校への1,000万円というものもございます。あと一部ですね、この地域振興基金には幾つかの原資がございます。こちらのほうで今まで日本エアコミュニティーからの積み立てとかありますので、この辺は予算の範囲でですね、観光関係ということで当てさせてもらっております。今後の考え方なんですけど、繰り返しになりますが、あくまでも前提は政策的な経費

ということと、あとは財源調整ということがまずあります。今後ですね、繰り返しになりますけれども、地方創生ですね、始まりましたので、これを中心にまた皆様方各会派からのですね、要請等も踏まえまして検討させてですね、大切にですね、生かさせていただきたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長（竹山耕平君） 庁舎整備基金の手出しはもうでないように。

財政課長（國分正大君） すみません。庁舎整備基金の手出しですが、庁舎につきましては、今後ですね、社会情勢等、経済情勢等に影響されることも考えられます。特に東京オリンピック、あとは消費税の増額とかですね、その辺があると思います。今の段階でできる限りの見通しということで考えております。このあの20特に本庁舎の分につきましては、24億というふうに一応考えております。24億の根拠ですが、60億という庁舎に対して3割の戻しと、あともろもろですね、これからいろいろなことが考えられますので、余分というかですね、一応予定額ということで4割を一応頭に入れてですね、積み立てていっているところです。また今後、先ほど言いましたように、社会情勢等、経済情勢とか変わりましたら、また皆様のほうにですね、お願いをして、庁舎の積み増しということも考えられるということは御理解いただきたいと思います。以上です。

水道課長（山下一弘君） 議員おっしゃるとおり、今年度朝日地区簡易水道区域拡張事業に伴う費用について、全額自衛隊負担という方向で現在交渉を重ねてございます。以上です。

議長（竹山耕平君） 次に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

15番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

早速、議案第77号 平成28年度奄美市一般会計補正予算（第2号）について、質疑をさせていただきます。

まず、歳入についてでありますけれども、9ページの10款1項1目地方交付金5億5,715万5,000円についてであります。当初予算の見積りと余りにも差があり過ぎますが、適正な見積りだとお考えでしょうか。このように増えた要因をどのように考えているのか、まずお答えをいただきたいと思います。

二つ目は、11ページ、21款1項7目臨時財政対策債2億5,000万円についてであります。先ほど来、庁舎積立基金の原資ということでありまして、その原資は臨時財政対策債ということでもありますけれども、その説明と、今年度の発行額は幾らの予定になっているのか。

それと、二つ目は庁舎基金に2億5,000万円を全額積み立てるとなっていますが、庁舎積立基金の現況、先ほど29億か、の積立だというふうに言っておりましたが、それも合わせて取り崩しと、いわゆる住用・笠利庁舎ができておりますけれども、そういった取り崩しの経過状況を含めて、お示しをいただきたいと思います。

歳出についてであります。先ほど三島議員の質疑の中でもありましたけれども、13ページの2款1項3目25節地域振興基金5億75万7,000円、それと13ページの2款1項6目25節積立金地

域振興基金でありますが4,000万円について、先ほど質疑の中でおよそのことはよく理解をいたしましたが、財源が剰余金ということですので、その剰余金の全体像と言いますか、処分のどのようなになるのか、具体的にお示しいただきたいと思います。

二つ目は、地域振興基金の現況については先ほどありましたが、それも合わせて、取り崩した主な事業名、金額と、今後取り崩す予定の主な事業と金額について、主な事業だけでよろしですからお答えをいただきたいというふうに思います。地域振興基金が平成17年度の決算の額で見ますと11億4,800万円余りあるようですけれども、そういったことも含めてお示しをいただきたいと思います。

二つ目は、13ページの2款1項6目13節委託料5,900万円、19節に90万円載っておりますけれども、一般質問でもございましたが、まず、事業の内容説明をお願いしたいということと、ふるさと納税基金1億円の歳入補正が出ていますけれども、歳入に対して必要経費はどれぐらいになるのか。一般会計が質問でも手数料が19%と出ておりましたけれども、そういったことも含めてお示しをいただきたいということと、奄美市から他自治体に寄附している人の人数ですね、とその金額と控除の額は幾らになっておるのか。そういったことも資料があればお示しをいただきたいと思います。

次に、32ページの給与費明細総括区分の職員数についてお尋ねをいたします。市のほうでは定員適正化計画というのを持っておりますけれども、大変この定員適正化計画とのかい離があり過ぎではないかというふうに思います。具体的に申し上げますと、平成18年に678人の職員がおりましたが、平成26年度末575名、何と103名も職員が減っているということ。適正化、定員の適正化計画におきましては、平成26年度末で603人という計画を立てておりますが、先ほど申し上げました575名、現実には28名も計画より多くやめておられるというようなことについて、今後の採用計画を含めて当局の見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に、33ページの地方債に関する調書について、財政比率における年度中の起債発行上限を29億と書いてありますけれども、私たちに渡した財政計画が、あれは未定稿だったと思いますけれども、そのあとでできましたというのをもらっておりませんが、そういうことで起債発行上限を29億と書いてしまっております。当該年度起債見込額は50億2,600万円となっております。29億に換算されない特殊要因を示すとともに、特別会計、起業会計等の起債をお示しいただきたい。財政の計画では、全会計38億円というふうになっておりますけれども、なぜ起債額を全会計で36億、36億でしたかね、36億円としたのか、合わせて説明をお願いをしたいと思います。

次に、先ほど議論になりました平成28年度奄美市水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑をいたします。

まず最初に、奄美市水道事業の設置等に関する条例第2条、経営の基本というのがございますけれども、水道事業は常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないと規定をされています。平成28年の6月議会、第2回定例議会の総括質疑でもそういうふうに当局は答弁をしておりますが、自衛隊の活動は企業の経済性に当てはまるのかどうかについて、見解をお示しをいただきたい。

二つ目は、12ページ、1款1項7目朝日地区簡易水道区域拡張事業、委託料7,959万円、先ほどの質問でも良く理解をできましたが、この防衛省との協議という言葉を使っておりましたけれども、協議にあたって予算を組むわけですから、契約または協約書、そういった締結はどのようにになっているのかについてお答えをいただきたいと思います。以上です。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

財政課長（國分正大君） それでは、幾つか御質問が出ておりますので、順を追って御説明をさせていただきます。

まずは、補正予算書、一般会計ですね、9ページ、10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税5億5,715万5,000円についてお答えいたします。この地方交付税のうち今回の5億5,715万5,000円につきましては、普通交付税に関するものでございます。御質問の適正な見積りであったかということですが、以前から申し上げますとおり、予算編成にあたって、まず基本的な考え方ですが、歳入予算につきましては過度の見積りがないように、特に厳しく見積っているということが、まず予算編成の歳入の在り方だと考えております。その中で、今回の普通交付税につきましても、同じように考えておりましたが、この普通交付税の算出の方法ですが、国から、または県から予算編成時期にあわせまして、幾つかの資料等が届きます。これを市のほうとしましては、分析ですね、見通しを立てながら行っているところです。特に、地方の財政につきましては、国が示す地方財政計画というのがございます。これを基本にしながらですね、行うんですが、予算編成時期が11月から始まりまして1月までかかってきます。この間に手元のほうに入る情報と入ってない情報があります。不確定要素も数多くございます。この不確定要素につきましては、特に先ほど言いましたように過大に見積ることがないようにしています。また、予算に占める割合が普通交付税は大きいことから、特に注意を払っていることとございます。この要因につきまして、今、分かる範囲で分析していますが、3点ほどございます。まず、奄美地域は離島ということで、離島に係る隔辺地補正というのが普通交付税はあります。こちらのほうで1億6,068万8,000円と見込んでおります。2点目です。これは御承知のとおり27年度に国勢調査が実施されました。この国勢調査によります人口急減補正というのがございます。これで1億9,200万円ということです。人口が減ったのがどうしてかということとございますが、この中にちょっと専門的用語になりますが、地域振興費というものと、また段階的に補正するものがございます。これで増額となったということとございます。3点目です。3点目に臨時財政対策債です。普通交付税の決定と同時に臨時財政対策債も交付税と一緒に示されます。この額が減ると思っていたんですが、この額の増額措置と、交付税を増やして臨時財政対策を減らすという措置の分の影響分が1億8,400万円あったということで、今回の額の5億5,715万5,000円という額が当初の見込みよりも多く出てきたというふうに分しているところでございます。

次の質問です。予算書11ページ、21款市債、1項、同じく7目市債の中の臨時財政対策債2万5,000円につきましての質問です。まず、臨時財政対策債とはどういうものかという御質問ですが、先ほど言いましたように、臨時財政対策債は普通交付税の財源の不足額の一部を国と地方が折半し、地方負担部が臨時財政対策として、いわゆる基準財政需要額から振り替える仕組みとなっております。後年度に100%を交付税の参入がされるということで、一般財源というものが臨時財政対策債であります。今年度の発行可能額でございますが、これが7億843万円というふうになっております。

それとですね、庁舎です。庁舎の、これに関わる庁舎ということですが、庁舎のこれまでの経緯を申し上げます。臨時対策で積みました庁舎基金ですが、平成24年度から笠利・住用の庁舎が始まっております。ちょっと細かいんですが、説明させていただきます。平成24年度3,978万5,000円、25年度5,365万4,000円、26年度これが笠利・住用の本格的な工事に入りましたので、ここで4億4,996万9,000円、うち名瀬分を、本庁舎分も175万9,000円を取り崩してお

ります。あと27年度、ここで本庁舎名瀬分となります、ここで2,124万2,000円崩しております。今年度28年度見込みで8,098万4,000円、名瀬庁舎分ということできております。これが合わせまして6億4,739万3,000円となります。積み立ての合計額が29億5,435万9,000円でございますので、その差額分が先ほどの庁舎の23億696万6,000円というふうになります。

次の質問、歳出のほうですが、13款、13ページの2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費の積立金の財源です、地域振興基金の財源につきましては、先ほどこちよつと三島議員のほうが言いましたが、日本エアコミューターからの株主配当金ということで2,533万7,000円が入っております。あと、合わせまして先ほど言いましたが、補正予算の編成後の剰余金ということで、これ、普通交付税によるものが大きいんですが、ここで4億7,542万円入っております。合わせまして5億75万7,000円ということになっております。

次ですが、地域振興基金の現況と取り崩した事業名、金額、今後の予定等ですが、これまでも先ほども言いましたが、地域振興基金のほうにしましては、まず現況から言います。現況、平成28年度末で11億6,108万4,000円ありました。ここに、この額からあとは28年度は地方創生関連で取り崩しをさせていただいております。今回、地域振興基金に5億75万7,000円を積み立てて、28年度末の現在高は14億9,877万6,000円になる見込みでございます。

これまでも、主な事業ですが、これまでもですね、取り崩したおもな事業としましては、先ほど言いましたように、紬きよら事業とかですね、ということで特別枠ということで使わせていただいております。今後の予定につきましても、28年度から始まります地方創生関連ということで充当をさせていただきます。

次に行きます。33ページです。補正予算33ページ、地方債の関する調書です。先ほど地方債の調書に関して、起債枠の設定とありまして、未定稿の部分しかいただいてないということでございます。その段階のあとですね、文言修正等幾つか加えまして6月の初旬にホームページのほうには掲載をさせていただいておりますが、皆様への情報がなかったということで、お詫び申し上げたいと思います。また、紙ベースでですね、皆様のほうには提供するように準備をさせていただきたいと思いますので、御理解をいただきたいとおもいます。

この中で、今回の財政規律ですが、これを36億円ということで説明をさせていただいたとおりでございます。この36億円につきましては、新たな設定ということで、前回は38億円、今回は36億円ということになっております。御質問の一般会計の予算書の34ページの当該年度中の起債見込額というのがあると思います。こちらが50億2,600万円というふうになっております。この起債見込額には27年度、昨年度ですね、昨年度から28年度へ繰り越した事業がございます。この繰り越し事業に伴う財源が4億1,230万円を含んでおります。この差引額が46億1,370万円というふうになります。この46億1,370万円の中にはですね、特殊要因というふうに扱わせてもらっているものがございます。4点ございます。一つが、平田浄水場の後進事業に係ります水道事業への出資債、これが4億8,520万円、名瀬・住用給食センターに関わる起債、これが5,130万円、庁舎建設に関わる起債、これが11億9,510万円、あと臨時財政対策債、先ほどもいいましたが、100%国から帰ってくるということで6億5,000万円あります。合計で23億8,160万円という額が特殊要因ということで起債から外させていただきたいということで了解をいただいている額です。この起債額、繰り返しますが46億1,370万から特殊要因の23億8,160万を差し引いた一般会計の

起債額は22億3,210万円となります。合わせまして、特別会計、水道会計に絡むもの合わせますと、この額が特別会計、企業会計合わせまして10億6,790万円ございます。この特別会計等にもですね、27年度から28年度へ繰り越す事業がございます。これの財源としまして2億190万円が含まれております。この額が差し引いた額が8億6,600万円というものが当該年度の起債の見込額となります。企業会計につきましては、の額は5億1,610万円ございましたので、一般会計同様、特殊要因を引きましたら1億9,270万円となります。

今まで申し上げた会計、一般会計、特別会計、起業会計の額が特殊要因、または繰越額等を除きましたら32億9,080万円というふうになります。冒頭申し上げました新財政規律の36億円枠ということで御理解をいただきたいと思います。以上です。

プロジェクト戦略推進課長（久保信正君） 地域振興基金積立金4,000万円の財源は、先ほど説明させていただいたように歳入で計上しておりますふるさと納税寄附金でございます。基金の使い道については、今後、関係課と協議をして検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委託料5,900万円につきましては、ふるさと納税に係る業務全般を行う株式会社JTB西日本に対し業務委託契約に基づき事務委託料の900万円、返礼品の費用として5,000万円を計上しております。返礼品を扱う参加事業者、これは地元の事業者になりますが、には、このうちの4,000万円がJTBから支払われます。参加事業者の支払い分を差し引くと、株式会社JTBの手数料は1,900万円となります。

次に、19節負担金90万円については、ふるさと納税の宣伝事業負担金として計上いたしました。内容は、11月に東京で開催予定のイベント、ふるさと納税フェスタ2016イン神宮外苑いちょう祭りへの参加に係る経費でございます。ふるさと納税寄附金1億円に対する必要経費について御説明いたします。先ほど申し上げました株式会社JTBとの業務委託に係る委託料が5,900万円、このほかに決済手数料などが発生いたします。決済手数料のうちクレジット決済分は寄附金額の1%でございます。これらを合計しますと概ね寄附金額の6割が必要経費になるとみられ、歳入から必要経費を差し引いた4,000万円を積立金として計上しております。このほか、ふるさと納税の周知活動のための旅費48万円やパンフレット印刷製本費の45万円、それから、先ほど説明させていただきました負担金の90万円を単独事業として計上しております。以上でございます。

総務課長（奥田敏文君） 職員数についてお答えいたします。32ページ目のほうに499という数字が載っていますが、これは一般会計から給料、手当等を支払っている職員数でございます。これに特別会計及び他の団体、出向、あるいは派遣をしている団体からの給与を支払っている職員を含めると、現在職員数が586名というふうになっております。先ほど質問にありました定数適正化計画でございますが、これは平成32年度までの10年間の職員数の定数を定めるものでございますが、平成28年3月にこの定員適正化計画の中間見直しを行いまして、定数を617というふうに設定いたしました。先ほどお答えしたとおり、現在の定数からすると大きく職員数が不足しているという状況でございます。今後とも退職者の推移なども見ながら、またキャリア採用など、年齢構成を考慮しながら、平成32年度までの早い時期に定数に近づけるように職員の確保を行ってまいりたいと考えております。以上です。

水道課長（山下一弘君） お答えします。議員御指摘の条文につきましては、地方公営企業法第3条経営の基本を準用したのですが、地方公営起業法には地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともにとあり、この分の主語は地方公営企業となります。したがって、本市の条例は水道事業は常に水道事業の経済性を発揮するとともにと読み替えることとなりますので、ここで言う企業とは第三者の企業ではなく、私ども水道事業となります。この経済性の波及を促す仕組みとして、この法では経営に伴い収入でその経費に当てる独立採算性の原則をもとめておりますので、自衛隊が企業であるかどうかではなく、我々の経済性を考慮して対応を進めているところでございますので、御理解をよろしく願いたします。

次に、これまでの協議の状況についてお尋ねですが、5月に熊本防衛支局長からの依頼を受け、その整備について奄美市給水条例第32条に規定する工事負担金の徴収に基づき行うもので、防衛支局側ともこのことについてはこれまでの協議の中で御理解をいただいているところでございます。去る7月に行いました、防衛局と行いました協議の中で、防衛局から奄美市の要望書の提出を求められましたので、当該事業について整備費用負担の在り方、維持管理に関する基本的な考え方についての要望書の提出を行っており、現在、防衛局のほうでこの件に関し対応を行っているところでございます。以上です。

議長（竹山耕平君） いいですか。2回目。

15番（関 誠之君） 多くの質問にお答えいただき、大変ありがとうございます。まず、交付金の算定予算に対する算定の在り方でありまして、これは2015年度に閣議決定をしておるんですけれども、地方の歳出水準については交付団体をはじめ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額については、2018年度平成30年度までにおいて2015年度の地方財政計画の水準を下回らないように、実質的に同水準を確保するという閣議決定がなされておるわけで、確かに予算編成時が11月から1月ということが入らない情報もあります。我々も2月頃にならないと確定的なことは情報は入りませんが、そういった中でですね、2016年度の地方財政収支見通し概要というのが出るわけですが、その中では地方交付税の見込みで1兆6千700億円が計上されておいて、前年度マイナス0.3パーセント、確かに財政の見積った中で0.3パーセントマイナスというようなこともあったわけですが、であれば、こんなに5億5,715万5,000円も差額が出るようなことにはならないんじゃないかというふうに思っています。なぜこのような質問をするかと言いますと、三島議員も先ほど申し上げていましたとおり、このようなことからですね、もっと当初予算において上限額をきっちり予算措置を行って、行政サービスを市民のためにも積極的にしていくべきじゃないかという考え方で、この交付税の、かなりこの5億5,000万円、すごい差額ですからね。111億でしたっけ、交付税が、それから比べると5億なんていうのは大したことないというふうに思うかも分かりませんが、やはり、私たちにとっては一般質問でも申し上げました乳幼児の名瀬における歯のフッ素添付というんですか、48万あれば、年間何とか、名瀬地区もただで、住用・笠利は既にただになっておりますけれども、そういった行政サービスをしっかりやるためにも、地方交付税というのは、これ安定したと言いますか、継続された財源であるわけですから、そういったことも含めてですね、お願いをしたいということでございます。先ほど言いました、確かに離島への対応ということで各延長性、また続投性というのが、そういった情報の中にも出ておるわけで、離島の団体の基本財政需要

額を割り増しするということでもありますから、かなりこの部分がかったということでもありますから、了解をいたしました。

二つ目の臨時財政対策債、これについて再質問をさせていただきますけれども、臨時財政対策債は2016年度地方財政収支見通しの概要では、3兆7,880億円で、先ほど示していただきました16.3パーセント減額となっておりますけれども、この臨時財政対策債の今後の見通しと奄美市における臨時財政対策債の影響なり、財源の在り方についてお示しをいただきたいと思います。

歳出のところでは、先ほどの地域振興基金、よく理解をいたしました、再度、お聞きをいたしますけれども、地域振興基金を取り崩して財源に当てる事業、今後、先の事業ですけれども、主なもので結構ですから、お示しをいただくと同時に、先ほど財源補填と、財源調整というような言葉を使っておりましたけれども、そういった根拠的なものが、どのように財政の中では話し合われて、また内規的にあるのかどうか。そして、この14億9,877万円でしたっけ、先ほどの決算、17年度の決算では11億4,800万円余りというふうになっておりましたけれども、積み立ての目標額というのがあるのかないのか、その辺を含めてお聞きをしたいと思う。特に、地方創生関連に、前は市長の政策的な特別枠というところに使っていたようでもありますけれども、そういったものを含めてお答えをいただきたいというふうに思います。

それに、ふるさと納税の関係でありますけれども、先の一般質問、今も申し上げておりましたけれども、事務委託先であるJTB西日本の手数料は一律19パーセントということのようでもありますけれども、これは例えば、1億円稼いだら何パーセントとか、5,000万円だったら何パーセントとか、そういうふうに金額に関係なく一律19パーセントという手数料というのは、何か高いような気がします、その辺の認識はいかがでしょうか。

それと、地元の業者が、自前でシステムを開発することはできないのかどうか、これについてもお答えをいただきたいというふうに思います。

職員の件は、32年度の早い時期にということでもありますから、鋭意努力をなされたいということをお願いいたします。

地方債についてはお答えがありましたのでの了解をいたしました。あと、それと先ほど紙ベースであげるということがありましたから、承知をいたしましたけれども、総合計画のときもそうですけれども、ホームページに上げれば、私たちもそれを了解したというような感覚になっておられるように思われますけれども、しっかりとこういった大事なものはですね、紙ベースでしっかりと議会議員に周知を図るという意味も含めてですね、お願いをしたいと思います、今後、それについても何かお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

あと、議案83号、水道の関係であります。企業の経済性の部分については理解をいたしました。公共の福祉を増進するというのが自衛隊の誘致につながるかどうかというのはよく分かりませんが、今、聞いた中では防衛省との紙ベースでの契約書というのがあるんですか、これ。聞いた中では、何か、要望書を受け取って対応を協議をし、対応しているというようなふうに聞こえましたけれども、予算を組んで大事な水道の公営企業の財源でですね、執行するわけですから、これが普通、私どもの感覚は、例えば国の事業執行をするときは、交付申請を出して、交付決定を受けて、予算が確定をしたということで次のことに移るわけですが、そこで再質問ですけれども、今回の予算について協定書等において、どのような契約を文書でやったのかやらないのか、口頭なのかどうか、ということをお聞きをしたいと思います。

それで、1, 800万の問題、先ほどお答えしましたから、それはそれで全額ということではありますが、もうこれは最初から自衛隊の専用のことではなかったかと、私は推測しております。たまたま民生と言うと、ああ、私たちのためもやるんだなというようなことを促すために、民生との案分と、共用分が水量での案分協議ができるわけじゃないわけですね。自衛隊が幾ら水を使うかというのは、これは仮想のことでありまして、そういうことを含めて、何かすっきりしない、また、自衛隊に全額払わすというのも、根拠的にもよく分かりませんが、そういう中で、これが案分の協議はどうなっているかと聞こうと思いましたが、今のことで了解をいたしました。

そういうことで、お答えをいただきたいと思います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

財政課長（國分正大君） 大きく3点ほどご質問があったと思いますが、お答えしたいと思います。

まずは、臨時財政対策債の見通しでございます。臨時財政対策債ですが、これまでも国の地財計画等ではですね、減りますということできておりましたです、これまでですね。参考まで申し上げます。26年度、これが9億4, 120万円ございました。27年度、これが8億9, 270万円ございました。今回28年度、7億843万円というふうになっております。国の情報とですね、一応分析者がやってはいるんですが、なかなかうまく分析できないところもあります。この辺につきましては、今後ですね、十分勉強させて、予算のですね、過度の見積り、または、また不足等ないように、していきたいというふうに考えております。

次に、地域振興基金の見通しでございます。その前にこの基金の在り方なんですが、先ほどから財政調整とですね、政策的経費というふうに考えていると述べさせてもらっています。今回、皆様にお示しました第二次財政計画のほうにも書かせてもらっておりますが、こちらの考えとしてはこれらの政策的財政調整と基金として大きく三つ掲げております。まず、財政調整基金でございます。あと公共施設整備基金、あと先ほど来説明しております地域振興基金ということでございます。これらを合わせまして、3基金の目標額ということで、平成37年度60億と、超えというふうに目標を立てさせていただいております。御理解いただきたいと思います。

地域振興基金の今後の使い方ですが、まあ、もう繰り返しにしかならないんですが、地方創生というのが始まっております。地方創生の中身は多種多様にわたって盛り込まれております。子育てから、観光から、もろもろ入っております。広い分野で活用させていただきたいというふうに考えておりますし、29年度の予算編成に向けましても、十分精査してですね、関係課と協議の上、活用させていただきたいというふうに考えております。

次に、先ほど来、話が出ています新財政計画の皆様方への情報の提示の在り方です。ホームページというものが、まず情報の提供ということで一つあります。これを見る見ないということもございしますが、見ていただけるものだと思って一応上げてはいたんですが、なかなか皆様お手元にはですね、届かなかったということがあるようですので、先ほども言いましたが、紙ベースで用意させていただきまして、後日、配付をさせていただきたいと思いますので、御了解いただきたいと思います。以上です。

プロジェクト戦略推進課長（久保信正君） JTB西日本との委託契約でございますが、事務委託料の1割9パーセントと、返礼品を扱う10パーセントの割合は、日本全国共通でございます。それから、

なぜ我々がこのJTBと契約させてもらったかというのは、一般質問でも答弁させていただいたとおり、本市は本年度からふるさと納税の強化のための取組を開始いたしましたので、先進地のようなシステムや技術を持っているJTBと業務委託契約を結び、早急にふるさと納税に取り組むことが必要と判断し、現在の事業を進めているところでございます。先ほど質問がありました、そのシステム、システムに関したら、時間を掛けただけでないことはないと思いますけども、このようなシステムのことも含め、今後、ふるさと納税の事務委託の内容につきましては、これからの実績や経験をもとに、業務内容等について精査し、事業を進めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

水道課長（山下一弘君） お答えします。具体的な要望書が締結されているかというお尋ねですが、先ほど申しましたように、現在、熊本防衛局から当該事業を実施する上での整備費用負担の在り方、維持管理に関する基本的な考え方について当市の要望書を求められましたので、要望書を提出して、要望書及び要望書の形に添って協定を行う旨の覚え書き書を提出して、現在、防衛局のほうで対応しているところでございます。

次に、民生用とのアロケーションについての御質問ですが、当初、アロケーションの考えがございましたが、先ほど申しましたように、今回整備する私どもの根拠条例として奄美市給水条例第32条、いわゆる新たに水道を新設する場合、また、新たに新設することによって既存の浄水能力が不足する場合については、工事負担金に基づき整備することができるという規定がございますので、今回、この条文に基づき、いわゆる直接費用とその付随する費用について、原因者負担を求めるものでございます。御理解をよろしくお願いいたします。

議長（竹山耕平君） 3度目。

15番（関 誠之君） 分かりました。臨時財政対策債のことで少しお話をしておきたいと思いますが、いわゆる交付税の不足分を後年度、基準財政需用額の中に参入をすると、それはそれで理解できますけれども、ということは、この臨時財政対策債というのは行政需要、いわゆる行政サービスに関わる、例えば教育や福祉や医療・介護、そういったものに関わる費用だというふうに思っているわけです。それを全額、庁舎に積み立てるということは、それはそれで理解をいたします。庁舎が早くできることによって、防災や、また市民に対する行政サービスになるわけですから、しかし、その臨時財政対策債をそのまま積み立てていって、それを財源にしたために市の財政的な負担が1円もないというような感覚があるとすれば、それは少し考えていただかねばいけないことだと、先ほど言ったような、やはりそれも行政サービスの一環でありますから、本来ならばそういったところに使う金でありますので、そこはどのような認識も必要かというふうに思っております。

それと、一つお願いですけれども、奄美市から他自治体に寄附している人の人数とか、金額、控除額、これが資料がないからお答えいただけなかったというふうに思いますが、後日、そういった資料があれば提出をいただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

最後になりますけれども、水道事業の今の質疑を聞いて、三つ、反対討論でも申し上げましたけれども、市長の見解があれば少しお聞かせをいただきたいというふうに思います。

一つ目は、予算計上実施に当たって防衛省との契約文書、要望書というのがあるように、今お聞きしておりますが、普通ならば、先ほど申し上げたとおり、何でも交付申請を出して、しっかり予算措置を

相手側が確認をして、その上に事業が始まるわけですが、防衛省はそういった契約書、文書がなく、防衛省の行動説明を根拠にですね、公的企業が事業を進めることは、法的にも問題がないかと、法的には問題はないというふうにおっしゃるかも分かりませんが、先ほどのような行政の手続き上、そういったことがいかなものかというふうに思いますが、見解をお聞かせいただきたいということが1点。

二つ目は、予算措置の財源を担保する、今言ったことですが、根拠が不明確であると。その後の計画が不明瞭、いわゆる6億でしたかね、総事業費が。それぐらいになるというのにも関わらず、今回の予算は恐らくあれは区域の変更申請と言っても、水道事業の認可申請に等しいぐらいの事業量になるのではないかとこのように思いますが、そういった人専門である意味配置をしないと、なかなか3月までにはそれが間に合うとも思えませんけれども、そういった人件費に関することについて、本当に不明確、不明瞭であり、また、そういったことが議会や住民への説明が果たされていないことに対する見解があればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

三つ目は、今回の給水区域外である陸上自衛隊奄美駐屯地への給水区域変更認可申請は、公営企業が従来指導してきた区域外、先ほど32条工事負担金と、これは後の話ですからね、課長ね。いろんなことがあって、みんな協議をして、整って、お互いが協約を交わして、さあ、こういうふうにあなたのところには100径の塩化ビニールというか、硬質の塩化ビニールで引っ張りましょうねと、そのためにはこういうふうな、ここにはちょっと高いから、ポンプが要るのでいろいろするとこれだけの金が掛かりますが、そういったことを示しながら、お互いがそうだということで納得をして、協約を交わしてやろうというのが普通の事業のやることですが、そういった公営企業は従来指導してきた給水区域外の給水は受益者において独自に給水装置をさせていたわけですから、今言ったこの負担金のこのことですね。そういった事例を無視してですね、逆に言えば、そういったところは自分たちですとやってきたわけですから、自衛隊と言え、特例的に扱って、特例的な措置になっておりますけれども、そういったことが、不公平、不平等ではないかなというふうにおっしゃる方もおりますが、これに対しての見解をお聞かせいただいて、私の総括質疑を終わりたいと思います。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

市民部長（前田和男君） おはようございます。ふるさと納税の地元からの控除額というこれについて、議員が今、議員がおっしゃったように手元に正確な資料がございませんので、また委員会等のときにもお答えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

市長（朝山 毅君） 臨財債の件ですか、臨財債の件については、当初は地方交付税の中の普通交付税で措置されていたわけです。平成12、3年ですか、ちょっと忘れちゃったけれども、財政の七五三といわれる国の財政が大変厳しいときに、国と地方ともお互いに分担をし合いながら、国家の財政健全化のために尽くそうではないかということで、当該年度で支給する地方交付税の普通交付税、そして後年度以降に必ず100パーセント払いますので、地方もその間の借入れとして、起債として負担してくださいということから始まったのが臨時財債なんです。ですから、もともととは言えば、従来はこれは当該地方公共団体の当然いただく交付税として算定計画しておりましたが、それがこのような実態になっていると。ですから、毎年度9億、7億、8億ぐらいで交付されるわけです。それを財源にしながら財政

運営をしているということでございます。それと当初、余りにも予算と決算とのかい離があるということがありましたが、私どもが予算編成をする際には、必ず、議員も御承知でありましょうが、歳出から確実に積み上げてまいります。来年度、どれだけの歳出があるかということを実際に把握します。その歳出を実際に賄われる収入があるかと。おぼつかない、不確性要素があるとなったときに、じゃ、これはいわゆる国・県の補助がきくのか、有利起債があるのか、ないのか、なかった場合は自己資金を当てざるを得ないと、そういうことで、財政運営、予算編成をいたしておりますので、まず、確実な歳出を見積り、それを賄える収入があるかないかを判断し、その中で歳入は厳しく、歳出は確実に、その差、皆さん方にお諮りして予算を編成しておりますが、その予算の中において、私どもが心配していた予算が思惑として確実に入って来たと、その差がそういうふうになってきておりますので、さっき内容については財政課長が言いましたが、確かに当初予算と決算とのかい離があるかもしれませんが、それは結果として次年度以降、また次期の繰越財源として予算措置に利用する財源になりますので、また、積立金に積み立て、そして財政環境をよくするような財源にもなるということも御理解いただきたいと思います。予算イコール決算は望ましいかもしれませんが、やはり、歳出はしっかり経費を賄い、お互いに努力をしながら、少しでも不用額がでるように節約をしてということを基本にしながら、歳出と歳入を賄っている予算編成でありますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

それと、契約書の件ということでありますが、まずこれ予算なんです。確定はしていない事業費です。どれだけ掛かるかも分からないという中でありますので、じゃ、その際に予算が、確定した場合には、国はちゃんと払うんですねと、払いますよねということなんです。したがって、どれだけの経費を使って、どれだけの額が定まったときには、私は請求書を出します。そういうことでありますので、トータルして大体これぐらいの金額であろうということを想定して、予算を皆さん方をお願いしているわけです。それが固まって事業が確定したときには、その公文書を持って、国の出す公文書を信用しなければどうします。私はそういう思いでやっているつもりです。そういうことです。

それともう一つ、自衛隊のためにだけ造るということを用、朝日町の向こうは水道がなかったんですね。3年前ですか、皆さんの御理解を得て布設をしたのは。しかし、パチンコ屋ができた、スーパーができた、そして民間もできてきた。賄う量がないということで、管は引いたものの、十分な圧がないということで、急、何と言うんですか、あの登る坂は、本茶の入り口のほうに自然流下できるように、これからも増えるであろう民家、若しくは工場などを想定して、朝日の水道化をやったわけです。その際に、また自衛隊という大きな量を使うという、きましたので、そういうことを含めて確実な水量を確保しようと、良質の水量を確保しようということで、今回、1,800万円の予算を計上してお願いしたわけでありまして。それらをことを踏まえて、もちろん自衛隊が幾ら使うということを想定しながら、その経費を含めてお願いしているわけでありまして、どうか皆さん御理解いただきたいと思います。以上です。

水道課長（山下一弘君） 給水区域外での整備の在り方についてですが、先ほど来、申しましたように、奄美市水道給水条例第32条は、給水区域外について大規模な宅地開発や開発行為を行う場合について、水道事業が民間の代わりにその水道を布設する企業を代行する形になっておりますので、通常、小規模な民間の給水申し込みについて、この条文を適用する事業者は、経済性の観点からほとんどおりません。それで今回、この条例の適用について、過去調べましたところ、山田団地に水道設備を整備したときにと、鳩浜に昭和50年代に鳩浜地区に水道設備を整備したときに、この条文を適用して整備した

事例がございますので、今回もいわゆる大規模な給水申し込みとして適用したいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（竹山耕平君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を。

15番（関 誠之君） お願いです、議長。よろしいですか。長浜で土曜日、断水や漏水があったことについて、少し、やっぱり水道課から市民に説明なり何をしたほうがいいんじゃないかと思いますが。

（「後ほど、今の件につきましては、対応をお願いいたします」と呼ぶ者あり）

議長（竹山耕平君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第77号 平成28年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての1件は、これを総務企画委員会に、議案第78号から議案第80号及び議案第77号 平成28年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての4件は、これを文教厚生委員会に、議案第81号から議案第84号及び議案第77号 平成28年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての5件は、これを産業建設委員会にそれぞれ付託いたします。

○

議長（竹山耕平君） 日程第2，議案第85号 工事請負契約の締結についてから、議案第87号工事請負契約の締結についてまでの3件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、ただいま上程されました議案第85号から、議案第87号までの提案理由を御説明申し上げます。

議案第85号から議案第87号までの工事請負契約の締結については、平成28年度奄美市本庁舎新築工事の3件の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

何とぞ御審議のうえ議決してくださいますよう、お願い申し上げます。

議長（竹山耕平君） ただいま提案理由の説明がありました。議案第85号から議案第87号までの3件に対する質疑に入ります。

通告がありましたので、発言を許可いたします。

日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

16番（三島 照君） こんにちは。議案第85号について質疑をいたします。提出していませんけど、許していただくなら86号、7号も関連して答弁していただけたらと思いますけど、

（「通告制となっております」と呼ぶ者あり）

無理ならいいです。

私が今回、この質疑を取り上げたのは、庁舎建設は先ほどからの答弁にもありますし、この間の一般質問等でも多くの質問が出ました。そして私自身、住用の庁舎、笠利の庁舎の検討委員会等にも関わってきた関係もありまして、この庁舎建設は非常に関心を持っています。そういう立場から市民にこういった大きな工事についても、分かりやすく説明いただくためにも、今回、取り上げた結果です。

まず、この入札に何社が参加されたのか。その点と、そうして２番目に最高入札の額が幾らで、また最低額は幾らだったのか。その結果が今回の落札額だと思いますけど。併せて、非常に気になるのは、庁舎というのはずっと計画時から三つの庁舎はそれぞれの地域の防災機構の中心になっていくと。やっぱり役所が津波や台風でつぶされるようでは、市民の安全・安心が守れない。そういう立場から、この建物の耐震強度、震度の数字はどこで設定されて建設されているのか。なぜ私がここをお聞きするかというと、私、基本的にこの庁舎、本庁舎だけでも約５０億前後掛かるん違うかなというおおよそ、いろんな住用・笠利の問題も含めて、その耐震強度を図っていくためにはという思いがありましたので、この問題を聞かせていただきました。そして、結局は合計契約が４４億４，８９５万９，８８８円という予定額なんですけど、この額は本当に市が示された、言うたら予定額の何パーセントに値しているのか。まずその、この４点について御答弁をよろしくお願いします。

議長（竹山耕平君） 答弁を求めます。

企画調整課長（三原裕樹君） それでは、早速答弁をさせていただきます。議案第８５号 工事請負契約の締結について、第８５号、これは本庁舎の建築主体新築工事でございますが、この入札参加者数についてお答えをいたします。

奄美市本庁舎建築主体新築工事の期限付き一般競争入札に関する告示を７月１１日に行い、その後、７月２１の入札参加資格期限までに３社の特定建設共同企業体の参加申し込みがございました。その３社が８月２６日の入札に参加しております。

それから、２点目の入札金額について、税込み額でお答えをいたします。最高入札額が３４億１，２８０万円、それから、最低入札額２９億３，１５５万５，８８８円となっております。

それから、建物の耐震強度についてお答えをいたします。現庁舎は昭和４２年に竣工しております、現在の建築基準法による耐震基準を満たしてございません。このような状況を踏まえまして、新庁舎では免振構造を採用いたしまして、国土交通省の大臣認可を受け安全性を確保しております。阪神淡路大震災マグニチュード７．３、震度６強と同程度の地震に対しましても、建物を安全に使用できる設計となっております。

それから、予定価格に対する落札率の御質問にお答えいたします。奄美市本庁舎新築工事の建築主体、電気設備、機械設備の３点の予定価格の合計が４７億９，１３１万９２０円でございます。今回の落札額が４４億４，８９５万５，８８８円でございますので、落札率は９２．９パーセントとなります。以上でございます。

議長（竹山耕平君） 再質はございますか。

１６番（三島 照君） 今びっくりしているんですけど、まず、入札に参加した業者が３社、これ今のこ

ういう大変な厳しい時代に、この3社というのはどういうふうに見ているんですか。私はえらい少ないなというふうに思っているんですけど、その評価。

そして、最高入札額が34億1,200万円で、最低入札額が29億3,125万円、落札額と約、ほぼ20万円ちょっとぐらいの差ですね、これ。予定額が29億3,150,契約金額が29億3,155万5,888円、最低額が29億3,125万円ですかね。この辺をどういうふうに判断しているのかということが1点。

私はなぜかと言いますと、この耐震、免震構造を含めて6.6パーセントだと、震度6だと見ていると言っていますが、これからできる、この公の庁舎で、しかも奄美、それこそ調査した結果だと思うんですけど、よく聞くのは、この下のほうは地下の水脈が出てきていると、あると。これ、水が溢れ出てくるとか、いろんな話が流れてくる中で、そういう中で、しかも熊本地震は震度7とかね、そういう状況が今発生してきている中で、あえて言うたら大丈夫やと思うんですけど、あえて震度6で抑えた、この差が、この言うたら、金額、予定金額に契約金額になってきているのかなと、さっき言いましたように、私はもうちょっと高くつくと思っていたので、そのための庁舎積立金なのだと思っていたのでね。この金額はそこで、この震度の下げたことが出てきたのかなという思いをものすごく感じたことがあります。そういう点で、その辺のところをまず、入札参加者企業が3社しかなかったことを、どういうふうに考えているのか。どう評価しているのか。そして、この契約額と落札額の最低額の差額を、どう判断しているのか。それで、併せてその震度6が本当にこれ、今全国で起こっている地震がほぼ震度7とかいう地震が発生し、一般質問で答弁は、喜界島沖をあれにしているんだということでしたけど、別に地震は喜界島沖だけがあるわけじゃあるまいし、東海、南海トラフ等も今騒がれている。これは奄美にはあんまり影響しないということからの判断からも分かりませんが、ちょっとそのあたりを聞かせてください。

企画調整課長（三原裕樹君） まず、参加者数の数についてということでございますが、今年度、出水市も同様の庁舎を発注をしております、大手ゼネコンを含めて3社程度入札をしております。こういった建築需要が高まる中で、3社の申し込みがあったということは期待をしていたとおりの数は確保できたかなという認識ではおります。

それから、落札額の件ですが、建築工事につきましては、予定価格が32億5,728万4,320円に対しまして、最低額が29億3,155万5,888円ですので、約90パーセントの落札率で落札しております。通常の落札で落札しておりますので適正というふうに考えております。

それから、耐震強度の件ですが、先ほどあえて阪神淡路にマグニチュード7.3と震度6強という話をしましたが、この設計の中では明治44年の喜界島沖地震マグニチュード8.0についても、免震構造ということで耐え得る庁舎として設計をしておりますので、どうぞ御安心いただきたいと思います。以上でございます。

議長（竹山耕平君） 再々質疑はございますか。

16番（三島 照君） 本当は86も7も聞いたかったですけれど、ちょっと私のほうが外してました。こういう工事をこれからも施工していく中においてでもですね、やっぱりいろんな角度から市民にいらん疑惑がもたれんようにね、そこは、もう私が言い出したらきりないから言いませんけど、そうい

うところ辺をしっかりと対応しながら、予定価格の92.9パーセントと、約93パーセントというところですけど、私はえらい90パーセントを超えたなという思いはしておりますけど、そのところをしっかりと対応して、また、細かいことはこれからの中でお話を聞かせていただきたいと思います。終わります。

議長（竹山耕平君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第85号から議案第87号までの3件については、これを総務企画委員会へ付託いたします。

○

議長（竹山耕平君） 日程第3、発議第6号 人工内耳を補装具として対象品目に加えることを求める意見書についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

18番、自民新風会 師玉敏代君。

18番（師玉敏代君） おはようございます。自民新風会の師玉敏代です。人工内耳を補装具として対象品目に加えることを求める意見書の提案理由を述べさせていただきます。

昭和60年に人工内耳装用手術が始められ、補聴器では対応できない重度聴覚障害に大きな希望と喜びを与えてくれました。平成26年2月には、人工内耳適用年齢は3歳から生後12か月になり、今後、よりよい聞こえを求めて人工内耳の手術を行う聴覚障害者・児が増えていくことが考えられます。人工内耳はか牛に電気的な刺激を与え、聴覚を獲得する医療機器で、体外装置スピーチプロセッサと手術によって東部に埋め込む体内器、インプラントからなっています。人工内耳は最初の手術と1台目の機器に医療保険が適用されますが、その後の体外装置の修理や保証期間外の購入費用は装用者の自己負担となっています。一方、補装具として認められている補聴器は、その購入費用が助成され、耐用年数により再購入の助成、修理費が認められています。人工内耳は補聴器と同様の機能がありながら、補聴器よりも高額で修理、再購入の費用の自己負担は、装用者の大きな経済負担となっています。平成26年1月に批准された障害者権利条約では、第2条で合理的配慮が定められており、さらに平成23年に改正された障害者基本法第24条では、障害者の経済的負担の軽減について言及されています。なお、また、平成28年度から障害者差別解消法が施行されました。よって、国に置かれましては、人工内耳装用者の経済的負担を考慮し、人工内耳を補聴器と同様に補装具として対象品目に加えることを強く要望します。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

御審議のうえ、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

提案理由といたします。

議長（竹山耕平君） これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより、発議第6号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、発議第6号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、意見書の提出先につきましては、議長に御一任願います。

次に、本定例会において受理いたしました請願、陳情は、お手元に配付してあります文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日13日から22日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日13日から22日までを休会とすることに決定いたしました。

9月23日午前9時30分、本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。（午前11時23分）

第 3 回 定 例 会
平成 28 年 9 月 23 日
(第 7 日 目)

9月23日(7日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋 口 耕 太 郎 君	2 番	林 山 克 巳 君
3 番	松 山 さ お り 君	4 番	津 畑 誠 君
5 番	栄 ヤ ス エ 君	6 番	大 迫 勝 史 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	渡 雅 之 君
9 番	戸 内 恭 次 君	10 番	元 野 景 一 君
11 番	川 口 幸 義 君	12 番	竹 山 耕 平 君
13 番	安 田 壮 平 君	14 番	西 公 郎 君
15 番	関 誠 之 君	16 番	三 島 照 君
17 番	崎 田 信 正 君	18 番	師 玉 敏 代 君
19 番	多 田 義 一 君	20 番	橋 口 和 仁 君
21 番	奥 輝 人 君	22 番	平 川 久 嘉 君
23 番	里 秀 和 君	24 番	伊 東 隆 吉 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住 用 総 合 支 所 長	松 原 昇 司 君
笠 利 総 合 支 所 長	元 多 政 重 君	総 務 部 長	東 美 佐 夫 君
総 務 課 長	奥 田 敏 文 君	企 画 調 整 課 長	三 原 裕 樹 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	市 民 部 長	前 田 和 男 君
保 健 福 祉 部 長	吉 富 進 君	福 祉 事 務 所 長	伊 東 義 久 君
健 康 増 進 課 長	吉 郁 也 君	商 工 観 光 部 長	菊 田 和 仁 君
商 水 情 報 課 長	高 一 也 君	農 政 部 長	奥 正 幸 君
地 域 農 政 課 長	新 納 一 一 君	建 設 部 長	本 山 末 男 君
建 築 住 宅 課 参 事	荒 垣 重 仁 君	上 下 水 道 部 長	上 島 宏 夫 君
水 道 課 長	山 下 一 弘 君	教 育 委 員 会 長	森 山 直 樹 君
教 育 委 員 会 長	徳 永 恵 三 君	教 事 務 局 長	

9月23日(7日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 上原 公也 君

議会事務局次長兼
調査係長事務取扱

前田 賢一郎 君

議事係長 森 尚 宣 君

議事係主査

麓 浩登志 君

議長（竹山耕平君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます（午前9時30分）

本日の会議はお手元に配付してあります議事日程第3号のとおりであります。

○

議長（竹山耕平君） 日程に入ります。日程第1、議案第77号 平成28年度奄美市一般会計補正予算（第2号）についてから、議案第87号 工事請負契約の締結についてまでの11件について、一括して議題といたします。

ただいまの議案に対する各委員長の報告を求めます。

最初に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（渡 雅之君） おはようございます。ただいま指名されました文教厚生委員長の渡 雅之であります。

文教厚生委員会は、9月13日火曜日の1日間開会し、等委員会に付託されました議案第77号から議案第80号までの4件の議案について審査いたしました。4件の議案につきましては、お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり、すべて全会一致で可決すべきものと決しました。

それでは、議案審査の質疑内容について報告いたします。

初めに、議案第77号 平成28年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中、3款民生費及び4款衛生費について、当局から補足説明があり、委員より、9目11節から14節の中高生向けガイダンスについて質疑があり、当局から、昨年度の進路ガイダンスは20の団体の協力で、約100名の参加があった、今回は教育委員会の協力を得て住用・笠利地区を含め各学校に説明のため訪問した。

委員より、1目20節医療支援給付金939万9,000円の歳入歳出について質疑があり、当局から国が4分の3、市が4分の1となっており、県の負担はないとのこと。また、市の負担金は交付金の対象となっているとのこと。

また委員より、9目11節地域介護福祉空間整備推進交付金の介護ロボットの導入の今後の取組について質疑があり、当局から、介護従事者の負担軽減、人材確保を目的に今回3事業者が腰に装着するロボットとベッドセンター等を実施する予定、全国的に介護従事者の不足が問題になっており、今年度も国が補正予算で事業を拡充したので、市としても事業者の負担軽減につながるロボット導入を支援したい。また、この事業は3年間の実効性報告義務があり、効果があれば他の事業所にも普及を促したいとのこと。

委員より、10目7節介護支援専門員の賃金183万1,000円の単価は幾らか。また、県の最低賃金との関わりはとの質疑に、当局は、制度として地域包括支援センターが設立した際、関係市町村で検討して22万円に統一した。同じく賃金について、委員より、4款1項1目7節保健師賃金100万1,000円について、賃上げの要望はないのかとの質疑に、等よくから、総務課主幹の管理委員会で公平性を保ちながら年次的に改善されているとのこと。

委員より、2目8節障害者福祉計画評価委員会謝金を補正で計上したのはなぜか。また、障害者の身体的、経済的状況も考慮に入れた計画なのかとの質疑に、当局から、当初予算要求時に評価委員会の要綱等が策定されていなかったため、今回、評価委員会の要綱を策定し補正予算を計上したとのこと。

委員より、4款28節直営診療所特別会計への繰出金56万2,000円は、CT修理との説明だが修理の内容と、その使用頻度はとの質疑に、当局から、CTコンサル部の電源系統に故障があり、部品交換となった。なお、使用頻度は27年度345件、28年度355件、今年度8月末で178件となっているとのこと。

3款民生費及び4款衛生費について関連する質疑がありましたが、この際、省略します。

次に、10款教育費について、当局から補足説明があり、委員より、3目13節委託料の自主文化事

業について詳しい説明が求められ、当局から、奄美出身の劇作家山口健一郎氏の作品で中尾ミエさん主演のミュージカル、全国6か所を巡回予定で、奄美では11月29日、文化センターで講演を予定しているとのこと。内容は、現在の介護の現実、介護する側、また介護される側の人間模様をコミカルに描いた作品であるとのこと。

委員より、教員住宅の補修の内容、発注の仕方及び使用状況について質疑があり、当局より、教員住宅は築30年から50年経過しており、高齢化に伴い給排水、電気系統の補修が主である。発注は随意契約の場合、見積り依頼の上、安価な業者に依頼している。住宅の戸数は2棟50戸で、そのうち20戸が入居、定住促進用が10戸、残り20戸が空き家となっている。今後は定住促進住宅の活用も検討したい。

委員より、スパーク笠利の今後の活用方法はとの質疑に、当局から、屋外芝生の多目的広場に改修し、フットサル、グラウンドゴルフ、野球の練習及び弓道の遠的等に活用したい。なお、ゲートボールについては屋外に2面あり、十分活用できるとのこと。

10款教育について関連する質疑がありましたが、この際、省略します。

次に、議案第78号 平成28年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、当局から補足説明があり、委員より、システム改修について質疑があり、当局より、国が策定する標準保険税率を算定するシステムを改修するもの。具体的には、町村会の情報処理センターで作成しているトライを本市でも使用しており、そのソフトを改修しようとのこと。

ほかにも関連質疑がありましたが、この際、省略します。

次に、議案第79号 平成28年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）について、当局から補足説明があり、特段の質疑はありませんでした。

最後に、議案第80号 平成28年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、当局から補足説明があり、委員より、社会福祉士の欠員補充について説明があり、当局より、ハローワークを通じて募集をかけている。来年3月までは臨時に雇用を行い、それ以降は総務課とも相談しながら対応したい。

委員より、新認定ヘルパー養成講座とはどのようなものかとの質疑に、当局から、出産や介護等で辞職するヘルパーの存在は承知しているが、その実態は把握していない。また、この仮称新認定ヘルパー資格は市独自の制度で、地域の中で簡単な介護を担うもので、有資格ヘルパーの負担軽減を図るもの。

委員より、一次予防対象者施策事業は申し込んだら参加できるのかとの質問に、当局は看護師が訪問のうえ判断する。当初は1グループ10名を予算化したが、メニューの追加後は参加者が増えたため補正計上したとのこと。

委員より、地域支え合いの現状について質疑があり、当局から、平成27年3月に第1層コーディネーターを選出して、次に第2層の方々を選ぶシステムのこと。地域支え合いの協議会は市内を8地区に分け、現在5地区で協議会ができ、地域の課題等について話し合っている。

委員より、8地区で体制が整ったら要支援1・2の方々の面倒を見るのかとの質疑に、当局から、他のメニューと抱き合わせて、地域の中で生きがいづくりを見つけてもらうことになるとのこと。

ほかにも関連質疑がありましたが、この際、省略します。

以上で文教厚生委員会の審査報告を終わりますが、御質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。以上です。

議長（竹山耕平君） 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（多田義一君） おはようございます。御報告申し上げます。

産業建設委員会は、9月13日の1日間開会し、議案第77号 平成28年度奄美市一般会計補正予算（第2号）についてから、議案第84号 奄美市笠利大島紬共同のり張場条例の一部を改正する条例の

制定についてまでの5件を慎重に審査をいたしました。

お手元に配付いたしてあります審査報告書のとおり、原案可決すべきものと決しております。

主な質疑を御報告いたします。

はじめに、議案第77号 平成27年度奄美市一般会計補正予算（第2号）について、先に2款総務費、6款農林水産業費及び7款商工費までを審査し、次に、8款土木費、11款災害復旧費までを審査いたしました。

当局より補足説明があり、委員より、負担金補助及び交付金138万円について、奄美市農業研修センターでの研修内容とその成果について質疑があり、当局より、研究センターでは新規就農支援、担い手の栽培技術の育成、市から委託を受けた土づくり関係、パッション等の苗の育成及び農家への供給、防風林の苗木の育成及び農家への供給業務を行っている。新規就農者については、毎年6名を募集し、農業研修を行い、新規就農の育成を図っている。その他、農業機械が持てない零細農家を支援するため、耕運等の受託作業を行っているとのこと。

また、観光施設管理費の工事請負費について、海の近くにあることもあり、修繕費が結構上がっているが、対策はどのようにしているかとの質疑があり、すみません、どのようにしているか、また、27年度の入館者数や売り上げ、経営状況はとの質疑があり、当局より、施設そのものが海水を使うために設備に影響がでるということで、指定管理者と協議をし、設備等のメンテナンスをきちんと行っていくとのことから、本年度から指定管理料を計上している。これまでは利用料のみの予算計上であったが、27年度の利用者は6万8,000人と当初と比べると減少している。経営状態については、先ほど説明したとおり、27年度までと違い28年度からは指定管理料を計上することにより、経営の安定を図る目的もあるとのこと。

委員より、振興開発費の創業支援事業について質疑があり、当局より、創業支援事業は奄美大島商工会議所、奄美商工会、奄美群島振興開発基金、奄美市の4団体で講座を行うもので、各団体が個別に経費を計上し、負担することになっている。今回の特定創業支援事業は、奄美創業塾という名称で4回すべてを受けていただくと証明書を発行する。その方が創業する際、株式会社を設立する際の登録免許税の軽減や、無担保の第三者の保証人なしでの創業関連保証枠が1,000万円から1,500万円へと拡充、また、中小企業庁の補助金があるが、補助率3分の2で補助額が100万円以上200万円以内ということで、創業しようとする方に直接補助金ができるが、補助を受けるには受講しないと受けることができないことになっているとのこと。

委員より、多面的機能支払交付金について質疑があり、この集落単位などの組織をつくる交付している。名瀬地区には3地区、住用地区に5地区、笠利地区には15地区あり、27年度は2,460万円を支払っているとのこと。

また委員より、株主配当金について、市民に還元できないか等の質疑がありました。ほかに、株主優待券、タラソの検証の検討の質疑がありましたが、この際、省略をさせていただきます。

次に、土木費について、委員より、空港管理費の賃金400万円の減額により業務に支障はないかとの質疑があり、当局より、当初、伐採作業員5人分、夜間作業の6時間15日間を要求していたが、職員の異動に伴い増額が見込まれたため組替えを行い、作業員4人の6時間、10日間を予定している。空港には現在、職員6名、臨時職員3名がおり、早出、遅出の勤務体制を組んでおり、3人出勤が組めるときに伐採作業を行う予定にしているとのこと。

委員より、緊急地方道路整備事業の設計業務2,400万円について質疑があり、今年度は用地買収、設計業務委託料及びボーリング調査を計画しており、全体事業費で7,000万円を予定し、補助申請を行っている。予算が不足したため、今回、計上している。

その他、地域振興推進事業の補助率の検討の質疑がなされましたが、この際、省略をさせていただきます。

次に、議案第84号 奄美市笠利大島紬共同のり張場条例の一部を改正する条例の制定について、委

員より、今回の場所を廃止にしたら影響はないか。また、利用者数は何名かとの質疑があり、当局より、大笠利に2か所、佐仁に1か所、喜瀬に1か所あるが、他の施設についてはのり張場としての利用実績はない。現在、須野ののり張場利用者は2業者おり、大笠利を利用するということで承諾を受けているとのこと。

ほかは特段の質疑はございませんでした。

次に、議案第81号 平成28年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、委員より、特定環境保全公共下水道事業赤木名地区の進捗率はとの質疑があり、当局より、平成24年から事業が始まっており、平成30年までが第1認可分で、赤木名の3集落を中心に進めており、認可変更を受け、赤木名の里集落のはずれや、外金久集落のはずれ、手花部集落の一部を含め計画変更し、平成35年度までの計画となっている。汚水管路の延長ベースで全体の約13パーセントで、赤木名の中心の県道の拡張改良に伴い、工事を順次進めていくとのこと。

ほかは特段の質疑はございませんでした。

次に、議案第82号 平成28年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、委員より、事業同意率90パーセントに対し、実際の加入率はそこまで至っていないが、同意9割の根拠はとの質疑があり、当局より、同意率90パーセントについては、集落排水を県に要望する際、対象地区全戸訪問し、事業申請に90パーセント以上の同意が必要となっている。事業を導入したら介入しますよという同意も含まれている。導入後、3年をめどに70パーセントの介入率を目指しているとのこと。

そのほかは特段の質疑はございませんでした。

次に、議案第83号 平成28年度奄美市水道会計補正予算（第2号）について、委員より、自衛隊が来なければあり得ない事業だから、自衛隊が負担すると答弁したと思うが間違いないかとの質疑があり、当局より、自衛隊との協議において水量の用途が違う場合はアロケーションという負担割合を求めるが、今回の拡張工事そのものが自衛隊に直接起因するものであるということと、他の市の事例を調査したところ、防衛省で補償費などといった名目で負担している事実も分かり、その部分について整備依頼を受け、7月に協議依頼をした際に、自衛隊もその方向で認識しているとのことでの回答であったため、今回、関連する事業費を含め、全額防衛省の負担金との認識で進めているとのこと。

その他、キャッシュフローの件、未収金の件など質疑がありましたが、省略をさせていただきます。

以上で審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

議長（竹山耕平君） 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（橋口和仁君） おはようございます。御報告いたします。

総務企画委員会に付託されました議案第77号 平成28年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中、総務企画関係事項について、議案第85号 工事請負契約の締結について及び議案第86号 工事請負契約の締結について、議案第87号 工事請負契約の締結について、これらの議案4件については、お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおり、すべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の結果について、まず、議案第77号 平成28年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中、総務企画委員会関係事項についてであります。

当局から、歳出の2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費、25節積立金7億5,075万7,000円のうち、地域振興基金5億75万7,000円の増額は、日本エアコンピューター株式会社からの株式配当金2,533万7,000円及び補正の剰余金4億7,542万円とのこと。庁舎整備基金2億5,000万円の増額は、臨時財政対策債に積み立てるもので、今回の補正で積立額の総額は

29億5,436万円となるが、減債基金への積み替えや及び建設事業年度での取り崩しを差し引いた基金残高は、23億520万8,000円とのこと。また、13節委託料5,900万円につきましては、ふるさと納税に係る業務全般に行う株式会社JTB西日本に対し支払うもので、このうち4,000万円が返礼品を扱う地元の参加業者へ株式会社JTBから支払われるとのこと。25節積立金4,000万円は、ふるさと納税寄附金1億円に係る事務委託料や決裁手数料等の必要経費6,000万円を差し引いた4,000万円を積立金として計上したとの補足説明があり、委員より、ふるさと納税の積み立ての累計は幾らなのか。そして、五つの積立額の金額は幾らなのかの質問に対し、当局から、一集落1ブランド事業が約550万円、12パーセント、人材育成が同じく約550万円、地域文化の保存が470万円程度、11パーセント、残りの定住促進対策が110万円程度、3パーセント、そしてその他で5割強程度との答弁でありました。

今後、積立金の活用については、奄美らしさをPRできるような事業がありましたら、検討して取り組んでいきたいとの答弁でありました。

更に、ふるさと納税の控除額について、交付税について質問があり、当局から、27年度中において人数は103人で、金額は1,132万9,000円、市民控除額は455万632円となっており、ふるさと納税については25パーセントで75パーセントが交付税措置になるとの答弁でありました。

そのほかにも委員から質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第85号 平成28年度奄美市本庁舎建築主体新築工事、議案第86号 平成28年度奄美市本庁舎電気設備新築工事、議案第87号 平成28年度奄美市本庁舎機械設備新築工事の工事請負契約の締結についてであります。

当局より、本庁舎は昭和42年に建設され、築49年が経過し、その庁舎の建て替えの事業で、建設場所は教育委員会等がある別館、高齢者福祉課の第3別館、旧藤原荘の第4別館及び立体駐車場を解体し、その跡地に平成30年12月20日までの約2年3か月で鉄筋コンクリートを造り、9階建ての奄美市本庁舎を建設するものとの説明の後、議案第85号 平成28年度奄美市本庁舎建築主体新築工事の工事概要については、地盤改良基礎工事、建築工事一式、外構工事等で建築主体の請負者については、フジタ・松元・前田・村上特定建設共同企業体が、議案第86号 平成28年度奄美市本庁舎電気設備新築工事概要については、本庁舎建設に伴う電気設備工事一式で、電灯設備、動力設備、受変動設備、発電設備、弱電設備、自動火災報知設備、構内配線路設備工事等で、九電工・高田・玉野特定建設工事共同企業体が、次に、議案第87号 平成28年度奄美市本庁舎機械設備新築工事の工事概要については、本庁舎建設に伴う機械設備工事一式で、空調設備、換気設備、排煙設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、消火設備工事等で、中央・共栄・隈本特定建設工事共同企業体が落札したとの補足説明があり、委員より、本庁舎の新築工事に対し、制限付き一般競争入札にした理由について質疑があり、当局から、本庁舎の建設に関しては、今回、庁舎内で庁舎建設工事発注検討委員会を設けており、その中で透明性や客観性、競争性の確保、また、品質の確保、コスト削減などについて検討しており、その中で入札の条件や制限付きについて検討してきた。どういう制限がなされたかという点、建築工事に関しては免震構造である建物構造が大きいことから、大手の会社が携わってほしいことと併せて、当然、地元の業者にも携わってほしいということで検討してきた。

そのほかにも委員から質疑がありましたが、この際、省略をいたします。

以上で、総務企画委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。なお、御質問がございましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（竹山耕平君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論の際は、件名の明らかにしたうえで討論するよう願います。

通告がありましたので、順次発言を許可いたします。

初めに、日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

16番（三島 照君） おはようございます。日本共産党の三島 照です。私は議案第83号 平成28年奄美市水道事業会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論を行います。

私はまず、第2回定例会でも1,800万が計上され、そして第3回、今定例会では更に旅費の29万円、備品消耗品が10万円、委託費が6,866万円、そして用地購入費1,054万円、合計7,959万円が自衛隊駐屯地に伴う所要額として計上されています。私は第2回定例会でも反対討論を行いました。まずこの予算は自衛隊基地が建設されることによる朝日地区簡易水道区域拡張工事として市民の税金が使われる。その内容は、自衛隊側との話し合いの中身も具体的には何の説明もありません。どういう内容で契約が交わされ、経費をどこが負担するのか、今後の方向も明確ではありません。本来、予算を要求するときは、その説明資料や事業計画等が提案されても、のが普通だと思っています。この議案書では、旅費、消耗品費、委託料、用地購入費となっていますけど、例えば委託料の額についても、6,866万円が補正組まれていますけど、どこの工事を、水道工事の場合は何メートル、何キロの距離があって、どういう水道管を配管していく、この工事をやるために幾ら金が掛かって、どこへ委託するのか、全く明らかではありませんし、例えば、用地購入費についても、どこの地域を何平米購入するのか、その単価が幾らになるのかすら、議会にも明らかにされていません。ただ明らかにされているのは、国と、国がこの予算は経費を負担をするということで話が進められている。私は本来、行政事務というのは話し合いの経過の中だけで、資料もその担保もないまま、本当に議会で承認しているのかということがあります。私は第2回定例会でもそういう意味で9月議会には明確な資料を付けて、きちっとした説明ができるように予算すべきではないかと提案をしました。しかし、今回提案された予算は、更に7,959万円が上積みをされ合計9,759万円、この自衛隊基地建設に伴うインフラ整備は、これからますます増えてくるのは、私は間違いないと思っています。そういう意味で、市の予算がどれほどつぎ込まれていくか分からない。今だけの予算が本来の行政事務を踏まえて請求しなくても、議会を通るなら、いつも請求している市民への水道代の消費税の減額ぐらいはやってやれないことはないと思っています。そういう意味で、これは将来に禍根を残すことになりかねません。よって、私はこの補正予算に賛成することはできません。議員の皆さんが議会としてのチェック機能を発揮して、反対の態度を示していただきますようお願いして、反対討論を終わります。ありがとうございます。

議長（竹山耕平君） 次に、自由民主党 元野景一君の発言を許可いたします。

10番（元野景一君） 自由民主党の元野景一です。議案第83号 平成28年度奄美市水道事業会計補正予算について、私は賛成の立場から討論を行います。

このたびの水道事業会計補正予算については、主なものに長浜地区配水管布設に伴う工事費、末広・港土地区画整理事業に伴う配水管布設工事費、そして自衛隊駐屯地の水道施設に関する調査委託費等が計上されておりますが、いずれにつきましても必要であるという認識をし討論をいたします。

自衛隊駐屯地の水道設備に関することについては、先の6月議会において防衛支局と正式な契約が交わされないままでは補正予算は容認できない旨の反対討論がありますが、ずいぶん強気な配慮の効かない意見だと私は思っております。私としては、防衛支局の希望する平成31年3月の供用開始に向けて、3年に満たないスケジュールでこの大規模な設備投資を行うのは、非常にすべての面においてリ

スクを伴い、そのためにできる限り利用者の要望に沿うように、同時並行で対応を行っていくものとの水道課の説明は、配慮の効いた大人の対応であると私は高く評価をするものです。この間、水道事業としても、当然に熊本防衛支局との事前協議を密に重ねている旨が伺えますし、協議を反映した形で正式に水道事業当局から要望書を既に提出し、防衛支局に受理されているとの旨のことが感じられますので、良と判断するのに十分だと私は思います。このような状況の中で、今のところ負担額等について、お互いに異論等が提示されているわけでもありません。そんな現状を考えると、手続きが粛々と進んでいることが推測され、水道課諸君の一人一人が今まさに緊張して、真摯に職務の励んでおられる姿が感じられて、市政をチェックする議会人の一人として、私は満足するものです。更に、地方公営企業法や奄美市給水条例等を当然に前提としているのであろう負担額の交渉を進めている中で、特に国の機関である防衛支局が法律を遵守するのは当然であり、契約協議と事業を同時並行で進めることは、何ら不思議なものではありません。私はかつて商業を生業として生きてきたものです。その経験から申し上げますが、奄美市の水道事業といえど、複式簿記で決算をするれっきとした事業団体です。余りに形式にこだわって、四角四面の手続きを行うことは、両者にとって不利益につながっていく恐れがあります。やはりここは、奄美の事業団体の誇りを、奄美事業団体の誇りと礼節をしっかりと持って、品格を胸に真摯に協議を進めることが、両者にとってメリットのあるしごく当然な契約になると、確信を持って強く申し上げておきたいと思います。自衛隊駐屯地については、国の防衛政策に基づいて、我が奄美市に設置することが決定したわけですが、私たちがここで考えなければならないのは、地元が協力できることは、地元の人がこぞって温かい気持ちで協力する体制が、本来、望ましい姿ではないかと私は強く感じる思いです。申し上げたいことは多々ありますが、以上をもって私の賛成の討論を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） 次に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

15番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。社会民主党、社民党の関誠之でございます。

私は議案第83号 平成28年度奄美市水道事業会計補正予算（第2号）について、反対の討論をいたします。

先ほど賛成討論ということで、元野議員が討論をしておりましたけれども、一見そのように聞こえるかもしれませんが、私は大切なことは自衛隊の配備による事業だから反対ということではありません。この問題については、公営企業の事務事業の、また工事の発注、受注の事務的な在り方が通常でないことに対する市議会としてのチェック機能を果たしていただきたい。そのために反対の討論をいたします。これが前置きでございます。

それで、賛成ということではいろいろ今、大人の対応とか、水道局からの要望書を出しているとか、負担額の交渉、国の機関であるから法令を守るのは当然である、だから安心だということでありましょうが、四角四面は不利益になりますよと、国の防衛だから協力をしてということがありますが、それはまた別の機会で議論をしたいというふうに思っております。それで、私の反対の理由であります。お手元にも少し書かせていただきましたけれども、先ほどの前置きを少し頭に入れていただいて、まず第一の反対理由であります。これは、公営企業の基本原則に照らしても、今回の給水区域外である自衛隊奄美駐屯地への給水区域変更申請は、公営企業が従来指導してきた給水区域外の給水は受益者において独自に給水装置を設置させていたという事実がございます。このことを考えると、本当に国の防衛の問題だからということだけで考えても不公平、不平等ではないかと。具体的に申し上げますと、隣接するゴルフ場、また国道58号線沿線の本茶トンネル近くのスーパー、パチンコ店、その他の住宅についても自分たちでしっかりと給水装置を付けてですね、水源も自分たちで探してやってきた事実ということでもあります。二つ目は、認可設計、実施設計に伴う委託料、用地購入、工事費の根拠が不明確であること

と、その後の計画が不明瞭であり、議会や住民への説明責任が十分に果たされていないと考えております。今後、恐らく大熊からの何キロあるかは定かではありませんが、相当な２５０メートルぐらいの高低差のあるところまで、水道の責任でもって配水、給水をさせていくというようなことが考えられますけれども、そういったこと。いわゆる計画全体の説明が不明瞭ということで、説明が十分果たされていないんじゃないかということでもあります。三つ目は、先ほど国だから大丈夫だというようなお話がありましたけれども、予算計上に上がって、防衛省と協議中、協議中ですよ、協議中との説明だけで、事業に対する契約文書もない。財源は防衛省からの負担金として今年度中の支出が見込まれます、見込まれますというだけの説明であります。財源の確保について確定しているわけではなく、口約束で事業を進めている、進めることが公営企業の契約の在り方として、大変不適切。自衛隊じゃないということで考えていただければ、なおそれは明らかになるんじゃないかと。いわゆる立て替え払いですよ。ポケットマネーで支払ってってくださいと、あとでお金は払いますと。これは、今、組んである予算は大切な市民からの水道代ですよ。そういった水道代による立て替え払い、これが果たして適切であるかどうか。国の事業をやるときは、交付申請をして、交付決定を待って、予算が確定をして、それから事業に入る。これが公的な機関の当たり前の契約、申請の在り方でありますから、しっかりとそういうことをやっていただきたい。先ほどの中で、時間的な後ろのタイムリミットが決まっているから、というようなこともあるのかどうか分かりませんが、それにしても公企業の契約の在り方としては大変不適切であるというふうに考えております。今回の事業依頼で、水道課の本来の事業、日々の仕事に支障があってはならないし、企業職員を今回の予算にはそれを専門にやるまた賃金や、そういった給与についても計上がされておられませんけれども、企業職員をただ働きさせることがあっては、絶対にならないというふうに思う。同時並行であれば、しっかりとそこに賃金を組んで、そしてその賃金の中で人間を増やしてやらないと、恐らく３月３１日までなかなか難しいと私は考えておりますけれども、今回の防衛省からの委託事業は水道事業の認可申請、用地確保、浄水配水管の付設、付設の付が間違っておりますけど、訂正ください。等の膨大な事業量であり、これは水道事業を始めると同じような認可申請を出している。そういった事業量になるというふうに考えておりますから、大変な事業量であります。それを、今のスタッフでやれと。当然、やれと言われれば頑張ってください。その代り、夜、昼、昼夜をいわずですね、やらなければこれは間に合わないとは私は考えております。そういった膨大な事業量であり、専門を含め数名のスタッフが必要であるにも関わらず、職員の人件費や臨時職員などの賃金も計上されていない、これが今の予算の事実であります。日常の業務をこなしながら、プラス今回の事業をしなければいけない。このことについて、本当に皆さん、どう考えていらっしゃるのか分かりませんが、そういうことで、ただ予算を組めば、もうできたかのごとく、そういったことについて、私は前段言いました大切なことは、自衛隊の配備による事業だから反対ということではなく、公営企業の事務事業、工事の受注、発注の在り方が通常でない、に対する議会のチェックとしての反対討論であります。指摘するときがありませんので、財政事業実施における人員など、防衛上の上目線による市への押しつけのような、またこういうことを言うと少し反発がありますけれども、結果としてそうなっているというようなことは御理解をいただきたいというふうに思います。そういったことで議案第８３号 平成２８年度奄美市水道事業会計補正予算（第２号）について、反対の討論といたします。以上です。

議長（竹山耕平君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします

これから、採決を行います。

採決は、これを分割して行います。

最初に、議案第８３号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第83号 平成28年度奄美市水道事業会計補正予算(第2号)については、委員長報告のとおりこれを原案可決することに決しました。

次に、議案第83号を除く議案第77号から議案第87号までの10件を一括して採決いたします。

この議案10件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この議案10件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、この議案10件は、いずれも原案のとおり可決されました。

○

議長(竹山耕平君) 日程第2、請願第3号 学校給食センターを性急に建設しないよう求める請願を議題といたします。

ただいまの請願第3号に対する文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長(渡 雅之君) おはようございます。報告いたします。

文教厚生委員会は、9月13日の1日間開会し、慎重に審査をさせていただきました。当委員会に付託されました請願第3号につきまして、審査報告を、審査結果を報告いたします。

請願第3号につきましては、お手元に配付いたしました審査報告書のとおり不採択とすべきものと決しております。

以下、主な審査内容について報告いたします。

請願第3号 学校給食センターを性急に建設しないよう求める請願、本請願は、奄美市名瀬朝仁新町にお住まいの岡 千草さんからであります。請願事項は1、奄美市名瀬・住用地区学校給食センターの建設を早急に進めないこと。2、市教委が行った保護者説明会の内容について開示すること。3、奄美市名瀬・住用地区学校給食センター運営等検討委員会でのセンター化の議論について公表することです。

以下、特記すべき事項について次のとおりです。

まずはじめに、紹介議員から、請願第3号について補足説明があり、当局より、請願第3号の文言について当局の立ち位置の説明がありました。委員の質疑は、請願事項の1は、採択して1年が経過したが、検討委員会の議論について公表したのか。時期を引き延ばすことなく、議論を集中すべきと思うので、採択すべき。ひかり議会でもセンターかされると御飯が冷たいとの意見があり、その意見に対する見解はあるのか。当局や学校側がセンター化のほうがよいと判断したのなら、問題点を解決した上で自信を持って推進すべき。請願事項の2、3については、随時開示することとのことであり、このまま推進すべき。これに対して、委員の質疑に対して、当局は、平成26年に6校で保護者説明会を実施した。平成27年3月に全員協議会で説明を行った。今年7月に保護者アンケートを集約。保護者に結果を報告した。運営委員会の中間報告においては、7月の全員協議会で説明を行い、同時に学校側にも報告を行った。衛生管理基準では2時間以内の配食となっており、食管でも保温や保冷を十分考慮して提供したい。学校長の会合でも保護者の意見を聞いて、その問題点を解決するよう促している。

以上、請願第3号については、慎重審査の結果、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で請願第3号の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら、ほかの委員の協力を得てお

答えたいと思います。

議長（竹山耕平君） これから、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

通告がありませので、発言を許可いたします。

なお、本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

よって、採択することに賛成の討論を先に許可いたします。

はじめに、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

17番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。

私は請願第3号 学校給食センターを性急に建設しないよう求める請願について、採択すべきとの立場で討論を行います。

この請願は、1年前の平成27年第3回定例会でも同じ件名で審査され、請願項目のうちの一部が全会一致で採択されています。それから1年経って、同じ件名での請願となっています。これは、全会一致で採択された建設を性急に進めないことに対して請願者は請願趣旨にあるように、市教委は説明会の内容なその後のことについての総括や説明のないまま運営検討委員会を開催し、学校給食センター建設を既成事実化して性急に推し進めようとしている。このことに対して危惧を抱いているわけです。子どもたちの安全・安心、成長を願う保護者の心配、疑問に答え切れていない、疑問に答え切れていない以上、議会の役割として当局に対して真摯な対応を求めることは、食育の重要性を鑑みても、重要なことだと思います。十分な意見交換が必要です。請願事項にある建設を性急に進めないこと、保護者説明会の内容開示、検討委員会の議論の公開を求めることは当然なことだと思います。よって、この請願は採択されるべきものと申し上げ、討論を終わります。

議長（竹山耕平君） 次に、公明党 橋口耕太郎君の発言を許可します。

1番（橋口耕太郎） 皆様、こんにちは。公明党の橋口耕太郎です。請願第3号 学校給食センターを性急に建設しないよう求める請願について、反対の立場から討論を行います。

まず、請願事項について3点ございます。1点目が、給食センターの建設を性急に進めないこと、2点目が、市教委が行った保護者説明会の内容の開示について、3点目が、検討委員会での議論の公表について、以上の3点が本請願の事項であります。これまでの市の取組として平成26年度に学校給食センターの基本構想をまとめ、平成27年3月に議会の全員協議会で報告を行っております。その後、平成27年9月定例会での請願を受け、6か所において保護者説明会を行い、平成27年度当初予算を繰り越し、議論を行っているところであります。確かに情報開示の部分では積極的ではないとのご指摘もありましたが、今年度においては検討委員会の中間報告を学校を通して保護者に行い、再度7月にアンケート調査を実施し、9月に結果内容を保護者へお知らせすること、お知らせする状況となっていること。また、学校側へのしっかり児童・生徒から保護者へ届けるよう周知徹底が図られている報告がありました。更に、検討委員会においては、保護者の意見としてあった学校給食における衛生管理の問題、アレルギーの問題、食育災害時の対応等について十分議論をして報告を行っていく方針も示されております。

このような当局における取組については、文教厚生委員会でも一定の評価をし、多くの議員から性急には進めていないこと、情報の開示は行っていることなど、当局の誠意ある姿勢が読み取れ、委員会に

において不採択の結果になったと思っております。また、前回の平成27年9月定例会における請願の内容と、本請願第3号がほぼ同じ内容で出されております。これを改めて請願として重ねて採択する必要があるのか、疑問を感じるところです。本市で既に運用されている笠利町の給食センターはもちろん、広域的な見方として近隣町村の状況においても、給食センターによるトラブルは特段ない状況と確認しております。今後、しっかり情報提供を図りながら、安全で安心な児童・生徒への学校給食の提供を第一に考え進めて生けるものと考えております。

以上のことから、本請願第3号を採択することについての反対討論をいたします。

議長（竹山耕平君） 次に、社会民主党 関 誠之君の発言を許します。

15番（関 誠之君） 社会民主党、社民党の関 誠之でございます。私は請願第3号 学校給食センターを性急に建設しないよう求める請願に賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど来ありますとおり、今回の請願は奄美市名瀬・住用地区学校給食センターの建設を性急に建設しない、二つ目は、市教委が行った保護者説明会、保護者の意見等の内容について開示すること、三つ目が、奄美市名瀬・住用地区学校給食センター運営検討委員会でのセンター化の議論について公表することの3点であります。

私の賛成の理由といたしましては、奄美市名瀬・住用地区学校給食センターの建設に当たり、保護者がなぜ給食センターに移行するのか、保護者説明会、いわゆる保護者の意見等の内容や学校給食センター運営等委員会でのセンター化への議論について開示公表を求めるのは当然のことです。市民が求めるのは当然のことであり、行政の情報開示を積極的に進めていく議会の立場としても、この請願を採択することは適当でないと考えます。二つ目には、委員会審査では奄美市名瀬・住用地区学校給食センターの建設を性急に建設しないことは、既に採択をされているから、先ほど来ありましたが、保護者の説明会の内容開示、検討委員会の議論の公表について、これまでも当局側が一定の程度実施していることと認められていると。また、今後も継続していく意向があるなどを踏まえ不採択とすべしとしたという委員長長の報告がありましたが、今後もこのことは請願者の請願事項と相反することではなく、先ほどの反対討論の中でもそういうことでありましたが、請願者の請願事項に相反することはないというようなことでありますけれども、そういったことであれば逆に議会が積極的に市民に行政の情報を伝える司令として、請願者に寄り添った考え方がもう少しほしかったなど、少し継続審査にするとか、状況を見るとか、そういったこともあってよかったのではないかというふうに思います。委員長報告にもありましたけれども、問題を解決して進めていくという発言もありましたが、当局自身が提供をしております3点ほどありますけれども、事故があったときの危機管理体制はどのようになるのかと、二つ目は、台風常襲地帯としての食材の調達の安定した供給体制をどのようにするのかと、三つ目は災害時の対応、異物混入、食中毒、事故発生時の対応、給食費の問題、給食の質の低下、地産地消を含めた食材調達をどのようにしていくのか、これは平成27年度の第3回定例会で当局が課題として上げたことでありますけれども、そういった課題がいまだに解決されてなく、今回の説明にもほとんどないという状況を考えれば、やはり1か所で4,000食を作ってセンター化するというのは、もう少し全体の議論をしながら、市民の意見の集約が必要ではないかと。先ほど学校側を通じて連絡をするということでありましたが、それはそれなりの一つのルートでありますでしょうけれども、子どもたちが本当に全員が家庭に持って来て見せているかどうか、そういった通達の在り方も少し考えて、市民全体としてももう少し同意が取れて、しっかりとその同意の上にこの建設が進んで行くようお願いを申しあげ、私の賛成の討論としたいと思います。以上です。ありがとうございました。

議長（竹山耕平君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、請願第3号 学校給食センターを性急に建設しないよう求める請願を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。

この際、念のために申し上げます。

委員会が不採択とのときは、本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので、表決にあたっては御注意をお願いいたします。

お諮りいたします。

本件は、これを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立少数であります。

よって、請願第3号 学校給食センターを性急に建設しないよう求める請願は、不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

10時50分、再開いたします。（午前10時41分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午前10時50分）

日程第3、平成27年陳情第16号 商店版リフォーム助成制度の創設を求める陳情を議題といたします。

ただいまの平成27年陳情第16号に対する産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（多田義一君） おはようございます。御報告申し上げます。

産業建設委員会に付託されました平成27年陳情第16号 商店版リフォーム助成制度の創設を求める陳情であります。陳情者は奄美市名瀬佐大熊町にお住まいの奄美民主商工会事務局長の岡田美幸さんからであります。陳情事項は小規模企業振興基本法に基づく具体的施策として、商店版リフォーム助成制度を創設していただくことであります。

慎重に審査をした結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり、全会一致により採択すべきものと決しております。

以上で報告を終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（竹山耕平君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、平成27年陳情第16号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものであります。

お諮りいたします。

平成27年陳情第16号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、平成27年陳情第16号 商店版リフォーム助成制度の創設を求める陳情は、採択することに決定いたしました。

○

議長（竹山耕平君） 日程第4、陳情第3号 奄美市独自による自衛隊配備に関する説明会開催の陳情及び平成27年陳情第17号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情の2件を一括して議題といたします。

ただいまの陳情第3号及び平成27年陳情第17号に対する総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（橋口和仁君） おはようございます。御報告申し上げます。

総務企画委員会に付託されました陳情第3号 奄美市独自による自衛隊配備に関する説明会開催の陳情については、9月14日1日間慎重に審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおりであります。

陳情事項は奄美市独自で自衛隊配備に関する基本的考え方について市民への説明会を開催することです。

以下、その審査の結果について御報告いたします。

陳情第3号の陳情者は、奄美市名瀬和光町、戦争のための自衛隊基地配備に反対する奄美ネット代表、城村典文さんです。委員より、陳情事項の自衛隊配備に関する基本的な考え方も、誘致という言葉自体も本当に正しいのかどうか、国が方針を決めて、奄美市は受け入れを表明したわけで、既に6月5日に防衛省、奄美市合同の説明会が行われており、また、陳情の趣旨で防衛省に対して奄美大島へのミサイル基地配備の白紙撤回を申し入れていただきたいという文言は、既に国のほうで配置すると決定済みの事項で、趣旨の内容も違う。賛成の立場からは、情報収集の中で市民に市長としての考えを話していくことは責務であり、説明会をすべきであるとの意見が出されました。

委員会での協議の結果、この協議に、この陳情につきましては、賛成少数により、お手元に配付してありますとおり不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第17号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情についての審査経過は、お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおりであります。

以下、その審査の結果について御報告いたします。

陳情事項は、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める奄美市議会決議を上げてくださいとのことで、陳情第17号の陳情者は、奄美市名瀬朝仁新町、新日本婦人の会奄美支部支部長、荒田まゆみさんです。

委員より、女性差別を撤廃するという目的は分かるが、国内法の問題や天皇制の問題、更に司法においても争点になるなど、また、国会でも請願等も出され、議論もされており、いまだ国において結論が出されていない状況で、まず、国の動向を注視すべきとの意見が出されました。更に、女性差別撤廃条約選択議定書については、難しい問題などの多くの意見が出されました。そのほかにも意見が出されましたが、この際、省略をさせていただきます。

委員会での協議の結果、この陳情につきましては、賛成少数により審査報告書のとおり不採択すべきものと決しました。

以上をもちまして総務企画委員会に付託されました陳情の審査内容の報告を終わります。なお、御質問がございましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（竹山耕平君） これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

通告がありますので、発言を許可いたします。

なお、陳情第3号及び平成27年陳情第17号に対する委員長の報告は、いずれも不採択とすべきものであります。

よって、採択することに賛成の討論を先に許可いたします。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

17番（崎田信正君） 日本共産党の崎田信正です。私は陳情第17号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情について、採択すべきとの立場で討論を行います。

この陳情は、私がまだ総務企画委員会に所属していた平成27年第2回定例会に提出されています。私は当初から採択すべきと申し上げてきましたが、意見を求められてた当局の担当者も必要だとの認識を示されていたものであります。しかし、継続審査となり、その後、4回の定例会で継続審査を繰り返し、今日に至っています。今回、総務企画委員会で不採択との審査結果が示されたことに、正直驚いているところであります。女性差別撤廃条約は、政治、経済、社会など、あらゆる分野で女性差別をなくすことを定めた条約であり、選択議定書は条約違反の差別で被害を受けた女性が国連の女子差別撤廃委員会に対して通報できるものですが、通報できるのは最高裁の判決でも差別が是正されないなど、国内手続きを尽くしていることが基本となっております。通報を受けた国連女子差別撤廃委員会が出す意見や勧告には、法的拘束力はないとのことであり、一部で言われるような司法権の独立を侵すものではありません。しかし、国際的な基準に立った判断というものは、女性の地位向上につながるものとなると考えられます。参議員でも速やかな批准を求める請願がこれまで10回以上採択をされております。男女共同参画の視点からも積極的な対応が求められるものであり、日本が先進国としてその国際的地域に鑑みても、他の先進国と同じように選択議定書の批准は必要なことだと申し上げ、採択を求めた討論いたします。

議長（竹山耕平君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者あり）

討論ありと認めます。

自民新風会 安田壮平君の発言を許可いたします。

13番（安田壮平君） 自民新風会の安田壮平です。私は、この平成27年陳情第17号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情について、不採択の立場から討論をさせていただきます。

まず、先ほど崎田議員からもありましたように、昨年改選を経て新しい委員会構成となった今の総務企画委員会におきまして、3回の継続審査を経て、今回結論に至ったわけですが、とても大切に丁寧に扱ってきた案件であるということをお知らせ申し上げます。

この条約の理念、目的について、この世から女性差別をなくしたいということについては、委員会でももちろん異論は出ませんでしたし、議会内にも、またこの議場におられる皆様すべてが理解している大事な理念であるというふうに思います。ただ、今回の陳情について採択が難しいと考えた理由の大きな一つは、国連の女性差別撤廃委員会の勧告が、政治利用、外交利用されているという現実があるためです。例えば、今年の春にこの委員会から日本に出された声明に、日本の天皇制度が女性差別に値するというのがありました。天皇制度やそれを規定した皇室典範は日本の歴史や伝統の根ざしたものでありますので、日本政府も即座に反論したわけですが、やはりこのことは一概に男女差別とは言えない

というふうに考えます。この例のように、女性差別撤廃委員会自体が外交の情報戦に政治利用されている側面がありますので、個人の通報制度を認める選択議定書の批准を求める陳情には賛同できず、不採択すべきと考えます。

議長（竹山耕平君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、陳情第3号及び平成27年陳情第17号について、採決いたします。

採決は、これを分割して行います。

最初に、陳情第3号について採決いたします。分割して行います。

本件に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。

この際、念のため申し上げます。

委員会が不採択のときは、本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので、表決に当たっては御注意願います。

お諮りいたします。

本件は、これを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、陳情第3号 奄美市独自による自衛隊配備に関する説明会開催の陳情は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、平成27年陳情第17号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情を採決いたします。

これから、採決を行います。

本件に対する委員長の報告は不採択すべきものであります。

この際、念のために申し上げます。

委員会が不採択のときは、本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので、表決に当たっては御注意願います。

お諮りいたします。

本件は、これを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

賛成少数であります。

よって、平成27年陳情第17号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情は、不採択とすることに決定いたしました。

○

議長（竹山耕平君） 日程第5、議案第100号 監査委員の選任についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。ただいま上程されました議案第100号 監査委員の選任につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本市監査委員の久野勝彌氏から、一身上の都合により退職願が提出されておりますことから、新たに松崎正典氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（竹山耕平君） これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第１００号は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第１００号は、委員会付託を省略いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの議長を除く出席議員は２３名であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。

本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載のうえ、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第７３条第２項の規定により否と見なします。

点呼を命じます。

（点呼、投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場閉鎖を解きます。

（議場開場）

開票を行います。

会議規則第３１条第２項の規定により、立会人に大迫勝史君、師玉敏代君を指名いたします。

両君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

投票の結果を報告いたします。

投票総数 23 票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 23 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第 100 号 監査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(午前 11 時 15 分)

○

議長(竹山耕平君) 再開します。(午前 11 時 16 分)

日程第 6、議案第 88 号 平成 27 年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第 99 号 平成 27 年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定についてまでの 12 件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長(朝山 毅君) それでは、ただいま上程されました議案第 88 号から議案第 99 号までの提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 88 号 平成 27 年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定につきまして御説明いたします。

平成 27 年度一般会計予算は、当初、300 億 7,511 万 7,000 円を計上し、その後、20 億 6,012 万 4,000 円を増額補正したことにより、最終予算額は 321 億 3,524 万 1,000 円となりました。これに、平成 26 年度から繰り越した地域住民生活等緊急支援事業や末広・港土地区画整理事業など、11 億 4,970 万 9,362 円を加えた最終予算現額は、332 億 8,495 万 362 円となっております。この予算現額に対して地方創生推進事業や末広・港区画整理事業など 8 億 9,739 万 7,450 円を平成 28 年度に繰り越した後の平成 27 年度一般会計の決算額は、歳入総額 328 億 2,357 万 9,167 円、歳出総額 316 億 7,675 万 154 円となり、歳入歳出差引額は 11 億 4,682 万 9,013 円となりました。また、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源 8,030 万 2,450 円を差し引いた実質収支額は 10 億 6,652 万 6,563 円でございます。なお、実質収支の額のうち、地方自治法第 233 条 2 の規定により、5 億 5,000 万円を財政調整基金への繰入額といたしました。

次に、議案第 89 号 平成 27 年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初 72 億 1,652 万 3,000 円を計上し、その後、10 億 2,668 万 4,000 円を増額補正したことにより、最終予算現額は 82 億 4,320 万 7,000 円となりました。これに対して決算額は、歳入総額が 72 億 3,879 万 2,285 円、歳出総額が 79 億 9,837 万 2,839 円となり、歳入歳出差引額は 7 億 5,958 万 554 円の歳入不足となりました。この不足額につきましては、翌年度歳入からの繰上充用金で同額補填いたしております。

次に、議案第 90 号 平成 27 年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初、2 億 5,346 万 5,000 円を計上し、その後、25 万 8,000 円を減額補正したことにより、最終予算現額は 2 億 5,320 万 7,000 円となりました。これに対して決算額は、歳入総額が 2 億 3,500 万 5,133 円、歳出総額は 2 億 3,493 万 9,823 円となり、歳入歳出差引額は 6 万 5,310 円となりました。

議案第 91 号 平成 27 年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額 4 億 2,377 万円に対して、決算額は歳入総額が 4 億 1,647 万 5,853 円、歳出総額が 4 億 1,496 万 5,845 円となり、歳入歳出差引額は 151 万 8 円となりました。

次に、議案の第92号 平成27年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、当初、48億7,965万8,000円を計上し、その後、5,219万9,000円を減額補正したことにより、最終予算現額は48億2,745万9,000円となりました。これに対して決算額は、歳入総額は48億70万2,747円、歳出総額は47億3,701万8,374円となり、歳入歳出差引額は6,368万4,373円となりました。

議案第93号 平成27年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初、3,877万4,000円を計上し、その後、573万円を減額補正したことにより、最終予算現額は3,304万4,000円となりました。これに対して決算額は、歳入歳出、歳入総額、歳出総額ともに3,063万7,440円となり、歳入歳出差引額は0円でございます。

次に、議案第94号 平成27年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、当初、20億4,319万9,000円を計上し、その後、7,124万9,000円を増額補正したことにより、最終予算額は21億1,444万8,000円となりました。これに平成26年度から繰り越した4億5,250万6,000円を加えた最終予算現額は、25億6,695万4,000円となっております。この予算現額に対して3億8,703万5,000円を平成28年度に繰り越した後の平成27年度公共下水道事業特別会計の決算額は、歳入総額が21億4,061万9,250円、歳出総額が21億3,663万9,108円となり、歳入歳出差引額は398万142円となりました。また、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源13万5,000円を差し引いた実質収支額は384万5,142円でございます。

次に、議案第95号 平成27年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初、3億3,276万円を計上し、その後、1,327万4,000円を減額補正したことにより、最終予算額は3億1,948万6,000円となりました。これに対して決算額は歳入総額2億9,865万2,271円、歳出総額が2億9,310万7,055円となり、歳入歳出差引額は554万5,216円となりました。また、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源460万円を差し引いた実質収支額は94万5,216円でございます。

次に、議案第96号 平成27年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額2,689万1,000円に対して、決算額は歳入総額3,862万2,301円、歳出総額2,629万1,006円となり、歳入歳出差引額は1,233万1,295円となりました。

次に、議案第97号 平成27年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額9,020万9,000円に対して、決算額は歳入総額884万1,227円、歳出総額は860万7,196円となり、歳入歳出差引額は23万4,031円となりました。

議案第98号 平成27年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額709万9,000円に対して、決算額は歳入総額649万4,490円、歳出総額321万5,681円となり、歳入歳出差引額は327万8,809円となりました。

次に、議案第99号 平成27年度奄美市水道事業会計の利益処分及び決算認定につきまして御説明いたします。収益的収支につきましては、収入額が11億5,903万9,895円、支出額8億9,231万6,524円で、当年度純利益は2億6,672万3,371円となりました。利益処分計画につきましては、平成27年度末未処分利益剰余金3億7,518万6,885円のうち減債積立金に1億5,000万円、建設改良積立金に1億円の積み立てを行い、残りの1億2,518万6,885円を翌年度繰越利益剰余金とする予定でございます。資本的収支につきましては、収入額が6億9,895万3,800円に対し、支出額11億5,537万8,944円で、差し引き4億5,722万5,144円の不足となりました。この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金4億990万1,401円、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額4,732万3,743円で補填いたしております。

以上をもちまして議案第 88 号から議案第 99 号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ認定していただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（竹山耕平君） これから、ただいま議題といたしました議案 12 件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決算認定議案 12 件については、11 人の委員をもって構成する一般会計決算等審査特別委員会及び 10 人の委員をもって構成する特別会計決算等を結成し、これに付託のうえ審査ことにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、決算議案 12 件については、ただいま申し上げましたとおり両特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました一般会計決算等審査特別委員会委員に、橋口耕太郎君、林山克巳君、松山さおり君、津畑 誠君、栄 ヤスエ君、元野景一君、安田壮平君、西 公郎君、関 誠之君、三島 照君、平川久嘉君、以上の 11 名を、特別会計決算等審査特別委員会委員に、大迫勝史君、渡 雅之君、戸内恭次君、川口幸義君、崎田信正君、師玉敏代君、多田義一君、橋口和仁君、奥 輝人君、伊東隆吉君、以上の 10 名をそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げましたとおり、それぞれの諸君を先ほど設置されました両特別委員会委員に指名いたします。

議案第 88 号の 1 件は、一般会計決算等審査特別委員会に、議案第 89 号から議案第 99 号までの 11 件は、これを特別会計決算等審査特別委員会にそれぞれ付託いたします。

両特別委員会の正・副委員長互選のため、暫時休憩いたします。（午前 11 時 32 分）

○

議長（竹山耕平君） 再開いたします。（午前 11 時 40 分）

先ほど設置されました各会計等決算審査特別委員会の正・副委員長の互選の結果を報告いたします。

一般会計決算等審査特別委員会委員長に西 公郎君、副委員長に橋口耕太郎君、特別会計決算等審査特別委員会委員長に奥 輝人君、副委員長に戸内恭次君、以上のとおりであります。

お諮りいたします。

両特別委員会の審査については、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、両特別委員会の審査については、これを閉会中の継続審査とすることに決しました。

なお、審査日程については、両委員長から追って通知がありますので、御了解願います。

議長（竹山耕平君） 日程第 7、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

閉会中に奄美市議会基本条例第7条に基づく議会報告会を開催するため、奄美市議会会議規則第165条の規定に基づき、議員の諸君をお手元に配付してあります文書のとおり、名瀬地区、住用地区、笠利地区の各会場に派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、配付の文書に基づき議員を派遣することに決定いたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。

○

議長（竹山耕平君） 日程第8、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長及び常任委員長から、お手元に配付してあります文書表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査とすることの決しました。

以上で本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成28年第3回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前11時42分）

○

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長	竹山 耕平
奄美市議会議員	栄 ヤスエ
奄美市議会議員	西 公郎
奄美市議会議員	奥 輝人

(別 紙)

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110 条及び第 141 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件 名	審査の結果
(1)	議案第 77 号	平成 28 年度奄美市一般会計補正予算（第 2 号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第 78 号	平成 28 年度奄美市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決すべきもの
(3)	議案第 79 号	平成 28 年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決すべきもの
(4)	議案第 80 号	平成年 28 度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決すべきもの
(5)	請願第 3 号	学校給食センターを性急に建設しないよう求める請願	不採択とすべきもの

平成 28 年 9 月 23 日

文教厚生委員長 渡 雅之

奄美市議会議長 竹山 耕平 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110 条及び第 141 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第 77 号	平成 28 年度奄美市一般会計補正予算（第 2 号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第 81 号	平成 28 年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	原案可決すべきもの
(3)	議案第 82 号	平成 28 年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について	原案可決すべきもの
(4)	議案第 83 号	平成 28 年度奄美市水道事業会計補正予算（第 2 号）について	原案可決すべきもの
(5)	議案第 84 号	奄美市笠利大島紬共同のり張場条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	平成 27 年 陳情第 16 号	「商店版リフォーム助成制度の創設」を求める陳情	採択すべきもの

平成 28 年 9 月 23 日

産業建設委員長 多田 義一

奄美市議会議長 竹山 耕平 殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110 条及び第 141 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第 77 号	平成 28 年度奄美市一般会計補正予算（第 2 号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第 85 号	工事請負契約の締結について	原案可決すべきもの
(3)	議案第 86 号	工事請負契約の締結について	原案可決すべきもの
(4)	議案第 87 号	工事請負契約の締結について	原案可決すべきもの
(5)	陳情第 3 号	奄美市独自による自衛隊配備に関する説明会開催の陳情	不採択とすべきもの
(6)	平成 27 年 陳情第 17 号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情	不採択とすべきもの

平成 28 年 9 月 23 日

総務企画委員長 橋口 和仁

奄美市議会議長 竹山 耕平 殿

平成28年9月23日

奄美市議会議長 竹山 耕平 殿

議会運営委員長 大迫 勝史
総務企画委員長 橋口 和仁

閉会中の継続審査の申出について

各委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

○ 議会運営委員会

- 1 議会運営に関する事項について
- 2 議長の諮問する事項について

○ 総務企画委員会

- 1 陳情第2号 「奄美に大学を設置する審議会」の発足に関する陳情

「ミカンコミバエ問題」に関する特別委員会最終報告

平成 28 年 9 月 5 日

奄美市議会

「ミカンコミバエ問題」に関する特別委員会

○特別委員会の設置等

1. 「ミカンコミバエ問題」に関する特別委員会の設置

平成 27 年 12 月 24 日

2. 付託事件

「ミカンコミバエ問題」に関する調査

3. 調査期限

本特別委員会は、2 に掲げる事件の調査が終了するまで閉会中もなお継続審査することができる。

4. 委員会構成

委 員 数：10 人

委 員 長：多田 義一

副委員長：奥 輝人

委 員：林山 克巳，戸内 恭次，橋口 耕太郎，関 誠之，里 秀和
安田 壮平，三島 照，師玉 敏代

5. 委員会開催状況

回	開 催 日	協 議 内 容
1	H28 年 1 月 13 日	1. 農林水産省門司植物防疫所及び門司植物防疫所名瀬支所におけるミカンコミバエ問題の現状及び今後の取組み，課題について 2. 奄美市（農政部）におけるポンカン・タンカンの買い上げ等について 3. 奄美市奄美大島選果場でのポンカン・タンカンの買上・廃棄作業確認（現地確認）
2	H28 年 2 月 2 日	鹿児島県（大島支庁農林水産部及び総務企画部）におけるミカンコミバエ問題の現状及び今後の取組み，課題について
3	H28 年 2 月 16 日	名瀬中央青果株式会社及び名瀬青果食品協同組合におけるミカンコミバエ問題の現状及び今後の取組み，課題について
-	H28 年 2 月 22 日	鹿児島県議会議長宛にミカンコミバエ問題に関する要望書を提出

4	H28 年 6 月 21 日	「ミカンコミバエ問題」に関する特別委員会中間報告内容等協議
-	H28 年 7 月 1 日	平成 28 年第 2 回定例会において、「ミカンコミバエ問題」に関する特別委員会中間報告を行う。
5	H28 年 7 月 20 日	「ミカンコミバエ問題」に関する特別委員会最終報告内容等協議

○「ミカンコミバエ問題」に関する特別委員会最終報告書

1. 経緯

本委員会は、平成 27 年 6 月 30 日に奄美市の名瀬地区においてミカンコミバエの誘殺が確認され、同年 11 月 13 日付で植物防疫法の規定に基づく緊急防除に関する省令が告示され、同年 12 月 13 日から施行された事により、奄美市において、生産者、流通、卸小売、加工業者その他関係者において、甚大な被害の発生が予想されるなかで、ミカンコミバエのまん延防止、早期根絶及び再発防止に向け、これまでの経緯及び今後の課題を検証するため設置した委員会である。

2. 緊急防除等の実績

ミカンコミバエトラップ調査を、平成 28 年 2 月 9 日までは名瀬地区 77 箇所、住用地区 55 箇所、笠利地区 20 箇所、平成 28 年 2 月 19 日以降は名瀬地区 54 箇所、住用地区 43 箇所、笠利地区 20 箇所の合計 269 箇所において、週 2 回、合計 58 回実施した。

3. テックス板設置状況

平成 27 年 12 月から平成 28 年 5 月までの間に、名瀬地区 2 万 3,946 枚、住用地区 1 万 5,604 枚、笠利地区 1 万 4,450 枚、合計 5 万 4,000 枚を設置した。

また航空防除を 5 回実施し、奄美大島本島で 82 万 2,000 枚を投下している。

4. 緊急防除に伴う果実廃棄、買い上げ実績

緊急防除に伴う果実の廃棄、買い上げ実績については、タンカンをはじめ、ポンカン、はるみ、その他かんきつ、パッション、パパイヤ、ミニトマトなど、数量約 920 トン、金額約 3 億 1,000 万円、戸数約 430 戸となっている。

5. 提言

本委員会はミカンコミバエ問題に関する現状を調査するため、これまでに委員会を 5 回開催し、農林水産省門司植物防疫所、鹿児島県、奄美市、名瀬中央青果株式会社及び名瀬青果食品協同組合の方々との現況の聴収や意見交換等を行った。その中で、早急な対応が必要と判断された事案については、平成 28 年 2 月に奄美市議会議長から鹿児島県議会議長に要望書を送付し、また平成 28 年奄美市議会第 2 回定例会において本委員会の中間報告を行っている。

ミカンコミバエの早期根絶及び緊急防除の早期解除に向け、関係者及び地域住民が一体となりミカンコミバエの防除対策に取り組んだ結果、平成 28 年 7 月 11 日に 3 世代相当期間の誘殺ゼロを達成し、当初予定されていた施行期間を大幅に短縮し、平成 28 年 7 月 14 日に緊急防除に関する省令を廃止する省令の公布、施行となった。

今回のミカンコミバエ問題の影響は、生産者にとどまらず、流通・卸小売・加工業者その他関係者へ大きな影響を与え、奄美市をはじめ、奄美群島全体の経済に影響を与え

るものであった。本委員会において、今回の問題を検証し、今後の課題をまとめた下記事項について、早急な是正、対応を強く要望し、「ミカンコミバエ問題」に関する特別委員会の最終報告とする。

記

1. 情報開示の遅れが被害の拡大につながったことから、各関係機関は今回の情報開示の検証を行い、今後対策を講じる必要がある。
2. 国、県、市及び各関係機関において、迅速で密な連携を取ることができるよう、連携体制の構築が必要である。
3. 初動体制の見直しを含め、今後迅速な防除が出来るように初動マニュアルの改定が必要である。
4. 奄美群島はミカンコミバエの分布地である台湾、東南アジア、中国等に近いことから、年間を通じた防除対策を講じる必要がある。
5. 農家等生産者のみならず、被害の範囲は流通・卸小売・加工業者等多くの分野に波及している現状から、資金繰りに対する金融支援措置等、新たな救済制度を設ける必要がある。
6. 放任農地等における寄主作物の除去対策について、今後法改正もしくは条例制定が必要と考えられる。
7. ミカンコミバエ対策の先進地である沖縄県との情報交換及び連携を図ること。

以 上

参 考 資 料
(意 見 書 等)

人工内耳を補装具として対象品目に加えることを求める意見書

昭和 60 年に人工内耳装用手術が始められ、補聴器では対応できない重度聴覚障害に、大きな希望と喜びを与えてくれました。

平成 6 年には人工内耳装用手術に健康保険が適用され、大きな門戸が開かれ、平成 26 年 2 月には、人工内耳適応年齢は 3 歳から生後 12 か月になり、今後より良い聞こえを求めて、人工内耳の手術を行う聴覚障害者（児）が増えていくことが考えられます。

人工内耳は、蝸牛に電氣的な刺激を与え聴覚を獲得する医療機器で、体外装置（スピーチプロセッサー）と、手術によって頭部に埋め込む体内機（インプラント）からなっています。

人工内耳は最初の手術と 1 台目の機器に医療保険が適用されますが、その後の体外装置（スピーチプロセッサー）の修理や保証期間外の購入費用は装用者の自己負担となっています。

一方、補装具として認められている補聴器は、その購入費用が助成され、耐用年数により、再購入の助成、修理費も認められています。

人工内耳は、補聴器と同様の機能がありながら、補聴器よりも高額で、修理、再購入の費用の自己負担は、装用者の大きな経済的負担となっています。

平成 26 年 1 月に批准された障害者権利条約では、第 2 条で合理的配慮が定められており、さらに平成 23 年に改正された障害者基本法第 24 条では、障害者の経済的負担の軽減について言及されています。

また、平成 28 年度から障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が施行されました。

よって、国におかれましては、人工内耳装用者の経済的負担を考慮し、人工内耳を補聴器と同様に補装具として対象品目に加えることを強く要望いたします。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 28 年 9 月 12 日

奄 美 市 議 会

【提出先】

内閣総理大臣，厚生労働大臣，総務大臣